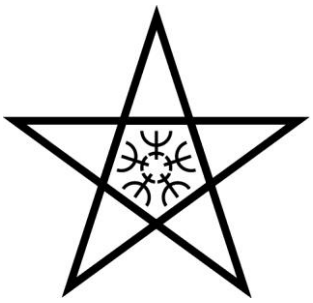
市 政 概 要

令和８年(2026 年)版

長崎市議会事務局



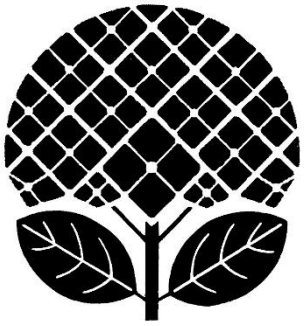
長 崎 市 き 章

外形は、草書の「長」を模様化し、“鶴の港”長崎を象徴して折鶴の形を星状に配しています。

内形は、幕末の安政年間に開港した全国の 5 つの港（長崎、函館、新潟、横浜、神戸）の 1 つであることを誇りにしたところから、5 つの市の字を加えたものです。

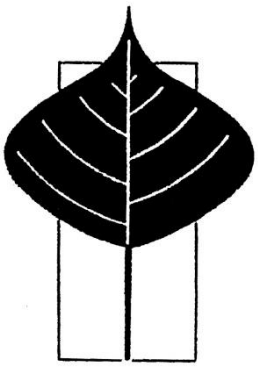
当時は、この 5 港に 3 府（東京、京都、大阪）を加えて全国の大都市を“3 府 5 港”と呼んでいました。

（明治 33 年 5 月 2 日制定）



ながさきの花

あ じ さ い



ながさきの木

なんきんはぜ



ながさきの鳥

ハ ト

長崎市民平和憲章

平成元年3月27日制定

私たちのまち長崎は、古くから海外文化の窓口として発展し、諸外国との交流を通じて豊かな文化をはぐくんできました。

第二次世界大戦の末期、昭和20年（1945年）8月9日、長崎は原子爆弾によって大きな被害を受けました。私たちは、過去の戦争を深く反省し、原爆被爆の悲惨さと、今なお続く被爆者の苦しみを忘れることなく、長崎を最後の被爆地にしなければなりません。

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。

私たち長崎市民は、日本国憲法に掲げられた平和希求の精神に基づき、民主主義と平和で安全な市民生活を守り、世界平和実現のために努力することを誓い、長崎市制施行 100 周年に当たり、ここに長崎市民平和憲章を定めます。

1　私たちは、お互いの人権を尊重し、差別のない思いやりにあふれた明るい社会づくりに努めます。

1　私たちは、次代を担う子供たちに、戦争の恐ろしさを原爆被爆の体験とともに語り伝え、平和に関する教育の充実に努めます。

1　私たちは、国際文化都市として世界の人々との交流を深めながら、国連並びに世界の各都市と連帯して人類の繁栄と福祉の向上に努めます。

1　私たちは、核兵器をつくらず、持たず、持ちこませずの非核三原則を守り、国に対してもこの原則の厳守を求め、世界の平和・軍縮の推進に努めます。

1　私たちは、原爆被爆都市の使命として、核兵器の脅威を世界に訴え、世界の人々と力を合わせて核兵器の廃絶に努めます。

私たち長崎市民は、この憲章の理念達成のため、平和施策を実践することを決意し、これを国の内外に向けて宣言します。

市 政 概 要 目 次

1 市　　勢

沿　　革 …… 9
位　　置 …… 11
市域の変遷 …… 12
地目別地積構成比 …… 13
人口・世帯数 …… 14
国勢調査 …… 15

2 議　　会

議会構成 …… 19
議会運営 …… 22
議会活動 …… 25
議会改革 …… 34
議会費予算等 …… 47
議会事務局 …… 49
選　　挙 …… 50

3 総務委員会関係

〔防災危機管理室・企画政策部・財務部・市民生活部〕

防　　災 …… 55
名誉市民・栄誉市民 …… 59
広報・広聴 …… 63
国際化推進 …… 66
総合計画 …… 69
長崎創生 …… 71
重点プロジェクト及び政策実現会議 …… 74
移住支援 …… 75
官民連携 …… 77
地域コミュニティ …… 79
財政状況 …… 81
予算・決算 …… 82

〔総務部・情報政策推進部〕

長崎市機構表 …… 98
情報公開・個人情報保護 ……102
情報化の推進 ……104
行財政改革 ……108
職員・給与等 ……110
職員研修 ……114

〔財務部・出納室〕

市　　税 ……116
市有財産 ……123
公共施設マネジメントの推進…… 126
契　　約 ……127

〔市民生活部・総合事務所〕

国民年金 ……128
戸籍・住民 ……130
市民相談 ……132
犯罪被害者等支援…… 133
交通安全対策 ……134
市民協働 ……135
消費者センター ……138
地域センター ……141
市民サービスコーナー ……142
災害援護 ……143
葬 斎 場 ……145
人権・男女共同参画 ……146
文化振興 ……149
スポーツ振興 ……152
市民センター ……157
ふれあいセンター ……158

〔消防局〕

消防行政の現況 ……160
火　　災 ……167
救　　急 ……168
救　　助 ……169

通信指令 ……170

4 教育厚生委員会関係

〔原爆被爆対策部〕

原爆被爆者対策 ……173
平和推進 ……195

〔福祉部・市民健康部・こども部・総合事務所〕

地域福祉 ……212
生活保護 ……216
障害者福祉 ……217
高齢者福祉 ……226
後期高齢者医療制度 ……233
国民健康保険 ……236
介護保険 ……241
保健衛生 ……254

〔こども部〕

児童福祉 ……263
幼児教育 ……276
青少年育成 ……278

〔福祉部・こども部・総合事務所〕

社会福祉施設一覧 ……281
医療福祉 ……282

〔市民健康部〕

医　　療 ……283

〔教育委員会〕

教育行財政 ……290
学校教育 ……292
生涯学習 ……300

5 環境経済委員会関係

〔環境部〕

環境保全 ……309
ごみ処理 ……314
し尿処理 ……326
一般財団法人クリーンながさき ……328

〔経済産業部〕

商 工 業 ……330
市　　場 ……342
物産振興 ……344

〔文化観光部〕

観　　光 ……345
文化財保護 ……357
２つの世界遺産 ……370
長崎学調査研究…… 371

〔水産農林部〕

水 産 業 ……373
農　　業 ……377
林　　業 ……385

6 建設水道委員会関係

〔土木部・まちづくり部・建築部・総合事務所〕

道　　路 ……391
公　　園 ……395
河　　川 ……398
都市計画 ……399
住居表示 ……412
地籍調査 ……414
交通対策 ……415
駐 車 場 ……418
土地対策 ……424
市営住宅 ……430
建築指導 ……437

〔上下水道局〕

水　　道 ……441
長崎市の主な水道施設 ……450
下 水 道 ……451
集落排水処理施設 ……459

１　市　　勢

沿　　革

「長崎」の地名には、いくつかの説があるが、この地が長い岬状の地形をしていたことから起こったといわれている。我が国の西の果ての海沿いに位置する長崎の発展の歴史は、元亀元年（1570 年）ポルトガルの宣教師によって良港であることが発見され、領主大村純忠と協定を結び、翌元亀 2 年（1571 年）ポルトガル船が入港し、町建てがされたときに始まる。

その後長崎は、キリスト教の布教の根拠地となったため、当時ルネッサンス期を迎えたヨーロッパの各種の文化が流入し、いわゆる南蛮文化は長崎に重要な影響を与えた。さらに豊臣氏、徳川氏がこの地を直轄領として定めたこと、また 1639 年以後の鎖国により、西欧文化導入の唯一の門戸となったことで、その後 200 数十年にわたり独占的な繁栄を極めた。しかし、安政の開国とともにその地位を失い、古い港町から近代都市としての発展を遂げるために苦しい道程をたどらなければならなかった。近代的産業都市への転換はまず造船工業を基点として始められ、中国大陸及び東南アジアに臨む地理的優位性から貿易港として新しい発展の道が見出されたこと、大正から昭和初期にかけて漁業基地としての地位を確立したことなどにより、次第に近代的産業都市として躍進を遂げ始めた。

第二次世界大戦の末期の昭和 20 年 8 月 9 日、一発の原子爆弾は、7 万余の尊い生命を奪い市北部一帯が廃墟と化した。しかし市民はその苦難の中から立ち上がり、造船業、水産業はともに戦前の水準をはるかに上回り、古い西欧文化の影響を受けた本市独特の歴史的文化遺産と美しい自然に恵まれた観光都市として、国内外において大きく脚光を浴びるに至った。

昭和 48 年のオイルショック以降、構造的な造船不況、あるいは 200 海里問題等による水産業の不振や観光客の減少などにより、本市経済は低迷した。昭和 57 年 7 月 23 日には、未曽有の集中豪雨により当時の長崎市域で 262 人の死者・行方不明者を出し、被害総額 2,119 億円を超える大惨禍を受けた。しかし、市民の努力と国内外からの援助により目覚ましい復興を果たすとともに、更に、このような被害を二度と繰り返すことのないよう、市民と行政が一体となり恒久的な防災都市建設に向けて取り組んでいる。

平成 27 年には、長崎市内の 8 つの構成資産を含む「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が、平成 30 年には長崎市内の 3 つの構成資産を含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産に登録され、その価値が国内外に発信されることとなった。

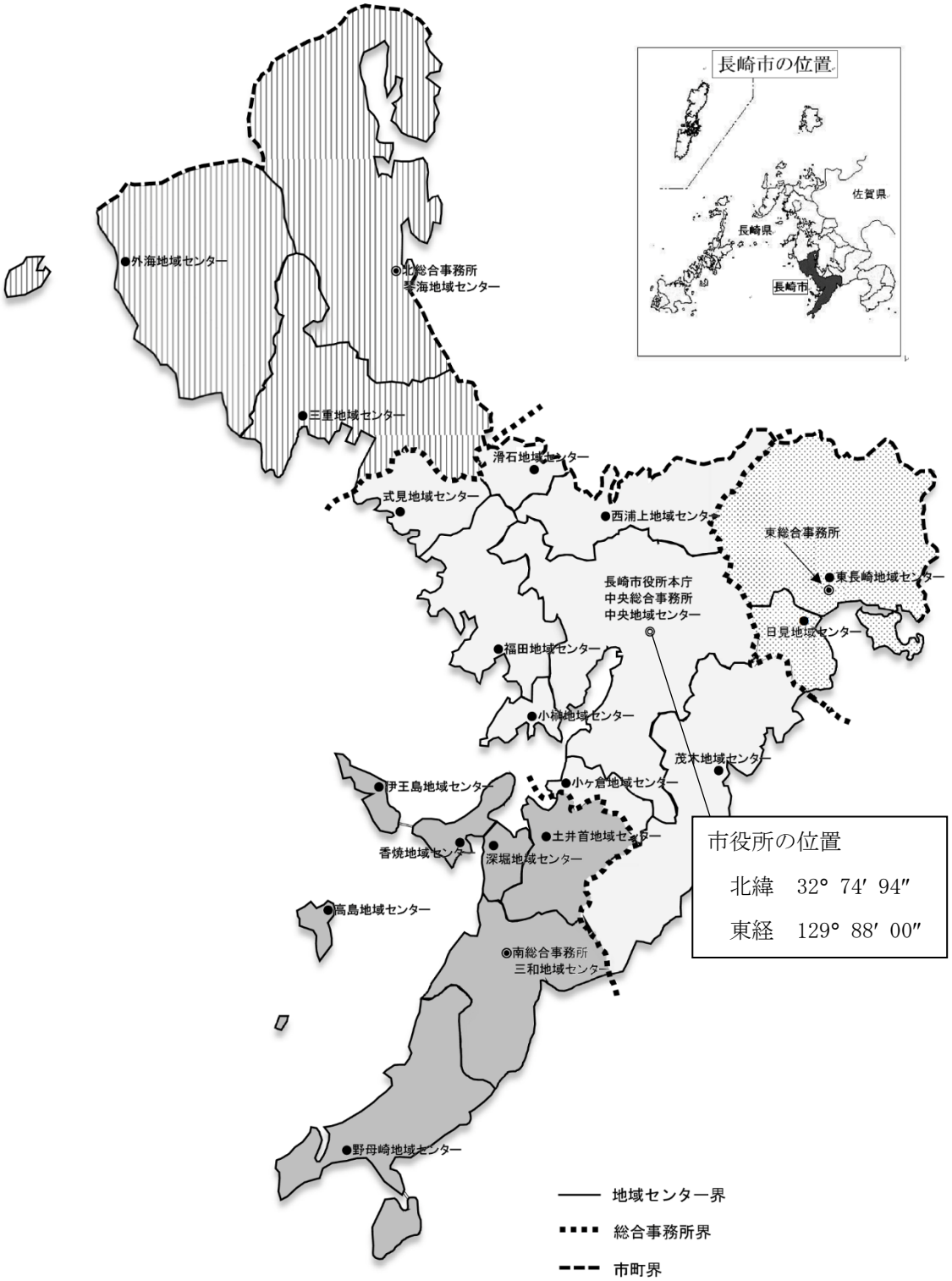
令和３年には、長崎駅西側にコンベンション施設である出島メッセ長崎が、令和４年には西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）が開業するなど、陸の玄関口である長崎駅周辺の整備が進められている。

令和５年１月には、魚の町の市公会堂跡地に移転した新市庁舎（地上 19 階、地下 1 階）が開庁した。

～ 長 崎 の 歴 史（略 年 表）～

1571 年（元 亀 2 年）　長崎の町づくりが始まり、ポルトガル船が初めて長崎に入港
1592 年（文 禄 元 年）　長崎奉行所設置
1605 年（慶長 10 年）　長崎村が天領となる
1639 年（寛永 16 年）　ポルトガル船の来航を禁止（鎖国）
1859 年（安 政 6 年）　鎖国を解き函館、横浜とともに開港
1869 年（明 治 2 年）　長崎府が廃止され、長崎県が置かれる
1889 年（明治 22 年）　長崎市制施行（4 月 1 日）
1891 年（明治 24 年）　本河内高部水道工事完成、給水開始（横浜、函館に次いで国内 3 番目）
1945 年（昭和 20 年）　原子爆弾投下される（8 月 9 日午前 11 時 02 分炸裂）
1949 年（昭和 24 年）　長崎国際文化都市建設法が公布される
1982 年（昭和 57 年）　長崎大水害発生（7 月 23 日）
1989 年（平 成 元 年）　長崎市民平和憲章議決（3 月 27 日）
1989 年（平 成 元 年）　市制施行 100 周年
1990 年（平 成 2 年）　長崎「旅」博覧会が開催される（長崎県・長崎市・長崎商工会議所共催）
1995 年（平 成 7 年）　国連軍縮長崎会議開催
1997 年（平 成 9 年）　中核市へ移行（4 月 1 日）
1998 年（平成 10 年）　第 2 回国連軍縮長崎会議開催
1999 年（平成 11 年）　ながさき男女共同参画都市宣言
2000 年（平成 12 年）　日蘭交流 400 周年
2001 年（平成 13 年）　ながさき環境都市宣言
2005 年（平成 17 年）　長崎市と香焼、伊王島、高島、野母崎、三和、外海の 6 町が合併
2006 年（平成 18 年）　長崎市と琴海町が合併、長崎さるく博’06 開催
2015 年（平成 27 年）　旧グラバー住宅など 8 つの資産が世界文化遺産に登録
2016 年（平成 28 年）　連携中枢都市宣言
2018 年（平成 30 年）　大浦天主堂など 3 つの資産が世界文化遺産に登録
2019 年（令和 元年）　市制施行 130 周年
2020 年（令和 ２年）　長崎やさしいまち宣言
2021 年（令和 ３年）　ゼロカーボンシティ長崎宣言
2022 年（令和 ４年）　西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）開業
2023 年（令和 ５年）　新市庁舎開庁

位　　置


長崎市の位置
佐賀県
長崎県
長崎市
●外海地域センター
◉北総合事務所
琴海地域センター
●三重地域センター
滑石地域センター
式見地域センター
●西浦上地域センター
東総合事務所
●東長崎地域センター
長崎市役所本庁
中央総合事務所
中央地域センター
日見地域センター
●福田地域センター
●小榊地域センター
茂木地域センター
●伊王島地域センター
●小ヶ倉地域センター
●土井首地域センター
香焼地域センター
深堀地域センター
●高島地域センター
◉南総合事務所
三和地域センター
●野母崎地域センター
市役所の位置
北緯　32° 74′ 94″
東経　129° 88′ 00″
地域センター界
総合事務所界
市町界

市　域　の　変　遷

年　月　日	拡　　張　　地　　域	面　積（km²）	人　口（人）
明 22. 4. 1	市制施行当時	（推）　7.00	54,502
〃 31.10. 1	下長崎村及び上長崎村・戸町村・淵村・浦上山里村の一部（第 1 次市域拡張）	（推）　16.00	113,307
大 9.10. 1	上長崎村・浦上山里村編入（第 2 次市域拡張）	41.10	232,912
昭 13. 4. 1	小榊村・土井首村・小ヶ倉村・西浦上村編入（第 3 次市域拡張）	90.54	268,945
〃 25. 4. 1	福田村の一部編入（第 4 次市域拡張）	90.60	247,248
〃 30. 1. 1	深堀村・福田村編入（第 5 次市域拡張）	114.23	292,765
〃 30. 2. 1	日見村編入（第 6 次市域拡張）	121.32	296,323
〃 37. 1. 1	茂木町・式見村編入（第 7 次市域拡張）	165.41	372,027
〃 38. 4.20	東長崎町編入（第 8 次市域拡張）	206.62	392,072
〃 48. 3.31	三重村編入（第 9 次市域拡張）	238.12	431,181
〃 48. 4. 1	時津町の一部編入（第 10 次市域拡張）	239.03	433,196
〃 61.10. 1 現在	公有水面等の埋立て	241.78	448,554
〃 62.10. 1 〃	公有水面等の埋立て	241.79	449,149
〃 63.10. 1 〃	国土地理院による見直し	240.67	447,535
平 2.10. 1 〃	公有水面等の埋立て	240.77	444,599
〃 4.10. 1 〃	公有水面等の埋立て	240.82	442,373
〃 5.10. 1 〃	公有水面等の埋立て	240.99	441,308
〃 6.10. 1 〃	公有水面等の埋立て	241.09	439,471
〃 8.10. 1 〃	公有水面等の埋立て	241.16	436,081
〃 9.10. 1 〃	公有水面等の埋立て	241.20	432,759
〃 13.10. 1 〃	国土地理院による見直し	241.21	421,324
〃 14.10. 1 〃	国土地理院による見直し	241.32	420,229
〃 17. 1. 4 〃	外海町・野母崎町・三和町・香焼町・伊王島町・高島町編入（第 11 次市域拡張）	338.72	447,103
〃 18. 1. 4 〃	琴海町編入（第 12 次市域拡張）	406.35	454,739
〃 18.10. 1 〃	国土地理院による見直し	406.36	451,738
〃 19.10. 1 〃	国土地理院による見直し	406.37	448,831
〃 20.10. 1 〃	国土地理院による見直し	406.40	445,822
〃 22.10. 1 〃	国土地理院による見直し	406.43	443,766
〃 23.10. 1 〃	国土地理院による見直し	406.46	441,199
〃 25.10. 1 〃	国土地理院による見直し	406.47	436,029
〃 26.10. 1 〃	国土地理院による見直し	405.81	433,514
〃 27.10. 1 〃	国土地理院による見直し	405.86	429,508
令 5. 4. 1 〃	国土地理院による見直し	405.69	395,591

地目別地積構成比

山　　林	38.8　%	雑　種　地	4.5　%
宅　　地	13.5	牧　　場	0.0
畑	12.2	池　　沼	0.2
原　　野	6.3	そ　の　他	21.7
田	2.8	合　　計	100.0

※　R8.1.1 現在の固定資産税台帳地積による（非課税地を含む）。

人 口 ・ 世 帯 数

1　人口の推移（国勢調査結果により推計）

（各年１月１日）

年　次	世　帯　数（世　帯）	人口			人口密度（人／km²）
		総　数（人）	男　（人）	女　（人）	
H30　年	188,328	420,671	194,331	226,340	1,036
H31　年	187,459	415,839	191,732	224,107	1,025
R2　年	186,504	410,445	188,875	221,570	1,011
R3　年	185,914	405,545	186,493	219,052	999
R4　年	186,328	402,960	185,653	217,307	993
R5　年	186,315	398,039	183,598	214,441	981
R6　年	186,264	392,685	181,309	211,376	968
R7　年	186,167	387,395	178,948	208,447	955
R8　年	185,813	382,397	176,636	205,761	943

2　人口動態

（単位：人）

年　次	自然動態			社会動態			増　減
	出　生	死　亡	増　減	転　入	転　出	増　減	
H30 年	2,999	5,167	△ 2,168	13,150	15,814	△ 2,664	△ 4,832
R元年	2,782	5,243	△ 2,461	12,399	15,332	△ 2,933	△ 5,394
R2 年	2,638	5,185	△ 2,547	12,185	14,538	△ 2,353	△ 4,900
R3 年	2,550	5,455	△ 2,905	11,197	13,682	△ 2,485	△ 5,390
R4 年	2,449	5,840	△3,391	12,191	13,721	△1,530	△4,921
R5 年	2,186	5,959	△3,773	12,180	13,761	△1,581	△5,354
R6 年	1,904	6,041	△ 4,137	12,307	13,460	△ 1,153	△ 5,290
R7 年	1,845	6,115	△ 4,270	12,033	12,761	△ 728	△ 4,998

3　外国人人口（各年 12 月末）

（単位：人）

年　次	総　数			中国	朝鮮韓国	イギリス	アメリカ	フィリピン	ベトナム	ネパール	その他
	計	男	女								
H30 年	3,809	2,072	1,737	1,143	411	41	80	485	573	224	852
R元年	3,700	1,910	1,790	1,142	400	39	82	357	586	282	812
R2 年	3,163	1,642	1,521	991	330	35	68	329	557	214	639
R3 年	2,854	1,455	1,399	909	293	36	73	326	481	178	558
R4 年	3,607	1,860	1,747	1,007	324	45	71	430	489	484	757
R5 年	4,343	2,308	2,035	1,108	343	37	81	614	516	662	982
R6 年	4,909	2,608	2,301	1,097	312	36	89	738	595	792	1,250
R7 年	5,487	2,897	2,590	1,136	322	41	91	784	655	864	1,594

※　平成 24 年 7 月 9 日に外国人登録制度が廃止され外国人住民も住民基本台帳の適用対象となったため、平成 24 年からは住民基本台帳に基づく外国人人口となっている。

国　勢　調　査

1　国勢調査人口の推移

区分／年次	面積（km²）	世帯数（世帯）	人口（人） 総数	男	女	増加人口（人）	増加率（%）	備考
S45	207.61	116,899	421,114	199,697	221,417	15,635	3.9	昭和48年三重村（4,882人）・時津町の一部（1,087人）を合併
S50	239.65	134,783	450,194	214,005	236,189	29,080	6.9	
S55	240.43	143,448	447,091	211,295	235,796	△ 3,103	△ 0.7	平成17年香焼町(4,512人)・伊王島町(1,035人)・高島町(900人)・野母崎町(8,101人)・三和町(12,366人)・外海町(7,405人)を合併
S60	241.76	149,453	449,382	211,546	237,836	2,291	0.5	
H2	240.77	156,731	444,599	207,651	236,948	△ 4,783	△ 1.1	平成18年琴海町（12,507人）を合併
H7	241.09	165,078	438,635	204,198	234,437	△ 5,964	△ 1.3	
H12	241.20	166,391	423,167	196,213	226,954	△15,468	△ 3.5	
H17	338.72	179,636	442,699	203,292	239,407	19,532	4.6	
H22	406.43	187,685	443,766	203,574	240,192	1,067	0.2	
H27	405.86	189,419	429,508	198,716	230,792	△14,258	△ 3.2	
R2	405.86	187,423	409,118	188,519	220,599	△20,390	△ 4.7	

※　各国勢調査年次での市域における人口・世帯数・面積であり、現市域の数値ではない。
※　備考欄の人数は、合併前の国勢調査における人口である。

2　年齢別人口

（単位：人・%）

年齢別／年次	計 総数	割合	0 ～ 14 歳 実数	割合	15 ～ 64 歳 実数	割合	65 歳 以 上 実数	割合
S45	421,114	100.0	108,697	25.8	286,904	68.1	25,513	6.1
S50	450,194	100.0	111,677	24.8	306,099	68.0	32,360	7.2
S55	447,091	100.0	104,199	23.3	303,983	68.0	38,718	8.7
S60	449,382	100.0	96,866	21.6	306,387	68.2	46,013	10.2
H2	444,599	100.0	83,766	18.8	304,120	68.4	56,261	12.7
H7	438,635	100.0	72,815	16.6	297,067	67.7	68,465	15.6
H12	423,167	100.0	62,327	14.7	280,214	66.2	80,480	19.0
H17	442,699	100.0	58,932	13.3	283,492	64.0	100,034	22.6
H22	443,766	100.0	55,317	12.5	275,191	62.0	110,405	24.9
H27	429,508	100.0	50,265	11.9	249,601	59.0	122,974	29.1
R2	409,118	100.0	46,771	11.6	223,535	55.5	132,604	32.9

※　50 年以降の総数には年齢不詳を含む。

3　就業人口

（単位：人・％）

区分／年次	就業者数・構成比								
	総数	第1次産業	割合	第2次産業	割合	第3次産業	割合	分類不能	割合
S50	188,234	11,097	5.9	54,138	28.8	122,362	65.0	637	0.3
S55	188,297	9,706	5.1	45,557	24.2	132,928	70.6	106	0.1
S60	189,264	8,519	4.5	42,256	22.3	138,110	73.0	379	0.2
H2	194,832	6,722	3.5	42,406	21.8	145,315	74.6	389	0.1
H7	200,398	5,299	2.6	42,980	21.4	151,431	75.7	688	0.3
H12	190,210	4,062	2.1	38,964	20.5	145,677	76.6	1,507	0.8
H17	197,026	4,425	2.2	36,687	18.6	154,033	78.2	1,881	1.0
H22	199,972	4,060	2.0	35,833	17.9	149,230	74.6	10,849	5.4
H27	195,850	3,658	1.9	36,181	18.5	146,548	74.8	9,463	4.8
R2	184,533	3,011	1.6	31,003	16.8	145,240	78.7	5,279	2.9

4　人口集中地区

区分／年次	全市				人口集中地区			
	人口	世帯数	面積	人口密度	人口	世帯数	面積	人口密度
	人	世帯	km²	人／km²	人	世帯	km²	人／km²
S50	450,194	134,783	239.65	1,878.5	336,025	105,192	33.4	10,060.6
S55	447,091	143,448	240.43	1,859.5	345,980	115,411	39.4	8,781.2
S60	449,382	149,453	241.76	1,858.8	338,296	117,738	39.0	8,674.3
H2	444,599	156,731	240.77	1,846.6	369,833	134,689	44.5	8,310.9
H7	438,635	165,078	241.09	1,819.4	363,247	141,783	43.7	8,312.3
H12	423,167	166,391	241.20	1,754.4	351,970	143,684	44.5	7,909.4
H17	442,699	176,636	338.72	1,307.0	340,164	144,312	45.6	7,459.7
H22	443,766	187,685	406.43	1,091.9	327,791	145,917	45.3	7,236.0
H27	429,508	189,419	405.86	1,058.3	314,082	146,368	44.7	7,028.0
R2	409,118	187,423	405.86	1,008.0	290,853	140,773	43.1	6,756.2

※　人口集中地区…人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1平方キロメートル当り4,000人以上）が隣接し、それらの隣接した地域の人口が5,000人以上となる地域。

5　昼間人口

（単位：人）

区分		平成22年	平成27年	令和2年
夜間人口		443,766	429,508	409,118
流入	総数	34,111	35,275	31,808
	就業者	28,666	29,820	27,715
	通学者	5,445	5,455	4,093
流出	総数	20,097	21,040	21,431
	就業者	17,622	18,381	18,903
	通学者	2,475	2,659	2,528
流入超過者		14,014	14,235	10,377
昼間人口		457,780	443,743	419,495

※　夜間人口、昼間人口は、不詳の者を含む数値である。
　　流入・流出には15歳未満を含む。

２　議　　会

議　会　構　成

1　議　　員（現議員の任期：令和５年５月２日～令和９年５月１日）

(1)　議　員　数

・条 例 定 数　　40 人（H21. 3.11 制定・H23 一般選挙から施行）

・現　員　数　　39 人

(2)　党派・会派別議員数　　（Ｒ８．４．１現在）

会派＼党派	自　由 民主党	公明党	国　民 民主党	社　会 民主党	日　本 共産党	無所属	計
市　民　ク　ラ　ブ			5	2		3	10
自　　民　　創　　生	7					3	10
新　政　ミ　ラ　イ						9	9
公　　明　　党		6					6
日　本　共　産　党					2		2
ながさき次世代の党						1	1
明　政　ク　ラ　ブ						1	1
計	7	6	5	2	2	17	39

(3)　年齢別議員数　　（Ｒ８．４．１現在）

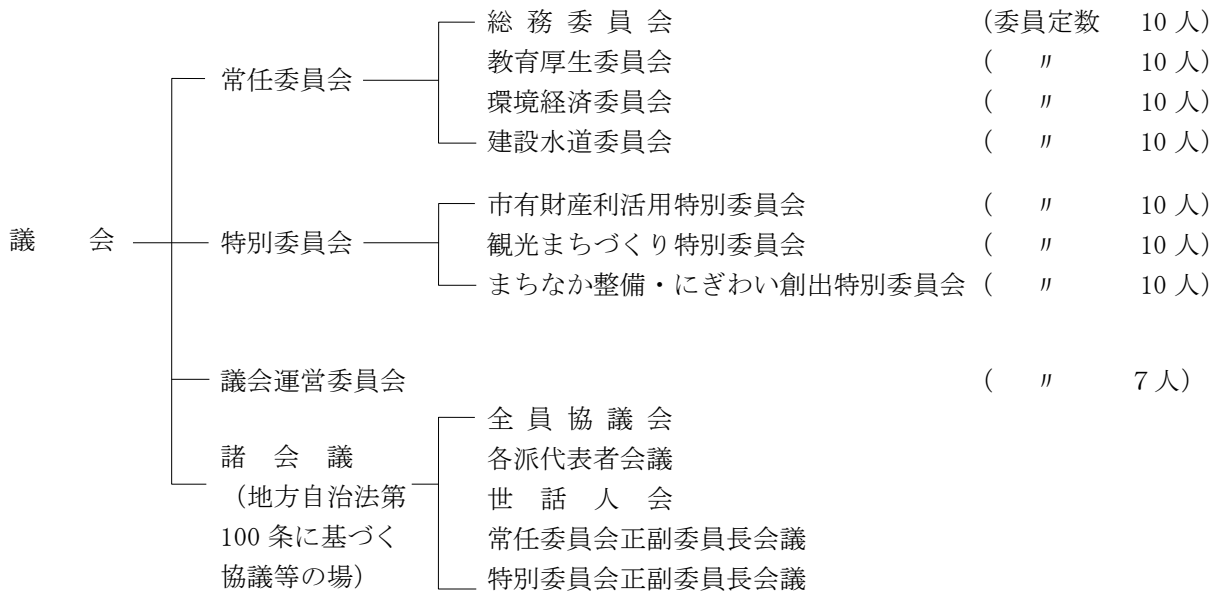
年　齢	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～	平　均	最年長	最年少
人　員	4	6	9	10	8	2	59.3 歳	84 歳	32 歳

(4)　当選回数別議員数

当選回数	１期	２期	３期	４期	５期	６期	７期	８期	９期
人　　員	10	5	7	8	5	2	1	0	1

2　委員会等

(1)　委員会等の構成（Ｒ８．４．１現在）



(2)　常任委員会・特別委員会　　（Ｒ８．４．１現在）

委　員　会　名	所　管　事　項	任　期
総 務 委 員 会	防災危機管理室、東京事務所、出納室、企画政策部、総務部、情報政策推進部、財務部、市民生活部、中央総合事務所、東総合事務所、南総合事務所、北総合事務所、消防局、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項	１　年
教育厚生委員会	原爆被爆対策部、福祉部、市民健康部、こども部及び教育委員会の所管に属する事項	
環境経済委員会	環境部、経済産業部、文化観光部、水産農林部及び農業委員会の所管に属する事項	
建設水道委員会	土木部、まちづくり部、建築部及び上下水道局の所管に属する事項	
市有財産利活用特別委員会	市有財産利活用について	調　査 終　了 ま　で
観光まちづくり特別委員会	観光まちづくりについて	
まちなか整備・にぎわい創出特別委員会	まちなか整備・にぎわい創出について	

(3)　議会運営委員会

協　議　事　項	1　議会の審議日程（会期の決定、延長、休会等）に関すること 2　議事日程に関すること 3　付議事件に関すること 4　議案等の取り扱い（付託委員会の分類等）に関すること 5　一般質問を行う時期及び緊急質問の取り扱いに関すること 6　選挙、選任に関すること 7　議事運営上問題となった事件等に関すること 8　議員の派遣に関すること 9　その他議会運営につき各会派間の協議事項に関すること
構　成　員　の 選　出　区　分	定数は議決で定める。各交渉会派の所属議員数に応じて選出。正・副議長には出席要請し、２人又は３人会派についても、委員外議員として１人の出席を要請することがある。 （所属議員数　委員数） ４人～８人　１人 ９人～15人　２人 16人～21人　３人 22人以上　４人
設　置　の　根　拠	長崎市議会委員会条例
任　　期	1　　年

(4)　諸会議（地方自治法第100条に基づく協議等の場）

名　称	目　　的	構　成　員	設置の根拠
全員協議会	市政及び議会の重要事項に関する協議又は調整を行う。	全　　議　　員	長崎市議会 会議規則第127条
各派代表者 会　　議	高度に政治的な重要事項に関する協議又は調整を行う。	議長、副議長、２人以上の会派の代表者１人（ただし、16人以上の会派は２人）及び議会運営委員長	
世話人会	議会の選挙、人事及びその他議会の庶務に関する協議又は調整を行う。	議長、副議長、議会運営委員及び４人未満２人以上の会派から１人	
常任委員会 正副委員長 会　　議	常任委員会の運営及び活動等に関する事項の協議又は調整を行う。	議長、副議長、常任委員長、常任副委員長、議会運営委員長及び議会運営副委員長	
特別委員会 正副委員長 会　　議	特別委員会の運営及び活動等に関する事項の協議又は調整を行う。	議長、副議長、特別委員長、特別副委員長、議会運営委員長及び議会運営副委員長	

議　会　運　営

1　定例会の標準的な会期日程

【6月、9月、11月又は12月定例会の場合】

初日（招集日）	2日間	4日間	4日間	1日間	最　終　日
本　会　議 （議案上程 委員会付託）	休　会 （議案研究）	本　会　議 （市政一般質問）	委　員　会 （付託案件審査）	休　会 （議事整理）	本　会　議 （委員長報告）

※　2月又は3月定例会の会期は、当初予算審査のため委員会は6～8日間程度

※　9月定例会最終日に、決算議案の上程・閉会中の委員会に付託

2　会議時間

午前10時から午後5時まで（長崎市議会会議規則第9条）

3　一般質問

（H18.11.27・R元.6.17・R7.6.16議会運営委員会決定）

<table>
<tr><td rowspan="2">区　　分</td><td colspan="2">2月又は3月定例会（改選の年は6月定例会）</td><td>左記以外の定例会</td></tr>
<tr><td>会派代表質問</td><td>個　人　質　問</td><td>個　人　質　問</td></tr>
<tr><td rowspan="2">通　告　期　間</td><td colspan="2">招集告示日の翌日（本市の休日を除く）の午後1時から招集日の本会議終了後概ね1時間後まで</td><td>招集告示日の翌日（本市の休日を除く）の午後1時から招集日の午後1時まで</td></tr>
<tr><td colspan="3">※『運用1』</td></tr>
<tr><td>所　要　日　数</td><td colspan="3">概　ね　4　日　間</td></tr>
<tr><td>会派持ち時間</td><td colspan="3">（各定例会ごと）会派所属人数×30分　　※『運用2』</td></tr>
<tr><td>発　言　時　間
（理事者答弁を含む）</td><td>2人会派　60分
3人以上の会派　90分
※『運用3』</td><td colspan="2">原則60分
ただし、1会派につき1人のみ30分の質問ができる</td></tr>
<tr><td>発　言　者　数</td><td>会派の代表1人</td><td>会派の持ち時間から代表質問時間を差し引いた時間の範囲で人数調整を行う。</td><td>会派持ち時間の範囲で人数調整して行う。</td></tr>
<tr><td>発　言　順　位</td><td>多数会派順
※『運用4』</td><td colspan="2">抽　　選</td></tr>
<tr><td>関　連　質　問</td><td colspan="3">通告時間の制限内において、同一会派の議員に限り認める</td></tr>
<tr><td>質　問　方　法</td><td colspan="3">(1)一括質問一括答弁方式
質問通告表に基づき登壇して各項目にわたり一括して質問を行った後、自席に戻り、理事者からの答弁を一括して受けた後、自席からの再質問は、各項目ごとの一問一答も行うことができるものとする。
(2)一問一答方式
質問通告表に基づき登壇して1項目目の最初の質問を行った後、自席に戻り、理事者からの答弁を受けた後、2項目目以降の質問は自席より行うものとする。</td></tr>
<tr><td>発言通告書の記載内容</td><td colspan="3">件名を明記（※一問一答の場合は、質問内容の記載も必須）</td></tr>
</table>

『運用1』：招集告示日が通常（招集日の7日前）より前の場合、通常の招集告示日の翌日（招集日の6日前）の午後1時からとする。

『運用2』：一会派において、一定例会で残した時間（会派持ち時間－会派の質問通告時間の合計）が30分以上の場合は、30分を次の定例会に限り持ち越すことができる。なお、1人会派についても同様とする。ただし、11月又は12月定例会から2月又は3月定例会への持ち越しはできない。

『運用3』：会派代表質問の会派とは、所属議員2人以上の会派をいう。

『運用4』：同数会派は、交互に行う。

４　緊急質問

緊急質問は、災害発生など重大な問題で、かつ緊急性がある場合に限って認める。

５　質疑の回数

原則として同一議員につき、同一議題について２回を超えることはできない。

６　予算及び決算の審査方法

(1)　予算の審査方法

ア　一般会計予算の審査

歳入歳出予算のうち歳出部分、継続費、繰越明許費、債務負担行為については、所管する各常任委員会に分割して付託する。（各総合事務所は総務委員会の所管となるが、予算は、目的別に各常任委員会で審査する。）

歳入歳出予算のうち歳入部分、地方債、一時借入金、歳出予算の各項の経費の金額の流用は、総務委員会に付託する。

なお、歳出部分を付託された委員会において、修正可決をされた場合、その旨を総務委員会に通知し、関連する歳入部分の修正を総務委員会において行う。

イ　特別会計予算・公営企業会計予算の審査

特別会計・公営企業会計予算は、所管する各常任委員会に付託する。

(2)　決算の審査方法

一般会計・特別会計・公営企業会計決算の全部を９月定例会の最終日に上程し、次のとおり付託の上、閉会中に審査を行う。また、各会計とも 11 月又は 12 月定例会冒頭に委員長報告を行い、議決している。

ア　一般会計決算の分割付託

歳入歳出決算のうち歳出部分については、所管する各常任委員会に分割して付託する。

歳入歳出決算のうち歳入部分は、総務委員会に付託する。（各総合事務所は、予算と同様）

イ　特別会計決算・公営企業会計決算の付託

特別会計・公営企業会計決算は、所管する各常任委員会に付託する。

７　請願・陳情

(1)　請願……　会期中における請願の提出期限は、原則として招集日の午後５時までとし、議長受理後、本会議に上程し委員会に付託するのが例であり、付託する委員会及び委員会付託の省略については、あらかじめ議会運営委員会で協議する。

採択した請願で執行機関に送付したものについては、翌年４月頃処理結果の報告を求め、６月定例会において報告している。（ただし、改選年は２月又は３月定例会）

なお、結果については、提出者あてに文書で通知している。

(2)　陳情……　請願と同様の提出期限を設けている。持参、郵送または長崎市電子申請サービスにより提出された陳情は希望があったものは原則として議長の権限で所管の委員会に送付するのが例であるが、法令等又は公序良俗に反するもの、過去に委員会で審査を行った請願・陳情と同一趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの、趣旨又は願意が不明確なもの、陳情者が市内在住ではないもの、市政に関わらないものなどに該当する場合は委員

会へ送付しないこととしている。付託する委員会及び委員会付託の省略については、あらかじめ議会運営委員会で協議する。

なお、委員会で審査を行った後、提出者あてに審査概要を文書で通知している。

8　意見書・決議

意見書・決議については、できる限り全会一致により可決することを例としているため、あらかじめ議会運営委員会に諮り、各会派共同による提案を行っている。議案提出者には議会運営委員長が、賛成者には議会運営委員がなり、２人会派と３人会派の出席要請された委員外議員も賛成者に加わることができる。

なお、委員会から提案する場合は、当該委員長が提出者となり、当該委員が賛成者となるのが例である。

9　傍　　聴

内容／区分	一般傍聴人	報道関係者
本会議	傍聴ロビーにおいて、傍聴人受付票に自己の住所及び氏名を記載し、自由に傍聴することができる。	報道機関が本会議を傍聴するときは、市政記者については、自社の腕章を着用、市政記者以外の報道機関については、議会事務局総務課において、傍聴人受付票に自己の社名及び氏名を記載し、交付された市議会腕章を着用しなければならない。 市政記者以外の報道機関が本会議の傍聴を終えたときは、腕章を返還しなければならない。
委員会	1　一般の傍聴人の定員は原則７人とし、傍聴席として委員会室の最後列に椅子席を常設する。なお、委員長は、議案等の内容を勘案して、必要に応じて定員をふやすことができる。 2　委員会を傍聴しようとする者は、議会事務局総務課において、傍聴人受付票に自己の住所及び氏名を記載し、委員会の傍聴章の交付を受けなければならない。 傍聴章の交付は原則先着順とするが、あらかじめ定員を超えることが明らかな場合は、抽選によることができる。 傍聴人が傍聴を終え退室するときは、傍聴章を返還しなければならない。	報道機関が委員会を傍聴するときは、市政記者については、自社の腕章を着用、市政記者以外の報道機関については、議会事務局総務課において、傍聴人受付票に自己の社名及び氏名を記載し、交付された市議会腕章を着用しなければならない。 市政記者以外の報道機関が委員会の傍聴を終えたときは、腕章を返還しなければならない。

議　会　活　動

1　議会の開催状況（令和７年）

（単位：件）

議会の区分	会期（日間）	会議日数		計	市長提出議案・報告（件）									議員提出議案（件）					請願	会議時間		市政一般質問（人）
		本会議（日）	委員会（日）		小計	条例	予算	人事	決算	契約	財産取得処分	その他		諮問	条例等	意見書	決議	附帯決議		本会議	委員会	
												議案	報告等									
計	85	25	24	273	263	108	45	9	14	28	8	19	32	0	2	3	1	1	3	70時間36分	258時間53分	代表５個人55
第１回臨時会	1/23 １日間	1	1	10	9	0	5	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	38分	7時間41分	
第２回定例会	２/19 ～３/13 23日間	6	7	53	51	13	20	4	0	7	1	5	1	0	1	0	0	0	1	18時間20分	102時間26分	代表５個人10
第３回定例会	６/９ ～６/26 18日間	6	5	50	48	8	5	2	0	9	5	1	18	0	0	1	1	0	0	16時間44分	44時間59分	個人15
第４回定例会	９/５ ～９/29 25日間	6	5	97	96	77	2	3	0	5	2	3	4	0	0	1	0	0	0	17時間19分	60時間28分	個人15
第５回定例会	11/25 ～12/12 18日間	6	6	63	59	10	13	0	14	7	0	10	5	0	1	0	0	1	2	17時間35分	43時間19分	個人15

※委員会の会議時間については、現地調査の時間は含めていない。
※委員会の会議日数及び会議時間については、議会運営委員会は含めていない。
※継続審査となった議案については、議決した定例会にのみ含める。

２　委員会等の開催状況（令和７年）

区分 / 委員会名		R7年(回) 計	開会中	閉会中	会議時間（時間：分）
合計		133	96	37	346時間18分
常任委員会		85	73	12	303時間29分
〔内訳〕	総務	23	20	3	99時間24分
	教育厚生	21	18	3	79時間51分
	環境経済	19	16	3	48時間48分
	建設水道	22	19	3	75時間26分
議会運営委員会		18	11	7	10時間16分
特別委員会		30	12	18	32時間33分
〔内訳〕	防災対策（令和６年設置）	1	0	1	10分
	部活動のあり方検討（令和６年設置）	1	0	1	13分
	地域公共交通対策（令和６年設置）	1	0	1	11分
	旧合併町活性化（令和７年設置）	9	4	5	13時間58分
	官民連携在り方検討（令和７年設置）	9	4	5	8時間30分
	長崎港活性化対策（令和７年設置）	9	4	5	9時間31分

区分 / 会議名	R7年（回） 計	開会中	閉会中	会議時間（時間：分）
各派代表者会議	4	0	4	49分
世話人会	8	3	5	55分
全員協議会	1	1	0	13分

３　委員会の審査状況（令和７年）

（単位：件）

区分 / 委員会名		合計	審査案件													報告	調査	陳情
			小計	条例	予算	人事	決算	契約	財産の取得処分	その他	諮問	意見書	決議	附帯決議	請願			
合計		265	223	107	45		14	28	8	18					3	8	28	6
常任委員会		238	223	107	45		14	28	8	18					3	4	5	6
〔内訳〕	総務	67	63	42	2		1	4	4	8					2	1	1	2
	教育厚生	64	61	19	16		6	12	2	5					1	1	1	1
	環境経済	47	42	26	7		2	4	2	1						1	2	2
	建設水道	52	49	20	13		4	8		4						1	1	1
	分割付託	8	8		7		1											
議会運営委員会		1														1		
特別委員会		26														3	23	
〔内訳〕	防災対策	1														1		
	部活動のあり方検討	1														1		
	地域公共交通対策	1														1		
	旧合併町活性化対策	8															8	
	官民連携在り方検討	7															7	
	長崎港活性化対策	8															8	

※継続審査となった議案については、複数回審査を行った場合も１件とする。

4　全員協議会開催状況

昭和 60.10. 7	セントポール市親善訪問団歓迎について
61. 3.22	ミデルブルフ市長歓迎について
62. 5.13	議会選出監査委員の選出について
63. 3. 2	長崎市制 100 周年記念事業、長崎「旅」博覧会について
平成元. 1. 9	大行天皇崩御に伴う長崎市議会としての弔慰について
元. 4.20	ミデルブルフ市親善訪問団歓迎について
2. 1.19	本島長崎市長狙撃事件に関する声明について
2. 6.27	長崎「旅」博覧会について
2.12.14	福州市友好代表団の歓迎について
3. 5.14	議会選出監査委員の選出について
4.10. 8	セントポール市親善訪問団歓迎について
5. 3. 4	公職選挙法及び政治資金規正法の改正について（説明会）
5. 3.24	監査委員の候補者の選出について
5. 8.12	長崎市立中央３小学校の統廃合について
5.11. 4	制限付一般競争入札の試行について（説明会）
6. 5. 6	築町 3 番街区市街地再開発事業について
7. 8.28	新県立大学の設置問題について
9. 1.17	（仮称）いこいの里整備事業について
9. 6.12	監査委員の選出について
9.12.24	本市の水質検査に関する告発並びに新聞報道の件について
10. 3. 4	ミデルブルフ市長一行の歓迎について
11. 5.17	監査委員の選出について
12. 6.19	被爆地域拡大是正の要請行動計画について
12.10.13	福州市友好都市提携 20 周年友好交流訪問団の歓迎について
12.12.22	長崎県廃棄物公共関与事業について
平成 13.11.14	セントポール市公式訪問団歓迎について
13.12.28	被爆地域拡大是正に関する状況報告について
14. 8.26	市町村合併に関するこれまでの経過及び今後の取り組みについて
15. 5.16	監査委員の選出について
15. 8.11	市町村合併に伴う議員定数等について
16. 3. 1	市町村合併について（1 市 6 町）
16.12.22	監査委員の選出について
17. 3.11	市町村合併について（1 市 1 町）
18.12.21	長崎市における経理処理の調査結果について
19. 4.18	伊藤一長長崎市長狙撃殺害事件に関する声明等について
19. 5.16	監査委員の選出について
20. 4.18	故伊藤一長長崎市長の追悼について
20.11.17	セントポール市公式訪問団歓迎について
21.11.24	オリンピック招致可能性の検討について
22. 4.13	ヴォスロール村公式訪問団歓迎について
22. 7.20	福州市公式訪問団歓迎について
23. 5.13	監査委員の選出について
25. 3. 4	監査委員の選出について
25. 9.18	「明治日本の産業革命遺産　九州・山口と関連地域」のユネスコへの推薦資産決定について
26. 3.27	ＭＩＣＥ事業について
27. 5.13	監査委員の選出について
27.10. 7	セントポール市公式訪問団歓迎について
29. 3. 3	監査委員の選出について
令和元. 5.13	監査委員の選出について
2. 3. 6	長崎市における新型コロナウイルス感染症対策について
3. 3.11	監査委員の選出について
5. 5.11	監査委員の選出について
7. 2.28	監査委員の選出について

５　審議案件議決状況等

(1)　議員提出議案（令和７年）

議案番号	件　　名	議決月日 結　果	提出会派
議第１号	核兵器禁止条約の実効性を高めるための主導的役割を果たすことを求める意見書について	１・23 可　決	各派共同 賛成多数
議第２号	長崎市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例	３・13 原案可決	各派共同 全会一致
議第３号	被爆 80 周年の決議について	６・26 可　決	各派共同 全会一致
議第４号	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書について	６・26 可　決	各派共同 全会一致
議第５号	使用料及び手数料の改定に当たり適切な対応を求める意見書について	９・29 可　決	各派共同 賛成多数
議第６号	長崎市議会議員定数条例の一部を改正する条例	11・25 原案可決	各派共同 賛成多数
議第７号	第 213 号議案「地方独立行政法人長崎市立病院機構第４期中期計画の変更の認可について」に対する附帯決議について	12・12 可　決	教育厚生委員会 賛成多数

(2)　請　　願（令和７年）

受理番号	件　　名	上程月日	付託委員会	議決月日	結果
請　願 第１号	長崎市営松山陸上競技場の歴史的・文化的価値についての調査等に関する請願について	２・28	教育厚生	３・13	不採択
請　願 第２号	物価上昇に見合う年金引き上げを求める請願について	12・３	総　務	12・12	不採択
請　願 第３号	物価高騰から営業とくらしを守る消費税減税を求める請願について	12・３	総　務	12・12	不採択

(3) 陳　　情（令和７年）

受理番号	件　　名	受理月日	所管委員会	審査月日
陳　情 第１号	工場正面前カーブミラー設置に関する陳情について	１・17	――	――
陳　情 第２号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情ＸⅪ、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情ＸＸＶ及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情Ⅻについて	２・19	――	――
陳　情 第３号	スケートボードパーク設置に関する陳情について	４・23	総　　務	６・19
陳　情 第４号	被爆80周年長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に関する陳情について	６・６	教育厚生	６・18
陳　情 第５号	建築部住宅政策室職員の不適切な対応に関する陳情について	６・９	――	――
陳　情 第６号	長崎市における戦略的デジタル化と大胆な人員最適化による財政健全化と市民サービス向上に関する陳情について	６・９	総　　務	６・19
陳　情 第７号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情ＸⅫ、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情ＸＸⅥ及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情ＸⅢについて	６・９	――	――
陳　情 第８号	公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情について	８・25	――	――
陳　情 第９号	一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会（ＮＩＴＣＡ）と長崎市の関係性におけるガバナンスおよび運営構造に関する問題点の指摘と改善を求める陳情について	９・５	環境経済	９・18
陳　情 第10号	亀山社中記念館の入館料改定に関する陳情について	９・５	環境経済	９・19
陳　情 第11号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情ＸＸⅢ、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情ＸＸⅦ及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情ＸⅣについて	９・５	――	――

受理番号	件　　名	受理月日	所管委員会	審査月日
陳　情 第12号	「ＮＩＴＣＡと長崎市の関係性是正」に関する貴議会からの回答への見解と再質問に関する陳情について	11・4	――	――
陳　情 第13号	長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情ＸＸⅣ、養生所／（長崎）医学校等遺跡の保存・保護・整備・公開に関する陳情ＸＸⅧ及び長崎核爆弾被爆遺跡の発見・調査・保存・公開・活用に関する陳情ＸＶについて	11・25	――	――
陳　情 第14号	個人の土地を市が長期に渡り不当使用の件に付き早急に解決を望む陳情について	11・25	建設水道	12・5

6　公聴会開催状況

開催年月日	事　　件	開催委員会
昭44.5．8～5．9	町の区域及び名称の変更について	建設水道委員会
昭55．11．20	〃	〃
平12．12．15	上下水道料金改定について	〃

7　聴聞会開催状況

開催年月日	事　　件	開催委員会
昭44．2．8	水道料金改定について	建設水道委員会
46．12．3	ふん尿処理手数料改定について	教育厚生委員会
48．7．25	公害防止条例の制定について	公害対策特別委員会
49．1．22	市民生活安定緊急対策について	市民生活安定緊急対策特別委員会
50．9．5	水道料金改定について	建設水道委員会
51．3．3	一般廃棄物処理手数料改定について	教育厚生委員会
55．1．28	水道料金改定について	建設水道委員会
55．1．29	一般廃棄物処理手数料改定について	環境経済委員会
59．2．8	水道料金改定について	建設水道委員会
59．2．9	一般廃棄物処理手数料改定について	環境経済委員会

8　特別委員会設置状況

委員会名	設置期間
羽衣1号線市道管理に関する調査（100条）	昭　38.10. 3～39. 1.27
水資源開発調査	昭　40. 6.28～42. 3.22
異常渇水対策	昭　42.10. 2～43. 3.16
公害、交通対策	昭　44. 3.17～45. 6.20
公害対策	昭　45. 6.20～46. 3.13
	昭　46. 7.13～47. 3.10
	昭　47. 3.10～48. 3. 9
	昭　48. 3. 9～49. 3.11
	昭　49. 3.11～50. 3.10
	昭　50. 7.14～51. 3. 9
	昭　51. 3.10～52. 3. 8
	昭　52. 3. 8～53. 3. 7
	昭　53. 3. 7～54. 3. 1
交通対策	昭　45. 6.20～46. 3.13
	昭　46. 7.13～47. 3.10
	昭　47. 3.10～48. 3. 9
	平　5. 3.26～ 6. 3. 2
	平　9. 3.27～10. 3. 4
	平　12. 3.22～13. 3. 2
	令　元. 7. 2～ 2. 2.21
本原土地区画整理事業に関する調査（100条）	昭　46. 7. 8～46.10.11
三重村編入に関する調査	昭　46.12.22～47.11.27
水道事業対策	昭　47. 3.30～48. 3. 9
	昭　48. 3. 9～49. 3.11
	昭　49. 3.11～50. 3.10
市民生活安定緊急対策	昭　48.12.21～49. 3.11
	昭　49. 3.11～50. 3.10
都市交通対策	昭　48. 3. 9～49. 3.11
	昭　49. 3.11～50. 3.10
	昭　50. 7.14～51. 3. 9
	昭　51. 3.10～52. 3. 8
	昭　52. 3. 8～53. 3. 7
	昭　53. 3. 7～54. 3. 1
	昭　54. 7.13～56. 3. 4
	昭　56. 3. 4～58. 3. 2
	昭　58. 7.15～60. 3. 6
	昭　60. 3. 6～61. 3. 5
	昭　61. 3. 5～62. 3.17
	昭　62. 7.13～63. 3. 2
	昭　63. 3.28～平元.3.1
	平　元. 3.27～ 2. 3. 5

委員会名	設置期間
造船不況対策	昭　50. 7.14～51. 3. 9
	昭　51. 3.10～52. 3. 8
	昭　52. 3. 8～53. 3. 7
	昭　53. 3. 7～54. 3. 1
不況対策	昭　54. 7.13～56. 3. 4
	昭　56. 3. 4～58. 3. 2
都市環境整備対策	昭　54. 7.13～56. 3. 4
	昭　56. 3. 4～58. 3. 2
行財政対策	昭　56.12.22～58. 3. 2
災害対策	昭　58. 7.15～60. 3. 6
産業振興対策	昭　60. 3. 6～61. 3. 5
	昭　61. 3. 5～62. 3.17
	昭　62. 7.13～63. 3. 2
	昭　63. 3.28～平元.3.1
	平　元. 3.27～ 2. 3. 5
	平　2. 3.30～ 3. 3.22
	平　14. 3.26～15. 3. 3
行財政健全化対策	昭　63. 3.28～平元.3.1
	平　元. 3.27～ 2. 3. 5
都市整備・女神大橋対策	平　元. 3.27～ 2. 3. 5
女神大橋等交通対策	平　2. 3.30～ 3. 3.22
	平　3. 7. 4～ 5. 3. 2
都市整備対策	平　2. 3.30～ 3. 3.22
	平　3. 7. 4～ 5. 3. 2
	平　5. 3.26～ 6. 3. 2
	平　10. 3. 4～11. 3. 4
	平　14. 3.26～15. 3. 3
	平　20. 3.17～21. 2.24
経済活性化	平　3. 7. 4～ 5. 3. 2
観光振興対策	平　5. 3.26～ 6. 3. 2
	平　13. 3.23～14. 3. 4
高齢者福祉対策	平　6. 3.28～ 7. 3. 2
	平　7. 7. 7～ 8. 3. 4
産業振興・不況対策	平　6. 3.28～ 7. 3. 2
都市整備・交通対策	平　6. 3.28～ 7. 3. 2
	平　7. 7. 7～ 8. 3. 4
	平　30. 3.15～31. 2.22
経済活性化対策	平　7. 7. 7～ 8. 3. 4
	平　8. 3.28～ 9. 3. 3
	平　9. 3.27～10. 3. 4
	平　10. 3. 4～11. 3. 4
市庁舎・病院建設	平　7. 7. 7～ 8. 3. 4

特別委員会設置状況

委員会名	設置期間
高齢福祉・少子化対策	平 8. 3.28～ 9. 3. 3
	平 9. 3.27～10. 3. 4
	平 10. 3. 4～11. 3. 4
まちづくり対策	平 8. 3.28～ 9. 3. 3
	平 9. 3.27～10. 3. 4
市立病院対策	平 8. 3.28～ 9. 3. 3
環境問題調査対策	平 10. 3. 4～11. 3. 4
社会福祉法人マルコ会に関する調査(100条)	平 10. 6.15～10. 9. 1
新市立病院建設	平 12. 3.22～13. 3. 2
	平 17. 3.25～18. 3. 2
景気対策	平 12. 3.22～13. 3. 2
史跡・文化財等対策	平 13. 3.23～14. 3. 4
雇用対策	平 13. 3.23～14. 3. 4
	平 15. 7. 2～16. 3. 2
観光・文化財対策	平 14. 3.26～15. 3. 3
行財政改革	平 14. 3.26～15. 3. 3
政治倫理検討	平 14.11.20～15. 3.25
	平 17. 9.22～18. 3.28
斜面地整備促進	平 15. 7. 2～16. 3. 2
水産振興	平 15. 7. 2～16. 3. 2
	平 16. 3.24～17. 3. 2
斜面地・中心市街地	平 16. 3.24～17. 3. 2
観光振興	平 16. 3.24～17. 3. 2
	平 18. 3.28～19. 2.27
	平 25. 3.18～26. 2.21
地域振興	平 17. 3.25～18. 3. 2
	平 18. 3.28～19. 2.27
	平 19. 6.29～20. 2.22
農業振興	平 17. 3.25～18. 3. 2
	平 18. 3.28～19. 2.27
産業振興	平 19. 6.29～20. 2.22
安全・安心まちづくり	平 19. 6.29～20. 2.22
世界遺産推進	平 20. 3.17～21. 2.24
	平 26. 3.14～27. 2.20
バイオラボ株式会社に対する企業立地奨励金交付等に関する調査(100条)	平 20.12.12～21. 6. 5
地域医療・新市立病院建設	平 21. 3.19～22. 2.23
産業振興・雇用対策	平 21. 3.19～22. 2.23
スポーツ振興	平 21. 3.19～22. 2.23
議会基本条例検討	平 21. 9.18～22.12.13
環境対策	平 22. 3.19～23. 2.22

委員会名	設置期間
公共施設利活用	平 22. 3.19～23. 2.22
防災対策	平 23. 6.26～24. 2.22
	令 元. 7. 2～ 2. 2.21
	令 6. 3.15～ 7. 2.19
次世代エネルギー利活用	平 23. 6.26～24. 2.22
市庁舎建設	平 23. 6.26～24. 2.22
	平 24. 3.16～25. 2.21
国際観光戦略	平 24. 3.16～25. 2.21
福祉対策	平 24. 3.16～25. 2.21
まちなか整備対策	平 25. 3.18～26. 2.21
市庁舎・支所機能再編検討	平 25. 3.18～26. 2.21
人口減少・高齢化対策	平 26. 3.14～27. 2.20
都市再生・財政問題	平 26. 3.14～27. 2.20
地方創生対策	平 27. 6.29～28. 2.19
世界遺産・観光客受入対策	平 27. 6.29～28. 2.19
長崎駅周辺再整備	平 27. 6.29～28. 2.19
	平 28. 3.11～29. 2.22
	平 29. 3.16～30. 2.21
観光客受入対策	平 28. 3.11～29. 2.22
	平 29. 3.16～30. 2.21
定住人口対策	平 28. 3.11～29. 2.22
雇用・人口減少対策	平 29. 3.16～30. 2.21
地域づくり・人口減少対策	平 30. 3.15～31. 2.22
コンベンション誘致対策	平 30. 3.15～31. 2.22
周辺地区まちづくり対策	令 元. 7. 2～ 2. 2.21
長崎駅周辺整備・交通結節対策	令 2. 3.13～ 3. 2.22
	令 3. 3. 9～ 4. 2.21
観光客誘致対策	令 2. 3.13～ 3. 2.22
人口減少対策	令 2. 3.13～ 3. 2.22
ポストコロナ経済対策	令 3. 3. 9～ 4. 2.21
	令 4. 3.11～ 5. 2.20
ポストコロナ交流人口拡大対策	令 3. 3. 9～ 4. 2.21
ゼロカーボンシティ長崎推進	令 4. 3.11～ 5. 2.20
観光客誘致・受入対策	令 4. 3.11～ 5. 2.20
子育て支援	令 5. 6.28～ 6. 2.21
部活動の地域連携のあり方検討	令 5. 6.28～ 6. 2.21
長崎駅周辺交通対策	令 5. 6.28～ 6. 2.21
防災対策	令 6. 3.15～ 7. 2.19
部活動のあり方検討	令 6. 3.15～ 7. 2.19
地域公共交通対策	令 6. 3.15～ 7. 2.19
旧合併町活性化対策	令 7. 3.13～ 8. 2.18
官民連携在り方検討	令 7. 3.13～ 8. 2.18
長崎港活性化対策	令 7. 3.13～ 8. 2.18
市有財産利活用	令 8. 3.12～
観光まちづくり	令 8. 3.12～
まちなか整備・にぎわい創出	令 8. 3.12～

議 会 改 革

議会改革の取組

決定又は実施年月日	内容
平成 10 年５月 18 日	・議長の諮問機関として「議会制度調査検討協議会」を設置し、次に掲げる事項について審議することを決定 【審議事項】 ⑴ 議会の権能と活性化に関すること。 ⑵ 議員の定数に関すること。
平成 10 年 12 月８日	・「議会制度調査検討協議会」の答申を受け議会運営委員会において、議員定数を現状の 48 人から２人減することを決定
平成 10 年 12 月 18 日	・12 月定例会本会議において議員定数を 46 人に減員（平成 11 年の一般選挙から施行）
平成 11 年 10 月 30 日	・長崎青年会議所主催による「長崎市こども議会」を開催
平成 13 年３月	・平成 13 年３月定例会からケーブルテレビによる本会議の生中継を開始
平成 13 年３月７日	・「長崎市議会政務調査費の交付に関する条例」制定（平成13年４月１日施行）
平成 13 年５月 25 日	・議長の諮問機関として「議会制度検討会」を設置し、議員定数等について審議することを決定
平成 13 年９月３日	・長崎市議会ホームページ開設
平成 13 年 12 月 17 日	・「議会制度検討会」から議長に対し「議員定数」について答申がなされる。 【答申】（一部抜粋） ・議員定数については、現状の 46 名を維持すべきである。 ・議員定数については、現状の 46 名から２名ないし４名を減すべきである。 との、ほぼ拮抗した意見であることから、本検討会として一定の結論を出すに至らなかったため、両論をもって答申するものである。
平成 14 年１月 10 日	・「議会制度検討会」から議長に対して次に掲げる事項について答申がなされる。 【答申事項】 １ 市政一般質問について ① 質問方法について 質問通告書に基づき登壇して質問を行う場合は、一括質問として、再質問からは、自席での一問一答方式も行うことができるものとする。 なお、理事者においては、より充実した論議を行うためにも、質問の趣旨に沿った的確かつ簡潔な答弁を心掛けるよう求めるものである。 ② ３月定例会における個人質問について 施政方針説明・当初予算の審議が行われる３月定例会においては、１人会派を含めたすべての議員に発言の機会を与えることを目的に、代表質問に加えて個人質問を併用することとする。
平成 14 年１月 18 日	・「議会制度検討会」の答申を受け議会運営委員会において、３月定例会は代表

決定又は実施年月日	内容
	質問に加えて個人質問を併用することを決定
平成 14 年 2 月 25 日	・「議会制度検討会」の答申を受け議会運営委員会において、議員定数を現状の 46 人から２人減する条例案と現行の議員定数を維持する条例案の 2 件を上程することに決定した。
平成 14 年３月４日	・３月定例会本会議において議員定数を 44 人に減員（平成 15 年の一般選挙から施行）
平成 14 年 11 月 20 日	・「政治倫理検討特別委員会」を設置
平成 15 年１月 17 日	・「長崎市議会議員政治倫理条例」を制定（平成 15 年２月 25 日施行）
平成 15 年 10 月１日	・長崎市議会会議録検索システム稼働 【閲覧期間】 ・本会議（平成５年９月～） ・常任委員会（平成 11 年～） ・特別委員会（平成 12 年～）
平成 17 年１月１日	・市町村合併に伴い市域が広範囲となること及び議員の調査研究活動が複雑多岐となっていることなどから議員１人当たりの政務調査費の月額が「10 万円」から「15 万円」になる。 ・これまで本会議または委員会に出席した際に支給されていた 9,000 円の出席費用弁償を廃止 ・「長崎市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例」施行 【定例会で報告する契約】 ① 市が賃借人となる予定価格 2,000 万円以上の賃貸借の契約 ② 地方公営企業の業務に関する予定価格１億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負の契約
平成 17 年４月１日	・長崎市議会会議規則第 73 条「会議録の記載事項」の第２項の「議事は、速記法によって速記する」を「議事は、録音又は議長が適当と認める方法によって記録する」と改めたことに伴い速記を廃止 ・政務調査費の交付が「会派」から「議員」に改められる。
平成 17 年６月１日	・委員会については、ノーネクタイ・ノー上着の軽装執務での出席を可能とする。
平成 17 年６月	・平成 17 年６月定例会からインターネットによる本会議の生中継を開始
平成 18 年３月６日	・議長の諮問機関として「議会活動検討会」を設置し、議会活動等について審議することを決定
平成 18 年６月	・平成 18 年６月定例会からインターネットによる本会議の録画中継を開始
平成 18 年９月 20 日	・「議会活動検討会」から議長に対して次に掲げる事項について答申がなされる。 【答申事項】

決定又は実施年月日	内容
	1　議会活動について ⑴ 一般質問について ① 代表質問の時間について ３月定例会（改選の年は６月定例会とする。以下同じ。）の会派代表質問の時間の上限を 120 分から 90 分に変更するものとする。 また、３月定例会における個人質問については、上記変更に伴い、所要の見直しを行うものとする。なお、これら変更等については、平成 19 年６月定例会から実施することとする。
平成 18 年 11 月 27 日	・「議会活動検討会」の答申を受け議会運営委員会において、会派代表質問の時間を上限 120 分から 90 分に変更し、平成 19 年６月定例会より実施することを決定
平成 20 年７月１日	・議長の諮問機関として「議会制度改革推進会議」を設置し、各会派から提出された検討項目について審議することを決定
平成 20 年 11 月 28 日	・「議会制度改革推進会議」から議長に対して次に掲げる事項について中間答申がなされる。 【答申事項】（一部抜粋） 1　議員「定数」について 議員定数については、将来の人口動向や本市の厳しい財政状況を踏まえ、より積極的に行財政改革に取り組むべきであるとの立場から、従来の人口１万人に対し議員１人から人口１万 1,000 人に対し議員１人という判断で、現在の条例定数 44 人から４人を減員し、40 人とすべきであるとの意見が多数を占めた。 なお、「人口１万 2,000 人に対し議員１人の 38 人とすべき」「民意を反映するため条例定数の 44 人もしくは法定定数の 46 人とすべき」との意見があった。 2　議員報酬について 議員報酬については、議員定数が決定した後、議員定数の減員による効果等を考慮しながら、再度、協議を行っていただきたい。 3　予算措置関係について ⑴ 政務調査費の額 政務調査費の額については、議員定数及び議員報酬が決定した後、再度、協議を行っていただきたい。 ⑵ 国内（常任・特別・議会運営委員会）視察旅費の額 常任委員会の調査旅費については、現行の１委員当たり 36 万円から 11 万円を減額し、25 万円とする。また、特別委員会及び議会運営委員会の調査旅費については、現行どおり１委員当たり 15 万円とする。なお、実施時期は、平成 21 年度とする。
平成 20 年 12 月２日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け議会運営委員会において、常任委

決定又は実施年月日	内容
	員会１委員当たりの旅費は 36 万円から 25 万円に、特別委員会及び議会運営委員会の旅費は、現行どおりとすることを決定
平成 20 年 12 月 12 日	・長崎市議会会議規則を一部改正し、「協議又は調整を行うための場」として、全員協議会、各派代表者会議、世話人会、常任委員会正副委員長会議、特別委員会正副委員長会議を設けることを決定
平成 21 年２月 17 日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け議会運営委員会において、議員定数を現状の 44 人から４人減することを決定
平成 21 年２月 24 日	・２月定例会本会議において議員定数を 40 人に減員（平成 23 年の一般選挙から施行）
平成 21 年３月５日	・「議会制度改革推進会議」から議長に対して次に掲げる事項について最終答申がなされる。 【最終答申（内容）】（一部抜粋） １　「議会基本条例」等の制定に向けての検討について 検討項目等が複雑多岐にわたり、長期間を要するため、別途、調査機関を設置して検討していく必要がある。 ２　議会運営について ⑴ 本会議・委員会の運営、⑵ 予算・決算審査のあり方 予算・決算特別委員会の設置を含め、今後、議会運営委員会において協議を行っていただきたい。なお、常任委員の任期については、２年間とすべきであるとの意見が出された。 ⑶ 一般質問時間（１人 40 分）について 現行どおり会派持ち時間（会派所属人数×30 分）の範囲内において、事前に通告した時間以内とするとの意見が多数を占めた。 ３　議員連盟のあり方について 議員連盟の設置については、一定のルールを議会運営委員会で協議し決定している経過から、見直しが必要であれば、再度、議会運営委員会において協議していただきたい。
平成 21 年５月 25 日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け議会運営委員会において、次のとおり今後の対応等を決定 １　「議会基本条例」等の制定に向けての検討について ・平成 21・22 年度中に検討組織を設置し、協議する。 ２　予算・決算審査のあり方について ・平成 21 年度中に議会運営委員会において協議する。 ３　議員連盟のあり方について ・平成 21 年度中に議会運営委員会において協議する。
平成 21 年９月８日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け議会運営委員会において、次のと

決定又は実施年月日	内容
	おり決定 1　予算・決算審査のあり方について ・予算・決算審査について、現行どおり「委員会分割付託方式」で決定 2　議員連盟のあり方について ・「議員連盟の設置に関する申し合わせ」の見直し案として、正副委員長案が示され正副委員長案のとおり決定された。 （長崎市議会の複数会派の議員で構成する議員有志の集まりが議員連盟の呼称を使用する場合に当たっては、議会運営委員会において一定の手続を行い、認定を受けなければならない。）
平成 21 年９月 18 日	・「議会制度改革推進会議」からの答申を受け、議会基本条例検討特別委員会設置
平成 22 年７月 29 日	・市民との意見交換会開催（長崎市立図書館１階多目的ホール） 内容：議会基本条例検討にあたっての市民との意見交換
平成 22 年 12 月 13 日	「長崎市議会基本条例」を制定（平成 23 年５月２日施行）
平成 25 年２月	・平成 25 年２月定例会から署名簿（出席簿）を廃止し、議員の応招の通告は、「登庁表示板」に表示する運用に改めた。
平成 25 年２月 21 日	・地方自治法の一部改正に伴い、「政務調査費」が「政務活動費」に改められたこと等に伴う「長崎市議会政務調査費の交付に関する条例」の一部改正を実施。併せて「政務活動費運用マニュアル」を整備
平成 25 年９月	・平成 25 年９月定例会からYouTube（ユーチューブ）を利用し本会議中継（録画のみ）のスマートフォンへの対応を行う。 （※職員が作業を行うことによりゼロ予算で対応可能となる。）
平成 26 年４月１日	・議会事務局に設置されている総務課、議事課及び調査課の３課体制を総務課、議事調査課の２課体制に見直す。
平成 26 年５月	・政務活動費の前年度分収支報告書のホームページへの掲載
平成 26 年５月 30 日	・「長崎市議会Ｆａｃｅｂｏｏｋ」を開設
平成 26 年６月	・「特別委員会調査報告書（まとめ）」を平成 23 年度分以降をホームページへ掲載
平成 26 年９月	・「市政概要」を平成 26 年度分からホームページへ掲載
平成 26 年 11 月	・「調査資料報」を平成 26 年 11 月版からホームページへ掲載
平成 27 年７月８日	・議員の欠席を認める理由に「出産」を追加する「長崎市議会会議規則の一部を改正する規則」を可決
平成 27 年 10 月	・長崎市議会会議録検索システムに新たに議会運営委員会、世話人会、全員協議会及び各派代表者会議の会議録を追加掲載 【閲覧期間】 ・議会運営委員会（平成７年１月～）

決定又は実施年月日	内容
	・世話人会（平成７年５月～） ・全員協議会（平成 11 年～） ・各派代表者会議（平成元年１月～）
平成 27 年 12 月４日	・「長崎市議会タブレット端末導入検討会」を設置 （設置要領を制定し平成 28 年２月４日から施行） 設置期間：平成 28 年２月４日～平成 28 年９月８日
平成 28 年９月６日	・「タブレット端末導入検討会」から議会運営委員長に対して「タブレット端末の活用について（報告）」がなされ、内容については今後検討していくことになった。 【報告内容】 １　災害発生時の情報共有・連絡体制の構築について 災害発生時に備えて、タブレット端末やスマートフォンによる情報共有や連絡ができる体制を構築することが望ましい。 ２　ホームページへの議案・委員会資料の掲載について 議案・委員会資料をホームページ上に公開することで、市民及び議員が必要に応じて閲覧ができる環境を整備することが望ましい。 ３　各種会議での活用について タブレット端末を本会議、常任委員会、特別委員会などの各種会議で使用を可能とすることが望ましい。 ４　ペーパーレス会議の導入について タブレット端末を使用したペーパーレス会議の導入は、将来的に導入の具体的な検討について機運が高まった際に、改めて導入の可否を協議する必要がある。 ５　議員と議会事務局との連絡について 議会事務の効率化の観点から、希望制により、タブレット端末等による各種文書の受け取りや提出を電子メールで行うことを可能とすることが望ましい。
平成 28 年８月	・録画中継をスマートフォンで視聴できるよう対応を行った。
平成 28 年９月 28 日	・「長崎市議会ＢＣＰ（業務継続計画）～災害時行動計画～」を制定
平成 29 年３月２日	・政務活動費運用マニュアル改正について、次のとおり決定 ①現行マニュアルのうち、3/4 と表記されている按分率を全て 1/2 に改める。 ②広報紙の発行に伴う印刷費等については 1/2 上限、または明確に政務活動と立証できる場合は全額認める。また、ホームページの維持管理費等についても、同様の取扱いとする。 ③金銭出納簿のホームページ公開については、平成 28 年度分からを対象とし、収支報告書とともに平成 29 年５月 15 日以降にホームページで公開する。

決定又は実施年月日	内容
平成 29 年９月８日	・「タブレット端末導入検討会」からの報告を受け議会運営委員会において、次のとおり対応を決定 ⑴委員会資料をホームページに公開することとし、平成 29 年 11 月定例会分の常任委員会の委員会資料から、本会議終了後に公開する。 ⑵タブレット端末の各種会議への持ち込みは今後の検討課題とする。 ⑶スマートフォンの持ち込みについては、これまでの携帯電話の取扱いと同様に持ち込みは不可とする。 ⑷平成 29 年 10 月の決算審査に限り、試行的に平成 28 年度の予算関係の委員会資料を議会事務局がデータ化し、希望する議員に対してデータの提供を行う。 ※平成 30 年、令和元年も試行的に持ち込みを許可 ⑸議員と議会事務局との連絡については、希望する議員に対しては電子メールやライン等を活用した連絡体制を整備する。
平成 29 年 11 月 20 日	・議会事務局から議員への連絡方法については、平成 29 年 11 月定例会から一般質問の通告書の確認や委員会の招集通知、各種資料の送付について、希望する議員に対してはファックス以外にもメールによる連絡を行うこととした。
平成 30 年２月 14 日	・平成 29 年９月から平成 30 年２月までの計 10 回にわたり議会運営協議会において検討された「政務活動費運用マニュアル」について、平成 30 年４月１日から運用を行うこと、また運用開始と合わせてホームページで公開することを決定
平成 30 年６月	・平成30年６月議会から、定例会の招集日及び閉会日に議場内で手話通訳を実施
平成 30 年８月 27 日	・熱中症対策などのため、傍聴席において、体調管理上必要な場合については、水筒、ペットボトルによる水分補給を認める取扱いとした。
令和元年６月 17 日	・長崎市議会ビジネスチャットの運用を開始 【長崎市議会ビジネスチャットの利用について】 １　利用目的 ⑴災害時等における安否確認 ⑵質問通告表等の資料の送付 ⑶各所管課からの連絡（避難所の開設状況、天候による各種行事の中止など） ⑷その他事務連絡 ２　使用するアプリケーション ＬＩＮＥ　ＷＯＲＫＳ（ラインワークス）
令和３年３月９日	１　全国市議会議長会からの標準市議会会議規則の一部改正についての通知を踏まえ次のとおり改正を実施 ・女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図

決定又は実施年月日	内容
	る観点から、議員として活動するに当たっての制約要因の解消に資するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図った。 ・行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、請願書については自署又は記名押印のいずれも可能とし、その他、規則・規程などに基づくもので押印等を廃止できるものは廃止した。
令和３年 11 月１日	・議長の諮問機関として「長崎市議会タブレット端末導入検討会」を設置（令和３年 11 月１日～令和５年４月末） 【設置目的】 議会におけるICTの活用推進の一環として、本市議会にタブレット端末を導入するに当たり、端末の運用基準（ルール）、機種や導入スケジュールなどを検討することを目的とする。
令和３年 12 月	・令和３年第６回（11 月）定例会から議案をホームページ（「定例会議決結果一覧など」のページ）に掲載することで市民に対して議会活動を情報発信 ・令和３年度の特別委員会資料からホームページへ掲載
令和４年１月	・長崎市公式ＬＩＮＥを利用し、定例会、各委員会の日程、一般質問通告、常任委員会の進捗状況、特別委員会の調査結果などを情報発信 ・電子書籍ポータルサイト「ながさきイーブックス」への市議会だより（令和４年２月号）から掲載
令和４年２月 14 日	・長崎市議会新型コロナウイルス感染症対策会議において「新型コロナウイルス感染症の議会対応について」を策定
令和４年２月 28 日	・オンラインの方法により委員会の開催を行うことができるよう長崎市議会会議規則及び委員会条例の一部改正案を可決
令和４年６月８日	・「長崎市議会オンライン委員会運営要綱」を制定
令和４年８月 25 日	・令和４年 10 月からのタブレット端末導入に伴い、長崎市議会会議規則に係る申合せを次のとおり見直した。 ＜第 116 条に係る申合せ＞ 「１　本会議場におけるタブレット端末を含むパソコンの議場　内（傍聴席を除く）への持ち込みについては、議員が議長から貸与を受けたタブレット端末、説明のための出席者及び議会事務局職員が会議の運営のために持ち込むもの、市政記者が本会議を傍聴し取材を補完するために用いるもの並びにその他議長が認めるものに限り許可する。」 ・長崎市議会タブレット端末等運用基準を制定
令和４年９月７日	・新庁舎移転後の議場における「大型スクリーン等及び電子採決システムの運用方針」を決定

決定又は実施年月日	内容
令和４年 10 月	・タブレット端末の導入（令和４年 10 月１日） ・タブレット端末の導入に伴い、令和４年７月臨時会・９月定例会会議録から電子データによる配付を開始
令和４年 11 月 16 日	１　新市庁舎移転に伴う見直しについて ⑴　長崎市議会傍聴規則の一部改正 新市庁舎移転に伴い、新しい議場の傍聴席に車椅子利用者用のスペース、特別傍聴席（児童又は乳幼児を帯同する者が傍聴するために使用する席）を設けること、また、一般席の傍聴人の定員が 120 人から 98 人に変更となるため傍聴規則を改正した。（施行日：令和５年１月４日） ⑵　新市庁舎前広場の透過ディスプレイを活用した議会活動の情報発信 ①透過ディスプレイの概要 ア　設置場所　新市庁舎２階吹き抜け部分に面する窓 イ　寸　　法　縦約３ｍ×横約６ｍ（約 18 ㎡） ウ　運用開始　令和５年３月 ②議会による情報発信の内容 ア　定例会・臨時会開催のお知らせ イ　委員会開催のお知らせ　など ⑶　会議案内モニターを活用した議会の会議日程等の情報発信 新市庁舎の１階総合案内付近に設置される会議案内モニターを活用し、来庁者に向けて、議会の会議日程などの情報を発信するもの。 ①会議案内モニターの概要 設置場所　新市庁舎１階　総合案内付近 ⑷　議員登庁表示板の庁内イントラネットへの掲載 ２　議場及び委員会室におけるマイボトルの運用 体調管理上必要な場合にマイボトル（蓋が閉まる形状の水筒もしくはペットボトルの持ち込みを可能とする。ただし、ペットボトルは、「ペットボトルホルダー」に入れ、中身が見えないように配慮した上で持ち込むものとし、中身は水、お茶のみとする。
令和４年 12 月９日	・電子採決システムの導入、会議録の電子データによる配付を実施することに伴い、長崎市議会会議規則の一部改正案を可決（施行日：令和５年１月４日） ・長崎市議会の個人情報の保護に関する条例を可決 ・11 月定例会本会議終了後に旧議場の閉場式を執り行う。
令和５年１月	・新市庁舎へ移転
令和５年１月 26 日	・新議場で議場開場式を執り行う。 ・委員会室等へ大型モニター（52 型）を設置 ・令和５年第１回臨時会からホームページ及び広報紙へ議案の賛否を公開

決定又は実施年月日	内容
令和５年２月 28 日	・定例会等の議会活動の情報を掲載している広報紙「ながさき市議会だより」について、一般質問の内容を紹介する記事に新たに質問議員の氏名、顔写真、インターネット録画放送のＱＲコードを追加（令和５年６月定例会分（令和５年９月発行号）から掲載）
令和５年６月	・令和５年６月定例会以降は、タブレット端末によるペーパーレス会議を実施 ・上記に伴い、例規集の運用等の解説部分において、「議場において配付する」といった紙資料を前提とした表現については、タブレット端末を想定した表現となるよう所要の整備を実施
令和５年６月 12 日	・難聴者用補聴援助システムの導入（送信機１台、受信機５台）
令和６年２月 21 日	・令和６年２月定例会から聴覚に障害がある方をはじめ、多くの方がより傍聴しやすいように、６階傍聴席にＡＩ会議録作成システムによりリアルタイムで字幕を表示することができる字幕表示用モニターを設置
令和６年３月 12 日	・議長の諮問機関として「議会制度検討会」を設置 設置期間：令和６年３月 12 日～令和７年１月 14 日 【調査項目】 １　議員定数と議員報酬について ２　ハラスメントについて ３　ＳＮＳ発信の在り方について ４　議員活動を長期間欠席する場合等の議員報酬の取扱いについて ５　一般質問の在り方について ６　予算措置関係について ①政務活動費の額 ②視察旅費の額 ７　委員会運営について ①委員会中継の実施、 ②委員の発言に係るルール設定 ８　当初予算・決算審査について ①特別委員会の設置 ②決算委員会の開催時期 ③委員の任期
令和６年３月 15 日	・議会に係る手続のデジタル化を図るための会議規則及び委員会条例の改正案を可決
令和６年８月 20 日	・「議会制度検討会」から議長に対し、次の３項目に対して中間答申がなされる。 【中間答申（内容）】（一部抜粋） １　議員定数について

決定又は実施年月日	内容
	議員定数について、前回議員定数の見直しを行った際の考え方である人口１万 1,000 人に対し議員１人という考えから、人口１万人に対し議員１人という考えのもと４人削減し、定数を 36 人とし、削減の時期については、次回の改選時（令和９年）から削減すべきであるとの意見が多数を占めた。このことから本検討会としては、定数を 36 人、削減の時期については、次回の改選時（令和９年）から実施すべきと考える。 ２　ハラスメントについて 新規条例の制定には一定の時間を要することなどから、まずはガイドラインを策定すべきであると決定した。 ３　ＳＮＳの発信の在り方について 議会の信用を損なうことがないよう議員がＳＮＳを使って情報発信を行う場合に留意すべき事項等を定めたガイドラインを策定すべきであると決定した。
令和６年 11 月 19 日	・「議会制度検討会」からの中間答申を受け議会運営委員会において、「長崎市議会におけるハラスメントの防止等に関する指針」及び「長崎市議会議員ソーシャルメディア運用ガイドライン」を策定
令和６年 11 月 25 日	・「長崎市議会におけるハラスメントの防止等に関する指針」に基づき、ハラスメントに関する苦情相談に対応するため相談窓口を議会事務局内に設置（外部相談窓口も併せて設置）
令和６年 12 月３日	・議会に係る手続のデジタル化を図るため「長崎市議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程」及び「長崎市議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程」を制定（令和７年２月１日施行） ・上記２規程の整備に伴い、陳情の取扱いについて、持参以外の郵送及び電子申請による提出についても認めるものの、以下に該当する場合は委員会に送付しないことに決定 ①　法令等又は公序良俗に反するもの ②　過去に委員会で審査を行った請願・陳情と同一趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないもの ③　趣旨又は願意が不明確なもの ④　市政に関わらないもの ⑤　陳情者が市内在住ではないもの ⑥　その他議長が適当でないと認めるもの
令和７年１月 14 日	・「議会制度検討会」から議長に対し、次の５項目について最終答申がなされる。 【最終答申（内容）】 １　一般質問の在り方について

決定又は実施年月日	内容
	一般質問方式は「一括質問一括答弁方式」と「一問一答方式」の選択制を導入することとし、質問場所については、従来どおりとする。また、導入時期については、執行部との調整ができ次第、速やかに実施すべきと考える。 2　予算措置関係について ⑴　政務活動費の額 ①政務活動費の交付額 現在の交付額（15 万円）を維持とすべきとの意見となった。 ②ガソリン代の上限額 現状維持（月額上限２万円）とすべきとの意見となった。 ③出張時のレンタカー及びタクシーの利用 特段の事情がある場合には、事前に議長に届け出て、利用を可能とするよう改めるべきとの意見となった。 ⑵　視察旅費の額 ①委員会の行政視察旅費 委員会の行政視察旅費については現状維持すべきとの意見となった。 ②海外視察の旅費 海外視察の旅費については現状維持とすべきとの意見となった。 3　委員会運営について ⑴　委員会中継の実施 検討会では、必要となる経費や作業に対して効果があまり見込めないため実施する必要はないとする意見が出された一方で、開かれた議会として情報公開を進めるため実施すべきとの両論の意見が出された。なお、実施すべきとする会派からは、実施に当たっては費用面を考慮すべきとの意見が出されたが、配信方法については、映像の有無や生中継の実施の有無について意見が分かれた。 ⑵　委員の発言に係るルール設定 委員の発言に係るルールは設定しないことになった。 4　当初予算・決算審査について ⑴　審査方式 現行の各常任委員会への分割付託方式を継続することになった。 ⑵　決算委員会の開催時期 ９月中に決算委員会を開催することとする。なお、開催時期の変更については、決算資料のあり方について執行部との調整が必要であることから、慎重に実施すべきと考える。 ⑶　委員の任期 現時点では結論を導くに至らなかった。 5　議員活動を長期間欠席する場合等の議員報酬の取扱いについて

決定又は実施年月日	内容
	議員活動を長期間欠席する場合の取扱いとして議員報酬を減額する規定を設けるべきとの意見が多数を占めた。
令和７年２月１日	・議会に係る手続のデジタル化の一つとして長崎市電子申請サービスを活用して請願・陳情のオンライン申請を開始
令和７年６月 19 日	・「議会制度検討会」からの最終答申を受け議会運営委員会において、令和７年９月定例会から、一般質問方式は「一括質問一括答弁方式」と「一問一答方式」の選択制を導入することを決定
令和７年６月～ 令和７年 11 月 18 日	・「議会制度検討会」からの中間答申を受け、議会運営委員会においても協議を重ねた結果、議員定数を現状の 40 人から４人減することを決定
令和７年 11 月 25 日	・11 月定例会本会議において議員定数を 36 人に減員（令和９年の一般選挙から施行）

議 会 費 予 算 等

1　令和８年度一般会計当初予算（議会費）

（単位：千円）

区　　分	予　算　額	区　　分	予　算　額
報　　酬	313,253	需　用　費	14,914
給　　料	92,462	役　務　費	7,087
職員手当等	181,087	委　託　料	6,830
共　済　費	107,472	使用料及び賃借料	6,997
報　償　費	210	備　品　購　入　費	75
旅　　費	35,839	負担金、補助及び交付金	72,478
交　際　費	1,600	公　課　費	46
		計	840,350

（主な予算内容）

(1)	議員給与費	483,046千円
(2)	職員給与費	180,720千円
(3)	交　際　費	1,600千円
(4)	議会活動費	165,792千円
	ア　政務活動費	70,200千円
	イ　活動諸費	77,781千円
	ウ　議会広報紙発行費	11,596千円
	エ　本会議ケーブルテレビ放映費	2,145千円
	オ　本会議インターネット配信費	2,360千円
	カ　本会議中継手話通訳費	720千円
	キ　議会会議録検索システム運営費	990千円
(5)	事　務　費	9,192 千円

2　議員報酬（月額）

区　　分	現行額（令和５．５．1改定）	従前の額（平成23．５．1改定）
議　　長	744,000円	737,000円
副　議　長	679,000円	673,000円
議　　員	625,000円	619,000円

3　期末手当　年間3.5月分（６月支給　1.75月分、12月支給　1.75月分）×1.35（加算率）

4　費用弁償（H17．１．１廃止）　※廃止前は、一律9,000円（Ｈ８．４．１改定）

5　旅　　費（令和８年度当初予算）

(1)　行政調査旅費　14,625千円
- ア　常任委員会　9,750千円（１人当たり　250千円）
- イ　議会運営委員会　1,125千円（１人当たり　125千円）
- ウ　特別委員会　3,750千円（１人当たり　125千円）

(2)　陳情旅費　1,628千円

(3)　海外視察調査旅費　7,900千円　※３期以上の議員　１人当たり　1,000千円（７人分）
２期の議員　１人当たり　300千円（３人分）

6　政務活動費（平成 12 年度までは市政調査研究費補助金、平成 24 年度までは政務調査費として交付）

(1)　交付基準……各月１日に在職する議員に対し、月額 150,000 円を交付する。

(2)　交付方法……申請に基づき、年２回に分け交付する。

実施年月日	S52．4．1	20,000 円	
改定　〃	S55．6．1	30,000 円	
改定　〃	S59．4．1	28,500 円	
改定　〃	H４．4．1	80,000 円	
改定　〃	H６．4．1	90,000 円	
改定　〃	H12．4．1	100,000 円	
改定　〃	H17．１．１	150,000 円	※ H17．４．１から議員個人に交付

7　議会図書室

地方自治法第 100 条第 19 項の規定により議会議員の市政その他の調査研究に資するため長崎市議会図書室を設けている。

○　蔵書数の状況　（単位：冊）

年　度	購　入	寄　贈	登録合計	蔵書数
令和 5 年度	35	9	44	1,575
令和 6 年度	29	7	36	1,611
令和 7 年度	30	2	32	1,643

8　長崎市議会史

市制施行 100 周年記念事業の一環として、長崎市議会が市政発展に果たした役割、実績等を集大成し、先賢の業績を後世に伝えるとともに、今後の市政運営に資することを目的として、昭和 59 年から「長崎市議会史」の編さんに取り組んできたが、平成９年３月、記述編第３巻の発刊をもって、その全てが完成した。

○　構　成　　【記述編】市制施行から昭和 42 年までの議会制度の確立や、行財政制度の整備、原爆戦災からの復興など市政の重要問題に対する市議会の対応を記述。

【資料編】明治 22 年の市制施行から昭和 63 年までの議会関係の法規の変遷や、平成３年までの歴代の議員名簿などを収録。

○　体　裁　　Ａ５判　全５巻（記述編１、２、３　資料編１、２）

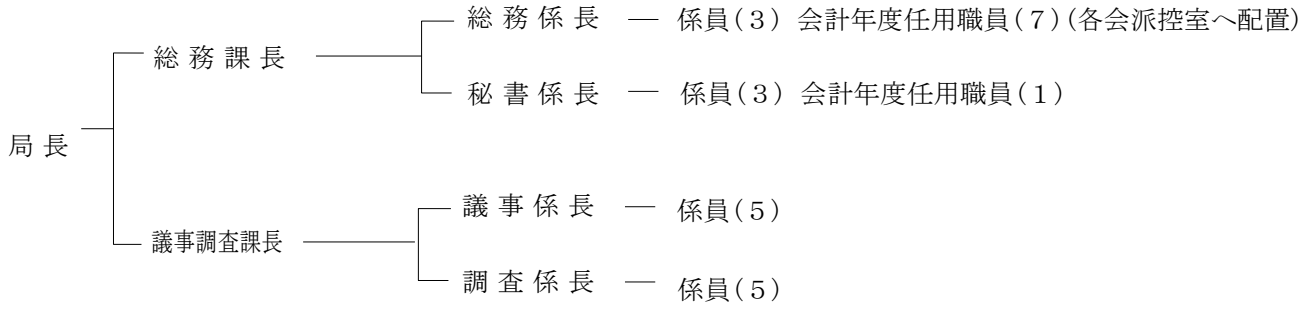
○　発刊等の状況

編別	巻	収　録　内　容	規　格	頁　数	発行部数	発刊年度
記述編	1	明治 22 年４月から 大正 15 年６月まで	判	頁	部	
				697		平成６年度
	2	大正 15 年７月から 昭和 22 年３月まで		986		平成７年度
	3	昭和 22 年４月から 昭和 42 年３月まで	Ａ５	1,304	1,000	平成８年度
資料編	1	法規関係、議決事件		1,733		平成２年度
	2	名簿、選挙、施政方針説明		1,334		平成４年度

議　会　事　務　局

1　機　　構

（Ｒ８．８．１現在）
定数　24人
現員　23人
会計年度任用職員　8人



2　議　会　刊　行　物

区　　分	発行回数 （回/年）	発行部数 （部）	規　格	配 付 対 象
会　　議　　録	4	15	Ａ４	議員（電子版）、各関係機関
常任委員会会議録	5	１委員会 12	Ａ４	議員（電子版）、各関係機関
特別委員会 調査報告書	1	１委員会 12	Ａ４	議員（電子版）、各関係機関
市議会だより （S24～49.1） （S56.5～）	4	142,300 （１回当たり）	Ａ４	議員、全世帯
調査資料報 （S29.3～）	4	12	Ａ４	議員（電子版）、各関係機関
市　政　概　要	1	21	Ａ４	議員（電子版）、各関係機関

※改選時には、「市議会だより臨時号」、「議会関係例規集」、「議会の権能と運営」等を刊行。

3　議　会　情　報

(1)　ケーブルテレビでの本会議生放映（平成 13 年３月定例会～）

(2)　議会会議録検索システムの運用（平成 15 年 10 月１日～）

(3)　ホームページでの本会議生中継（平成 17 年６月定例会～）

※平成 28 年 9 月定例会からスマートフォン対応配信

(4)　ホームページでの本会議録画中継（平成 18 年６月定例会～）

(5)　YouTube での本会議録画中継配信（平成 25 年９月定例会～）

(6)　議会事務局 Facebook の運用（平成 26 年６月定例会～）

(7)　本会議中継での手話通訳（平成 30 年６月定例会～）

(8)　長崎市公式 LINE での情報発信（令和４年１月～）

(9)　議会傍聴席における字幕表示モニターの運用（令和６年２月～）

選　　挙

長崎市議会議員選挙の記録

区分＼執行年月日		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回
		S22.4.30	S26.4.23	S30.4.30	S34.4.30	S38.4.30	S42.4.28	S46.4.25	S50.4.27	S54.4.22	S58.4.24
当日有権者数(人)		97,075	131,063	160,436	182,312	222,603	236,957	268,372	293,115	298,096	308,287
投票者数(人)		68,601	113,588	126,458	145,798	168,329	177,645	198,027	224,278	233,403	237,672
投票率(%)		70.67	86.67	78.82	79.97	75.62	74.97	73.79	76.52	78.30	77.09
議員法定数(人)		40	44	44	48	48	52	52	52	52	52
条例定数(人)					44		48	48	48	48	48
立候補者数(人)		133	177	133	107	88	84	78	91	72	63
立候補者数／定数		3.33	4.02	3.02	2.43	1.83	1.75	1.63	1.90	1.50	1.31
当選者	最高得票数	1,400	1,355	2,938	2,665	3,173	4,343	4,435	4,412	5,116	5,526
	最低得票数	614	820	1,093	1,485	1,915	1,984	2,225	2,422	2,917	3,228
	1人平均得票数	－	992	1,448	1,804	2,272	2,579	2,959	3,010	3,631	4,092
	最高年齢(歳)	57	62	67	65	69	71	70	72	65	64
	最低年齢(歳)	29	36	27	31	34	28	25	29	31	31
	平均年齢(歳)	45	49	51	51	54	50	50	48	47	48

区分＼執行年月日		第11回	第12回	第13回	第14回	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回
		S62.4.26	H 3.4.21	H 7.4.23	H11.4.25	H15.4.27	H19.4.22	H23.4.24	H27.4.26	H31.4.21	R5.4.23
当日有権者数(人)		315,032	320,939	327,560	328,979	330,516	旧市328,968 旧町 35,213	360,164	354,203	350,395	335,540
投票者数(人)		241,607	231,009	222,455	209,497	190,508	旧市179,090 ※1 旧町 19,770	191,970	162,105	165,826	158,333
投票率(%)		76.69	71.98	67.91	63.68	57.64	旧市54.44 旧町平均71.26	53.30	45.77	47.33	47.19
議員法定数(人)		52	52	52	52	46	46	46	法改正により撤廃	―	―
条例定数(人)		48	48	48	46	44	44 合併特例(51)	40	40	40	40
立候補者数(人)		58	52	51	55	56	旧市47 旧町15	52	54	45	57
立候補者数／定数		1.21	1.08	1.06	1.20	1.27	旧市 1.07 旧町平均 2.14	1.30	1.35	1.13	1.43
当選者	最高得票数	6,664	6,426	5,817	5,440	4,847	旧市6,010 旧町4,789	5,461	6,361	5,950	6,000
	最低得票数	3,605	3,508	3,399	3,207	2,974	旧市2,546 旧町 309	2,922	2,536.093	2,112.110	2,278
	１人平均得票数	4,358	4,497	4,394	4,036	3,872	旧市3,845 旧町1,875	4,050	3,354	3,857	3,257
	最高年齢(歳)	65	69	73	71	70	71	75	77	81	81
	最低年齢(歳)	35	32	36	35	39	26	35	34	31	29
	平均年齢(歳)	48	50	52	54	56	56	57	57	58	57

※１　外海選挙区は、無投票のため含まない。

３　総務委員会関係

防災危機管理室
企画政策部
総務部
情報政策推進部
財務部
市民生活部
総合事務所
出納室
消防局

防　　災

1　防災体制の強化

本市は、斜面都市という地形上、大雨や台風などの際は、がけ崩れや浸水被害が発生しやすい都市構造をもっており、昭和 57 年の「7.23 長崎大水害」、平成 3 年の「台風 17・19 号」により大きな被害を受けた。

そこで、このような風水害や平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災、平成 23 年 3 月の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震、令和 6 年 1 月の能登半島地震などを教訓にして、災害が発生した場合の情報収集や人命救助を最優先する初動体制の確保を図っている。

また、避難指示等の発令に関する具体的な判断基準を定め、避難情報を的確に提供することにより、地域住民の災害時における円滑な避難の確保に努めるとともに、市民に対する防災情報等の伝達のため防災行政無線などを整備している。

一方、地域住民が自分たちの住んでいる地域の危険箇所や避難所などを確認するとともに、災害時の避難経路などをみんなで話し合いながら作成する、地域防災マップづくりやコミュニティタイムラインの作成に取り組んでいる。

あわせて、市民に対しては、防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚を図るとともに、地域における自主防災組織の結成促進や、活動の活性化に努めている。

(1)　防災行政無線の設置

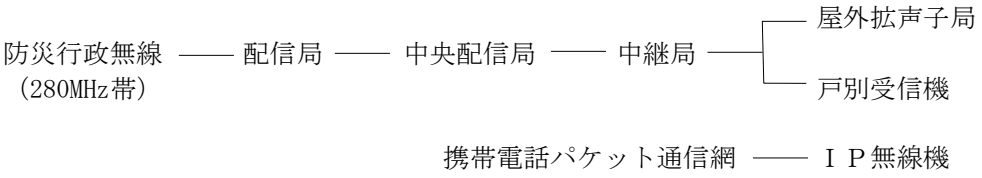
ア　システムの概要

本市の防災行政無線設備については、長崎大水害後の昭和 59 年に開局し、整備が行われてきたが、電波法令等の改正により、これまでの規格では使用できなくなったことから、平成 30 年度から令和 3 年度にかけて、アナログ方式からデジタル方式へ切り替える整備工事を行った。

デジタル化された設備においては、消防局及び旧行政センターであった地域の地域センターに配信局を設置し、公園等に設置した屋外拡声子局のスピーカーを通して気象情報や災害時の情報及び行政広報等を放送するとともに、戸別受信機を早めの避難が必要な方や避難の支援が期待される方に無償貸与しているが、令和 7 年 6 月に、貸与対象の拡大や手続きの簡素化を行い貸与台数の拡大を図り、情報伝達の徹底を期している。

また、災害時における情報共有手段としては、大規模災害時には通信回線の輻輳による通信障害の発生が予想されるため、輻輳しにくいＩＰ無線機を災害拠点となる各総合事務所や地域センターへ配備し、情報収集、救援活動等の円滑・迅速化を図っている。

◎システムの構成



イ　経緯

昭和 59 年 4 月　　防災行政無線（60MHz帯）開局

平成 17 年 1 月及び平成 18 年 1 月　市町村合併により新たに合併町分を引き継ぐ

平成 27 年 4 月　　防災行政無線デジタル化（280MHz帯）整備事業開始
令和 4 年 3 月　　防災行政無線デジタル化（280MHz帯）整備事業完了

(2)　自主防災組織の結成状況等

ア　自主防災組織の結成

令和 8 年 4 月 1 日現在、607 の自治会、2 の連合自治会、1 の地域コミュニティ連絡協議会で自主防災組織が結成されており、結成時には、防災活動に必要となる資機材を 32 品目の中から地域の実情にあわせて選択していただき、現物支給している。なお、ヘルメットなどの 5 品目については必須としている。

番号	防災用資機材	点数
1	コーンヘッド	3
2	カラーコーン	4
3	腕章	6
4	ウォータータンク	8
5	※懐中電灯	8
6	石み	9
7	ヘッドライト	11
8	折込のこ	12
9	鎌	14
10	延長コード	14
11	※ヘルメット	16
12	スコップ	16
13	誘導用ライト	16
14	ブルーシート	17
15	ベスト	18
16	充電式ラジオ	20
17	バール	21

番号	防災用資機材	点数
18	ガストーチ	21
19	つるはし	23
20	※避難誘導用ロープ	23
21	格納ボックス	40
22	屋外作業灯	41
23	リュックサック	45
24	搬送用 1 輪車	62
25	脚立	69
26	ホワイトボード	93
27	救急箱セット	121
28	※拡声器	126
29	※担架	132
30	トランシーバー	137
31	災害工具セット	142
32	搬送用 2 輪車	158

・※印の防災用資機材は必須品目
・必須品目を含めて合計点数が 600 点以内になるように選択

イ　長崎市民防災リーダー、ながさき防災サポーターの養成

地域の防災力向上を図るため、防災に関する知識、技能等を修得した長崎市民防災リーダーの養成に平成 21 年度から取り組んでおり、令和 8 年 4 月 1 日現在、1,361 名を認定している。

長崎市民防災リーダーには、地域の防災訓練や防災マップづくりへの参加、訓練の計画立案や避難行動要支援者の避難体制の支援など、地域防災の推進役となっている。

また、自分や家族のために、防災や救命などの知識を学ぶ、ながさき防災サポーターを令和 8 年 4 月 1 日現在、100 名を認定している。

(3)　避難所等

ア　指定避難所

指定避難所は、災害の危険性があり避難した居住者等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在させ、または、被災して家に戻れなくなった居住者等を一時的に滞在させるための施設で、現在、公民館や学校体育館等の公共施設を中心に、自治会公民館等の民間施設も含めて、265 箇所を指定している。

このうち、大規模災害等が発生した際に行き先がない避難者が、仮設住宅等に入居するまでの中長期にわたる避難生活ができる環境・設備を備えた 42 箇所を、拠点避難所として選定している。

また、市と自治会等が覚書を交わし、避難所要員（市職員）と地域の方が連携して避難所の迅速な開設や運営を行うことで、地域住民が安心して避難できる体制を確立するため、地域と連携した避難所として、58 箇所で覚書を締結している。

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

種類		構造	
		鉄筋・鉄骨	木造
公共施設	公立の学校 市立の公民館 その他	箇所 159	箇所 2
民間施設	私立の学校 自治会の公民館 私立の幼稚園 寺、教会、その他	55	50
合計		214	52

イ　指定緊急避難場所

地震及び大火災等により、人命に大きな被害が予測される場合に、市民が一時的に避難する公園等の空地で、令和 7 年 4 月 1 日現在、市内に 236 箇所指定している。

(4)　備蓄状況

想定避難者数を昭和 57 年の 7.23 長崎大水害時の避難者数から約 3,000 人と想定し、災害対応を行う職員 600 人分、孤立が想定される地域の人口の 5%である 1,000 人分と合わせて計 4,600 人分の 2 日分備蓄している。

（令和 8 年 4 月 1 日現在）

品目	基準数等
クラッカー類・レトルト食品・パンの缶詰・アルファ化米　等	25,514 食
飲料水	19,744 ﾘｯﾄﾙ
粉ミルク、液体ミルク	522 食
毛布	10,873 枚
乳児用オムツ	4,020 枚
成人用オムツ	1,150 枚
生理用品	5,052 枚
排便袋	37,800 枚

(5)　防災情報システム等の運用

長崎県が独自の防災情報システムを令和５年度から更新したことから、同システムの機能等を検証し、長崎市においても同システムを活用して災害時の情報管理・共有を行うよう運用を見直した。こ

れに伴い、市独自の防災情報システムの運用については、令和４年度をもって終了した。

また、災害情報テレフォンサービスや防災情報メール配信サービスの提供、市ホームページでの避難所情報、防災行政無線情報などの公開、さらに、フェイスブックやＸ（旧ツイッター)、LINEを利用した情報発信も行っている。

(6)　緊急速報メールの導入

平成 24 年 5 月から、避難指示などの緊急性の高い情報を携帯電話（3 社docomo,au,softbank）へ一斉に配信する緊急速報メールを導入している。また、令和元年 11 月から、楽天モバイルを加えた 4 社への配信が可能になった。

(7)　全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の導入

国から送信される地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、防災行政無線などにより市民へ放送するためのシステム（Ｊアラート）を平成 23 年 3 月から導入している。なお、平成 26 年 3 月に、受信から放送までを自動で行うことが可能となる自動起動装置を導入している。

名誉市民・栄誉市民

1　名誉市民

(1)　根拠規定　　長崎市名誉市民条例（昭和 24 年 12 月 26 日制定）

(2)　対 象 者

社会の進展又は文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶で、世の尊敬を受けた市民又は本市に縁故の深い者

(3)　待遇又は特典

ア　市の公の式典への招待

イ　年金 50 万円の支給

ウ　死亡に際しては、弔詞及び弔花の贈呈

エ　その他市長が必要と認めた待遇又は特典

オ　上記のほか、市議会の議決を経ての市公葬

(4)　顕 彰 者

氏　　名	選　定 年 月 日	功　　績　　概　　要
永　井　隆	昭和 24 年 12 月 3 日	原爆被爆医学者として、原爆病と闘いながら病床より「原子病概論」「長崎の鐘」等原爆の悲惨さを訴え、また、平和の願いをこめた著書を世に送り、復興途上にあった本市市民の精神的支柱となり、全国民に愛と平和に対する認識を新たにさせた。 （S26. 5. 1 没　享年 43 歳）
カロライン・S・ペカム	昭和 32 年 7 月 12 日	円満な人格と高邁な識見をもって、40 年余にわたり本市の女子教育に尽瘁され多くの人材を養成された。また、本市の文化向上のため各種文化事業に進んで協力され、その生涯の殆んどを本市の教育文化の向上のために捧げられた。 （S57.12.12 没　享年 91 歳）
古屋野　宏　平	昭和 43 年 12 月 21 日	原爆被災により荒廃した長崎医科大学（現国立大学法人長崎大学医学部）の復興に献身的努力を重ね今日の基礎を築かれた。また、公安委員会の委員長、各種の文化団体等の要職にあり、幅広い活動を続けられ市民福祉の向上、学術文化の振興発展等に貢献された。 （S51. 1.20 没　享年 89 歳）
田　川　務	昭和 44 年 3 月 29 日	昭和 26 年から 16 年間長崎市長として、原爆で荒廃した本市の復興に献身的努力を重ね、昔日にまさる復興をなしとげ今日の躍進の基盤を築きあげるとともに、市民生活の向上発展にも大きく寄与された。 （S52. 9. 5 没　享年 79 歳）
諸　谷　義　武	平成 8 年 3 月 28 日	昭和 42 年から 12 年間長崎市長として、広域産業都市及び国際観光文化都市の建設に日夜尽力され、市民の福祉の向上に大きく貢献された。また、芸術文化の先駆者として本市の芸術文化の礎を築かれ、その振興発展に多大の貢献をされた。 （H14. 4.16 没　享年 95 歳）
土　山　秀　夫	平成 22 年 12 月 13 日	核兵器廃絶地球市民集会実行委員会の委員長として、4 回にわたり「核兵器廃絶―地球市民集会ナガサキ」を開催するなど、被爆者と市民、ＮＧＯが主導する長崎独自の平和活動を築き上げるとともに、核兵器廃絶の取組における理論的、精神的支柱として、長崎市の平和行政に大きく貢献された。 （H29. 9. 2 没　享年 92 歳）

氏　　名	選　定 年 月 日	功　　績　　概　　要
カ ズ オ ・ イ シ グ ロ	平成 30 年 3 月 15 日	昭和 57 年に、戦後間もない長崎市を舞台とした長編小説「遠い山なみの光」で本格的にデビューした後、ブッカー賞をはじめ数々の文学賞を受賞されるなど、長崎市出身の日系英国人小説家として文学分野の振興、繁栄等に尽力し、世界的な地位を確立されており、その卓絶した功績により、平成 29 年にノーベル文学賞を受賞された。

2　栄誉市民

(1)　根拠規定　　長崎市栄誉市民規則（昭和 54 年 5 月 15 日制定）

(2)　対象者

本市の住民又は本市に縁故の深い者で、次のいずれかに該当すると認められるもの

ア　公共の福祉の増進又は産業、経済若しくは文化の発展その他について、その功績が特に顕著であり、市民の敬愛の的として仰がれる者

イ　都市の親善に寄与し、その功績が顕著である者

(3)　待遇又は特典

ア　市の公の式典への参列

イ　その他市長が必要と認める待遇又は特典

(4)　顕 彰 者

氏　　名	顕　彰 年 月 日	功　　績　　概　　要
田　　口　　長 治 郎	昭和 54 年 5 月 16 日	水産関係団体の要職を歴任され、昭和 24 年以来 20 数年にわたり衆・参両議員として国政に参画し、本市の水産界の振興発展はもとより、原爆被災後の戦災復興や都市の近代化の推進に多大の貢献をされた。 （S54. 5. 4 没　享年 85 歳）
今　　村　　等	昭和 54 年 11 月 16 日	炭鉱労働者出身として労働運動に入り、以後その生涯を通じ一貫して地方第一線の労働運動家として活躍された。この間、日本鉱夫総連合会中央執行委員・日本労働組合同盟中央執行委員などの要職を歴任、また、長崎市議・県議を務めた後、衆議院議員として地方政治並びに国政に参画し、労働運動の先駆者として役割を果たし、労働運動の発展を通じて公共の福祉増進と地方自治・国政に多大の貢献をされた。 （S54.11. 1 没　享年 87 歳）
江　　角　　ヤ　　ス	昭和 55 年 12 月 1 日	大正 15 年 4 月以来、54 年間人間性豊かな情操を養う女子教育の第一線で活躍され、この間、長崎・東京・鹿児島に学校法人純心女子学園を創立し、私学の振興に多大の貢献をされた。また、自らの原爆被災の体験から、日増しに高齢化し、今なお原爆の後遺症に苦しむ老人への奉仕を願って社会福祉法人純心聖母会を設立し、恵の丘長崎原爆ホームなどを建設して社会福祉の増進にも多大の貢献をされた。 （S55.11.30 没　享年 81 歳）

氏　　名	顕　彰 年 月 日	功　　績　　概　　要
西　岡　ハ　ル	昭和 58 年 12 月 20 日	婦人代表として婦人参政権運動に尽力され、昭和 28 年 3 月、自由党初の女性参議院議員として国政に参画し、遺家族・引揚者・その他恵まれない方々への施策、売春防止法の制定、児童福祉施設などの整備促進を図られた。また、新聞社の要職を歴任され、地方文化の向上と地域の振興はもとより、原爆で荒廃した郷土の復興のために活躍され国政に多大の貢献をされた。 （S58.11.30 没　享年 77 歳）
住　田　政 之 助	昭和 60 年 4 月 8 日	昭和 26 年 4 月から連続 6 期 24 年間長崎市議会議員として、市政発展のため寄与され、国際文化都市・広域産業都市建設の推進に大きく貢献された。この間、連続 3 期 12 年間にわたり市議会議長に就任し、円満な人格と卓越した識見により、円滑な議会運営を推進され、地方自治の育成発展に顕著な功績を残されるとともに、多年にわたり社会福祉関係団体の要職にあって、社会福祉の増進にも努められた。 （S60. 4. 7 没　享年 84 歳）
小　林　ヒ　ロ	昭和 60 年 4 月 26 日	昭和 26 年 4 月から 1 期 4 年間長崎市議会議員、その後 4 期 16 年間長崎県議会議員として、市政発展のため寄与され、特に戦後の混乱期にいち早く婦人会を結成し、多年にわたり婦人団体の要職を歴任され、豊富な経験と卓越した指導力により、婦人の地位向上に多大の貢献をされた。さらに、原水爆禁止運動にも積極的に取り組まれ、今日の平和推進運動の基盤確立に尽力された。 （S60. 4.24 没　享年 87 歳）
調　　来　　助	平成元年 4 月 27 日	昭和 17 年長崎医科大学（現国立大学法人長崎大学医学部）教授に迎えられ、昭和 20 年 8 月 9 日の原爆による壊滅的状況の中で、被爆者の援護・治療にあたられ、その後も被爆者の検診を行うなど医療や研究に取り組まれた。原爆症の調査・研究を通じて被爆者行政の推進に尽くされた。 （H元. 4.15 没　享年 89 歳）
さ　だ　ま さ し	平成 16 年 4 月 13 日	昭和 47 年のデビュー以来、長崎にちなんだ曲を数多く作り、芸能活動をとおして本市の紹介に努められ、昭和62年から平成 18 年まで毎年 8 月 6 日に、平和コンサートを無料で開催された。また、平成 10 年に「長崎ブリックホール」の名誉館長に就任、さらに、平成 15 年には「ながさきピースミュージアム」を開館され世界へ平和を発信されるとともに、長崎を題材にした本人原作の小説を映画化し、全国に長崎をアピールされるなど、文化、産業、経済の振興発展に多大の貢献をされた。
松　田　皞　一	平成 19 年 12 月 27 日	長崎市観光協会（現一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会）や長崎伝統芸能振興会の会長、長崎商工会議所会頭などを多年にわたり務められ、本市の観光・文化・経済の発展に多大な功績を残された。また、長崎県観光連盟会長も歴任されるなど、本市だけでなく長崎県の発展にも貢献された。 （H19.11.18 没　享年 85 歳）

氏　　名	顕　彰 年 月 日	功　　績　　概　　要
西　岡　武　夫	平成 24 年 1 月 10 日	昭和 38 年 11 月から衆議院議員を 11 期、参議院議員を 2 期務められ、その間本市出身者として初の参議院議長に就任されたほか、文部大臣などの要職を歴任され、国政の中枢にあって我が国の発展に尽力された。また、地域の実情にも精通され、原爆被爆者援護の充実、教育施設や新幹線をはじめとした社会資本の整備などの各分野において、多大の貢献をされた。 （H23. 11. 5 没　享年 75 歳）
谷　口　稜　曄	平成 29 年 10 月 25 日	被爆者運動に立ち上げから加わり、長年にわたり被爆者の援護の充実、被爆の実相の継承、核兵器廃絶のための活動に尽力され、国内外の平和推進に大きく貢献された。特に平成 22 年のニューヨーク国連本部でのＮＰＴ再検討会議では、焼けただれた自らの「赤い背中」の写真を掲げて核兵器廃絶を世界に向けて強く訴えられるなど、平成 29 年 7 月の核兵器禁止条約の成立に大きく寄与された。 （H29. 8. 30 没　享年 88 歳）
越　中　哲　也	令和 3 年 11 月 25 日	長年にわたり長崎の歴史・文化の調査・研究に取り組み、長崎学の振興・発展に大きく寄与された。また、長崎市史編さん検討委員会委員及び長崎市史刊行委員会委員として、本市の先史・古代から現代までの通史の編纂について助言や調査を行うとともに、自ら執筆するなどし、「新長崎市史」の刊行に尽力、貢献された。さらに、昭和 43 年から約 40 年間、長崎市文化財審議会委員として、平成 6 年から約 22 年間、長崎市出島史跡整備審議会委員として、本市の文化財保護行政推進に大きく貢献された。 （R 3. 9. 25 没　享年 99 歳）
山　口　仙　二	令和 4 年 7 月 19 日	財団法人長崎原爆被災者協議会や日本原水爆被害者団体協議会の結成・設立に尽力し、当該団体の会長等として、長年にわたり被爆者の援護活動に尽力されるとともに、昭和 57 年の国連軍縮特別総会では、被爆者として初めて演説し「ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ウォー、ノーモア・ヒバクシャ」と呼びかけを行うなど、核兵器の廃絶を訴える活動を続けられた。また、長崎市原子爆弾被災資料協議会委員、平和宣言文起草委員会委員及び長崎市原爆死没者追悼平和祈念館建設問題検討委員会委員として、長年にわたり本市の平和・被爆者援護行政に大きく貢献された。 （H25. 7. 6 没　享年 82 歳）
永　瀬　貴　規	令和 6 年 10 月 25 日	長崎市出身であり、柔道男子 81 キロ級において初出場の 2016 リオデジャネイロオリンピックで銅メダル、2020 東京オリンピックで金メダルを獲得し、2024パリオリンピックでは、同階級で史上初のオリンピック２連覇を達成するなど、三大会連続表彰台の偉業を成し遂げ、本市の名声を高めるとともに多くの市民に深い感動と勇気、明るい希望を与えた。

広　報　・　広　聴

郷土「長崎」や市政全般にわたる情報を市民に周知するとともに、市政に対する市民の意見等を広く聴き、市民ニーズの把握と行政情報の発信を双方向でつなぎ、市民の声を行政運営に活かしながら、情報発信を一体的に行う。

1　広　　報

(1)　印刷刊行物による広報

名　　称	型　式	部数・発行日等	配　　布　　方　　法
広報ながさき 創刊Ｓ26.1.10 （市政展望） 改称Ｓ42.10.1	A4 判 28 ページ	約 142,000 部 毎月１日発行	自治会・配布グループを通じて各世帯へ配布。 地域センター、郵便局、コンビニなどにも設置。
暮らしガイド 創刊Ｓ57.3 （ながさき市民便利帳） 改称Ｓ63.3 （NAGASAKIｶﾞｲﾄﾞBOOK） 改称Ｈ10 （生活便利ブック） 改称Ｒ4.4 （暮らしガイド）	A4 判 2 ページ （1 枚裏表）	約 15,000 部 （最新版：令和 7 年 6 月）	市役所の窓口や手続きなど行政情報をまとめた冊子を転入者に配布するとともに、希望する市民に対し地域センターなどで配布。

(2)　テレビ放送による広報

タ　イ　ト　ル	放送局	制作本数	放送帯	内　　容
あっ！とnagasaki （30 秒ＣＭ）	NCC	24 本	A帯（19:00～23:00）10 回 その他 4 回	市からのお知らせ

(3)　インターネットによる広報

市政の動き、観光案内、平和・原爆、国際情報など、市のさまざまな情報を発信している。

また、ライン、X（旧：ツイッター）、フェイスブック、インスタグラム、ティックトックによる情報発信を行っている。

(4)　その他の広報

・市政と暮らしの出前講座

市政と暮らしに関する 67 のテーマについて、市職員が出向いて、分かりやすく説明する講座を開催している。

対 象 者：市内に居住または通勤・通学する原則 15 人以上のグループ

講 演 料：無料

開催場所：市内（主催者が指定する場所）

申 込 数：令和７年度　268 回（うち開催回数 250 回）

(5)　市政記者を通じての広報

ア　市政記者クラブ加盟社（13 社）

長崎新聞、西日本新聞、朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、共同通信、時事通信、ＮＨＫ、ＮＢＣ、ＫＴＮ、ＮＣＣ、ＮＩＢ

イ　記者会見

市議会定例会に提案する議案の説明など、原則、月に 1 回の市長記者会見を行っている。なお、平成 22 年 4 月からインターネットによる動画配信を行っている。

ウ　記者発表

各所管により市政記者に対し、行事・事業等について随時発表を行っている。

エ　資料提供（投げ込み）

市政に関する事業や行事等について、広報広聴課を通じて資料提供を行っている。

(6)　シティプロモーション

シティプロモーション「長崎MIRAISM」で紹介したハード事業の整備が一定完了したことから、令和 6 年度にリニューアルを行い、「仕事」、「子育て」、「楽しみ」の分野で活躍する人を中心に、長崎で暮らす人と人の繋がりを輪（WA！）とし、ソフト面を重点的に取り上げる「長崎のWA!」をスタートさせた。

２　広　　聴

(1)　市政への提案

市民等の市政に対する意見や提案などを受け、市政運営に役立てる。

また、提案等とそれに対する市の考え方や対応を公表する。平成 14 年度から実施。

・令和 7 年度提案件数　　483 件

(2)　陳　　情

各種団体等からの陳情に対応している。

・令和 7 年度陳情件数　　8 件

(3)　市政モニター

市民のニーズや意見等をアンケートによって聴取し、市政の参考にする。昭和 43 年度から実施。

平成 24 年度からは、アンケートにインターネットを利用できる環境を整えている。

・令和 7 年度モニター数　261 名

(4)　パブリック・コメント制度

市の重要な計画等を策定する場合、素案の段階で広く市民に公開して意見等を募集し、寄せられた意見を参考にしながら計画等を決定する。

併せて、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する。平成 15 年度から実施。

・令和 7 年度実施件数　　17 件

(5)　市民との対話行事

市長が地域に出向き、市民から地域の現状や市政運営に対する意見、提案等を直接聴き、「対話」を通じて本市の現状について相互に理解を深め、市政に反映させている。

・令和 7 年度開催件数　　6 回

3　コールセンター

長崎市コールセンター「あじさいコール」を平成 22 年 10 月 1 日に開設。

市民から寄せられる市政に関するさまざまな問い合わせを、電話・ファクス・インターネットなどで一元的に受け付け、迅速かつ的確に情報を提供する。

併せて、市の代表電話番号を統合し、コールセンターで電話交換業務も行っている。

・電話番号：095-822-8888

・受付時間：午前 8 時から午後 7 時まで／土・日・祝日は午後 5 時まで

・令和 7 年度総応答呼数　　174,944 件（1 日平均　479 件）

国　際　化　推　進

長崎市は、1571 年のポルトガル船入港以来、古くから海外と交流をしてきた国際性豊かなまちである。

近年は、ボーダーレス化、グローバル化の流れが進む中で、あらゆる面で世界の国々と相互依存関係が深まってきていることから、本市では外国人と共に暮らすまちづくり、そして諸外国との交流を通じて住民の国際化や地域の活性化を図る事業展開に取り組んでいる。

１　令和８年度主要国際化推進施策

私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします

国際交流を推進し、互いの文化を理解することで、国際性を豊かにします

国際交流・国際理解の機会充実

１　国際交流推進事業

市民、特に次世代を担う青少年が異文化理解を深め、自主的・主体的な国際交流を推進するため、国際理解講座や国際交流イベントを実施

２　国際交流員招致事業

長崎市の国際化を推進するため、国際交流員を任用し、語学力や出身国についての知識や情報を活かして長崎市の対外的な業務を実施

多文化共生の地域づくり

１　多文化共生推進事業

外国人の生活利便性を向上させるため、４ヶ国語による行政、イベント等の情報提供、長崎市国際ボランティアによる日本語講座活動等を実施

グローバル人材の育成と活躍促進

１　留学生支援・連携事業

長崎への留学生を増加させるため、「長崎留学生支援センター」の活動を中心に、留学生の各種支援策を実施

２　多様な人材雇用促進事業

地元企業の女性活躍や外国人材の雇用などを促進するため、セミナーの開催や職場環境の改善等の支援を実施

２　姉妹・友好都市

我が国で初めての姉妹都市提携をアメリカ・セントポール市と行ったことにはじまり、現在 6 都市と姉妹・友好都市関係にある。

都市名	特　　色	提携理由
セントポール市 （アメリカ・ミネソタ州都）	面積　145ｋ㎡ 人口　約 31 万人 提携　昭和 30(1955)年 12 月 7 日 特色　農産物の一大集散地。アメリカ北西部の交通要所	ニューヨークの日本国連協会代表が、原爆被災から復興し平和都市への道を歩んでいた長崎市とセントポール市の提携を斡旋。その後国連事務局が両市に勧誘状を出した。日米初の姉妹都市提携。
サントス市 （ブラジル・サンパウロ州）	面積　271ｋ㎡ 人口　約 43 万人 提携　昭和 47(1972)年 7 月 6 日 特色　明治41年、わが国最初の移住者781名が上陸。貿易港・観光都市	長崎と同時期に、ポルトガル船の来航により貿易港として開かれた。我が国第一回ブラジル移住者781名が上陸した港町。本県出身の移住者やサンパウロ州議員からの申し入れにより姉妹都市提携が行われた。
ポルト市 （ポルトガル・ポルト県都）	面積　41.5ｋ㎡ 人口　約 27.3 万人 提携　昭和 53(1978)年 5 月 26 日 特色　ポルトガル北部で、商工業の中心地・港湾都市	16 世紀から 17 世紀にかけて長崎に入港したポルトガル船の母港。駐長崎ポルトガル名誉領事を介して、意向打診を行い提携。
福州市 （中国・福建省都）	面積　11,968ｋ㎡ 人口　約 852.1 万人 提携　昭和 55(1980)年 10 月 20 日 特色　福建省の貿易の拠点	多くの長崎華僑の出身地で歴史的なつながりがある。中日友好の船「明華号」の長崎訪問の折に、中日友好協会会長に要望書を提出。
ヴォスロール村 （フランス・カルバドス県）	面積　7.6ｋ㎡ 人口　約 290 人 提携　昭和 53(1978)年 5 月 28 日 （旧外海町と提携） 特色　主要産業は農業・酪農	外海地区の人々を救済するため私財を投げ打って社会福祉事業に貢献したマルコ・マリ・ド・ロ神父の出身地。ド・ロ神父の研究家がヴォスロール村を訪問した際に提携を打診。平成 17 年 1 月の市町村合併に伴い、長崎市へ提携を引き継ぐ。
ライデン市 （オランダ・南ホラント州）	面積　23.3ｋ㎡ 人口　約 13 万人 提携　平成 29（2017）年 11 月 24 日 （市民友好都市提携：平成 25（2013）年 2 月 4 日） 特色　周辺自治体のための商業・貿易センターとして重要な機能を持つ。出島の商館医シーボルトが日本を離れた後、1830 年から 1847 年まで日本学研究を行ったまち。	日本における西洋医学の基礎を築くとともに、日本の近代化に大きく寄与したシーボルトにかかる歴史的なつながりがあり、シーボルトハウスや国立民族学博物館などで今でも多数のシーボルト・コレクションが所蔵・展示されている。 1998 年から長崎大学とライデン大学との間で交換留学生を相互派遣し、市民レベルでの人的交流も行われていることから、平成 25 年 2 月から市民友好都市提携を締結。 シーボルトをゆかりとした歴史的な結び付き、市民間の交流の状況等を勘案し、同市との友好及び交流関係を更に深めるため姉妹都市締結。

３　市民友好都市

姉妹都市提携の形式にとらわれず、自由、気軽に付き合え、市民や民間交流団体が主体となって実質的な交流を行うことを支援する。

都市名	特　　色	提携理由
アバディーン市 （英国・スコットランド）	面積　188.46ｋ㎡ 人口　約 22 万人 提携　平成 22（2010）年７月 12 日 特色　スコットランド第 3 の都市、北海油田発掘の基地	日本の近代化に多大な貢献をしたトーマス・グラバーにかかる歴史的なつながりがあり、両市のロータリークラブが 1996 年からグラバー奨学生の相互派遣を行うなど、市民が主体となった実質的な交流が行われていることから、長崎市から提携を提案。
中山市 （中国・広東省）	面積　1,800ｋ㎡ 人口　約 450 万人 提携　平成 23（2011）年 9 月 30 日 特色　1985 年、珠江デルタ沿海開放区に指定。家電、電子部品、自動車部品などの生産基地	辛亥革命の指導者である孫文は、中華人民共和国・中山市の出身であり、また、孫文を物心共に支援した梅屋庄吉は、長崎市の出身であることから、その歴史的な友情を顕彰し、市民や民間レベルでの交流を促進するため、提携を行った。
ヴュルツブルク市 （ドイツ・バイエルン州）	面積　87.63ｋ㎡ 人口　約 13 万人 提携　平成 25（2013）年 4 月 17 日 特色　ドイツ観光街道の代表であるロマンティック街道の起点として、またフランケン・ワインの集積地として知られる。	シーボルトの生誕地であり、日本から持ち帰った資料が数多く保管・展示されている。シーボルトの出身大学であるヴュルツブルク大学と長崎大学との間で、交換留学生の相互派遣が行われており、市民レベルでの人的交流も行われていることから長崎市から提携を提案。

総　合　計　画

長崎市では、令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）※までを計画期間とした「長崎市第五次総合計画」を策定し、めざす都市像やその実現に向けた基本的な姿勢や道筋を示す基本構想と同構想において定めたまちづくりの方針などを達成するための各種の施策体系を示す基本計画を定め、まちづくりに取り組んでいる。

基本構想では、将来の都市像を「個性輝く世界都市　希望あふれる人間都市」と掲げ、長崎にしかできない役割を果たし、世界に貢献することで、「世界のナガサキ」としてキラリと光る存在感のあるまち、だれもがライフステージに応じて豊かでいきいきと暮らせるまちをめざしていくこととしている。

また、都市像を実現するにあたってのまちづくりの基本姿勢を「つながりと創造で新しい長崎へ」と掲げ、市民、企業、行政などがお互いにつながり、力を合わせて、世界にも通用する新たな価値や仕組みを創造していくという姿勢でまちづくりを進めていくこととしている。

基本計画については、社会情勢や市民ニーズの変化に対応するため、5 年ごとに改定することとし、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までを計画期間とする後期基本計画を策定している。

また、長崎市第五次総合計画の策定にあたっては、「市民と行政が共有し、ともに取り組む計画」という位置づけのもと、策定過程における市民参画の拡充を図るとともに、基本構想そのものを「長崎市総合計画審議会」委員と行政が双方向で提案し、協力してつくりあげるという手法を用いている。

なお、後期基本計画の策定にあたっては、各分野の施策が持つ地方創生及び人口減少対策としての側面をより明確にするため、まち・ひと・しごと創生総合戦略を統合し、一体的に取組みを進めることとしている。

1　長崎市基本構想（令和 3 年 3 月 9 日　議決）

(1)　基本構想策定の趣旨

令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までを計画期間とし、人口動態や産業構造の変化など、これから予想される様々な社会経済の変動を勘案することはもとより、市民一人ひとりの幸福を実現するため、Society5.0 の実現や SDGs の達成に向けた視点を導入するなど新しい時代の流れを捉えたうえで、市民等が共有する「めざす都市像」と「めざす 2030 年の姿」を掲げるとともに、その実現に向けた基本的な姿勢や道筋を示す。

(2)　めざす都市像とまちづくりの基本姿勢

ア　めざす都市像

個性輝く世界都市　希望あふれる人間都市

イ　まちづくりの基本姿勢

つながりと創造で新しい長崎へ

(3)　めざす 2030 年の姿

ア　みんなでつながって、暮らしやすさをつくり続けています

イ　産業がもたらす活力と技術の進歩を取り入れ、生活の質が高まっています

ウ　交流の歴史に培われた多様な魅力で人を惹きつけています

エ　平和な世界、持続可能な世界の実現に貢献しています

(4)　めざす 2030 年の姿に近づくためのまちづくりの方針

○　まちづくりの方針Ａ：私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします

○　まちづくりの方針Ｂ：私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします

○　まちづくりの方針Ｃ：私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします

○　まちづくりの方針Ｄ：私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします

○　まちづくりの方針Ｅ：私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします

○　まちづくりの方針Ｆ：私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします

○　まちづくりの方針Ｇ：私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします

○　まちづくりの方針Ｈ：私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします

長　崎　創　生

１　第３期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略

長崎市では、「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて策定した、令和８年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までを計画期間とする「第３期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第３期総合戦略」とする）により、人口減少の克服と地域活力の向上に向けて、目標や施策の基本的方向などを定めている。

現在の長崎市は、若い世代の転入者数の減少を主な要因とする転出超過の拡大及び若い世代の減少に伴う出生数の減少により、人口減少に歯止めがかかっていない状況にあることから、第３期総合戦略においては、「若い世代に選ばれ、「ひと」と「まち」が成長するながさき」の実現に向けた施策の重点化を図ることで、自然動態、社会動態の両面で人口減少のスピードを緩和させるとともに、人口規模が小さくなっても暮らしやすく、多様性に富んだ成長力のある「まち」をつくることを目指している。

人口減少克服・地方創生に確実につなげていくため、産学官金労言士の各団体や市民が当事者意識をもって、様々な知恵や新たな発想を積極的に取り入れながら、施策や事業を戦略的かつ横断的に展開していくとともに、スピード感と柔軟性を持って、総合戦略を着実に推進し、「まち・ひと・しごと」創生の好循環を実現することとしている。

（１）目標

ア　基本目標１　人・企業・投資を呼び込み、経済を再生する

主に社会減対策として、若い世代の転出超過に歯止めをかけることを意識し、稼ぐ力の向上や人手不足対策をはじめとする地場企業の支援や新たな産業の創出など、経済再生を目指す取組を行う。

（ア）地場企業・産業の支援

〇稼ぐ力の向上

〇人手不足対策を含む働き方・職場改革等の推進

〇水産業・農林業の振興

（イ）新たな産業の創出

〇イノベーションを牽引するプロジェクト・スタートアップ創出

〇成長分野の強化

（ウ）交流の進化

〇受入態勢の充実

〇高付加価値化による消費単価の向上

〇戦略的な誘致・プロモーション

（エ）移住促進・関係人口の創出・拡大

〇移住希望者に対する支援の充実

〇域外の人材と多様で継続的に関係する機会の充実

イ　基本目標２　こどもをまんなかに、みんなで支え、育てる

主に自然減対策として、少子化に歯止めをかけることを意識し、結婚から、妊娠・出産・子育て・教育まで、ライフステージに応じた切れ目ない支援に取り組む。

（ア）結婚希望者への支援

〇出会いの場の創出、気運の醸成

（イ）こども・子育て支援

〇こどもの権利の尊重と自分らしい育ちの支援

〇妊娠・出産・育児への切れ目ない支援

〇こども・子育て家庭への支援

〇きめ細かな対応が必要なこどもと家庭への支援

〇まち全体でこども・子育て家庭を応援する気運の醸成

（ウ）教育環境の充実

〇児童生徒の「確かな学力の向上」や「健やかな学び」のための教育環境の充実

〇児童生徒が安全・安心に学べる教育環境の整備

ウ　基本目標３　まちの基盤を整え活かし、暮らす魅力を高める

人口が減っても暮らしやすいまちとするため、ハード・ソフト両面における地域づくりを行うとともに、長崎市独自の地域資源を活かした魅力的なまちづくりに取り組む。

（ア）安全安心で暮らしやすいまちの基盤づくり

〇都市機能の維持・集積

〇地域をつなぐネットワークの充実

〇安全・快適な住環境

（イ）市民が主体の暮らしやすい地域づくり

〇地域コミュニティの活性化

〇まちづくりの人材育成及び協働の推進

〇地域防災力の向上

（ウ）地域資源を活かした魅力あるまちづくり

〇学びの場の魅力向上

〇楽しみの創出

〇地域資源の磨き上げ

２　長崎創生プロジェクト事業認定制度

まちづくりの様々な担い手が人口減少の克服、長崎創生に取り組むための機運の醸成及び自主的・主体的な取組みの促進を図るため、第３期総合戦略における基本目標に適合した事業者等の取組みを認定する。

３　ながさきめぐりあい創出事業

結婚を望む市民の希望を実現するため、交際や結婚に関する意識の啓発や出会いの機会の提供等に取り組む。

４　少子化対策に関する情報発信

本市の結婚・子育て・教育等の魅力や取組みについて効果的に発信することにより、長崎市で結婚や子育てをすることに対するイメージの向上及び事業の認知度の向上を図ることを目的とし、ひいては、まち全体で応援する雰囲気の醸成や、長崎市で結婚し、子どもを産み育てたいと思ってもらうことにつなげる。

５　ながさきカップル応援事業

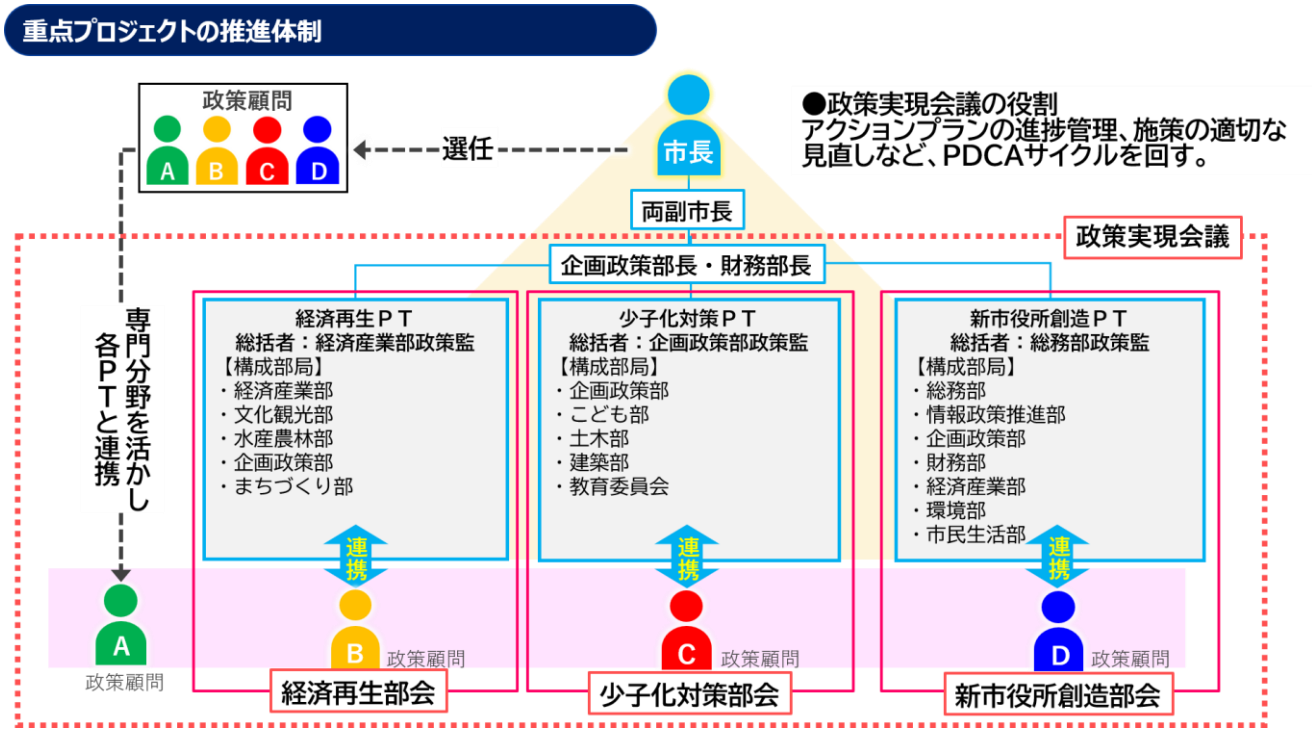
長崎市でこれから結婚を予定している方や新婚カップルを主な対象として、民間事業者等との連携により、協賛事業者から特典を受けられる「ながさきカップル応援パスポート」を交付し、対象者に対して結婚を応援されているという心理的な後押しや安心感を与え、結婚に関する負担感の軽減を図るとともに、まち全体で結婚を応援する機運を醸成し、ひいては結婚希望者や婚姻数の増加につなげる。

重点プロジェクト及び政策実現会議

喫緊の課題である人口減少対策に特に力を入れて取り組むため、「経済再生」「少子化対策」「新市役所創造」の３分野を重点プロジェクトとして設定し、その実行計画として令和６年２月に「重点プロジェクトアクションプラン」を策定した。

令和６年度から各取組みに着手し、令和８年度までの３年間で集中的に取り組むこととしている。

重点プロジェクトの推進にあたっては、高度な専門性を持った外部人材を政策顧問として登用するとともに、政策顧問と企画政策部長、財務部長以下の市役所メンバーで構成する政策実現会議を設置し、アクションプランに掲げた取組みの進捗管理や、状況の変化に対応した見直し、次年度の具体的な取組みの精査などを行っている。



移　住　支　援

第２期長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、社会減対策として「経済を強くし、新しいひとの流れをつくる」という目標を掲げ、魅力ある仕事づくりや移住の促進などの施策を展開してきたが、第３期総合戦略においても、「移住促進・関係人口の創出・拡大」に取り組むこととしている。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、全国的な地方移住への関心の高まりが継続しており、また、テレワークを経験し、柔軟で多様な働き方が大企業を中心に広まっている。

この機を捉えて、さらなる移住者を獲得するため、これまでの移住支援を拡充するとともに、将来的な移住者となりうる関係人口の創出・拡大へ向けてワーケーションの推進などに取り組む。

１　移住支援の推進

(1)　移住希望者の相談対応

ア　「ながさき移住ウェルカムプラザ」の運営

移住に関するワンストップ窓口である「ながさき移住ウェルカムプラザ」を運営し、移住希望者の移住の実現に向けてきめ細やかな対応を行っている。

イ　移住希望者からの「すまい」「しごと」「暮らし」等の相談対応、情報提供

ウ　東京都や大阪市、福岡市など都市部での移住相談会及びオンライン移住相談会への参加、相談対応

エ　お盆、年末年始の帰省者等をターゲットとした移住相談会の実施

(2)　すまいのサポート

ア　市内物件情報の提供や地域の案内、空き家・空き地情報バンク制度の登録物件の現地案内

(3)　しごとのサポート

ア　無料職業紹介所の機能を活かした就職相談員による移住希望者と仕事のマッチング

イ　ハローワーク等の求人情報の案内

ウ　企業訪問を通じた求人情報の収集

エ　ながさき移住サポートセンターやその他関係機関との連携による仕事のマッチング情報の交換

(4)　子育てのサポート

ア　保育所の空き情報や各地域の学校情報の提供

(5)　移住者への経済的なサポート

ア　長崎市移住支援補助金

東京 23 区の在住・在勤者であった者が、本市へ移住し、就業や創業、テレワークを行うなど必要な要件を満たした場合に補助金を交付し、18 歳未満の世帯員を帯同する場合は補助金を加算することで、東京圏からの移住を促進する。

イ　長崎市子育て世帯ウェルカム補助金

中学生以下の世帯員がいる子育て世帯の者が、長崎県外から本市へ移住し、就業や創業、テレワークを行うなど必要な要件を満たした場合に補助金を交付し、働く子育て世帯の移住を促進する。

(6)　関係人口の創出・拡大

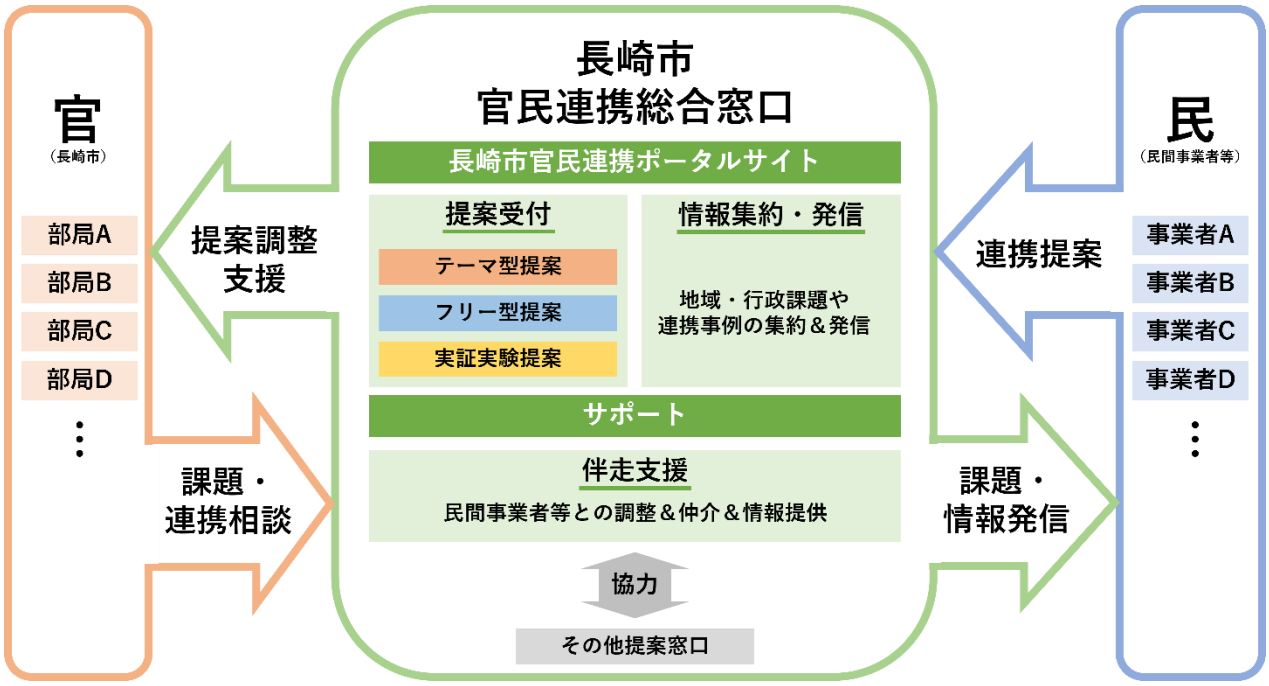
将来的な移住者の裾野を拡大するため、都市部の企業を対象としたワーケーション事前視察の受け入れ、ながさきお試し暮らし応援事業、ワーケーション促進に係る官民連携組織の構築・運営などの取組みを行う。

官　民　連　携

昨今の複雑化・多様化する地域課題・行政課題に対応していくため、多様な分野において官民が連携し、それぞれの強みや長崎市のまちの個性を活かして共創された新たな価値が、市民の暮らしやすさの向上と持続可能な地域発展に貢献していることを目指し、官民連携の取組みにより、市民・訪問客、民間事業者等、長崎市それぞれの立場でメリットが創出されるように取り組むため、令和８年４月には官民連携に取組む際の基本的な考え方や職員の行動指針、判断基準などを示した「長崎市官民連携指針」を策定した。

１　官民連携総合窓口の運営

民間事業者等からの提案を受け入れる際の課題を解決することを目的として、ハード・ソフト両面から全庁的な官民連携を推進する総合窓口を令和７年７月に設置し、運営している。



(1) 官民連携ポータルサイトの運営

本市の課題解決につながる提案の受付窓口、官民連携事例及び官民連携に係る制度等の各種情報を集約・発信する機能を持つポータルサイトを設置し、提案窓口の一元化、官民連携事業に係る情報発信を行っている。

(2) 提案の実現に向けたサポート

提案の受付や提案内容の確認をし、内容に応じた担当所属との意見交換などを調整し、提案者と担当事業課とが提案の実現に向け円滑に進められるよう伴走支援を行っている。

２　包括連携協定の締結

幅広い分野で相互に連携・協力し、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的として、民間事業者 16 者、長崎地域７大学（長崎大学・長崎総合科学大学・長崎外国語大学・長崎純心大

学・長崎女子短期大学・活水女子大学・長崎県立大学）及び関東学院大学と包括的な連携事項等について協定の締結を行っている。

３　学生地域連携活動支援事業「游学のまち de やってみゅーで　“Ｕーサポ”」

学生の自主的な社会参加活動を通じて、学生の人間的成長と地域の活性化を図るため、地域ボランティアを希望する学生と若い力を必要とする団体（自治会など）のマッチングを平成 23 年度から実施している。

４　ＰＰＰ／ＰＦＩ手法の推進

公共施設等の整備・運営において民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、事業コストの削減とより質の高い公共サービスの提供を目指している。そのため、「長崎市ＰＰＰ手法の優先的検討方針」を制定し、この方針に基づく一定規模以上の事業において、ＰＰＰ／ＰＦＩ手法の積極的な検討と適切な活用を図っている。

５　長崎スタジアムシティとの連携

長崎スタジアムシティは、(株)ジャパネットホールディングスが手掛けるスタジアム・アリーナを中心とした複合施設であり、令和６年 10 月 14 日に開業した。新たな雇用の創出、交流人口の拡大や市民の新たな楽しみの創出といったことが期待されている民間主体の地域創生モデルである。

本市では、開業による経済効果をまち全体へ波及させていくため、事業者と連携しながら賑わい創出に資する事業や子どもの新たな体験を創出する事業に取り組んでいる。



写真提供：長崎スタジアムシティ

（主な用途）

スタジアム	約 20,000 席　（６階建て）
アリーナ	約 6,000 席　（６階建て）
ホテル	243 室（客室）（１４階建て）
オフィス	約 13,900 ㎡（賃床）（１２階建て）
商業	約 20,000 ㎡（賃床）（７階建て）
駐車場	約 1,100 台　（６階建て）

※ジャパネット HD 公表資料から抜粋

地域コミュニティ

急速な少子化・高齢化の進行、核家族化や一人暮らし世帯の増加など家族形態の変化、価値観や生活スタイルの変化などに伴う無関心や個人主義の広まりなどにより、地域の一員であるという地域属性の意識や地域の連帯感が持ちにくい状況にある一方で、東日本大震災以降、地域コミュニティの必要性が改めて認識されている。そこで、地域の主体性、自立性を尊重した地域コミュニティの活性化を推進するため、地域コミュニティを支えるしくみを構築し、そのしくみを活用して、地域の各種団体が連携し、一体的な運営を行う地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営支援を行う。

また、地域自治の推進を図るため、令和3年度～令和7年度を第1期計画期間、令和8年度～令和12年度を第2期計画期間として、「地域福祉計画」を包含した「みんなで、す～で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】」を策定した。

1　地域コミュニティ連絡協議会の設立支援

(1) 協議会設立に向けた機運醸成を図るため、地域コミュニティを支えるしくみについての説明会など制度について理解を深める場を設ける。

(2)「まちづくり計画」策定のための話し合いの場の開催を支援する。

(3) 地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会に対して、まちづくり計画の策定等にかかる会議、広報、視察等に要する経費を財政的に支援する。

・地域コミュニティ連絡協議会設立準備交付金

2　地域コミュニティ連絡協議会の運営支援

(1) 地域コミュニティ推進室、総合事務所、地域センターが連携し、地域コミュニティ連絡協議会の運営に関する様々な支援を行う。

・わがまちみらい大交流会の開催

(2) 地域コミュニティ連絡協議会に対して、まちづくり計画に基づく活動及び運営に係る経費を財政的に支援する。

・地域コミュニティ推進交付金

3　人材育成

(1) 地域のまちづくりを担う人材を育成するため、長崎市主催の講座を一体的に発信するとともに受講者同士のつながりづくりを支援する。

・まちづくり学校

(2) 地域コミュニティ連絡協議会の設立及び運営を支援するまちづくり支援職員の資質向上を図る。

・話し合いの場で必要な知識やスキル習得のための研修

４　地域コミュニティ推進審議会

(1)「地域コミュニティを支えるしくみ」及び「みんなで、す～で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】※地域福祉計画を包含」の推進に関して市民から意見聴取を行う。

財　政　状　況

令和８年度当初予算の歳入については、国の地方財政計画において、一般財源総額が確保されているものの、本市においては、市税収入等の増を見込む一方、人口減少の影響等により地方交付税の減を見込んでいることから、一般財源総額は前年度を下回った。歳出については、新東工場建設事業（ごみ焼却施設建設）の進捗などにより投資的経費が減となったほか、標準準拠システムへの移行関連経費が減となったことなどにより、物件費が減となっている。

令和７年度に策定した中期財政見通しでは、歳入については、人口減少の影響により市税は中長期的には減少し、歳出については、扶助費において、障害福祉サービスの利用増加に伴う給付費や、公定価格の引上げなどによる施設型給付費の増加を見込んでいるほか、投資的経費についても、今後とも中長期的に高い水準で推移することを見込んでおり、多額の収支不足が生じる見通しであることから、引き続き歳入・歳出両面で戦略的な収支改善の取組みを行うことで、持続可能で健全な財政運営に努めていくこととしている。

１　予算規模の推移（当初予算）

年度	合計	一般会計	特別会計	企業会計
	予算額	予算額	予算額	予算額
	千円	千円	千円	千円
R３	377,104,147	224,380,000	113,607,662	39,116,485
R４	369,955,389	216,710,000	114,796,412	38,448,977
R５	373,961,479	218,770,000	115,257,150	39,934,329
R６	384,581,551	231,050,000	117,501,202	36,030,349
R７	390,256,571	241,340,000	111,487,106	37,429,465
R８	377,582,077	227,560,000	113,540,230	36,481,847

２　財政の主要指標（普通会計）

区分＼年度	R７	R６	R５	R４	R３
基準財政需要額（千円）	91,329,322	88,612,136	85,418,634	83,729,976	83,040,565
基準財政収入額（千円）	51,829,690	49,662,314	48,673,290	48,641,264	46,795,517
標準財政規模（千円）	105,345,437	102,172,438	100,530,137	100,144,822	103,033,192
財政力指数	0.566	0.570	0.572	0.583	0.583
実質収支比率（%）	1.02	1.16	5.01	6.85	2.82
経常収支比率（%）	98.5	98.8	97.9	97.2	91.7
公債費比率（%）	14.3	16.2	14.6	14.5	13.2
起債制限比率（%）	13.4	13.7	13.4	13.2	10.8
実質収支（千円）	1,060,313	1,185,115	5,039,150	6,859,033	2,904,975
単年度収支（千円）	△123,982	△3,854,035	△1,819,883	3,954,058	155,970
実質単年度収支（千円）	△2,841,391	△1,026,378	198,643	2,641,030	1,080,388
債務負担行為現在高（千円）	77,861,260	89,930,323	71,250,954	55,913,485	30,653,025
積立金現在高（千円）	43,442,426	42,354,822	41,950,759	42,827,620	45,482,433
地方債現在高（千円）	253,164,342	255,972,442	263,749,826	272,864,142	274,869,084

※R７年度は、７月末時点における見込みの数値

予　算　・　決　算

令和 8 年度の当初予算編成にあたっては、依然として極めて厳しい財政状況にある中においても、「経済再生」、「少子化対策」及び「新市役所創造」の３つの重点プロジェクトの最終年度であることから、限られた財源を、市民の皆様が効果を実感できる施策に重点的に配分するなど、優先順位を踏まえた予算編成をしたところである。

1　重点的施策

重点種別	具体的取組み（事業名及び内容）	予算額（千円）	担当課
私たちは「独自の歴史・文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします。			
経済再生	まちのにぎわい創出事業費（長崎スタジアムシティ関連）	106,380	官民連携推進室
経済再生	観光地域づくり推進費	44,561	観光交流推進室
経済再生	総合観光案内所運営費	3,429	観光政策課
	亀山社中記念館運営費	28,143	観光政策課
	池島炭鉱体験施設運営費	33,691	観光政策課
経済再生	旧長崎英国領事館運営費	24,506	文化財課
経済再生	洋館活用手法等検討費	15,000	文化財課
	遺構調査及び遺物整理費	21,267	出島復元整備室
	【補助】出島復元整備事業費 第Ⅳ期建造物復元整備	23,100	出島復元整備室
	長崎さるく推進費（長崎さるく20周年を契機としたまち歩きの推進）	42,957	観光交流推進室
経済再生	観光客誘致推進費	52,054	観光政策課
経済再生	世界・日本新三大夜景推進費	9,000	観光政策課
	将棋第67期王位戦開催費負担金	2,000	観光政策課
経済再生	平和・観光魅力発信事業費	20,000	観光交流推進室
	長崎ペンギン水族館あり方検討費	5,940	水産農林政策課
	【補助】土地区画整理事業費 長崎駅周辺地区（予算補助）	436,200	長崎駅周辺整備室
	【単独】土地区画整理事業費 長崎駅周辺地区	231,700	長崎駅周辺整備室
	歴史的風致維持向上推進費	3,000	まちなか事業推進室
私たちは「平和を愛し、平和の文化を育むまち」をめざします。			
	保存整備活動費	12,230	被爆継承課
	被爆建造物等公開費	13,829	被爆継承課
	【補助】平和施設整備事業費 原爆資料館	476,200	平和推進課
	長崎原爆資料館運営費（展示更新）	69,312	平和推進課
	平和推進活動費	11,267	平和推進課
	ヒロシマ・ナガサキ平和アピール推進委員会負担金	20,642	平和推進課 被爆継承課
	長崎ピースプレナーフォーラム開催費補助金	9,500	平和推進課
私たちは「人や企業に選ばれ、産業が進化し続けるまち」をめざします。			
経済再生	ながさきウェルカム推進費	134,116	長崎創生推進室
経済再生	企業連携型奨学金返還支援事業費	17,827	産業雇用政策課
経済再生	若年者雇用促進費	25,377	産業雇用政策課
経済再生	魚のまち長崎推進費（旧さしみシティ推進事業費、長崎水産練り製品ブランド化支援費、食・観光高付加価値化事業費）	14,345	商業振興課
経済再生	販路開拓促進事業費	44,694	商業振興課
経済再生	新産業・起業チャレンジ促進費	43,487	新産業推進課
経済再生	GX推進事業費	7,700	新産業推進課
経済再生	【単独】企業立地用地整備事業費 為石町	14,000	新産業推進課
	産学連携・創業支援費	29,706	新産業推進課
新市役所創造	がんばらんば長崎市応援寄附推進費	800,000	商業振興課
経済再生	海洋産業人材育成支援費補助金	2,000	新産業推進課
経済再生	チャレンジ企業応援事業費補助金	290,000	新産業推進課
経済再生	職場環境改善事業費補助金	60,000	新産業推進課
経済再生	省エネ設備等更新支援補助金	75,000	新産業推進課
経済再生	商店街等プレミアム付商品券発行支援費補助金	560,000	商業振興課

1　重点的施策

重点種別	具体的取組み（事業名及び内容）	予算額（千円）	担当課
経済再生	【単独】農業振興施設整備事業費補助金 農業新規参入促進施設	11,500	農林振興課
経済再生	新規漁業就業促進費	10,942	水産振興課
経済再生	就農促進支援事業費	661	農林振興課
経済再生	【単独】農業振興施設整備事業費補助金 担い手農家支援施設	18,551	農林振興課
	チャレンジ水産業補助金	1,980	水産振興課
経済再生	水産技術試験研究費	9,314	水産振興課
	有害鳥獣対策費	107,054	農林振興課
	水産資源再生事業費	3,100	水産振興課
	森林整備促進費 【単独】山林整備事業費 森林整備促進事業費	53,353	農林振興課
経済再生	長崎びわ生産推進事業費補助金	2,650	農林振興課
経済再生	長崎びわ生産推進事業費補助金	4,600	農林振興課
	施設園芸等燃油価格高騰対策費補助金	6,504	農林振興課
	【単独】農業振興施設整備事業費補助金 地域特産農産物生産高度化支援施設	64,800	農林振興課
	畜産用飼料価格高騰対策費補助金	11,440	農林振興課
経済再生	漁業経営セーフティーネット活用促進事業費補助金	44,147	水産振興課
経済再生	【単独】水産業振興対策事業費補助金 漁業経営基盤強化支援費	88,500	水産振興課
経済再生	グリーンツーリズム推進費	7,800	農林振興課
私たちは「環境と調和した持続可能なまち」をめざします。			
新市役所創造	【補助】脱炭素先行地域づくり事業費補助金 東山手・南山手地区等	186,599	ゼロカーボンシティ推進室
新市役所創造	脱炭素先行地域づくり事業費	21,802	ゼロカーボンシティ推進室
新市役所創造	【補助】脱炭素先行地域づくり事業関連	60,872	ゼロカーボンシティ推進室
新市役所創造	【単独】公共施設等LED化事業費 障害福祉センターほか 【補助】小学校整備事業費 大規模改造 【補助】中学校整備事業費 大規模改造 【単独】高等学校整備事業費 大規模改造	1,118,800	ゼロカーボンシティ推進室 学校施設課
	地球温暖化対策市民運動推進費	15,582	ゼロカーボンシティ推進室
	省エネルギー家電製品等購入費補助金	110,473	ゼロカーボンシティ推進室
	【補助】ゼロカーボンシティ推進事業費補助金 再生可能エネルギー設備等	30,000	ゼロカーボンシティ推進室
	【補助】ゼロカーボンシティ推進事業費補助金 再生可能エネルギー設備等	21,185	ゼロカーボンシティ推進室
新市役所創造	資源ごみ処理費	10,186	資源循環課
新市役所創造	資源循環推進費	1,357	資源循環課
私たちは「だれもが安全安心で快適に暮らし続けられるまち」をめざします。			
	災害対策活動費（市主催防災訓練の実施）	38,502	防災危機管理室
	【単独】災害用資機材購入費災害情報伝達機器	2,200	防災危機管理室
新市役所創造	災害対策活動費（被災者台帳作成システム運用）	3,500	防災危機管理室
	自主防災組織活動費	1,169	防災危機管理室
	災害対策活動費（地域と連携した避難所運営）	38,502	防災危機管理室
	災害対策活動費（マイ避難所の啓発）	38,502	防災危機管理室
	災害対策活動費（災害連携協定の積極的締結）	38,502	防災危機管理室
	指定避難所等空調設備整備計画策定事業費	30,000	防災危機管理室
	常備消防活動費　火災予防費	2,355	予防課
	消防活動支援費　市民防火組織等活動推進費	8,340	予防課
	消防団活動費　団員確保対策費	32,936	予防課
	常備消防活動費　救急業務費	26,390	警防課

1　重点的施策

重点種別	具体的取組み（事業名及び内容）	予算額 （千円）	担当課
	常備消防活動費　通信指令費	125,036	指令課
	安全・安心まちづくり推進費（うち闇バイト体験プログラム講座実施費）	900	自治振興課
	避難行動要支援者支援費	11,110	高齢者すこやか支援課
	【補助】道路新設改良事業費（社会資本整備総合交付金） 川上町出雲線	41,000	土木建設課
	【補助】道路新設改良事業費（社会資本整備総合交付金） 清水町白鳥町1号線	6,800	土木建設課
	【補助】都市構造再編事業費　大黒町恵美須町線	12,000	土木建設課
	河川海岸費負担金　急傾斜地崩壊対策事業費	77,750	土木防災課
	河川海岸費負担金　急傾斜地崩壊対策事業費	132,250	土木防災課
	都市計画費負担金　社会資本整備総合交付金事業費	32,600	土木企画課
	都市計画費負担金　社会資本整備総合交付金事業費	112,400	土木企画課
	【補助】道路新設改良事業費（道路メンテナンス事業） 道路構造物等補強	15,700	土木防災課
	【補助】道路新設改良事業費（道路メンテナンス事業） 道路構造物等補強	189,300	土木防災課
	【補助】公園等施設整備事業費 公園施設長寿命化	97,200	土木建設課
	【補助】公園等施設整備事業費 公園施設長寿命化	65,800	土木建設課
	【補助】道路新設改良事業費（道路メンテナンス事業） 道路構造物等補強	0	土木防災課
	集約都市形成推進費	4,583	都市計画課
	【補助】都市基盤施設整備事業費 東長崎地区	693,500	東長崎土地区画整理事務所
	【単独】都市基盤施設整備事業費 東長崎地区	45,400	東長崎土地区画整理事務所
	【補助】市街地再開発事業費 大黒町地区	186,300	都市計画課
	コミュニティバス運行費	152,618	公共交通対策室
	公共交通空白地域対策費	29,390	公共交通対策室
	公共交通運転士確保等支援費補助金	30,168	公共交通対策室
	コミュニティ交通の導入に向けた地域との意見交換の実施	0	公共交通対策室
	空家等管理活用支援法人の指定	0	住宅政策室
	長崎市空き家・空き地情報バンク	0	建築指導課
	老朽危険空き家対策推進費	30,498	建築指導課
	【補助】公営住宅建設事業費 日見大曲・宿町団地	997,600	住宅政策室
	【補助】公営住宅建設事業費 三原団地	300,400	住宅政策室
	【補助】【単独】既設公営住宅改善事業費 公営住宅等ストック総合改善事業費	807,200	住宅政策室
	【補助】【単独】既設公営住宅改善事業費 公営住宅等ストック総合改善事業費	91,000	住宅政策室
	盛土規制法の施行に伴う市内全域での盛土等の規制	0	建築指導課
	盛土等災害防止調査費	40,000	建築指導課
少子化対策	市営住宅への子育て世帯向けへの優先的入居	0	建築総務課
少子化対策	市街化調整区域における開発許可基準の緩和による住宅用地の供給の促進	0	建築指導課
少子化対策	子育て住まいづくり支援費補助金	33,000	住宅政策室
少子化対策	住みよかプロジェクト協力認定制度の推進（官民連携）	0	住宅政策室
	自治会要望アプリの利用促進	0	中央総合事務所 地域整備1・2課 東・南・北総合事務所 地域整備課
	【単独】道路新設改良事業費 地方道路等整備事業費（総合事務所）	352,000	中央総合事務所 地域整備1・2課 東・南・北総合事務所 地域整備課
	公園の適正配置の推進	0	中央総合事務所 地域整備1・2課 東・南・北総合事務所 地域整備課
	民間活力を活用した公園等の維持管理の検討	0	中央総合事務所 地域整備1・2課 東・南・北総合事務所 地域整備課

1　重点的施策

重点種別	具体的取組み（事業名及び内容）	予算額（千円）	担当課
	【単独】自然災害防止対策事業費 道路	68,000	東総合事務所 地域整備課
	【補助】公園施設整備事業費 公園施設長寿命化（総合事務所）	12,500	東総合事務所 地域整備課
	【単独】辺地対策事業費 形上岳線	20,000	北総合事務所 地域整備課
	【補助】公園施設整備事業費 公園施設長寿命化（総合事務所）　※対象：大型公園又は遊具の更新	33,000	北総合事務所 地域整備課
	【単独】公園施設整備事業費 公園施設長寿命化（総合事務所）　※対象：施設	31,000	北総合事務所 地域整備課
	公園適正配置の推進	5,000	北総合事務所 地域整備課
	【単独】公園便所整備事業費 既設公園	5,000	北総合事務所 地域整備課
	新浄水場共同整備事業（手法はDBOによる）	383,476	新浄水場整備室
	第12次配水施設整備事業（R5～R9）	1,450,000	水道建設課
	下水道ストックマネジメント事業	497,660	下水道建設課 下水道施設課
	下水道施設統合整備事業	2,725,796	下水道建設課 下水道施設課
	下水道ウォーターPPP事業導入	55,884	下水道建設課 下水道施設課
	高島地区海底送水管更新事業（国の1次補正に伴うR7への前倒し分）	0	水道建設課
	遠隔検針（スマートメーター）導入拡大	787	料金サービス課
	上下水道料金等管理システム改修事業（推定精算見直し）	0	料金サービス課
	上下水道事業運営審議会運営費・上下水道運営に係る広報活動費	4,090	上下水道局総務課
	水道事業基金の有効活用	0	経理課
	送配水管のAIを活用した老朽度評価方法の導入事業　（「第12次配水施設整備事業」の一部）	34,200	事業管理課 水道建設課
	ドローン点検体制整備事業	280	事業管理課
	企業会計システム更新事業	74	経理課
	水道料金等eL-QR対応事業	6,102	料金サービス課
私たちは「みんなで支え合い、だれもが健康にいきいきと暮らせるまち」をめざします。			
少子化対策	ながさきめぐりあい創出事業費	15,354	長崎創生推進室
少子化対策	ながさきカップル応援事業費	3,178	長崎創生推進室
少子化対策	少子化対策情報発信費	7,398	長崎創生推進室
	新火葬場整備調査費	1,567	新火葬場整備室
	長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会費	529	調査課
	生涯元気事業費【介護特会】	75,159	高齢者すこやか支援課
	在宅医療・介護連携推進事業費【介護特会】	36,343	地域包括ケアシステム推進室
少子化対策	障害福祉センター運営費（診療所費、障害児通所支援費）	294,841	障害福祉課
	地域障害児支援体制強化事業費補助金	8,556	障害福祉課
	発達障害啓発費	584	障害福祉課
	成年後見制度利用支援事業費	52,991	高齢者すこやか支援課
	成年後見制度利用支援費	8,932	障害福祉課
	多機関型包括的支援体制構築事業費	40,326	地域包括ケアシステム推進室
経済再生	福祉と企業の虹の架け橋フェスタ開催費	2,633	障害福祉課
	ICT導入モデル事業費補助金	3,537	障害福祉課
	緊急時訪問介護事業費【介護特会】	37,223	高齢者すこやか支援課
	診療所事業特別会計	457,273	地域保健課 池島診療所 小口診療所 野母崎診療所
	一次救急（休日・夜間）体制のあり方検討及び方向性の導出	0	地域医療室
	長崎みなとメディカルセンターの構造改革（診療規模、診療内容、職員数の適正化）の推進	0	地域医療室
	健康長崎市民21普及費	2,623	健康づくり課
	動物管理対策費	42,861	動物愛護管理センター

1　重点的施策

重点種別	具体的取組み（事業名及び内容）	予算額 （千円）	担当課
	まちねこ不妊化推進費	11,729	動物愛護管理センター
少子化対策	こども家庭センター運営費	36,500	子育てサポート課 中央・東・南・北総合事務所 地域福祉課
	妊婦支援給付事業費（給付金・事務費）	229,085	子育てサポート課
少子化対策	乳児家庭全戸訪問費	13,348	子育てサポート課
少子化対策	妊娠期・乳児期家事代行サービス事業費	15,961	子育てサポート課
	妊産婦健康診査費	224,057	子育てサポート課
少子化対策	産後ケア事業費	31,485	子育てサポート課
	親子歯科口腔保健費	11,998	子育てサポート課
	ファミリーサポートセンター運営費	14,330	子育てサポート課
少子化対策	保育士等サポート事業費補助金	287,864	幼児課
	【単独】児童福祉施設整備事業費 市立認定こども園	29,500	幼児課
	放課後児童健全育成費	1,999,332	こどもみらい課
	【補助】児童福祉等施設整備事業費補助金 放課後児童クラブ	79,701	こどもみらい課
少子化対策	こどもインフルエンザ予防接種費	74,655	こども政策課
少子化対策	こども医療対策費（乳児医療費無償化）	1,307,329	こども政策課
	養育支援訪問費	32	子育てサポート課
少子化対策	子育て世帯訪問支援事業費	2,451	子育てサポート課
少子化対策	子育て短期支援費	9,138	子育てサポート課
少子化対策	ひとり親家庭養育費確保支援費	1,150	こども政策課
	ひとり親家庭等進学支援事業費	1,340	こども政策課
	【特別会計】母子父子福祉資金貸付金	12,033	こども政策課
少子化対策	子どもを守る取組推進費	8,217	こども相談センター（こどもみらい課）
少子化対策	子育て応援情報発信費	677	こども政策課
少子化対策	五歳児健康診査費（子育てサポート課、各総合事務所地域福祉課）	53,435	子育てサポート課 中央・東・南・北総合事務所 地域福祉課
	生活保護受給者就労支援費	50	中央総合事務所 生活福祉1・2課
	東部地区の子育て環境充実のための連携強化	0	東総合事務所 地域福祉課
	ささえあいマップの作成支援	0	東総合事務所 地域福祉課
私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします。			
経済再生 少子化対策	子ども体験創出事業費（長崎スタジアムシティ関連）	36,900	官民連携推進室
	くらしの魅力創出事業費（長崎スタジアムシティ関連）	64,200	官民連携推進室
少子化対策	デジタル化推進費（最新のテクノロジーに触れる場の創出分）	29,822	DX推進課
	文化振興推進活動費(新たな文化施設に係る文化振興審議会、先進地視察、市庁舎本館跡地除草に係る費用)	2,763	文化振興課
	芸術文化シンポジウム開催費	2,646	文化振興課
	【単独】地域振興施設整備事業費 恐竜広場整備	170,100	南総合事務所 地域整備課
	【単独】公民館施設整備事業費 大型公民館	5,200	南総合事務所 地域福祉課
少子化対策	学びの多様化推進費（※「学びの多様化推進費」、「不登校対策費」、「教育相談費」の3事業を統合）	38,980	教育研究所
	特別支援教育充実費	465,912	教育研究所
少子化対策	国際理解教育推進費	12,640	学校教育課
少子化対策	教育ＩＣＴ推進費（小・中・高）	10,883	教育研究所
	学力向上推進費	16,204	学校教育課
少子化対策	キャリア教育推進事業費	13,423	学校教育課
	包括的性教育推進費	525	学校教育課

1　重点的施策

重点種別	具体的取組み（事業名及び内容）	予算額（千円）	担当課
	平和教育推進費	11,952	学校教育課
	学校運営協議会費	2,336	学校教育課
	小中学校適正配置推進費	460	適正配置推進室
	学校図書館司書配置費	147,755	学校教育課
	学校徴収金管理費	9,026	学務課
少子化対策	教員業務支援員配置費	38,821	学務課
	中学校部活動地域展開・地域連携費	20,771	地域クラブ活動推進室
少子化対策	給食食材等調達費	1,222,919	学校給食課
	【補助】学校給食施設整備事業費 学校給食センター建設	5,127,460	学校給食センター整備室
	学校給食センター運営費	387,643	学校給食センター整備室
	【補助】学校給食施設整備事業費 学校給食センター建設	2,669,240	学校給食センター整備室
	学校給食センター運営費	187,386	学校給食センター整備室
	【単独】恐竜博物館施設整備事業費 恐竜博物館設備整備	28,400	生涯学習施設課
私たちは「参画と協働によるまちづくりと確かな行政経営を進めるまち」をめざします。			
新市役所創造	広報戦略推進費	6,006	広報広聴課
	広報紙等発行費	63,875	広報広聴課
	テレビ・新聞等広報費	25,389	広報広聴課
	インターネット情報発信費	19,016	広報広聴課
新市役所創造	市民との対話行事費	544	広報広聴課
新市役所創造	官民連携推進費	3,012	官民連携推進室
新市役所創造	一般管理費事務費	14,167	人事課
新市役所創造	人事給与管理システム運営費	32,211	人事課
新市役所創造	職員研修費	8,336	職員研修所
新市役所創造	自己啓発費	450	職員研修所
新市役所創造	派遣研修費	600	職員研修所
新市役所創造	公金支払方法のキャッシュレス化推進（窓口）	0	行政体制整備室
	公用車集中管理システムの導入	3,943	行政体制整備室 庁舎管理課
新市役所創造	庁内ネットワーク運営費（職場環境の整備）	48,009	情報統計課
新市役所創造	デジタル化推進費（デジタル人材育成プログラム）	13,292	DX推進課
新市役所創造	デジタル化推進費（データ利活用の促進分）	17,355	DX推進課
新市役所創造	デジタル化推進費（デジタル等を活用したBPRの推進）	19,729	DX推進課
	ＩＣＴ活用業務効率化推進費（ＩＣＴ利活用による業務効率化）	25,942	情報統計課
	基幹業務系システム運営費（標準準拠システムへの移行）	684,214	情報統計課
	情報システムの標準化・共通化	1,276,886	DX推進課
	アドバイザーと連携した財政状況の分析及び財政運営の見直し	0	財政課
新市役所創造	債権回収業務委託（未収金対策費）	5,830	特別滞納整理室
新市役所創造	公共施設マネジメント推進費	799	資産経営課
新市役所創造	市税等の収納・徴収業務に係る作業的業務の委託（税務総務費事務費）	60,432	収納課
	ＳＭＳ（ショートメッセージサービス）による市税等の納付勧奨業務（未収金対策費）	5,016	収納課
新市役所創造	まちづくり活動推進費（市民主体のまちづくり活動PR事業）	5,333	自治振興課
新市役所創造	まちづくり活動推進費（自治会デジタル化支援事業）	5,579	自治振興課
新市役所創造	まちづくり活動推進費（自治会データベース構築事業）	898	自治振興課
新市役所創造	まちづくり活動推進費（ながさき型地域貢献企業等認定制度）	149	自治振興課

1　重点的施策

重点種別	具体的取組み（事業名及び内容）	予算額 （千円）	担当課
新市役所創造	ながさき元気づくり応援助成事業費	2,621	自治振興課
新市役所創造	行政提案型協働事業実施費（共感を支援へつなげたい！リーダーの想いを届ける動画制作と発信）	1,715	市民協働推進室
	地域コミュニティ推進事業費	3,582	地域コミュニティ推進室
	マイナンバーカード利活用推進事業	0	住民情報課
新市役所創造	企業版ふるさと納税推進費	3,169	商業振興課
	戸籍住民基本台帳費事務費	448	中央地域センター
	地域支援事業等の申請書等の見直し・電子申請システムの活用の検討	0	中央・東・南・北総合事務所 地域福祉課
	医療券発行依頼、収入申告等における電子申請システムの活用	0	中央総合事務所 生活福祉1・2課
	地域活性化事業費	20,000	中央総合事務所 総務課 中央地域センター 中央・東・南・北総合事務所 地域福祉課
	（仮）福田合同庁舎移転事業費	0	中央総合事務所 総務課 福田地域センター
	【単独】ふれあいセンター施設整備事業費 施設改修	144,700	中央総合事務所 総務課 東総合事務所 地域福祉課
	【単独】銭座地区コミュニティセンター施設整備事業費 施設改修	60,900	中央総合事務所 総務課
	職場内研修	0	中央総合事務所 生活福祉1・2課 地域整備1・2課
	自治体AIの活用	0	中央総合事務所 生活福祉1・2課
	地域おこし協力隊事業費	18,570	南・北総合事務所 地域福祉課 伊王島地域センター 高島地域センター 野母崎地域センター 外海地域センター 琴海地域センター

※令和8年度 当初予算の主な内容のみを掲載している。

２　各会計別当初予算

（単位：千円）

区分＼年度及び比較		令和８年度		令和７年度		比較増Δ減	
		予算額	構成比	予算額	構成比	金額	増減率
			%		%		%
一般会計		227,560,000	60.3	241,340,000	61.8	△13,780,000	△5.7
特別会計	観光施設事業	596,243	0.2	335,267	0.1	260,976	77.8
	国民健康保険事業	48,663,097	12.9	50,211,296	12.9	△1,548,199	△3.1
	土地取得	1,354,069	0.4	1,592,618	0.4	△238,549	△15.0
	中央卸売市場事業	312,991	0.1	254,791	0.1	58,200	22.8
	駐車場事業	193,467	0.1	127,380	0.0	66,087	51.9
	財産区	46,757	0.0	47,182	0.0	△425	△0.9
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	61,019	0.0	54,255	0.0	6,764	12.5
	介護保険事業	50,521,400	13.4	50,024,783	12.8	496,617	1.0
	診療所事業	457,273	0.1	412,997	0.1	44,276	10.7
	後期高齢者医療事業	8,584,371	2.3	7,565,427	1.9	1,018,944	13.5
	長崎市立病院機構病院事業債管理	2,749,543	0.7	861,110	0.2	1,888,433	219.3
	小計	113,540,230	30.1	111,487,106	28.6	2,053,124	1.8
公営企業会計	水道事業	14,764,694	3.9	15,327,193	3.9	△562,499	△3.7
	下水道事業	21,717,153	5.8	22,102,272	5.7	△385,119	△1.7
	小計	36,481,847	9.7	37,429,465	9.6	△947,618	△2.5
合計		377,582,077	100.0	390,256,571	100.0	△12,674,494	△3.2

3　一般会計款別当初予算

（1）　歳　　入（款別）　　（単位：千円）

区分＼年度及び比較	令和8年度 予算額	令和8年度 構成比	令和7年度 予算額	令和7年度 構成比	比較増Δ減 金額	比較増Δ減 増減率
		%		%		%
○ 市税	60,345,727	26.5	60,160,813	24.9	184,914	0.3
地方譲与税	962,469	0.4	976,506	0.4	△14,037	△1.4
利子割交付金	170,124	0.1	27,708	0.0	142,416	514.0
配当割交付金	278,120	0.1	290,332	0.1	△12,212	△4.2
株式等譲渡所得割交付金	517,650	0.2	436,158	0.2	81,492	18.7
法人事業税交付金	824,121	0.4	772,640	0.3	51,481	6.7
地方消費税交付金	11,998,520	5.3	10,546,788	4.4	1,451,732	13.8
ゴルフ場利用税交付金	49,603	0.0	51,892	0.0	△2,289	△4.4
環境性能割交付金	1	0.0	81,507	0.0	△81,506	△100.0
国有提供施設等所在市町村助成交付金	300	0.0	300	0.0	－	－
地方特例交付金	387,092	0.2	267,626	0.1	119,466	44.6
地方交付税	38,812,914	17.1	40,724,750	16.9	△1,911,836	△4.7
交通安全対策特別交付金	38,700	0.0	48,200	0.0	△9,500	△19.7
○ 分担金及び負担金	1,195,605	0.5	1,235,876	0.5	△40,271	△3.3
○ 使用料及び手数料	3,946,357	1.7	3,737,167	1.5	209,190	5.6
国庫支出金	60,473,558	26.6	65,359,461	27.1	△4,885,903	△7.5
県支出金	17,508,813	7.7	15,760,599	6.5	1,748,214	11.1
○ 財産収入	1,398,058	0.6	4,205,544	1.7	△2,807,486	△66.8
○ 寄附金	1,850,054	0.8	2,180,281	0.9	△330,227	△15.1
○ 繰入金	9,179,996	4.0	9,630,559	4.0	△450,563	△4.7
○ 繰越金	1	0.0	1	0.0	－	－
○ 諸収入	5,090,517	2.2	7,067,592	2.9	△1,977,075	△28.0
市債	12,531,700	5.5	17,777,700	7.4	△5,246,000	△29.5
合計	227,560,000	100.0	241,340,000	100.0	△13,780,000	△5.7

※　○印は自主財源

自主財源	83,006,315	36.5	88,217,833	36.6	△5,211,518	△5.9
依存財源	144,553,685	63.5	153,122,167	63.4	△8,568,482	△5.6

（２） 歳　出（款別）

（単位：千円）

区分＼年度及び比較	令和８年度		令和７年度		比較増Δ減	
	予算額	構成比	予算額	構成比	金額	増減率
		%		%		%
1 議会費	840,350	0.4	857,930	0.4	△17,580	△2.0
2 総務費	23,470,013	10.3	25,597,655	10.6	△2,127,642	△8.3
3 民生費	115,048,853	50.6	115,572,785	47.9	△523,932	△0.5
4 衛生費	17,023,296	7.5	26,440,108	11.0	△9,416,812	△35.6
6 農林水産業費	2,808,656	1.2	2,812,074	1.2	△3,418	△0.1
7 商工費	3,446,462	1.5	3,464,581	1.4	△18,119	△0.5
8 土木費	18,509,608	8.1	20,241,079	8.4	△1,731,471	△8.6
9 消防費	5,096,807	2.2	5,034,286	2.1	62,521	1.2
10 教育費	15,263,368	6.7	15,180,935	6.3	82,433	0.5
11 災害復旧費	449,800	0.2	563,200	0.2	△113,400	△20.1
12 公債費	25,522,787	11.2	25,475,367	10.6	47,420	0.2
13 予備費	80,000	0.0	100,000	0.0	△20,000	△20.0
合計	227,560,000	100.0	241,340,000	100.0	△13,780,000	△5.7

（3） 歳　出（性質別）

（単位：千円）

区分＼年度及び比較	令和8年度 予算額	令和8年度 構成比	令和7年度 予算額	令和7年度 構成比	比較増Δ減 金額	比較増Δ減 増減率
		%		%		%
1 人件費	29,891,376	13.1	29,838,104	12.4	53,272	0.2
(1) 特別職給与	478,774	0.2	492,196	0.2	△13,422	△2.7
(2) 職員給	20,032,706	8.8	20,052,369	8.3	△19,663	△0.1
ア 基本給	12,557,036	5.5	12,616,843	5.2	△59,807	△0.5
イ その他の手当	7,475,670	3.3	7,435,526	3.1	40,144	0.5
(3) 地方公務員共済組合等負担金	4,373,804	1.9	4,545,853	1.9	△172,049	△3.8
(4) 退職金	2,202,096	1.0	1,706,406	0.7	495,690	29.0
(5) その他	2,803,996	1.2	3,041,280	1.3	△237,284	△7.8
2 物件費	30,315,259	13.3	31,312,169	13.0	△996,910	△3.2
3 維持補修費	1,258,325	0.6	1,389,616	0.6	△131,291	△9.4
4 扶助費	90,650,279	39.8	90,608,452	37.5	41,827	0.0
5 補助費等	11,577,541	5.1	11,234,181	4.7	343,360	3.1
6 投資的経費	19,373,910	8.5	30,789,778	12.8	△11,415,868	△37.1
(1) 普通建設事業費	18,924,110	8.3	30,226,578	12.5	△11,302,468	△37.4
ア 補助分	10,104,210	4.4	21,890,066	9.1	△11,785,856	△53.8
イ 単独分	7,824,359	3.4	7,321,751	3.0	502,608	6.9
ウ 県施行分	995,541	0.4	1,014,761	0.4	△19,220	△1.9
(2) 災害復旧事業費	449,800	0.2	563,200	0.2	△113,400	△20.1
ア 補助分	125,000	0.1	135,000	0.1	△10,000	△7.4
イ 単独分	324,800	0.1	428,200	0.2	△103,400	△24.1
7 公債費	25,522,787	11.2	25,475,367	10.6	47,420	0.2
8 積立金	1,614,857	0.7	3,351,674	1.4	△1,736,817	△51.8
9 出資金	2,265,851	1.0	2,194,469	0.9	71,382	3.3
10 貸付金	1,233,782	0.5	1,269,344	0.5	△35,562	△2.8
11 繰出金	13,776,033	6.1	13,776,846	5.7	△813	△0.0
12 予備費	80,000	0.0	100,000	0.0	△20,000	△20.0
合計	227,560,000	100.0	241,340,000	100.0	△13,780,000	△5.7

4　一般会計より他会計への繰出状況

※（繰出金）

区分＼年度		令和8年度			令和7年度			
		当初予算額	構成比	増減率	当初予算額	構成比	決算見込額	構成比
		千円	%	%	千円	%	千円	%
特別会計	観光施設事業	－	－	－	－	－	2,319	0.0
	国民健康保険事業	3,818,120	21.3	△7.7	4,135,268	22.9	3,891,438	22.7
	土地取得	－	－	－	－	－	－	－
	中央卸売市場事業	63,204	0.4	5.5	59,916	0.3	46,503	0.3
	駐車場事業	－	－	－	－	－	14	0.0
	財産区	－	－	－	－	－	－	－
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	6,325	0.0	△18.1	7,722	0.0	5,115	0.0
	介護保険事業	7,464,821	41.6	0.5	7,430,385	41.1	6,955,904	40.5
	診療所事業	260,858	1.5	△2.6	267,739	1.5	230,771	1.3
	後期高齢者医療事業	2,162,705	12.0	15.3	1,875,816	10.4	1,858,033	10.8
	長崎市立病院機構病院事業債管理	－	－	－	－	－	－	－
	小計	13,776,033	76.7	△0.0	13,776,846	76.3	12,990,097	75.6
公営企業会計	水道事業	224,122	1.2	65.5	135,424	0.7	135,093	0.8
	下水道事業	3,960,304	22.1	△4.6	4,149,587	23.0	4,052,364	23.6
	小計	4,184,426	23.3	△2.3	4,285,011	23.7	4,187,457	24.4
合計		17,960,459	100.0	△0.6	18,061,857	100.0	17,177,554	100.0

※（繰入金）

区分＼年度		令和8年度			令和7年度			
		当初予算額	構成比	増減率	当初予算額	構成比	決算見込額	構成比
		千円	%	%	千円	%	千円	%
特別会計	観光施設事業	112,342	40.8	1,289.0	8,088	4.9	33,857	17.8
	駐車場事業	2	0.0	－	2	0.0	3	0.0
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	22,240	8.1	29.0	17,235	10.4	17,234	9.1
	介護保険事業	140,569	51.1	△0.0	140,584	84.7	138,568	73.1
合計		275,153	100.0	65.8	165,909	100.0	189,662	100.0

５　市債の状況

（単位：千円）

区分	R6年度末 現在高	R7年度末 現在高 (A)	R8年度中増減額見込み 起債見込 (B)	R8年度中増減額見込み 元金償還金 (C)	R8年度末 現在高見込み額 (A)＋(B)－(C)
合計	325,326,643	316,376,161	17,603,600	30,800,199	303,179,562
一般会計	253,299,049	250,573,917	12,531,700	23,460,109	239,645,508
普通債	181,819,700	186,244,617	12,176,400	16,424,969	181,996,048
議会	－	－	－	－	－
総務	27,385,861	26,954,559	1,726,680	1,522,296	27,158,943
民生	3,205,161	3,045,960	44,900	316,678	2,774,182
衛生	23,903,855	30,920,052	3,233,150	2,486,751	31,666,451
農林水産業	6,376,675	6,235,341	545,400	624,112	6,156,629
商工	15,907,926	15,732,285	57,300	1,220,240	14,569,345
土木	71,359,167	68,807,026	4,679,200	7,023,695	66,462,531
消防	3,953,910	3,377,190	128,800	686,655	2,819,335
教育	29,727,145	31,172,204	1,760,970	2,544,542	30,388,632
災害復旧債	1,855,758	1,692,741	355,300	254,094	1,793,947
その他	69,623,591	62,636,559	－	6,781,046	55,855,513
特別会計	12,524,933	11,685,814	2,221,600	936,914	12,970,500
企業会計	59,502,661	54,116,430	2,850,300	6,403,176	50,563,554

６　一般会計歳入歳出決算見込

（１）　歳　　入（財源別構成）

性質別＼年度別		令和７年度 決算見込額	構成比	前年度増減率	令和６年度 決算額	構成比	前年度増減率
		千円	%	%	千円	%	%
合計		249,831,131	100.0	5.0	237,840,810	100.0	0.3
自主財源	計	87,914,799	35.2	5.2	83,546,768	35.1	△ 1.6
	市税	58,922,673	23.6	5.4	55,893,276	23.5	1.0
	分担金及び負担金	1,194,216	0.5	△ 1.1	1,207,503	0.5	△ 13.3
	使用料及び手数料	3,607,166	1.4	△ 0.9	3,638,332	1.5	△ 1.6
	財産収入	3,959,515	1.6	12.7	3,514,363	1.5	84.6
	寄附金	1,343,019	0.5	8.7	1,235,685	0.5	△ 41.8
	繰入金	5,944,466	2.4	41.2	4,209,118	1.8	△ 37.2
	繰越金	3,428,703	1.4	△ 54.9	7,597,090	3.2	△ 2.7
	諸収入	9,515,041	3.8	52.2	6,251,401	2.6	5.0
依存財源	計	161,916,332	64.8	4.9	154,294,042	64.9	1.4
	地方譲与税	1,003,749	0.4	0.8	995,535	0.4	1.1
	利子割交付金	103,308	0.0	305.5	25,477	0.0	63.3
	配当割交付金	276,278	0.1	△ 3.9	287,578	0.1	47.6
	株式等譲渡所得割交付金	513,852	0.2	18.9	432,027	0.2	77.8
	法人事業税交付金	700,045	0.3	△ 4.0	728,845	0.3	4.7
	地方消費税交付金	11,285,979	4.5	8.0	10,450,827	4.4	△ 0.4
	ゴルフ場利用税交付金	49,608	0.0	△ 2.8	51,041	0.0	△ 5.8
	自動車取得税交付金	－	－	－	－	－	皆減
	環境性能割交付金	81,126	0.0	△ 2.4	83,095	0.0	18.4
	国有提供施設等所在市町村助成交付金	300	0.0	0.0	300	0.0	0.0
	地方特例交付金	275,176	0.1	△ 85.4	1,890,291	0.8	527.6
	地方交付税	41,848,067	16.8	3.7	40,352,902	17.0	3.5
	交通安全対策特別交付金	37,145	0.0	△ 4.1	38,716	0.0	△ 6.5
	国庫支出金	68,529,512	27.4	1.2	67,718,809	28.5	△ 2.9
	県支出金	15,882,187	6.4	4.3	15,222,272	6.4	0.1
	市債	21,330,000	8.5	33.2	16,016,327	6.7	6.2

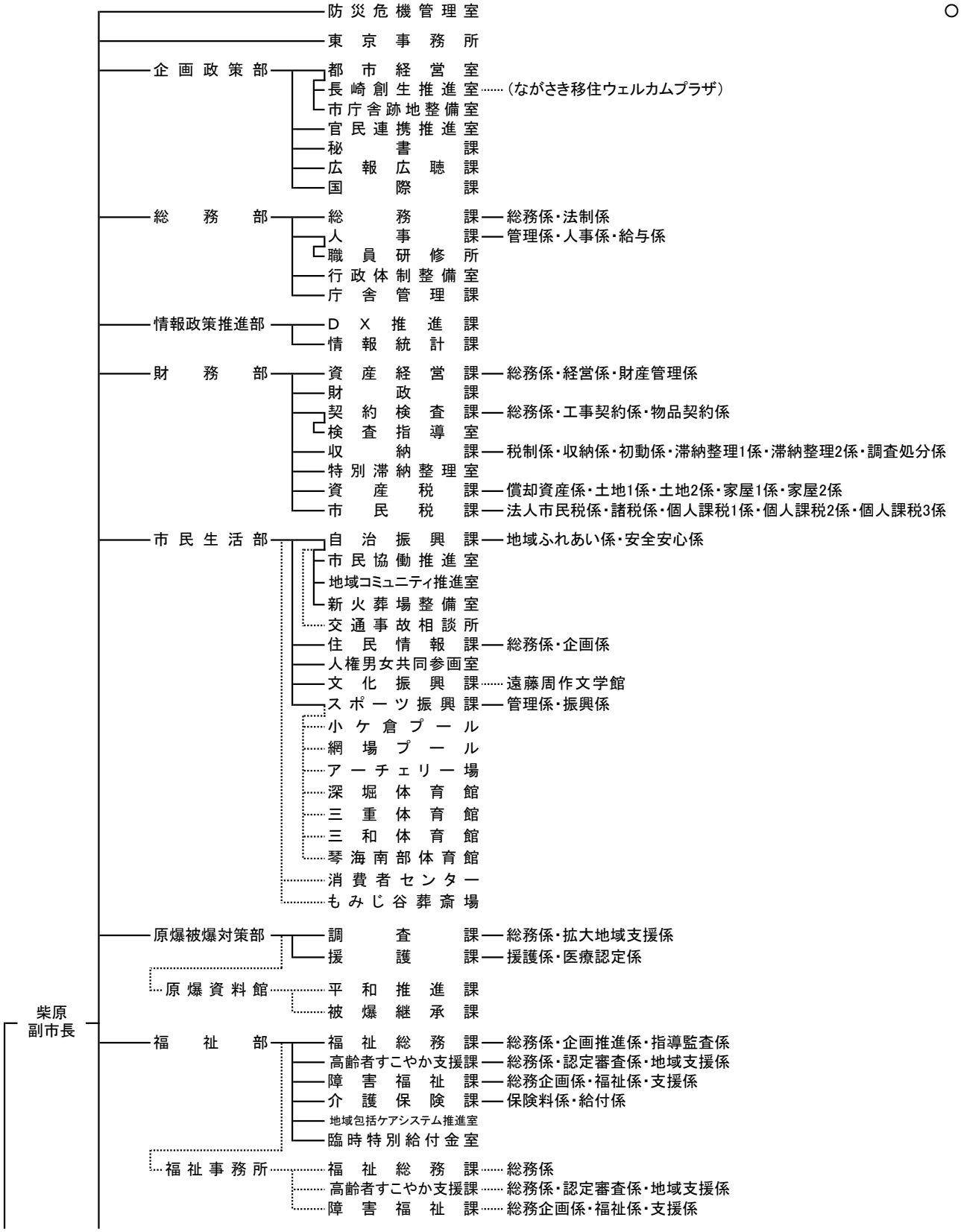
（2） 歳　　出（性質別）

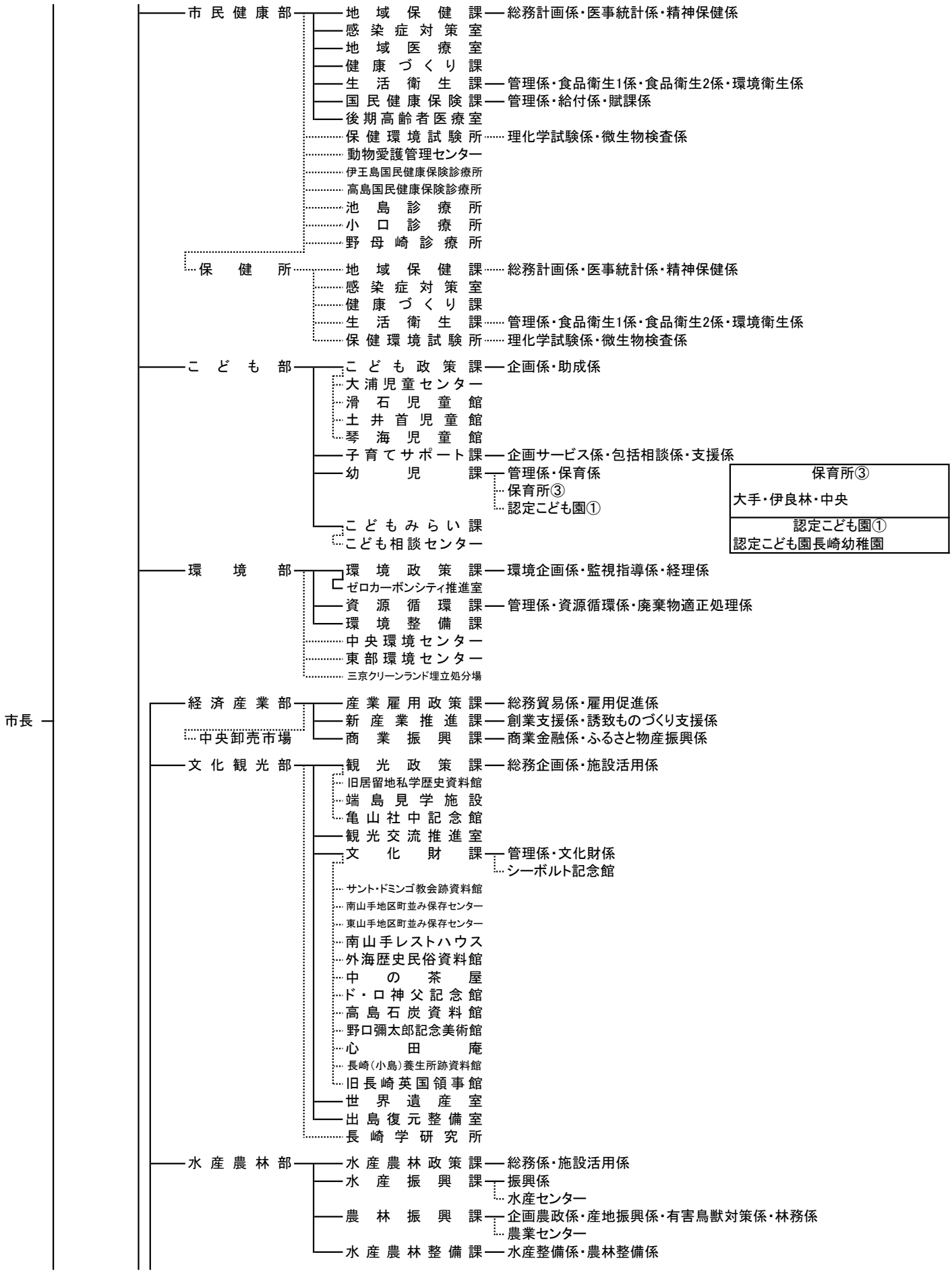
年度別 / 性質別	令和7年度 決算見込額	構成比	前年度増減率	令和6年度 決算額	構成比	前年度増減率
	千円	%	%	千円	%	%
合計	246,061,248	100.0	5.0	234,412,104	100.0	2.2
人件費	29,265,763	11.9	3.5	28,285,822	12.1	8.3
物件費	28,716,732	11.7	12.7	25,472,574	10.9	3.4
維持補修費	1,443,725	0.6	△ 21.7	1,844,765	0.8	△ 4.0
扶助費	92,127,628	37.4	1.1	91,096,605	38.9	1.4
補助費等	12,892,385	5.2	1.7	12,676,435	5.4	△ 12.1
投資的経費	32,246,167	13.1	20.2	26,823,558	11.4	9.7
普通建設事業費	32,122,940	13.1	20.7	26,624,595	11.4	10.0
補助分	23,282,848	9.5	47.5	15,785,566	6.7	30.2
単独分	8,840,092	3.6	△ 18.4	10,839,029	4.6	△ 10.3
災害復旧費	123,227	0.1	△ 38.1	198,963	0.1	△ 24.3
補助分	46,352	0.0	△ 26.3	62,917	0.0	△ 57.0
単独分	76,875	0.0	△ 43.5	136,046	0.1	16.8
公債費	25,378,834	10.3	△ 5.9	26,961,623	11.5	7.0
積立金	6,842,408	2.8	54.8	4,420,063	1.9	△ 23.9
投資及び出資金貸付金	4,157,509	1.7	14.5	3,631,884	1.5	2.8
繰出金	12,990,097	5.3	△ 1.6	13,198,775	5.6	△ 2.2

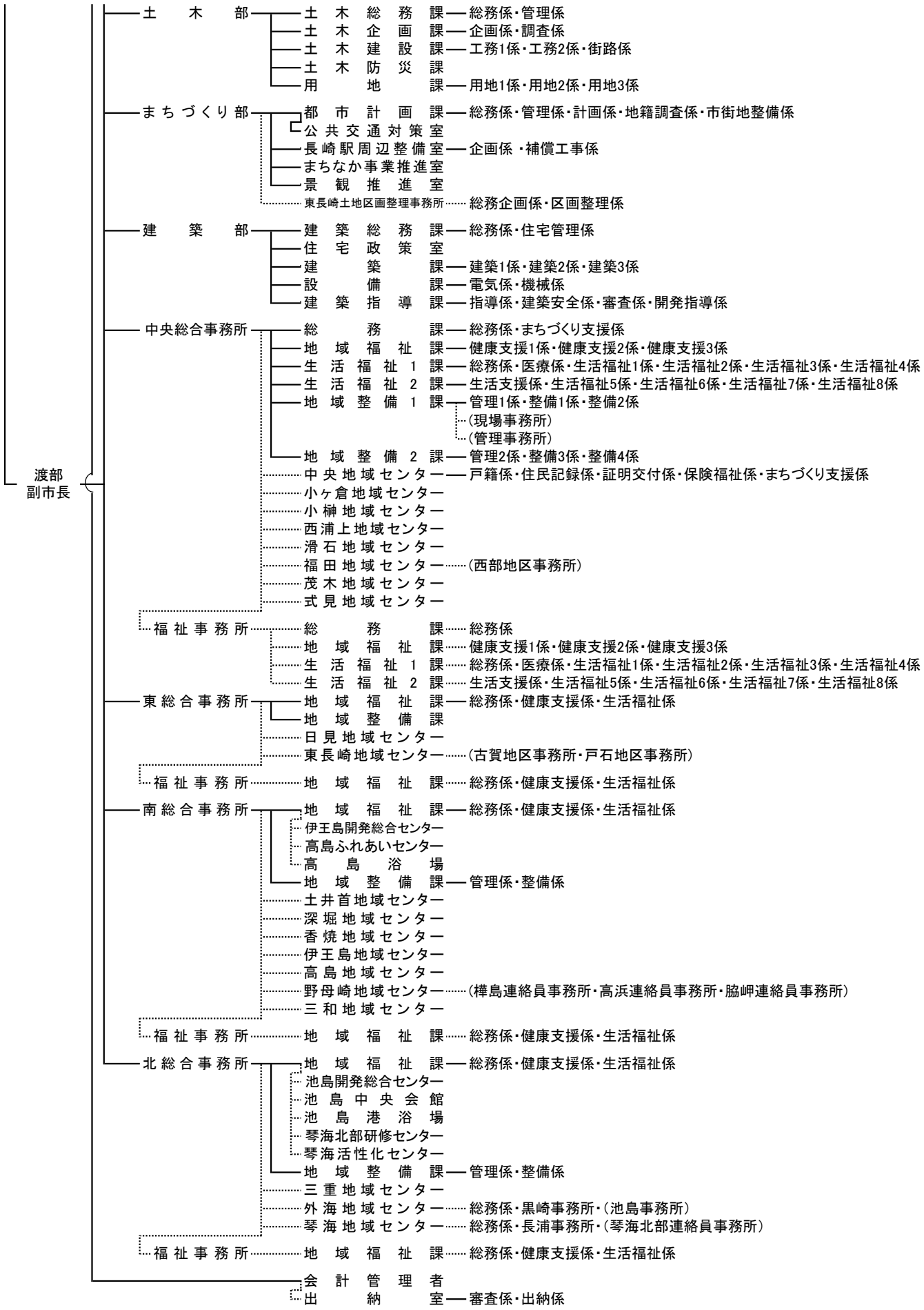
長崎市機構表

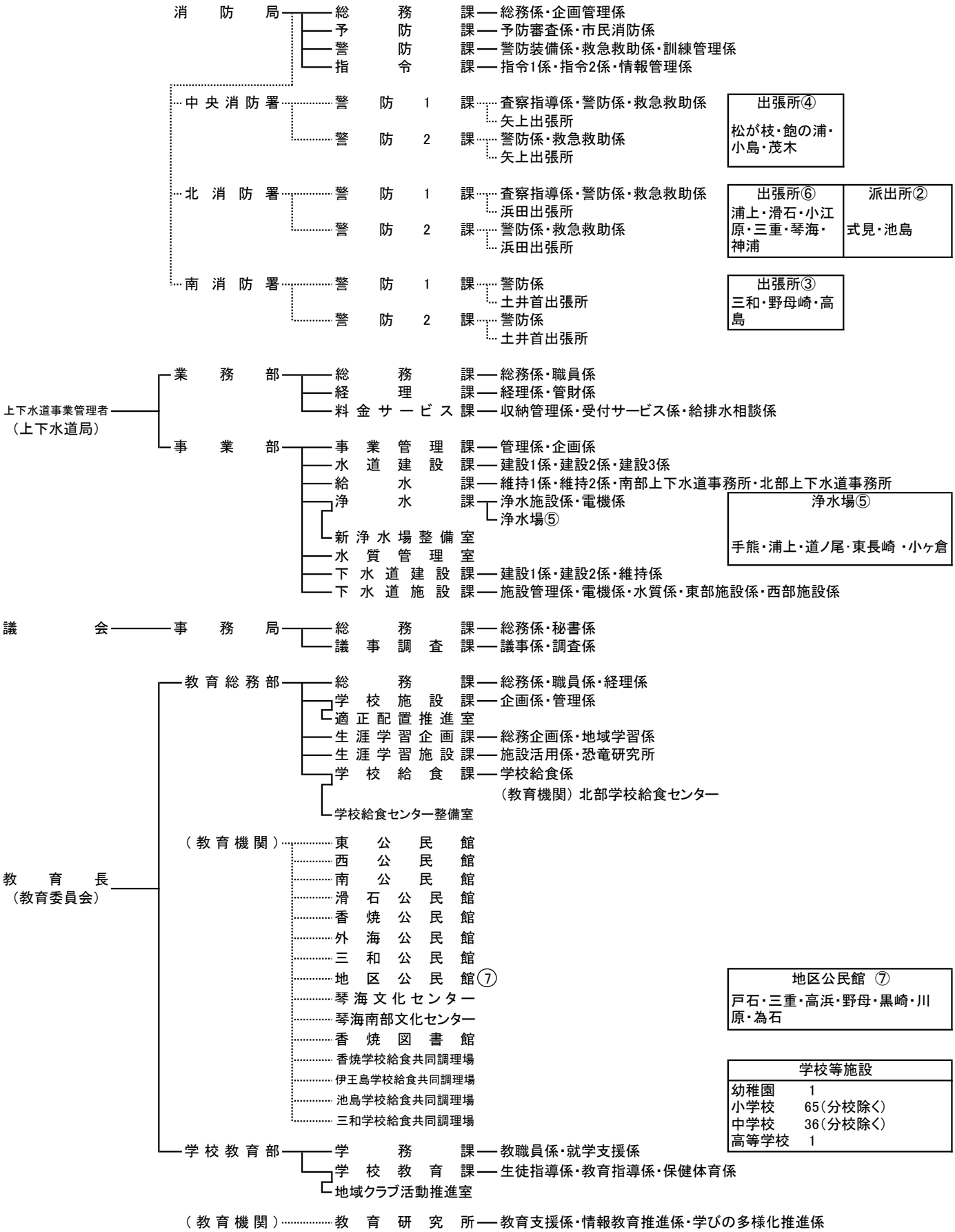
（令和8年4月1日現在）

点線は出先機関
〇は数




市長
市民健康部
地域保健課
総務計画係・医事統計係・精神保健係
感染症対策室
地域医療室
健康づくり課
生活衛生課
管理係・食品衛生1係・食品衛生2係・環境衛生係
国民健康保険課
管理係・給付係・賦課係
後期高齢者医療室
保健環境試験所
理化学試験係・微生物検査係
動物愛護管理センター
伊王島国民健康保険診療所
高島国民健康保険診療所
池島診療所
小口診療所
野母崎診療所
保健所
地域保健課
総務計画係・医事統計係・精神保健係
感染症対策室
健康づくり課
生活衛生課
管理係・食品衛生1係・食品衛生2係・環境衛生係
保健環境試験所
理化学試験係・微生物検査係
こども部
こども政策課
企画係・助成係
大浦児童センター
滑石児童館
土井首児童館
琴海児童館
子育てサポート課
企画サービス係・包括相談係・支援係
幼児課
管理係・保育係
保育所③
認定こども園①
こどもみらい課
こども相談センター
保育所③
大手・伊良林・中央
認定こども園①
認定こども園長崎幼稚園
環境部
環境政策課
環境企画係・監視指導係・経理係
ゼロカーボンシティ推進室
資源循環課
管理係・資源循環係・廃棄物適正処理係
環境整備課
中央環境センター
東部環境センター
三京クリーンランド埋立処分場
経済産業部
産業雇用政策課
総務貿易係・雇用促進係
新産業推進課
創業支援係・誘致ものづくり支援係
商業振興課
商業金融係・ふるさと物産振興係
中央卸売市場
文化観光部
観光政策課
総務企画係・施設活用係
旧居留地私学歴史資料館
端島見学施設
亀山社中記念館
観光交流推進室
文化財課
管理係・文化財係
シーボルト記念館
サント・ドミンゴ教会跡資料館
南山手地区町並み保存センター
東山手地区町並み保存センター
南山手レストハウス
外海歴史民俗資料館
中の茶屋
ド・ロ神父記念館
高島石炭資料館
野口彌太郎記念美術館
心田庵
長崎(小島)養生所跡資料館
旧長崎英国領事館
世界遺産室
出島復元整備室
長崎学研究所
水産農林部
水産農林政策課
総務係・施設活用係
水産振興課
振興係
水産センター
農林振興課
企画農政係・産地振興係・有害鳥獣対策係・林務係
農業センター
水産農林整備課
水産整備係・農林整備係


渡部
副市長
土木部
土木総務課
総務係・管理係
土木企画課
企画係・調査係
土木建設課
工務1係・工務2係・街路係
土木防災課
用地課
用地1係・用地2係・用地3係
まちづくり部
都市計画課
総務係・管理係・計画係・地籍調査係・市街地整備係
公共交通対策室
長崎駅周辺整備室
企画係・補償工事係
まちなか事業推進室
景観推進室
東長崎土地区画整理事務所
総務企画係・区画整理係
建築部
建築総務課
総務係・住宅管理係
住宅政策室
建築課
建築1係・建築2係・建築3係
設備課
電気係・機械係
建築指導課
指導係・建築安全係・審査係・開発指導係
中央総合事務所
総務課
総務係・まちづくり支援係
地域福祉課
健康支援1係・健康支援2係・健康支援3係
生活福祉1課
総務係・医療係・生活福祉1係・生活福祉2係・生活福祉3係・生活福祉4係
生活福祉2課
生活支援係・生活福祉5係・生活福祉6係・生活福祉7係・生活福祉8係
地域整備1課
管理1係・整備1係・整備2係
(現場事務所)
(管理事務所)
地域整備2課
管理2係・整備3係・整備4係
中央地域センター
戸籍係・住民記録係・証明交付係・保険福祉係・まちづくり支援係
小ヶ倉地域センター
小榊地域センター
西浦上地域センター
滑石地域センター
福田地域センター
(西部地区事務所)
茂木地域センター
式見地域センター
福祉事務所
総務課
総務係
地域福祉課
健康支援1係・健康支援2係・健康支援3係
生活福祉1課
総務係・医療係・生活福祉1係・生活福祉2係・生活福祉3係・生活福祉4係
生活福祉2課
生活支援係・生活福祉5係・生活福祉6係・生活福祉7係・生活福祉8係
東総合事務所
地域福祉課
総務係・健康支援係・生活福祉係
地域整備課
日見地域センター
東長崎地域センター
(古賀地区事務所・戸石地区事務所)
福祉事務所
地域福祉課
総務係・健康支援係・生活福祉係
南総合事務所
地域福祉課
総務係・健康支援係・生活福祉係
伊王島開発総合センター
高島ふれあいセンター
高島浴場
地域整備課
管理係・整備係
土井首地域センター
深堀地域センター
香焼地域センター
伊王島地域センター
高島地域センター
野母崎地域センター
(樺島連絡員事務所・高浜連絡員事務所・脇岬連絡員事務所)
三和地域センター
福祉事務所
地域福祉課
総務係・健康支援係・生活福祉係
北総合事務所
地域福祉課
総務係・健康支援係・生活福祉係
池島開発総合センター
池島中央会館
池島港浴場
琴海北部研修センター
琴海活性化センター
地域整備課
管理係・整備係
三重地域センター
外海地域センター
総務係・黒崎事務所・(池島事務所)
琴海地域センター
総務係・長浦事務所・(琴海北部連絡員事務所)
福祉事務所
地域福祉課
総務係・健康支援係・生活福祉係
会計管理者
出納室
審査係・出納係


消防局
総務課 総務係・企画管理係
予防課 予防審査係・市民消防係
警防課 警防装備係・救急救助係・訓練管理係
指令課 指令1係・指令2係・情報管理係
中央消防署
警防1課 査察指導係・警防係・救急救助係
矢上出張所
警防2課 警防係・救急救助係
矢上出張所
出張所④
松が枝・飽の浦・小島・茂木
北消防署
警防1課 査察指導係・警防係・救急救助係
浜田出張所
警防2課 警防係・救急救助係
浜田出張所
出張所⑥
浦上・滑石・小江原・三重・琴海・神浦
派出所②
式見・池島
南消防署
警防1課 警防係
土井首出張所
警防2課 警防係
土井首出張所
出張所③
三和・野母崎・高島
上下水道事業管理者
（上下水道局）
業務部
総務課 総務係・職員係
経理課 経理係・管財係
料金サービス課 収納管理係・受付サービス係・給排水相談係
事業部
事業管理課 管理係・企画係
水道建設課 建設1係・建設2係・建設3係
給水課 維持1係・維持2係・南部上下水道事務所・北部上下水道事務所
浄水課 浄水施設係・電機係
浄水場⑤
新浄水場整備室
水質管理室
下水道建設課 建設1係・建設2係・維持係
下水道施設課 施設管理係・電機係・水質係・東部施設係・西部施設係
浄水場⑤
手熊・浦上・道ノ尾・東長崎・小ヶ倉
議会
事務局
総務課 総務係・秘書係
議事調査課 議事係・調査係
教育長
（教育委員会）
教育総務部
総務課 総務係・職員係・経理係
学校施設課 企画係・管理係
適正配置推進室
生涯学習企画課 総務企画係・地域学習係
生涯学習施設課 施設活用係・恐竜研究所
学校給食課 学校給食係
（教育機関）北部学校給食センター
学校給食センター整備室
（教育機関）
東公民館
西公民館
南公民館
滑石公民館
香焼公民館
外海公民館
三和公民館
地区公民館⑦
琴海文化センター
琴海南部文化センター
香焼図書館
香焼学校給食共同調理場
伊王島学校給食共同調理場
池島学校給食共同調理場
三和学校給食共同調理場
地区公民館 ⑦
戸石・三重・高浜・野母・黒崎・川原・為石
学校等施設
幼稚園 1
小学校 65(分校除く)
中学校 36(分校除く)
高等学校 1
学校教育部
学務課 教職員係・就学支援係
学校教育課 生徒指導係・教育指導係・保健体育係
地域クラブ活動推進室
（教育機関）
教育研究所 教育支援係・情報教育推進係・学びの多様化推進係
選挙管理委員会
事務局 総務啓発係・選挙管理係
公平委員会
事務局
監査委員
事務局
農業委員会
事務局 農政管理係・農地係
固定資産評価審査委員会

情報公開・個人情報保護

1　情報公開

昭和 60 年 10 月に、庶務担当係長で組織する情報公開制度研究委員会が研究報告書を提出した。この内容を踏まえて、昭和 62 年 11 月に助役を委員長とし各部長で構成する情報公開制度検討委員会を設置した。同委員会には下部組織として、課長・係長で組織する専門部会を置き、第一部会が法制度、第二部会が文書管理についてそれぞれ具体的、専門的に検討を行った。そして、この結果を「長崎市情報公開制度検討報告書」として作成し、昭和 63 年 7 月の検討委員会に報告した。

さらに、昭和 63 年 9 月に市民各界の代表者からなる「長崎市情報公開制度懇話会」に、市長から本市の情報公開制度について諮問がなされ、平成元年 2 月に同懇話会から答申がなされた。

本市としては、答申書を充分に尊重のうえ本市の実情に適応した制度を確立し、平成元年 12 月に「長崎市情報公開条例」を公布、平成 2 年 6 月から施行した。

また、平成 13 年 10 月には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」との整合性を図り、より公正で開かれた市政の実現に寄与するため、条例の全面的な見直しを行い、平成 14 年 4 月から施行している。

令和 5 年度から令和 7 年度までの情報公開の処理状況は次のとおりとなっている。

区分		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	合計
処理の状況	公開	73	75	112	260
	部分公開	50	80	141	271
	非公開	3	3	5	11
	存否応答拒否	4	1	6	11
	非公開（文書不存在）	14	25	53	92
	取下げ	9	0	6	15
合計		153	184	323	660
公開率 ※1		94.6%	97.5%	95.8%	96.0%
審査請求		4	1	10	15

※1　請求に対する決定件数で集計。公開率に非公開（文書不存在）及び取下げは含まない。

2　個人情報の保護

長崎市の個人情報保護制度は、住民基本台帳の電算化に伴い、昭和 59 年 10 月に制定した「長崎市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」に基づき、電算処理される個人情報の保護のみを対象としていた。

しかしながら、手処理に係る個人情報の保護も重要であることから、平成 9 年 3 月及び平成 10 年 6 月の市議会定例会において個人情報保護条例の制定を求める請願が全会一致で採択された。

これらの経緯を踏まえ、長崎市では、昭和 55 年 9 月にＯＥＣＤが採択した「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」に示されている 8 原則（収集制限の原則・データ内容の原則・目的明確化の原則・利用制限の原則・安全保護の原則・公開の原則・個人参加の原則・責任の原則）を念頭に置きつつ、条例の制定について、調査検討を重ねてきた。

そのような中で、国においては、個人情報保護法案が平成 13 年の通常国会に提案され、継続審議中であったが、平成 15 年 5 月同法が成立し、平成 17 年 4 月から全面施行された。この法は、ＯＥＣＤの 8 原則を整理のうえ、基本 5 原則（利用目的による制限・適正な取得・正確性の確保・安全性の確保・透明性の確保）を含めて規定している。

「長崎市個人情報保護条例」は、個人情報保護法の 5 原則にのっとったものとなっており、平成 13 年 10 月に制定し、平成 14 年 4 月 1 日から施行した。

なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の制定に伴い、保有するマイナンバーを含む個人情報（特定個人情報）の保護のために、長崎市個人情報保護条例の特例として、「長崎市特定個人情報保護条例」を平成 27 年 7 月に制定し、平成 27 年 10 月 5 日から施行した。

令和 5 年 4 月に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の取扱いが全国的に共通化されることとなり、制度全体の所管も国の個人情報保護委員会に一元化された。

個人情報に関する全国共通ルールが適用されるため、これまでの個人情報保護制度に関する条例の廃止等を行うとともに、国の施策との整合性に配慮しつつ、改正法を施行させるための「長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例」の制定を行った。

令和 5 年度から令和 7 年度までの個人情報の請求に対する処理状況は次のとおりとなっている。

区　　分		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	合　計
処理の状況	開　　示	23	28	44	95
	部 分 開 示	23	18	23	64
	非　開　示	4	4	3	11
	非開示（文書不存在）	2	4	18	24
	取　下　げ	0	0	0	0
合　　計		52	54	88	194
開　示　率 ※1		92.0%	92.0%	95.7%	93.5%
訂 正 請 求		1	0	0	1
是 正 の 申 出		0	0	0	0
審 査 請 求		2	0	1	3

※1　請求に対する決定件数で集計。開示率に非開示（文書不存在）及び取下げは含まない。

情 報 化 の 推 進

本市では、市民サービスの向上及び業務の効率化を目的として、これまで昭和 52 年の「汎用コンピューターシステム」をはじめ、「公共施設案内・予約システム」や「財務会計システム」、「メールシステム」等、情報システムの導入などにより、情報化の推進に取り組んできた。

汎用コンピューターシステムは、当初 20 業務から電算処理を開始し、その後「住民記録オンラインシステム」などを開発し運用してきた。

公共施設案内・予約システムは、本市が管理運営する施設の利用手続きを、自宅等の電話・パソコンなどから手軽に行えるように、平成 8 年からサービスを開始した。また平成 22 年 3 月にシステムの更新を行い、携帯電話対応や 24 時間利用可能など、より利便性が高いシステムとした。

財務会計システムは、予算要求、予算編成、執行管理及び決算等に至る一連のシステムとして平成 12 年度に導入、平成 22 年度に更新を行い、財務会計事務の効率化を図っている。

メールシステムは、平成 16 年に導入、平成 29 年 3 月に更新を行い、職員間の情報の共有化及び国や他自治体等との情報伝達・文書交換などを行っている。

さらなる業務の効率化、市民サービスの向上及び情報システム関連経費の削減を図るため、汎用コンピューターシステムを見直し、標準化された業務仕様や技術仕様に基づくサーバー方式のパッケージシステムを導入すべく、平成 22 年度から、基幹業務系システムの再構築に取り組み、平成 24 年 5 月から住民記録系システム及び共通基盤を稼働し、平成 26 年 7 月には福祉系システムや税系システム等全ての新システムを稼働し、汎用コンピューターシステムを廃止した。

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、平成 29 年 7 月から情報連携の試行運用を開始、同年 11 月には本格運用を始めている。

令和 3 年 4 月より電子決裁による紙文書の削減及び業務の効率化を図るため、文書管理システムを導入したことに併せて、令和 4 年 4 月より財務会計システムも更新した。

令和 5 年 1 月の新市庁舎への移転に併せて、新市庁舎における情報ネットワークの効率化と無線ＬＡＮ環境整備によりフリーアドレスによる柔軟な働き方やパソコンの携行を可能とするためのノート型パソコンへの置き換えを行った。同時に、市民が「書かない」、「迷わない」を実現し、市民の手続きに要する時間短縮を図る総合窓口システムを運用開始した。

令和 3 年度に人的・財政的負担の軽減、行政サービス・市民の利便性の向上及び行政運営の効率化の目的のもとに策定された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和 8 年 1 月に国が構築したガバメントクラウド上で、住民記録系システム、福祉系システム及び税系システム等を標準準拠システムとして更新した。

1　情報化の経緯

年　　月	主 な 導 入 シ ス テ ム 等
昭和 52 年 10 月	汎用コンピューターシステム導入
昭和 58 年 11 月	税オンラインシステム稼働
昭和 60 年 11 月	住民記録オンラインシステム稼働
平成 7 年 7 月	長崎市ホームページ開設
平成 8 年 10 月	公共施設案内・予約システム稼働（街頭端末、電話、ＦＡＸ対応）
平成 10 年 7 月	戸籍システム稼働
平成 12 年 10 月	財務会計システム稼働
平成 14 年 3 月	公共施設案内・予約システム更新（インターネット対応機能追加）
平成 14 年 8 月	住民基本台帳ネットワークシステム稼働
平成 15 年 7 月	事務用パソコンの庁内一括調達開始（企業会計を除く）
平成 16 年 3 月	メールシステム稼働
平成 17 年 1 月	市町村合併に伴うシステム統合（1 市 6 町）
平成 18 年 1 月	市町村合併に伴うシステム統合（1 市 1 町）
平成 18 年 3 月	長崎市情報セキュリティポリシー制定
平成 19 年 3 月	高速インターネット基盤整備事業費補助事業実施
平成 21 年 9 月	全国地域情報化推進セミナー開催（市制 120 周年記念事業）
平成 22 年 3 月	公共施設案内・予約システム更新（24 時間対応、携帯電話対応機能追加）
平成 23 年 10 月	財務会計システム更新
平成 24 年 3 月	長崎市情報化推進計画策定
平成 24 年 5 月	住民記録系システム及び共通基盤稼働
平成 26 年 7 月	福祉系システム及び税系システム全稼働、汎用コンピューターシステムの廃止
平成 29 年 3 月	メールシステム更新
令和 3 年 4 月	文書管理システム稼働
令和 4 年 3 月	長崎市DX推進計画策定
令和 4 年 3 月	長崎市超高速インターネット環境整備推進事業完了
令和 4 年 4 月	財務会計システム更新
令和 5 年 1 月	総合窓口システム稼働
令和 5 年 3 月	公共施設案内・予約システム更新（クラウド化）
令和 8 年 1 月	標準準拠システム一部稼働

2　電算処理業務の状況

（令和８年６月現在）

業務名		取扱件数	業務名		取扱件数
住民記録		382,928 人	法人市民税		10,569 件
印鑑登録		252,735 人	市県民税	特別徴収	159,861 件
選挙		329,287 人		普通徴収	173,645 件
教育	就学事務	5,532 人	軽自動車税		150,932 台
	二十歳のつどい	3,337 人	国民健康保険税		53,253 世帯
母子福祉		7,837 件			73,841 人
障害福祉		86,977 人	収納消込		328,754 件
健康診断	幼児健診	1,403,380 件	納税組合		52 人
	成人検診	1,299,819 件	口座振替		188,579 人
原爆被爆者	死没者	201,942 人	住宅管理	住宅家賃	12,022 件
	手当	14,994 件		駐車使用料	6,446 件
高齢福祉	長寿祝金	62,593 人	住居表示証明		276 件
	施設入所	308 人	戸籍※	現在戸籍	205,731 件
保育		10,427 件		除籍	509,645 件
し尿処理手数料		1,956 件		戸籍附票	205,731 件
住登外管理		1,144,553 件	児童福祉		82,014 人
国民年金		54,913 件	介護保険		135,162 人
固定資産税	土地	668,313 筆	住民基本台帳ネットワーク		382,928 人
	家屋	155,723 棟	後期高齢者医療		74,805 人
	償却資産	13,309 人	生活保護		11,096 人
公共施設案内・予約		23,344 人	財務会計		326,963 件

3　パソコンの設置状況

LGWAN接続系ネットワークへ接続しているパソコンは、令和8年7月現在で3,258台を設置している。

（令和８年７月現在）（単位：台）

部局名	台数	部局名	台数
防災危機管理室	15	土木部	114
東京事務所	7	まちづくり部	91
企画政策部	86	建築部	127
総務部	77	中央総合事務所	336
情報政策推進部	60	東総合事務所	63
財務部	243	南総合事務所	135
市民生活部	177	北総合事務所	90
原爆被爆対策部	54	出納室	14
福祉部	124	消防局	278
市民健康部	190	議会事務局	33
こども部	126	教育委員会	163
環境部	155	選挙管理委員会	17
経済産業部	55	監査事務局	19
文化観光部	74	農業委員会	11
水産農林部	74	上下水道局	250
		合計	3,258

行　財　政　改　革

本市は、昭和 58 年 11 月に行財政改革プランの基礎となる「行財政運営の健全化に関する具体化方策について」を策定し、事務事業の効率化、財政運営の適正化等に取り組んできた。

その後、平成 8 年 10 月に第 2 次行政改革大綱、平成 13 年 3 月に第 3 次行政改革大綱、平成 18 年 3 月に第 4 次行政改革大綱を策定し、事業の整理や民間委託等により計画的に行政改革に取り組むとともに、健全な財政基盤を確立するため、平成 13 年 3 月に第 1 次財政構造改革プラン、平成 18 年 3 月に第 2 次財政構造改革プランを策定し、効果的な行財政運営に努めてきた。

平成 23 年 8 月には、これまでの行政改革大綱と財政構造改革プランを統合した行財政改革プランを策定し、職員数や経費の削減等、これまで取り組んできた「量」の改革に加え、職員の意識改革による事務の効率化など「質」の改革を重視して取り組み、令和 2 年 2 月には、依然厳しい社会経済情勢の中において、限られた人員や財源を効率的、効果的に活用し、複雑多様化する行政需要に向き合い、解決に向けて取り組む「行政経営」に重点を置いた行政経営プランを、更に令和 7 年 3 月には、「第 2 期長崎市行政経営プラン」を策定した。

第 2 期長崎市行政経営プランでは、「持続可能な行財政運営」を基本理念に掲げるとともに、より実効性を持たせるため、「人員体制」と「財政面」の基本目標を設定しており、その達成に向けては、「人員体制の適正化」「財政の健全化」「業務の最適化」の 3 つの分類に沿って具体的な取組みを推進する。

1　これまでの主な実施項目

年度		実施項目		組織改正等
令和6年度	委託等	① 徴収一元化債権の効果的回収に向けた収納・徴収事務の包括的委託 ② 回収困難債権の収納事務委託 ③ 介護認定審査業務の民間委託	組織改正	＜4月1日改正＞ ①「情報政策推進部」の新設 ②「秘書広報部」の廃止 ③「企画財政部」を「企画政策部」に名称変更 ④「理財部」を「財務部」に名称変更 ⑤「商工部」を「経済産業部」に名称変更 ⑥「情報政策推進室」を「ＤＸ推進課」に名称変更 ⑦「財産活用課」・「資産経営室」を廃止し「庁舎管理課」・「資産経営課」を新設 ⑧「新産業推進課」の新設 ⑨「商工振興課」と「ふるさと納税推進室」を統合し「商業振興課」を新設 ⑩「ながさきピース文化祭推進室」の新設 ⑪「新型コロナウイルスワクチン接種事業室」の廃止 ⑫「感染症対策室」の新設
	見直し	④公金支払方法のキャッシュレス化（オンライン） ⑤ 公金支払方法のキャッシュレス化（窓口） ⑥ RPAの導入（保育料判定業務）		
令和7年度	委託等	① 福田地区公民館をふれあいセンター化し、指定管理者制度導入 ② 包括施設管理業務委託（学校等）	組織改正	＜4月1日改正＞ ①スタジアムシティ連携推進室の廃止 ②官民連携推進室の新設 ③廃棄物対策課を資源循環課に名称変更 ④健康教育課を廃止し、学校給食課、学務課及び地域クラブ活動推進室を新設
	見直し	③ BPR推進の取組み		
令和8年度	委託等	① 保育所（緑ヶ丘、仁田）の民間移譲 ② 各種証明書発行等事務委託の業務拡大	組織改正	＜4月1日改正＞ ①市庁舎跡地整備室の新設 ②ながさきピース文化祭推進室の廃止 ③東工場の廃止
	見直し	① BPR推進の取組みの拡大 ② 琴海地区における市民サービスコーナーの廃止 ③ 押印を必要とする手続きの見直し ④ 公用車の集中管理システムの導入		

職 員 ・ 給 与 等

1　部局別職員数

(R8. 4. 1)

部局名	定数	現員	部局名	定数	現員
市長部局	2,296人	2,151人	まちづくり部		74
防災危機管理室		12	建築部		122
東京事務所		3	中央総合事務所		343
企画政策部		64	東総合事務所		50
総務部		60	南総合事務所		90
情報政策推進部		39	北総合事務所		65
財務部		218	出納室		11
市民生活部		106	消防局	512	485
原爆被爆対策部		46	上下水道局	319	243
福祉部		102	議会事務局	24	24
市民健康部		161	教育委員会事務局	363	199
こども部		129	選挙管理委員会事務局	12	10
環境部		196	公平委員会事務局	－	－
経済産業部		47	監査事務局	13	11
文化観光部		59	農業委員会事務局	10	9
水産農林部		57	総計	3,549	3,132
土木部		97			

※　全職員中の女性職員数・割合（R8.4.1 現在）……926人（29.6%）

※　上記職員数には任期付職員を含み、再任用職員を除く。
　また、「２　職種別給料等」及び「３　行政職給料等」は、企業職員、再任用職員及び任期付職員を除く。

2　職種別給料等

(R8. 4. 1)

区分		行政職	現業職	消防職	医療職(1)
平均給料		331,612円	285,368円	309,579円	581,575円
平均年齢		42歳00月	44歳09月	36歳08月	61歳00月
平均勤続年数		17年11月	20年00月	15年03月	8年05月
職員数（人）	計	2,029	179	484	8
	男	1,269	173	475	5
	女	760	6	9	3

※　全職員平均……　年　齢＝41歳04月　　勤続年数＝16年11月
　　給　料＝327,069円　　給　与＝392,347円

3　行政職給料等

(1)　初　任　給　　(R8. 4. 1)

内容＼区分	大　学　卒	短　大　卒	高　校　卒
給　料　月　額	232,000 円	216,500 円	200,300 円

(2)　職制別給料等　　(R8. 4. 1)

区　　分	部　長　級	次　長　級	課　長　級	課長補佐級	係　長　級	主　任　級	一　般　職
平　均　給　料	515,730 円	450,024 円	420,394 円	403,687 円	379,057 円	373,865 円	301,326 円
平　均　年　齢	56 歳 01 月	56 歳 05 月	52 歳 07 月	53 歳 00 月	48 歳 07 月	51 歳 08 月	37 歳 01 月
平均勤続年数	32 年 01 月	32 年 11 月	29 年 00 月	30 年 05 月	24 年 07 月	28 年 00 月	12 年 11 月
職　員　数	40 人	17 人	154 人	30 人	298 人	86 人	1,347 人

※行政職給料表適用者（消防職を除く）

4　期末・勤勉手当の支給割合

(R8. 4. 1)

区　　分	合　計	6　月	12　月
計　　（月分）	4.6500	2.3250	2.3250
期　末　手　当（月分）	2.5250	1.2625	1.2625
勤　勉　手　当（月分）	2.1250	1.0625	1.0625

5　管理職手当

(H30.4.1 から適用)

職名	区分	職務の級	手当額
部長	一種	9 級	104,200 円
		8 級	
政策監理事	二種	9 級	84,600 円
		8 級	

職名	区分	職務の級	手当額
次長	三種	7 級	70,800 円
課長特定主幹	四種	6 級	62,300 円

職名	区分	職務の級	手当額
主幹	五種	6 級	55,500 円
課長補佐		5 級	39,700 円

※行政職給料表適用者

6　ラスパイレス指数

年	R2 年	R3 年	R4 年	R5 年	R6 年	R7 年
ラスパイレス指数	98.2	98.0	97.8	97.5	97.6	97.7

7　退職手当の支給割合

（H30.4.1 から適用）

区　　分	自己都合退職(月分)	定年退職(月分)
最高限度	47.709000	47.709000
勤続 20 年	19.669500	24.586875
勤続 30 年	34.735500	40.803750
勤続 35 年	39.757500	47.709000

8　特別職の報酬

（単位：円）

職種		現行の報酬額 (R5.5.1)	職種		現行の報酬額 (R5.5.1)
市長		月 1,096,000	民生委員推薦会の委員		日 7,900
副市長		月 892,000	固定資産評価員		月 94,300
上下水道事業管理者		月 710,000	土地区画整理審議会の委員		日 7,900
教育長		月 710,000	土地区画整理法の規定に基づく評価員		日 7,900
常勤監査委員		月 610,000	防災会議の委員・専門委員		日 7,900
議長		月 744,000	交通安全対策会議	委員・特別委員	日 7,900
副議長		月 679,000		幹事	日 6,750
議会議員		月 625,000	介護認定審査会	会長	日 18,900
教育委員会の委員		月 103,000		委員	日 17,900
選挙管理委員会	委員長	月 72,300	障害支援区分認定審査会	会長	日 18,900
	委員	月 55,900		委員	日 17,900
	臨時補充員	日 7,900	国民保護協議会	委員・専門委員	日 7,900
公平委員会	委員長	月 62,300		幹事	日 6,750
	委員	月 50,400	消防賞じゅつ審査委員会の委員		日 7,900
監査委員	識見者選任	月 114,000	この表に掲げる附属機関以外の附属機関	会長・委員長	日 8,800
	議会	月 85,800		上記以外	日 7,900
農業委員会	会長	月 62,700 年 市長が定める額	選挙長		日 12,200 (R7.6.4)
			投票所の投票管理者		日 14,500 (R7.6.4)
	委員	月 47,600 年 市長が定める額	期日前投票所の投票管理者		日 12,800 (R7.6.4)
			開票管理者		日 12,200 (R7.6.4)
	農地利用最適化推進委員	月 37,800 年 市長が定める額	投票所の投票立会人		時間 1,167 (R7.12.18)
			期日前投票所の投票立会人		時間 1,167 (R7.12.18)
固定資産評価審査委員会	委員長	日 10,900	開票立会人		日 10,100 (R7.6.4)
	委員	日 10,100	選挙立会人		日 10,100 (R7.6.4)
社会教育委員		日 7,900			

※　（　　）内は報酬等の額の適用年月日

※　長崎市附属機関に関する条例に規定する附属機関を除く

9　給与等の公表

本市においては、昭和 57 年 7 月 1 日発行の「広報ながさき」（全世帯配布）により第 1 回の公表を行って以来、毎年給与等の公表を行っている。

また、平成 17 年度からは、本市の採用状況や勤務条件等を含む人事行政の運営状況を広報ながさき及び市ホームページ等において公表を行っている。

10 旅 費 額

(R7.4.1から適用)

<table>
<tr><th>職名等</th><th>鉄 道 賃</th><th>船 賃</th><th>航空賃</th><th>その他交通費</th><th>宿泊手当
(1夜につき)</th><th>宿泊費
(1夜につき)</th></tr>
<tr><td>市 長
副市長</td><td rowspan="3">⑴ 運賃
⑵ 急行料金
⑶ 寝台料金
⑷ 座席指定料金
⑸ 特別車両料金(市長及び副市長に限る。)
⑹ 前各号に掲げる費用に付随する費用
※⑵～⑹は公務のために特に必要とするものに限る。</td><td rowspan="3">⑴ 運賃
⑵ 寝台料金
⑶ 座席指定料金
⑷ 特別船室料金(市長及び副市長に限る。)
⑸ 前各号に掲げる費用に付随する費用
※⑵～⑸は公務のために特に必要とするものに限る。</td><td>⑴ 運賃(最上級の区分が上限)
⑵ 座席指定料金
⑶ 前各号に付随する費用
※⑵及び⑶は公務のために特に必要とするものに限る。</td><td rowspan="3">⑴ 道路運送法第3条第1号イの自動車運賃
⑵ 道路運送法第3条第1号ハの自動車運賃及びその他の旅客を運送する交通手段の運賃
⑶ 前2号に掲げる運賃以外の費用
⑷ 前3号に掲げる費用に付随する費用</td><td rowspan="3">2,400円</td><td rowspan="3">地域ごとに定められた宿泊費基準額上限として実費を支給</td></tr>
<tr><td>部長級
次長級
課長級
課長補佐級</td><td>⑴ 運賃(最下級)
⑵ 座席指定料金
⑶ 前各号に付随する費用
※⑵及び⑶は公務のために特に必要とするものに限る。</td></tr>
<tr><td>係長級
主任級
係 員</td></tr>
</table>

職　員　研　修

本市では、「自発的に自己力を高め、ひとのつながりを創り、市民のために動く職員の育成」を目的とし、自己啓発、職場研修、職員研修、派遣研修の４つの柱を立て、それぞれの研修内容の充実を図っている。

具体的には、自主研究グループの活動助成、資格取得に対する助成、語学講座の開催等、職員の自主学習を積極的に支援し、「自己啓発」意欲の向上を図るとともに、職員の職務遂行能力の向上と組織の活性化に効果的な「職場研修」の推進に努めることとしている。

また、「職員研修」では、一般職員から管理監督職員に至る各階層での必須の研修である階層別基本研修や、職員の職務遂行能力の向上等に力点を置いた行政実務研修・選択研修を実施している。

さらに「派遣研修」では、幅広い視野と新しい発想を持った意欲的な職員の育成とともに、各種研修機関への派遣による専門知識・技能の習得及び庁内講師の養成を図っている。

１　令和８年度職員研修計画

(1)　自己啓発

職員が市政に係る研究や能力開発等を目的として自主的に行う研修について、次のとおり助成する。

ア　自主研究グループへの助成

複数の職員が組織的・計画的・継続的に行う集団的な調査・研究を対象とする。研究活動に必要な経費の補助、講師等の紹介、参考図書等の貸出しなどを行う。

イ　資格取得に対する助成

自主学習の意欲を喚起するとともに、職務遂行能力の向上を支援するため、職務の遂行に寄与すると認められる対象資格を取得した職員に対し、資格試験の検定料及び資格取得に係る講座の受講料等の経費総額の 1/2 を助成する。

(2)　職場研修

各職場が実施する職場研修及び実務セミナー派遣などに関し、経費の負担、講師の紹介、研修機材等の貸し出しなどを行う。また、職場内のサポート体制の構築に向けて、効率的な OJT の実践を支援するとともに、新規採用職員が職務に従事する上で抱える不安や悩みに関する相談を先輩職員に行うことができる体制を整える。

(3)　職員研修

ア　階層別基本研修

特定の階層にある職員に対し、市民の声をしっかりと聴き、そこで生じている課題等を政策に反映できる力を高めていくために必要な、コミュニケーション力などの対話力や、企画力・政策立案能力を向上させる研修等、職位ごとの役割に応じた研修を計画的に実施する。

研修名		対象者	回数
一般職員研修	新規採用職員研修	新規採用職員	4
	採用２年次職員研修	採用後２年目の職員	2
	採用３年次職員研修	採用後３年目の職員	1
	採用５年次職員研修	採用後５年目の職員	2
	採用６年次職員研修	採用後６年目の職員	1

研修名		対象者	回数
	採用10年次職員研修	採用後10年目の職員	1
	新任主事技師研修	令和8年度主事技師昇任者	1
	新任上席専門官・専門官研修	令和8年度上席専門官・専門官昇任者	1
管理監督職員研修	新任係長・主任研修	令和8年度係長・主任昇任者	3
	現任係長研修	係長として3年目の職員	1
	新任課長・課長補佐研修	令和8年度課長級・課長補佐級昇任者	4
	現任課長研修	課長として3年目の職員	1
	新任幹部職員研修	令和8年度局・部長級、課長級・課長補佐級昇任者	1

イ　行政実務研修

職員の職務遂行能力の向上に向け、全職員に共通する基礎的な実務知識を習得する「基礎実務研修」と、特定の業務に関する実務知識を習得する「専門実務研修」を実施する。

（基礎実務研修：公文書管理・情報公開・個人情報保護、地方自治法、情報セキュリティ研修等
専門実務研修：ＰＣ操作、契約事務、会計事務、庶務実務等）

ウ　選択研修

希望する職員または指名された職員に対し、様々な行政課題、時代のニーズに柔軟に対応できる人材の育成を目指した「能力開発研修」をはじめ、職務を遂行するために必要な知識・スキルを習得するための選択研修を実施する。

（能力開発研修（接遇レベルアップ研修、ファシリテーション研修、ミス防止・業務効率化研修、アサーティブコミュニケーション研修、e-ラーニング研修等）、若手職員パワーアップ研修、次世代育成研修等）

(4)　派遣研修

高度な専門的能力と幅広い見識を養成することを目的として市町村職員中央研修所（市町村アカデミー）及び全国市町村国際文化研修所（国際文化アカデミー）や民間企業等へ職員を派遣するとともに、先進都市の調査・研究のための職員派遣を実施する。

また、長崎県市町村振興協会（長崎県市町職員研修センター）が主催する専門研修等に職員を派遣する。

2　令和7年度職員研修総括表（実績）

研修名		対象者	回数	延人数
自己啓発		全職員		266
職場研修	職場内研修	全職員	28	599
	実務セミナー等派遣	全職員	45	46
職員研修	一般職員研修	一般職員	28	1,388
	管理監督職員研修	管理監督職員	17	1,255
	行政実務研修	全職員	35	1,773
	選択研修	全職員	23	1,027
派遣研修		全職員	109	265
総計				6,619

市　　税

1　市税の税率、納期等（令和８年度分）

<table>
<tr><td rowspan="3">区分</td><td colspan="2">市民税</td><td colspan="4">市民税</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人（賦課期日：1月1日）</td><td colspan="4">法人</td></tr>
<tr><td>均等割</td><td>所得割</td><td colspan="3">均等割</td><td>法人税割</td></tr>
<tr><td>課税標準及び税率</td><td>標準税率
3,000円</td><td>標準税率
税率　一律6%

・前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額（分離課税に係る分を除く）及び山林所得金額を課税標準</td><td colspan="3">標準税率
資本金等の額 ／ 市内の従業者数 ／ 税率（年額）
50億円超 ／ 50人超 ／ 3,000,000円
50億円超 ／ 50人以下 ／ 410,000円
10億円超50億円以下 ／ 50人超 ／ 1,750,000円
10億円超50億円以下 ／ 50人以下 ／ 410,000円
1億円超10億円以下 ／ 50人超 ／ 400,000円
1億円超10億円以下 ／ 50人以下 ／ 160,000円
1千万円超1億円以下 ／ 50人超 ／ 150,000円
1千万円超1億円以下 ／ 50人以下 ／ 130,000円
1千万円以下 ／ 50人超 ／ 120,000円
1千万円以下 ／ 50人以下 ／ 50,000円
上記以外の法人等 ／ － ／ 50,000円

平成27年4月1日以後に開始した事業年度については、「資本金等の額」が「資本金及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」を下回る場合は、「資本金等の額」は「資本金及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」が均等割の税率区分の算定基礎となる。
（資本金等の額＝無償増資、無償減資等を加減算した調整後の金額）</td><td>制限税率
8.4／100
（平成26年10月1日以降令和元年9月30日までに開始した事業年度分の税率は12.1／100）

・法人税額を課税標準</td></tr>
<tr><td>納税義務者</td><td colspan="2">・1月1日現在、市内に住所を有する個人
（均等割と所得割）
・1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で市内に住所を有しない者
（均等割のみ）</td><td colspan="4">・市内に事務所又は事業所を有する法人
（均等割と法人税割）
・市内に事務所又は事業所を有しないが、寮等を有する法人（均等割のみ）
・市内に事務所又は事業所を有する公益法人で、収益事業を行わないもの
（均等割のみ）
・法人課税信託の引受を行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有する者
（法人税割のみ）</td></tr>
<tr><td>申告期限</td><td colspan="2">3月16日</td><td colspan="4">・事業年度終了の日の翌日から2カ月以内
・公共法人等で均等割のみを課されるもの
4月30日</td></tr>
<tr><td>納期</td><td colspan="2">・普通徴収
第1期　6月15日～6月30日まで
第2期　8月15日～8月31日まで
第3期　10月15日～11月2日まで
第4期　1月15日～2月1日まで
・給与所得に係る特別徴収 年12月（6月～翌年5月）
徴収の月の翌月の10日まで
・公的年金等所得に係る特別徴収年6月（偶数月）</td><td colspan="4">・申告納付</td></tr>
</table>

備 考	・県民税を併課 均等割　1,500 円(ながさき森林環境税 500 円を含む) 所得割　標準税率　税率　一律 4% ・森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、令和 6 年度から森林環境税（国税）1,000 円の賦課徴収を開始	

<table>
<tr><th rowspan="2">区
分</th><th colspan="3">固定資産税
(賦課期日：1月1日)</th><th rowspan="2">都市計画税
(賦課期日：1月1日)</th><th rowspan="2">軽自動車税
(賦課期日：4月1日)</th><th rowspan="2">市たばこ税</th></tr>
<tr><th>土地</th><th>家屋</th><th>償却資産</th></tr>
<tr><td rowspan="3">課税標準及び税率</td><td colspan="3">・標準税率</td><td>・制限税率
・市街化区域内の固定資産（土地、家屋）の課税標準</td><td rowspan="3">・標準税率
【別紙】のとおり</td><td rowspan="3">・一定税率
・小売業者への売渡本数1,000本につき6,552円</td></tr>
<tr><td colspan="2">・基準年度の価格又は基準年度の価格に比準する価格</td><td>・賦課期日における価格</td></tr>
<tr><td colspan="3">1.4／100</td><td>0.3／100</td></tr>
<tr><td>納税義務者</td><td colspan="3">・当該固定資産の所有者</td><td>・当該固定資産の所有者</td><td>・当該軽自動車等の所有者</td><td>・製造たばこの製造者
・特定販売業者
・卸売販売業者</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申告期限</td><td colspan="2"></td><td>2月1日</td><td rowspan="2"></td><td>取得・変更申告
・申告事由発生日から15日以内

廃車申告
・申告事由発生日から30日以内</td><td>当該売渡月分を翌月末日</td></tr>
<tr><td>納期</td><td colspan="3">第1期
5月15日～ 6月 1日まで
第2期
7月15日～ 7月31日まで
第3期
12月15日～12月25日まで
第4期
2月15日～ 3月 1日まで</td><td>同　左</td><td>・普通徴収
5月 15日～6月 1日まで</td><td>・申告納付</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>免税点
30万円</td><td>免税点
20万円</td><td>免税点
150万円</td><td></td><td>令和8年4月～
環境性能割が廃止</td><td></td></tr>
</table>

区分	特別土地保有税	入湯税	事業所税	宿泊税
課税標準及び税率	・一定税率 ・土地の取得価額又は修正取得額 保有　1.4／100 取得　3／100	・一定税率 ・一人一日につき 150 円 ただし、日帰り入湯客は、一人一日につき 30 円	・一定税率 ・資産割 事業所床面積 １m^2につき 600 円 ・従業者割 従業者給与総額の 0.25／100	・一人一泊につき　宿泊料金が１万円未満である場合　100 円、1 万円以上2万円未満である場合 200 円、2 万円以上である場合 500 円 ※免税点なし
納税義務者	・土地の所有者又は取得者	・入湯客 ただし、鉱泉浴場経営者が特別徴収 （課税免除対象者） ・年齢 12 歳未満の者 ・市内に居住する年齢 65 歳以上の者 ・市内に居住する身体等に障害を有する者 ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた者 ・修学旅行者 ・共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・災害の被災者のうち市長が必要と認めるもの	・事業所等（事務所、店舗、工場など）において事業を行う者 （免税点） ・事業年度末日において市内の全事業所等の合計床面積が 1,000 ㎡以下（資産割） ・事業年度末日において市内の事業所等に勤務する従業者数 100 人以下（従業者割）	・宿泊施設への宿泊者 ただし、宿泊事業者が特別徴収 （課税免除対象者） ・修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者 ・宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者
申告期限	・保有　5 月 31 日 ・取得 8 月 31 日 （7 月 1 日前 1 年以内の取得者） 2 月末日 （1 月 1 日前 1 年以内の取得者）	・当月徴収分を翌月 15 日	・個人　その年の翌年の 3 月 15 日 ・法人　事業年度終了の日から 2 カ月以内	・当月徴収分を翌月末日 ・納入期限等特例承認申請が承認された場合、3・4・5 月分を 6 月末日、6・7・8 月分を 9 月末日、9・10・11 月分を 12 月末日、12・1・2 月分を 3 月末日
納期	・申告納付	・申告納入	・申告納付	・申告納入
備考	・平成 15 年度から新規課税停止			・令和 5 年 4 月 1 日から導入

【別紙】
・標準税率

車種					税率
原動機付自転車	50cc以下				2,000円
	50cc超～125cc以下かつ最高出力4.0kW以下				2,000円
	特定小型原動機付自転車				2,000円
	90cc以下				2,000円
	125cc以下				2,400円
	三輪以上で50cc以下(ミニカー)				3,700円
軽自動車	二輪				3,600円
	三輪			旧税率	3,100円
				新税率	3,900円
				重課税率	4,600円
	四輪以上	乗用	営業用	旧税率	5,500円
				新税率	6,900円
				重課税率	8,200円
			自家用	旧税率	7,200円
				新税率	10,800円
				重課税率	12,900円
		貨物	営業用	旧税率	3,000円
				新税率	3,800円
				重課税率	4,500円
			自家用	旧税率	4,000円
				新税率	5,000円
				重課税率	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用				2,400円
	その他				5,900円
二輪の小型自動車					6,000円

初度検査年月が平成27年3月以前の(平成27年3月31日以前に初めて車両番号の指定を受けた)車両は、重課税率の適用となるまで、旧税率を適用

○軽課
(適用期間)
令和3年4月1日～令和8年3月31日
(適用内容)
初度検査年月が適用期間内の(適用期間中に初めて車両番号の指定を受ける)課税対象車(三輪以上の軽自動車)を取得する場合に限り、燃費基準等に応じて当該年度の翌年度(令和4年度～令和8年度)分について特例措置を適用。

○重課
(適用内容)
初度検査年月が平成25年3月以前の(初めて車両番号の指定を受けてから13年を超えた)三輪以上の軽自動車について新税率の概ね20%を重課
※電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、ガソリンと電気の併用軽自動車及び被けん引車を除く

２　市税税目別決算及び市民負担の状況

税目＼年度	Ｒ６年度 決算額	Ｒ６年度 収入率	Ｒ６年度 対前年度伸率	Ｒ７年度 決算見込額	Ｒ７年度 収入率	Ｒ７年度 対前年度伸率
合計	千円 55,893,276	% 98.3	% 1.0	千円 58,922,673	% 98.4	% 5.4
普通税	49,579,617	98.2	0.5	52,350,626	98.3	5.6
市民税	23,507,843	98.5	△1.1	25,030,789	98.5	6.5
個人	18,345,190	98.4	△6.0	20,529,019	98.5	11.9
法人	5,162,653	98.7	21.6	4,501,770	98.7	△12.8
固定資産税	22,159,313	97.7	2.3	23,463,426	97.9	5.9
軽自動車税	1,122,310	96.6	3.3	1,136,949	96.6	1.3
環境性能割	68,677	100.0	48.3	72,900	100.0	6.1
種別割	1,053,633	96.4	1.3	1,064,049	96.4	1.0
市たばこ税	2,790,151	100.0	△0.9	2,719,462	100.0	△2.5
特別土地保有税	0	0.00	0.0	0	0.00	0.0
目的税	6,313,659	98.8	4.8	6,572,047	98.8	4.1
入湯税	52,248	100.0	8.4	66,396	100.0	27.1
事業所税	1,785,399	99.8	9.4	1,859,922	99.8	4.2
都市計画税	4,113,579	98.2	1.7	4,249,008	98.3	3.3
宿泊税	362,433	100.0	22.0	396,721	100.0	9.5

市税負担額			
	1人当たり	143,958円	153,783円
	1世帯当たり	272,465円	287,893円

3　納税義務者の推移

（単位：人）

税目＼年度				R3	R4	R5	R6	R7
市民税	個人	普通徴収	均等割のみ	10,647	10,730	10,763	18,742	10,794
			所得割のみ					
			均等割及び所得割	59,492	59,346	58,549	49,973	58,391
			計	70,139	70,076	69,312	68,715	69,185
		特別徴収	均等割のみ	4,771	4,718	4,692	10,054	4,546
			所得割のみ					
			均等割及び所得割	119,015	117,434	117,687	113,196	120,098
			計	123,786	122,152	122,379	123,250	124,644
		小計		193,925	192,228	191,691	191,965	193,829
	法人			10,291	10,412	10,447	10,511	10,555
固定資産税	土地及び家屋			165,818	166,170	166,644	166,369	165,995
	償却資産			4,403	4,889	4,856	4,863	5,059
	小計			170,221	171,059	171,500	171,232	171,054
軽自動車税	種別割			110,605	109,950	109,498	108,195	104,976
	（環境性能割）			(5,678)	(5,794)	(5,858)	(5,543)	(5,635)
合計				485,042	483,649	483,136	481,903	480,414
対前年	増加数			△3,018	△1,393	△513	△1,233	△1,489
	伸率（％）			△0.6	△0,3	△0.1	△0,3	△0,3

※軽自動車税（環境性能割）は課税台数のため、合計には含めず。

市　有　財　産

1　市有財産の概況

（R8. 3.31）

区分			数量	評価額
			(㎡)	(千円)
公有財産	土地	公用財産	228,518	7,995,271
		公共用財産（教育財産含む）	11,679,617	219,487,351
		普通財産	23,564,103	27,755,425
	建物	公用財産	111,565	29,718,519
		公共用財産（教育財産含む）	1,746,841	263,906,143
		普通財産	147,174	8,788,378
	無体財産権		50 件	
	有価証券	株券	2	21,000（決算年度末現在高）
	出資による権利		41	2,294,221（決算年度末現在高）
物品			4,533	12,337,226（決算年度末現在高）
債権			20	15,549,295（決算年度末現在高）
基金			45	57,896,933（決算年度末現在高）
合計			－	645,749,762

2 市 庁 舎

区　　分	市役所庁舎
工　　期	令和元年 7 月 11 日　～　令和 4 年 11 月 30 日
敷 地 面 積	6,710.30m^2
建 物 構 造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造（一部鉄骨鉄筋コンクリート造） 免震構造
建 築 面 積	4,022.69m^2
建築延面積	51,752.46 ㎡
最 高 部 高	90.86m
事　業　費	設計、建築費等　253 億円 既存庁舎解体費　16 億円
財　　源	基金　160 億円 国庫補助金、地方債　56 億円 上下水道局負担　28 億円 今後の市の負担　25 億円

区　　分	交通会館別館
建 物 構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下 1 階、地上 7 階建の内、6 階部分 1,524.28m^2
取得年月日	昭和 55 年 12 月 20 日
取 得 価 格	70,000 千円

3　財　産　区

(1)　財産区数　86（うち管理会設置数 60）

(2)　財産区の財産概要

(R8. 4. 1)

土地									建物
計	宅地	山林	原野	保安林	畑	雑種地	ため池	墓地	
396 筆	68 筆	10 筆	8 筆	9 筆	2 筆	11 筆	33 筆	255 筆	9 件
425,299.75 ㎡	7,824.25 ㎡	35,229.65 ㎡	56,771.30 ㎡	154,473.00 ㎡	66.00 ㎡	6,922.63 ㎡	2,584.10 ㎡	161,428.82 ㎡	1,023.62 ㎡

4　長崎市営墓地

(R8. 4. 1)

名称	位置	地積	区画数
大浦国際墓地	川上町	2,870.00 m^2	212
坂本国際墓地	坂本 1 丁目及び目覚町	8,107.00	479
浦上墓地	上銭座町	2,898.00	200
昭和墓地	花丘町	2,279.00	191
家野墓地	家野町	8,411.75	456
住吉墓地	泉 1 丁目及び泉 2 丁目	5,261.26	369
香焼中央墓地	香焼町	4,285.00	229
合計		34,112.01	2,136

公共施設マネジメントの推進

長崎市は、これまで人口の増加や経済発展にあわせて（特に 1980 年代から 90 年代にかけて）、多くの公共施設を建設してきた。現在、これらの公共施設は建築後 30 年以上を経過した建物が全体の６割を超え、老朽化が進行し、これから一斉に建替えや大規模改修の時期を迎える。

一方、今後、人口減少や少子高齢化がますます進むなかで、公共施設を利用する人々の数や年齢構成が変化してきており、公共施設に求められる役割も多様化している。

このため長崎市では、「人口が減っても、暮らしやすいまち」であり続けるよう、今後とも、必要となる行政サービスを維持していくため、時代の変化に対応できる公共施設へと見直すことを目的として、「公共施設マネジメント」に取り組んでいる。身の丈に合った公共施設への転換を進めることで、持続可能な行財政運営を図るとともに、施設の計画的な予防保全や長寿命化を行うことで、安全性や機能性の向上を図る。

１　公共施設マネジメントのこれまでの主な取組み

年度	取　組　内　容	
H29 ～ R4	地区別計画策定に係る市民対話の開催 H29 年度：3 地区 4 箇所 H30 年度：4 地区 5 箇所 R 元年度 ：4 地区 4 箇所 R 3 年度 ：4 地区 4 箇所 R 4 年度 ：2 地区 2 箇所	公共施設マネジメントの実施計画となる「地区別計画」の策定に向け、マネジメントの必要性についての市民理解を深めるとともに、将来に向けた公共施設のあり方について、住民と行政がともに考える場 ※R2 は新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染拡大防止のため未実施
	長崎市公共施設マネジメント地区別計画（案）の策定 H30 年度：3 地区 R 元年度 ：6 地区 R 2 年度 ：2 地区 R 3 年度 ：2 地区 R 4 年度 ：4 地区	適正配置基準の基本的な市の考え方をもとに、地域の事情を考慮した公共施設マネジメントの実施計画
	長崎市公共施設の適正配置基準の策定（R4 年度）	行政サービスのあり方と行政サービスを提供する施設の配置の数や場所などを示す、施設の将来の方向性に関する長崎市の基本的な考え方

２　公共施設マネジメントの今後の取組み

⑴　「地区別計画」の実行

施設の集約化や複合化など、地区ごとに公共施設の適正配置について定める「地区別計画」に基づき、各地区の実情を考慮した施設の適正配置や効率的な管理運営を行う。地区は市民に身近な日常生活圏域を基礎として 17 地区に設定。

⑵　市民への周知・啓発活動

市民と十分な合意形成を図るため、公共施設マネジメントに関する情報発信を積極的に行い、周知・啓発に取り組む。

⑶　低未利用資産の利活用

市有財産（土地・建物）を自治体運営の経営資源と捉え、行政目的での利活用がない市有財産（土地・建物）については、サウンディング型市場調査や公募型プロポーザル方式等の手法を取り入れ、売却等の利活用を図る。

契　　約

建設工事、建設工事に係る業務委託及び物品調達等において、入札・契約事務の競争性や透明性の向上及び効率化を図るため、電子調達システムを導入し、原則として制限付一般競争入札で執行している。

１　有資格業者数（令和８年５月１日現在）

(1) 建設工事

区分	市内	認定市内	準市内	市外	計
令和８年度	614	2	42	557	1,215
令和７年度	609	3	46	558	1,216
増減	5	△1	△4	△1	△1

(2) 建設工事に係る業務委託

区分	市内	認定市内	準市内	市外	計
令和８年度	69	0	58	329	456
令和７年度	72	0	59	322	453
増減	△3	0	△1	7	3

(3)　物品調達等

区分	市内	認定市内	準市内	市外	計
令和８年度	1,014	28	213	1,151	2,406
令和７年度	1,052	27	210	1,100	2,389
増減	△38	1	3	51	17

２　制限付一般競争入札における契約締結件数及び請負金額

区分		令和5年度	令和6年度	令和7年度
建設工事	件　数	476件	397 件	393 件
	請負金額	24,060,834,663円	18,274,025,419 円	18,020,908,951 円
建設工事に係る業務委託	件　数	108件	91 件	91 件
	請負金額	1,231,986,411円	997,888,045 円	1,157,836,152 円
物品調達等　※1	件　数	681 件	643件	556件
	請負金額	7,102,113,345 円	12,694,204,346円	14,054,338,897円

※1　物品調達等は、業務委託(建設工事に係るものを除く)・物品購入・物品借入・製造の請負を指すものであり、契約検査課入札分のみの実績である。

国　民　年　金

国民年金制度は、昭和 34 年に発足以来今日まで制度の改正、内容の充実が図られ高齢化社会における老後の生活安定の大きな柱となっている。とりわけ、昭和 61 年 4 月からは、公的年金制度を長期にわたり健全で安定的に運営していくため、基礎年金の導入と給付水準の適正化、女性の年金権の確保及び障害年金の改善が図られた。平成 3 年 4 月からは、20 歳以上の学生も強制加入となり、日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の人全てが原則として加入する制度となった。

また、平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行されたことに伴い、機関委任事務から法定受託事務へと区分され、平成 14 年 4 月には収納事務が国の直接事務となった。さらに、平成 22 年 1 月に社会保険庁が廃止され、日本年金機構が発足している。

1　拠出年金

(1)　加入状況　　(令和 8 年 3 月末日現在)

種類別＼男女			男	女	計
			人	人	人
被保険者	第 1 号	強　制	20,828	19,130	39,958
		任　意	225	336	561
		小　計	21,053	19,466	40,519
	第　3　号		356	15,716	16,072
	合　計		21,409	35,182	56,591

免除	種類別	人	免除率 %
	法定	6,249	15.64
	申請（全額）	7,471	18.70
	申請（3/4）	669	1.67
	申請（半額）	407	1.02
	申請（1/4）	242	0.61
	学生特例	5,951	14.89
	納付猶予	1,659	4.15
	合　計	22,648	56.68

(2)　給付状況　　(令和 8 年 3 月末日現在)

種類＼区分	受給権者						
	老齢	通算老齢	障害（基礎）	母子・準母子	遺児	寡婦	計
	（老齢基礎）			（遺族基礎）			
旧法	人 1,299	人 474	人 106	人 1	人 0	人 0	人 1,880
新法	128,850	－	8,942	634		44	138,470
計	130,149	474	9,048	635		44	140,350

2　福祉年金

(令和 8 年 3 月末日現在)

	老齢福祉
受　給　権　者　数	0 人

３　制度の概要

平成９年　１月　　基礎年金番号の導入
平成 12 年　４月　　学生納付特例制度の実施
平成 14 年　４月　　収納事務の国への移管
　　第３号被保険者の届出の事業主経由への変更
平成 17 年　４月　　若年者納付猶予制度の創設
　　第３号被保険者の過去の未届け期間の救済など
平成 18 年　７月　　多段階保険料免除制度の導入
平成 26 年　４月　　未支給年金の請求範囲の拡大
平成 28 年　７月　　納付猶予制度の対象年齢拡大
平成 29 年　８月　　老齢年金受給資格期間の短縮
平成 30 年　３月　　個人番号による年金関連の届出開始
平成 31 年　４月　　産前産後期間の保険料免除制度開始
令和元年　10 月　　年金生活者支援給付金制度開始
令和２年　５月　　新型コロナウィルス感染症の影響に伴う保険料免除等に係る臨時特例措置の実施
　　（令和４年度申請分で終了）
令和４年　４月　　国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え
　　老齢年金の繰下げ受給の上限年齢の引上げ
令和４年　５月　　マイナポータルを利用した国民年金手続きの電子申請開始
令和５年　２月　　スマートフォンアプリを利用した国民年金保険料の電子決済開始
令和６年　１月　　「ねんきんネットを活用した納付書によらない納付」の運用開始
令和６年　11 月　　戸籍関係情報の本格運用開始（年金給付関係事務）

戸　籍・住　民

戸籍は、出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するもので、日本国民について編製され、日本国籍を公証する唯一の制度である。

また、住民基本台帳は、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録など住民に関する事務処理の基礎となる制度であり、平成24年7月からは、外国人住民も住民基本台帳制度の対象となった。

いずれの制度も市民の様々なライフイベントに密接に関係しており、窓口においては、出生・婚姻・死亡・転入・転居・転出等の各種届出の受付や、戸籍謄抄本・住民票の写し・印鑑登録証明書等各種証明書やマイナンバーカードの交付などを行っている。このように市民の利用度が高いことから、電算化により事務の能率化及び迅速化を図るため、平成 28 年 1 月から住民票の写し等の証明書発行の一部について、コンビニ交付サービスを導入している。また、令和6年9月から長崎市電子申請サービスを利用した各種証明書のオンライン申請を開始し、更なる住民の利便性向上を図っている。

1　住民基本台帳及び戸籍等の状況

（令和8年3月末日現在）

住民基本台帳				戸　籍		印鑑登録数（人）
世帯数（世帯）	人　口（人）			本籍数（戸籍）	本籍人口（人）	
	総　数	男	女			
204,669	383,154	177,540	205,614	205,731	472,616	252,679

2　外国人住民の状況

（令和8年3月末日現在）（単位：人）

住民基本台帳			国　籍　別　人　口						
計	男	女	中　国	フィリピン	ネパール	ベトナム	インドネシア	ミャンマー	その他
5,293	2,823	2,470	1,090	789	753	620	509	337	1,195

3　令和7年度届出処理件数

（単位：件）

戸籍									合計
出　生	認　知	養子縁組	養子離縁	婚　姻	離　婚	死　亡	入　籍	分　籍	
2,912	64	223	101	3,896	916	7,591	680	123	
戸籍				住民記録					
転　籍	訂正・更生	その他	小　計	転　入	転　出	転　居	その他	小　計	
1,367	199	742	18,814	9,981	10,732	10,472	4,093	35,278	
戸籍附票			印鑑登録						
記　載	消　除	小　計	登録申請	紛失・廃止	小　計				
44,922	15,974	60,896	9,573	2,465	12,038				127,026

４　令和７年度証明等交付件数

（単位：件）

戸籍関係	住民票関係	印鑑関係	諸証明関係	合　計
153,539	196,987	88,873	4,814	444,213

５　マイナンバーカードの保有状況

（令和８年３月末日現在）

保有件数
318,868 件（81.6%）※

（※：R7.1.1 現在長崎市人口 390,551 人に対する割合）

６　窓口事務の改善概要

昭和 60 年 11 月	住民記録漢字オンラインシステム導入 住民異動届等業務の即時処理が可能となり、住民票の発行が本庁・支所いずれの場所でも可能になった。
平成 3 年 11 月 5 日	外国人登録事務の電算オンライン化
平成 4 年 6 月 1 日	印鑑登録事務の電算オンライン化 より迅速な証明書の発行が可能となった。
平成 10 年 7 月 18 日	戸籍事務の電算オンライン化 届出の受付から証明の発行まで全てコンピュータで行い、市民サービスの向上と事務の効率化を図った。
平成 10 年 9 月 19 日	市民サービスコーナー（消費者センター内、西浦上支所内）開設
平成 15 年 4 月 1 日	市民サービスコーナー（三重地区市民センター内）開設
平成 18 年 1 月 4 日	市民サービスコーナー（村松事務所内）開設（※令和８年３月 31 日廃止） 土日祝日において、各種証明書が交付できるようにした。
平成 24 年 5 月 14 日	新住民記録系システム稼働
平成 25 年 1 月 7 日	市民課窓口の改修 窓口の拡大に伴いライフイベントに付随する手続きの拡充を図った。
平成 27 年 1 月 5 日	市民課窓口事務の一部を民間事業者へ委託
平成 28 年 1 月 25 日	マイナンバーカードを利用した、証明書コンビニ交付サービス開始
平成 28 年 10 月 1 日	本人通知制度の導入
平成 29 年 10 月 1 日	行政サテライト機能再編成により、市民課及び支所・行政センターを廃止し、地域センターを設置
令和 3 年 6 月 1 日	中央地域センター窓口において証明交付手数料のキャッシュレス決済を開始
令和 3 年 6 月 1 日	コンビニ交付サービス証明交付手数料を 100 円減額
令和 3 年 7 月 1 日	マイナンバーカード交付予約システム導入
令和 5 年 1 月 4 日	新庁舎移転に伴い中央地域センター他 5 地域センターにおいて総合窓口システムを導入
令和 5 年 11 月 1 日	証明書コンビニ交付サービスにおいて、長崎市外に住民登録があるかたも戸籍証明書が取得できる本籍地サービスを導入
令和 6 年 9 月 2 日	長崎市電子申請サービスを利用した、各種証明書のオンライン申請を開始
令和 8 年 1 月 5 日	ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムが稼働

市　民　相　談

1　市民相談

市民から寄せられる市政に対する様々な苦情、要望あるいは市民生活から生じる個人的な心配ごとや紛争などについての相談に応じることにより、住みよい豊かなまちづくりを目指して昭和 37 年１月から市民相談室を開設し、市民相談業務を開始した。また、昭和 56 年４月の機構改革により市民相談室を広聴相談室に、昭和 59 年７月に市民相談室に改称したが、平成３年８月に市民生活課に統合され、平成９年４月に自治振興課に改称し、さらに平成 20 年４月に安全安心課に組織改正され、平成 30 年４月に自治振興課に統合された。

相　談　項　目	担　当	令和７年度相談件数
市　政　相　談	市相談員	2 件
一　般　相　談	市相談員	4,543 件
法　律　相　談	長崎県弁護士会	385 件
国　税　相　談	九州北部税理士会長崎支部	64 件
登　記　相　談	長崎県司法書士会、長崎県土地家屋調査士会	177 件
不　動　産　相　談	長崎県宅地建物取引業協会	161 件
住宅リフォーム事前相談	長崎市住宅相談連絡協議会	8 件
マンション管理相談	長崎県マンション管理士会	12 件
合　計		5,352 件

2　交通事故相談

交通事故被害者の救済策の一環として、昭和 47 年４月に交通事故相談所を設置し、損害賠償問題等についての交通事故相談に応じている。

相　談　項　目	担　当	令和７年度相談件数
交　通　事　故　全　般	交通事故相談員	25 件
	長崎県弁護士会	4 件
合　計		29 件

犯罪被害者等支援

本市においては、犯罪被害者等が受けた被害からの回復及び被害の軽減並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図るため、令和３年４月１日に「長崎市犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を施行し、総合相談窓口の設置や見舞金・助成金の給付、心身の被害回復・二次被害等の防止、犯罪被害者等に対する理解の促進などの支援に取り組んでいる。令和４年４月には、条例に基づき「長崎市犯罪被害者等支援計画」を策定し、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進している。

１　見舞金

区分	対象者	金額	備考	令和７年度実績
遺族見舞金	故意の犯罪行為により死亡した被害者（市民）の第１順位の遺族（市民）	30 万円	・重傷病見舞金を受けた被害者が死亡した場合は 20 万円 ・就業又は就学により市外に居住していた死亡被害者の遺族（市民）も対象	０件
重傷病見舞金	故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者本人（市民）	10 万円	・療養期間が１か月以上で、かつ、入院３日以上を要する負傷又は疾病が対象。 ・精神疾患の場合は、療養期間が１か月以上で、かつ、その症状の程度が３日以上労務に服することができない程度であること。	10 件

２　助成金

区分	助成内容	対象者	上限金額	対象経費	補助率	令和７年度実績
転居費用助成金	殺人、重傷病、性犯罪、放火の被害により、従前の住居に居住することが困難となった被害者本人又は遺族に転居費用を助成	故意の犯罪行為が行われたときにおいて、死亡した被害者（市民）と同居していた遺族（市民）又は故意の犯罪行為による被害者本人（市民）	20 万円/回 一事件につき２回まで	転居に要する費用（家財道具の運搬に係る荷造り及び運送に要する費用）	10/10	２件
家賃助成金	殺人、重傷病、性犯罪、放火の被害により、従前の住居に居住することが困難となった被害者本人又は遺族に新たな住居の家賃を助成	故意の犯罪行為が行われたときにおいて、死亡した被害者（市民）と同居していた遺族（市民）又は故意の犯罪行為による被害者本人（市民）	３万円/月 最大６か月	長崎市内に所在する賃貸住宅の家賃	1/2	１件

交 通 安 全 対 策

1　交通安全対策の現況

(1)　交通指導員

昭和 45 年５月から小学校区を単位として交通指導員を配置し、登下校時の児童の保護並びに歩行者や車両運転者への通行の指導等にあたっている。令和８年４月１日現在、配置対象校 67 校のうち、44 校に 66 人の交通指導員を配置しており、年額31,400円の報酬と制服や帽子、腕章等を支給している。

(2)　交通安全指導普及員

交通安全思想の普及高揚を図るため、３人の交通安全指導普及員により、市内の幼稚園・保育所等において、園児やその保護者、小学生を対象に交通安全教室を開催している。参加・体験型学習を重視し、横断歩道の渡り方や信号機の見方などの交通安全教育について、令和７年度は 319 回(参加人員 10,066 人)実施した。

2　交通事故発生状況

令和７年中の本市内の死者数は３人、人口 10 万人当たり 0.8 人となっている。

(※10 万人当たり死者数の人口は、令和７年 10 月１日現在の推計人口で集計)

年別	発生	死者	傷者
	件	人	人
H20	2,582	8	3,216
H21	2,675	21	3,326
H22	2,540	15	3,203
H23	2,522	11	3,067
H24	2,359	11	2,939
H25	2,605	10	3,212
H26	2,300	10	2,857
H27	2,122	10	2,689
H28	1,930	3	2,394
H29	1,757	12	2,170
H30	1,547	10	1,966
H31（R元）	1,370	9	1,648
R2	993	9	1,218
R3	924	3	1,141
R4	864	4	1,074
R5	860	12	1,033
R6	806	12	973
R7	721	3	876

市　民　協　働

市民活動団体の支援の充実を図るとともに、地域課題の解決に向けた市民の自主的・自発的な取り組みや多様な主体との協働を推進している。

1　市民力推進委員会

(1)　設置目的

市民の自主的、自発的活動である「市民力」の向上について、市民活動に関する知識・経験を有する者及びその関係団体から幅広く意見の聴取を行った「市民力向上検討会議」において提出された報告書（平成 20 年 3 月提出）に基づき、「市民力」の推進や連携強化に向けて、本市が行う各種施策についての助言を行う。

(2)　担当事務

本市の市民力及び本市と市民との協働の推進に関する重要事項の調査審議及び審査に関すること

(3)　実績（令和 7 年度）

計 3 回の会議を開催（うち審査部会 2 回）

2　提案型協働事業

(1)　事業概要

市民活動団体等の発想を活かした事業企画を募集し、市民活動団体等と行政との協働で、地域の多様な課題の解決に取り組む。

ア　市民提案型協働事業

市民活動団体等が地域課題を提示し、その課題を解決する事業企画を自ら提案し、本市と協働して行う事業

イ　行政提案型協働事業

行政が地域課題を提示し、その課題を解決する事業企画を市民活動団体等が提案し、本市と協働して行う事業

(2)　実績　市民提案型 28 件・行政提案型 11 件（平成 21 年度～令和 7 年度）

3　長崎伝習所事業

(1)　目的

市民と行政の有機的連携を強化することにより、人材の育成と政策を生み出す活動を行い、もって長崎の再生と創造に寄与する。

(2)　事業概要

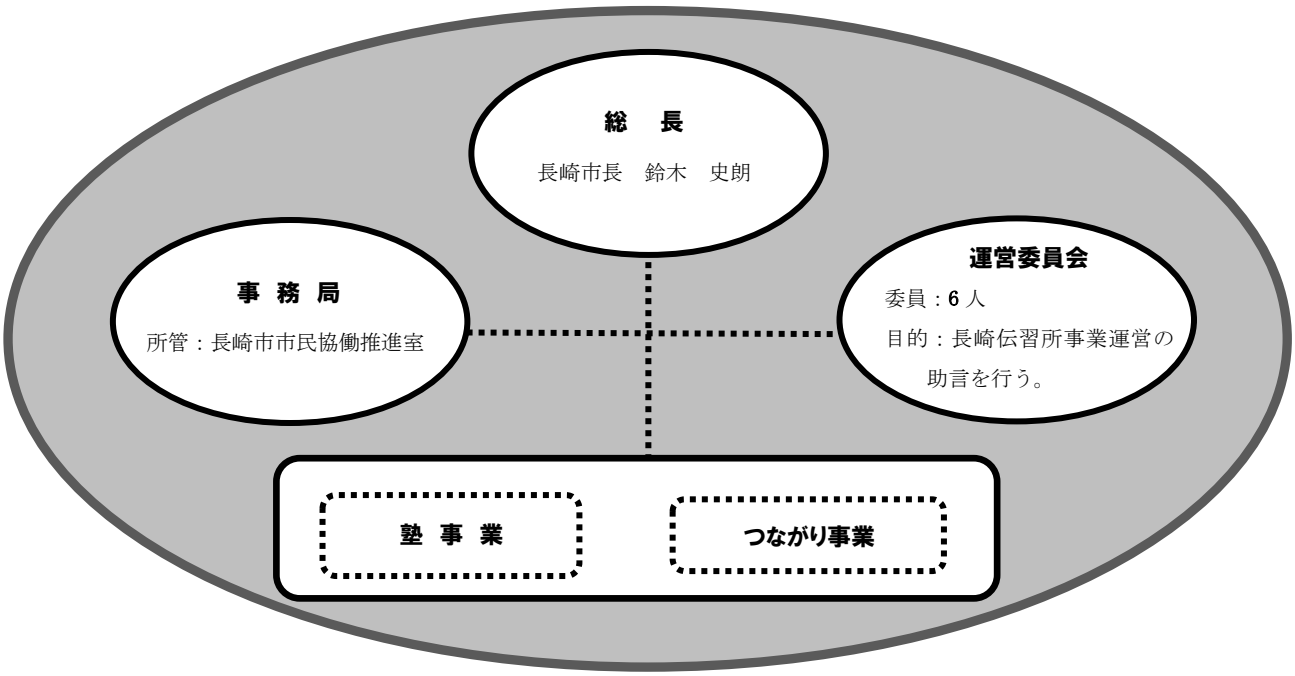
ア　塾事業

市民と行政が連携して、自由な実践活動により魅力的なまちづくりの提案を行うとともに、地域の人材を育成し、人的ネットワークの形成を構築することを、目的として活動を行う事業。

実績：塾数　延 313 塾、塾生総数　延 10,467 人（昭和 61 年度から令和 7 年度まで）

イ　つながり事業

若い世代や潜在的に意欲のある人材のまちづくりへの参画を促し、まちづくりリーダーの育成などを行う事業。



4　市民活動支援補助金

(1)　目的

市民活動を行う団体の活性化及び充実を図り、市民と行政が一体となった魅力あるまちづくりを推進するため、市民活動団体が自主的・主体的に行う公益的事業に対し補助金の交付を行う。

(2)　補助金種別及び補助対象事業

ア　市民活動スタート補助金（上限額 10 万円、1 団体 1 回限り）

設立 3 年未満の市民活動団体が、その活動基盤を整え、充実させるために行う事業に対する補助

イ　市民活動ジャンプ補助金（上限額 50 万円、1 団体通算 3 回まで）

1 年以上継続して活動している市民活動団体が、自らの資質を向上させ、その活動を拡大させるために行う事業に対する補助

ウ　市民活動人材育成補助金（派遣：上限額 1 人 5 万円、年度内 1 団体 2 人まで、開催：上限額 1 事業 10 万円、年度内 1 団体 1 回まで）

１年以上継続して市民活動をしている市民活動団体が団体の構成員の人材育成のために行う研修等派遣事業又は研修等開催事業

(3)　交付実績

ア　市民活動スタート補助金

交付件数 30 件（平成 20 年度～令和 7 年度）

イ　市民活動ジャンプ補助金

交付件数 66 件（平成 20 年度～令和 7 年度）

ウ　市民活動人材育成補助金

研修派遣_交付件数 50 件（平成 20 年度～令和 7 年度）

研修開催_交付件数 9 件（平成 28 年度～令和 7 年度）

５　市民活動センター「ランタナ」

(1)　目的

様々な分野のボランティアや市民活動を行う方々、またこれから活動しようと考えている方々のための交流拠点として開放し、ネットワーク化を進め、市民活動の活性化を図る。

(2)　事業概要

ア　市民活動を行う者の交流の促進

イ　市民活動に関する研修会、講座等の開催

ウ　市民活動に関する相談

エ　市民活動に関する情報の収集及び提供

オ　センターの施設及び設備の提供

（有料）：事務室 5 室、会議室、事務機器（印刷機、大判プリンター等）

（無料）：交流サロン、作業スペース、ロッカー、メールボックス

(3)　場所　長崎市馬町 21-1（開設日　平成 20 年 10 月 1 日）

(4)　開館時間　平日 8:45～22:00　土日祝日 8:45～17:30

(5)　休館日 1/1～1/3、12/29～12/31

(6)　実績（令和 7 年度）

来館者数 6,632 人

※開設後累計 115,801 人（H20.10.1～R8.3.31）

(7)　平成 30 年度から指定管理者制度を導入し、有限会社ステージサービス（R5 年度～R9 年度）を指定管理者として指定し、運営を行っている。

消 費 者 セ ン タ ー

本市では、平成 10 年９月 19 日に、「メルカつきまち」の４階に消費者センターを設置して、消費者行政及び計量行政の推進を図り、また、市民サービスコーナーを併設している。

１　消費者行政

(1)　消費者被害の救済及び拡大・未然防止の推進

ア　消費生活相談の処理対応

多様化・専門化する消費生活相談に的確・迅速に対応するため、公的資格を有する消費生活相談員が苦情等のあっせんや助言などを行い、適宜、国、県及び関係機関並びに長崎県弁護士会等の関係団体との連携を図り、消費者被害の救済に努めている。

（相談受付件数　令和５年度　2,948 件、令和６年度　2,944 件、令和７年度　3,140 件）

イ　不当な取引行為への厳正な対応

平成 18 年 10 月１日に消費生活条例を全面施行。事業者が消費者との間で行う取引について、７つの「不当な取引行為」を定め、厳正に対処している。

ウ　消費者被害防止ネットワークなどによる情報配信

民生委員や福祉関係団体等から構成される消費者被害防止ネットワーク（「長崎市消費者を守るネット」。配信先…187 団体）により、早期に悪質商法等の被害発生や警戒のための情報を提供して、高齢者、障害者及び若年者を消費者被害から守っている。

エ　長崎市消費者安全確保地域協議会による見守り活動

消費者安全法第 11 条の３第１項で定める法定協議会である長崎市消費者安全確保地域協議会（25 機関）による見守り活動と連携し、高齢者、障害者その他の消費生活上特に配慮を有する消費者（要配慮消費者）の消費者被害の防止を図っている（見守りにおける気づきポイントや、よくある消費者トラブルの事例を盛り込んだ「高齢者や障害者等の見守りハンドブック」を配付）。

オ　家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に基づく商品の適正な表示に関する立入検査

消費者の利益や安全を守り、不測の損失や危害発生を防止することを目的として、家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に定められた商品について、販売事業者へ立入検査を実施して、適正な品質表示や基準に適合したマークの表示がなされているかを確認している。

検査品目数　令和７年度実績

家庭用品品質表示法　６品目　　消費生活用製品安全法　３品目

カ　消費者安全法に基づく消費者事故等の通知

平成 21 年９月１日の消費者庁設置とともに、消費者安全法が施行され、消費者事故等の国への報告が義務づけられた。製品や食品等に係る消費者事故等が発生した場合の庁内連携体制を構築し、対応している。

(2)　消費者啓発、消費者教育などの展開

ア　各種啓発事業

消費者問題を認識し、消費者の権利に目覚めた「自立した消費者」、消費者被害にまきこまれない消費者の育成に努めている。

事　　業	概　要　・　令　和　7　年　度　実　績
暮らしの講座	消費生活に役立つ知識や情報を学ぶ講座を実施 ４回開催、68 人参加
消費生活出前講座の実施	自治会、学校等に職員を派遣。79 回延べ 2,248 人に実施
消費生活情報の発信	ホームページ、長崎市公式LINE、リーフレット、消費啓発掲示板及び情報ルームなどにより消費生活情報を発信している。

イ　若年者消費者教育強化事業の実施

民法改正による成年年齢の 18 歳への引き下げ（令和４年４月１日施行）に対応し、若年者の消費者被害の防止、また自立した消費者の育成を図るため、学校等と連携して消費者教育に関する支援を強化しており、市内中学校から大学・専門学校までを対象に出前講座を実施するとともに、市内中学校への消費者啓発CDや啓発資料の配布、成年直前の 17 歳の全市民を対象とした消費者トラブル対策本の配付を行っている。

２　計量行政

(1)　定期検査（特定計量器の定期検査）

商店・病院等において、取引又は証明に使用する特定計量器（質量計）の正確保持のため、定期検査を２年に１回実施している。市域を東南部と西北部に２分割し、交互に検査する。

(2)　立入検査

ア　特定計量器

ガソリンメーター、水道メーター等の特定計量器の有効期限等について不適正な状態で使用されていないか確認するため、立入検査を実施している。

イ　商品量目（内容量）

商品流通の最も盛んな中元、年末時期に、スーパー等において商品量目（内容量）の立入検査を実施している。

ウ　市民からの苦情による立入検査

特定計量器及び商品量目（内容量）に対する市民からの苦情についても、必要に応じ立入検査を実施している。

(3)　計量行政の啓発・普及

ア　計量記念日（11 月１日）イベントの実施

計量記念日にちなみ、市内のスーパー及び公立学校等に計量記念日ポスターの掲示を依頼して計量について広く市民に周知している。

イ　計量協調月間（11 月）における啓発

計量行政に対する理解を広めることを目的として、計量強調月間である 11 月に「はかりの検査の仕事パネル展」を開催し、計量行政の仕事に関する各種展示を行っている。

ウ　夏休みこども計量教室の実施

小学生とその保護者を対象に、計量について楽しみながら学んでもらうことを目的とした夏休みこども計量教室を実施している。

(4)　計量検査所

市役所本庁に「計量検査所」を設け、定期検査・立入検査に要する基準器、検査器具を整備し、計量器検査業務に万全を期している。

3　市民サービスコーナー

住民票の写し・戸籍等の証明書の発行及びパスポート窓口でパスポートの申請受付・交付（パスポート窓口は平成 21 年 7 月に開設）などを行っている。

（　令和 7 年度：パスポート申請件数　8,299 件、交付件数　8,357 件　）

地　域　セ　ン　タ　ー

各地域センターでは、戸籍、住民異動、印鑑登録等の届出及びこれらの各種証明や市税関係証明をはじめ、国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療、児童手当等の受付業務や税の収納などの窓口業務を行っているほか、地域に身近な相談窓口として困りごとの相談を受けるなど、地域が行うまちづくり活動の支援に取り組んでいる。

管内人口及び世帯数（住民基本台帳に基づく人口及び世帯数）

（令和８年３月末日現在）

区　　分	管内人口（人）	割　合（%）	世 帯 数（戸）	割　合（%）
中央地域センター	161,170	42.0	91,151	44.5
小ヶ倉地域センター	7,965	2.1	3,841	1.9
小榊地域センター	6,832	1.8	2,753	1.4
西浦上地域センター	49,001	12.8	27,487	13.4
滑石地域センター	27,560	7.2	14,184	6.9
福田地域センター	8,337	2.2	4,220	2.1
茂木地域センター	8,827	2.3	4,727	2.3
式見地域センター	2,288	0.6	1,267	0.6
日見地域センター	6,381	1.7	3,754	1.8
東長崎地域センター	36,427	9.5	16,453	8.0
土井首地域センター	12,941	3.4	6,562	3.2
深堀地域センター	4,930	1.3	2,748	1.4
香焼地域センター	2,837	0.7	1,595	0.8
伊王島地域センター	551	0.1	379	0.2
高島地域センター	219	0.1	160	0.1
野母崎地域センター	4,123	1.1	2,472	1.2
三和地域センター	8,932	2.3	4,740	2.3
三重地域センター	19,424	5.1	8,622	4.2
外海地域センター	2,827	0.7	1,751	0.9
琴海地域センター	11,582	3.0	5,803	2.8
合　　計	383,154	100.0	204,669	100.0

市民サービスコーナー

社会経済情勢の変化に対応し、住民の多様なニーズに即応した行政サービスを展開するため、平成 10 年９月 19 日消費者センター及び西浦上支所内に、15 年４月１日には三重地区市民センター内に「市民サービスコーナー」を設置し、土曜日・日曜日でも窓口業務を行っている。

市民サービスコーナーにおける証明書発行の種類

- ・住民票の写し
- ・住民票記載事項証明
- ・戸籍の全部・個人事項証明（戸籍謄本・抄本）
- ・除籍の全部・個人事項証明（除籍謄本・抄本）
- ・戸籍届の受理証明
- ・戸籍の附票の写し
- ・身元証明
- ・印鑑登録証明
- ・所得・課税証明
- ・市県民税課税証明（非課税証明を含む）
- ・固定資産税評価証明
- ・固定資産税公課証明
- ・固定資産無資産証明
- ・固定資産税課税証明
- ・固定資産名寄帳兼課税台帳
- ・旅券に関すること（※平成 21 年７月より消費者センターのみの取扱い）

市民サービスコーナーでは、上記証明書の発行業務のみを行っている。従って、各種の届出及び税金の納付などの手続きはできない。（旅券に関することを除く）

名　　称 (設置場所)	開 館 日 ・ 開 館 時 間	備　　考	
消 費 者 セ ン タ ー 市民サービスコーナー （メルカつきまち４階）	月曜　　：午前９時～午後５時 火曜～金曜：午前　９ 時～午後 ７ 時 土･日･祝日：午前 10 時～午後 ６ 時 パスポート窓口開館時間 月曜～金曜：午前 ９ 時～午後 ５ 時 （申請･交付） 土･日･祝日：午前 10 時～午後 ６ 時 （交付のみ）		年末年始（12/29～1/3）は休館
西 浦 上 地 域 セ ン タ ー 市民サービスコーナー （チトセピア２階）	土・日曜　：午前９時 30 分 ～午後６時 （土・日曜が祝日のときも開館）	月曜～金曜（祝日除く）は「西浦上地域センター」として業務を行なっている。	
三 重 地 域 セ ン タ ー 市民サービスコーナー （三重地区市民センター１階）	火曜～日曜：午前８時 45 分 （祝日含む）　～午後５時 30 分	月曜休業（月曜が祝日のときは開業し直後の平日が休業）	

※琴海地域センター市民サービスコーナー（琴海村松町 703-14）は令和８年３月 31 日に廃止。

災　害　援　護

本市においては、自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金及び災害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給並びに被災世帯に対する災害援護資金の貸付けを行うほか、被災世帯に対する国の「被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）」及び県の「長崎県・市町被災者生活再建支援制度（以下「支援制度」という。）」に基づく支援金の受付を行うとともに、長崎市小災害見舞金支給制度に基づく弔慰金や見舞金の支給等、各種の災害援護施策を行っている。

1　災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付制度

(1)　「長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づくもの

区　　分	災 害 弔 慰 金	災害障害見舞金	災 害 援 護 資 金
対象災害 (本市の場合)	自然災害であって ①市内において住居が５世帯以上滅失した災害 ②県内において住居が５世帯以上滅失した市町が３以上ある場合の災害 ③県内において災害救助法が適用された市町が１以上ある場合の災害 ④災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が２以上ある場合の災害	「災害弔慰金」と同一	自然災害であって ・県内で災害救助法が適用された市町が１以上ある災害
支給及び貸付対象	①配偶者、子、父母、孫、祖父母 ②①のいずれもが存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）	対象災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者	対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者（世帯主）に対して貸付
支給額又は貸付額	①生計維持者が死亡した場合 500 万円 ②その他の者が死亡した場合 250 万円	①生計維持者 250 万円 ②その他の者 125 万円	被害の種類、程度に応じ一世帯あたり最大 150 万円～350 万円

※　災害援護資金の償還方法は元利均等で年賦、半年賦又は月賦、償還期間は 10 年以内（据置期間 3 年、特別の場合 5 年)、無利子。

(2)　支援法や支援制度に基づくもの

区　　分	支　　援　　法	支　援　制　度
対象災害 (本市の場合)	①市内で 150 世帯以上の住家滅失 ②長崎県内で 1,500 世帯以上の住宅の滅失かつ長崎市内で 75 世帯以上の住家滅失 ③10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 ④100 世帯以上の住宅全壊世帯が発生した都道府県	次のいずれかの災害において、支援法が適用されない区域の災害 ①本県又は隣接県で支援法が適用される自然災害 ②本県又は隣接県で災害救助法が適用される自然災害 ※隣接県：福岡、佐賀、熊本
支給対象	上記の自然災害により ①住宅が「全壊」した世帯（全壊世帯） ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯(解体世帯) ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯(長期避難世帯) ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯) ⑤半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯(中規模半壊世帯)	国の基準に準じる
基礎支援金 (住宅の被害程度に応じて)	①全壊世帯　　100 万円 ②解体世帯　　100 万円 ③長期避難世帯　　100 万円 ④大規模半壊世帯　　50 万円 ⑤中規模半壊世帯　　なし （単身世帯には、各支給額の 3/4 の額を支給）	国の基準に準じる
加算支援金 (住宅の再建方法に応じて)	①建設・購入　　200 万円 ②補修　　100 万円 ③賃貸(公営住宅以外)　　50 万円 （中規模半壊世帯には、各支給額の 1/2 の額を支給）	国の基準に準じる （ただし、り災した市町内で再建する場合に限る）
支援金の負担割合等	【割合】国：1/2、都道府県：1/2 都道府県の拠出により造成された「被災者生活再建支援基金」から、被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）を通じて被災世帯へ支援金を支給	【割合】県：2/3、被災市町：1/3 （県から被災世帯へ支援金を一旦全額支給し、その後各被災市町が負担割合で負担）

(3)　小災害見舞金等支給要綱に基づくもの

見舞金等の種類	被害区分	見舞金等の額	
		１人	１人増すごとに
見　舞　金 （支援法や支援制度に基づく基礎支援金を受けられる場合を除く）	住家全壊（全焼・全流失）	円 50,000	円 5,000
	住家半壊（半焼）	30,000	5,000
	重傷	１人につき	10,000 円
弔　慰　金 （災害弔慰金が支給される場合を除く）	死亡	生計維持者	140,000 円
		その他の者	70,000 円

葬　　斎　　場

1　施設等の概要

名　　称	長崎市もみじ谷葬斎場
所 在 地	長崎市淵町 26 番 6 号
主な経緯	大正 10 年 4 月　市営火葬場として設置 昭和 52 年 1 月～昭和 53 年 12 月　全面建替え （総事業費 4 億 2,824 万 5 千円） 昭和 56 年 4 月　「長崎市もみじ谷葬斎場」と改称 平成 18 年度　施設の一部改修（待合室増設、駐車場整備等） 平成 20 年度　耐震補強工事
土　　地	4,163.76㎡
建　　物	鉄筋コンクリート造平屋建（一部 2 階建） 建築面積　762.79㎡ 延床面積　1,318.39㎡
火 葬 炉	火葬炉(再燃炉付) 11 基(台車式)（うち大型炉 1 基） 小型炉(再燃炉付)　1 基
待 合 室	8 室（内 3 室を 2 つに区切って使用）（1 室 15～36 名収容）
駐 車 場	障害者用乗用車 2 台、一般乗用車 94 台、バス・マイクロバス 6 台
運営方法	直営

2　火葬場使用料

区　　分		死亡者等の住所	
		市　　内 ※	市　　外
遺体	12 歳 以 上	1 体につき 7,800 円	1 体につき 39,000 円
	12 歳 未 満	1 体につき 5,200 円	1 体につき 26,000 円
死　　産　　児		1 体につき 2,600 円	1 体につき 13,000 円
肢体・臓器及び埋葬遺骨			
産　　汚　　物		1 個につき 2,600 円	1 個につき 13,000 円

※　死亡者等の住所が長与町又は時津町にある場合は、市内に準じて取り扱う。

3　もみじ谷葬斎場の特色

・昭和 62 年度に火葬炉の改修工事を施工し、ロストル式から台車式に変更した。
・平成 20 年度から 22 年度において、排ガス処理対策として電気集塵機を設置した。
・平成 28 年度からインターネットを利用した火葬場予約システムを運用している。
・火葬時間　約 1 時間 30 分
・職 員 数　事務員（場長・係長・会計年度任用職員）5 名、汽かん員 9 名　計 14 名
・休 場 日　1 月 1 日

人 権 ・ 男 女 共 同 参 画

昭和 20 年（1945 年）、国際連合が誕生し、男女の同権は基本的人権であるとした「国連憲章」が採択された。昭和 50 年（1975 年）に第１回世界女性会議が開催され、女性の地位向上のための行動を促す「世界行動計画」、昭和 54 年（1979 年）には「女子差別撤廃条約」が採択された。さらに、平成 12 年「国連特別総会・女性 2000 年会議」では女性の人権擁護と男女平等社会の実現を目指した政策方針が採択された。

我が国においても、将来にわたり豊かで活力ある社会を築く上で男女共同参画社会の構築が不可欠であるとして、平成 11 年（1999 年）「男女共同参画社会基本法」が施行された。

長崎市においては、平成 11 年９月に「ながさき男女共同参画都市宣言」を行い、平成 13 年３月に「長崎市男女共同参画計画」を策定し、平成 14 年 10 月には「長崎市男女共同参画推進条例」を施行した。令和４年４月には、令和４年度から令和 12 年度を計画期間とする「第３次長崎市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画に関する施策を推進している。

一方、人権問題への取組みについては、平成６年 12 月の「人権教育のための国連 10 年」の決議、平成 12 年 12 月の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行を受け、平成 16 年３月に「長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定した。その後、社会情勢や市民意識の変化を踏まえ、令和４年４月には、令和４年度から令和 12 年度を計画期間とする「第３次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進している。

今後も、すべての人々が性別や年齢、国籍などの違いにとらわれることなく、互いを対等な存在として認め合える人権尊重・男女共同参画社会の実現に向けた取組みを実施する。

ながさき男女共同参画都市宣言

古くからその港を世界に向けて開き、異なる文化を受け入れ、さまざまな人びとと共存してきた街“ながさき”。わたしたちは、性別にとらわれず、世代を超えて、あらゆる人びとを大切に育んでゆく街をきずくため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1　一人ひとりが性別にとらわれず、自らの意思による多様な生き方を選択できる街“ながさき”をつくります。
1　男女がお互いに、支え合いながら、家事・育児・介護・地域活動をわかちあう街“ながさき”をつくります。
1　一人ひとりがその能力と個性を生かし、職場など社会のあらゆる分野に、女も男も等しく参画する街“ながさき”をつくります。
1　次代を担う子どもたちに男女平等の教育をおしすすめ、すべての人びとの人権を尊重する街“ながさき”をつくります。
1　男女がともに手をとりあって、地球環境を守り、恒久平和の尊さを世界の人びとに発信してゆく街“ながさき”をつくります。

平成 11 年（1999 年）9 月 6 日

長　崎　市

1　人権・男女共同参画事業

(1)　第３次長崎市人権教育・啓発に関する基本計画（計画期間：令和４年度～令和 12 年度）

『一人ひとりが認め合い、人が人を大切にする「希望あふれる人間都市」の実現』を基本理念とし、人権教育及び人権啓発の取組みを推進する。

(2)　第３次長崎市男女共同参画計画（計画期間：令和４年度～令和 12 年度）

長崎市男女共同参画推進条例を踏まえて、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」に向けての取組みを推進する。

(3)　長崎市人権教育・啓発審議会

人権教育及び人権啓発に関する施策の推進を図るため、基本計画に関する事項並びに人権教育及び人権啓発に関する基本的事項並びに重要事項について、調査審議する。

(4)　長崎市男女共同参画審議会

男女共同参画の円滑な推進を図るため、基本計画に関する事項、苦情の処理に関する事項並びに男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。

(5)　長崎市人権教育及び啓発推進本部

本市の人権教育及び人権啓発に関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図る。

(6)　長崎市男女共同参画推進本部

本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図る。

(7)　長崎市ＤＶ被害者支援連絡会議

関係部局が共通認識のもと緊密に連携を図り、支援状況や今後の取組み課題について適宜協議する。

(8)　困難や不安を抱える女性に対する支援

「長崎市女性相談サポートセンター」を開設し、困難や不安を抱える女性に対して、寄り添った支援を行う。

(9)　相談事業

配偶者暴力相談支援センターとしての機能を有し、女性相談員による一般相談、弁護士による法律相談、臨床心理士による心の健康相談を実施する。

(10)　調査研究事業

広範多岐にわたる男女共同参画の推進に関する課題に対し、様々な角度からの調査研究を行う。

(11)　パートナーシップ宣誓制度

性の多様性が尊重される社会を構築するため、性的少数者のカップルが、その関係性を市長に対して宣誓した事実の証明を行っている。

2　啓発活動

(1)　講演会等の開催

ア　人権問題講演会の開催

市民、市職員、学校関係者、企業等を対象に、様々な人権問題についての講演会を、長崎市教育委員会、長崎市ＰＴＡ連合会と連携して開催している。

イ　中小規模講座の開催

市民を対象に、市民の人権意識の高揚を図るため、様々な人権に関する中小規模の講座を開催している。

(2)「パートナーシップ推進週間」の設定

長崎市男女共同参画推進条例の施行を記念し、平成 15 年度から男女共同参画に関する意識の醸成を図るため、「パートナーシップ推進週間(10 月 1 日～10 月 7 日)」を設定し、この期間には「アマランスフェスタ」を指定管理者と協力して開催し、講演会などの啓発活動を行っている。

(3)　広報紙による啓発

広報ながさきの折込として「人権問題特集号」や「男女共同参画推進特集号」をそれぞれ年に 1 度発行し、各世帯、関係団体などに配布している。

(4)　啓発資料の作成・配布

市民向けの啓発冊子やリーフレットなどの資料を作成し、講演会や研修会において配布している。

(5)　その他

ア　人権キャンペーンの実施

憲法週間や人権週間にあわせて、公用車への人権標語の貼付や中央、西浦上、滑石、東長崎地域センター及び消費者センターの窓口番号案内表示システムでのメッセージ表示による啓発や、市庁舎にてパネル展示等を行っている。

イ　関係機関との連携

法務局・長崎県・教育委員会・人権擁護委員協議会等関係団体と連携した人権の花運動などの人権啓発事業の実施や各機関相互の情報交換などを行っている。

３　男女共同参画推進センター（愛称：アマランス）

男女共同参画推進センターは、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する取組みを支援するための拠点施設である。

(1)　施設の概要（令和８年４月１日現在）

所 在 地：長崎市魚の町５番１号（市民会館１階）

延床面積：1,602.14m^2

施設内容：会議室（１、２、３、４）、研修室（１、２）、和室、図書情報室、交流コーナー、幼児室、授乳室、事務室

来所者数：令和７年度実績　44,100 人

(2)　事業の概要

ア　啓発事業　男女共同参画に係る講座の開催など

イ　交流促進事業　男女共同参画を推進する活動を行う団体等への支援など

ウ　情報提供事業　関連図書や行政資料の貸出閲覧などの情報提供事業など

文　化　振　興

本市は、海外文化の影響を受け、他都市に見られない国際色豊かな特色ある文化的基盤を有している。このような歴史と伝統に培われた本市の地域特性を活かし、かつ、時代の要請に即した市民文化の創造を、市民と協力して積極的に推進する必要がある。

そこで、本市では、市民が心豊かな生活を送れるよう、芸術文化を担う人材を育成し、芸術文化に親しむ機会を創出するとともに、市民文化活動の促進向上を図るため、市民文化活動を支える環境整備に努めることにしている。

１　令和８年度主要文化施策

私たちは「未来を創る人を育み、だれもが学び、楽しみ続けられるまち」をめざします

芸術文化あふれる暮らしを創出します

芸術文化に触れる機会を創出します

1　音楽の魅力発信事業費

学校やふれあいセンターなどに演奏家が出かけて行って演奏するアウトリーチコンサートなどを開催する。

2　広報宣伝費

自主文化事業の開催情報などを掲載した文化情報誌の発行や市民の芸術文化活動の発表や鑑賞の機会とまちなかの賑わいの創出のため、商店街などのまちなかにおいて、音楽、演劇のステージなどを開催する。

3　長崎ブリックホール運営費

芸術文化活動と国際交流の拠点であるブリックホールについて、利用しやすい施設となるよう指定管理者と連携して運営する。

4　チトセピアホール運営費

長崎市北部地区のコミュニティ施設であるチトセピアホールを指定管理者と連携して運営する。

5　遠藤周作文学館運営費

遠藤周作氏の生涯と足跡を辿った常設展示や多様なテーマによる企画展示とともに、文学講座や映画上映会等を開催するほか、収蔵資料の保存整備等を行う。

6　長崎ブリックホール施設整備事業費

長崎ブリックホールについて、経年劣化等に伴う舞台機構、空調設備、消防設備の施設整備事業を行う。

7　チトセピアホール施設整備事業費

チトセピアホールについて、経年劣化等に伴う舞台機構の施設整備事業を行う。

8　遠藤周作文学館施設整備事業費

遠藤周作文学館について、経年劣化等に伴う給水設備の施設整備事業を行う。

9　芸術文化シンポジウム開催費

「ながさきピース文化祭 2025」の事業に携わった方によるトークセッションやパネルディスカッションを行う「長崎×芸術文化シンポジウム」を開催する。

10　新文化施設等整備民間活力導入可能性調査費

市庁舎本館跡地等における新たな文化施設等の整備を進めるため、財政負担や技術的実現性など詳細な検討を行い、事業の実現可能性を定量的・定性的に分析し、適切な事業手法を調査する。

市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります

1　市民参加型舞台公演等開催費

身近に演劇に触れる機会の創出・普及啓発として、講師が学校や放課後児童クラブへ直接出向き、出前ワークショップを実施することで、演劇への興味関心を高めるとともに、舞台芸術に係る人材育成と活動の活性化を図る。

2　子ども芸術文化体験事業費

子どもと親子を対象とした鑑賞事業やワークショップを実施することで、子どもの頃から芸術文化に親しみ、触れる機会を創出する。

3　芸術文化活動助成事業費

市内の文化団体が行う芸術文化事業に助成を行うことにより自主的な芸術文化活動の活性化を図る。

4　芸術文化大会等出場奨励事業費

小中学生及び高校生の芸術文化活動を応援するため、部活動以外で芸術文化分野の全国大会等に出場する場合、奨励金を交付する。

2　主な自主文化事業の内容（令和 7 年度）

事業名	日程	場　　所	入場者数等	イ　ベ　ン　ト　内　容
音楽の魅力発信事業費	9 月～11 月	市内小・中学校等、東公民館等	1,699 人	演奏家が学校や地域へ出向いて行うアウトリーチコンサートやアウトリーチコンサートに出演した演奏家による地域のホールでのコンサートの開催
市民参加型舞台公演等開催費	5 月～3 月	ベネックス長崎ブリックホール、市内小・中学校等	626 人	公募で集まった市民と一緒に作り上げる市民参加舞台や講師が学校や放課後児童クラブへ出向いて行う演劇のワークショップの開催
芸術文化体験教室開催費	3 月	ベネックス長崎ブリックホール	19 人	小・中学生を対象にした映像制作セミナー及びアプリケーションを活用した映像・ポスター制作体験教室の開催
子ども芸術文化体験事業費	8 月～3 月	ベネックス長崎ブリックホール	479 人	子どもや親子を対象に鑑賞事業やワークショップの開催
Nagasakiまちなか文化祭開催費	11 月	ベルナード観光通り特設ステージ	1,624 人	音楽・パフォーマンス・演劇の各ジャンルの市民ステージや参加型の美術イベントの開催

3　文化施設の概要

(1)　長崎ブリックホール（平成 10 年 10 月 1 日開館）

ア　所　　在　　地　　長崎市茂里町 2 番 38 号

イ　規　模　・　構　造　　鉄骨・鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造地上 6 階地下 2 階建

敷地面積　15,896m^2　延床面積　21,899m^2

ウ　収　　容　　人　　員　　大ホール　2,002 席（固定席　1,994 席、車椅子席　8 席）
　　国際会議場　542 席（固定席　126 席、可搬席　416 席）
エ　令和 7 年度利用状況　　利用日　大ホール 226 日、国際会議場 192 日
　　令和 7 年度使用料収入（決算見込額）91,779 千円
オ　休　　館　　日　　12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

(2)　長崎市チトセピアホール（平成 3 年 11 月 1 日開館）
ア　所　　在　　地　　長崎市千歳町 5 番 1 号　チトセピアビル 2 階
イ　規　模　・　構　造　　チトセピアビル（鉄骨・鉄筋コンクリート造地下 3 階地上 14 階建）の南棟のうち 2～3 階　延床面積　1,377m^2
ウ　収　　容　　人　　員　　椅子使用時　500 席
エ　令和 7 年度利用状況　　利用日 165 日
　　令和 7 年度利用料金収入（決算見込額）10,660 千円
オ　休　　館　　日　　12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

(3)　長崎市遠藤周作文学館（平成 12 年 5 月 13 日開館）
　小説家遠藤周作氏の代表作『沈黙』（昭和 41 年）の舞台となった外海地区に昭和 62 年に「沈黙の碑」が建立され、これを機縁として遠藤周作氏の没後、その地から海を隔てて見える岬の上に、ご遺族のご厚意のもと、平成 12 年 5 月 13 日に外海町立遠藤周作文学館として開館（市町村合併に伴い、平成 17 年 1 月より長崎市に移管）し、遠藤周作氏に関する遺品、作品その他の資料を観覧に供し、あわせて調査研究等を行っている。平成 30 年 7 月 1 日に、旧軽喫茶スペースを「思索空間アンシャンテ」としてリニューアルした。
　常設展示の内容は、生前の書斎を再現したコーナーのほか、遠藤周作の生誕から晩年までを年表にそって紹介し、各年代の重要な出来事や作品からその文学的生涯を辿り、作家の全体像に迫るものである。企画展示は、令和 7 年 3 月 8 日から「遠藤周作と狐狸庵　おどけと哀しみが交わるところ」を開催し、令和 9 年 2 月から遠藤周作没後 30 年記念企画展「『沈黙』と日本人の心に響く母なる神」　を開催する予定である。
ア　所　　在　　地　　長崎市東出津町 77 番地
イ　規　模　・　構　造　　鉄筋コンクリート造地上 1 階、地下 1 階建　延床面積 1,074m^2
ウ　令和 7 年度利用状況　　観覧者数　15,364 人
　　令和 7 年度観覧料収入（決算見込額）4,242 千円
エ　開　館　時　間　　午前 9 時～午後 5 時（入館は午後 4 時 30 分まで）
オ　休　　館　　日　　12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
カ　観　　覧　　料　　個人：一般 540 円、小・中・高校生 270 円

ス ポ ー ツ 振 興

スポーツ基本法に則り、市民がスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことを目指し、市民が日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することができる機会を確保するため、「する・みる・支えるスポーツの振興」の視点から事業を実施する。

1 「する」スポーツの振興

(1) スポーツをする機会の提供

ア スポーツ大会の開催 （令和 7 年度）

内容 / 種目	参加人員（人）	備考
はじめようスポーツ体験教室	1,172（うち子ども 627 人）	小学生以下の子どもに様々なスポーツを体験してもらい、スポーツを始めるきっかけづくりを行う。
市民スポーツ・レクリエーション祭	5,923	競技の部 33 種目 レクリエーションの部 13 種目
長崎平和ハーフマラソン	4,032	マラソン 2 種目
長崎新春駅伝大会	592	一般の部他 4 部門

(2) スポーツをする場所の提供

ア 市営体育施設等の貸出

市民が身近で気軽にできる「生涯スポーツ」の推進を図るため、市営体育施設や学校体育施設の効率的な利用を促進している。

施設を気軽に利用できるよう、パソコン及び携帯電話のインターネットや電話の自動音声応答で利用施設の案内情報などを市民に提供する公共施設案内・予約システムを提供している。

利用者登録することにより、窓口に訪れることなく、施設の抽選や利用の申込みを可能としている。

【参考資料】「市営体育施設等の状況」

イ 学校体育施設の開放

学校体育施設の効果的な活用に努める。

（ア） 運動場のスポーツ開放

・昼間開放…市立中学校 31 校の運動場を 1 校当たり年間 10 日間、日曜・祝日に開放している。
また、長崎商業高校のソフトボール場を土曜・日曜・祝日に開放している。
（開放時間：8:00～17:00）

・夜間開放…市立中学校 12 校、小学校 2 校のナイター設備のある運動場を開放している。
また、長崎商業高校のソフトボール場、テニスコートを開放している。
（開放時間：19:30～21:30）

（イ） 体育館・武道場のスポーツ開放

・昼間開放…市立中学校体育館(32 校)、武道場(20 校)を 1 校あたり年間 10 日間、日曜・祝日に開放している。

市立小学校体育館(65 校)を学校教育に支障のない日に地域住民へ開放している。

(開放時間：8:00～17:00)

・夜間開放…市立中学校体育館(32 校)、武道場(20 校)を開放している。(日曜・祝日、年末年始期間を除く。開放時間：19:30～21:30)

市立小学校体育館(66 校)を、毎日地域住民へ開放している。

(開放時間：開放可能時間～21:30)

2 「みる」スポーツの振興

(1) 市民招待事業（小・中学生とその保護者）

（令和 7 年度）

区　　分	人　数
V・ファーレン長崎ホームゲームへの招待	2,440 人
長崎ヴェルカホームゲームへの招待	2,160 人
ラグビー公式戦への招待	280 人

(2) パブリックビューイング

（令和 7 年度）

区　　分	人　数
V・ファーレン長崎（1 回実施）	1,000 人

3 「支える」スポーツの振興

(1) 競技力の向上

ア 競技力向上対策補助

・競技力向上対策費補助金…国スポに向けた選手・監督の強化を図るため、一般及び高校生を対象に(公財)長崎市スポーツ協会加盟の各競技団体が実施する競技力向上対策（国スポ種目）及びスポーツ普及指導に係る経費の一部を補助する。

・ジュニアスポーツ競技力向上対策費補助金…全国大会で優秀な成績を収めるため、小・中・高校生を対象に（公財）長崎市スポーツ協会加盟の各競技団体が実施するジュニア層の競技力向上対策に係る経費の一部を補助する。

イ 社会体育選手派遣の補助

国際大会、全国大会、九州大会等に出場する選手（小中学生及び高校生を除く）等に対し、大会に出場するための経費の一部を補助する。

ウ　社会体育振興奨励金の交付

小中学生及び高校生の競技力の向上等を図るため、各種体育大会に出場する個人又は団体に対し、奨励金を交付する。

エ　国際、全国大会等で活躍した監督・選手の表彰

スポーツの普及発展に寄与した市民、スポーツで優秀な成績をおさめた市民に表彰状、記念品を授与し、顕彰する。

(2)　スポーツ関連組織との連携・支援

ア　スポーツ推進審議会

スポーツ推進に関する重要事項を調査審議する。（委員数 18 人）

イ　公益財団法人長崎市スポーツ協会

陸上競技協会をはじめ、44 種目 45 団体で構成される組織。（令和 8 年 5 月末現在）

市民スポーツの普及と競技力向上を図り、スポーツ振興に寄与している。

加盟団体登録人員　24,399 人（令和 8 年 5 月末現在）

ウ　長崎市スポーツ推進委員協議会

市内中学校区を母体として 83 人（令和 8 年 4 月末現在）のスポーツ推進委員（市非常勤職員）を選出し、地域住民のスポーツ活動に対し、指導・助言を行うとともに、各種研修会への参加等により資質の向上に努め、市のスポーツ事業の指導的役割を担っている。特に、ニュースポーツの普及を推進している。

エ　長崎市スポーツ少年団

公益財団法人長崎市スポーツ協会の中で育成指導され、地域に生まれた多数の「単位団」をまとめ、青少年がスポーツや文化を通じて健全な成長をし、社会的にも優れた人間形成をしていくことを目的として活動している。

加盟登録団　68 団、団員　1,102 人（令和 8 年 3 月末現在）

【参考資料】

市営体育施設等の状況

（R8. 4. 1）

	名称	収容人員	竣工年月	規模	R7年度利用人員	R7年度利用件数
		人			人	件
※	市営庭球場	1,200	S28. 7	砂入り人工芝コート7面（屋根・ナイター設備）	170,944	9,610
	市営陸上競技場	15,000	S28. 7	400m	7,135	15
※	市営ソフトボール場	1,000	S37. 4	公認1面（ナイター設備）	26,857	336
※	市営ラグビー・サッカー場		H9.10	1面（人工芝・ナイター設備）	120,693	1,666
※	立山市民運動場		S49. 3	野球兼ソフト場1面（ナイター設備）	10,780	484
※	東望山運動場		S52.10	ソフト1面（ナイター設備）	10,169	371
※	東望山多目的広場		S52.10	ソフト1面	5,479	240
	祝捷山公園多目的広場		H16. 4	ソフト1面	8,265	349
	市営弓道場		S30. 9	近的6人立、遠的4人立	12,001	－
	市民アーチェリー場		S48.10	10的オールラウンド	3,017	－
※	市民体育館	1,086	S49. 2	42m×36m（バレー、バスケット、バドミントン）	134,087	45,473
※	諏訪体育館		H9. 3	柔道場、剣道場、相撲場、ボクシング場、弓道場	39,608	4,792
※	深堀体育館		H13. 9	バレー、バドミントン、卓球	11,258	791
	三重体育館		H19. 9	バレー、バスケット、バドミントン、卓球	17,659	1,533
	市民総合プール		H8. 9	屋内プール（50m8コース、25m7コース、幼児・児童用プール） 屋外プール（流水プール、幼児・児童用プール、着水プール、スライダー2基）	126,926	－
	市民神の島プール		H29.10	屋内温水25m7コース 浴室、休憩室、和室	78,833	－
	市民小ケ倉プール		S43. 8	25m 7コース、幼児用プール	2,359	－
※	市民網場プール		H10. 5	25m 9コース、幼児用プール	5,141	－
※	南部地区公園多目的広場		S62. 3	野球、ソフト、ラグビー、サッカー	17,595	124
※	南部地区公園ソフトボール場		S62. 3	ソフト1面	12,900	152
※	おりおん座公園多目的広場		S62. 3	ソフト1面	7,200	297
※	小江原台近隣公園多目的広場		H3. 4	野球、ソフト、ラグビー、サッカー	38,224	953
※	小江原台近隣公園庭球場		H3. 4	砂入り人工芝2面	19,081	2,204
※	さくらの里大芝生広場		H2. 8	野球、ソフト、ラグビー、サッカー	22,423	103
	さくらの里庭球場		H2. 8	ハードコート3面	11,965	909
	学校昼間運動場			中学校31校、高校1校	605	24
※	学校昼間体育館			小学校66校、中学校32校	174,161	8,523
※	学校夜間運動場			小学校3校、中学校11校、高校1校	16,663	766
※	学校夜間体育館			小学校68校、中学校32校	339,313	27,264
	武道場			中学校20校	28,022	1,949
※	学校プール			小学校3校	766	－
	長崎東公園コミュニティ体育館		H2. 8	卓球（最大5台）、バドミントン（最大8面） バスケット、バレー（最大2面）、トレーニング室	82,619	－
※	長崎東公園コミュニティプール		H6. 7	25m7コース、子供用プール、着水プール、スライダー2基	22,683	－
※	長崎東公園運動場		H2. 8	ソフト1面（ナイター設備）	4,333	－
※	長崎東公園多目的広場		H2. 8	野球、ソフト、ゲートボール	6,429	－
※	長崎東公園庭球場		H4. 5	砂入り人工芝コート5面（ナイター設備）	24,477	－
※	田中町公園ソフトボール場		H14. 4	ソフト1面（ナイター設備）	4,837	164
	京泊公園多目的広場			ソフト2面、ゲートボール2面	5,010	179
	総合運動公園かきどまり陸上競技場	16,000	H10. 6	第2種公認、トラック（全天候）400×9レーン、フィールド（天然芝）	77,717	7,776
	総合運動公園かきどまり補助競技場	2,000	H10. 6	トラック（全天候）400×8レーン、フィールド（天然芝）	44,043	5,310
※	総合運動公園かきどまり投てき練習場		H10. 6	円盤、ハンマー、槍、砲丸	2,816	1,031
※	総合運動公園かきどまり野球場	8,000	H10. 4	両翼100m、センター122m	21,799	535
※	総合運動公園かきどまり庭球場		H8. 9	砂入り人工芝コート19面（ナイター設備）	104,571	7,265
※	えがわ運動公園多目的広場		H16. 4	ソフト2面、ラグビー、サッカー	25,616	514
	えがわ運動公園庭球場		H16. 4	砂入り人工芝コート2面	16,797	1,522
	高島ふれあい多目的運動公園運動場		H15. 4	ソフトボール・サッカー・ラグビー	0	0
※	高島ふれあい多目的運動公園庭球場		H15. 4	砂入り人工芝コート4面	0	0

名称	収容人員	竣工年月	規模	R7 年度利用人員	R7 年度利用件数
長崎のもざき恐竜パーク体育館		H6.12	バスケット・バレー・バドミントン、卓球	15,156	647
※ 高浜運動公園運動場		S58. 4	ソフトボール2面	0	0
※ 三和体育館		S58. 3	バスケット、バレー、バドミントン、卓球	67,163	3,277
※ 元宮公園運動場		S63. 3	野球、ソフト、ラグビー、サッカー(ナイター設備)	16,876	665
※ 元宮公園庭球場		S63. 3	砂入り人工芝ｺｰﾄ4面（ﾅｲﾀｰ設備）	43,271	3,263
※ 岳路運動公園		S60. 3	野球、ソフトボール(ナイター設備)	3,239	106
※ 香焼総合公園運動場		S52. 4	陸上競技・サッカー・軟式野球・ソフト	6,846	129
※ 香焼総合公園庭球場		S52. 4	砂入り人工芝コート3面	8,005	563
外海総合公園運動場		H1. 4	野球、ソフトボール、サッカー(ナイター設備)	3,995	69
※ 外海運動公園運動場		S58. 3	ソフトボール(ナイター設備)	0	0
※ 琴海南部体育館		H7. 3	ﾊﾞｽｹｯﾄ、ﾊﾞﾚｰ、ﾊﾞﾄﾞﾐﾝﾄﾝ、卓球、ﾌｯﾄｻﾙ、ﾊﾝﾄﾞﾎﾞｰﾙ	48,804	2,181
※ 琴海北部運動公園運動場		S53. 3	野球、ソフトボール（ナイター設備）	14,067	248
※ 琴海中部運動公園運動場		S57. 3	野球、ソフトボール（ナイター設備）	22,916	639
※ 琴海南部運動公園運動場		S54. 1	ソフトボール・サッカー（ナイター設備）	28,859	871
琴海中部運動公園庭球場		H1. 8	ハードコート2面	270	88

※は公共施設案内・予約システム対象施設（ただし、学校夜間体育館については、小学校は対象外）。

市 民 セ ン タ ー

市民センターは、地域コミュニティの形成や地域間交流を活性化させ、明るく住みよいまちづくりを推進するための市民交流施設で、コミュニティ活動の場を提供し、地域連帯及び交流意識の醸成を目的としている。

主な施設としては、研修室、多目的ホール、調理室、図書室、体育館等がある。

設置状況 (R8.4.1)

名　　称	住　　所	開設年月	構　　造	延 面 積	7 年 度 利 用 者
				㎡	人
三重地区市民センター	畝刈町 28 番地 7	平15.4	鉄骨造 2 階建	1,674.79	40,460
琴海さざなみ会館	琴海形上町 1849 番地 4	平12.6	鉄骨造平家建	580.00	8,647
琴海南部しらさぎ会館	西海町 1560 番地 9	平17.12	鉄骨造 2 階建（本館・別館）	1,480.84	15,872
南部市民センター	末石町 162 番地	平19.4	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,520.36	30,774
古賀地区市民センター	古賀町 948 番地 1	平19.11	鉄骨造 2 階建（第 1 棟）、鉄骨造 1 階建（体育館）	1,368.34	37,766

ふれあいセンター

ふれあいセンターは、地域住民が自主的に学び活動することの中から、温かい人間関係をつくり、明るく住みよいまちづくりのための公民館類似施設で、地域住民の教養の向上、文化の振興及び福祉の増進を図り、多世代交流、地域連帯意識の醸成を目的としている。

主な施設としては、研修室、調理室、図書室等がある。

設置状況　(R8.4.1)

名　　称	所在地	開設年月	構　　造	延面積	R7年度利用者
小島地区ふれあいセンター	愛宕3丁目10番2号	昭62.10	鉄筋コンクリート造3階建	m^2 865.70	人 18,185
緑が丘地区ふれあいセンター	白鳥町3番9号	平元. 4	鉄筋コンクリート造2階建	556.30	23,790
戸町地区ふれあいセンター	戸町2丁目4番39号	平 2. 4	鉄筋コンクリート造3階建	582.11	15,359
滑石地区ふれあいセンター	滑石5丁目5番77号	平 3. 4	鉄筋コンクリート造2階建	2,004.05	63,400
仁田佐古地区ふれあいセンター	稲田町12番14号	平 5. 4	鉄筋コンクリート造3階建	631.54	11,982
三川地区ふれあいセンター	三川町1221番地70	平 6. 4	鉄筋コンクリート造2階建	693.05	15,459
淵地区ふれあいセンター	富士見町6番6号	平 8. 4	鉄筋コンクリート造2階建	662.67	33,567
横尾地区ふれあいセンター	横尾2丁目15番10号	平 9. 1	鉄筋コンクリート造2階建	693.77	12,432
ダイヤランドふれあいセンター	ダイヤランド4丁目1番1号	平11. 4	鉄筋コンクリート造2階建	650.88	34,879
小江原地区ふれあいセンター	小江原3丁目20番10号	平12. 4	鉄筋コンクリート造2階建	559.93	24,954
桜馬場地区ふれあいセンター	桜馬場1丁目1番5号	平14. 4	鉄骨造3階建	880.48	25,419
山里地区ふれあいセンター	高尾町4番10号	平15. 4	鉄筋コンクリート造2階建	663.92	32,065
西北・岩屋ふれあいセンター	西北町13番13号	平15. 4	鉄骨造3階建のうち2階・3階部分	660.92	17,957
橘地区ふれあいセンター	かき道2丁目45番20号	平16. 4	鉄骨造2階建	689.94	28,270
浦上駅前ふれあいセンター	岩川町7番1号	平20. 4	鉄骨造3階建	1,009.95	24,901
上長崎地区ふれあいセンター	片淵1丁目13番13号	平25. 4	鉄骨造2階建	775.40	37,003
式見地区ふれあいセンター	式見町357番地	平29. 4	鉄筋コンクリート造2階建のうち2階部分	653.77	6,958
木鉢地区ふれあいセンター	木鉢町2丁目228番地6	平29.10	鉄筋コンクリート造2階建	471.68	13,952

名　　称	所在地	開設年月	構　　造	延 面 積	R7 年 度 利 用 者
土 井 首 地 区 ふれあいセンター	柳田町 45 番地 3	平29. 10	鉄筋コンクリート造 2 階建のうち 2 階部分	711. 41	19,244
晴 海 台 地 区 ふれあいセンター	晴海台町 41 番地 2	平29. 10	鉄筋コンクリート造 2 階建	774. 50	14,515
小 ケ 倉 地 区 ふれあいセンター	小ケ倉町 2 丁目 21 番地 2	平30.　4	鉄筋コンクリート造 2 階建	504. 89	14,647
深　堀　地　区 ふれあいセンター	深堀町 5 丁目 182 番地	平30.　4	鉄筋コンクリート造 3 階建のうち 2 階・3 階部分	638. 31	10,657
手　熊　地　区 ふれあいセンター	手熊町 1291 番地 1	平31.　4	鉄筋コンクリート造 2 階建	307. 49	1,635
蚊　焼　地　区 ふれあいセンター	蚊焼町 3020 番地 1	令 2.　4	鉄筋コンクリート造 2 階建のうち 1 階部分	534. 00	12,504
日　見　地　区 ふれあいセンター	界 2 丁目 1 番 19 号	令 3.　4	鉄筋コンクリート造 2 階建	712. 90	24,647
茂　木　地　区 ふれあいセンター	茂木町 75 番地 10	令 3.　4	鉄筋コンクリート造 2 階建のうち 2 階部分	650. 70	20,091
野 母 崎 樺 島 地 区 ふれあいセンター	野母崎樺島町 459 番地 2	令 3.　4	鉄筋コンクリート造 平家建	342. 71	2,524
出　津　地　区 ふれあいセンター	西出津町 2794 番地 1	令 3.　4	鉄筋コンクリート造 平家建	813. 43	3,167
大　浦　地　区 ふれあいセンター	下町 1 番 13 号	令 5.　4	鉄筋コンクリート造 3 階建	367. 56	15,045
脇　岬　地　区 ふれあいセンター	脇岬町 3309 番地	令 5.　4	鉄筋コンクリート造 2 階建	684. 00	4,913
福　田　地　区 ふれあいセンター	福田本町 10 番地	令 7.　4	鉄筋コンクリート造 2 階建	359. 12	11,478

消 防 行 政 の 現 況

長崎市の消防体制は、昭和23年3月に自治体消防を発足して以来、複雑多様化する災害に対応するため、消防施設、機械、消防水利の充実に努めるとともに幾多の組織改編がなされ、現在では消防局管内（1 市 2 町）に 3 消防署、16 出張所、2 派出所を配置し、警防活動を実施している。

救急活動においては、高齢化社会に対応した救急体制、救助活動においては、各種災害や地震等の広域的な大規模災害にも対応できる体制の充実に努めている。

さらに、住宅防火対策の推進を行うとともに、地域における防火防災訓練の実施の働きかけや市民防火組織の育成など、地域の防火防災力向上に取り組んでいる。

1　消防体制

(1)　各消防署の管轄区域



（令和 8 年 4 月 1 日）

凡　　例	長崎	受託町	計
消防局	1	0	1
消防署	3	0	3
出張所	15	1	16
派出所	2	0	2
管内人口(人)	383,154	67,822	450,976
管内世帯数(世帯)	204,669	30,756	235,425
管轄面積(km²)	405.69	49.67	455.36

(2)　消防機械の保有配置状況（消防団は受託町を除く。）

（令和８年４月１日）

種別 / 所属別		車両合計	ポンプ車 CDI	水槽付ポンプ車	はしご自動車	化学消防車	救助工作車	指揮調査車	高規格救急車	消防艇	査察広報車	人員搬送車	資機材搬送車	重機・重機搬送車	燃料補給車	積載車	その他	小型動力ポンプ
合計		224	57	3	3	1	4	8	18	1	6	1	2	1	1	111	7	111
消防局		11	0	0	0	0	0	1	1	0	2	1	2	1	1	0	2	0
中央署	本署	9	0	1	1	0	1	2	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0
	出張所	8	5	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北署	本署	9	0	1	1	0	1	2	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0
	出張所	12	7	0	0	0	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	派出所	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南署	本署	9	1	0	1	1	1	2	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0
	出張所	8	4	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0
非常用(常備)		9	3	1	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防団		146	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	111	1	111
非常用(非常備)		1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3)　消防水利状況（受託町を除く。）

（令和８年４月１日）

総計（箇所）	公設消火栓	私設消火栓	公設防火水槽	私設防火水槽	その他
5,922	3,896	230	1,325	195	276

(4)　消防相互応援協定等

名　　称	締結年月日	協　定　市　町　村	応　援　内　容
長崎市と長崎海上保安部の船舶火災の消火に関する業務協定	(昭25.6.5) 昭46.1.11改正	長崎海上保安部	火災（協定区域内に火災が発生又は発生のおそれのある場合の消防活動）
長崎県広域消防相互応援協定	昭51.4.1	佐世保市、県央地域広域市町村圏組合、島原地域広域市町村圏組合、平戸市、松浦市、五島市、新上五島町、壱岐市、対馬市	火災、救急救助 その他の災害
消防団の消防相互応援協定	昭51.11.15	長与町、時津町	火災、その他の災害

2　予防行政

(1)　予防査察及び消防同意

建築物には、火災から人命を守るため、その規模や用途に応じて消防用設備等が設置されている。建築物の関係者に対し防火管理の徹底及び消防用設備等の適正な維持管理の推進を図るため、これらの建築物に立入検査（予防査察）を実施している。

また、建築物を設計する段階において、消防用設備等が法令どおりに設置されているかの審査（消防同意）を行い、竣工時には、設置検査（完成検査）を実施している。

防火対象物数及び査察件数　　（令和7年度中）

対象物数	14,928棟
査察件数	8,553件

消防同意処理状況　　（令和7年度中）

同意件数	372件

(2)　住宅防火対策の推進

令和7年中に発生した火災96件のうち、建物火災は61件となっており、そのうち約6割が住宅火災となっている。また、過去5年間において、住宅火災による死者の約7割が高齢者となっている。

消防局では、住民の防火意識と共助の精神の高揚を図り、住宅火災による死者をなくすため、消防職・団員による防火訪問や各種防火指導を通して、火災予防についての助言や住宅用防災機器等の普及促進を図り、地域に根ざした住宅防火対策を推進している。

(3)　地域の防火防災力向上のための取組み

住民の防火防災意識の向上と地域に根ざした防火防災体制の構築を図るため、市内の地域コミュニティ連絡協議会等に対して訓練実施の働きかけを行うなど地域の防火防災力向上のための取組みを行っている。

地域の防火防災訓練実施状況　（令和７年度中）

	回　数（回）	参加人員（人）
地域コミュニティ連絡協議会	70	10,471
連合自治会	69	2,222
自　治　会	69	1,835
合　計	208	14,528

(4)　危険物の規制

危険物製造所等は、災害の規模態様から他に与える影響が大きいため、一般建築物に比べさらに厳しく規制されている。規制の内容としては、危険物製造所等に係る許可と保安管理に係る監視である。

危険物施設現況　（令和８年４月１日）

区　分	製造所	貯蔵所							取扱所				
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	一般取扱所	移送取扱所
施設数	1	80	96	31	111	2	126	28	143	5	7	94	1
小　計	1	474							250				
合　計	725												

(5)　火薬類の規制

火薬類は、その危険性に鑑み、製造、販売、貯蔵、消費をすべて許可制として規制を行い、また、火薬類を消費する者への譲受・譲渡についても許可制として、保安に関する規制も含めて法律の上で徹底した管理が行われている。

許可等施設数　（令和８年４月１日）

区分		施設数（箇所）
火薬類販売許可施設	競技用紙雷管のみの販売	4
	その他	5
火薬庫等施設	火薬庫	4
	市長が指示する安全な場所	27

(6)　市民の防火組織

複雑多様化する社会環境の中で、火災等の災害から市民を守り、安全で安心な暮らしを確保するためには、消防・防災業務に対する市民の理解と協力が必要である。

本市においては、次のような防火組織が結成され、それぞれ火災予防等の啓発活動を積極的に展開している。

市民防火組織　（令和８年４月１日）

組織名	組織数	人員（人）
女性防火クラブ	252クラブ	22,624
少年消防クラブ	38クラブ	1,673
幼年消防クラブ	92クラブ	10,040
自衛消防隊連絡協議会	194事業所	―
危険物安全協会	88事業所	―

3　消防職・団員の活動状況と処遇

(1)　各種災害の出動状況（消防団は受託町を除く。）

（令和７年中）

災害種別		発生件数(件)	機関別	出動件数(件)	出動台数(台)	出動人員(人)
火災出動		96	局・署	96	475	1,773
			団	24	73	638
			小　計		548	2,411
警戒出動	誤報火災	2	局・署	2	10	37
			団	1	5	23
	虚報火災	0	局・署	0	0	0
			団	0	0	0
	自火報鳴動事故	319	局・署	319	322	1,217
			団	0	0	0
	住宅用火災警報器鳴動事故	26	局・署	26	26	99
			団	0	0	0
	電気事故	13	局・署	13	16	61
			団	0	0	0
	ガス漏れ事故	12	局・署	12	29	107
			団	0	0	0
	油流出事故	20	局・署	20	21	77
			団	0	0	0
	ＡＥＤ救急	1,028	局・署	1,028	1,035	3,834
			団	0	0	0
	救急支援	274	局・署	274	279	1,062
			団	0	0	0
	ヘリ支援	50	局・署	50	51	167
			団	0	0	0
	その他の事故	143	局・署	143	183	616
			団	2	3	34
	計	1,887	局・署	1,887	1,972	7,277
			団	3	8	57
			小　計		1,980	7,334
合　　計		1,983	局・署	1,983	2,447	9,050
			団	27	81	695
			小　計		2,528	9,745

※ＡＥＤ救急とは、心肺停止又は心肺停止の恐れがある救急事案で、救急隊より早く現場に到着できるＡＥＤを積載した消防隊による出動

(2)　消防職員の各種手当

（令和８年４月１日）

手当名	支給基準	金　額（円）	摘　　要
夜間特殊業務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	深夜勤務１回につき 全部　1,100 2H以上　730 2H未満　410	
災害応急作業等手当	巡回監視	日額　910 ※1,440	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防、通行が禁止された道路、湾岸施設等での作業に限る ※災害救助法適用時
	応急作業又は応急作業のための災害調査	日額　1,440	
	災害警備 遭難救助	日額　1,120 ※1,440	消防局の職員に限る ※災害救助法適用時

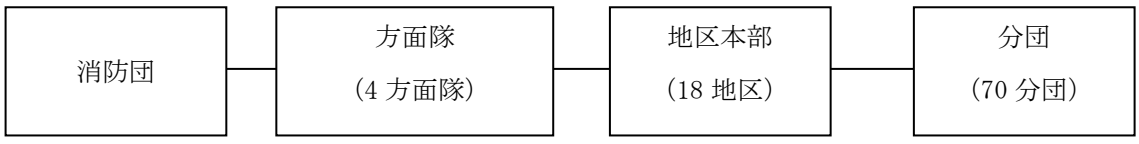
(3)　消防団階級別人員・年額報酬・出動報酬

（令和８年４月１日）

区　　分		合　計	団　長	副団長	分団長	副分団長	部　長	副部長	班　長	団　員
人員	定員（人）	2,944	1	18	89	89	241	218	606	1,682
	現員（人）	2,182	1	19	87	82	222	174	453	1,144
年額報酬(円)			82,500	69,000	50,500	45,500	38,000	37,500	37,000	36,500

出動報酬	水火災又はこれらに類する災害の警戒、防ぎょ等の業務に従事した場合	日額　8,000 円
	上記を除く、警戒、儀式、訓練その他の消防業務に従事した場合	日額　4,000 円

※　消防団の組織



火　　災

近年、火災等の災害は複雑多様化していることから、災害規模に応じた消防隊の出動を迅速かつ的確に行うため、災害種別ごとに出動区域の指定や出動小隊の編成などを定めた出動計画を策定している。

また、気象、道路状況及び停水等の活動障害並びに大規模火災に発展することが予想される施設や地域に対しては事前対策となる警防計画の策定とあわせて、様々な想定訓練の実施により、火災発生時の被害軽減と効果的な警防活動の確立に努めている。

1　火災発生の状況

令和7年中の火災発生件数は96件で、前年の93件に比べ3件増加している。

出火頻度は、3.8日（前年3.9日）に1件の発生であり、出火率（人口1万人あたりの出火件数）は、2.10（前年2.01）となり、前年より0.09増加している。

火災発生件数・損害額　（令和7年中）

火災種別	建　物	車　両	林　野	船　舶	航空機	その他	合　計
件　数(件)	61	9	0	0	0	26	96
損害額(千円)	261,235	1,731	0	0	0	431	263,397

原因別火災発生件数　（令和7年中）

	1位 電気器具・配線	2位 こんろ	3位 たき火	4位 放火 (疑い含む)	4位 たばこ
件数(件)	17	12	11	6	6

月、曜日、時間帯別火災発生状況　（令和7年中）

	多　い	少ない
月	1、3、8月（10件）	12月（5件）
曜　日	月、水、土曜日（16件）	火曜日（10件）
時間帯	14時～16時（20件）	4時～6時（2件）

救　　急

長崎市の救急業務は、昭和 24 年 6 月に消防サービス業務として開始したが、昭和 38 年に法制化され、現在では消防局管内（1 市 2 町）に 15 台の救急自動車を配置し、救急隊員 131 人で実施している。

救急業務には、医学的な専門知識と高度な応急処置技術が求められているが、医療機関と連携したメディカルコントロール体制を充実させるため、救急業務高度化の推進、救急隊員に対する教育体制の充実、及び応急手当の普及促進を重点に事業を推進している。

1　救急出場の状況

令和 7 年中の救急出場件数は 29,297 件、搬送人員 25,255 人で、前年に比べ出場件数は 239 件増加し、搬送人員は 295 人増加している。

これを人口割でみると、全住民（1 市 2 町 450,976 人）の 17.9 人に 1 人が搬送され、1 日平均 80.3 件出場し、69.2 人を搬送したことになる。

救急出場件数及び搬送人員　　（令和 7 年中）

事故種別		急病	一般負傷	交通事故	自損行為	労働災害	運動競技	加害事故	火災	水難事故	自然災害	その他	合計
出場件数(件)		19,382	5,361	969	220	146	126	62	48	21	0	2,962	29,297
搬送人員(人)		16,248	4,809	820	142	141	116	44	17	15	0	2,903	25,255
搬送人員（内訳）	高齢者	11,453	3,969	286	23	35	3	15	14	9	0	2,077	17,884
	成人	3,969	647	478	113	104	39	29	3	6	0	642	6,030
	少年	356	83	43	6	2	74	0	0	0	0	39	603
	乳幼児	464	110	13	0	0	0	0	0	0	0	72	659
	新生児	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	73	79

2　応急手当普及啓発体制の充実

救急車到着までの間に市民等が実施する応急手当は、救命率の向上に非常に重要であるため、応急手当の普及啓発に取り組んでいる。

また、毎月実施している救急の日イベントにおいて、子どもたちや子育て世代を含めた幅広い世代を対象に、ＶＲゴーグルを活用した応急手当の疑似体験などの取組みも行っている。

応急手当講習会　　（令和 7 年度中）

種別	回数（回）	受講人員（人）
救急講習	358	11,869
普通救命講習	136	1,937
上級救命講習	5	70
応急手当普及員講習	1	5
合計	500	13,881

救　　助

救助に係る高度な専門教育を受けた隊員と、高度かつ専門的な機能を有した資機材及びこれらの資機材を搭載した車両からなる、高度救助隊、特別救助隊を配置している。

地震や土砂災害など全国的に大規模・複雑多様化している災害に対応するため、国や県と連携しながら救助体制の充実を図っている。

1　救助出動の状況

令和 7 年中の救助出動件数は 155 件、救助人員は 125 人で、前年に比べ出動件数は 19 件増加し、救助人員は 22 人増加している。

救助出動件数、活動件数及び救助人員　　（令和 7 年中）

事故種別	建物等による事故	交通事故	水難事故	火災	機械事故	自然災害	ガス及び酸欠	破裂事故	その他の事故	合計
出動件数(件)	69	23	22	12	0	0	0	0	29	155
活動件数(件)	64	18	19	12	0	0	0	0	27	140
救助人員(人)	58	17	19	6	0	0	0	0	25	125

2　救助隊の体制

人命救助に関する専門的な教育を受けた隊員で編成される高度救助隊及び特別救助隊、水難事故に対応する水難救助隊、土砂災害により要救助者が発生した場合などに対応する土砂災害救助隊、化学防護服等の特殊災害対策用資機材を配備した特殊災害救助隊を編成するなどして、各種災害に対応している。

3　地震等大規模災害への広域的な対応

阪神淡路大震災を契機に地震等の大規模災害が発生した場合に広域的な救援体制を迅速に構築するための緊急消防援助隊が全国の消防本部により編成された。本市は長崎県の代表消防機関として、県大隊指揮隊、救助小隊、救急小隊、県統合機動部隊、土砂・風水害機動支援部隊、NBC災害即応部隊等の合計 30 隊（重複含む）116 人を緊急消防援助隊へ登録し、大規模災害に対応した体制の充実に努めており、これまでに県大隊として、4 回の派遣実績がある。

また、海外で発生した大規模災害に対応する、国際消防救助隊に 6 人の隊員を登録している。

緊急消防援助隊派遣実績

災害名	派遣期間	派遣場所	派遣隊数及び人員	派遣
東日本大震災	平成 23 年 3 月 14 日～24 日	岩手県久慈市他	4 隊 16 人	1 次派遣
熊本地震	平成 28 年 4 月 14 日～25 日	熊本県益城郡他	20 隊 79 人	1 次派遣～4 次派遣
九州北部豪雨	平成 29 年 7 月 6 日～25 日	福岡県朝倉郡他	33 隊 134 人	1 次派遣～7 次派遣
熊本南部豪雨	令和 2 年 4 月 4 日～7 日	熊本県八代市他	9 隊 39 人	1 次派遣～2 次派遣

通　信　指　令

通信指令業務は、市民からの 119 番緊急通報を受ける最初の窓口として、通報内容に応じた出動隊の選定、出動指令、現場情報の収集や活動支援などの業務を行っている。

最新の情報通信技術を集積した高機能消防指令管制システムを導入し、119 番通報受信体制の充実、消防隊の現場到着までの時間短縮及び大規模災害対応能力の向上を図っている。

1　119 番通報の受信状況

長崎市消防局管内の令和 7 年中の 119 番通報の受信件数は 44,417 件で、平均すると 1 日約 122 件、11.8 分に 1 件の割合で通報を受信している。

119 番通報受信件数　（令和 7 年中）

	緊　急　通　報						緊急通報以外						合　計
種別	火災	救急	救助	警戒	警察電話	転送回線	問合せ	間違い	いたずら	試験	訓練	その他	
件数（件）	217	29,490	47	967	3,488	160	1,533	3,559	288	2,362	1,551	755	44,417
割合（%）	0.5	66.4	0.1	2.2	7.8	0.4	3.5	8.0	0.6	5.3	3.5	1.7	100

2　119 番通報受信体制の充実

(1)　総合消防情報システム

119 番通報の受信から消防隊の出動までを円滑、迅速に行うことができる「高機能消防指令管制システム」、消防が管理する情報を災害現場活動に活かすための「消防情報支援システム」の 2 つのシステムを一体化した「総合消防情報システム」を運用し、各種災害に対応している。

(2)　聴覚障害者等への対応

聴覚や言語機能に障害があり、口頭による 119 番通報が困難な方からのＦＡＸや電子メールによる通報を受信できる機能に加え、ＧＰＳを搭載したスマートフォン等から通報を行う「ＮＥＴ119 緊急通報システム」を導入し、音声によらずに 119 番通報できる体制を構築している。

(3)　外国人への対応

日本語を話すことができない外国人からの 119 番通報に対し、通訳業者を介しながら、英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語及びベトナム語の 7 か国語による通報を受信できる体制を整備している。

3　救急要請時における救命率向上のため取組み

救急要請受信時に、その場に居合わせた人による効果的な応急手当を誘導し、救命率向上につなげるため、高度な救急知識を有する救急救命士を指令課に配置するとともに、定期的に指令課員へ応急手当等に関する研修会を実施し、口頭サポートのスキルアップに努めている。

４　教育厚生委員会関係

原爆被爆対策部

福祉部

市民健康部

こども部

総合事務所

教育委員会

原 爆 被 爆 者 対 策

昭和 20 年 8 月 9 日、広島市に次いで史上 2 発目の原子爆弾が本市に投下され、市北部の浦上地区一帯は、人類の想像を絶する焦熱地獄と化し 7 万余の尊い市民の生命が奪われた。

国においては、被爆 50 周年の節目の年にあたる平成 7 年 7 月に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」を施行し、保健、医療及び福祉にわたる総合的な被爆者援護対策の充実が図られているところである。

また、平成 14 年 4 月 1 日より爆心地から 12km以内の被爆未指定地域が健康診断特例区域に追加指定され、被爆体験者の支援事業が始められた。被爆から 81 年が経過するなか、更なる援護対策の充実が図られている。

1　原爆被爆者対策のあゆみ

昭和20年 8月	9日午前11時2分、長崎市上空で原子爆弾さく裂
23年 7月	「原爆傷害調査委員会（ＡＢＣＣ）」の長崎施設を設置
32年 3月	「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」の制定公布（32．4．1施行）
35年10月	「原爆被爆者実態調査」を実施（長崎県・市、広島県・市）
40年11月	原子爆弾被爆者実態調査の実施（国が初めて行った全国一斉調査）
42年 9月	長崎市「原爆死没者調査」を実施
11月	広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）を設置
〃	長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）を設置
43年 5月	「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」の制定公布（43．9．1施行）
8月	平和公園に「原爆殉難者名奉安所」が完成、原爆死没者名簿の奉安を開始
47年11月	長崎県・長崎市「原爆被爆者とその家族の基本調査」を実施
49年 1月	原爆被爆者二世の健康診断を初めて実施（長崎・広島四県市）
4月	長崎市「被爆隣接地域被災状況調査」を実施
10月	被爆者健康手帳（一般・特別）の一本化実施
	政令改正に伴い、長崎の被爆地域（健康診断特例区域）を追加指定（時津村、長与村の一部）
50年 3月	長崎市原爆被災復元調査が一応完了（45年から5カ年計画）、原爆被災復元調査事業報告書を刊行
4月	原爆傷害調査委員会（ＡＢＣＣ）を改組、財団法人「放射線影響研究所」が発足
9月	厚生省「原子爆弾被爆者実態調査」を実施
51年 9月	厚生省が「土じょう残留放射能調査」を実施
	政令改正に伴い、長崎の被爆地域（健康診断特例区域）を追加指定（福田村、式見村、三重村、矢上村、日見村、茂木町の一部）
52年 6月	厚生省「原子爆弾被爆者実態調査」（50．9実施）の結果を発表
54年 4月	「原爆被爆者被災調査」の実施（3ヵ年計画）
6月	厚生大臣の諮問機関「原爆被爆者対策基本問題懇談会」（基本懇）が設置される。
55年 2月	原爆被爆者二世の健康診断の実施（全国）
12月	原爆被爆者対策基本問題懇談会が、原爆被爆者対策の基本理念及びこれに基づく原爆被爆者対策の基本的在り方等に関し意見を取りまとめ、12月11日に厚生大臣に報告

57年 2月	厚生省「原爆被爆者状況調査」実施（長崎市、広島市の被爆者1/10を抽出）
昭和58年 1月	長崎市「原爆被爆者老人調査」（60歳以上）を実施
60年10月	厚生省が「原子爆弾被爆者実態調査」を全国で実施（生存者・死没者調査）
62年 6月	「原子爆弾被爆者実態調査」（60．10実施）の生存者調査分結果公表
63年 6月	「長崎原爆被爆地域問題検討会」を長崎市、県共同して設置
63年11月	「原爆被爆者老人調査」実施（62年調査時未回答の者、要介護と回答した者）
平成元年12月	「長崎原爆被爆地域問題検討会」が長崎原爆被爆地域以外への放射線の影響に関する調査方法について報告書を提出
2年 5月	「原子爆弾被爆者実態調査」（60．10実施）死没者調査の結果及び生存者調査自由記載欄の概要が厚生省から発表される。
7月	「原爆無縁死没者遺骨の遺族調査」を全国的に開始（以降毎年実施）
8月	長崎原爆被爆地域問題検討会が「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査」を実施
3年 6月	「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査」の報告書がまとまり、国へ提出
11月	「長崎原爆被爆地域シンポジウム」を長崎市、長崎県と共同で開催
5年 9月	「長崎市被爆50周年記念事業検討委員会」を設置
6年 2月	「長崎市被爆50周年記念事業市民委員会」を設置
6月	「長崎市被爆50周年記念事業市民委員会」より市長に報告書を提出
12月	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の制定公布（7．7．1施行）
〃	「長崎原爆残留放射線プルトニウム調査報告書」（3．6提出）について、厚生省は残留放射能による健康影響はないとする検討結果を発表
7年 7月	「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の施行
9月	被爆地域拡大是正に関し、長崎市及び周辺6町、長崎県の議会において、爆心地から半径12kmの範囲にある地域を被爆地域（健康診断特例区域）として指定するよう求める決議を可決
11月	厚生省が「原子爆弾被爆者実態調査」を全国で実施（生存者・死没者調査、被爆体験について）
8年 4月	「長崎市原爆死没者追悼平和祈念館建設問題検討委員会」を設置
12年 3月	「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書」を取りまとめる。
4月	上記報告書を厚生省に提出
6月	被爆地域拡大是正に関し、長崎市及び周辺6町、長崎県の議会において、爆心地から半径12kmの範囲にある未指定地域を、健康診断特例区域に指定するよう求める意見書を国に提出
7月	国及び各政党・全国会議員に対し、被爆地域拡大是正要請行動を展開（於：東京、24日～28日）26日には、「長崎原爆被爆シンポジウム」を開催
10月	厚生省保健医療局長（現、厚生労働省健康局長）の諮問機関として、「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」（検討会）が設置される。
13年 3月	検討会の下部組織である調査研究班の現地調査が、長崎市及び周辺6町で実施される。
8月	国の「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」が最終報告書を提出 国に「在外被爆者に関する検討会」を設置
12月	厚生労働省の平成14年度当初予算に被爆地域拡大及び在外被爆者に関する関連事業が予算化される。
14年 2月	長崎県・市が「被爆地域（健康診断特例区域）拡大に係る事業検討会」を設置
3月	長崎市立原子爆弾被爆者健康管理所の廃止（14．3．31）
4月	政令改正に伴い、第二種健康診断特例区域が指定（爆心地から12km区域内の被爆未指定地

	域）され、また被爆体験者精神影響等調査研究事業を開始
	これに伴い第二種健康診断受診者証及び被爆体験者医療受給者証の申請受付開始
平成14年 6月	「在外被爆者渡日支援等事業実施要綱」を施行（14．6．1）
15年 4月	在外被爆者に対する手当等支給を開始（遡及分を含む）
9月	長崎県・市が「被爆体験者実態調査委員会」を設置
16年1～	
4月	長崎県内において、現在爆心地から半径12kmの区域外に居住する被爆体験者に対し、「被爆体験者実態面談調査」を実施、その報告書と要望書を国に提出。
12月	国の「被爆体験者精神影響等調査研究事業の在り方に関する検討会」が報告書を提出
17年11月	厚生労働省が「原子爆弾被爆者実態調査」を全国で実施（国内被爆者1/4抽出、在外被爆者全員）
	在外公館において、在外被爆者の原爆諸手当（介護手当を除く）及び葬祭料の申請受付を開始
18年 4月	「平成18年度在外被爆者支援事業実施要綱」を施行（従前の要綱は廃止）、国の委託事業となる
	長崎市において「在外被爆者支援事業実施要綱」による在外被爆者保健医療助成事業を開始
19年 5月	在外被爆者に対する平成9年11月以前の未払手当の支給を開始
20年 4月	「被爆地域（健康診断特例区域）拡大に係る事業検討会」が報告書を長崎県・市に提出
5月	上記報告書及び要望書を厚生労働省に提出
12月	改正援護法が施行（20．12．15）され、在外公館を通じて被爆者健康手帳の交付申請ができるようになる。
21年 4月	「被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱」の改正に伴う、新たな方針に基づく新規受付開始
22年 4月	在外被爆者が日本国外から原爆症認定申請、第1種及び第2種健康診断受診者証の交付申請が可能となったことに伴い申請受付を開始
25年 9月	「長崎市原子爆弾放射線影響研究会」を設置
26年11月	厚生労働省が「原子爆弾被爆者実態調査」を全国で実施（国内被爆者3割抽出、在外被爆者全員）
30年 4月	被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱の一部改正により、被爆体験者精神医療受給者証の有効期間が1年から3年となった。
令和5年4月	被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱の一部改正により、次のとおりとなった。 ・医療費の支給対象となる疾患が拡充され、がんの一部も対象となった。 ・受給者証の有効期間が廃止され、更新手続きが不要となった。 ・事業の対象が長崎県外居住者にも拡大された。
令和6年 6月	「長崎市原子爆弾放射線影響研究会」の報告書がまとまる。
12月	第二種健康診断特例区域治療支援事業の開始により、次のとおりとなった。 ・医療費の支給対象となる疾患が拡充され、すべてのがんや外傷、感染症が対象となった。 ・被爆体験者精神医療受給者証における精神疾患の検認が不要となった。 ・治療等経過書及びフォローアップシートが廃止された。

2　原爆被爆者対策費当初予算の概要

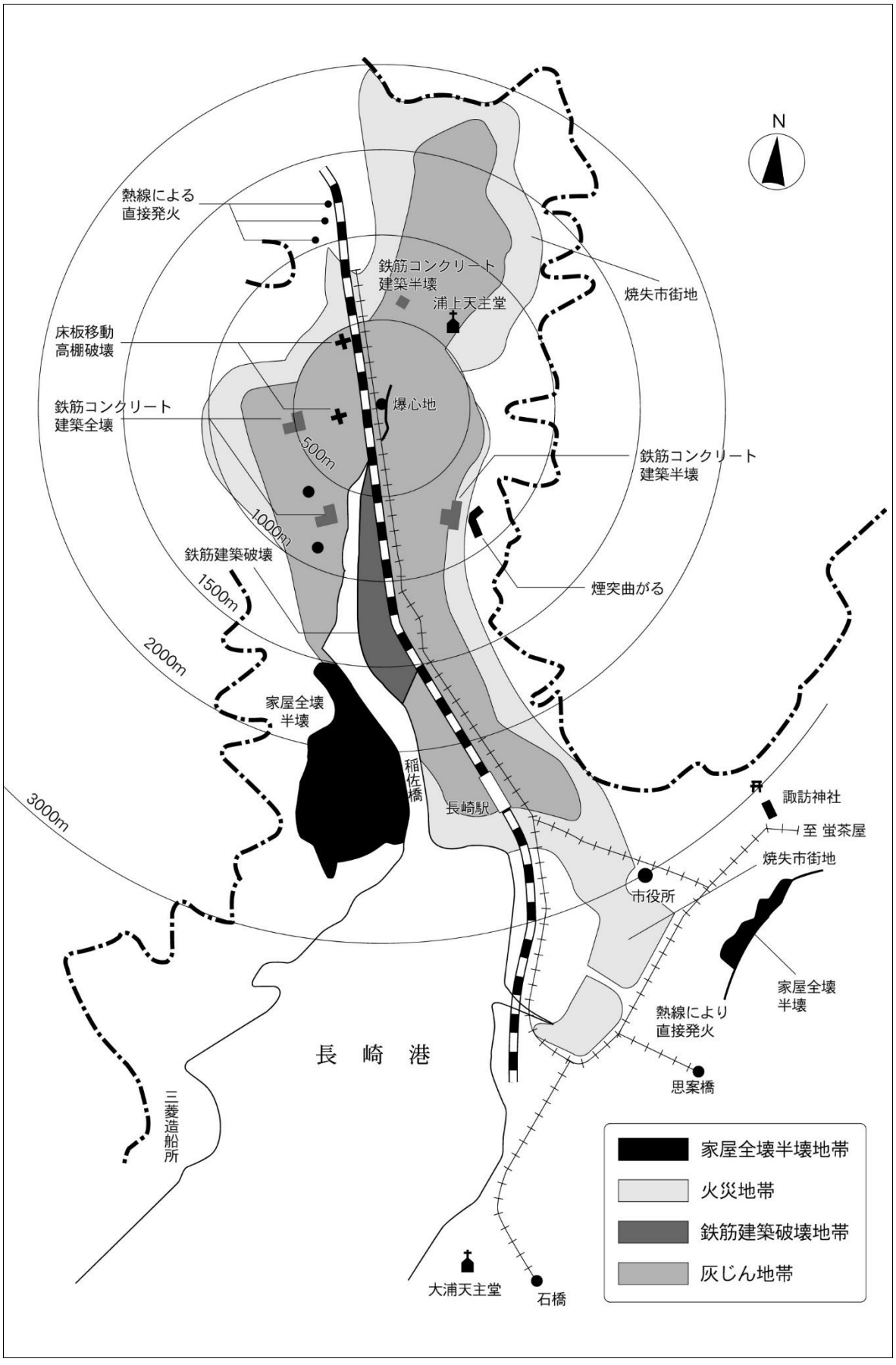
令和 8 年度当初予算においては、一般会計予算に占める民生費の割合は 50.6%、民生費に占める原爆被爆者対策費の割合は、11.0%となっている。

原爆被爆者対策費のうち国庫支出金は 116 億 3,199 万 1 千円で 91.7%、一般財源は 10 億 5,182 万 8 千円で 8.3%を占めている。

令和 8 年度当初予算の概要

原爆被爆者対策費				財源内訳			
区分	予算額	構成比	対前年度比	区分	予算額	構成比	対前年度比
	千円	%	%		千円	%	%
合計	12,688,191	100	△5.5	合計	12,688,191	100	△5.5
総務費	201,831	1.6	△3.0	国庫支出金	11,631,991	91.7	△5.7
医療援護費	1,330,142	10.5	△12.2	県支出金	－	－	－
特別援護費	8,837,223	69.6	△5.5	地方債	－	－	－
保健福祉施設費	1,201,984	9.5	4.0	その他	4,372	0.0	△57.1
一般援護費	1,117,011	8.8	△6.3	一般財源	1,051,828	8.3	△3.3

原子爆弾による長崎市の被害略図



（長崎原爆被爆五十年史）

３　原子爆弾の投下と被害状況

昭和 20 年 8 月 9 日午前 11 時 2 分、長崎市北部の浦上地区、松山町 171 番地テニスコートの上空約 500 メートルでさく裂した一発のプルトニウム爆弾の一閃によって、史上空前の大惨事をひき起こし、その年のうちに 7 万余の尊い人命が失われた。

被爆中心部は、ほとんど全滅の状態で、たまたま被爆地域外に旅行中または外出中のもの、あるいは横穴壕などに入っていたごく僅少の人々が被害を受けなかった程度で、町内会長、隣組長等の町内の幹部も大部分死亡または行方不明となったため、正確な死傷者を調査することは困難であった。（長崎市制 65 年史後編・長崎原爆戦災誌第 2 巻による）

原爆資料保存委員会の報告（昭和 25 年 7 月発表）によると、当時の被害状況を次のようにあげている。

死　　者	73,884 人	
重 軽 傷 者	74,909 人	
罹 災 人 員	120,820 人	（半径 4km以内の全焼、全壊の世帯員数）
罹 災 戸 数	18,409 戸	（半径 4km以内の全戸数、市内総戸数の約 36%）
全　　焼	11,574 戸	（半径 4km以内、市の約 3 分の 1 に当たる）
全　　壊	1,326 戸	（半径 1km以内を全壊とみなしたもの）
半　　壊	5,509 戸	（半径 4km以内を半壊とみなしたもの）

上記の死者 7 万 3,884 人のうち 1 万 7,358 人は、被爆直後死体検視済のものである。昭和 20 年 5 月末調査の配給人口が 23 万 3,935 人となっている事実から、被爆直前までの 2 ヵ月間に、戦況の苛烈化に伴う疎開者の増加と、一方軍需産業就業者の流れ込みを考慮に入れると、被爆直前の人口は、大体 21 万人前後と推定される。

また、昭和 25 年 10 月 1 日に実施された国勢調査付帯調査によると、調査時点で生存していた長崎市での被爆者の数は 13 万 1,050 人となっている。

4　被爆者健康手帳等交付状況

(1)　被爆者健康手帳等交付状況

令和 8 年 3 月 末	被爆者健康手帳	15,582 人
	第一種健康診断受診者証	3 人
	第二種健康診断受診者証	3,415 人
	被爆体験者精神医療受給者証	184 人
	第二種健康診断特例区域医療受給者証	3,084 人

(2)　被爆者健康診断の受診状況

区　　分	被爆者等の数	健康診断受診状況		
		一般検査（延人数）	精密検査	精検率
被爆者	15,582 人	17,513 人	8,318 人	47.5%
第一種健康診断受診者証交付者	3 人	7 人	4 人	57.1%
第二種健康診断受診者証交付者	3,415 人	2,378 人	—	—

※　被爆者及び第一種健康診断受診者証交付者の一般検査には、がん検査受診者 6,904 人を含む。

※　精検率は、精密検査受診者数の一般検査受診者数に対する比率

(3)　被爆者の分類

被爆者は、被爆の際の条件などによって、次のとおり分類される。(広島関係は省略)

被爆者（法第 1 条）	直接被爆者	法第 1 条第 1 号	原爆が投下された際の、当時の ①長崎市内、②西彼杵郡福田村のうち、大浦郷、小浦郷、本村郷、小江郷、小江原郷、③西彼杵郡長与村のうち、高田郷、吉無田郷 で直接被爆した者
	入市者	第 2 号	原爆が投下されてから、2 週間以内の日（長崎は 8 月 23 日まで）に次の区域に立ち入った者 当時の長崎市のうち、西北郷、東北郷、家野郷、西郷、家野町、大橋町、岡町、橋口町、山里町、坂本町、本尾町、上野町、江平町、高尾町、本原町、松山町、駒場町、城山町、浜口町、竹ノ久保町、稲佐町 2 丁目、稲佐町 3 丁目、旭町 1 丁目、岩川町、目覚町、浦上町、茂里町、銭座町、井樋ノ口町、船蔵町、宝町、寿町、幸町、福富町、玉浪町、梁瀬町、高砂町、御船蔵町、御船町、八千代町、瀬崎町及び浜平町
	死体の処理及び救護に当った者等	第 3 号	原爆が投下された際、又はその後身体に原爆放射能の影響を受けるような事情の下にあった者 （たとえば、救護、死体の処理、しゃへい物のない海上で被爆した者、広島の「黒い雨」にあった者）
	胎児	第 4 号	上記第 1 号、第 2 号、第 3 号被爆者の胎児
被爆者とみなし健康診断の特例措置の対象とする者		法附則第 17 条（別表第三）	原爆が投下された際、当時の西彼杵郡の次の区域内にあった者及びその者の胎児であった者 （第一種健康診断受診者証の対象地域） 時津村、長与村（高田郷、吉無田郷を除く）（昭和 49.10 実施） 福田村（柿泊郷、中浦郷、手熊郷、上浦郷）、式見村（向郷、木場郷、牧野郷）、三重村（詰ノ内、白髪、遠木場）、矢上村（現川名、田川内、薩摩城、中尾、矢筈）、日見村（河内名）、茂木町（田手原名、木場名、田上名）　（昭和 51. 9 実施）

被爆者とみなし健康診断の特例措置の対象とする者	法附則第17条(別表第四)	原爆が投下された際、当時の西彼杵郡と北高来郡の次の区域（原爆が投下された際の爆心地から12kmの区域内に限る)内にあった者及びその者の胎児であった者 （第二種健康診断受診者証の対象地域） 西彼杵郡深堀村、香焼村、伊王島村、式見村（向郷、木場郷及び牧野郷を除く。）三重村（詰ノ内、白髪及び遠木場を除く。)、村松村、伊木力村、大草村、喜々津村、矢上村（現川名、田川内、薩摩城、中尾及び矢筈を除く。)、日見村（河内名を除く。)、茂木町（田手原名、木場名及び田上名を除く。） 北高来郡古賀村、戸石村、田結村　　（平成14. 4実施）

5　原爆被爆者援護対策

(1)　被爆者援護法による健康管理と医療の給付

給付等の種類	給付等の内容	
健康診断	一般検査	①被爆者健康手帳及び第一種健康診断受診者証 毎年春秋の2回、定期健康診断の実施（このほか、希望により年2回を限度として受診できる） がん検診は希望による健康診断として年1回受診できる ②第二種健康診断受診者証 毎年1回の定期健康診断の実施（精密検査、がん検査は受診できない）
	精密検査	①の者で一般検査の結果、その必要があると認められた場合
	収容検査	①の者で一般検査の結果、医師が必要と認めた場合に短期間収容して検査を実施
交通手当の支給	一般検査の受診者で、1回の往復交通費が400円以上の者及び精密検査の受診者で、交通費を支払った者に交通費の実費を支給	
健康診断の特例措置	法附則第17条による健康診断の特例措置の対象者のうち、第一種健康診断受診者証における健康診断の結果、別に指定する障害（造血機能など）があると診断された者については、被爆者健康手帳を交付できる	
認定疾病に対する医療（全額国庫負担）	原爆の障害作用に起因する負傷又は疾病（認定疾病）で、厚生労働大臣の認定を受けた者は、その認定を受けた負傷又は疾病について、指定医療機関で医療を受けた場合全額国費で医療を給付	
一般疾病医療費（高齢者の医療の確保に関する法律 社保等優先）	原爆被爆者が一般疾病（認定疾病以外の疾病）について一般疾病医療機関で医療を受けた場合、一般疾病医療費を支給	
療養費の支給（立替払いの精算）	認定疾病及び一般疾病について、指定医療機関及び一般疾病医療機関以外で医療を受けた場合、指定医療機関及び一般疾病医療機関の承認を得て、はり、きゅう、マッサージなどの施術又は治療装具の支給を受けた場合、認定書又は被爆者健康手帳を持ち合わせていなかった場合等、本人が請求された費用を支払い、領収書と診療報酬明細書等を申請書に添えて市を経由し県知事に申請すれば支払額の範囲内で払い戻しを受けることができる	

(2)　長崎被爆体験者支援事業（第二種健康診断特例区域治療支援事業）による医療の給付

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）附則第 17 条の規定により、原子爆弾が投下された際、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令別表第 4 に掲げる区域に在り、法第 7 条の規定の適用について被爆者とみなされた者に対し、負傷又は疾病の治療等に係る医療費の支給を行うこと等により、その症状の改善、寛解及び治癒を図る」ことを目的とし、被爆者援護法外の予算事業として、長崎県及び長崎市が国（厚生労働省）からの委託を受けて実施している。

給付等の種類	給　付　等　の　内　容
医 療 の 給 付	次の対象外疾患を除く 負傷又は疾病の治療等にかかる医療費の支給を行う。 【対象外疾患】 ・遺伝性疾病 ・先天性疾病 ・被爆体験以前にかかった精神病 ・むし歯のうちＣ１、Ｃ２、Ｃｅ（エナメル質初期う蝕） また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による医療に関する給付についても対象とする。
療 養 費 の 支 給 （立替払いの精算）	次の場合、領収書と診療報酬明細書等を申請書に添えて申請すれば、審査機関による医療内容の審査の後、本人が支払った額の範囲内で払い戻しを受けることができる。 ・緊急その他やむを得ない理由により委託医療機関以外の者から医療を受けた場合 ・第二種健康診断特例区域医療受給者証を提示せずに医療を受けた場合 ・医師の承認を得て、はり、きゅう、マッサージ等の施術又は治療用装具（コルセット等）の支給を受けた場合 ・第二種健康診断特例区域医療受給者証の交付を新たに受けた場合

(3) 長崎被爆体験者支援事業 （被爆体験者精神影響等調査研究事業）による医療の給付

被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱の見直しが行われ、令和６年 12 月１日から第二種健康診断特例区域治療支援事業が開始されたが、当面の間、被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱の例により、精神疾患に関する診断、被爆体験者精神医療受給者証の交付、医療費の支給、合併症と調査対象疾病の関連性に関する調査等を実施することとしている。

「被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する精神疾患を有する者に対し、当該精神疾患（これに合併する身体化症状又は心身症がある場合は、当該身体化症状又は心身症を含む。）の治療等に係る医療費の支給を行うこと等により、その症状の改善、寛解及び治癒を図る 」ことを目的とし、被爆者援護法外の予算事業として、長崎県及び長崎市が国（厚生労働省）からの委託を受けて実施している 。

給付等の種類	給　付　等　の　内　容
医 療 の 給 付	次の対象外疾患を除く被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する全ての精神疾患及び関連する身体化症状・心身症とする。 【対象外疾患】 ・がん（認定を受けた一部のがんを除く）　・感染症　・外傷 ・遺伝性疾病　・先天性疾病　・被爆体験以前にかかった精神病 ・むし歯のうち軽いむし歯（C1、C2、Ce） 一部のがんについては、認定後、医療給付の対象となる。 【対象となるがん】 ・胃がん　・大腸がん　・肝がん　・胆嚢がん　・膵がん　・乳がん　・子宮体がん また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による医療に関する給付についても対象とする。

療養費の支給 （立替払いの精算）	次の場合、領収書と診療の明細書等を申請書に添えて申請すれば、審査機関による医療内容の審査の後、本人が支払った額の範囲内で払い戻しを受けることができる。 ・緊急その他やむを得ない理由により委託医療機関以外の者から医療を受けた場合 ・被爆体験者精神医療受給者証を提示せずに医療を受けた場合 ・医師の承認を得て、はり、きゅう、マッサージ等の施術又は治療用装具（コルセット等）の支給を受けた場合（ただし、柔道整復を除く。） ・被爆体験者精神医療受給者証に新たにがんが追加認定された場合

(4) 被爆者援護法による被爆者援護

手当の種類	支給額 (R8 年度)	受給者数 (R7 年度末)	受給の要件		根拠規定
	円	人			
医療特別手当	月額 159,100	799	負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用によるものと厚生労働大臣の認定を受けた人（認定被爆者）のうち、現在も認定を受けた負傷又は疾病の状態にある人		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「被爆者援護法」）（第 24 条）
特別手当	月額 58,750	398	上記認定を受けたことのある人で現在治ゆ等により当該認定に係る負傷又は疾病の状態にない人		被爆者援護法（第 25 条）
健康管理手当	月額 39,130	14,115	被爆者で次の障害のいずれかを伴う疾病にかかっている人 造血機能障害 肝臓機能障害 細胞増殖機能障害 内分泌腺機能障害 脳血管障害 循環器機能障害 腎臓機能障害 水晶体混濁による視機能障害 呼吸器機能障害 運動器機能障害 潰傷による消化器機能障害		被爆者援護法（第 27 条）
保健手当	(1) 月額 19,620	27	(1) 投下時爆心地から 2 キロメートルの区域内にあった人、またはその当時その人の胎児であった人（特別手当又は健康管理手当の支給を受けている人を除く）		被爆者援護法（第 28 条）
	(2) 月額 39,130	7	(2) (1)の人で厚生省令で定める範囲の身体上の障害がある人又は配偶者、子及び孫のいずれもいない 70 歳以上の人であって、その人と同居している人がいない人		
原子爆弾小頭症手当	月額 54,760	0	原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者である人		被爆者援護法（第 26 条）
介護手当	月額 113,740以内 （下限額24,970）	106	厚生労働省令で定める範囲の障害があるため、医師が介護の必要を認め、介護を受けたときに支給		被爆者援護法（第 31 条）
			重度障害	介護人等を雇って介護料を支払ったとき	
	月額 75,820以内		中度障害		
	月額 24,970	242	重度障害	家族介護等で介護料を支払わないとき	

葬　祭　料	222,000	1,527	被爆者が死亡したとき、その葬祭を現に主として行った人。ただし、死亡原因が原爆の傷害作用に基づくものでないことが明らかな場合を除く	被爆者援護法（第 32 条）

(5)　介護保険等利用被爆者助成事業

長崎市では、介護保険導入に伴い、市内の被爆者が福祉系介護サービスを利用した場合の自己負担又は県内の養護老人ホームに入所した場合の費用負担に対し助成している。

事業の種類	対象者	R7 年度	
		延件数	支給金額
		件	円
訪問介護	市内に住所を有する被爆者（所得税非課税世帯）	13,723	60,328,850
通所介護	市内に住所を有する被爆者	16,477	157,509,571
短期入所生活介護	〃	6,513	114,673,838
認知症対応型通所介護	〃	1,171	20,663,564
小規模多機能型居宅介護	〃	2,687	66,260,358
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	〃	508	13,565,219
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	〃	1,215	22,877,711
認知症対応型共同生活介護	〃	3,858	117,620,802
介護予防短期入所生活介護	〃	94	395,200
介護予防認知症対応型通所介護	〃	5	27,377
介護予防小規模多機能型居宅介護	〃	187	1,906,931
介護予防認知症対応型共同生活介護	〃	10	257,709
介護老人福祉施設	〃	5,178	165,421,548
地域密着型介護老人福祉施設	〃	2,062	72,234,012
地域密着型通所介護	〃	8,948	80,172,932
介護予防訪問介護相当サービス	市内に住所を有する被爆者（所得税非課税世帯）	4,892	10,051,904
介護予防通所介護相当サービス	市内に住所を有する被爆者	10,684	40,517,199
老人福祉施設入所被爆者援護助成	長崎市福祉事務所長の措置により県内の養護老人ホームに入所している被爆者及びその扶養義務者（県内居住者）	488	19,564,257

(6)　法外援護の状況

手当の種類	支　給　額 (R8 年度)	支給件数 (R7 度末)	受　給　の　要　件	根　拠　規　定
介護手当付加金	月額　5,000 円以内	410 件	被爆者援護法による介護手当を受けている人のうち、介護手当の支給額を超える介護費用を支出している人。ただし、実際に支出した額がこれらの額より少ないときは実際の支出額	長崎市原子爆弾被爆者援護措置要綱

(7)　被爆者援護事業

ア　原爆被爆者相談事業

（ア）被爆者相談員による相談

昭和 48 年 11 月、市原爆被爆対策部援護課内に原爆被爆者相談コーナーを開設し、相談業務を開始。

昭和 53 年 4 月、被爆者保健相談事業を開始。被爆者相談員（保健師）が被爆者の健康・生活等の相談を行っているほか、一人暮らしの者、要介護状態にある者等の世帯を訪問し、保健指導を行っている。また、健康づくりのため健康教室を開催している。

令和 7 年度　相談件数　7,843 件

（イ）家庭訪問相談員による訪問相談

平成 26 年 10 月より家庭訪問相談員を配置して一人暮らしで介護を要するなど各種申請手続きが困難な被爆者に対し、相談員が訪問等で相談に応じている。

令和 7 年度　相談件数　520 件

イ　健康テレホンサービス事業

平成 8 年 10 月より事業開始、一人暮らしの被爆者が孤立化して身体的・精神的に健康を害しないよう、専門の相談員が電話により生活・健康両面での状況を把握するとともに関係機関との連絡をとりながら支援を行っている。

令和 7 年度　相談件数　1,306 件

ウ　日常生活支援事業（ふれあい昼食会）

在宅一人暮らしの被爆者に食事会（食事代は自己負担）やレクリエーションなどを通してふれあいの場を提供し、一人暮らし被爆者の健康の維持増進・生きがいづくりを行う。

また、自立した被爆者においては要援護被爆者との交流を通してボランティアの精神を学ぶ機会とし、健康の維持増進・生きがいづくりができることを目的として実施している。

実施状況（健康管理センター）

令和 7 年度　開設 12 回（1 回／月）　利用者　87 人

（平成 13.4 月～(公財)長崎原子爆弾被爆者対策協議会へ委託）

(その他の施設※)

令和 7 年度　開設 176 回（1 回／月×14 コース）　利用者　1,390 人

（平成 10.2 月～(公財)長崎原子爆弾被爆者対策協議会へ委託）

※平成 24 年 3 月までは「原爆被爆者療養センター『立山荘』（平成 24 年 3 月 31 日閉館)」で実施。平成 24 年 4 月からは市内の民間施設（「稲佐山温泉ホテルアマンディ」）で実施。

エ　原子爆弾被爆者養護ホーム入所状況

原子爆弾被爆者の福祉の増進を図るため、身体上もしくは精神上または環境上の理由により養護を必要とし、居宅において養護または介護を受けることが困難な者を受け入れ、養護することを目的として、社会福祉法人純心聖母会が、昭和 45 年 4 月長崎市三ツ山町に「恵の丘長崎原爆ホーム」を、また、長崎県被爆者手帳友の会を設置母体として、昭和 55 年 7 月西彼杵郡西彼町（現西海市西彼町）上岳郷に「原爆被爆者特別養護ホームかめだけ」が開設され、被爆者の生活福祉の向上に努めている。

入　所　措　置　状　況　　(R8.3.31)

区　　分		計（人）			男（人）		女（人）	
		計	市	県	市	県	市	県
合　　計		389	324	65	44	13	280	52
恵の丘	一般養護ホーム	49	42	7	7	3	35	4
	特別養護ホーム	285	257	28	32	3	225	25
かめだけ特別養護ホーム		55	25	30	5	7	20	23

オ　原爆被爆者ショートステイ事業

平成 12 年 4 月より要援護被爆者の介護者に代わって、当該被爆者を一時的に養護する必要がある場合に当該被爆者を一時的に特別養護老人ホームに入所させ、もって要援護被爆者及びその家族の福祉の向上を図ることを目的として実施している。

実　施　状　況　　(R7 年度)

実　施　施　設	利用定床	利用延人数	利用日数
恵の丘長崎原爆ホーム	3 床	107 人	448 日
原爆被爆者特別養護ホーム「かめだけ」	1 床	56 人	262 日

カ　被爆二世の健康診断

原爆被爆者二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断の実施を希望する者が多いため、昭和 54 年度から国が一般財団法人日本公衆衛生協会に委託して全国的規模で健康診断を実施した。

平成 13 年度からは国と各都道府県、広島市及び長崎市への委託事業として実施されている。

対象者は、両親又はそのどちらかが被爆者で、昭和 21 年 6 月 4 日（広島被爆は同年 6 月 1 日）以降に出生した二世で受診を希望する者。

キ　在外被爆者への支援

（ア）在外被爆者支援事業

在外被爆者の健康保持及び増進を図ることを目的として、長崎市をはじめ長崎県、広島県、広島市の 4 県市等が国の要綱に基づき、手帳等の交付を希望する在外被爆者のうち手帳等の交付の見込があると認められた方に対する旅費支給や、日本での治療が必要であると認められた方が渡日する際の旅費の支給を行っている。（平成 14 年度から平成 17 年度は国庫補助事業、平成 18 年度からは国の委託事業）

平成 16 年度から、大韓民国に長崎の医師・保健師を派遣し、被爆者に対する健康診断・健康相談事業を長崎県と共同で行っている。

平成18年度から新たに居住国での医療費等を助成する保健医療助成事業を実施している。

区分／年度	手帳等交付渡日支援				渡日治療支援			
	大韓民国	北米	南米ほか	計	大韓民国	北米	南米ほか	計
H20	4人	0人	2人	6人	23人	0人	2人	25人
21	3	2	0	5	25	1	4	30
22	0	0	0	0	19	2	1	22
23	0	0	0	0	6	0	3	9
24	0	0	0	0	9	1	1	11
25	0	0	0	0	4	0	1	5
26	0	0	0	0	1	0	0	1
27	0	0	0	0	3	0	0	3
28	0	0	0	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	1	0	0	1
R元	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0

（イ）これまでの支援

a　在米被爆者の渡日治療

日本で被爆し、その後渡米した在米被爆者については、本市の独自事業として昭和57年度から平成4年度まで毎年度2人の在北米被爆者、平成2年度から平成4年度までは毎年度1人の在南米被爆者を招いた。

平成5年度から平成13年度までは、長崎・ヒバクシャ医療国際協力会として取り組むことになり、毎年度4人の在北米被爆者と、2人の在南米被爆者を招いた。

b　在韓被爆者の渡日治療

大韓民国に在住する被爆者の渡日治療は、日韓両国政府の「在韓原爆被爆者渡日治療実施に関する合意書」に基づいて、昭和55年から昭和61年12月末まで実施された。この間の渡日治療者349人の内、日本赤十字社長崎原爆病院での受け入れは123人であった。

(8)　被爆者援護施設の状況

名　　称	開設年月日	建設費	備　　考
恵の丘長崎原爆ホーム	昭和45年 4月 昭和55年 3月（増）	千円 3,352,011	一般養護ホーム　50人収容 特別養護ホーム　300人収容
長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター	平成 4年 4月	1,565,830	一般検査、精密検査のための諸施設、健康生活相談
原爆被爆者特別養護ホームかめだけ	昭和55年 7月 平成 5年12月（増）	522,464	55人収容

(9)　被爆対策事業

ア　原爆被爆者動態調査事業

（ア）目　　的

長崎市に投下された原子爆弾による人的被害の実態を明らかにするため、既存の資料等を調整し、現在まで長崎市が整備・蓄積してきた原爆死没者名簿との統合化を図り、被爆者の被災状況の解明に努める。また、全国に埋もれている原爆被災（死没者）関係資料の収集を行い、動態調査事業の資料として活用する。なお、本事業は国の要綱に基づく国庫補助事業として実施している。

（イ）調査期間

昭和 57 年度から開始。当分の間引き続き実施する。

（ウ）事業内容

原爆被爆による人的被害の実態を明らかにするという調査目的を踏まえ、これまで実施してきた一連の被災調査あるいはその後新たに収集した各種資料を基礎資料として、その調整及び統合化を進めながら原爆死没者の照合や発掘を行っている。

イ　原爆死没者名簿の奉安

昭和 43 年 8 月、松山町平和公園の平和祈念像前に「原爆殉難者名奉安所」を設置した。この奉安所には原子爆弾によって犠牲となられた人々の御霊を慰め、その氏名を永久に記録して人類の恒久平和を祈念するため、原爆死没者名簿が納められた。

平成 9 年 8 月 1 日、平和公園（中心地地区）の再整備工事に伴い、奉安所が原子爆弾落下中心地碑前に移設され、マイクロフィルム化された原爆死没者名簿が納められることとなった。

さらに、平成 15 年 7 月からは、国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の追悼空間に設置された名簿棚に原爆死没者名簿を納めている。

奉安される死没者は、長崎市に投下された原爆により直接死亡された方々や、被爆者でその後死亡された方々であり、原爆死没者名簿には、令和 8 年 8 月 9 日現在で 204,708 名が登載されている。なお、その後遺族からの申し出や調査により判明した方々については、原爆犠牲者慰霊平和祈念式典の前に一括して記載し、毎年 8 月 9 日に追加奉安している。

ウ　原子爆弾無縁死没者遺骨の遺族調査

（ア）概　　要

長崎市が安置している原子爆弾無縁死没遺骨について、1 柱でも多くの遺骨を遺族のもとにお返ししたいという趣旨で、平成 2 年度から遺族調査を拡大し、市内の自治会、公共施設をはじめ全国の都道府県、市等約 2,200 箇所に「長崎原爆死没者無縁遺骨」の名簿ポスターを送付して掲示方を依頼している。

（イ）調査対象

令和 8 年 3 月 31 日現在の無縁遺骨は 8,962 柱で、そのうち 120 柱の氏名判明者について遺族調査を実施した。

（ウ）調査結果

令和 6 年度に 2 柱の遺骨の引き取りがあり、平成 2 年度からの遺族判明等の合計は 40 柱、うち遺骨引き取りは 16 柱である。

エ　原子爆弾無縁死没者追悼祈念堂（原子爆弾無縁死没者遺骨安置所）

昭和 34 年 5 月、原子爆弾で犠牲となった無縁死没者の遺骨を安置するため、市内岡町の平和公園横に長崎市が設置した「原子爆弾死没者慰霊納骨堂」は、平和公園の地下駐車場建設工事に伴い同じ場所に建て替えることになり、平成 4 年 1 月 31 日付をもって廃止した。平成 6 年 6 月 30 日、「長崎市原子爆弾無縁死没者追悼祈念堂」が完成し、同年 7 月 22 日に竣工式を行った。

オ　被爆地域の拡大是正のあゆみ

（ア）これまでの被爆地域

長崎の原子爆弾被爆地域は、昭和32年に「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」で指定され、さらに昭和49年と昭和51年の法令改正により、爆心地から南北に約12km、東西に約７kmの区域が被爆地域となった。しかし、被爆地域は爆心地から同心円状の半径約12kmの区域内が妥当とする考えから、その後も被爆未指定地域の指定に力を注いできた。

（イ）原爆被爆者対策基本問題懇談会の報告

昭和55年、国の原子爆弾被爆者対策基本問題懇談会において、「科学的・合理的根拠のある場合に限って地域指定を行うべきである。」という答申がなされ、以後これが政府の基本方針となった。

（ウ）残留放射能プルトニウムの調査

市と県は、平成2年度に「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査」を実施し、平成3年6月にその報告書を国に提出した。

国は、平成4年4月に「長崎原爆残留放射能プルトニウム調査報告書」研究班を設置し、その検討報告書で、「有意性は認められるが、確認された被曝線量では住民への健康影響はない」と結論づけた。

（エ）被爆50周年の取り組み

平成7年9月定例市議会において、「被爆地域の拡大是正を求める決議」を、また、県及び関係6町の各議会においては被爆地域の拡大是正に関する意見書あるいは決議が全会一致で可決され、これを受けて国への要請行動を実施した。

（オ）証言調査報告書の作成

市及び関係6町は、平成11年度に「原子爆弾被爆未指定地域証言調査」を実施した。

平成12年6月定例市議会において「被爆地域の拡大是正を求める意見書」を全会一致で議決し、また、県及び関係6町の各議会においても、同様の意見書が議決された。

さらに7月、市、県、市議会、是正協、被爆者団体及び被爆未指定地域住民代表など官民一体となって、東京にて「長崎原爆被爆シンポジウム」の開催と厚生省、国会議員全員等への要請行動を実施した。

（カ）被爆地域拡大是正の実現

平成13年3月、国の「原子爆弾被爆未指定地域証言調査報告書に関する検討会」の研究班による現地調査が市及び関係6町で実施された。国はこの報告書を受けて、同年12月に下記の方針を示した。

1　爆心地から12kmの区域内で、現在、被爆地域及び健康診断特例区域に指定されていない区域を、被爆者援護法の「健康診断特例区域」とし、健康診断を実施する。

2　今回の指定区域は、原爆の放射線による健康被害は認められないことから、被爆者援護法に規定する医療等の施策の対象とはならない。ただし、被爆体験による精神的要因に基づく健康影響が認められた場合、関連する疾病・疾患については、被爆者援護法に準じた医療費を支給する。

（キ）長崎被爆体験者支援事業の開始

「拡大地域支援室」を設置し、平成14年4月1日から第二種健康診断及び長崎被爆体験者支援事業（医療費の支給）を開始した。

（ク）制度の見直し

国は、平成16年10月に「被爆体験者精神影響等調査研究事業の在り方に関する検討会」を設置し、市と県が居住要件の撤廃の根拠として提出した被爆体験者実態調査報告書と併せて、事業の在り方についても検討を行った。検討会からは、「爆心地から12kmの区域内から転出し、現在、長崎県内に居住する被爆体験者も含めることが適当である。」との報告と、事業のあり方について、「本来の目的に立ち帰って、効果的な内容や仕組みとしていくことが重要である。」との指摘があった。

国は、これを受けて事業の全面的な見直しを行い、平成17年6月1日から新たな要綱の適用を開始した。新要綱における主な改正点は次のとおり。

・居住要件を、「現に長崎県の区域内に居住している者」にまで拡大した。
・医療費支給の対象となる精神疾患及びその精神疾患に合併する合併症を明記限定し、個人ごとに特定することとした。
・被爆体験者精神医療受給者証の更新診断を、3年に1回から毎年とした。

この改正に伴い、受給者証交付の判断基準が変更され、対象者全員が改めてスクリーニング検査から手続きをすることとなった。

その結果、これまで受給者証を所持していた方の約3割が対象外となり、また、更新診断が毎年になり対象者や医療機関の負担が増えたことから、平成17年11月に長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会などを通じ、国に改善要望を行い、あわせて県選出の国会議員への働きかけも行った。

なお、判断基準について、国は、「この事業は直接の被爆体験に起因する不安に着目したものであることから、被爆体験の記憶がない者はこの事業の対象とならない。これは制度創設時から同じである」との見解を示した。

（ケ）再検査の実施

国への要望の結果、平成18年6月に要綱が一部改正され、平成17年度にスクリーニング検査を受けたものの受給者証の交付を受けていない方を対象に再検査が実施されたが、判断基準が変更されていないため、認定者は受検者の約5割にとどまった。

（コ）判断基準及び制度の改善の要望

市と県は、判断基準の改善につながる科学的根拠について、「被爆地域（健康診断特例区域）拡大に係る事業検討会」に検討を依頼し、再検査及び被爆体験者実態調査のデータの集計・解析の結果をもとに検討会において検討した結果、平成20年4月、市長、県知事に対し、「記憶の有無が事業への該当・非該当を決める要因として適切ではなく、記憶の有無に係わらず、被爆体験に基づく不安を抱きながら、要医療性の精神疾患に悩んでいる者は、事業の該当者として救済されるべきであろう。」との報告がなされた。

平成20年5月、市長、県知事、県市の両議会議長が、報告書を厚生労働省へ提出し、判断基準の改

善、更新診断を3年に1回にすること及び新規発症疾患の随時追加を要望し、さらに、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会を通じても重ねて要望をするとともに、政党において設置されたプロジェクトチームや懇談会に対し、専門家により報告書の内容を説明し、要望に対する支援と協力をお願いした。

（サ）長崎被爆体験者支援事業の改正

国への要望の結果、平成21年3月に実施要綱が一部改正され、同年4月より、被爆体験者精神医療受給者証の毎年の更新手続きにおける精神科医による診断が3年に1回となり、新規疾患の追加認定が更新時に限らず随時可能となった。

また、同月から、被爆体験者精神医療受給者証の認定基準も見直され、被爆体験の記憶の要件が撤廃された。これに伴い、長崎県と市は、平成17年度の事業の改正により、被爆体験の記憶がないとして対象外となった者で、被爆体験者精神医療受給者証の交付を希望する者に対し、改めて精神科医による診断を実施し、認定作業を行った。

（シ）被爆体験者精神医療受給者証更新手続きの簡素化の要望

高齢化する被爆体験者の負担軽減を図るため、平成23年7月、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会が毎年実施している国への要望項目に被爆体験者精神医療受給者証の更新手続きの簡素化についての要望を新たに加え、国に要望を行った。

（ス）長崎市原子爆弾放射線影響研究会の設置

平成25年9月に原子爆弾の放射線による人体への影響に関する研究事項について、専門的見地からの情報収集及び意見交換を行い、被爆地域の拡大是正などの原爆被爆者援護行政の施策の推進につなげるために附属機関を設置した。

（セ）被爆体験者の救済の要望

高齢化し、今なお被爆体験に起因する病気に苦しみ続けている被爆体験者を救済するために、平成27年7月、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会が毎年実施している国への要望項目に、被爆体験者支援事業の対象合併症の大幅な拡充及び爆心地から半径12㎞の範囲の被爆地域の拡大を新たに加え、国に要望を行った。

（ソ）被爆体験者精神医療受給者証の更新手続きの簡素化

上記シの活動の結果、平成30年3月に実施要綱が一部改正され、平成30年4月より、被爆体験者精神医療受給者証の更新手続きが3年に1回となった。

（タ）被爆体験者精神医療受給者証の対象合併症の拡充

平成28年4月から認知症、平成29年4月から脳血管障害、平成30年4月から糖尿病の合併症、平成31年4月から脂質異常症が追加となった。

（チ）長崎被爆体験者支援事業の改正

被爆体験者の高齢化が進む中、これまで対象合併症の大幅な拡充やがんの追加等を要望してきたが、事業開始から20年が経過し、被爆体験者の高齢化を踏まえ、国において「被爆体験者精神影響等調査研究事業の拡充に関する検討会」が設置され、事業対象者に合わせた対象疾患の範囲や精神科受診の在り方、制度設計等の検討を行った。

この検討会の報告書を受け、令和5年4月1日から新たな要綱の運用を開始した。新要綱では、医療費の支給対象となる疾患が大幅に拡充され、がんの一部も医療費の支給対象となった。

がんについては、対象合併症とがんの関連性について、科学的エビデンスについての知見を深

めるための研究を開始することとし、調査研究に同意した場合、認定されたがんの医療費を支給する仕組みとなった。

また、受給者証の有効期間は撤廃され、更新手続きが不要となった。受給者証の継続の要件としての精神科医師の関与はこれまでどおり必要だが、長期入院中である等のやむを得ない理由により精神科受診が困難な場合は、かかりつけ医が記載したフォローアップシートの提出をもって、精神科医師の関与に代えることができるようになった。

さらに、事業対象者が拡充され、これまでは長崎県内に居住する者に限定されていたが、長崎県外に居住する者も対象となった。

（ツ）長崎市原子爆弾放射線影響研究会の報告

平成25年に設置、計14回、10年半もの間、国内外からの論文等を検証のうえ議論を重ね、研究会の成果を報告書として取りまとめ、令和６年６月に市長へ報告があり、７月に厚生労働省へ報告書を提出した。

（テ）第二種健康診断特例区域治療支援事業の開始

「被爆体験者精神影響等調査研究事業」の開始より20年以上が経過し、対象者の平均年齢も８５歳を超え、様々な疾病を抱えて長期療養を要している状況が伺われていることから、被爆者と同等の医療費助成を行い、その症状の改善、寛解及び治癒を図ることを目的とする「第二種健康診断特例区域治療支援事業」を、令和６年12月１日から被爆者援護法外の予算事業として開始した。

また、第二種健康診断特例区域治療支援事業の経過措置として、当面の間は、被爆体験者精神影響等調査研究事業実施要綱の例により、精神疾患に関する診断、被爆体験者精神医療受給者証の交付、医療費の支給、合併症と調査対象疾病の関連性に関する調査等を行うこととするが、精神医療受給者証における精神疾患の検認は実施しないこととなった。

カ　原爆死没者慰霊等事業費補助金交付制度

（ア）趣　　旨

国においては、平成３年度から、全国各地の地域・職域単位で開催される原爆死没者慰霊式典等の事業に対する助成制度を創設し、「原爆死没者慰霊等事業実施要綱」（平成３年８月５日施行）に基づき実施している。

助成の方法は、都道府県、広島市及び長崎市が実施する事業並びに助成する事業に対し、一定の補助金を交付しようとするものである。

そこで、本市においても、国の実施要綱に基づき「長崎市原爆死没者慰霊等事業費補助金交付要綱」を平成４年４月20日に制定・施行し、国の制度に対応して実施している。

（イ）補助対象事業

原爆死没者に対する慰霊等を目的として実施される事業のうち、次に掲げるもの。

ａ　慰霊式典

ｂ　慰霊碑の建設

ｃ　既存の慰霊碑の改良、補修又は移設

ｄ　死没者を悼む出版物の刊行

ｅ　死没者を悼む遺品展、絵画展等各種イベント

（ウ）補助対象者

自治会、事業所、学校などの地域・職域団体

（エ）補助金の額

補助対象事業に要する補助金の交付の対象となる経費の 4 分の 3 を超えない範囲で市長が定める　額

（オ）令和７年度実績

慰霊式典５件、イベント６件、出版１件　計 12 件

キ　長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（ＮＡＳＨＩＭ）

在外被爆者及び世界各地で発生している放射線被曝事故等による被曝者の救済のため、長崎が有する被爆者医療の実績及び調査研究の成果を活用し、国際協力に寄与するために長崎市、長崎県及び関係機関とともに平成４年４月１日設立した。

主な事業

(1)　国外からの医師等の研修受入

(2)　国外への医師等の派遣

(3)　ヒバクシャ医療に関するデータの収集・分析及び提供体制の整備

(4)　永井隆平和祈念・長崎賞の授与（隔年）

事務局　長崎県福祉保健部原爆被爆者援護課内

６　関係機関

(1)　(公財)長崎原子爆弾被爆者対策協議会（略称「原対協」）

昭和 32 年 4 月原爆医療法の施行により、被爆者の医療面における福祉対策は大きく進展したが、これと並行して援護事業を積極的に促進するため、昭和 33 年 10 月、県・市・大学・医師会・被爆者団体が中心となって、財団法人（現公益財団法人）長崎原子爆弾被爆者対策協議会を設立し、被爆者の健康管理と福祉事業を行っている。

ア　事業概要

（ア）被爆者の健康管理（一般検査、精密検査、がん検診）

（イ）被爆者の援護業務（日常生活支援事業等）

イ　管理運営施設

長崎市原子爆弾被爆者健康管理センター

(2)　日本赤十字社長崎原爆病院

昭和 33 年５月、市立長崎原爆病院として片淵１丁目に病床数 81 床で開院、昭和 44 年４月に経営を日本赤十字社に移管するとともに、がん診療施設等も有する総合病院として被爆者医療に研さんしてきたが、敷地、建物共に狭隘となり、茂里町に昭和 57 年 12 月に移転した。

しかし、30 有余年を経過し、耐震性の問題や狭隘化のため、現在地で新病院を建設することとした。平成 28 年２月より病院本館の建設が行われ、平成 30 年３月に完成し、５月２日に移転・開院した。

ア　所 在 地　　長崎市茂里町３番 15 号

イ　建　　物　　本館（鉄骨造り　地上 15 階　耐震構造）

別館（鉄筋コンクリート造地上４階）

ウ　面　　積　　敷地 9,616.97㎡　建築（本館 30,119.90 ㎡、別館 1,284.00 ㎡）

エ　総事業費　　本館 115 億円（平成 30 年 3 月建築）

財源内訳・国補助金　18 億 6,247 万 2 千円　・県補助金　4 億 6,561 万 8 千円

・市補助金　4 億 6,561 万 8 千円　・借入金　79 億円

・自己資金　8 億 629 万 2 千円

別館 2 億 4,532 万 2 千円（平成 10 年 12 月建設）

財源内訳・県補助金　1 億 19 万 8 千円　・自己資金　1 億 4512 万 4 千円

オ　病 床 数　　稼動 315 床（一般病床 247 床、ＨＣＵ6 床、包括ケア病床 44 床、緩和ケア病床 18 床）

カ　職 員 数　　832 人（R8.4.1 現在）

(3)　（公財）放射線影響研究所（略称「放影研」）

人体に及ぼす放射線の医学的影響（障害疾病等を含む。）を調査研究し、原爆被爆者の健康保持と生活福祉に貢献するとともに、人類の保健の向上に寄与することを目的とし、従来、原子爆弾傷害調査委員会（ＡＢＣＣ）と国立予防衛生研究所が協力して行ってきた調査研究活動を引き継ぐものとして、昭和 50 年 4 月に設立された。

(4)　広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（略称「八者協」）

この協議会は、原爆被爆者の援護対策の強化促進を図るため、昭和 34 年 9 月に設置された広島・長崎原爆被爆者医療法改正対策委員会を母体として、昭和 42 年 11 月に設置されたもので、広島県、長崎県及び広島市、長崎市をもって組織し、知事及び市長並びに議会議長をもって委員としている。

なお、組織活動としては、原爆被爆者の援護対策の強化について毎年陳情を行っており、令和７年度は、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく総合的な援護施策の円滑な推進を図るとともに、国の責任において、被爆者及び遺家族の実態に即した援護対策がより一層充実強化されることを強く要望し、次に掲げる事項を陳情した。

ア　弔意事業の充実強化

イ　保健医療福祉事業の充実

ウ　在外被爆者の援護の推進

エ　被爆実態に関する調査研究及び啓発活動の促進

オ　被爆地域外で黒い雨等に遭った者の救済

カ　被爆二世の健康診断内容等の充実

キ　放射線被曝（爆）者医療国際協力の推進

(5)　長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（略称「原援協」）

この協議会は、原子爆弾被爆者の援護強化の促進を図るため、昭和 42 年 11 月 21 日に設立されたもので、長崎市議会議員及び市職員で組織している。

なお、組織活動としては、原爆被爆者の援護強化について国に対して毎年要望を行っており、令和７年度は、特に「被爆体験者の救済及び被爆体験者支援事業の充実」のうち、「長崎で黒い雨等に遭った者の新基準への追加」について重点的に要望し、次に掲げる事項を要望した。

（令和7年7月2日）

ア　高齢化する被爆者に対する援護の充実

(ｱ)　訪問介護利用被爆者助成事業に係る所得制限の撤廃と補助率の引き上げ

(ｲ)　介護保険利用被爆者助成事業に係る助成対象サービスの拡大と補助率の引き上げ

(ｳ)　医療特別手当等の収入認定の適用除外

(ｴ)　被爆者健康診断内容等の充実

イ　被爆体験者の救済及び被爆体験者支援事業の充実

(ｱ)　被爆体験者の救済

(ｲ)　被爆体験者支援事業の充実

ウ　在外被爆者に対する援護の推進

エ　被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用

オ　被爆実態に関する調査研究の促進

カ　被爆二世の健康診断内容等の充実

キ　老人被爆者医療費等に係る地方負担の解消

ク　弔意事業及び啓発活動の充実強化

平　和　推　進

本市では、世界で 2 番目の原爆被爆都市として、人類史上未曾有の大惨禍が再び地球上において繰り返されることがないよう、「長崎を、人類史上最後の被爆地にしなければならない」との認識のもとに、全世界に被爆の実相と戦争の悲惨さを訴え、核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて、平和の推進に日々努力を重ねている。

1　平和祈念行事

(1)　原爆犠牲者慰霊平和祈念式典

原爆犠牲者の霊をなぐさめ、あわせて世界の恒久平和を祈念して、毎年 8 月 9 日平和公園の平和祈念像前において原爆犠牲者慰霊平和祈念式典を挙行している。

式典は、原爆犠牲者の遺家族をはじめ、市民多数の参加のもとに行われ、この中での長崎市長の「長崎平和宣言」は、国内外に広く発信し、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続けている。

(2)　原爆犠牲者慰霊・世界平和祈念行事

8 月 9 日の「ながさき平和の日」を中心とした期間と、国連の創立記念日である 10 月 24 日から 1 週間の「国連軍縮週間」に、平和を願うさまざまな行事を実施している。

〔令和 7 年度の実施状況〕

ア　市主催の行事

行　事	開催日	場　所	内　容
1 市長、市議会議長の施設慰問	7 月 31 日	恵の丘長崎原爆ホーム 日赤長崎原爆病院	
2 原爆資料館の夜間開館	8 月 7 日～ 9 日	原爆資料館	20：00 まで
3 ながさき原爆の写真展	8 月 7 日～ 10 日	平和公園	
4 青少年ピースフォーラム	8 月 8 日～9 日	平和会館ホールほか	
5 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典	8 月 9 日	平和公園	
6 平和学習発表会	8 月 20 日	平和会館ホール	

イ　世界平和祈念行事実行委員会主催の行事

行　事	開催日	場　所	内　容
1　原爆犠牲者慰霊・世界平和祈念 市民大行進	10月25日（国連軍縮週間中の土曜日）	平和祈念像前（出発式） （国道コース） 旧被爆者の店　左折 →国道206号 （天主堂コース） 如己堂方面へ直進→ 途中平和町商店街に 向かって右折し下る →松山町交差点 →爆心地公園（集会）	・出発式 ・行進 ・集会
2　世界平和祈念 ポスター・標語展	11月15日～28日 12月　4日～9日 1月　6日～15日 1月17日～28日 2月16日～26日	原爆資料館 浜屋百貨店ステップギャラリー ベネックス長崎ブリックホール 長崎市役所ギャラリーウォール 琴海地域センター（ﾃﾞｼﾞﾀﾙｻｲﾈｰｼﾞ）	対象 小学生、中学生、高校生、 一般（標語のみ）

ウ　平和の灯実行委員会主催の行事

行　事	開催日	場　所	内　容
平和の灯	9月27日	爆心地公園	・キャンドルライトアップ

2　長崎原爆資料館

核兵器の廃絶なくしては、地球上の平和も、人類の未来に対する希望もない。このことを、生々しい被爆体験の記録を通じて全世界の人々に知っていただくために、長崎原爆資料館を拠点に、さまざまな施策を行っている。

(1)　長崎原爆資料館

原爆の惨禍から立ち上がった長崎市民の復興への意欲と世界平和の念願を象徴するため、長崎国際文化都市建設法（昭和24年8月9日施行）の一事業として、昭和30年2月に長崎国際文化会館が建設され、被爆資料の展示などを行っていた。原爆被爆50周年記念事業の一つとして、老朽化した同館の展示機能の充実を図る目的から、建て替えを行うこととし、平成5年7月に解体を始め、同年9月から主体工事に着手した。建替期間中は長崎市平和会館で仮展示を行った。

名称を長崎原爆資料館と改め、大型資料を展示するための吹き抜け空間を設けたワンフロアの展示室や、被爆体験講話や映像などによって平和について学ぶことができる原爆資料館ホールを設けるなど、世界恒久平和を願う長崎市の平和の発信拠点施設として平成8年3月竣工、4月1日に開館した。

また、被爆80周年事業として、展示内容の更なる充実を図るため、原爆投下の背景や核兵器をめぐる国際情勢、核兵器廃絶に向けた取組みなどを展示するＣコーナー及びＤコーナーを中心に展示更新を進めており、令和7年度には展示更新実施設計を策定した。

管理運営は、施設の維持管理、受付・案内業務等について令和元年9月から指定管理者制度を導入し、

令和６年９月からNBC Socia-Trustee共同事業体を指定管理者として指定し、運営を行っている。

ア　所　在　地　　長崎市平野町７番８号

イ　構　　造　　鉄筋コンクリート・一部鉄骨造　地下２階地上２階

ウ　面　　積　　敷地面積　　15,391.53㎡　　延床面積　　7,949.73㎡

エ　総事業費　　66億4,156万円

オ　竣　　工　　平成８年３月（4月１日開館）

カ　各階の内容

２　　階	会議室、応接室
１　　階	図書室（ビデオコーナー）、事務室
地下１階	エントランスロビー、原爆資料館ホール、平和学習室、ビデオルーム、いこいの広場、書籍売店、喫茶室
地下２階	常設展示室、企画展示室、収蔵室

キ　観覧料

区　分	個　人
一　般	200円

※高校生以下は無料

※観覧料及び音声ガイド利用料金はクレジットカード・電子マネーによる支払い可能

ク　開館時間　　午前８時30分～午後５時30分（５月～８月は午後６時30分まで）

ケ　休館日　　12月29日～12月31日

コ　来館者

年度	展示室					ホールほか	合　計
	有料			無　料	小　計		
	大　人	小　人	計				
R5	363,299人	259,672人	622,971人	59,973人	682,944人	75,809人	758,753人
R6	421,182人	250,246人	671,428人	65,508人	736,936人	73,889人	810,825人
R7	495,387人	251,631人	747,018人	71,929人	818,947人	77,453人	896,400人

(2)　被爆関係資料の収集・保存

核兵器による惨事を再び人類史上に繰り返さないために、世界恒久平和の実現を訴えることは、長崎市民の使命であり責務である。このため、長崎原爆資料館に原爆被災資料を保存、展示し、被爆の実相を多くの人々に知らしめるとともに、原爆被爆の悲惨さを世界に向かって訴え、平和の輪を広げようとするものである。

また、被爆資料の収集については随時行っているが、国外の原爆投下に関する資料として、米国ワシントンD．C．の国立公文書館から収集した米国戦略爆撃調査団報告（写）があり、そのうち長崎に関する部分については翻訳をおこない、平成８年３月に「米国戦略爆撃調査報告書（上・下)」を発刊した。また、被爆直後米軍に没収されていた映画フィルム「広島・長崎における原子爆弾の効果」の長崎編ダイジェスト版（上映時間33分）を制作した。

平成25年度から平成28年度まで、米国国立公文書館での資料調査を実施し、新たな資料の収集活動を行った。

現在、長崎原爆資料館に展示している被爆資料等は 1,556 点でその他図書約 29,000 冊がある。

原爆被災資料等の展示状況（館内）　　（令和 8 年 4 月現在）

被災物品	絵画・模型・標本	写真資料	映像資料	合　計
420	279	777	80	1,556

(3)　県外原爆・平和展の開催

原爆の問題についてふれる機会があまりない県外の方々に写真パネル・被災資料の展示、被爆体験講話などを通して、被爆の実相を知ってもらい、長崎市民の核兵器廃絶の願いを訴えるために、開催都市と共催で原爆・平和展を開催している。

※平成 31（令和元）年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託

(4)　原爆被災関係図書の出版、映画の製作

本市は、広島市と連携して図書「広島・長崎の原爆災害」を出版した。これは、広島・長崎の原爆災害について、被爆以来 30 余年間にわたり行われた自然科学（物理、医学等）と社会科学（社会学、経済学、心理学等）の両分野にわたる調査研究の成果を集大成したもので、日本語版を昭和 54 年 7 月に、英語版を昭和 56 年 8 月に刊行した。

英語版は、核保有国元首、国連事務総長及び事務局幹部、各国の国連代表部、主要ＮＧＯ団体等を中心に広く世界中に寄贈された。

本書にもとづいて、映画「ヒロシマ・ナガサキ－核戦争のもたらすもの」（日本語版、英語版）を昭和 57 年 3 月 31 日に製作。国連本部、ジュネーブ軍縮委員会、世界保健機構（ＷＨＯ）等に寄贈するとともに、広く我が国並びに諸外国で上映されている。

また、原爆の悲惨さや核兵器の脅威を語り継ぐために、被爆した建造物がどの程度残っているかを調査、記録し、平成 8 年 3 月に「被爆建造物等の記録」を発刊、さらに原爆被爆の実相と被爆者の苦しみ、原爆後障害に見る核兵器の恐ろしさを訴えるため、長崎原爆資料館が入手した写真、及び今までに公表されている写真をもとに、原爆被爆記録写真集を発行した。

長崎市民はもとより修学旅行生など若い世代に、原爆被害の実相や原爆による人間性の破壊などを訴えるため、平成 7 年 3 月、被爆直後の実写フィルムを使用した原爆映画「ナガサキの少年少女たち」を製作した。

また、被爆の実相を後世に伝えるため、昭和 52 年 3 月に発刊した長崎原爆戦災誌第一巻総説編について、新たに判明した事実等を反映させ、内容に加筆・修正を行い、平成 18 年 3 月に改訂版を発刊した。

3　被爆継承事業

(1)　「語り継ぐ被爆体験（家族・交流証言）」推進事業

被爆体験を「受け継ぐかた」と「託したいかた」を募集し、被爆の体験や思いを次の世代へ語り継ぐための支援を行う。

※平成 31（令和元）年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託

4　平和学習事業

(1)　青少年ピースボランティア育成事業

15 歳（中学生除く）以上 30 歳未満の青少年を対象に、被爆体験の継承と平和意識の高揚を目的として実施。前期は被爆の実相についての学習と青少年ピースフォーラムに向けての準備を行い、後期は県外での学習等さまざまな視点から平和学習や学んだことの発信を行う。

※平成 31（令和元）年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託

(2)　青少年ピースフォーラムの開催

平和祈念式典にあわせて全国の自治体が派遣する青少年と長崎の青少年とが一緒に被爆の実相や平和の尊さを学習し、交流を深めることで平和意識の高揚を図ることを目的としている。

※平成 31（令和元）年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託

(3)　平和学習発表会の開催

中学生が原爆被爆や平和について自ら学び、それを発表する機会を設けることで、次世代への原爆被爆の伝承と平和意識の高揚を図るために、平成 18 年度から実施している。

※令和 3 年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託

(4)　原爆資料館学習ハンドブックの作成

原爆・平和や被爆建造物などをわかりやすく説明した平和学習用ハンドブックを作成し、無料で配布している。

(5)　平和学習副読本の作成

市が編集した平和教育教材『平和ナガサキ』などを製本し、平和学習での活用を図っている。

※令和 5 年度から（公財）長崎平和推進協会に業務を委託（編集・監修については、市が実施）

(6)　平和宣言解説書「核兵器のない未来のために」の作成

8 月 9 日の長崎平和宣言を中学生向けにわかりやすく解説した電子データを作成している。

※令和 3 年度から製本は行わず電子データを送付

5　市立小中学校における平和教育

(1)　市立の小学校 5 年生を対象にして原爆資料館や国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館、周辺の被爆建造物等を巡って平和学習を実施している。

(2)　市立の中学校を対象に、原爆被爆パネル写真巡回展を実施している。

(3)　市立全小中学校において毎年 8 月 9 日を登校日として設定し、平和祈念式、平和集会等を実施し、原爆犠牲者の慰霊と被爆の実相の継承に努めている。

(4)　市立全小中学校を対象に、（公財）長崎平和推進協会継承部会の被爆者を招へいする被爆体験講話等を実施している。

6　平和アピール

(1)　平和宣言

広く国内外の人々に長崎市民の平和への願いを訴えるため、平和宣言文起草委員会の意見を参考に、長崎平和宣言を作成している。平和宣言は、毎年 8 月 9 日の長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典において

市長が宣言し、在日大使館、平和首長会議加盟都市、非核宣言自治体、平和団体などに送付するとともに、10か国語に翻訳し、インターネットにより世界へ発信している。

(2)　広島市との共同事業

長崎・広島両市は、恒久平和の実現に向け、平和アピールの推進を図ることを目的として、昭和52年7月1日、ヒロシマ・ナガサキ平和アピール推進委員会を設立した。以来、核兵器廃絶のための都市連帯を世界に呼びかけ、平和意識啓発のための事業に取り組んでいる。

ア　平和首長会議

この会議は、ヒロシマ・ナガサキの心に理解と賛意を示す国内外の都市から構成され、平和を阻害する要因の解決策を検討し、都市の役割認識と活動の理念を深め、連帯を強めることを目的とする。核兵器など平和を阻害する諸問題の解決に向けた取組みについて議論する総会を原則として4年に1回開催し、都市がそこに居住する市民を核兵器の脅威から確実に守るとともに、人類の共存を持続可能とするための事業を実施している。

平成15年10月、2020年までに核兵器廃絶を目指すことを行動指針にした「2020ビジョン（核兵器廃絶のための緊急行動）」を策定した。

平成23年9月、加盟都市数が5,000を突破したことを記念し、新たに原爆被害の実相等のポスターを作成し、8月6日や9日を含む一定期間、全加盟都市をあげてポスター展を開催することとした。これはインターネットからダウンロードすれば全加盟都市で実施可能であり、被爆の実相をこれまで以上に広く世界を伝えることで、核兵器廃絶に向けた市民意識を国際的な規模で醸成することを目的としている。

平成24年より、国内における連携の強化と取組の充実を図るため、国内加盟都市会議総会を開催している。

平成29年8月、長崎市において第9回平和首長会議総会を開催し、「ナガサキアピール」と「核兵器禁止条約の早期発効を求める特別決議」を全会一致で採択した。（平成13年8月に世界連帯都市市長会議から平和市長会議へ、平成25年8月に平和首長会議へ名称変更。）

令和3年7月には、令和3年以降の新たな指針である「持続可能な世界に向けた平和的な変革のためのビジョン（略称：ＰＸビジョン）」と、このビジョンに基づく具体的な取組みを定めた2021年から2025年までの行動計画を策定した。

令和2年8月に開催予定であった第10回平和首長会議総会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年10月に延期して開催し、「ヒロシマアピール～平和首長会議設立40周年を記念して～」を採択した。

令和7年8月に、長崎市において第11回平和首長会議被爆80周年記念総会を開催し、2025年から2029年までの行動計画を策定するとともに、「ナガサキアピール～被爆80年を迎えて」を全会一致で採択した。

【平和首長会議加盟都市】　　（令和８年４月１日現在）

地域区分	加盟都市の国・地域　都市数
アジア	39 カ国・地域　3,374 都市
オセアニア	9 カ国・地域　139 都市
アフリカ	49 カ国・地域　444 都市
ヨーロッパ	41 カ国　3,507 都市
北アメリカ	3 カ国・地域　358 都市
ラテンアメリカ・カリブ海地域	25 カ国・地域　748 都市
合　計	166 カ国・地域　8,570 都市

イ　ヒロシマ・ナガサキ原爆・平和展の開催

広島市や現地実施団体との共催で、核兵器廃絶の世論を高めるため、国外において「ヒロシマ・ナガサキ原爆・平和展」を開催している。原爆写真パネル・被災資料などの展示や、被爆体験講話、原爆記録ビデオの上映を行っている。

平成７年度から実施され、これまで 22 カ国、61 都市で開催された。

【開催状況】

年度	国	都市名	会　場	期　間	入場者数
R5	イギリス	ダラム市	ダラム大学東洋博物館	R5 年６月 ７日 ～ ９月 10 日	約 8,200 人
	イギリス	ベルファスト市	リネンホール	R6 年１月 ８日 ～2 月 28 日	約 13,650 人
R6	アルゼンチン	ブエノスアイレス市	リベルタ宮殿	R6 年 10 月 ２日 ～11 月 ３日	約 7,440 人
	スロベニア	マリボル市	マリボル民族解放博物館	R6 年 12 月 ３日 ～R7 年２月 28 日	約 5,340 人
R7	オーストラリア	パース市	ホームズ・ア・コート・ギャラリー	R7 年５月 10 日 ～6 月 21 日	約 3,160 人
	アメリカ	ホノルル市	戦艦ミズーリ記念館	R7 年８月 12 日 ～R8 年２月 28 日	約 228,940 人

(3)　国連軍縮研修生（国連軍縮フェローシップ計画）の受入れ

国連軍縮フェローシップ計画は、開発途上国の政府関係者を中心に軍縮に関する専門家を研修するため昭和 53 年の第１回国連軍縮特別総会において設置が決定された。昭和 54 年以来、国連及びジュネーブ軍縮会議における研修、被爆地への訪問等により核兵器による被爆の実相について研修し、軍縮促進への啓発に資することを目的としている。

昭和 58 年からは日本政府の招待で我が国を訪問することになり、長崎市でも同年から毎年、原爆資料館の見学のほか、被爆者との懇談等を通じて研修を行っている。

新型コロナウイルス感染症の影響で令和２年度は延期となり、令和３年度はオンライン、令和４年度は対面とオンライン（一部）で実施した。

(4)　核実験に対する抗議

本市は、昭和 45 年以来、核実験国に対して文書等による抗議を続けており、いかなる核実験にも反対する立場から、核爆発を行わない臨界前核実験等に対しても抗議を行っている。令和 7 年度末までの抗議回数は 575 回を数えている。

平成 23 年、アメリカが新型の核性能実験を実施していたことが判明し、以降、新型の核性能実験の実施に対しても、駐日米国大使と米国大統領にそれぞれ抗議文を送付している。

原爆を開発した「マンハッタン計画」関連施設などの国立公園化については、これまで平成 23 年、平成 25 年、平成 26 年に、「核兵器のない世界」の実現に向け、慎重かつ責任ある行動をとることなどを求める要請文を駐日米国大使へ送付した。また、平成 28 年には、アメリカが核政策の見直しを行っているとの報告を受けて、その実現を求める書簡を米国大使館に提出した。

平成 31 年には、中距離核戦力（INF）全廃条約をアメリカが離脱する報道を受けて、米ロ両国の大統領と駐日大使あてに、この条約を破棄しないよう要請した。

令和 3 年、英国が保有する核弾頭数を増加する方針を発表したことに伴い、英国首相と駐日首席公使に要請文を送付した。

さらに、令和 4 年 2 月にはロシアがウクライナ侵略に踏み切り、核兵器の使用を示唆した一連の行為に対し、広島市と連名で抗議文を送付した。

また、近年アメリカが実施した臨界前核実験については、実施判明した都度、抗議文を送付している。

＜核実験抗議回数＞　　令和 8 年 3 月 31 日現在

	米　国	ロシア（旧ソ連）	フランス	中　国	英　国	インド	パキスタン	北朝鮮	計
核実験回数	192	164	114	31	15	3	2	6	527
臨界前核実験回数	31	7	－	－	2	－	－	－	40
新型の核性能実験回数	9	－	－	－	－	－	－	－	9
計	232	171	114	31	17	3	2	6	576

(5)　平和公園

本市は、原爆落下中心地一帯を人類永遠の平和を祈念して、昭和 26 年 3 月 31 日に平和公園として開設したが、平成 7 年の被爆 50 周年の節目を機に公園全体の再整備を行った。特に、平和公園の東地区では、平和祈念像のある祈念像地区を「願いのゾーン」、原爆落下中心碑がある中心地地区を「祈りのゾーン」、長崎原爆資料館地区を「学びのゾーン」として 3 地区の顕在化、機能の一体性、連続性の強化を図った。

〈祈念像地区〉

ここには、昭和 30 年 8 月 8 日、広く内外で浄財を集め 5 年の歳月をかけて「平和祈念像」が建立された。以後、この像の前で、毎年 8 月 9 日に原爆犠牲者慰霊平和祈念式典を挙行しており（平成 4～6 年度までは、地下駐車場建設のため市営ラグビー・サッカー場で実施）、この像は、“平和は長崎から”のシンボルとなっている。

また、この区域の一角を、「世界平和シンボルゾーン」として位置づけており、下記のとおり世界の 8 つの国、14 都市から寄贈された平和のモニュメントを設置しているほか、昭和 44 年 8 月に「平和の泉」、昭和 52 年 7 月に「長崎の鐘」、昭和 57 年 10 月に「折鶴の塔」が一般の浄財などを基にそれぞれ整備さ

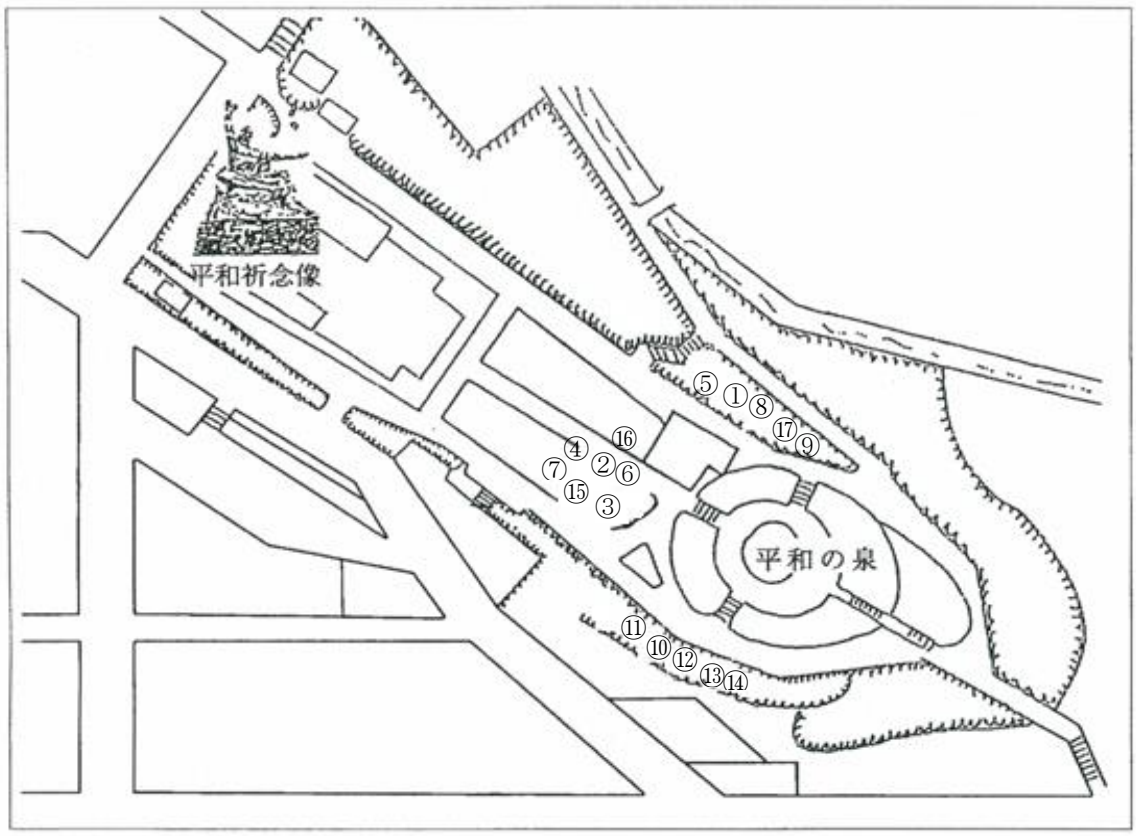
れた。

さらに、この地には、原爆により全壊した「長崎刑務所浦上刑務支所」の周囲を巡らしていた壁や建物の基礎の一部などが被爆時の遺構として保存されている。

この祈念像地区は、「願いのゾーン」として平和祈念像をシンボルに願いの場としてふさわしい空間とするため、平成6年度から8年度にかけて再整備を行った。

モニュメントの設置状況

設置年月日	種　　別	寄　贈　国　・　都　市　名
①　S55. 3.31	レリーフ「平和の記念碑」	ポルトガル（ポルト市）
②　S55. 8.26	彫像「人生の喜び」	チェコスロバキア
③　S55.12. 3	彫像「Ａコール」	ブルガリア
④　S56. 5.31	石像「諸国民友好の像」	東ドイツ
⑤　S58.10. 7	彫像「未来の世代を守る像」	オランダ（ミデルブルフ市）
⑥　S60. 6. 1	彫像「平和」	ソ連
⑦　S60. 7.16	石像「乙女の像」	中国
⑧　S61. 8. 2	彫像「生命と平和との花」	ポーランド
⑨　S62. 7.31	彫像「人生への賛歌」	イタリア（ピストイア市）
⑩　S63.12.10	彫像「太陽と鶴」	キューバ
⑪　S63.12.17	石碑「平和の碑」	ブラジル（サントス市）
⑫　H 3. 3.23	彫像「無限」	トルコ（アンカラ市）
⑬　H 4.10.10	彫像「地球星座」	アメリカ（セントポール市）
⑭　H 8. 4. 3	彫像「戦争に対する平和の勝利」	アルゼンチン（サンイシドロ市）
⑮　H18.10.21	彫刻「平和のマント」	ニュージーランド政府及び同国の６都市
⑯　H28. 4.18	彫刻「生命の木：平和の贈り物」	オーストラリア（フリーマントル市）
⑰　R 6. 5.28	石碑「おお、私の鳥よ」	バングラデシュ人民共和国



〈中心地地区〉

ここには、被爆後、いち早く原子爆弾災害調査団日本学術調査団により爆心地の標柱（アスベスト柱）が建てられた。昭和 23 年に木製の標柱へ、昭和 31 年 3 月に蛇紋岩の三角柱へ建て替えた。そして、風化で蛇紋岩が剥げ落ちたため、昭和 43 年 3 月、三角柱の表面の張り石を現在の黒御影石へ張り替えた。碑の上空 500 メートルで原爆が炸裂したため、この碑には原爆犠牲者の慰霊のための折鶴を捧げたり献花する者が絶えず、この地区を「祈りのゾーン」と位置づけ、被爆の史実を伝え、原爆犠牲者のめい福を祈る空間として平成 6 年度～平成 9 年度にかけて再整備を行った。

(6)　日本非核宣言自治体協議会としての活動

平成 12 年 4 月に長崎市長が会長に就任したことに伴い、日本非核宣言自治体協議会事務局を長崎市に置くこととなった。令和 7 年度末現在、非核・平和宣言を行っている 1,674 自治体のうち 368 自治体が加入している。

年 1 回の総会、年 1 回の研修会、ブロック毎の巡回原爆展、被爆アオギリ・クスノキ苗木の配布、核実験等の実施に対する抗議、親子記者事業などを行っている。

令和6年8月に設立40周年を迎え、令和7年2月に設立40周年記念大会を兵庫県宝塚市で開催した。

(7)　核兵器廃絶長崎連絡協議会（ＰＣＵ－ＮＣ）

「長崎が核攻撃を受けた人類最後の都市に」と願う長崎県民、市民のため、長崎県、長崎市及び長崎大学が協力連携し、核兵器廃絶の実現に寄与することを目的として、平成 24 年 10 月 4 日に設立した。

長崎県、長崎市、長崎大学に加え、（公財）長崎平和推進協会及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館も特別会員として参画しており、長崎大学核兵器廃絶研究センター内に事務局を置いている。

事業を実施するために要する協議会の経費は、長崎県、長崎市及び長崎大学が負担金等をそれぞれ拠出している。

専門家による市民向けの講演会等の実施や情報発信、次世代を担う人材の育成、国内外の平和・軍縮研究機関等のネットワークの構築の支援等を行っており、令和４年度は、「核兵器のない世界をめざして」と題して市民講座（計 5 回）を実施したほか、特別市民セミナー（1 回）を開催した。

また、令和 7 年にアメリカ・ニューヨーク市で開催されたＮＰＴ再検討会議第 3 回準備委員会にナガサキ・ユース代表団第 13 期生（6 人）を派遣し、各国代表との面談等を行った。

(8)　長崎平和特派員

国外で平和活動を行っている人材を「長崎平和特派員」に認定して、活動の支援とネットワークを構築し、国外における平和の取り組みを推進することを目的に、平成 22 年度から実施し、令和 7 年度末現在 29 名、1 団体が認定されている。

7　平和に関する市民活動の促進

(1)　公益財団法人長崎平和推進協会（ピース・ウィング長崎）

本市は、原爆被災都市長崎の使命としてかねてから各種の平和推進の施策を行っていた。これらの施策をさらに効果的に展開するために、昭和 58 年 2 月、広く市民の参加を求め、官民一体となった任意団体平和推進協会を発足させ（昭和 59 年 4 月には財団法人となる）、これまで被爆体験の継承をはじめ市民の平和に対する意識高揚を図るための各種事業を実施してきた。

そうした中、平成 20 年 12 月に公益法人改革関連３法が施行されたことに伴い、当協会は、業務の内容や組織の性格からも公益財団法人に移行することを目指し、平成 23 年 4 月 1 日に公益財団法人へ移行した。

ア　広報事業

（ア）会報等の発行

協会の事業活動をはじめ、平和に関する動きをとらえ、会員及び関係機関に情報を提供するとともに会員相互のコミュニケーションを図るため、会報「へいわ」（年 4 回）並びに協会の 1 年間の事業活動等をまとめたブックレット「平和のあゆみ」（年 1 回）を発行した。

（イ）広報活動

会員勧誘リーフレットの作成・配布を行うとともに、広報紙「情報ＢＯＸ」を年 8 回発行し、協会情報を提供した。また、ホームページを多言語対応（16 か国語）としており、同ホームページを活用し、協会の設立趣旨や事業概要の紹介、被爆体験講話や平和案内人の申込案内をはじめ、会報等の掲載、協会発行の出版物やグッズのネット販売など広報活動を行った。ＬＩＮＥでは協会のニュースを発信、Ｉｎｓｔａｇｒａｍではピースボランティアの活動等を紹介した。

イ　啓発事業

（ア）平和学習（被爆体験講話）の実施

修学旅行で来崎する学校や、平和学習を行う団体等に被爆体験講話を行う。また、長崎市教育委員会と協力して、市内小中学校に被爆体験講話も行う。

この他、長崎県が主催する「被爆体験講話者派遣事業」に協力し、県内の小中高校や県外大学にも講話者を派遣した。

〔令和 7 年度派遣状況〕

区　分	講 話 件 数	うちオンライン	受 講 者 数
小 学 校	435 件	0 件	33,190 人
中 学 校	258 件	1 件	36,266 人
高等学校	141 件	2 件	25,810 人
一　般	159 件	1 件	9,660 人
計	993 件	4 件	104,926 人

・被爆体験講話者派遣事業（長崎県主催事業）：

県内市町：佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、長与町、時津町、佐々町

大学：九州大学

・被爆者証言ビデオ作成：5 名撮影「被爆場所等で語る被爆証言映像 8 月 9 日の記憶」

DVD・BD各 1 本／各 15 分

（イ）原爆被災写真パネル、DVD（ビデオ）の貸出し

修学旅行などの事前学習等のため、無料で貸し出しをしている。

・令和 7 年度は、写真パネル 20 件　・DVD 62 件（128 本）を貸し出した。

（ウ）講演会等の開催

協会の設立趣旨に沿い、広く市民に世界恒久平和への諸問題について認識を深めるため毎年開催している。令和 7 年度は、「被爆 80 年記念事業」として次の事業を開催した。

・令和 7 年 5 月 21 日～8 月 9 日

「平和のためにできる80のこと～私たちにできることはいっぱいある～」

・令和7年7月23日～8月4日　長崎市立図書館 多目的ホール

「ナガサキ原爆写真展」

・令和7年8月31日　長崎原爆資料館 ホール

朗読劇「ノーモア・ヒバクシャ」

・令和7年9月15日～25日　追悼平和祈念館 交流ラウンジ

「大石芳野写真展」

・令和7年10月12日、26日、 11月2日、9日　 長崎原爆資料館 ホール

「平和と音楽の調べ　長崎ピース交響詩～音楽が奏でる愛の4楽章～」

・令和7年10月18日～26日　 追悼平和祈念館 交流ラウンジ

「原爆死没者名簿筆耕　森田孝子大書道展」

・令和7年11月16日　長崎原爆資料館 ホール

「フォトジャーナリスト安田菜津紀平和講演会」

・令和7年11月22日　長崎原爆資料館 ホール

「ピーター・タウンゼントDAY　映画と朗読・音楽で紡ぐ平和への想い」

（エ）国連軍縮週間（10 月 24 日～30 日）の事業「市民のつどい」

市民の平和意識の高揚と平和問題への認識を高める目的で実施している。令和 7 年度は、被爆 80 年記念事業として 2 会場に拡大し、屋外では原爆写真展示、折り鶴、エコ風船、戦時食試食のほかステージイベントを開催し、屋内では、チンドン平和紙芝居や平和朗読劇を行った。また、開催中の森田孝子大書道展を含めたスタンプラリーを実施した。

開催日：10 月 25 日　会　場：原爆資料館前階段下広場、平和学習室

ウ　育成事業

（ア）　協会の各部会（継承部会、写真資料調査部会、国際交流部会、音楽部会）による活動を行った。

（イ）　国際青年平和交流事業若者から平和に関する企画を募集し、発表・審査会を経て、協会から学生に事業を委託し、学生自らが事業を実施する。

【令和 7 年度認定事業】

・活水高等学校　平和学習部　「ジオラマプロジェクト」

・海星高等学校　国際平和交流団　「Kaisei International Exchange for Peace Program」

（ウ）　平和案内人の派遣

被爆の実相を次世代へ継承し、被爆建造物や原爆資料館等の解説・案内を通して、核兵器廃絶と恒久平和を訴える「平和案内人」を育成し派遣している。平成 16 年度の第 1 期生から令和 5 年度の第 8 期生まで育成した。8 期生は令和 6 年 5 月から活動を開始。

（第 1 期生から第 8 期生までの 161 人が登録し、活動している。）

〔令和 7 年度実施状況〕

区　分	利用・申込件数	利用者数	ガイド活動人数（延べ）
常駐ガイド	2,192 件	7,231 人	1,455 人
碑めぐりガイド	88 件	1,907 人	226 人
資料館予約ガイド	325 件	8,801 人	1,012 人
計	2,605 件	17,939 人	2,693 人

（エ）秋月グラント助成事業

被爆の継承や平和意識高揚のための事業を実施する団体等へ、初代理事長である(故)秋月辰一郎氏の名を冠した助成を行い、平和に関する事業・活動を支援する。

・被爆 80 年平和祈念「アンゼラスの鐘」中学生 1 万人鑑賞プロジェクト
・祈りの花瓶展 2025 ～8・9 ナガサキから世界へつむぐ～
・被爆 80 年平和朗読劇「あげん夕日は美しかとに」プロジェクト
・フィリピン・マニラ　ミリアム大学で原爆講話
・クスノキ ～わがごとをめざして～

（オ）共催・協賛・協力・後援事業

[共催]第 40 回長崎平和音楽祭 等　　計 4 件
[協賛]長崎ピース・プレナー・フォーラム　　計 1 件
[協力]「平和の旅へ」子どもたち歌い手募集　　計 1 件
[後援]国連と追悼する戦後（被爆）80 周年平和コンサート 等　　計 24 件

エ　会員・会費　　維持会員：個人加入　　（年額 3,000 円以上）
　　賛助会員：個人または団体加入（年額 1 口 10,000 円）
　　学生会員：個人加入　　（無料※令和 5 年 4 月 1 日から）

オ　会 員 数　　1,382 人（維持会員 1,088 人、賛助会員 178 人、学生会員 116 人）
　　（令和 7 年度末現在）

カ　受託事業

（ア）市からの受託事業

被爆体験次世代継承業務委託
・「県外原爆・平和展」
・「青少年ピースフォーラム」
・青少年ピースボランティア育成事業
・語り継ぐ被爆体験（家族・交流証言）推進事業

（イ）国からの受託事業

国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館運営事業業務委託

(2)　ＮＧＯ（非政府組織）との連携

近年、核兵器廃絶に向けた国際的なＮＧＯの活動が活発となるなか、本市においても、核兵器廃絶を求める市民団体、いわゆるＮＧＯとの連携による取り組みの重要性が認識され、平成 12 年 4 月に長崎

県、長崎市と（公財）長崎平和推進協会及び一般市民が連帯して「核兵器廃絶地球市民長崎集会実行委員会」が組織された。

同実行委員会は、長崎が核戦争被爆最後の地となることを願い、核兵器のない平和な 21 世紀の実現を目指して国際的な反核ＮＧＯの代表者などの参加を得て「核兵器廃絶―地球市民集会ナガサキ」を 2000 年、2003 年、2006 年、2010 年、2013 年、2018 年に開催し、2024 年には 7 回目という位置づけで「地球市民フェス 2024」を長崎スタジアムシティで開催した。

2024 年 11 月に開催された「地球市民フェス 2024」では、混迷を極める国際情勢や、深刻さを増す気候危機など、被爆者がこれまで大切にしてきた地球市民の視点が求められている時代に、音楽やスポーツ、料理などを楽しみながら地球市民としてつながり、語り合うことをテーマに延べ 7,017 人が参加した。

（参考）「地球市民フェス 2024」の内容

2024(令和6)年 11月23日～24日	地球市民フェス 2024 ・長崎スタジアムシティ	・トークセッション（8 項目） ・音楽ライブ（6 団体） ・スポーツ体験（4 団体） ・ワークショップ（7 団体） ・ＮＧＯブース（15 団体） ・平和の絵画コンクール表彰式 ・特別企画：2 企画（2 団体） ・参加人数：7,017 人

8　長崎市民平和憲章の制定

本市は原爆被爆都市の使命として核兵器の廃絶等をめざし、長崎市民の誓いとして、平成元年 3 月 27 日議会の議決を経て、長崎市民平和憲章を制定した。（憲章文は巻頭に掲載）

9　長崎市平和会館

(1)　所　在　地　　長崎市平野町 7 番 8 号

(2)　構　　造　　鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 1 階地上 5 階建

(3)　面　　積　　建築面積　1,159.87㎡　延床面積　4,995.09㎡

(4)　総 事 業 費　　18 億 4,300 万円（国庫補助 5 億 6,000 万円）

(5)　竣　　工　　昭和 56 年 5 月

(6)　各階の内容

5　　階	調光室、放送室
4　　階	観覧席（66 席）、映写室
3　　階	体育館兼集会場（650 席）
2　　階	収蔵庫、楽屋
1　　階	玄関ホール、長崎市野口彌太郎記念美術館展示場（平成 19 年 4 月開設）
中地階	シャワー室、機械室
地下 1 階	長崎市歴史民俗資料館展示場、事務所（平成 18 年 4 月開設）、機械室

10　長崎市永井隆記念館

永井隆博士は、戦後子どもたちのすさんだ心に明るい光をという願いから、昭和 25 年、私財を投じて「うちらの本箱」という図書室を作った。博士の死後、その考えに賛同したブラジル在留邦人 471 人の寄附金と市費によって「長崎市立永井図書館」が建設され、昭和 27 年 12 月に開館した。その後、博士の崇高な精神と偉業を永く記念するため、昭和 44 年 4 月、「長崎市立永井記念館」と改称し、博士の遺品や写真等も併せて展示するようになった。平成 12 年 4 月 5 日には、施設が老朽化したことから全面改築し、新たに「長崎市永井隆記念館」と改称して博士の遺徳を顕彰している。また、永井博士が療養をしていた「如己堂」が永井隆記念館に隣接して建っている。永井博士は二畳一間の如己堂で小説の執筆活動などをして過ごした。

管理運営は、平成 27 年までは、NPO法人長崎如己の会に委託し、平成 28 年度からは指定管理者制度により、同法人を指定管理者として指定し、運営を行っている。

(1)　所 在 地　　長崎市上野町 22 番 6 号

(2)　構　　造　　鉄筋コンクリート造 2 階建

(3)　面　　積　　敷地面積　479.04 ㎡　　延床面積　305.40 ㎡

(4)　改築工事費　8,805 万円

(5)　竣　　工　　平成 12 年 4 月

(6)　各階の内容

2　　階	図書室、談話室、閉架書庫
1　　階	展示室、視聴覚コーナー（映像ソフト、2 種類×4 音声、各 5 分）、事務室

(7)　観 覧 料　　個人（15 歳以上）200 円
※図書室のみの利用及び小中高校生は無料

(8)　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

(9)　休 館 日　　12 月 29 日～1 月 3 日

(10) 入館者数　　展示室 104,145 人、図書室 8,289 人(令和 7 年度)

(11) 講話実施回数　22 回（令和 7 年度）

11　長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎

被爆した城山国民学校校舎は老朽化に伴い昭和 50 年代に大半が解体されたが、地域の要望により北校舎階段棟が保存され、その後、児童の発案と慰霊会等の働きかけにより、平成 11 年に内部の一般公開を開始した。

平成 25 年８月に、「長崎原爆遺跡旧城山国民学校校舎」として国の文化財に登録され、平成 28 年 10 月３日、爆心地、浦上天主堂旧鐘楼、長崎医科大学門柱、山王神社二の鳥居とともに「長崎原爆遺跡」として国の史跡に指定された。

平成 29 年４月から城山小学校被爆校舎平和発信協議会を指定管理者として委託している。

(1) 所 在 地　　長崎市城山町 95 番地

(2) 構　　造　　鉄筋コンクリート造 3 階建て

(3) 延床面積　　483.68 ㎡

(4) 施設内容　　１・2 階展示スペース（被爆の惨状を示す焼け焦げた木煉瓦、授業を再開した当時の様子を描いたスケッチ等を展示）

(5) 観 覧 料　　無料

(6) 開館時間　　午前９時 30 分～午後４時 30 分（８/７～８/10 は午前８時 30 分～午後５時 30 分）

(7) 休 館 日　　12 月 29 日～1 月 3 日

(8) 入館者数　　24,819 人（令和 7 年度）

地　域　福　祉

民生委員・児童委員は、地域における社会福祉の推進役のひとつとして、社会奉仕の精神をもって、生活困窮者、高齢者、ひとり親、障害者など、援助を必要とする人からの相談を受け、関係行政機関と地域とのつなぎ役を担うなど、地域福祉を支える活動を行っている。

また、社会福祉協議会では、広く市民の日常生活上の心配ごと等の相談と解決に向けた支援を行うとともに、地域に密着した活動を長崎市社会福祉協議会支部、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア等と一体となって行うことにより地域福祉の向上に努めている。

なお、地域での「支え合いの力」をもっと強くし、地域と社会福祉協議会、市などが協働して地域課題に取り組む「みんなで、す～で！ながさき虹色プロジェクト【長崎市地域まちづくり計画】(令和８年度～令和12年度)」に基づき、今後さらなる地域福祉活動の推進を図る。

１　民生委員・児童委員（R8.4.1現在）

(1)　地区協議会数　49地区

(2)　定員　1,012人（うち主任児童委員91人）

(3)　現員　　934人（うち主任児童委員86人）

(4)　一人当たりの担当平均世帯数　222世帯

(5)　活　動　費

	個人活動費（年額）		地区活動費（年額）
会　　長	114,600円	一人当たり	34,000円
一　　般	68,100円	一地区当たり	200,000円

(6)　令和７年度民生委員・児童委員の活動状況（一人当たり月平均）

ア　内容別相談・支援件数

区分	在宅福祉	介護保険	健康・保健医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他	計
件数	0.1	0.0	0.4	0.1	0.3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3	0.5	2.0

イ　分野別相談・支援件数

区分	高齢者に関すること	障害者に関すること	子どもに関すること	その他	計
件数	1.2	0.0	0.5	0.3	2.0

ウ　その他の活動件数

区分	調査・実態把握	行事・事業・会議への参加協力	地域福祉活動・自主活動	民児協運営・研修	証明事務	要保護児童の発見の通告・仲介	計
件数	0.4	1.8	3.1	3.6	0.1	0.0	9.0

エ　訪問件数

区分	訪問・連絡活動	その他	計
件数	7.6	5.1	12.7

オ　連絡調整件数

区分	委員相互	その他の関係機関	計
件数	6.8	3.3	10.1

2　長崎市社会福祉協議会（R8.4.1 現在）

(1)　職員数　93 人

(2)　令和 8 年度当初予算　493,671,000 円

(3)　事業概要

ア　基盤整備

（ア）組織体制労務管理の強化

（イ）社協会員及び寄附金の募集

（ウ）各種募金運動の実施

（エ）広報啓発活動

（オ）老人憩の家香焼ひまわりの運営（市委託）

イ　地域支援

（ア）地域におけるささえあいのしくみづくりの推進

（イ）福祉活動団体への助成事業

（ウ）地域活動の担い手を対象とした各種研修会の実施

（エ）ボランティア活動の支援や福祉教育の推進

（オ）長崎市社会福祉大会の開催

ウ　相談支援

（ア）総合相談支援事業（しゃきょう“なんでも”相談）の実施

（イ）生活困窮者自立支援事業の実施（市委託）

（ウ）女性つながりサポート事業の実施（市委託）

（エ）日常生活自立支援事業の実施（県社協委託）

（オ）長崎市成年後見支援業務の実施（市委託）

（カ）独自の取組

ａ　しゃきょう福祉塾の開催

ｂ　アドバイザー弁護士

ｃ　緊急支援セーフティネット事業の実施

ｄ　家電バンク

ｅ　住居支援

ｆ　その他アウトリーチ活動

（キ）生活福祉資金貸付事業の実施（県社協委託）

（ク）福祉資金貸付事業の実施

（ケ）子育てサポート事業の実施

エ　介護サービス等

（ア）　地域密着型通所介護事業、介護予防通所介護相当サービス事業（デイサービス）の実施

（イ）ミニデイサービス事業（通所型サービス）の実施

（ウ）介護保険事業所管内の地域貢献事業の実施

（エ）居宅介護支援事業及び介護予防支援事業の実施（ケアプラン）

オ　災害支援

（ア）災害ボランティアセンター運営訓練の実施

（イ）災害ボランティアセンターに関する出前講座の実施

（ウ）災害ボランティアの養成研修の実施

（エ）災害ボランティアセンター運営協定締結団体との連絡会議

（オ）災害ボランティアセンター設置用アクションカードの作成

３　低所得者等の対策

(1)　生活福祉資金貸付制度（社会福祉協議会）

低所得者、障害者又は高齢者世帯に対し、修学費、療養費などの必要な資金を低利又は無利子で貸し付けるとともに、民生委員による必要な援助指導を行い、経済的自立と生活意欲の向上促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ろうとするもので、昭和 30 年度に創設以来内容の充実が進められている。申し込みについては、市社会福祉協議会を経由し県社会福祉協議会で決定される。

貸付資金の種類

ア　生活福祉資金

（ア）総合支援資金

（失業等により生活に困窮し、資金の貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯が対象）

①生活支援費（生活再建までの間に必要な生活費用）

②住宅入居費（住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用等）敷金、礼金等

③一時生活再建費（生活の再建に一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用等）

（イ）福祉資金

（日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要であると見込まれる費用）

①福祉費（技能習得のために必要な経費、住宅の移転費等）

②緊急小口資金（緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付ける少額の費用）

（ウ）教育支援資金（低所得世帯に属する者が対象）

①教育支援費（高等学校、高等専門学校、短期大学・専修学校、大学に就学するのに必要な経費）

②就学支度費（高等学校、高等専門学校、短期大学・専修学校、大学の入学に際し必要な経費）

（エ）不動産担保型生活資金

①不動産担保型生活資金

（低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金）

②要保護世帯向け不動産担保型生活資金

（要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸付ける資金）

イ　臨時特例つなぎ資金

臨時特例つなぎ資金（住居のない離職者を対象とする資金）

(2)　福祉資金貸付制度（市社会福祉協議会）

生活を維持できる定期収入はあるが、一時的に生活の維持困難となった世帯に無利子で貸付けを行う。ただし、連帯保証人を必要とする。

生　活　保　護

本市における生活保護の実施状況は、平成元年度から被保護世帯、被保護人員ともに毎年減少し、平成10年度保護率は1.22%と過去最低となったものの、その後は増加傾向に転じ、平成25年度は3.19%と過去最高を記録した。平成26年度から減少に転じ、令和7年度は2.93%となったものの、全国の保護率1.61%、長崎県1.97%と比しても依然として高い水準にある。

保護を取り巻く環境として、長崎県の経済は、個人消費は一部に物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復しつつあり、生産活動や雇用情勢の改善が見られるが、金利上昇に伴う企業・家計の動向のほか、中東情勢の展開が経済・物価に及ぼす影響を注視していく必要がある。

このような背景を踏まえ、これまで減少傾向であった長崎市の被保護世帯数・人員数について、今後の動向を注視する必要がある。

1　保護状況の推移

（各年度平均）

区分／年度	世帯数	人員	市保護率	県保護率	全国保護率
令5	9,205 世帯	11,628 人	2.95 %	2.03 %	1.63 %
6	9,117	11,410	2.94	2.00	1.62
7	9,065	11,244	2.93	1.97	1.61

2　扶助別保護の実施状況

（各年度平均）

区分／年度		全体	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
世帯	令5	9,205	8,104	7,649	356	1,887	7,931	0	235	14
	6	9,117	7,949	7,545	331	1,905	7,917	0	204	14
	7	9,065	7,846	7,443	316	1,964	7,838	0	178	14
人員	令5	11,628	10,344	9,629	538	1,959	9,594	0	265	14
	6	11,410	10,034	9,391	505	1,976	9,497	0	236	14
	7	11,244	9,812	9,177	487	2,027	9,351	0	205	14

※　保護停止分は除く。

3　扶助別保護費の支出状況

区分／年度	総額		生活		住宅		教育		医療		その他	
	金額	構成率	金額	構成率	金額	構成率	金額	構成率	金額	構成率	金額	構成率
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
令3	19,191,192	100	5,416,083	28.2	2,821,304	14.7	69,146	0.4	10,180,540	53.0	704,119	3.7
4	19,038,082	100	5,329,742	28.0	2,816,009	14.8	63,918	0.3	10,104,874	53.1	723,539	3.8
5	19,500,595	100	5,272,211	27.0	2,814,012	14.4	59,238	0.3	10,637,298	54.6	717,836	3.7
6	19,246,158	100	5,110,798	26.6	2,773,373	14.4	59,200	0.3	10,564,880	54.9	737,907	3.8
7	19,403,670	100	4,986,718	25.7	2,752,279	14.2	61,896	0.3	10,861,062	56.0	741,715	3.8

※　令和７年度は決算見込額

障　害　者　福　祉

平成 18 年度における「障害者自立支援法」施行に伴い、長崎市は、平成 19 年 3 月に、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を一体のものとして、「長崎市第 1 期障害福祉計画」を策定したが、障害福祉サービスにおいて抜本的な制度改正が行われたことから、同計画を見直し、平成 21 年 3 月に、「長崎市障害者基本計画（第 2 期)」と「長崎市第 2 期障害福祉計画」を一体的に策定した。

以降、障害者基本計画は 5 年ごと、障害福祉計画は 3 年ごとに改定しており、平成 28 年 6 月に児童福祉法が改正され、障害児福祉計画の策定が義務付けられたことから、「長崎市第５期障害福祉計画・長崎市第１期障害児福祉計画」（平成 30 年度～令和 2 年度）を策定し、令和６年３月には障害者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた「長崎市第５期障害者基本計画」（令和６年度～令和 10 年度）と、障害福祉サービス等の見込み量及び確保の方策等を定めた「長崎市第７期障害福祉計画・長崎市第３期障害児福祉計画」（令和６年度～令和８年度）を策定し、障害者施策の充実に努めている。

さらに、在宅サービスや日中活動の支援を行う障害福祉サービス事業や地域生活支援事業等の充実を図るとともに、地域で障害者等の相談に応じ、必要な支援を行う障害者相談支援事業所や、障害者が地域で安心して生活できるグループホーム等の整備を進め、平成 21 年度からは、福祉的就労を行う障害者の社会参加の促進と工賃アップを図るため、授産製品販売促進事業として障害者の店「チャレンジド・ショップはあと屋」の運営に取り組んでいる。

平成 25 年 4 月には障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法)」が施行され、「障害支援区分」の導入やサービスの対象拡大等が図られた。

また、平成 28 年度には「障害者差別解消法」が施行され、差別解消に向けた取り組みが強化されるとともに、「障害者総合支援法の一部を改正する法律」が段階的に施行され、平成 30 年 4 月から新たなサービスが追加された。

さらに、長崎市では、手話が言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進と普及に関する基本理念を定めるとともに、ろう者とろう者以外がともに生きる地域社会を実現することを目的として、長崎市手話言語条例を平成 31 年度に施行し、手話をしやすい環境を整備するための取り組みも、あわせて行っている。

１　障害者の状況

(1)　身体障害者手帳の交付状況　　(R8.3.31)

障害別＼級別	計	1	2	3	4	5	6
合　計	人 19,691	人 5,541	人 2,732	人 3,532	人 4,966	人 1,101	人 1,819
視　覚	1,469	538	527	77	85	173	69
聴覚・平衡	2,628	105	384	309	841	22	967
音声・言語・そしゃく	278	8	19	140	111	－	－
肢　体	8,298	1,417	1,704	1,576	1,912	906	783
内　部	7,018	3,473	98	1,430	2,017	－	－

(2)　知的障害者(児)の現況　　(R8.3.31)

区分＼障害等級		計	A	B
合計		人 4,754	人 2,004	人 2,750
知的障害者（児）	18歳以上	3,889	1,717	2,172
	18歳未満	865	287	578

(3)　精神障害者保健福祉手帳の交付状況　　(R8.3.31)

総数＼障害等級	1　級	2　級	3　級
6,252人	351人	3,422人	2,479人

2　障害児・者の施設福祉

(1)　施設入所支援

施設に入所・通所して社会生活に必要な知識・技術の習得を行い、又は療護を受ける障害者に対し支援を行う。

(2)　療養介護

医療と常時介護を必要とする障害者に対し、医療機関で機能訓練、療養上の管理、介護等の支援を行う。

(3)　就労移行支援

一般就労等を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより、就労等の見込まれる障害者への支援を行う。

(4)　就労継続支援

一般就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識・能力の向上のための訓練等の支援を行う。雇用契約等に基づき就労するＡ型、これ以外のＢ型の2種類がある。

(5)　就労定着支援

一般就労へ移行したことに伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者において、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う。

(6)　就労選択支援

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向のある障害者に対し、短期間の生産活動等の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識や能力の評価、就労に関する意向や就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又は評価等の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整や支援を行う。

(7)　自立生活援助

施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障害者における地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活面や健康面などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。

(8)　自立訓練

身体機能の向上（機能訓練）や生活能力の向上（生活訓練）のための訓練等の支援を行う。

(9)　生活介護

常時介護を必要とする障害者に対し、食事、入浴等の介護、生産活動や創作的活動の機会提供等の支援を行う。

(10)　児童発達支援

未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作、知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行う。

なお、平成 26 年 4 月に児童福祉法施行令が改正され、多子軽減措置が導入された。兄又は姉が保育園等に通園していることを要件として、第 2 子以降の児童発達支援を利用する児童の利用者負担上限月額が軽減されることとなった。

(11) 放課後等デイサービス

就学中の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための必要な支援等を行う。

(12) 保育所等訪問支援

障害児が通う保育所等を訪問し、保育所等における集団生活に適応するための専門的支援を行う。

(13) 高額障害児通所給付事業

一人の児童が障害児通所サービスを複数利用する場合、同じ世帯の中で複数の児童が障害児通所サービスを利用する場合及び障害児通所サービスと障害者総合支援法に基づくサービスを併用利用する場合等に、その合算額が利用者負担の月額を超えた場合に、その超えた額を支給する。

3 障害児・者の在宅福祉

(1) 重度訪問介護

日常生活を営むために常時介護を要する重度障害者に対し、訪問介護のサービスを提供する。

(2) 重度障害者等包括支援

寝たきり等、意思の疎通に著しい困難が伴う重度の在宅障害者に対し、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供する。

(3) 居宅介護

日常生活を営むのに支障のある障害者に対し、居宅において入浴、排泄及び食事の介護や家事等の援助を行う居宅介護サービスを提供する。

(4) 行動援護

日常生活を営む上で、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者に対し、外出の付き添いや介護など必要な援助を行う。

(5) 同行援護

視覚障害により移動に著しく困難を有する方の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の援助を行う。

(6) 居宅訪問型児童発達支援

障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重度の障害児において、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与等の支援を行う。

(7) 短期入所

在宅の障害者を介護している家族が、疾病等の理由により介護できない場合に、短期間の入所が必要な障害者に対し、介護や日常生活上の支援を行う。

(8) 共同生活援助

共同生活を行うグループホームで、相談その他の日常生活における援助等を受けながら生活する障害者に対し、主として夜間に介護や日常生活上の援助を行う。

(9) 計画相談支援

障害福祉サービス、地域相談支援を利用するすべての障害児者に対し、サービス等利用計画の作成、事業者との連絡調整、必要に応じたモニタリング等を行う。

(10) 障害児相談支援

障害児が通所サービスを新規又は継続して利用する際に、障害児支援利用計画の作成や必要に応じたモニタリング等を行う。

(11) 地域相談支援

ア 地域移行支援

障害者施設等入所者、精神病院入院の精神障害者が地域へ移行するための計画作成、住居の確保、関係機関等との調整などの支援を行う。

イ 地域定着支援

居宅で生活する単身等の障害者に対し、常時連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行う。

(12) 高額障害福祉サービス事業

同じ世帯で他にも障害福祉サービスを受けている者並びに障害福祉サービス及び介護保険・補装具等のサービスを受けている者について、その合算額が利用者負担の月額上限を超えた場合に、その超えた額を支給する。

(13) 補装具給付事業

身体障害児・者の日常生活の便宜を図るため、補装具の購入・借り受け・修理に要した費用を支給する。

(14) 相談員設置事業

障害者の更生援護に関し、本人又は保護者からの相談に応じ、関係機関への連絡や必要な援助を行う。

(15) 福祉緊急連絡装置設置事業

独居重度身体障害者の事故防止及び生命の安全を図るため、緊急通報装置の設置を行う。

(16) 配食サービス事業

障害、傷病等の理由により食事の調理が困難な身体障害者に対し食事の配達によるサービスを提供する。

4 障害者の地域生活支援

(1) 地域活動支援センター事業

ア 地域活動支援センター（Ⅰ型）

基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化を図るための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を実施するもので、委託して実施している。

イ 地域活動支援センター（Ⅱ型）

地域において就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施するもので、現在、障害福祉センターにおいて社会福祉法人長崎市社会福祉事業団に委託して実施している。

ウ 地域活動支援センター（Ⅲ型）

創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を実施するもので、従前の小規模作業所や地域活動所が同センターへ移行して実施している。

(2) 住宅入居等支援（居住サポート）事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、支援が必要な障害者について、入居等相談支援を行うもので、委託して実施している。

(3)　障害者相談支援事業

障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者等の相談に応じ、必要な情報の提供、連絡調整を行うもので、委託して実施している。

(4)　移動支援事業

社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行う。

(5)　日常生活用具給付事業

在宅の重度障害児・者に対し日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行う。

(6)　日中一時支援事業（日帰り短期入所型、タイムケア型）

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害児・者に活動の場を提供し、見守り、社会的に適応するための日常的な訓練等を行う。

(7)　訪問入浴サービス事業

入浴が困難な在宅の身体障害者に対し、訪問により居宅での入浴サービスを提供する。

(8)　成年後見制度利用支援事業

身寄りがなく、判断能力が十分でない知的障害者、精神障害者について市長が家庭裁判所に対し、後見人等の選任を求めて申し立てを行う。費用負担が困難な場合には、市が一部又は全額を本人に代わり負担する。また、市長申立以外の者の成年後見人等に就任した者において、家裁審判額の決定額によっては、後見人等への報酬の支払いが困難な場合があるため、その報酬を助成する。

(9)　精神障害者ピアサポーター人材活用事業

精神障害者が安心して自分らしい暮らしができるよう、当事者であるピアサポーターが経験者の視点で体験を活かした助言や支援を行い、ピアサポーターが活躍する場を拡大し、当事者の社会参加を促進する。

(10)　手話通訳者養成事業

聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、手話等の指導を行い、手話通訳者として養成する。

(11)　手話通訳者派遣事業

聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に出向くことが必要なとき、適当な付添人が得られないため、円滑な意思の疎通に支障がある場合に、手話通訳者を派遣する。

(12)　要約筆記者養成事業

聴覚障害者等の福祉に理解と熱意を有する者に、要約筆記等の指導を行い、要約筆記者として養成する。

(13)　要約筆記者派遣事業

聴覚障害者等が公的機関又は医療機関等に出向くことが必要なとき、適当な付添人が得られないため、円滑な意思の疎通に支障がある場合に、要約筆記者を派遣する。

(14)　盲ろう者向け通訳・介助員養成費（県との共同事業）

盲ろう者のコミュニケーションの支援や外出時の移動等を介助する通訳・介助員を養成する。

(15)　盲ろう者向け通訳・介助員派遣費（県との共同事業）

盲ろう者のコミュニケーションの支援や外出時の移動等を介助する通訳・介助員を派遣する。

(16) 自動車改造助成事業

重度の身体障害者が就労等のため自ら所有する自動車を改造する際に要する経費を助成する。

(17) 自動車運転免許取得助成事業

身体障害者が就職等のため運転免許を取得する場合にその費用の一部を助成する。

(18) 点字・声の広報等発行事業

点訳・音訳その他障害者にわかりやすい方法により、地方公共団体の広報、水道使用料、介護保険料などを定期的に障害者に提供する。

(19) 高額地域生活支援事業

地域生活支援事業と障害福祉サービス等及び障害児通所給付費の併給を受けている場合、その利用料を合算し、合算した額が障害福祉サービス等の月額上限額を超える場合、その超える地域生活支援事業の額を支給する。

(20) 基幹相談支援センター事業

社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置した基幹相談支援センターを設置し、委託相談支援事業所、計画相談・障害児相談支援事業所等と連携して困難事例対応や各事業所相談員に対する専門的指導・助言、人材育成の支援等の業務を総合的に行うもので、委託して実施している。

(21) 医療的ケア児レスパイト事業

在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の休息時間の確保や介護負担の軽減、きょうだい児と過ごす時間の創出を図ることを目的として、訪問看護事業者の看護師等が家族に代わって医療的ケアを伴う見守り等の支援を行う。

5　障害者の手当等給付

(1)　更生医療給付事業

身体障害者が手術等により障害の程度を軽くしたり、取り除いたり、進行を防ぐ医療について、その費用を給付する。

(2)　心身障害者福祉医療費支給事業

重・中度心身障害者が健康保険により診療を受けた場合に、病院等へ支払った負担金の一部を支給する。

ア　身体障害者手帳（1・2 級）及び療育手帳（A1・A2）所持者は、医療取扱機関ごとに、一部負担金の額から 1 日につき 800 円（1 ヶ月につき、1,600 円を限度）を差し引いた額（薬局の保険給付を受けたときは、一部負担金に相当する額）を支給する。

イ　身体障害者手帳（3 級）及び療育手帳（B1）所持者は、アの 2 分の 1 を支給する。

ウ　精神障害者保健福祉手帳（1 級）所持者は外来のみ対象

(3)　重度障害者福祉手当給付事業

在宅の 20 歳以上の重度障害者で、障害基礎年金及び特別障害者手当の支給要件に該当しない者のうち、日常生活において常時介護を要する者に支給する。

(4)　特別障害者手当給付事業

在宅 20 歳以上の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する者に支給する。（ただし、３ヶ月以上入院している者は除く。）

(5)　障害児福祉手当給付事業

在宅の 20 歳未満の重度障害児で、日常生活において常時介護を必要とする者に支給する。

６　障害者の社会参加促進

(1)　重度障害者福祉タクシー利用助成事業

在宅の重度身体障害者で車椅子利用者、視覚障害者（1 級）及び重度知的障害者にタクシー利用券等を交付する。（昭和 53 年 5 月から実施。なお、重度知的障害者については昭和 54 年 4 月、重度視覚障害者については昭和 61 年 10 月から実施。）

・対 象 者　本市内に住所を有する者で、次の各号のいずれかに該当するもの

ア　身体障害者手帳（1～2 級）の交付を受け、かつ車椅子を常時利用している者

イ　１級の視覚障害者で所得税非課税世帯に属し、かつ視覚障害 1 級の夫婦のみの世帯、視覚障害 1 級の単身世帯、又はこれらに準ずる世帯

ウ　療育手帳Ａ1、A2 の交付を受けている者

・助成内容　重度障害者福祉タクシー利用券（1 枚 500 円）48 枚を年 1 回交付する。車椅子利用者は、リフトと寝台付きタクシーのときは 1,370 円券として利用できる。

・利用枚数

区分／年度	車椅子利用者	視覚障害者	知的障害者	計
R7	7,814 枚	2,614 枚	2,991 枚	13,419 枚

(2)　交通費助成事業

障害児・者等の社会参加を促進するため、ＩＣカードによるバス、電車の助成又は利用券の交付によるタクシー、船舶、ガソリンの助成を年間 5,000 円相当額まで行う。

・対象者　ア　身体障害者手帳 1 級～3 級所持者

イ　身体障害者手帳 4 級～6 級所持者……70 歳以上

ウ　療育手帳所持者

エ　精神障害者保健福祉手帳所持者

(3)　障害児通学支援費（市単独）

特別支援学校小学部及び中学部等に通学する児童・生徒のうち、付添人がいなければ通学ができないにもかかわらず、付添人の体調不良等の理由により送迎ができず、本人の理由によらず児童・生徒が欠席せざるを得ない場合において、福祉タクシー等を利用して通学した際の利用料金を助成する。

・助成内容　対象児童・生徒が、福祉タクシー等を利用して通学した際に乗車した区間における運賃を助成し、年 11 回（登校又は下校の片道を 1 回とする）を上限とする。

(4)　移送支援サービス事業（市単独）

斜面地等に居住する障害者で、1 人で歩行が困難な者に対し、斜面地等移送支援事業者を派遣し、福祉施設の利用や通院などの外出の支援を行う。

(5)　運賃割引制度

身体障害者手帳又は療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の提示により、県内バス、ＪＲ、船、電車、

航空機及びタクシーの割引が受けられる（割引の要件等に関しては各運営会社で異なる）。

(6)　シンボルマークの配布

聴覚障害者が病院、銀行、郵便局及び市役所等の窓口で順番を待つ場合、呼び出しが聞こえないのを解消するため、市から配布されたシンボルマークを預金通帳等に貼付し、関係機関に提出することによって、順番がきたとき等その旨の連絡を受けるため使用するもの。

また、耳マークを窓口に設置し、聴覚障害者の対応の円滑化を図る。

(7)　ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

義足や人工関節を使用している方、内部障害の方、難病の方、発達障害の方、身体障害の方、精神障害の方、知的障害の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわかりにくい方で、周囲の方の配慮を必要としている方や、外見から配慮を必要としていることが分かる方のうちマークの利用を希望する方に配布する。

(8)　市内施設入館料等の減免

入館の際に受付で手帳を提示することで入館料等が減免となる。

7　発達障害児・者の支援（発達障害啓発事業）

発達障害児・者の支援のため、関係機関と連携し、発達障害に対する課題等を把握するとともに、講演会開催やパンフレット配布など発達障害に対する啓発活動を実施し、市民への理解の促進を図る。

8　市民等への手話への理解促進及び普及（手話普及啓発費）

ろう者が支障なく日常生活及び社会生活を送ることができるよう、市内中学校での手話講座などを実施し、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図り、手話を使用しやすい環境の整備に取り組む。

平成 31 年 3 月に「長崎市手話言語条例」を制定した。

9　その他の施策

(1)　障害者アート啓発事業

市民が障害者のアート作品に触れる機会を作り、障害者への理解を促進すると同時に、芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を推進する。

(2)　授産製品販売促進事業

障害者の店「はあと屋」の運営を通じ、福祉的就労を行う障害者の社会参加の促進と、授産製品の売上向上、工賃アップを図る。

一般社団法人チャレンジド・ショップはあと屋に委託して実施している。

(3)　障害者テレワークロボット就労促進事業

障害の特性により通所や通勤が困難な障害者が自宅等の遠隔地から分身ロボットを操作し、主に市庁舎 2 階（子育て関連フロア、障害福祉課）において、案内等の業務を行う。また、市庁舎 2 階のスペースで、福祉の店「はあと屋」の販売を行う際の商品説明や接客等の業務を行う。

10　長崎市障害福祉センター

長崎市障害福祉センターは、長崎市が市制 100 周年記念事業の一環として建設した「もりまちハートセ

ンター」の中に、在宅障害福祉の拠点的な施設として設けたもので、在宅の障害者等の福祉の増進を図ることを目的として、平成４年４月１日からサービスを開始した。

この障害福祉センターでは、相談・診療・療育・指導・リハビリテーション・スポーツ・レクリエーションの各分野で、専門性を有した柔軟かつ適切なサービスを総合的に提供するほか、障害者の就労に関する相談支援を行うなど、在宅の心身障害児・者の方々の自立の機会を図り、生きがいを高めることを目指して運営にあたっている。

また、地域住民や市民との交流・ふれあいの場を提供することにより、社会福祉の増進も図っている。

令和７年１０月１日には、障害福祉センター内にこどもの発達に不安を抱える保護者等への支援の総合窓口として長崎市こども発達センター「はーとのもり」を開設した。

なお、運営については、平成３年 11 月１日に長崎市が設立した「社会福祉法人長崎市社会福祉事業団」が、指定管理者として指定を受けて行っている。

(1)　所 在 地　　長崎市茂里町２番 41 号

(2)　建　　物　　・構　　造　　鉄骨鉄筋コンクリート造
・規　　模　　地下１階・地上８階建の「もりまちハートセンター」のうち、地下１階から５階まで及び７階、８階の一部
・延床面積　　「もりまちハートセンター」15,606.96㎡のうち、12,479.61㎡
・敷地面積　　7,000㎡
・建築面積　　2,601㎡

(3)　建設工事　　・着　　工　　平成元年 11 月１日
・竣　　工　　平成３年 10 月末日
・工事費等　　約 40 億８千万円（障害福祉センター分）
・用地購入　　約 11 億円（障害福祉センター分）

(4)　主な事業
・児童発達支援センター
・地域活動支援センター事業（Ⅱ型）
・相談支援事業
・診療所事業
・保育所等訪問支援事業
・身体障害者福祉センター事業（Ａ型）
・自立訓練（機能訓練）事業
・障害者就労支援相談所運営事業
・障害児等療育支援事業

高　齢　者　福　祉

高齢者人口及び高齢化率は、平均寿命の伸長や低い出生率を反映して上昇し続けており、平成 25 年には国民の約 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者という本格的な高齢社会を迎えている。

このような中、介護を社会全体で支える仕組みである介護保険制度が平成 12 年 4 月から施行され、平成 18 年度には大幅な改正が行われた。

長崎市では、高齢者が住みなれた地域社会で、いつまでも安心して生きがいを持って暮らしていけるよう「地域支援事業」をはじめとした各種の事業を実施している。

なお、市内における 65 歳以上の人口は令和 8 年 3 月末現在で 135,186 人（男 56,066 人、女 79,120 人）であり、うち援護を要する一人暮らし高齢者は民生委員の友愛訪問の実績によれば 3,769 人（男 691 人、女 3,078 人）となっている。

1　生活支援対策

(1)　友愛訪問

一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を民生委員が訪問し、日常生活の相談に乗り、助言を行う。

(2)　訪問理美容サービス事業

在宅の高齢者のうち、身体状況及び地域・交通事情等により、理容店や美容院に出向くことが困難である者に対し、出張による訪問理美容サービスを提供する。

ア　利用料　　理美容代金のみ自己負担（理美容院により料金は異なる）

(3)　日常生活用具給付事業

一人暮らしの高齢者等で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な者に対し、電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付する。

ア　利用料　　無料（市民税非課税世帯が対象）

(4)　高齢者安心火災警報器給付事業

一人暮らしの高齢者等で、心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な者に対し、火災警報器（無線式連動型に限る）及び屋外警報ブザーを給付する。

ア　利用料　　無料（市民税非課税世帯が対象）

(5)　ふれあい訪問収集事業

斜面地、路地奥及びエレベーターが設置されていない中高層住宅等に居住する事業対象者、要支援又は要介護認定を受けた一人暮らし高齢者等で、ごみ出しが困難な者に、戸別収集を実施するとともに安否確認を行う。

ア　利用料　　無料

(6)　移送支援サービス（事業対象者の方。ただし運動器機能低下該当者に限る。）

斜面地等に居住する外出が困難な高齢者の通院又は日常的な社会参加を支援する目的で、自宅から自力で移動可能な場所までの移送支援を行う。

ア　利用料　　1 回 100 円（片道で所要時間が 30 分未満を 1 回とする。）

(7)　避難行動要支援者支援事業

避難行動要支援者の新規把握、名簿の更新及び関係機関への情報提供を行い、地域における支援体制につなげる。

2　生きがい対策

(1)　老人クラブの育成事業

ア　老人クラブの結成及び助成状況（令和7年度）

○実　施　主　体　　長崎市老人クラブ連合会

○ク　ラ　ブ　対　象　　おおむね60歳以上で1クラブ15人以上

○クラブ設置数　　219クラブ（令和7年度）

○会　　員　　数　　9,848人　（令和7年度）

○助　　成　　金　　基本助成金

市老人クラブ連合会加入クラブは、会員数に応じて助成。

ただし、最低保障額60,000円

市老人クラブ連合会未加入クラブは年額46,560円

結成準備金　50,000円（新規結成時1回限り）

年間助成額（令和7年度）……14,617,056円

イ　市老人クラブ連合会への補助状況（老人社会奉仕団活動に対する補助を含む）

年間補助額（令和7年度）……15,853,086円

(2)　高齢者交通費助成事業（市単独）

ア　対　象　者　　交付年度中に満70歳以上の誕生日を迎える者（障害者を除く）

イ　助成の内容　　助成対象者の申請により、バス、電車等の利用によるＩＣカードへの助成(利用実績に応じたポイント還元：年 5,000 円)又は利用券(①～⑤うち、いずれか１つ)を配布。

①　タクシー利用券　　(200円券×25枚）1冊

②　船舶利用券（伊王島用）　(500円券×10枚）1冊

③　船舶利用券（高島用）　(800円券×7枚）　1冊

④　船舶利用券（池島用）　(370円券×14枚）1冊

⑤　コミュニティバス利用券　(100円券×50枚）1冊

ウ　開始年月日　　昭和55年7月1日

(3)　長寿祝金支給事業

ア　長寿祝金（市単独）

（ア）　支 給 内 容　　本市に引き続き1年以上住所を有している者で、99歳に達する者に5万円を支給。

（イ）　支 給 人 員　　313人（令和7年度）

（ウ）　支 払 方 法　　誕生月の末日に支給（受給者口座へ振込み）

（エ）　施　　行　　平成8年4月1日

(4)　敬老行事（敬老の日を中心に昭和 38 年から実施）

ア　老人ホーム等施設を市長及び市議会議長が訪問

イ　最高齢者及び最高齢夫婦を市長及び市議会議長が訪問

ウ　シルバー作品展

(5)　高年齢者就業機会確保事業

ア　事 業 主 体　　公益社団法人長崎市シルバー人材センター（昭和 56 年 12 月 22 日設立）

イ　事 業 内 容　　高齢者にふさわしい仕事を一般家庭・企業・官公庁等から請負又は委任により引き受け、それぞれに合った仕事を会員に提供し、会員自らが培った知識や経験を生かした仕事をすることで、高齢者の生きがいと福祉の増進を図る。

ウ　事 業 実 績　　会員 774 人、受注件数 4,840 件、就業延人員 14,338 人
受注契約額　339,766 千円（令和 7 年度）

3　施設福祉対策

(1)　養護老人ホーム入所措置事業

おおむね 65 歳以上の者で、環境上の理由及び経済的理由により、居宅で養護を受けることが困難な者を入所させる。

・入所対象者

次のア、イのいずれにも該当する場合に入所の措置を行う。

ア　環境上の理由

次の（ア）及び（イ）に該当していること

（ア）　健 康 状 態　　入院加療を要する病態でないこと。

（イ）　環境の状況　　家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

イ　経済理由

次のいずれかに該当していること

（ア）　生活保護世帯に属すること。

（イ）　当該高齢者の属する世帯の生計中心者が市民税の所得割を課せられていない者であること。

（ウ）　災害等のため当該高齢者の属する世帯又は生計中心者が、（ア）又は（イ）に相当する状態にあると認められること。

(2)　軽費老人ホーム事務費補助事業

60 歳以上（夫婦で入所する場合は一方が 60 歳以上であれば可）で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活する事が困難な者を低額な料金で入所させ、日常生活上必要な便宜を供与するため、その事務に要する費用の一部を補助する。利用者は、直接、施設との契約によって入所する。

ア　A型

食費などの生活費及び所得に応じた事務費を負担できる者が対象となる。

イ　ケアハウス

食費などの生活費、管理費及び所得に応じた事務費を負担できる者が対象となる。また、介護が必要になった場合は、在宅福祉サービスも利用できる。

(3)　生活支援ハウス運営事業

60 歳以上の高齢者で、原則として一人暮らし又は夫婦のみの世帯に属し、家族による援助を受けることが困難であり、高齢のため独立して生活することに不安がある者で、次の要件のすべてに該当する者について、生活支援ハウスへの入所決定を行う。

ア　自立して生活を行うことができるものの、日常生活において何らかの支援が必要であること（介護保険制度で要介護と認定されている者を除く。）。

イ　入院加療が必要でないこと、また、感染性疾患を有しないこと。

ウ　認知症等による問題行動が認められないこと。

(4) 老人ホームの設置状況 (R8.4.1)

施設の名称	開設年月	施設の種類	経営別	定員（人）	建物延面積	所在地
日見やすらぎ荘	昭和23年 4月	養護	社会福祉法人	50	1,644.51	宿町 616
ことのうみ	昭和29年 8月	〃	〃	50	2,309.97	琴海村松町 583-1
恵の丘	昭和43年 4月	〃	〃	30	848.00	三ツ山町 139－2
あいぎ荘	(昭和45年4月) H27.4.12移転	〃	〃	50	2,237.25	布巻町 1490
聖マルコ園	昭和45年 4月	〃	〃	50	3,059.11	西出津町 2235－3
なごみ荘	(昭和47年7月) H25.6.1移転	〃	〃	50	2,614.48	香焼町 563－17
なでしこ荘	(昭和36年7月) H11.10.1移転	特別養護	〃	55	2,673.31	西山台２丁目 32－47
永寿園	昭和48年 3月	〃	〃	50	1,610.29	以下宿町 1912
椿ヶ丘荘	昭和48年 4月	〃	〃	70	4,517.19	神浦丸尾町 1553
女の都山荘	昭和48年 4月	〃	〃	50	1,031.55	女の都１丁目 1597
琴の浦荘	(昭和49年5月) H25.4.1移転	〃	〃	50	3,645.13	琴海戸根町 743-47
長崎の家	昭和55年 4月	〃	〃	65	1,586.00	小江原１丁目 36－18
古賀の里	昭和59年 6月	〃	〃	80	1,787.80	古賀町 806－2
鶴舞苑	昭和59年10月	〃	〃	50	1,356.01	秋月町 389－1
三重の里	昭和61年 5月	〃	〃	50	2,965.66	樫山町 1470
びわの園	平成元年 4月	〃	〃	50	1,978.51	茂木町 2222
喜楽苑	平成 2年10月	〃	〃	50	2,334.82	竿浦町 945
プライエム横尾	平成 4年 7月	〃	〃	80	5,554.00	横尾３丁目 26－1
サンハイツ	平成 5年 4月	〃	〃	90	5,100.56	油木町 65－14
三和荘	平成 8年 3月	〃	〃	50	2,277.30	布巻町 792
オレンジの丘	平成 8年12月	〃	〃	50	2,578.32	ダイヤランド３丁目 31－8
恵珠苑	平成10年10月	〃	〃	80	5,086.13	田上２丁目 15－12
かたふち村	平成11年 9月	〃	〃	80	4,716.01	片淵３丁目 500－2
エルダーみずほ	平成12年 7月	〃	〃	50	2,241.04	岩屋町 45－1
いこいの園	平成12年 9月	〃	〃	50	2,460.97	牧野町 2168－5
牧島荘	平成13年 2月	〃	〃	50	2,222.54	牧島町 9－1
青葉苑	平成14年10月	〃	〃	50	2,752.48	戸町４丁目 7－17
ひこばえ	平成15年 7月	〃	〃	50	2,754.06	早坂町 1180－7
鶴舞苑Ⅱ	平成15年11月	〃	〃	100	4,276.23	大谷町 418－1
望星荘	平成15年11月	〃	〃	50	2,946.05	岩屋町 745－4
橘の丘	平成17年 2月	〃	〃	50	2,940.87	春日町 284－2
こえばる	平成17年10月	〃	〃	50	2,817.37	小江原４丁目 1－30
プレジールの丘	平成19年 3月	〃	〃	50	3,943.62	立山２丁目 16-5
もくれん	平成23年 4月	〃	〃	50	3,202.42	戸石町 1683

施設の名称	開設年月	施設の種類	経営別	定員（人）	建物延面積	所在地
サンク・ド・滑石	平成23年 1月	地域密着型特別養護	社会福祉法人	29	1,432.71	滑石５丁目 5-5
南陽の丘	平成23年 2月	〃	〃	29	2,109.53	蚊焼町 649-3
寿限無	平成23年 2月	〃	〃	29	2,329.43	琴海村松町 704-3
なの花	平成23年 3月	〃	〃	29	2,271.99	さくらの里２丁目 27-22
喜楽苑こもれ陽	平成23年 3月	〃	〃	20	1,034.65	竿浦町 923-1
みえ愛の郷	平成23年 4月	〃	〃	29	2,107.50	三京町 811-16
ﾓﾝ・ｻﾝ・ﾉｰﾙながさき	平成23年 4月	〃	〃	29	1,779.45	豊洋台１丁目 3-11
日見あけぼの荘	平成23年 5月	〃	〃	29	3,775.6	宿町 616-1
こくら庵	平成23年 7月	〃	〃	29	1,587.81	興善町 5-1
アスカ	平成23年 9月	〃	〃	20	1,409.94	みなと坂１丁目 5-1
サンハイツ青山中央	平成23年10月	〃	〃	29	1,259.55	青山町 14-1
山の木	平成24年 2月	〃	〃	29	1,780.30	横尾５丁目 9-18
みぎわほーむ	平成24年 4月	〃	〃	18	1,253.38	片淵１丁目 13-27
三重の里	平成26年4月	〃	〃	20	2,965.66	樫山町 1470
光る海	平成27年9月	〃	〃	29	4,006.09	野母町 2283-7
緑風	平成29年4月	〃	〃	29	2,301.35	風頭町 1-27
めざめ	平成29年11月	〃	〃	29	3,709.21	目覚町 7-2
サンハイツ城栄	令和 6年 3月	〃	〃	29	2,306.07	富士見町 23-13
琴の浦荘	令和 6年 3月	〃	〃	20	824.28	琴海戸根町 743-47
よつば	令和 6年 4月	〃	〃	21	3,462.37	滑石５丁目 9-38
ときわ荘	昭和49年 6月	軽費（A型）	〃	50	1,629.85	三ツ山町 138
老友荘	昭和 51 年 9 月	〃	〃	50	1,774.45	女の都１丁目 1592
日見微笑園	昭和56年11月	〃	〃	50	1,874.00	網場町 492－15
ケアハウス横尾	平成 6年 4月	軽費(ｹｱﾊｳｽ)	〃	50	2,876.60	横尾３丁目 26－2
ケアハウス大浜	平成 8年 7月	〃	〃	50	2,729.92	大浜町 934－1
ケアハウスリエゾン長崎	平成 8年 9月	〃	〃	50	3,466.57	江川町 100－1
ケアハウスさくらの里	平成10年 4月	〃	〃	50	3,090.97	三京町 1532
ケアハウスひこばえの苑	平成10年 8月	〃	〃	50	3,118.11	早坂町 1180－4
ケアハウスかおり	平成10年11月	〃	〃	50	5,138.37	三京町 811－33
ケアハウスみずほ	平成10年11月	〃	〃	50	3,359.25	岩屋町 45－1
ケアハウス城山台ソラール	平成10年12月	〃	〃	50	4,090.00	立岩町 34－16
ケアハウスサンハイツ	平成14年12月	〃	〃	19	960.40	油木町 65－14
ケアハウス稲佐の森	平成15年11月	〃	〃	50	2,775.76	大谷町 418－1
ケアハウスびわの園	平成17年 4月	〃	〃	50	2,936.77	茂木町 51－1
椿ケ丘	平成14年 1月	生活支援	社会福祉法人	12	490.54	神浦丸尾町 1553
恵珠苑	平成16年12月	〃	〃	20	942.46	田上２丁目 15－12
三重の里	平成17年10月	〃	〃	10	690.80	樫山町 1470

(5)　ゲートボール場の設置

ゲートボール場を、東望荘及び舞の浜荘に設置している。

(6)　老人福祉センター及び老人憩の家の設置

区分	名　　称	開設年月	建設費（千円）	構　　造	建物面積（㎡）	敷地面積（㎡）	利用定員（人）	(R7年度)一日平均利用(人)
老人福祉センター	あじさい荘（上銭座町）	S 44.4	48,860	鉄筋コンクリート造 2階建	862.03	2,152.02	200	48
	わかな荘（茂木町）	S 53.4	74,950	鉄筋コンクリート造 2階建	474.46	829.49	120	29
	すみれ荘（中園町）	S 56.7	127,270	鉄筋コンクリート造 2階建	915.22	3,673.13	160	90
	しらゆり荘（鶴見台1丁目）	S 57.4	100,750	鉄筋コンクリート造 2階建	509.95	787.15	120	44
老人憩の家	ひまわり荘（丸尾町）	S 47.5	48,530	鉄筋コンクリート造 2階建	619.45	898.45	120	30
	つばき荘（浪の平町）	S 48.5	29,530	鉄筋コンクリート造 2階建	468.38	1,539.00	120	34
	東望荘（田中町）	S 49.4	47,834	鉄筋コンクリート造 2階建	458.76	4,102.68	120	26
	さくら荘（立山1丁目）	S 49.5	48,910	鉄筋コンクリート造 3階建	508.00	585.35	120	14
	つつじ荘（白鳥町）	S 56.4	40,670	鉄骨造 2階建	231.00	3,670.60	60	23
	舞の浜荘（三京町）	S 59.4	57,700	鉄骨造 2階建	309.70	4,965.25	90	21
	式見荘（式見町）	H 6.1	112,290	鉄骨造 2階建	364.58	831.14	90	29
	香焼ひまわり（香焼町）	H 9.4	763,567	鉄筋コンクリート造 2階建（1階部分）	961.40（1階部分）	2408.07	200	38

※1 利用料金はすべて無料。

後期高齢者医療制度

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75 歳以上の方及び政令で定める障害に該当する 65 歳以上の方を対象とする医療保険事業として平成 20 年度に創設された。

都道府県単位で設立された後期高齢者医療広域連合が、保険料の決定及び医療費の支給など保険者として運営にあたる一方、市町村は、被保険者の資格取得・喪失に伴う異動届出受付、医療給付申請書等の受付事務及び保険料の徴収業務などを行っている。

1　制度の概要

(1)　保険者

長崎県後期高齢者医療広域連合（長崎県内の自治体により構成する特別地方公共団体）

(2)　対象者（被保険者）

75 歳以上の方及び 65 歳以上で一定の障害があり認定を受けた方

年　　度	後期高齢者医療被保険者数		
	75 歳以上	障害認定者	合計
令和 7 年度	人 74,296	人 231	人 74,527

(3)　保険料の状況

ア　保険料（令和 8 年度）被保険者 1 人あたり

保険料は、医療分と子ども・子育て支援金分（子ども分）の合計額(以下の料率等は県内均一)

・医療分　　所得割額（総所得金額－43 万円（基礎控除）×9.59%）＋均等割額 56,200 円

・子ども分　　所得割額（総所得金額－43 万円（基礎控除）×0.25%）＋均等割額 1,300 円

・保険料限度額　医療分 85 万円　，　子ども分 2.1 万円

イ　収納状況（令和 7 年度）

現年分　99.48%　　滞納繰越分　36.72%

(4)　保険料の軽減制度

ア　世帯の所得が少ない方に対する均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計	区分	軽減割合
43 万円 ＋10 万円×(給与所得者等の数※1 －１)以下の場合	医療分	7.2 割※2
	子ども分	7 割
43 万円＋(31 万円×被保険者数) ＋10 万円×(給与所得者等の数※1 －１)以下の場合	医療分	5 割
	子ども分	
43 万円＋(57 万円×被保険者数) ＋10 万円×(給与所得者等の数※1 －１)以下の場合	医療分	2 割
	子ども分	

※1　給与所得又は公的年金等所得がある方

※2　令和 8、9 年度については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 18 条に基づく 7 割軽減に加え、更に 0.2 割の減額を行う。

イ　社会保険の被扶養者であった方に対する軽減

これまで社会保険の被扶養者だった方は、所得割額の負担はなく、被保険者になってから 2 年間均等割額の 5 割を軽減する。

(5)　自己負担（医療機関の窓口で支払う額）

一般の方	1 割、ただし、低所得の方については軽減あり。
一定以上所得のある方	2 割（現役並み所得のある方を除く）
現役並み所得のある方	3 割、ただし、一定の収入未満であれば 1 割又は 2 割となる基準収入制度あり。また、一定の所得未満の方については軽減あり。

(6)　受けられる給付

ア　高額療養費の支給

1 か月に支払った医療費の自己負担額が高額になり一定の限度額を超えた場合は、超えた額が被保険者に支給される。

イ　高額医療・高額介護合算療養費の支給

世帯内で後期高齢者医療と介護保険の両方から給付を受けることによって、自己負担額が高額になったとき、両方の年間の自己負担額を合計して一定限度を超えた場合は、超えた額が被保険者に支給される。

ウ　特定疾病療養受療証の交付

高度な治療を長期間継続して受ける必要がある厚生労働大臣指定の特定疾病（人工透析を必要とする慢性腎不全ほか２疾病）の場合、申請に基づく特定疾病療養受療証を医療機関窓口に提示することにより、ひと月の自己負担額が 10,000 円までとなる。

エ　療養費の支給

医師が必要と認めたコルセット等の補装具代を全額支払ったとき、やむを得ない事情がありマイナ保険証又は資格確認書を提示せず病院窓口で医療費を全額支払ったときなどは自己負担分を除いた額が被保険者に支給される。

オ　訪問看護療養費

在宅診療を受ける必要があると医師が認め、訪問看護ステーションなどを利用したときに被保険者に支給される。（現物給付）

カ　健康診査

被保険者は年度内に 1 回、無料で健康診査を受けることができる。

キ　はり、きゅう施術費の一部助成

1 日 1 回 700 円、月 5 回まで被保険者に助成される。

ク　葬祭費の支給

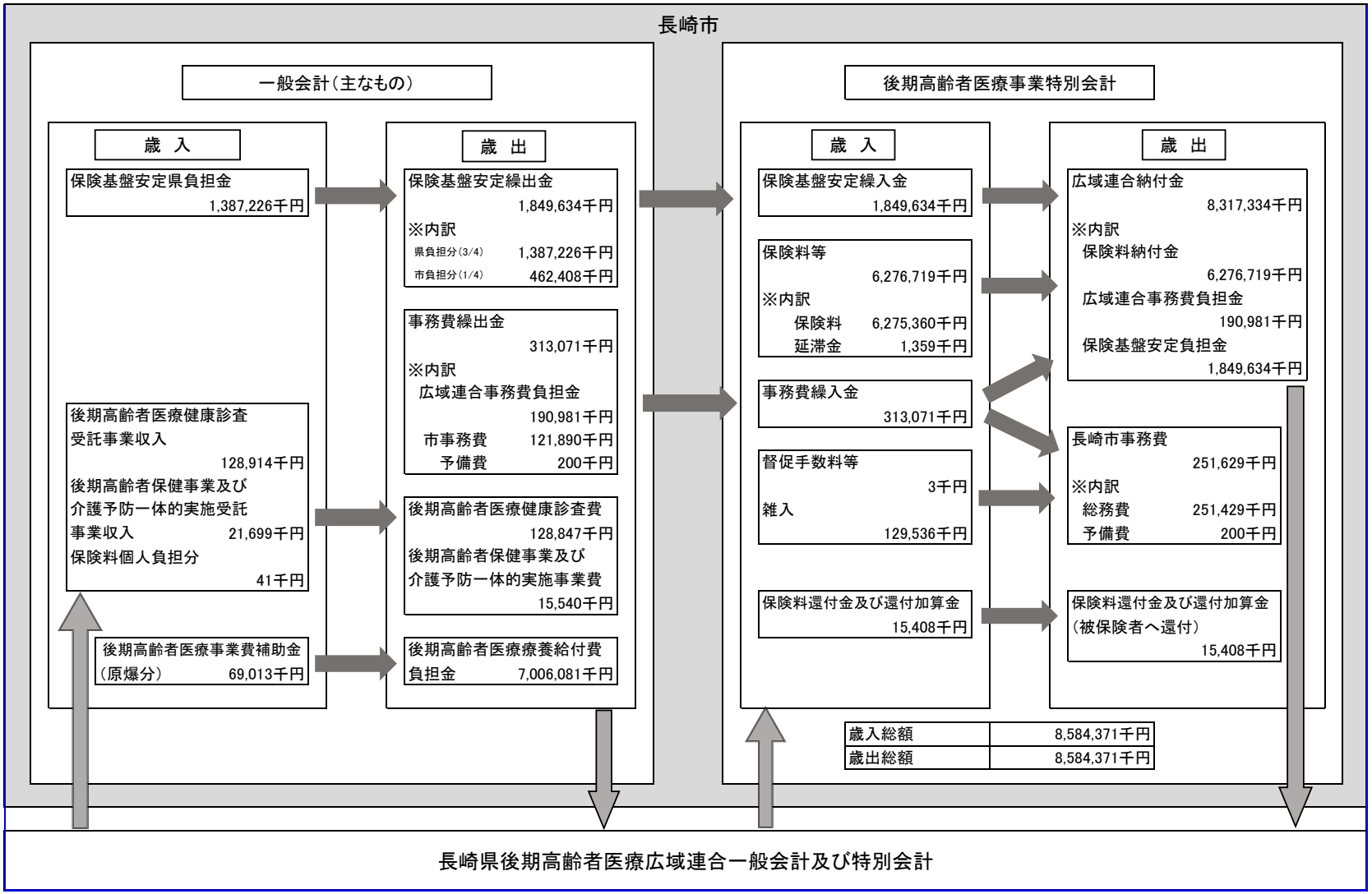
被保険者が死亡されたとき、葬祭を行った方へ 2 万円支給される。

ケ　健康支援（口腔ケア）

被保険者は年度内に 2 回まで、お口の健康指導を無料で受けることができる。

２　長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ

（令和８年度予算）



国 民 健 康 保 険

長崎市の国民健康保険事業は、昭和 33 年 10 月 1 日の発足から今日まで、地域医療保険として市民の医療の確保及び健康の保持・増進に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年は１人当たり医療費の増嵩、急速な高齢化の進展等に伴う財政基盤の弱化による慢性的な財政難に陥っており、「老人保健制度」の創設（昭和 58 年)、「退職者医療制度」の創設（昭和 59 年)、「保険基盤安定制度」の実施（昭和 63 年)、「国保財政安定化支援事業」の実施（平成 4 年)、「保険者支援制度」の創設（平成 15 年）などの措置がとられたが、事業運営はますます厳しいものとなっている。

このような中、平成 30 年 4 月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、都道府県が市町村とともに国保の運営を担うこととなり、制度安定化のための安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など、財政運営の責任主体となった。これにより、市町村は、都道府県が決定した国民健康保険事業費納付金に見合った保険料（税）を設定・徴収して都道府県に納付し、保険給付に必要な費用については、その全額を保険給付費等交付金として受け取る仕組みへと変わった。

１　令和８年度国民健康保険事業特別会計当初予算の概要

歳入				歳出			
区分	金額	構成比	対前年度増減率	区分	金額	構成比	対前年度増減率
	千円	%	%		千円	%	%
合計	48,460,554	100.0	△3.1	合計	48,460,554	100.0	△3.1
国民健康保険税	7,514,536	15.5	△0.6	総務費	348,610	0.7	△5.1
使用料及び手数料	10	0.0	42.9	保険給付費	35,984,485	74.3	△3.2
国庫支出金	1	0.0	0.0	国民健康保険事業費納付金	11,620,696	24.0	△2.4
県支出金	36,839,861	76.0	△3.5	保健事業費	389,526	0.8	△12.2
財産収入	3,653	0.0	125.1	基金積立金	3,653	0.0	125.1
繰入金	3,924,585	8.1	△5.4	諸支出金	103,584	0.2	△19.8
繰越金	1	0.0	0.0	予備費	10,000	0.0	0.0
諸収入	177,907	0.4	28.4				

※　令和７年度決算見込額　歳入 49,391,216 千円　歳出 49,160,620 千円　差引 230,596 千円

２　加入状況（令和 8 年 3 月 31 日現在）

区分	世帯数	人数
全市	204,669　世帯	383,154　人
うち国保加入数	52,196　世帯	72,663　人
加入率	25.5　%	19.0　%

3　保険税の状況

(1)　賦課割合と税率等（令和 8 年度）

区　　分	賦　課　割　合（%）				税　　率　　等			
	医療分	支援金分	介護分	子ども分	医療分	支援金分	介護分	子ども分
所　得　割	53.82	54.19	54.79	50.12	9.30%	3.30%	2.70%	0.32%
均　等　割（１人当たり）	30.63	30.44	30.13	34.85	27,700 円	9,700 円	9,500 円	1,180 円
平　等　割（１世帯当たり）	15.55	15.37	15.08	15.03	19,800 円	6,900 円	5,400 円	707 円

※　賦課割合は、本算定時

※　令和 8 年度から新たに「子ども・子育て支援金」の賦課・徴収が開始

※　子ども・子育て支援金分の均等割額は、18 歳以上均等割額 50 円含む

(2)　課税状況（令和 8 年度当初課税時）

区　　分	１人当たり保険税	１世帯当たり保険税
基　礎　課　税　分（医療分）	68,707 円	95,269 円
後期高齢者支援金分（支援金分）	24,392 円	33,821 円
介　護　納　付　金　分（介護分）	23,288 円	26,419 円
子ども・子育て支援金分（子ども分）	2,479 円	3,438 円

(3)　課税限度額（令和 8 年度）

区　　分	課税限度額
基　礎　課　税　分（医療分）	670,000 円
後期高齢者支援金分（支援金分）	260,000 円
介　護　納　付　金　分（介護分）	170,000 円
子ども・子育て支援金分（子ども分）	30,000 円

(4)　収納状況（令和 7 年度）

現年課税分　92.64%　　滞納繰越分　35.31%

4　保険給付の状況

(1)　給付割合（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区　　分	給付割合
義務教育就学前	8 割
義務教育就学から 70 歳未満	7 割
70 歳以上 75 歳未満の現役並み所得者以外	8 割
70 歳以上 75 歳未満（現役並み所得者）	7 割

(2)　高額療養費支給制度（令和８年８月１日から令和９年７月 31 日まで）

この制度はひと月ごと、保険適用分の医療費の負担額が、下表の額を超過した場合、その超過した分を保険者が負担するものである。

同じ月に 70 歳以上の人ではすべての負担、70 歳未満の人では各 21,000 円以上の負担が複数あった場合、その額を合算して下表の自己負担限度額を超えた分を支給する。

なお、70 歳以上の人と 70 歳未満の人が同一世帯の場合は、「ア 70 歳未満」の場合と同じ自己負担限度額を超えた分を支給する。

【医療費の自己負担限度額（月額）】※1　過去 12 か月間で高額療養費に該当する回数

※2　年収約 200 万円までの区分と確認できた人は 41 万円

ア 70 歳未満の場合

区分	所得要件	自己負担限度額（月額）	4 回目以降※1	年間上限
ア	住民税課税世帯（年間所得 901 万円を超える世帯）	270,300 円（医療費が 901,000 円を超えた場合は超えた分の 1%加算）	140,100 円	1,680,000 円
イ	住民税課税世帯（年間所得 600 万円超～901 万円以下の世帯）	179,100 円（医療費が 597,000 円を超えた場合は超えた分の 1%加算）	93,000 円	1,110,000 円
ウ	住民税課税世帯（年間所得 210 万円超～600 万円以下の世帯）	85,800 円（医療費が 286,000 円を超えた場合は超えた分の 1%加算）	44,400 円	530,000 円
エ	住民税課税世帯（年間所得 210 万円以下の世帯）	61,500 円	44,400 円	530,000 円 ※2
オ	住民税非課税世帯	36,900 円	24,600 円	290,000 円

イ　70 歳以上 75 歳未満の場合

区分（高齢受給者証負担割合）	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	年間上限
現役並みⅢ（３割） 年収約 1,160 万円以上 課税所得 690 万円以上	270,300 円（医療費が 901,000 円を超えた場合は超えた分の１％を加算）　（4 回目以降　140,100 円）※1		1,680,000 円
現役並みⅡ（３割） 年収約 770 万円～約 1,160 万円 課税所得 380 万円以上	179,100 円（医療費が 597,000 円を超えた場合は超えた分の１％を加算）　（4 回目以降　93,000 円）※1		1,110,000 円
現役並みⅠ（３割） 年収約 370 万円～約 770 万円 課税所得 145 万円以上	85,800 円（医療費が 286,000 円を超えた場合は超えた分の１％を加算）　（4 回目以降 44,400 円）※1		530,000 円
一般（２割） 年収約 156 万円～約 370 万円 課税所得 145 万円未満	22,000 円 （外来年間上限 216,000 円） 8 月 1 日～翌年 7 月 31 日まで	61,500 円 （4 回目以降 44,400 円）※1	530,000 円 ※2
Ⅱ（２割）住民税非課税世帯	11,000 円 （外来年間上限 96,000 円）	25,700 円 （4 回目以降 24,600 円）※1	290,000 円
Ⅰ（２割）住民税非課税世帯であって、収入が一定以下	8,000 円	15,700 円	180,000 円

(3)　高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額となった世帯に介護保険受給者がいる場合、医療保険と介護保険の年間の自己負担額を合算して下表の限度額を超えたときには、申請により超えた分を支給する。

基準日：7 月 31 日（毎年 8 月 1 日～翌年 7 月 31 日）

【医療費及び介護費の自己負担限度額（年額）】

ア 70 歳未満の場合　　【単位：円】

区分	ア	イ	ウ	エ	オ
限度額	2,120,000	1,410,000	670,000	600,000	340,000

イ 70 歳以上 75 歳未満の場合　　【単位：円】

区分	現役並み			一　般	低所得者Ⅱ	低所得者Ⅰ
	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ			
限度額	2,120,000	1,410,000	670,000	560,000	310,000	190,000

(4)　その他の給付

ア　出産育児一時金

1 件につき　※488,000円　　改正年月日　令和5年4月1日　（令和7年度実績：143件）

産科医療補償制度に加入している分娩機関での出産の場合は500,000円

※令和5年 3月31日出産分までは、1件につき408,000円（420,000円）

※令和3年12月31日出産分までは、1件につき404,000円（420,000円）

イ　葬　　祭　　費

1 件につき　　20,000円　　改正年月日　昭和54年12月1日　（令和7年度実績：548件）

(5)　給付諸率（令和 7 年度）　　※令和 7 年 3 月から令和 8 年 2 月診療分

受診率	2,129.4%
1 件当たり費用額	25,885 円
1 人当たり費用額	551,207 円
1 人当たり保険者負担額	406,732 円

5　保健事業の概要

(1)　特定健康診査・特定保健指導

糖尿病等の生活習慣病を予防するため、当該年度に 40 歳から 74 歳に達する被保険者に対して、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施する。

また、特定健康診査の結果、動機付け支援もしくは積極的支援に階層化された被保険者に対して特定保健指導を実施し、生活習慣の改善を促す。

令和 6 年度実績

特定健康診査　実施者数：20,315 人　実施率：36.1%

特定保健指導　実施者数：　1,031 人　実施率：57.0%

(2)　人間ドック・脳ドック助成制度

被保険者の健康の保持増進を図ることを目的に、当該年度に 30 歳から 74 歳に達する被保険者を対象として人間ドック・脳ドック受診費用の一部を補助する。１人につき 17,000 円補助

令和 7 年度実績

・30 歳～39 歳　12 人　・40 歳～74 歳　1,397 人　　合計　1,409 人

(3)　歯科健診助成制度

被保険者の健康の保持増進を図ることを目的に、当該年度に 2 歳から 6 歳（未就学児）及び 18 歳から 74 歳に達する被保険者を対象として歯科健診受診費用の一部を補助する。１人につき 3,400 円補助

令和 7 年度実績

・未就学児　0 人　　・18 歳～74 歳　87 人　　合計　　87 人

(4)　はり・きゅう施術費助成制度

被保険者が、はり・きゅうの施術を受けた場合、その施術料金の一部を補助する。

１回につき 700 円補助（月 5 回まで）　改正年月日　平成 24 年 4 月 1 日

令和 7 年度実績

1 術	70歳以上	1,932件	6,345回	2 術	70歳以上	1,638件	4,710回
	その他	2,790件	8,189回		その他	2,698件	7,681回

介　護　保　険

長崎市では、団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）となる 2025 年（令和 7 年）に高齢者人口はピークを迎え、2035 年（令和 17 年）には、後期高齢者人口がピークとなることが見込まれており、さらに、生産年齢人口が減少していく中で、2040 年（令和 22 年）には団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる。

この超高齢社会に対応していくためには、高齢・障害・子育て・生活困窮等の制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域の多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた取組みを進めていく必要がある。

そのような状況も見据え、高齢者が住み慣れた地域でそれぞれの状態に応じ、自立した日常生活を送れるよう、地域の実情に合った医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される「長崎版地域包括ケアシステム」を深化・推進し、長崎県医療計画とも整合性を図りつつ、介護保険制度の持続性を確保するため、令和 6 年度から令和 8 年度までを第 9 期の計画期間として「長崎市介護保険事業計画」を策定し、次の 8 点を基本方針として、事業の円滑な運営に努めていく。

① 長崎版地域包括ケアシステムの深化・推進

地域共生社会の実現に向けて取り組む中で、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムは、中核的な基盤であることから、地域の実情に応じて、医療、介護、介護予防、生活支援、住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者を地域全体で支えるための各種取組みを推進する。

② 自立支援・重度化防止に向けた介護予防の推進

高齢者の心身機能の維持・改善、日常生活の活動の向上、社会参加の促進により高齢者自身の生きがいや自己実現の取組みを支援し、生活の質を向上させるにあたり、地域支援事業において、リハビリテーション専門職をはじめ幅広い支援関係者と連携した地域における個々の状態に応じた切れ目のない支援により自立支援・重度化防止に取り組む。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業においては、運動・栄養・口腔の複合的なプログラムによる機能改善と多様な形態の事業所の参画を進めるとともに、効果的・効率的な事業運用に向け関係機関と協議し取り組む。併せて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を図る。

③ 人生会議（ＡＣＰ）の普及啓発

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、人生会議（ＡＣＰ）について、「元気なうちから手帳」を活用して、高齢者だけでなく幅広い世代への普及啓発に取り組むとともに、医療と介護の専門職への周知にも取り組む。

④ 権利擁護の推進

高齢者虐待の防止、早期発見と対応、本人や養護者双方への支援ができるよう、相談窓口の周知や専門的知見を踏まえた適切な支援等を行う。

また、適切な成年後見制度の利用につながるよう、中核機関による相談支援及び後見人等の担い手の育成・活動支援を行う。

更に、高齢者が地域で尊厳をもってその人らしい安心した生活を継続することができるよう、地域連携ネットワーク構築を推進する。

⑤ 介護サービス基盤の計画的な整備

高齢者が、介護が必要な状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、地域密着型サービスを中心に介護サービスの基盤整備を進める。また、中長期的な人口動態を考慮し、将来的に、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方を検討する。

⑥　介護人材の確保及び介護現場の生産性の向上

長崎県及び関係機関と連携し、介護人材の確保に向けた取組みを継続していくとともに、介護現場におけるＩＣＴ（情報通信技術）の活用による業務効率化及び文書削減による負担軽減を行い、生産性の向上を図る。

⑦　サービスの質の確保・向上

事業所・施設の安全対策、事業者の情報開示、ケアプランのチェック、介護サービス事業者の指導・監査を行うとともに、研修等を開催することで、サービスの質の確保及び向上を図る。

⑧　災害・感染症に対する備え

介護事業所等に対し、各種計画策定等の支援を行い、平時から災害・感染症発生時に備えるとともに、災害・感染症発生時においても、介護事業所等がサービスを継続して提供できるよう、関係機関と連携した支援・応援体制を整備する。

1　令和８年度介護保険事業特別会計当初予算の概要

歳入			歳出		
区分	金額	構成比	区分	金額	構成比
	千円	%		千円	%
保険料	9,972,869	19.7	総務費	825,308	1.6
分担金及び負担金	158	0.0	保険給付費	47,065,830	93.2
使用料及び手数料	2	0.0	基金積立金	46,315	0.1
国庫支出金	12,740,243	25.2	地域支援事業費	2,415,539	4.8
支払基金交付金	13,218,749	26.2	諸支出金	168,408	0.3
県支出金	6,812,067	13.5			
財産収入	46,315	0.1			
繰入金	7,555,444	15.0			
繰越金	1	0.0			
諸収入	175,552	0.3			
合計	50,521,400	100.0	合計	50,521,400	100.0

2　要介護・要支援認定

平成 11 年 10 月に設置された「長崎市介護認定審査会」は、令和 8 年 4 月 1 日現在、保健、医療、福祉の学識経験者 4 人からなる 31 の合議体で構成され（委員定数 150 人以内）、各合議体で公正かつ客観的な審査・判定が実施されている。特に、認知症の症例のある事例の審査・判定については、専門委員（精神科医）が審査に参加している。

(1)　要介護・要支援認定者数（実数：令和 8 年 3 月末現在）　（単位：人）

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
2,956	4,225	8,255	4,934	3,953	3,290	2,174	29,787

3　介護保険給付

介護保険の給付には、保険料・公費を財源として全国共通で行われる介護給付・予防給付と長崎市が独自に第 1 号被保険者の保険料を財源として実施する市町村特別給付の「移送支援サービス」（愛称「いこーで」）がある。

(1)　介護給付・予防給付（介護保険サービス）

ア　居宅サービス等の給付実績（令和７年度）

		介護保険事業計画の推計値	令和７年度給付実績
1	居宅介護・介護予防サービス		
	訪問介護	970,320 回	644,152 回
	訪問入浴介護	4,824 回	4,728 回
	訪問看護	332,376 回	246,574 回
	訪問リハビリテーション	152,832 回	63,570 回
	通所介護	552,216 回	539,355 回
	通所リハビリテーション	343,824 回	334,976 回
	介護予防通所リハビリテーション	15,444 人	13,788 人
	福祉用具貸与	132,996 人	125,415 人
	短期入所生活介護	366,420 日	328,461 日
	短期入所療養介護	17,292 日	18,745 日
	居宅療養管理指導	43,788 人	66,417 人
	特定施設入居者生活介護	7,932 人	7,583 人
2	特定福祉用具販売	2,508 人	2,745 人
3	住宅改修	2,460 人	2,057 人
4	居宅介護・介護予防サービス計画	205,536 人	198,794 人
5	移送支援サービス	114,855 回	93,546 回
6	特定入所者介護サービス	－	33,587 件

イ　地域密着型・地域密着型介護予防サービスの給付実績（令和７年度）

	介護保険事業計画の推計値	令和７年度給付実績
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,468 人	3,742 人
夜間対応型訪問介護	48 人	31 人
認知症対応型通所介護	51,528 回	49,033 回
地域密着型通所介護	289,272 回	291,397 回
小規模多機能型居宅介護	9,576 人	9,300 人
認知症対応型共同生活介護	14,352 人	12,716 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	6,300 人	6,039 人
看護小規模多機能型居宅介護	2,376 人	1,471 人

ウ　施設サービスの給付実績（令和７年度）

	介護保険事業計画の推計値	令和７年度給付実績
介護老人福祉施設	19,800 人	18,583 人
介護老人保健施設	15,252 人	15,422 人
介護療養型医療施設	－	－
介護医療院	756 人	664 人

(2)　市町村特別給付（移送支援サービス）

市町村特別給付の移送支援サービス（愛称「いこーで」）は要介護・要支援認定を受けた方が通院、買物等、日常生活で外出したり、通所サービス、短期入所サービス、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護サービス等を利用する際に自宅から車道までの移動に介助が必要な場合に移送介護員（介護福祉士及び介護員養成研修修了者で市が主催する研修会を修了した者）が移送支援の介助を行うサービスである。利用者の負担額は 30 分未満を 1 回とし移送介護員 1 人につき、1 回あたり 100 円で、30 分を増すごとに 100 円が加算される。なお、利用回数は通所サービスや短期入所サービス、小規模多機能型居宅介護複合型サービス等利用時は居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に定められた回数が利用でき、通院、買物等の際は 1 月 24 回が限度となる。

ア　移送サービス利用者登録人数（令和 7 年度末）　1,533 人

イ　利用目的の登録状況（令和 7 年度末）

買い物・通院等　1,506 件

通所サービス等　741 件

(3)　高額介護サービス費

同じ月内に受けた介護保険サービス等の利用者負担額（1～3 割）の合計（同じ世帯に複数の利用者がいる場合は世帯の合計額）が、利用者負担の上限額を超えた場合、その超えた分について高額介護サービス費等として支給される。

自己負担の限度額(月額)

区分		限度額
年収約 1,160 万円以上の方		14 万　100 円(世帯)
年収約 770 万円以上 1,160 万円未満の方		9 万 3,000 円(世帯)
年収約 383 万円以上 770 万円未満の方		4 万 4,400 円(世帯)
上記以外の市民税課税世帯の方		4 万 4,400 円(世帯)
世帯全員が市民税非課税で	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 82.65 万円を超える方等	2 万 4,600 円(世帯)
	・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が82.65 万円以下の方等	2 万 4,600 円（世帯） 1 万 5,000 円（個人）
生活保護の受給者の方等		1 万 5,000 円（個人）

(4)　高額医療合算介護サービス費

医療保険と介護保険の自己負担額が高額になったときは、両制度の限度額を適用した後に、世帯内で 1 年間の自己負担合計額が下記表の自己負担額を超えた場合に、超えた分について、高額医療・高額介護（介護予防）サービス費等として支給される制度。

〈合算対象期間　8 月 1 日～翌年度 7 月 31 日〉

70 歳未満の方

区分		限度額
基準総所得額	901 万円超	212 万円
	600 万円超～901 万円以下	141 万円
	210 万円超～600 万円以下	67 万円
	210 万円以下	60 万円
市民税非課税世帯		34 万円

（※）後期高齢者医療制度の対象者も含む。

70 歳以上の方（※）

区分		限度額
現役並み所得者（課税所得 145 万円以上の方）		
課税所得	690 万円以上	212 万円
	380 万円以上 690 万円未満	141 万円
	145 万円以上 380 万円未満	67 万円
一般（市民税課税世帯の方）		56 万円
低所得者（市民税非課税世帯の方）		31 万円
	世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が 0 円になる方（年金収入のみの場合 82.65 万円以下の方）	19 万円

(5)　低所得者の利用料減額

介護保険施設に入所されている方の利用負担額や食費、居住費について低所得者に対する減額措置がある。

ア　介護保険利用者負担額減額・特定負担限度額認定

特別養護老人ホームの利用者のうち、介護保険制度施行前の措置制度の時から入所している人（旧措置入所者）の利用者負担額及び食費・居住費の減額制度については、平成 21 年度末までの経過措置であったが、平成 22 年 3 月に延長法案が成立し、引き続き本制度の利用が可能となった。

イ　負担限度額

所得の低い方が介護保険施設に入所したり、ショートステイを利用する場合に、所得に応じて食費・居住費が減額される制度。

居住費・食費の自己負担限度額（1 日あたり）

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	食費		居住費			
			施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第 1 段階	市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給の方か、生活保護受給の方	単身：1,000 万円以下 夫婦：2,000 万円以下	300 円	300 円	880 円	550 円	特養等 380円 老健・医療院等 550円	0 円
第 2 段階	市民税非課税世帯であって、前年の合計所得金額等（※1）が、82.65 万円以下の方	単身：650 万円以下 夫婦：1,650 万円以下	390 円	600 円	880 円	550 円	特養等 480円 老健・医療院等 550円	430 円
第 3 段階①	市民税非課税世帯であって、前年の合計所得金額等（※1）が、82.65 万円超 120 万円以下の方	単身：550 万円以下 夫婦：1,550 万円以下	680 円	1,030 円	1,370 円	1,370 円	特養等 880円 老健・医療院等 1,370円	430 円
第 3 段階②	市民税非課税世帯であって、前年の合計所得金額等（※1）が、120 万円超の方	単身：500 万円以下 夫婦：1,500 万円以下	1,420 円	1,360 円	1,470 円	1,470 円	特養等 980円 老健・医療院等 1,470円	530 円 （※2）

（※1）前年の合計所得金額等：前年の合計所得金額、課税年金収入額及び非課税年金収入額の合計額

（※2）老健・医療医院等で室料を徴収しない場合は 430 円

(6)　介護保険事業特別対策費（低所得者利用者負担軽減費）

ア　障害者ホームヘルプサービス利用者に対する軽減措置

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が 0 円となっていた者で次の①②のいずれかに該当する者については利用者負担 10%を 0%に減免する。

①　65 歳になる以前のおおむね 1 年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者で、65 歳から介護保険の対象となった者

②　特定疾病によって生じた身体又は精神上の障害が原因で要支援・要介護の状態となった 40～64 歳の者

イ　社会福祉法人による生活困難者等に対する利用者負担の軽減等

低所得世帯で特に生計が困難である者及び生活保護受給者に対して介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担を軽減する場合、その負担した額が総収入の一定の割合を超えた社会福祉法人に対して市町村が支援する。

(7)　受領委任払い制度の実施

介護保険では利用したサービスにかかった費用の 1～3 割が自己負担となっているが、中には一旦全額自己負担し、その後、市から利用者の方へ 9～7 割分を支給する「償還払」となっているものがある。その場合、一時的とはいえ利用者の方のご負担が大きくなることから、長崎市では独自に初めから 1～3 割の負担で利用できるよう受領委任払いの制度を設けている。

【受領委任払いが利用できるサービス等】

・高額介護サービス費　（平成12年 4月制度開始）

・福祉用具購入費　（平成12年12月制度開始）

・住宅改修費　（平成12年12月制度開始）

4　地域支援事業

(1)　介護予防・生活支援サービス事業

ア　訪問型サービス（第 1 号訪問事業）

（ア）介護予防訪問介護相当サービス事業

介護予防を目的に、要支援者及び事業対象者に対して、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行う。

a　利用料　　所得に応じて、サービスに要する費用（サービス費）の1割～3割負担（1月あたり1,201円～）

（イ）生活援助サービス事業

一人暮らし又は高齢者のみの世帯等で、家族が疾病や障害等により、家事支援が難しい要支援者及び事業対象者に対して、介護予防を目的に生活に必要な掃除、洗濯、調理等の家事の支援を週 2 回まで行う。

a　利用料　　所得に応じてサービスに要する費用（サービス費）の1割～3割負担（1回あたり216円～）

（ウ）住民主体型訪問サービス事業

ゴミ出し、草むしり、花の水やり等の簡易な家事支援が必要な要支援者及び事業対象者に対して、地域住民が主体となって行う。（今後実施予定）

（エ）短期集中型訪問サービス事業

a　栄養改善指導

栄養状態の改善の必要がある要支援者及び事業対象者に、管理栄養士による訪問指導を実施する。

（a）　利用料　　無料

b　口腔改善指導

口腔機能低下のおそれがある要支援者及び事業対象者に、歯科衛生士による訪問指導を実施する。

（a）　利用料　　無料

c　リハビリテーション専門職指導

うつ、閉じこもり、認知症のおそれのある要支援者及び事業対象者に、リハビリテーション専門職等がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導等を行う。

（a）　利用料　　無料

イ　通所型サービス（第１号通所事業）

（ア）介護予防通所介護相当サービス事業

介護予防を目的に、通所により、身体介助や生活援助、見守りが必要な要支援者及び事業対象者に対して、食事、入浴その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練を行う。

a　利用料　　所得に応じて、サービスに要する費用（サービス費）の1割～3割負担（1月あたり1,824円～）

（イ）ミニデイサービス事業

生活援助や見守りが必要な高齢者に対し、機能訓練やレクリエーションなどを半日（３～５時間）程度で行う。

a　利用料　　所得に応じて、サービスに要する費用（サービス費）の1割～3割負担（1月あたり358円～）

（ウ）住民主体型通所サービス事業（高齢者ふれあいサロン）

高齢者が地域の身近な場所で自主的に集い、交流する場として高齢者ふれあいサロンを開設し、その活動を支援する。

（エ）短期集中型通所サービス事業

要支援者及び事業対象者に対し、通所による運動器及び認知の機能低下の予防・向上を図り、生活機能の低下を防止する。

a　利用料　　無料

ウ　総合支援配食サービス事業

低栄養等、栄養状態改善の必要性がある一人暮らし又は高齢者のみの世帯の要支援者及び事業対象者のうち、個人の日常生活における食事のみによっては、栄養状態が改善しないと見込まれ、かつ、安否確認が必要な者に対して、定期的に居宅に訪問し、栄養のバランスのとれた食事を提供する。

（ア）利用料　　1 食 270～620 円

エ　介護予防ケアマネジメント事業

要支援者（介護予防サービスを受けていない者に限る。）及び事業対象者の状態を踏まえて、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を行い、自立意欲の向上につなげられるよう介護予防ケアマネジメントを実施する。

(2)　一般介護予防事業

ア　介護予防把握事業

地域包括支援センターや民生委員、地域住民等から収集した情報を活用して、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を早期に発見し、住民主体の介護予防活動へつなげる。

イ　介護予防普及啓発事業

介護予防の重要性について、普及啓発を図る。

ウ　口腔ケア指導事業

全高齢者を対象として、歯科衛生士による口腔機能向上のための教育と口腔清掃指導等を行う教室を開催する。

（ア）利用料　　無料

エ　生涯元気事業

地域において運動を中心に介護予防に関する具体的な実践方法を紹介する機会を提供し、高齢者が地域の仲間と共に、自ら健康づくりに取り組み、長く元気で生活できるよう支援を行う。

（ア）利用料　　無料

オ　地域活動支援事業

（ア）介護予防ボランティア育成事業

介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修、介護予防に資する地域活動の支援を行う。

（イ）地域支援ボランティアポイント事業

市所定の研修を修了した 40 歳以上の方を対象として、日々のボランティア活動を通じて積極的に地域に貢献することを奨励・支援する。

カ　生活・介護支援サポーター事業

市民の主体性にもとづき運営される高齢者ふれあいサロンや施設等で行うボランティア活動の担い手として、生活・介護支援サポーターを養成する。

キ　一般介護予防事業評価事業

介護予防事業の事業評価を行う。

ク　地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取り組みへのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

(3)　包括的支援事業

ア　包括的支援事業

介護予防事業のマネジメント、介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、支援困難ケースへの対応等の権利擁護事業並びに包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施する。

イ　在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護の連携体制の構築、充実を図るため、医療・介護の関係者の連携を推進する。

ウ　生活支援体制整備事業

高齢者の在宅生活を支援するために、地域の実情に応じた地域住民相互の支え合い活動の推進役として生活支援コーディネーターを配置するとともに、多様な主体間の情報共有及び連携づくりによるネットワーク構築を行いながら、生活支援体制（地域の支え合い）の仕組みづくりを推進する。

エ　認知症総合支援事業

医療機関、介護サービス事業者及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援並びに認知症の人及びその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を地域包括支援センターへ配置するとともに、認知症の人の家族に対する支援を行う。また、認知症高齢者に係る早期診断及び早期発見対応に向けた支援体制として認知症高齢者及びその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム事業を実施する。

オ　地域ケア会議推進事業

介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とし、地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議を開催する。

(4)　任意事業

ア　介護適正化特別対策事業

介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものとなっているかどうか検証し、介護サービス事業者に対して指導助言を行う。

イ　徘徊高齢者等家族支援事業

認知症の要介護被保険者が徘徊した場合に、早期に発見できるシステムを活用し、その居場所を家族等に伝え、事故の防止を図るなど家族が安心して介護できる環境を整備する。

（ア）駆けつけ付きサービス　利用料　　1月1,320円（別途、サービス利用に応じた費用負担あり）

（イ）保険付きサービス　　利用料　　1月3,300円

ウ　家族介護支援事業

（ア）介護用品の支給

要介護4以上と判定された在宅の要介護被保険者であって、市民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族又は要介護3と判定された在宅の要介護被保険者であって、要介護認定における認定調査票において、「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当し、かつ、市民税非課税世帯に属する方を現に介護している家族に対して、介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、おしりふき、ポータブルトイレ用消臭剤、防水シーツ）を支給する。（支給限度額　月額5,000円）ただし、支給月に1日以上在宅の場合に限る。

（イ）介護者慰労金支給事業

要介護 4 以上と判定された市民税非課税世帯に属する在宅の要介護被保険者であって、過去 6 ヵ月間（入院期間を含まない。）介護保険サービス（1 ヵ月間程度のショートステイの利用を除く。）を利用していない方を現に介護している家族に対して、介護者慰労金（年額 100,000 円）を支給する。

（ウ）家族等介護教室・在宅介護リフレッシュ支援事業

在宅で高齢者を介護している家族と今後家族の介護をする予定のある市民を対象に、健康づくりや介護に関する知識・技術を習得するための教室を開催する。

また、在宅で高齢者の介護をしている家族を対象に、介護者自身の健康づくりに関する講習会や介護者同士の交流を通し、リフレッシュの機会を提供する。

エ　成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等で親族による成年後見人の選任の申立てが見込めない場合等に、市長が親族に代わり家庭裁判所に成年後見人の選任の申立てを行うこと等により、安定した生活の継続を支援する。また、関係機関との情報交換等を行い、制度をより有効的・効果的に利用できる体制を整える。

オ　高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅へ居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣し、相談・助言を行う。

（ア）利用料　　所得に応じて負担あり

カ　介護相談員派遣事業

介護相談員を派遣し、介護保険サービス利用者の声を聞き、相談等に応じる。

キ　要介護者配食サービス事業

要介護状態と判定された単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、訪問介護サービス等での食の確保や栄養バランスが保てず、自立支援の観点からサービスを利用することが適切であり、かつ、安否確認が必要である者に対して、定期的に居宅に訪問し栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行う。

（ア）利用料　　1 食 270～620 円

ク　緊急通報システム事業

おおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する高齢者であって、身体的及び環境的要因により緊急通報装置の設置が必要な者に対して、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図られるよう、緊急通報装置を設置する。

（ア）利用料　　1 月 514 円

ケ　認知症地域支援体制整備事業

認知症になっても住み慣れた地域で継続して生活できるよう、市民意識の向上を目的とした啓発活動の推進及び地域の関係団体・事業所間のネットワーク構築を図る。

5　介護保険料

(1)　第 1 号被保険者（65 歳以上）の保険料

ア　長崎市の介護サービスに要する費用の見込額をもとに、第 1 号被保険者の保険料の基準額を算定す

る。

$$\text{基準額（年額）} = \frac{\text{長崎市の介護サービスの総費用のうち第１号被保険者負担分}}{\text{長崎市の第１号被保険者の人数}}$$

イ　所得段階別の保険料

保険料は、毎年度の初日（４月１日）の世帯の市民税の課税状況と被保険者の方の所得に応じて段階的に決められている。

所得段階	対　　象　　者	計算方法	年間保険料
第１段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入額＋合計所得金額が 82.65 万円以下	基準額×0.285	23,300 円
第２段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入額＋合計所得金額が 82.65 万円超 120 万円以下	基準額×0.485	39,600 円
第３段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年中の課税年金収入額＋合計所得金額が 120 万円超	基準額×0.685	55,900 円
第４段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年中の課税年金収入額＋合計所得金額が 82.65 万円以下	基準額×0.90	73,400 円
第５段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年中の課税年金収入額＋合計所得金額が 82.65 万円超	基準額 (81,600 円)	81,600 円
第６段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 120 万円未満	基準額×1.20	97,900 円
第７段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	基準額×1.30	106,000 円
第８段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	基準額×1.50	122,400 円
第９段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満	基準額×1.70	138,700 円
第 10 段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満	基準額×1.90	155,000 円
第 11 段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満	基準額×2.10	171,300 円
第 12 段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	基準額×2.30	187,600 円
第 13 段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が 720 万円以上	基準額×2.40	195,800 円

ウ　介護保険料の減免

次の理由により、保険料を納めることが困難であると認められた場合は、保険料が減免される。

（ア） 災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

（イ） 生計を主として維持する者の死亡、又は心身の重大な障害、長期間入院により、収入が著しく減少したこと。

（ウ） 事業又は業務の休廃止、著しい損失、失業等により、収入が著しく減少したこと。

（エ） 干ばつ、冷害等による農産物の不作、不漁などの理由により、収入が著しく減少したこと。

（オ） そのほか、特別の事情があること。

(2) 第２号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）の保険料

第２号被保険者の介護保険料は、健康保険料と一括して徴収される。保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なる。

ア 国民健康保険に加入している方

所得に応じて世帯ごとに計算される。保険料と同額の国庫負担がある。

イ 職場の健康保険に加入している方

加入している健康保険の算定方法に基づき算定される。保険料の半分は事業主が負担する。

６ 広報活動

(1) ガイドブック「なるほど介護保険」の作成

介護保険料、要介護認定、介護サービスの給付等についての詳しいガイドブックを作成している。市民の方に広く活用していただくよう介護保険課窓口のほか各地域センター、各地域包括支援センター等でも配布している。

(2) 広報ながさきへの掲載

介護保険に関するお知らせなどを掲載するほか、「介護保険おしらせ便」を３年に一度発行し、広報ながさきに折り込んで配布している。

(3) 市ホームページへの掲載

介護保険制度についての説明をはじめ、国や長崎県からの介護保険に係る情報等を発信している。

(4) 出張説明（出前講座）

団体からの要請があった場合は、職員を派遣し介護保険制度についての説明会を実施している。

保　健　衛　生

本市においては、保健予防を主な施策として、感染症予防、母子保健、精神保健及び健康増進事業等を実施し、市民の健康管理の支援を推進している。そのほか、生活衛生及び動物管理の事業も実施し、公衆衛生の向上に努めている。

1　保健予防

(1)　長崎市の世帯数・人口等

面　　積（km^2）	405.69
人　　口（人）	385,553
世　　帯　　数	205,257
人口密度（人／km^2）	950.36
一世帯当たり人口（人）	1.88

※　面積は令和7年10月1日現在、人口・世帯数は令和7年12月末日現在の住民基本台帳登録による。

(2)－ア　感染症予防

感染症患者発生状況

区分	病名	総数	1類					2類						3類				
	年別		エボラ出血熱	コンゴ出血熱・クリミア	ペスト	マールブルグ病	ラッサ熱	急性灰白髄炎	ジフテリア	SARS	MERS	鳥インフルエンザ（H5N1）	鳥インフルエンザ（H7N9）	コレラ	細菌性赤痢	腸管出血性大腸菌感染症	腸チフス	パラチフス
発生件数	3年度	12	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	12	－	－
	4年度	16	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	16	－	－
	5年度	15	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	15	－	－
	6年度	12	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	12	－	－
	7年度	3	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	－	－

(2)－イ　エイズ相談・ＨＩＶ検査　　(R7年度)

区　分	総　数	男	女
検査者数	263人	172人	91人
相談件数	61件	37件	23件

(3)　予防接種実施状況　　(R7 年度)

種類	接種件数	種類	接種件数
五種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ、ヒブ）（注 10）	7,339 件	四種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ）（注 1）	528 件
三種混合（百日せき、ジフテリア、破傷風）	3 件	二種混合（ジフテリア、破傷風）	2,407 件
結核（ＢＣＧ）	1,817 件	急性灰白髄炎（不活化ポリオ）（注 2）	2 件
麻しん、風しん混合	4,141 件	麻しん（注 3）	0 件
風しん（注 3）	0 件	日本脳炎	8,791 件
ヒブ感染症（注 4）	205 件	小児の肺炎球菌感染症（注 4）	7,284 件
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）（注 4）	3,545 件	水痘（注 5）	3,553 件
Ｂ型肝炎（定期接種）（注 6）	5,415 件	ロタウイルス感染症（注 7）	4,063 件
乳幼児インフルエンザ　（注 8）	10,002 件（うち注射 8,032 件、経鼻 1,970 件）		
高齢者等肺炎球菌（注 5）	2,341 件	新型コロナワクチン（注 9）	22,467 件
高齢者等インフルエンザ	75,472 件	高齢者等帯状疱疹（注 11）	17,041 件

（注 1）平成 24 年 11 月 1 日から定期予防接種となった。
（注 2）平成 24 年 9 月 1 日から定期予防接種となった。
（注 3）平成 18 年度以降は麻しん風しん混合ワクチンの接種が原則となっているが、どちらかにり患したことがある場合は、単独ワクチンの接種が可能となっている。
（注 4）平成 23 年 1 月 4 日から任意接種として接種無料化事業が始まり、平成 25 年 4 月 1 日から定期予防接種となった。
（注 5）平成 26 年 10 月 1 日から定期予防接種となった。
（注 6）平成 28 年 10 月 1 日から定期予防接種となった。
（注 7）令和 2 年 10 月 1 日から定期予防接種となった。
（注 8）平成 17 年 10 月から任意予防接種として実施している。
令和 7 年 10 月から注射ワクチンに加えて、経鼻ワクチンが助成対象となった。
（注 9）令和 6 年 10 月 1 日から定期予防接種となった。
（注 10）令和 6 年 4 月 1 日から定期予防接種となった。
（注 11）令和 7 年 4 月 1 日から定期予防接種となった。

(4)　結核予防等

ア　一般住民検診実績　　(R7 年度)

間　接　撮　影　数	1,383 人

※平成 17 年 4 月結核予防法改正により一般住民の検診対象者は、65 歳以上へ改正された。

イ　結核登録患者数及び活動性分類別受療状況　　(R7 年末時点)

分類	総数	活動性					不活動性結核	潜在性結核	活動性不明
		計	肺結核活動性			肺外結核活動性			
			登録時喀痰塗抹陽性	登録時その他の結核菌陽性	登録時陰性・その他				
総数	81 人	22 人	5 人	11 人	2 人	4 人	49 人	6 人	5 人
入院	8 人	8 人	3 人	3 人	0 人	2 人	－	－	－
外来治療	17 人	14 人	2 人	8 人	2 人	2 人	－	3 人	－人
医療の必要なし	51 人						49 人	3 人	－人
受診状況不明	5 人	0 人					－	0 人	5 人

(5)　母子保健

ア　母子健康手帳交付数　(R7 年度)

妊婦届出者数	妊娠週数				出産後届出
	11 週以内	12～21 週	22～27 週	28 週以上	
1,982 人	1,890 人	67 人	14 人	9 人	2 人

イ　妊婦健診実施状況　(R7 年度)

	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回
受診者数	1,810 人	1,929 人	1,824 人	1,810 人	1,829 人	1,789 人	1,751 人

	第 8 回	第 9 回	第 10 回	第 11 回	第 12 回	第 13 回	第 14 回
受診者数	1,825 人	1,804 人	1,749 人	1,772 人	1,687 人	1,476 人	1,085 人

ウ　産婦健診実施状況　(R7 年度)

	産後 2 週間	産後 1 か月
受診者数	1,777 人	1,794 人

*平成 29 年 9 月 1 日から実施。

エ　乳児健診実施状況　(R7 年度)

4 か月児				7 か月児			10 か月児		
対象者数	受診者数	受診率	健康管理を要する者	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
1,882 人	1,825 人	97.0%	681 人	1,842 人	1,774 人	96.3%	1,868 人	1,754 人	93.9%

オ　1 歳 6 か月児健診実施状況　(R7 年度)

対象者数	受診者数	受診率	健康管理を要する者（重複計上）	
			身体面	精神面
1,959 人	1,930 人	98.5%	396 人	653 人

カ　3 歳児健診実施状況　(R7 年度)

対象者数	受診者数	受診率	健康管理を要する者（重複計上）	
			身体面	精神面
2,320 人	2,290 人	98.7%	1,098 人	1,809 人

キ　5 歳児健診実施状況　(R7 年度)

対象者数	受診者数	受診率	健康管理を要する者
2,470 人	2,332 人	94.4%	1,247 人

ク　両親学級・育児学級実施状況　(R7 年度)

育児学級		両親学級	
回数	人員	回数	人員
141 回	3,309 人	22 回	620 人

ケ　産後ケア事業実施状況　(R7 年度)

	宿泊（ショートステイ）	日帰り（デイケア）	訪問（アウトリーチ）
延実施件数	477 件	1,231 件	518 件

コ　1 歳 6 か月児健診事後措置教室実施状況（乳幼児健全発達支援事業）(R7 年度)

回　数	人　員
78 回	859 人

サ　離乳食・幼児食教室　(R7 年度)

離乳食・幼児食教室	
開催回数	延参加者数
32 回	375 人

(6)　小児慢性特定疾病医療受給者状況　(R7 年度)

区分 / 総数	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	皮膚疾患	骨系統疾患	脈管系疾患
408	42	28	18	67	43	24	29	9	15	4	60	50	9	0	2	8

(7)　精神保健相談及び訪問指導状況　(R7 年度)

相談		訪問 (延)
実人員	延人員	
1,137 人	3,887 人	368 人

(8)　健康増進事業

ア　健康教育・健康相談　(R7 年度)

区分	開催回数	参加延人員
集団健康教育	306 回	6,558 人
健康相談	2,151 回	6,387 人

イ　健康診査

(ｱ)健康診査　(R7 年度)

対象者数	受診者数	受診率
10,092 人	1,051 人	10.4%

(ｲ)がん検診　(R7 年度)

区分	受診者数	市民健康意識調査で受診したと回答した人の割合※2
胃がん検診	13,257 人	47.6%
肺がん検診	19,383 人	63.2%
大腸がん検診	12,744 人	44.8%
子宮がん検診	18,747 人※1	49.7%※3
乳がん検診	13,099 人※1	50.7%※3

※1 子宮・乳がん検診は、2 年度に 1 回の検診につき、受診者数は令和 6 年度受診者数+令和 7 年度受診者数
※2 国への報告にあわせ 40 歳～69 歳（子宮がん検診のみ 20 歳～69 歳）による割合
※3 過去 2 年間にがん検診を受診したと回答した率

(ｳ)肝炎ウイルス検診　(R6 年度)

受診者数	結果別人員			
	C 型		B 型	
	陽性	陰性	陽性	陰性
1063 人	1 人	1061 人	5 人	1058 人

※C型及びB型のみの検査を受けた者の数を含む。

(ｴ)前立腺がん検診　(R7 年度)

受診者数	要精検者	要精検率
2,237 人	218 人	9.7%

(ｵ)胃がんリスク検診　(R7 年度)

対象者数	受診者数	受診率
25,124 人	190 人	0.8%

※胃がんリスク検診は、平成 27 年 7 月より実施開始

(ｶ)歯周疾患検診　(R7 年度)

対象者数	受診者数	受診率
36,481 人	732 人	2.0%

ウ　訪問指導　(R7 年度)

区分	実人員	延人員
寝たきり者等	3 人	5 人
閉じこもり予防	5 人	6 人
生活習慣改善指導等	134 人	174 人
その他	19 人	35 人
計	161 人	220 人

2　生活衛生

(1)　環境関係営業施設数と環境衛生監視員の活動状況　(R7 年度)

区分	総数	旅館等	興行場	公衆浴場	理・美容所	クリーニング所	その他納骨堂・プール飲料水施設特定建築物など
施設数（件）	9,491	284	12	65	1,375	245	7,510
監視回数（回）	661	146	15	64	109	2	325

(2)－ア　食品関係営業施設（旧食品衛生法に基づく許可）数と食品衛生監視員の活動状況　（R7 年度）

区　　分	総数	飲食店	喫茶店	製造業	処理業	販売業	その他
業　　種		一般食堂、レストラン等		菓子製造業、乳製品製造業等	食肉処理業	魚介類販売業、食肉販売業	食品の冷凍・冷蔵業
施設数（件）	1,314	954	31	174	3	126	26
監視・指導延件数(件)	562	322	3	145	0	77	15

※施設数は、許可件数。

(2)－イ　食品関係営業施設（改正食品衛生法に基づく許可）数と食品衛生監視員の活動状況　（R7 年度）

区　　分	総数	飲食店	製造業	処理業	販売業	その他
業　　種		一般食堂、レストラン等	菓子製造業、食肉製品製造業等	食肉処理業	食肉販売業、魚介類販売業	食品の小分け業等
施設数（件）	5,098	3,891	894	6	278	29
監視・指導延件数(件)	3,882	2,615	881	11	360	15

※施設数は、許可件数。

(2)－ウ　食品関係営業施設（改正食品衛生法に基づく届出）数と食品衛生監視員の活動状況　（R7 年度）

区　　分	総　数	旧許可業種であった営業	販 売 業	製造・加工業	そ の 他
業　　種		包装魚介類販売業、包装食肉販売業等	弁当販売業、野菜果物販売業等	添加物製造・加工業、いわゆる健康食品の製造・加工業等	行商、集団給食施設等
施設数（件）	3,109	1,031	1,214	420	444
監視・指導延件数(件)	594	91	376	23	104

※施設数は、届出件数。

(3)－ア　薬事関係営業施設（要許可）数と薬事監視員の活動状況　　(R7 年度)

	総　数	薬局	薬局製剤製造販売業	薬局製剤製造業	店舗販売業	特例販売業	高度管理医療機器等販売業	高度管理医療機器等貸与業
施設数（件）	741	258	6	6	80	1	271	119
立入検査施行施設数（件）	258	142	0	0	37	0	66	13

※施設数は、許可件数。

(3)－イ　薬事関係営業施設（許可不要）数と薬事監視員の活動状況　　(R7 年度)

	総　数	管理医療機器販売業	管理医療機器貸与業
施　設　数　（　件　）	1,451	1,129	322
立入検査施行施設数（件）	59	58	1

※施設数は、届出件数。

(4)　毒物劇物の販売業登録施設数と毒物劇物監視員の活動状況　　(R7 年度)

	総　数	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業
施　設　数　（　件　）	177	163	9	5
立入検査施行施設数（件）	36	36	0	0

※施設数は、登録件数。

３　動物管理

(1)　狂犬病予防・犬取締りと犬猫の引取り・適正飼育指導業務の活動状況　　(R7 年度)

	登録頭数	注射頭数	捕獲頭数	返還頭数	引取頭数	譲渡頭数	死亡頭数（うち殺処分）	相談件数	指導件数
犬	16,618	10,946	19	14	－	3	－ (－)	87	22
猫				3	73	33	22 (－)	709	114

(2)　野良猫対策

猫の引取り・殺処分の減少を目的に、引取りの多くを占める飼い主のいない猫（野良猫）の繁殖を抑え、数を減らすとともに、猫による生活被害を軽減するため、その不妊去勢手術費を助成している。

活動状況　　(R7 年度)

申込み		実施	
96 町（114 件）	1,113 頭	50 町（51 件）	759 頭（オス 330 頭・メス 429 頭）

児　童　福　祉

現在、本市には 59 箇所の認可保育所と 66 箇所の認定こども園が設置されているが、少子化が進行する一方で、核家族化、夫婦共働きの一般化、ライフスタイルの多様化等に伴い、様々な保育サービスへの需要に適切に対応していくことも大きな課題となっており、延長保育、一時預かりなどの各種サービスを実施することで、保育ニーズへの対応を図っている。

一方、在宅育児家庭の支援としては、平成 18 年度から子育て支援センターを開設し、子育ての負担感や社会からの孤立感などの軽減や仲間づくりの場の提供、子育て情報の発信などを行っている。

また、児童に健全な遊び場を与え、遊びを通しての健康増進と豊かな情操をはぐくむための施設として児童館、児童センターを設置し、児童の健全育成を図っている。

このほか、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に遊びや生活の場を与えている民間の放課後児童クラブに対しても助成を行っている。

1　保育所等入所児童の状況

(R8.4.1)

区分＼内容	施設数	定　員	入所児童数			待機児童数
			計	2号	3号	
	箇所	人	人	人	人	人
合　計	125	9,738	8,724(231)	5,429(142)	3,295(89)	0
市立保育所	3	340	132(3)	92(2)	40(1)	－
私立保育所	56	4,103	3,632(77)	2,251(40)	1,381(37)	－
市立認定こども園	1	72	67(0)	48(0)	19(0)	－
私立認定こども園	65	5,205	4,847(151)	3,015(100)	1,832(51)	
小規模保育事業	1	18	7(0)	5(0)	2(0)	
広域入所者委託分	－	－	39	18	21	

※　2号とは、満3歳以上の小学校就学前子どもで、保育を必要とする子どもをいう。
※　3号とは、満3歳未満の小学校就学前子どもで、保育を必要とする子どもをいう。
※　私立認定こども園は幼保連携型（44 箇所）・幼稚園型（8 箇所）・保育所型（13 箇所）
※　（　）は、広域入所者受託分（外書き）。

2　保育所職員数

(R8.4.1)

区分＼内容	計	施設長（園長）	保育士	看護師	調理員	栄養士	庁務員	その他
	人	人	人	人	人	人	人	人
合　計	1,371	59	936	27	105	73	117	54
市　立	48	3	36	3	0	0	6	0
私　立	1,323	56	900	24	105	73	111	54

※　市立保育所については、給食調理業務を一般社団法人ひとり親家庭福祉会ながさきへ委託。

3　市立保育所の開所時間

午前7時15分から午後7時まで

4　保育料の負担軽減対策

(1)　保育料の改定……国の基準を参考としながらも、本市独自の軽減措置を行っている。

(2)　保育料の一部軽減等……同一世帯から 2 人以上の就学前児童が保育所、認定こども園等に入所している場合等は、第2子以降については無料としている。

(3)　多子世帯の保育料軽減……市町村民税所得割課税額が 97,000 円未満（D1 階層以下）の世帯は、同一世帯の最年長の子どもから数えて第 2 子以降は無料とする。

５　保育料徴収基準額表

(1)　令和 8 年度長崎市保育料（保育利用）徴収額表

（単位：円）

各月初日の教育・保育を受ける児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額(子ども１人１月につき)	
階層区分	定義		3 号認定	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0
C	市町村民税所得割課税額	48,600 円未満	16,000	14,400
D1		48,600 円以上 97,000 円未満	24,000	21,600
D2		97,000 円以上 169,000 円未満	37,000	33,300
D3		169,000 円以上 301,000 円未満	47,000	42,300
D4		301,000 円以上 397,000 円未満	51,000	45,900
D5		397,000 円以上	58,000	52,200

※2 号認定児童（年度途中に 2 号認定を受けた者を除く。）の利用者負担額は全て 0 円。

ア　当該年度の 4 月から 8 月までの利用者負担額については前年度分の市町村民税所得割課税額、9 月から翌年 3 月までの利用者負担額については当該年度分の市町村民税所得割課税額において算定する。

イ　同一世帯から 2 人以上の就学前児童が、特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業を利用し、幼稚園に通園し、特別支援学校幼稚部に在籍し、児童心理治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援等を利用している場合、第 2 子以降は無料とする。

ウ　里親（児童福祉法第 6 条の 4 第 1 号に規定する里親をいう。以下同じ。）である支給認定保護者の場合は、A階層とする。

エ　支給認定子どもの属する世帯が、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、要保護世帯等の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料の額とし、同一世帯の最年長の子から数えて、第 2 子以降は無料とする。

階層区分	利用者負担額(子ども１人１月につき)	
	3 号認定	
	保育標準時間	保育短時間
C	7,500	6,700
D1 (※)	9,000	8,100

※市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯に限る。

オ　支給認定保護者が母子及び寡婦（夫）等に該当する場合は、その申請に基づき、地方税法に規定する寡婦もしくは寡夫とみなし、同法の規定により算定した市町村民税所得割課税額に基づく階層の利用者負担額とする。

カ　支給認定子どもが年度途中において満 3 歳に到達し、2 号認定に変更になった場合でも利用者負担額は、その年度中は 3 号認定の規定を適用する。

(2)　副食費

ア　副食費について、実費（各施設が定める額）を各施設が徴収する。ただし、世帯の階層区分により下表のとおり免除となる場合がある。

<table>
<tr><td colspan="3">各月初日の教育・保育を受ける児童の
属する世帯の階層区分</td><td colspan="2">副食費負担</td></tr>
<tr><td rowspan="2">階層区分</td><td colspan="2" rowspan="2">定　　義</td><td colspan="2">2 号認定</td></tr>
<tr><td>第１子
第２子</td><td>第３子以降</td></tr>
<tr><td>A</td><td colspan="2">生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯(単給世帯を含む。以下同じ。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td><td rowspan="4" colspan="2">免除</td></tr>
<tr><td>B</td><td colspan="2">市町村民税
非課税世帯</td></tr>
<tr><td>C</td><td rowspan="6">市町村民税所得割課税額</td><td>48,600 円未満</td></tr>
<tr><td rowspan="2">D1</td><td>48,600 円以上
77,101 円未満</td></tr>
<tr><td>77,101 円以上
97,000 円未満</td><td rowspan="5">実費負担
(負担額は施設ごとに異なる)</td><td>免除
(概ね 18 歳までの範囲で子の数を数える)</td></tr>
<tr><td>D2</td><td>97,000 円以上
169,000 円未満</td><td rowspan="4">免除
(小学校就学前までの範囲で子の数を数える)</td></tr>
<tr><td>D3</td><td>169,000 円以上
301,000 円未満</td></tr>
<tr><td>D4</td><td>301,000 円以上
397,000 円未満</td></tr>
<tr><td>D5</td><td>397,000 円以上</td></tr>
</table>

イ　3 号認定については、給食費が保育料に含まれているため、実費額の負担はない。

６　延長保育促進事業

(1)　内　　容　保育認定を受けた児童について、通常の利用時間を超えて、引き続き保育を行う保育所等に対し助成する。

(2)　開始年月日　昭和62年4月1日

(3)　利　用　料　実施保育所等にて利用料設定

(4)　補　助　額　利用児童数、利用時間に応じて段階的に助成

７　一時預かり事業

(1)　内　　容　保育所等を利用していない家庭において、保護者のさまざまな事情により緊急・一時的に保育が必要な就学前児童を一時的に預かる保育所等に対し助成する。

(2)　開始年月日　平成21年10月1日

(3)　利　用　料　実施施設にて利用料設定

(4)　補　助　額　年間延べ利用児童数に応じて段階的に助成

８　障害児保育対策事業

(1)　内　　容　精神又は身体に障害のある児童を保育所等に入所させ、健常児とともに保育を行い、心身の発達を促すため、実施保育所等に対し助成する。

(2)　開始年月日　昭和56年4月1日

(3)　対象児童　日々通所及び集団保育が可能で、特別児童扶養手当の受給要件相当の障害を有する入所児童

(4)　補　助　額　月額80,740円×各月初日現在の対象児童数

９　発達促進保育特別対策事業

(1)　内　　容　精神又は身体に障害又は発達遅滞のある児童を保育所等に入所させ、健常児とともに保育を行い、心身の発達を促すため、実施保育所等に対し助成する。

(2)　開始年月日　昭和57年10月1日

(3)　対象児童　日々通所及び集団保育が可能な児童で次のいずれかに該当する者

ア　身体障害者手帳又は療育手帳を所持するもの

イ　施設等に通院又は通所し、療育を受けているもの

ウ　軽・中度の心身障害又は発達遅滞を有すると判別されたもの

(4)　補　助　額　月額40,370円×各月初日現在の対象児童数

10　保育士等サポート事業費補助金

(1)　内　　容　保育士の業務負担を軽減し離職防止を図るため、保育士の補助を行う保育補助者や、保育の周辺業務を行う保育支援者を雇用する施設に対し、雇用に要する経費を助成する。

(2)　開始年月日　令和５年８月１日

(3)　対象経費　次のうちいずれか１つ、または併用での補助申請可能

ア　保育補助者雇上強化事業　保育補助者の人件費（報酬、給料、職員手当、賃金及び共済費）

イ　保育体制強化事業　保育支援者の人件費（報酬、給料、職員手当、賃金及び共済費）

(4)　補　　助　　額　保育補助者雇上強化事業

利用定員 121 人未満

保育補助者の経験年数	１箇所当たり年額
３年未満	1,953,000 円
３年以上７年未満	2,441,000 円
７年以上	3,255,000 円

利用定員 121 人以上

保育補助者の経験年数	１箇所当たり年額
３年未満	3,906,000 円
３年以上７年未満	4,882,000 円
７年以上	6,510,000 円

※保育補助者を複数配置している施設においては、補助対象経費に計上する保育補助者の経験年数の平均で算定

保育体制強化事業　　一施設　月額　100,000 円

11　私立保育所等に対する補助

(1)　運営費補助

補　助　の　内　容	補　助　額
乳児受入促進雇用費	一施設　月額　174,000 円（３箇月分が限度）
アレルギー児対応費	一施設　年額　860,400 円以内
看護師雇上費	看護師　年額　261,000 円 准看護師　年額　183,600 円
副食材料費	国基準副食費免除対象児童一人当たり　月額　100 円 市基準副食費免除対象児童一人当たり　月額　5,000 円

(2)　団体助成　　保育会研修費等補助として、年額　3,280,000 円

12　病児・病後児保育事業

(1)　内　　容　保育所に通所中の児童等で病気又はその回復期にあり、集団保育及び家庭で保育できない場合に、その児童を一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、併せて児童福祉の向上にも資することを目的とする。

(2)　実施施設　中央橋こどもデイケア「あひるっこルーム」（江戸町）

病児保育にこにこルーム（本原町）

病児保育室「あおむし」（かき道３丁目）

病児保育「クローバー」（滑石２丁目）

病児保育室「てって」（愛宕４丁目）
病児保育室ごろごろ（坂本１丁目）
病児保育室「ねんねこ」（深堀町１丁目）
病児保育室チェリー（新小が倉町２丁目）

(3) 開始年月日　平成10年７月１日（あひるっこルーム）

(4) 対象児童　病気又はその回復期にあり、保護者の就労等により家庭で保育できない児童

(5) 利用料　一人１日2,000円　※食事代別

(6) その他　令和８年１月から病児・病後児保育予約システムを導入し、空き状況の確認、予約・申し込みまでスマホで行える環境を整備した。

13　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(1) 内容　全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度。

(2) 開始年月日　令和７年６月１日（令和８年４月１日から本格実施）

(3) 利用料　こども１人につき、300円／時間を標準としている。
施設によっては、教材費等の実費相当の費用負担あり。

(4) 給付費　子ども・子育て支援法に基づき、実施施設に対し運営に要する経費として乳児等通園支援給付費を支弁する。

14　放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的として設置された放課後児童クラブの支援にあたる。

(1) 放課後児童クラブの状況

・児童数は小学1～6年生の登録児童

・未設置校区は、日吉、伊王島、高島、池島、川原、神浦の６校区

（R8.4.1）

設置校区数	放課後児童クラブ数	登録児童数（うち障害児童数）
59/65校区	97クラブ	6,927人（230人）

15　子育て応援情報発信事業

(1) 子育て応援情報サイト「イーカオ」

ア 内容　子育て家庭が必要としている情報を、当事者である子育て家庭の視点で収集・整理し、インターネット等を活用して分かりやすくタイムリーな情報提供を行うことにより、子育て家庭の孤立感・孤独感の解消を図る。
（平成23年４月１日開設）

イ　主な掲載内容　・行政の取組みや制度のお知らせ
・幼稚園や保育所などの施設情報
・親子で楽しめるイベント情報

(2)　長崎市子育てガイドブック

子育て家庭が必要としている情報を集約した冊子を作成し、母子健康手帳交付時や各地域センター等で配布する。

(3) 長崎市子育て応援アプリ「イーカオ＋（プラス)」

ア　内　　容　　子育て中の保護者が、スマートフォン等で母子の健康管理や予防接種のスケジュール管理、子育て関連施設の検索、子育て情報等の必要な情報をプッシュ通知で受け取ることができる子育て応援アプリ「イーカオ＋（プラス)」を運用し、子育て家庭の負担軽減を図る。(令和 6 年 2 月開始)

イ　主な機能　　成長の記録、予防接種スケジューラー、子育て関連施設検索、予約システム、プッシュ通知等

16　こども・子育てイーカオ相談

(1) 内　　容　妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援と誰一人見逃さないための支援のために、妊産婦や子ども、子育て家庭が抱える不安や悩みについて専門職が相談に応じ、子どもや各家庭の状況を把握し適切なサービスや必要な支援へつなげる。

(2) 対　　象　　者　妊産婦、子ども、子育て家庭

(3) 相　談　形　態　電話、LINE、メール、オンライン、来所　※LINEは令和 6 年 2 月開始

17　こども家庭センター運営費（児童福祉）

(1)　内　　容　児童虐待防止と早期発見・早期対応に努め、また、虐待を受けた児童とその家族を支援するために、関係機関による相互の連携や情報交換、検討会、広報啓発、研修会などを行う。

(2)　実　　績　(令和 7 年度)

ア　親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）開催

代表者会議（1 回開催）

実務者会議（10 回開催）※児童虐待事例検討会含む

個別ケース会議（603 回開催）

イ　児童虐待防止研修会（6 回開催）

ウ　相談対応状況　(R7 年度実績)

※実対応件数	新規受理件数	延対応件数
2,261 件	1,740 件	43,167 件

※実対応件数：当該年度中に対応した相談の実件数

18　こども家庭センター運営費（妊婦等包括相談支援）及び妊婦支援給付事業

(1)　内　　容　すべての妊婦が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時から妊婦や0～2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、子育て家庭の負担軽減を図るための経済的支援（合計10万円）を一体的に行う。

19　乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

(1)　内　　容　家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な養育環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児がいる家庭を保健師・助産師が訪問し、子育てに関する情報提供や子育ての状況把握をすることで、支援が必要な家庭を早期に発見、保健師の訪問など適切な支援につなぐ。

(2)　対 象 者　生後4か月までの乳児がいる家庭

(3)　開始年月日　平成20年4月1日

(4)　訪 問 実 績　　(R7年度)

訪問対象者数	訪問実施数
1,834人	1,790人

20　養育支援訪問事業

(1)　内　　容　妊娠、出産、育児に関して保健師による専門的助言・指導を行う。

(2)　対 象 者　妊娠・出産に強い不安のある妊婦や育児困難で特に支援が必要な家庭

(3)　開始年月日　平成19年10月1日

(4)　利 用 実 績　　(R7年度)

利用実件数	利用日数
11件	35日

21　子育て世帯訪問支援事業

(1)　内　　容　家事、育児等に対して不安及び負担を抱える子育て家庭、妊産婦又はヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援者が訪問し、家事、育児等の支援を実施する。

(2)　対 象 者　児童又は妊産婦がいる世帯で、訪問支援が必要であると認めた家庭。

(3)　開始年月日　令和5年4月1日

(4)　利 用 実 績　　(R7年度)

利用実件数	利用日数	利用時間	稼働支援者数
18件	267日	430時間	13人

22　赤ちゃんの駅推進事業

(1)　内　　容　授乳スペースやおむつ替えスペースがあり、市民に開放してくれる施設を募集。市が赤ちゃんの駅として認定し、その情報をホームページ等で市民へ提供する。認定した施設には、ステッカーを配付し、施設の入口等へ掲示してもらい、市民へＰＲする。

(2)　対 象 施 設　公共施設及び民間施設（店舗など）

23　地域親子のふれあい支援事業

(1)　お遊び教室

ア　内　　容　民生委員・児童委員、主任児童委員やボランティア等と協力しながら、0 歳から就学前の親子を対象に集団遊びや保護者同士の交流・育児相談を行う。

イ　実施場所　ふれあいセンター・公民館など

(2)　参加の状況　　(R7 年度実績)

区　　分	開催回数	参加者数
お　遊　び　教　室	393 回	7,456 人

24　ファミリー･サポート･センター運営

(1)　内　　容　地域において、育児の援助を行いたい者（まかせて会員）及び育児の援助を受けたい者（おねがい会員）が会員となり、お互いに地域で助け合いながら子育てを行う会員組織である「ファミリー･サポート･センターながさき」を設置し、仕事と育児を両立できる環境の整備及び児童の福祉の向上を図る。

(2)　会員の条件

ア　まかせて会員　市内在住で自宅で子どもを預かることができる方
※市が指定する研修を受講する必要あり

イ　おねがい会員　市内、西彼杵郡時津町または同郡長与町在住で、原則生後 0 ケ月から小学生までの子を養育している方

(3)　援助活動の内容

ア　保育所、幼稚園等までの送迎と保育時間終了後の子どもの預かり

イ　学校の放課後や放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり

ウ　冠婚葬祭や学校行事、買い物等、保護者の外出の際の子どもの預かり　など

(4)　開始年月日　　平成 20 年 9 月 1 日

(5)　実　　績　　(R7 年度)

会員数				活動回数
おねがい会員	まかせて会員	どっちも会員	計	
1,553人	648人	86人	2,287人	2,986回

25　子育て支援センター事業

(1)　内　　容　育児をしている保護者、特に母親の子育てに対する負担感を軽減するため、いつでも・だれでも利用できる地域に密着した「子育て支援センター」を設置する。

ア　親や子どもの交流や仲間づくりができる場としての「つどいの場」の機能

イ　親同士が悩みを話したり、子育ての不安や疑問などの相談・援助を行う場としての「相談の場」の機能

ウ　親同士の情報交換や身近な地域の様々な子育て情報を適切に提供する場としての「情報提供の場」の機能

(2)　設置箇所（R6.4.1）　18 箇所

ア　週 6 日開設型　　15 箇所（うち発達支援特化　1 箇所）

イ　週 3 日開設型　　3 箇所

26　子育て短期支援事業

(1)　内　　容　保護者が疾病等の社会的事由又は仕事等の事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設において、養育等を行うことにより、児童及び家庭福祉の向上を図る。

(2)　開始年月日　平成7年7月20日

(3)　事業の種類　ア　短期入所生活援助（ショートステイ）事業（利用期間及び利用回数：原則月1回、連続して7日以内（年度内に36日間を上限とする）。）
保護者の社会的事由（疾病、育児不安、出産、看護、事故、災害等）により家庭での養育が一時的に困難になった時、その児童を児童福祉施設において一定期間、養育・保護する。

イ　夜間養護等（トワイライトステイ）事業（利用回数：原則月1回）
仕事等の事由により保護者の帰宅が夜間にわたる場合などに、児童福祉施設において児童の生活支援を行う。

(4)　実施施設　浦上養育院（石神町）、マリア園（南山手町）、明星園（磯道町）、聖母の騎士園（諫早市）、光と緑の園（大村市）、バオバブの家（長崎市）、山﨑ホーム（長崎市）、林ホーム（諫早市）、短期支援里親

(5)　実　績　（R7年度）

短期入所生活援助 （ショートステイ）事業	夜間養護 （トワイライトステイ）事業
延利用日数	延利用日数
562日	9日

27　助産施設入所事業

(1)　内　　容　保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦に対し助産を行う。

(2)　施　　設　長崎みなとメディカルセンターに設置（4床）

(3)　実　　績　16人（R7年度）

28　広域入所費

(1)　内　　容

配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する。

DV被害者等で市内の施設では、安全が確保できないと判断した対象者に対して市外の母子生活支援施設の入所を支援する。

(2)　施　　設　市外の母子生活支援施設

(3)　実　　績　5世帯（R7年度）

29　妊娠期・乳児期家事代行サービス事業

(1)　内　　容

妊婦がいる家庭又は乳児を養育する家庭の育児と家事の両立を支援し、安心して子育てができる環境を整える。

※令和７年度までは「乳児期家事代行サービス事業」として実施

(2) 委　託　先　　４事業所（令和８年４月１日現在）

(3) 実　　績　　延利用件数 1,137 回（令和７年度）

30 児 童 館

（公立）

名　　称	開設年月	建　物　構　造	職　員　配　置	会館時間（月～金）
滑石児童館	昭和 53 年４月	鉄筋コンクリート３階建（児童館部分は１階） 敷地面積　1,192.73㎡ 建物延面積　303.63㎡	館長（兼務）１ 児童厚生員　２ （会計年度任用職員）	正午～午後６時
土井首児童館	57 年４月	鉄筋コンクリート２階建（児童館部分は１階） 敷地面積　1,476.25㎡ 建物延面積　199.43㎡	館長（兼務）１ 児童厚生員　２ （会計年度任用職員）	正午～午後６時
大浦児童センター	56 年４月	鉄筋コンクリート３階建（児童館部分は２・３階） 敷地面積　269.19㎡ 建物延面積　632.91㎡	所長（兼務）１ 児童厚生員　２ （会計年度任用職員）	正午～午後６時
琴海児童館	平成 17 年 11 月	鉄骨造２階建（児童館部分は１階） 敷地面積　509.42㎡ 建物延面積　276.17㎡	館長（兼務）１ 児童厚生員　２ （会計年度任用職員）	午前 10 時～午後６時

※学校の春、夏、冬休み期間中及び土曜日は、午前９時から午後６時まで開館

（民間）

名　　称	開設年月	建　物　構　造	職　員　配　置	開館時間
長崎北児童館	平成 12 年４月	鉄骨造　２階建 敷地面積　464.88㎡ 建物延面積　295.91㎡	館長(兼務)　１ 児童厚生員　２	・月～金 午前８時～午後７時 ・土 午前８時～午後６時

31 ひとり親家庭等支援対策

(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭及び寡婦が、自立促進に必要な事由や社会的事由により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な世帯若しくは生活環境の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている世帯に、家庭生活支援員を派遣し生活の安定を図る。

(2) ひとり親家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が安定的な収入を得ることにより自立した生活を送ることができるよう、よりよい就業に向けた能力開発への支援を実施する。

ア　自立支援教育訓練給付金

指定する教育訓練講座の修了後に受講に要した費用の一部を支給。（受講費用の 60%、最大上限 40 万円×講座受講年数（上限４年※）・下限１万２千１円）

イ　高等職業訓練促進給付金等（所得制限あり）

看護師・理学療法士等の経済的自立に効果的な資格を取得するため、６ヶ月以上修業すること

により、当該資格の取得が見込まれ、かつ、就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる場合に、修業中の生活費等の負担軽減を図る。（支給期間上限4年※）

※准看護師から継続して正看護師を受講する場合、支給期間の上限は5年

【支給額】

種　別	住民税非課税世帯	住民税課税世帯
高等職業訓練促進給付金※	100,000円/月	70,500円/月
高等職業訓練修了支援給付金	50,000円	25,000円

※養成機関における課程の修了までの最後の12か月については、月額40,000円加算

(3)　母子・父子自立支援プログラム策定事業

ア　内　　容　児童扶養手当受給者に対し、母子・父子自立支援員が個別に面接を実施し、個々のケースに応じた自立支援計画書を策定後、ハローワーク等と連携することにより、きめ細かな自立・就業支援を実施している。

イ　開始年月日　平成19年4月11日

(4)　ひとり親家庭等自立促進センター事業

ア　内　　容　ひとり親家庭等の就業等による自立を促進するため、一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供する。（長崎県と共同で委託実施。）

イ　開始年月日　平成19年4月1日

(5)　ひとり親家庭養育費確保支援事業

ア　内　　容　ひとり親家庭における養育費に関する取り決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図るため、公正証書等の作成や養育費保証契約の締結に係る費用を助成する。

イ　開始年月日　令和6年5月20日

(6)　ひとり親家庭等進学支援事業

ア　内　　容　ひとり親家庭等に対し、進学に向けたチャレンジを後押しするため、受験料や模擬試験費用に係る費用を助成する。

イ　開始年月日　令和8年4月1日

32　母子生活支援施設

(1)　内　　容　配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、自立の促進のために、その生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。

(2)　名称及び定員　長崎市立白菊寮　14世帯

(3)　開設年月日　昭和29年9月1日

(4)　そ　の　他　平成4年度において保育所との複合施設として改築

33　母子父子寡婦福祉資金の貸付

(1)　内　　容　「母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦」の世帯に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するために必要な資金を貸し付ける。

(2) 開始年月日　昭和28年4月1日（母子）　昭和44年10月1日（寡婦）
平成26年10月1日（父子）

(3) 貸付金の種類　修学、就学支度、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚、事業開始、事業継続資金の12種類

34　交通遺児教育手当等の支給

(1) 内　　容　交通事故により、父又は母が死亡した義務教育に就学する遺児を監護する者に、教育手当と見舞金もしくは入学・卒業祝金を支給する。

(2) 対 象 者　義務教育に就学する交通遺児の保護者

(3) 対象者数　2世帯4人（中学生2人・小学生2人）（R7.4.1現在）

(4) 支 給 額　教育手当　月額3,000円、見舞金及び祝金（入学祝金・卒業祝金）各10,000円

35　全天候型子ども遊戯施設（長崎市あぐりの丘内）

あぐりの丘に、子どもの好奇心、自主性、想像力等を育むため、天候に左右されずに子どもが安心して自由に遊び、交流等ができる施設として、全天候型子ども遊戯施設を置く。

(1) 構造及び規模　鉄骨造平屋建　延床面積　1,753.67㎡

(2) 施設の概要　子どもの遊び場（大型ネット遊具、ふわふわドーム、クライミングウォール、ボルダリングウォール、木のボールプールなど)、多目的スペース、授乳室（2室)、多目的トイレ、救護室ほか

(3) 供用開始　令和4年10月28日

(4) 開館時間　午前9時～午後5時

(5) 休 館 日　水曜日及び年末年始
（学校の休業期間（夏休み等）を除く。水曜日が休日の場合は翌営業日）

(6) 入 館 料

区　　分	入館料（１人１回につき）
子ども（１歳未満の者を除く。）	250円
子どもの保護者等	100円

備考　「子ども」とは、小学生までの者をいう。

幼　児　教　育

1　幼稚園教育

幼稚園及び保育所で就学前教育を受けた者の割合は、上限で横ばいの傾向にあり、市立小学校児童新 1 年生の 99.42%（30 年 5 月調査）が就学前教育を受けており、34.60%が幼稚園教育を受けている。

(1)　市内の幼稚園の状況　　(R8. 5. 1)

区　　分	市　　立	国立大学法人	私　立	計
園　　数	1 園	1 園	9 園	11 園
園　児　数	3 人	69 人	253 人	325 人
名　　称	高島	長崎大学 教育学部附属	―	―

(2)　市立幼稚園の児童・教員数等　　(R8. 5. 1)

区　分	園　数	学級数	児童数	1 学級当たり 児　童　数	教　員　数		
					計	園　長	園長を除く 教　　員
幼稚園	1 園	2 学級	3 人	1～2 人	4 人	1 人	3 人

※　高島幼稚園の園長は、高島小中学校長との兼務。

2　保護者負担軽減対策

(1)　私立幼稚園等預かり保育促進費補助金

私立幼稚園、認定こども園が実施している預かり保育又は一時預かりを利用している保育を必要とする子どもの保護者に対して、負担している預かり保育料の一部を助成し、保護者負担の軽減を図る。

〔補助額〕　保護者が支払った預かり保育料の１／３（月額上限 3,000 円）

(2)　幼稚園等に対する助成

ア　私立幼稚園等振興費補助金

（ア）運営費補助　　1 園当たり平均 603,205 円

・園　　割：1 園当たり 252,000 円

・園児数割：1 園当たり 168,000 円

・教職員割：当該年度 5 月 1 日現在の教員数×30,000 円

・職員数割：当該年度 5 月 1 日現在の職員数×　5,000 円

（イ）日本スポーツ振興センター加入補助金

イ　幼稚園型一時預かり事業費補助金

私立幼稚園、認定こども園が実施している一時預かり事業（幼稚園型）に対し、児童を一時的に預かるために要する費用の一部を助成するもの。

（ア）幼稚園Ⅰ型

・事業概要：主として幼稚園等に在籍する満３歳以上の幼児を、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的な預かりを行うもの

・補助実績（R7 年度実績）

補助施設数(①)	補助金額計(②)	平均補助金額(②／①)
42 施設	120,670,493 円	2,873,106 円

（イ）幼稚園Ⅱ型

・事業概要：保育を必要とする０～２歳児の受け皿として定期的な預かりを行うもの。

・補助実績（R7 年度実績）

補助施設数(①)	補助金額計(②)	平均補助金額(②／①)
3 施設	2,415,330 円	805,110 円

ウ　長崎市私立幼稚園協会教職員研修費補助金　年額（R7 実績）2,041,000 円

３　新制度に移行している幼稚園及び認定こども園の保育料等（１号認定）

(1)　幼児教育・保育の無償化により、1 号認定全世帯 0 円となる。

(2)　副食費について、実費（各施設が定める額）を各施設が徴収する。ただし、世帯状況により下表のとおり免除となる場合がある。

<table>
<tr><td colspan="3">各月初日の教育・保育を受ける児童の
属する世帯の階層区分</td><td colspan="2">副食費負担</td></tr>
<tr><td rowspan="2">階層区分</td><td colspan="2" rowspan="2">定　　義</td><td colspan="2">1 号認定</td></tr>
<tr><td>第１子
第２子</td><td>第３子以降</td></tr>
<tr><td>A</td><td colspan="2">生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td><td colspan="2" rowspan="4">免除</td></tr>
<tr><td>B</td><td colspan="2">市町村民税
非課税世帯</td></tr>
<tr><td>C</td><td rowspan="6">市町村民税所得割課税額</td><td>48,600 円未満</td></tr>
<tr><td rowspan="2">D1</td><td>48,600 円以上
77,101 円未満</td></tr>
<tr><td>77,101 円以上
97,000 円未満</td><td rowspan="4">実費負担
（負担額は施設ごとに異なる）</td><td>免除
（概ね 18 歳までの範囲で子の数を数える）</td></tr>
<tr><td>D2</td><td>97,000 円以上
169,000 円未満</td><td rowspan="3">免除
（小学校 3 年生までの範囲で子の数を数える）</td></tr>
<tr><td>D3</td><td>169,000 円以上
301,000 円未満</td></tr>
<tr><td>D4</td><td>301,000 円以上
397,000 円未満</td></tr>
<tr><td>D5</td><td>397,000 円以上</td></tr>
</table>

青　少　年　育　成

「心豊かで、たくましく生きる青少年」を育成するために、地域における青少年健全育成活動を活性化するとともに、子どもの非行防止及び健全育成を目的として、関係機関との連携を図りながら補導や相談活動などを行う。

また、子どもたちが安全にかつ安心して過ごす事のできる住みよいまちをつくるために全小学校区で子どもを守るネットワークを組織し、パトロールなどの安全確保のための活動を展開する等、総合的な青少年健全育成活動を推進する。

１　少 年 教 育

青少年の意識や行動に大きな影響を与えるものとして、地域社会における人間関係、連帯感の希薄化が指摘されているが、青少年と地域社会とのかかわりがより密接なものとなっていくよう、家庭、学校、地域が一体となった健全育成を図る。そのため、小・中学校区青少年育成協議会、自治会、PTA等各種関係団体が連携を保ちながら一体となった育成活動を推進している。

社会教育施設等で開催する各種事業への子どもの参加を奨励するとともに、子ども会活動をはじめとした地域における活動を活性化し、子どもが主体となった活動を行う団体の振興を図る施策を展開するとともに、研修の充実により地域における指導者等の資質の向上を図っている。

また、平成 22 年度からは放課後子ども教室推進事業を開始し、放課後や週末等の子どもたちの安全・安心な居場所作りを進めており、今後も、地域住民の参画を得ながら拡充を図っていく。

(1)　少年団体育成事業

（令和８年度予定）

事　業　名	対　　象	期　間	内　　容
広　島　・　長　崎 子ども会親善交歓会	長崎市子ども会育成連合会に加入している一般参加者とジュニアリーダー及び指導者	7 月 24 日～ 7 月 26 日	・子ども会リーダー研修 ・平和についての学習 ・仲間づくり研修
子ども会交流推進事業	子どもゆめフェスティバルに参加する子ども会	11 月 21 日	・子ども会相互の交流と市内子ども会の活性化
青少年育成協議会 活動事例発表会	市内青少年育成協議会	2 月 6 日	・健全育成活動のあり方について活動事例の発表

(2)　青少年健全育成団体の状況

青少年育成協議会は、発足以来 50 年以上、地域での青少年の健全育成活動を続け、成果をあげている。また、地域内外の関係機関、団体等と連携しながら地域社会における教育力の向上に寄与している。

ア　青少年健全育成組織と役割

名　　称	活　　動　　内　　容
長崎市青少年育成連絡協議会	①　各学校区の青少年育成協議会相互の堅密な連携を図る ②　各大型公民館区ごとの青少年育成協議会の連絡、調整 ③　広報紙の発行（年１回）広報紙コンクール（２年に１回） ④　その他、青少年の健全育成に関する取り組み
小・中学校区青少年育成協議会	①　子どもに関する地域活動の全体企画と調整 ②　学校、ＰＴＡ、自治会、公民館、子どもを守る会などの地域内部団体との連携 ③　市、教育委員会、こども相談センター、警察など外部団体との連携 ④　研修の開催などによる、地域における指導者の養成 ⑤　単位子ども会など青少年団体の育成と振興 ⑥　社会環境の浄化や青少年健全育成に関する広報、啓発活動の推進 ⑦　青少年の非行及び事故防止
育　成　団　体 （子ども会等）	①　子ども会成人指導者の研修強化 ②　野外活動、文化活動の振興 ③　ジュニア・リーダー、子ども会会長・班長の研修強化による活性化 ④　県・市子ども会育成連合会への加入促進 ⑤　安全教育の徹底

イ　団体への市の助成（小・中学校区青少年育成協議会に対する補助）

（ア）運営費補助金……総会、会議等の育成協の運営に要する経費への補助
（小学校区、中学校区ともに 5 万円を上限に補助）

（イ）事業費補助金……運動会、キャンプ、あいさつ運動、防犯活動等の事業に要する経費への補助
（小学校区、中学校区ともに 20 万円を上限に補助）

(3)　放課後子ども教室推進事業

ア　放課後子ども教室（令和 8 年度予定：65 教室）※内、31 教室は自主事業として実施

（ア）　内　　容　放課後又は週末等に、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行う。

（イ）　実施場所　小学校の余裕教室、公民館等

（ウ）　利用料金　無料。ただし、保険料等の実費は自己負担

2　相談支援活動の拡充

長崎市においては、子どもの課題が顕在化し、特に小・中・高等学校におけるいじめや不登校、ヤングケアラーなど、多様かつ複合的な課題が増加傾向にあり、教育と福祉の連携による支援の必要性がさらに高まっている。このことから、教育委員会と連携を図りながら、第三者の立場として行政機関が支援することは重要であると考え、補導業務を中心に活動してきた「長崎市少年センター」を見直し、困難を抱えた子どもに対する相談支援機能を拡充する「長崎市こども相談センター」を令和6年度に新設した。関係機関、団体との連携を深めながら、子どもの健やかな成長を支える活動を推進する。

〈こども相談センターの業務〉

(1) 相談支援活動　・困難を抱えた子どもからの相談を受ける窓口（来所、電話、メール、こども相談アプリ、ライン等）
・臨床心理士、社会福祉士、教育職等の専門スタッフが対応

(2) 環境浄化活動　・コンビニエンスストア、大型店舗ゲームコーナー等の社会環境実態調査

(3) 安全保障活動　・不審者や有害鳥獣に関する「こども安全注意報」の発令による注意喚起
・「学校警察連携協議会」における子どもの非行等の情報の共有化

(4) 街頭補導活動　・市長に委嘱された少年補導委員の補導活動との協働
・「長崎市少年補導委員協議会」における資質向上を目的とした研修会開催

3　子ども安全対策

(1)　子どもを守るネットワーク

子どもたちが安全に、かつ安心して過ごすことのできる住みよいまちづくりのために、地域の力を結集してネットワークを作り、社会全体で子どもたちを守っていく。

ア　活動内容

（ア）定期的なパトロール活動

（イ）定期的な地域の子どもに関する情報交換会の開催

イ　市の助成（小学校区子どもを守るネットワークに対する活動費補助）
巡回活動費補助金……1団体への上限額を7万円として補助

(2)　こども安全注意報

子どもの生命等の安全を脅かす事案・事件・事故等に関する情報を収集し、こどもみらい課が事務局となり、「長崎市こども安全対策マニュアル」に沿って、関係課と協議する。

情報は、大きく分けて、不審者と有害鳥獣であるが、学校教育課と協議・分析し、必要に応じ関係各課を通じて、小・中学校、幼稚園及び保育園等に不審者等の情報を発信し、被害拡大の予防に努める。

社会福祉施設一覧

(R8.4.1)

施設区分	事業種別	経営別施設数・定員数		
		県立	市立	私立
老人福祉施設	養護老人ホーム	—	—	6（ 280人）
	特別養護老人ホーム	—	—	48（ 2,175人）
	生活支援ハウス	—	—	3（ 42人）
	軽費老人ホーム	—	—	14（ 669人）
	老人福祉センター	—	4（ 600人）	—
	老人憩の家	—	8（ 920人）	—
	計	—	12（ 1,520人）	71（ 3,166人）
生活保護施設	救護施設	—	—	2（ 120人）
	援産施設	—	—	1（ 30人）
	計	—	—	3（ 150人）
児童福祉施設	保育所	—	3（ 340人）	56（ 4,103人）
	認定こども園（保育所型）	—	—	13（ 878人）
	認定こども園（幼稚園型）	—	—	8（ 424人）
	認定こども園（幼保連携型）	—	1（ 72人）	44（ 3,903人）
	小規模保育事業	—	—	1（ 18人）
	児童自立支援施設	1（ 45人）	—	—
	児童養護施設	—	—	3（ 130人）
	障害児入所施設	—	—	2（ 120人）
	児童発達支援センター	—	1（ 45人）	3（ 70人）
	助産施設	—	—	1（ 4床）
	母子生活支援施設	—	1（ 14世帯）	—
	児童館	—	3	1
	児童センター	—	1	—
	児童家庭支援センター	—	—	1
	計	1（ 45人）	12（ 667人） （ 14世帯）	133（9,735人） （ 4床）
障害者福祉施設	身体障害者福祉センター	—	1	—
	視聴覚障害者情報提供施設	2	—	—
	指定障害者支援施設	—	—	8（ 544人）
	指定共同生活援助事業所	—	—	47（ 678人）
	計	2	1	55（ 1,222人）
その他の施設	児童相談所	1	—	—
	家庭児童相談室	—	1	—
	婦人保護施設	1（ 5人）	—	—
	婦人相談所	1	—	—
	無料低額宿泊所	—	—	2（ 20人）
	身体障害者更生相談所	1		
	知的障害者更生相談所	1		
	精神保健福祉センター	1		
	計	6（ 5人）	1	1（ 15人）

医　療　福　祉

心身障害者等に対して、その経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行っている。

区　分	対　　象	所得制限	給　付　内　容	R7 年度実績
心　身 障 害 者	福祉医療費の支給 　身障手帳 1～3 級、療育手帳 A1、A2、B1 を所持している者の入院･外来に係る保険給付の一部負担金 　精神手帳 1 級を所持している者の外来に係る保険給付の一部負担金	前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律で定める額以下	身障手帳 1、2 級及び療育手帳A1、A2 及び精神手帳 1 級（外来）の者は医療取扱機関ごとに一部負担金の額から 1 日につき 800 円（1 月につき 1,600 円を限度）を差引いた額、薬局の保険給付分については全額。身障手帳 3 級、療育手帳B1 の者は上記の 2 分の 1 の額。	延　228,920 件 860,020,395 円
ひとり親 家 庭 等	福祉医療費の支給 　20 歳未満の子を監護するひとり親家庭等の父又は母、ひとり親家庭等の子又は父母のない子で 18 歳未満の者又は高等学校に就学する 20 歳未満の者の入院・外来に係る保険給付の一部負担金	前年の所得が児童扶養手当法で定める額未満	保険給付の一部負担金から保険医療機関等ごとに 1 月につき日額上限 800 円（限度額 1,600 円）を控除した額（薬局の保険給付を受けたときは一部負担金の全額） 乳幼児は、H19.4 から、ひとり親家庭等は、H22.12 から現物給付による助成を実施 H28.4 からは乳幼児を子どもへ変更し、対象者を小学校卒業まで拡大 H29.10 から入院に係る医療費についてのみ対象者を中学校卒業まで拡大 H30.10 から通院に係る医療費についても対象者を中学校卒業まで拡大 R3.10 から現物給付による助成対象を近隣 4 市町（諫早市、西海市、時津町、長与町）まで拡大 R5.10 から対象者を高校生世代(満 18 歳に達する年の年度末まで)まで拡大(R5.4 の医療費から助成対象)	親(※1)49,990 件 149,173,231 円 子　11,485 件 28,706,076 円
こ ど も	福祉医療費の支給 　高校生世代（満 18 歳に達する年の年度末まで）までのこどもの入院･外来に係る保険給付の一部負担金	な　し		654,599 件 1,197,561,100 円
寡　婦	福祉医療費の支給 　60 歳以上 70 歳未満の独居の寡婦の入院に係る保険給付の一部負担金	前年度の所得税が非課税の者	保険給付の一部負担金から 1 日につき 1,200 円を差引いた額 H22.12 から現物給付による助成を実施	1 件 33,000 円

(※1)　親：20 歳未満の子を現に監護するひとり親家庭等の母又は父
（平成 22 年 12 月から、父子家庭についても医療費助成の対象となった。）

医　　療

本市の医療施設数、病床数、医療従事者数等は表のとおりであり、市民の保健医療を担当している。

救急体制は、初期体制として市医師会・市歯科医師会による在宅当番医制及び長崎市夜間急患センターにより、二次体制として病院群輪番制病院及び協力病院により、三次体制として長崎大学病院及び長崎みなとメディカルセンターにより、それぞれ対応している。また、令和６年４月から、全国の医療機関を検索することができる医療情報ネット（ナビイ）が稼動している。

市立病院としては、新市立病院建設計画における平成 28 年 2 月の新病院完成に伴い、平成 28 年 3 月 27 日をもって成人病センターは閉院し、診療機能は市民病院に統合され、病院名については平成 29 年 4 月 1 日から「長崎みなとメディカルセンター」に変更し、引き続き、地域の中核的基幹病院としての役割を果たしている。

離島地区等においては、伊王島・高島、池島、琴海及び野母崎地区に診療所を擁し、医療体制の確保に努めている。

注)「琴海病院」は平成 22 年 4 月 1 日から民間に移譲

「野母崎病院」は平成 23 年 4 月 1 日から診療所に移行

「市民病院」及び「成人病センター」は平成 24 年 4 月 1 日から「地方独立行政法人長崎市立病院機構」に移行

1　医療施設

(1)　医療施設数　　（令和 7 年 12 月末現在）

合計（除歯科）		病院		診療所			
施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	有床	無床	（除歯科）病床数
536	9,670	41	9,009	495	51	444	661

(2)　主要診療科目別診療所数　　（令和 7 年 12 月末現在）

合計（除歯科）	内科	外科整形	小児科	皮膚科泌尿肛門	眼科	耳鼻咽喉	産婦人科	放射線科	精神科	その他	歯科
495	248	92	23	35	28	24	19	2	22	2	253

(3)　一床当り人口（除歯科）　　（令和 7 年 12 月末現在）

人口	病床数	一床当り人口
385,553 人	9,670 床	40.0 人

(4)　医療関係従事者届出数　　（令和 4 年 12 月末現在）

医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
2,064 人	595 人	1,265 人	273 人	162 人	7,193 人	1,640 人	807 人	122 人

※届出は２年に１度

※長崎県医療統計より（令和６年末は未公表）

※就業地による（医師・歯科医師・薬剤師は無職の者を含む。保健師等は就業者）

2　救急医療

本市における初期救急医療体制として、休日の昼間については在宅当番医制により、夜間については、長崎市夜間急患センターにおいて、1年365日対応している。

さらに、二次体制として、病院群輪番制病院10病院、救急医療協力病院4病院を配置している。

また、長崎県救急医療情報システムの運用により、救急車による患者搬送がスムーズに行われるシステムが確立している。

(1)　在宅当番医制度

実施主体	長崎市	長崎市歯科医師会
発足年月	昭和58年4月から長崎市医師会に委託	昭和53年12月
当番医数	1休日　10ヵ所（10月～12月中旬及び3月は11ヵ所、12月中旬～2月は13ヵ所） 内科2（10月～12月中旬及び3月は3ヵ所、12月中旬～2月は4ヵ所） 小児科1（1月～2月は2ヵ所） 外科2　婦人科1　耳鼻科1　眼科1 その他医療機関1～2	1休日　　2ヵ所
診察時間	午前9時～午後6時 ただし婦人科、眼科、耳鼻科については 午前9時～正午	午前9時～正午
助成内容	755万6,857円（令和7年度）	105万8,500円（令和7年度）

(2)　長崎市夜間急患センター

夜間等における初期救急医療の体制を維持するため設置

ア　所在地　　長崎市栄町2番22号（長崎市医師会館内）

イ　開設日　　平成14年4月1日

ウ　延面積　　509.68㎡

エ　診療科目　　内科、小児科、耳鼻咽喉科

オ　診療日　　毎日

カ　診療時間　　平日：内科、耳鼻咽喉科　20：00～24：00

小児科　20：00～翌日7：00

土曜・休日：内科　20：00～24：00、小児科　20：00～翌日7：00

年末年始：内科　10：00～18：00及び20：00～24：00

小児科　10：00～18：00及び20：00～翌日7：00

キ　指定管理者　　一般社団法人長崎市医師会

ク　診療体制

（令和8年4月1日）

		総数	医師	看護師	事務員
平日	準夜	9人	3人	4人	2人
	深夜	3	1	1	1
土曜日 休日	準夜	8	2	4	2
	深夜	3	1	1	1
年末年始	昼間	13	3	6	4
	準夜	11	3	5	3
	深夜	3	1	1	1

(3)　長崎市薬剤師会調剤薬局

長崎市夜間急患センターの開設に伴い、これに対応する調剤薬局として移転開設

ア　開　設　場　所　　長崎市興善町7番19号

イ　開　　設　　日　　平成14年4月1日

ウ　開　　局　　日　　毎日

エ　開　局　時　間　　20：00～翌日7：00

3　市立の医療施設等

(1)　地方独立行政法人長崎市立病院機構　長崎みなとメディカルセンター

昭和23年12月1日、市民の健康保持に必要な医療を提供するために、日本医療団長崎県中央病院を引き継ぎ、長崎市立市民病院として開設。以来、数次にわたる増改築や診療科の増設、高度医療の導入を図るとともに、平成24年4月1日から、運営面でより迅速かつ柔軟に対応できる地方独立行政法人に移行した。

また、新病院建設事業により平成24年から現地建て替え工事が進められ、平成26年2月に新病院Ⅰ期棟が完成。その後、平成28年3月に主に透析医療、感染症医療、結核医療を担っていた長崎みなとメディカルセンター成人病センターと統合し、平成28年7月には、513床を有する病院として全面開院した。新市立病院建設にあわせ、診療面においては心臓血管外科の新設やサイバーナイフの導入などによる充実を図るとともに、ハード面においては免震装置やヘリポート及びハイブリッド手術室等の整備により診療機能の向上を図り、市民により良い医療を提供する体制を整えた。

地域の病院、診療所を支援する地域医療支援病院をはじめ、長崎医療圏病院群輪番制病院、臨床研修病院、災害拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、第二種感染症指定医療機関、地域周産期母子医療センター、地域脳卒中センター、救命救急センター等の指定を受けており、質の高い優れた医療サービスを提供する地域の中核病院として、長崎医療圏において救急医療、高度・急性期医療、小児・周産期医療、政策医療などの公的医療機関としての役割を担っている。

令和2年度には長崎県の新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定を受け、専用病棟を確保するなど、地域の新型コロナウイルス感染症患者の診療において中心的役割を担った。令和7年度に、今後の人口動態や地域医療構想の動向を踏まえ、病床数を415床へ変更した。

ア　開設年月日　　昭和23年12月1日

イ　施設の概要

（ア）　場　　所　　長崎市新地町6番39号

（イ）　敷地面積　　11,017.72㎡

（ウ）　建　　物　　Ⅰ期棟　鉄筋コンクリート造（免震構造）

地上8階　地下2階

Ⅱ期棟　鉄筋コンクリート造（免震構造）

地上4階　地下1階

マニホールド棟

駐車場棟　鉄骨造　地上5階

建築面積　8,215.71㎡　延床面積　48,720.67㎡

ウ　診療科目及び病床数（令和８年４月１日現在）

（ア）　診療科目　　内科、呼吸器内科、心臓血管内科、消化器内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、脳神経内科、血液内科、心療内科、精神科、緩和ケア外科、産科・婦人科、新生児内科、新生児小児科、小児科、小児外科、外科、消化器外科、心臓血管外科、呼吸器外科、乳腺・内分泌外科、肛門外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、麻酔科、放射線科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、臨床腫瘍科、病理診断科、救急科、歯科
36 科目

（イ）　病 床 数　　415 床（一般 396 床、結核病床 13 床、感染症病床 6 床）

エ　職員数（再任用・嘱託員含む）　　（令和８年４月１日）

区　分	人　員	区　分	人　員
計	1,020 人		
医師	133 人	歯科衛生士	3 人
薬剤師	31 人	看護師	529 人
放射線技師	25 人	保健師	2 人
臨床検査技師	31 人	管理栄養士	10 人
臨床工学技士	13 人	医療ソーシャルワーカー	9 人
理学療法士	26 人	精神ソーシャルワーカー	1 人
作業療法士	10 人	臨床心理士	1 人
言語聴覚士	5 人	診療情報管理士	4 人
視能訓練士	2 人	事務職員	185 人

オ　業務実績（令和７年度決算）

（ア）　患者の利用状況

区　分	年　間	１日平均（暦日）
入院患者	124,779 人	342 人
外来患者	118,455 人	325 人
新入院患者	10,693 人	29 人

（イ）　病床稼働率（年間平均運用病床 420 床に対する稼働率）　84.9％

（ウ）　平均在院日数　10.7 日

（エ）　救急車応需数　4,115 台

（オ）　入院診療単価（一般、感染症、結核）　84,537 円

（カ）　外来診療単価（一般、透析、歯科）　26,038 円

（キ）　医業収益に対する給与費（退給含む）の割合　50.3％

（ク）　医業収益に対する材料費の割合　28.8％

（ケ）　医業収益に対する経費の割合　15.9％

カ　経営成績（令和７年度決算）

令和７年度決算は、総収益 155 億 5,793 万 860 円に対し、総費用は 150 億 8,576 万 7,206 円となり、最終的に 4 億 7,216 万 3,654 円の総利益となった。

なお、長崎市から運営費負担金として総額9億5,347万242円を受け入れている。

地方独立行政法人として、更に効率的な運営に努め、持続可能な経営基盤を確立することとしている。

(2) 長崎市伊王島国民健康保険診療所

ア 所在地 長崎市伊王島町2丁目846番地6

イ 開設 平成17年1月4日（当初開設 昭和47年6月1日）

ウ 敷地面積 558.00㎡

エ 建築延面積 332.58㎡

オ 診療科目 内科、歯科

カ 診療時間 内科 月～金曜日 9：00～17：00 歯科 火曜日 9：40～17：00

キ 職種別職員数 （令和8年4月1日現在）

	総数	医師	看護師	医療技術者	事務職	その他
総数	5人	1人	3人	－	1人	－
正規職員	1	1	－	－	－	－
会計年度任用職員	4	－	3	－	1	－

注：事務職は、兼務職員を除く。

ク 利用状況

年度		R7
内科	患者延数	2,849人
	1日平均患者数	12.8
歯科	患者延数	157人
	1日平均患者数	3.2

(3) 長崎市高島国民健康保険診療所

ア 所在地 長崎市高島町1727番地1

イ 開設 平成17年1月4日（当初開設 平成元年4月1日）

ウ 敷地面積 2,099.35㎡

エ 建築延面積 1,112.96㎡

オ 診療科目 内科、歯科

カ 診療時間 内科 月～金曜日 8：30～17：00 歯科 水曜日 9：40～17：00

キ 職種別職員数 （令和8年4月1日現在）

	総数	医師	看護師	医療技術者	事務職	その他
総数	5人	1人	3人	－	1人	－
正規職員	4	1	3	－	－	－
会計年度任用職員	1	－	－	－	1	－

注：事務職は、兼務職員を除く。

ク　利用状況

年度		R7
内科	患者延数	1,210人
	1日平均患者数	5.0
歯科	患者延数	234人
	1日平均患者数	4.7

(4)　長崎市池島診療所

ア　所在地　長崎市池島町1132番地8

イ　開設　平成17年1月4日（当初開設　平成14年4月1日）

ウ　敷地面積　1,304.41m^2

エ　建築延面積　155.04m^2

オ　診療科目　内科

カ　診療時間　月～金曜日　9：00～16：00

キ　職種別職員数　（令和8年4月1日現在）

	総数	医師	看護師	医療技術者	事務職	その他
総数	4人	1人	2人	－	1人	－
正規職員	1	－	1	－	－	－
会計年度任用職員	3	1	1	－	1	－

注：事務職は、兼務職員を除く。

ク　利用状況

年度	R7
患者延数	366人
1日平均患者数	1.6

(5)　長崎市小口診療所

ア　所在地　長崎市琴海尾戸町400番地2

イ　開設　平成18年1月4日（当初開設　昭和33年10月6日）
（移転開設　平成11年11月1日）

ウ　敷地面積　47.04m^2

エ　建築延面積　36.12m^2

オ　診療科目　内科、外科

カ　診療時間　月、木曜日　13：30～15：30

キ　職種別職員数　（令和8年4月1日現在）

医師及び看護師は、医療法人社団　大同会に委託。（医師1、看護師1）

ク　利用状況

年度	R7
患者延数	149人
1日平均患者数	1.6

(6)　長崎市野母崎診療所

ア　所　在　地　長崎市野母町 2283 番地 7

イ　開　　設　平成 23 年 4 月 1 日（長崎市立野母崎病院から移行）

（当初開設　昭和 27 年 11 月 1 日野母村立病院）

（現地新築移転　平成 14 年 4 月）

ウ　診療所面積　1,137.27㎡

エ　診 療 科 目　内科、外科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科

オ　診 療 時 間　内科、外科　　月～金曜日　　8：30～12：00、13：30～17：15

眼科　　水曜日　　14：00～16：30

耳鼻いんこう科　木曜日　　14：00～16：30

皮膚科　　金曜日(月 2 回)　14：00～16：30

カ　職種別職員数　（令和 8 年 4 月 1 日現在）

	総　数	医　師	看 護 師	医療技術者	事 務 職	そ の 他
総　数	15人	2人	6人	4人	3人	－
正 規 職 員	11	2	2	4	3	－
会計年度任用職員	4	－	4	－	－	－

キ　利 用 状 況

外来

年　度		R7
内　科	患 者 延 数	11,295 人
	1 日平均患者数	46.7
外　科	患 者 延 数	973 人
	1 日平均患者数	4.0
皮 膚 科	患 者 延 数	334 人
	1 日平均患者数	13.9
眼　科	患 者 延 数	551 人
	1 日平均患者数	11.2
耳鼻いんこう科	患 者 延 数	328 人
	1 日平均患者数	6.6
計	患 者 延 数	13,481 人
	1 日平均患者数	55.7

教　育　行　財　政

長崎市教育委員会では、長崎市第五次総合計画後期基本計画策定に合わせ、長崎市の教育に関する成果や課題を整理し、教育行政を相互的かつ計画的に推進するため、令和８年４月に「第５次長崎市教育振興基本計画」を策定した。

また、長崎市長が策定した「長崎の未来を創るひとづくり」を基本理念とする「長崎市教育大綱」により、教育委員会と市長が連携を図りながら教育活動に取り組んでいる。

１　令和８年度教育費当初予算

区　　分	令　和　７　年　度		令　和　８　年　度		予　算　額 増　減　率
	予　算　額	構　成　比	予　算　額	予　算　額	
	千円	%	千円	%	%
教　育　費　合　計	15,180,935	100.0	15,263,368	100.0	0.5
教　育　総　務　費	2,612,731	17.2	2,655,326	17.4	1.6
小　学　校　費	2,551,580	16.8	3,684,518	24.1	44.4
中　学　校　費	2,291,032	15.1	1,541,224	10.1	△32.7
高　等　学　校　費	764,942	5.0	802,571	5.3	4.9
幼　稚　園　費	26,906	0.2	27,816	0.2	3.4
社　会　教　育　費	2,526,445	16.7	1,705,807	11.2	△32.5
保　健　体　育　費	4,119,257	27.1	4,551,829	29.8	10.5
市　民　会　館　費	288,042	1.9	294,277	1.9	2.2

(1)　要保護及び準要保護児童生徒就学援助(令和８年度予算 359,001 千円)

経済的な理由で就学困難と見られる児童・生徒の保護者に対して、学用品費・給食費等の援助費を支給している。

(2)　通学対策費補助(令和８年度予算 66,569 千円)

自宅から住所地で指定された学校までの通学距離が一定以上となる児童・生徒の保護者等に通学費を補助している。

○通学距離及び補助率

・小学校２㎞以上４㎞未満、中学校３㎞以上６㎞未満の場合　通学費の半額補助

・小学校４㎞以上、中学校６㎞以上の場合　通学費の全額補助

○通学手段

公共交通機関利用（公共交通機関がない場合は自家用車送迎）

(3)　離島高校生修学支援費補助（令和 8 年度予算 654 千円）

高等学校が設置されていない離島である池島及び高島から県内の高等学校に進学した高校生を対象に、通学費、下宿費、寮費、帰省費等について 1 人あたり月額 12,500 円を限度として、補助している。

(4)　私立学校に対する助成

私立学校振興費補助金（令和 8 年度予算 6,260 千円）

・運営費補助金（小・中学校）　5,999 千円

小学校　1 校当たり平均　855 千円

中学校　〃　368 千円

・原爆資料館見学学習費補助金（小学校）　211 千円

・平和教育費補助金（小・中学校）　50 千円

(5)　高校生等入学給付金（令和 8 年度予算 14,295 千円）

高等学校等（通信制の課程を除く高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の高等課程）に入学した高校生等で、経済的な理由で修学することが困難なものの保護者を対象に、高校生等 1 人あたり 63,200 円の入学給付金を給付している。

2　奨学金制度（奨学資金貸付金）

長崎市の奨学金は、高校生等（通信制の課程を除く高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校の高等課程に在学中の者）を対象に実施しており、貸与月額は、10,000 円となっている。

返還は貸与の終了した月の翌月から起算して 6 ヵ月経過後 10 年以内の期間とし、方法は年賦、半年賦、月賦及びその他の割賦方法によっている。

学　校　教　育

学校教育の指導方針

○　確かな学力と豊かな心を育てる学校教育の実現

・「生きる力」を育むために、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善を推進する。

・教職員等の資質向上に関する指標を規準にし、自らの資質を磨き、指導力の向上を図るため、校内研修をはじめとする各種研修を充実する。

・国際化が進むこれからの時代にふさわしい国際感覚豊かな子どもの育成を図るため、長崎市の特殊性を生かした国際理解教育を推進する。

・いじめの見逃しをなくし、不登校児童生徒を支援し、心のふれあいのある生徒指導の強化を図る。

○　平和希求の心を培う教育の推進

・平和に関する資質の育成を図り、被爆都市としての特殊性を生かすとともに新たな平和教育の指導法の充実に努める。

○　平等な社会づくりを目指す人権教育の推進

・人権教育の視点を明確にした指導を推進する。

・同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解するための教職員研修の拡充を図る。

1　市内の学校数（幼稚園を除く）

（R8. 5. 1）

区　分	小学校	中学校	高等学校			短期大学	大　学	各種学校	専修学校	特別支援学校
			全日制	定時制	通信制					
計	校 71	校 46	校 19	校 3	校 2	校 1	校 5	校 2	校 15	校 3
市　立	66 内分校 1	37 内分校 1	1	－	－	－	－	－	－	－
県　立	－	1	7	2	1	－	－	－	－	2
国　立	1	1	－	－	－	－	1	－	－	1
私　立	4	7	11	－	1	1	4	2	15	－

2　市立学校の児童生徒数等（幼稚園を除く）

（R8. 5. 1）

区　分	学校数	学級数	児童生徒数	1 学級当たり児童生徒数	学校職員数			
					計	教　員	事務職員 栄養職員	その他
計	校 104	学級 1,287	人 25,091	人 －	人 2,145	人 1,920	人 124	人 101
小学校	66 内分校 1	909	16,434	18.0	1,341	1,197	79	65
中学校	37 内分校 1	360	7,981	22.1	747	671	41	35
高等学校	1	18	676	37.5	57	52	4	1

3　市立学校施設

(1)　校　舎　　(R8. 5. 1)

区　分	合　計		鉄　筋		鉄　骨		木　造	
	床面積	比率	床面積	比率	床面積	比率	床面積	比率
	㎡	%	㎡	%	㎡	%	㎡	%
小学校	268,674 (611)	100	265,202 (611)	98.7	3,050	1.1	422	0.2
中学校	167,888 (622)	100	165,929 (622)	98.8	1,587	1.0	372	0.2
高等学校	10,728	100	10,728	100.0	－	－	－	－

※（　）書きは、借用建物で外数〔院内学級を除く〕。

(2)　屋内運動場　　(R8. 5. 1)

区　分	合　計		鉄　筋		鉄　骨	
	床面積	構成比率	床面積	構成比率	床面積	構成比率
	㎡	%	㎡	%	㎡	%
小学校	52,213	100	20,970	40.2	31,243	59.8
中学校	35,156 (475)	100	15,867	45.1	19,289 (475)	54.9
高等学校	1,953	100	1,953	100.0	－	－

※（　）書きは、借用建物で外数〔院内学級を除く〕。

(3)　屋内運動場・プールの設置状況　　(R8. 5. 1)

区　分	学校数	屋内運動場		プール	
		設置数	設置率	設置数	設置率
	校	校	%	校	%
小学校	66	63	95.5	59	89.3
中学校	37	36	97.3	31	83.8

※（　）書きは、中学校からの借用で外数。

(4) 児童・生徒1人当たり学校施設　　(R8. 5. 1)

区　分	運動場面積	校地面積
小学校	21.67 ㎡	59.16 ㎡
中学校	38.64 ㎡	99.56 ㎡

4　市立学校施設建設状況

区　分		令和7年度建設分	令和8年度建設予定分
小学校	校舎新増改築	4,906㎡	4,652㎡
	上記の教室数	29室	23室
	屋内運動場建設	1,140㎡	927㎡
	プール建設	－	275㎡
	給食室改築	－	－
中学校	校舎新増改築	－	－
	上記の教室数	－	－
	屋内運動場建設	－	－
	プール建設	－	－
	武道場建設	－	－

※高校は該当なし

5　児童の就学前教育状況

区分／年度	小学校入学児童数（人）	就学前教育を受けた者（人）				就園率（%）
		計	幼稚園	保育園	認定こども園	
R5	2,787	2,772	629	1,199	944	99.5
6	2,773	2,759	698	1,156	905	99.5
7	2,611	2,577	544	1,072	961	98.7
8	2,377	2,361	418	910	1,033	99.3

6　市立中学校卒業者の進路状況

区分／年度	卒業者総数（人）	高校・高専入学者・就職進学者（人）	専修・各種・職業訓練校等入学者・就職者・無業・その他（人）	進学率（%）
R4	2,816	2,800	16	99.4
5	2,921	2,895	26	99.1
6	2,711	2,689	22	99.2
7	2,739	2,713	26	99.1

7　特別支援教育

(1)　特別支援学級設置校数等

ア　小学校　(R8. 5. 1)

区分	学校数	学級数	在籍数
	校	学級	人
知的障害	59	93	521
自閉症・情緒障害	63	140	873
肢体不自由	11	11	13
聴覚障害	12	12	16
視覚障害	1	1	1
言語	1	1	1
病弱（院内学級）	25(1)	25(1)	33(5)

イ　中学校　(R8. 5. 1)

区分	学校数	学級数	在籍数
	校	学級	人
知的障害	30	34	136
自閉症・情緒障害	32	47	252
肢体不自由	4	4	4
聴覚障害	2	2	2
視覚障害	0	0	0
病弱（院内学級）	19(1)	19(1)	26(2)

(2)　通級指導教室設置校数等

ア　小学校　(R8. 5. 1)

区分	学校数	教室数	通級者数
	校	教室	人
情緒障害	1	1	12
LD・ADHD	37	37	505
言語障害	4	6	109
聴覚障害	0	0	0

イ　中学校　(R7. 5. 1)

区分	学校数	教室数	通級者数
	校	教室	人
LD・ADHD	18	19	177

8　人権教育

(1)　指導方針

○　すべての学校において「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」という憲法の規定をよりどころにして、人間尊重の精神を基調とする人権教育を推進する。

○　平等の原則に基づき、人権尊重の精神を貫いて、心理的差別の解消を図ることを中心的課題として、児童生徒に差別を正しくとらえさせ、いっさいの差別を許さない態度と実践力を育成する。

○　地域の実態及び児童生徒の発達段階に即し、学校の教育課程に基づくすべての教育活動を通して行う。

(2)　充実のための事業計画

ア　人権教育研修会

教職員対象研修会、初任者研修会等

イ　指定研究の推進

研究指定校への研究助成

ウ　各種研究大会、研究集会への参加奨励

エ　その他の事業

○　人権教育関係図書費の補助　　○　推進教員による人権教育の推進

○　公開授業実施による指導法の充実

9　学校保健

(1)　健康診断

ア　定期（臨時）健康診断

学校保健安全法に基づき、児童生徒及び幼児並びに職員の定期（臨時）健康診断を実施して、疾病の予防処置を行うとともに治療を勧告している。特に心臓・腎臓検診においては、市医師会の協力により検診マニュアルを作成し、異常者の早期発見と早期治療の指示を行い、健康管理等に万全を尽くしている。

イ　就学時健康診断

学校教育法施行令第 2 条の規定によりあらかじめ作成された学齢簿に記載された就学予定者の健康診断を行い、肢体不自由者・病弱者その他配慮の必要な者については、就学義務の猶予または免除・若しくは特別支援学校への就学または特別支援学級への編入等により適正な就学を図るよう保護者と協議している。

(2)　歯科保健推進事業

幼児、児童生徒のう歯保有の改善をめざし、歯科保健指導・管理の充実を図るため、歯科保健に係る意見交換会や研修会の開催、また、よい歯の学校表彰などを通して歯科保健に関する意識の高揚を図っている。

(3)　市学校保健会

市学校保健会は、学校三師（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）と学校保健関係教職員で組織され、各種研修会を開催し、会員相互の資質向上を図るとともに、各種団体へ研究委託等を行い、学校保健の推進を図っている。

10　学校給食

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を担っている。学校給食を活用し、学校における食育の推進を図るため、給食時間を通じて社会性を身につけることや適切な栄養の摂取、地場産物の利用など、学校給食の充実に努めている。

中学校給食については、平成 16 年 9 月に全市立中学校で給食を実施した。また、平成 24 年 9 月からは全市立小中学校で週 3 回の米飯給食を実施しており、米飯の提供方式も弁当箱方式からお碗方式へ年次的に移行し、平成 26 年 9 月に全市立小中学校がお碗方式に切り替わった。

また、調理機器の設置の有無により献立内容に学校間で違いがあること、食物アレルギーへの対応が現行の給食室では困難であること、給食室の多くが老朽化していることなどから、学校給食施設を集約化し、市内に３か所の学校給食センターを整備し、「北部学校給食センター」では令和 4 年 1 月から、「中部学校給食センター」及び「南部学校給食センター」では令和８年９月から給食の提供を開始している。

(1)　学校給食の状況　　(R8. 9. 1)

区分		単独調理場方式		親子方式	共同調理場方式	給食センター方式	計
		直営	委託	委託	池島※休止中	委託(PFI)	
小学校	学校数	1校	2校	4校	1校	57校	65校
	児童数	4人	705人	1,398人	1人	14,324人	16,432人
中学校	学校数	1校	1校	3校	1校	30校	36校
	生徒数	2人	51人	392人	1人	7,528人	7,974人
計	学校数	2校	3校	7校	2校	87校	101校
	児童生徒数	6人	756人	1,790人	2人	21,852人	24,406人

(2)　一般財団法人　長崎市学校給食会

学校の給食事業の充実・発展とその運営の適正を図るため、一般物資の調達及び配給その他学校給食の普及・奨励に関する事業を行う。

昭和 34 年 9 月設立。従事職員 6 人。役員（理事 6 人、監事 2 人）

11　学校体育

1　学校体育は、教職員の人格・識見と卓越した指導力を必要とする。そこで、各種研修の機会を提供し、専門的知識・技能の習得を図る。

2　長崎市小学校体育大会を開催し、市内小学校 6 年生が一堂に集い、小学校体育の振興を図る機会を創出する。

3　中学校総合体育大会を開催し、市内全中学校部活動生等が一堂に集い、中学校体育の振興を図る機会を創出する。

4　部活動（課外クラブ）の振興

学校教育活動の一環として行われる部活動の自主的な運営を助長するため、課外クラブサポーター及び部活動指導員を配置するとともに、活動費の一部を助成することにより、部活動の振興を図る。

(1) 課外クラブ指導者講習会

教職員や課外クラブ等の指導者の資質向上を図り、児童生徒の健全育成を目指す。

(2)令和８年度課外クラブ（部活動）加入者　　(R8.5.7)

中学校	体育クラブ	男 2,369 人	女　1,702 人	計　4,071 人	
	文化クラブ	男　232 人	女 707 人	計 939 人	合計 5,010 人
小学校	体育クラブ	男　61 人	女　14 人	計　75 人	
	文化クラブ	男　19 人	女　103 人	計　122 人	合計 197 人
総　　計					5,207 人

12　長崎市教育研究所

(1)　概　　要

昭和 26 年開設し、昭和 31 年長崎市教育研究所条例を定める。設置目的に従い、本市の学校教育における今日的課題について、調査・研究を行い、その成果を小・中学校に紹介することにより、義務教育の内容充実と教職員の資質の向上を図る。また、教育研究関係の資料を整備し、教職員の研修活動に資する。

現在、学校の今日的な教育課題や今後の教育の進むべき方向性に対応するために、主に、研究・研修、情報教育、教育支援、不登校支援の４つに取り組んでいる。

(2)　主な事業

ア　研究・研修部門

（ア）　研究所研究

・所員及び研究推進員は、不登校支援、情報教育、外国語教育の 3 分野での実践的研究を行う。

・研究成果は、県内教育研究所連盟（3 年に 1 度）の研究発表会で発表する。

（イ）　情報教育

・情報教育及びＩＣＴ活用に関する情報の収集及び発信を行う。

・情報教育及びＩＣＴ活用に関する研修会の開催及び校内研修の指導を行う。

（ウ）　特別支援教育

・教育的支援が必要な児童生徒の対応に関する情報の収集及び発信を行う。

・教育的支援が必要な児童生徒の対応に関する研修会の開催及び校内研修の指導を行う。

・教育相談に関する研修会の開催及び校内研修の指導を行う。

（エ）　不登校支援

・不登校児童生徒へ一人一人に対応した必要な支援及び指導を行う。

・不登校児童生徒及びその保護者や学校への教育相談及び研修会等を行う。

・不登校対応に関する研修会の開催及び校内研修を行う。

イ　情報教育部門

（ア）　教育情報ネットワークシステムの管理・運営

（イ）　市立小・中・高等学校のＩＣＴ環境整備

（ウ）　校務ＤＸの推進

ウ　特別支援教育部門

（ア）特別支援教育に関する相談及び幼児児童生徒の観察指導等の実施

（イ）教職員・保護者当との相談（就学相談を含む）

（ウ）関係機関との連携による相談・支援

エ　不登校支援部門

（ア）不登校等について、電話、来所等による教育相談

（イ）不登校支援に関する事業（長崎市学びの支援センター「ひかり」、学びの多様化学校「のぞみ教室」・メタバース登校・校内学びの支援センター）の運営

（ウ）スクールソーシャルワーカー（ＳＳW)、不登校支援スクールカウンセラー（ＳＣ）の派遣事

業の運営

（エ）関係機関やフリースクール等学校外施設との連携による相談・支援

13　学校規模の適正化と適正配置

長崎市の児童生徒数は、ピーク時と比較し、約５分の１に減少しているが、一方で小・中学校数は大きく変わっておらず、多くの学校で小規模化が進んでいる。このような状況の中、子どもたちが集団生活の中で多様な意見にふれ、自分の考えを深めるとともに、認め合い、協力し合いながら社会性を身に付けることができる教育環境の整備が重要となっている。

このため、平成 29 年 2 月に「長崎市立小学校・中学校における規模の適正化と適正配置の基本方針」を策定し、小学校では 5 学級以下、中学校では 2 学級以下の過小規模校と、学校施設の老朽化が進んでいる小規模校を念頭に、通学区域の見直しや学校の統廃合により、市内全域で学校規模の適正化と適正配置に取り組んでいる。

生　涯　学　習

生涯学習の取組み方針

よりよい地域をつくるためには、多くの市民が生涯を通じて学び続けることにより、豊かな心を育むだけでなく、学んだ知識や技術を活かして地域に貢献することが必要である。

そのため、長崎市第五次総合計画にあげる施策のなかで「市民が自ら学ぶとともに、学びを通して仲間づくり、地域づくりを行っている」ことを 2030 年度にめざす姿とし、①学びの場と機会の充実、②能力や経験が社会に活かされる仕組みづくりの２点を取組みの方向性として掲げ生涯学習の推進に取り組んでいる。

１　成人教育

(1)　成人・女性・高齢者を対象とした講座の実施

公民館を拠点として「学習のきっかけづくり」「新しい仲間づくり」をめざして、現代的課題・教養・地域づくり講座など一般成人向けの講座、女性の社会参画と学習活動の推進につながる講座や高齢者の社会参画や健康、安全や消費生活などの講座を、各世代の学習に対するニーズの把握に努めながら実施している。

(2)　家庭教育の推進

ＰＴＡ活動の活性化を図り家庭の教育力を高めるために、毎年、各小中学校の保護者を対象とした研修会を実施している。

また、平成 24 年度から各小中学校のＰＴＡ会員を対象に、保護者同士が子育ての不安や悩みなどを話し合いながら楽しく学び合う、ファミリープログラムを活用した講座を実施している。

(3)　学校施設の開放

市立小学校の施設を学校教育に支障がない範囲で、住民・団体が行う学習及び研修活動に供するため、地域・学校交流センターや会議室を開放している。

(4)　人権教育の推進

人権を正しく理解するための学習機会の充実を図るとともに、偏見や差別のない明るい社会づくりをめざして、フィールドワークを取り入れた長崎人権学講座や人権ポスター展の開催、人権啓発リーフレットの発行、公民館においては人権啓発研修会を毎年開催している。また、本市の人権教育を円滑に行うため、関係機関・団体で長崎市人権教育推進協議会を構成して事業の推進と情報の共有を行っている。

２　青年教育

青年個々人の成長を促し、自己の確立を図るとともに、社会参加活動を通して地域づくりに貢献できる青年の育成をめざす。

(1)　長崎市 二十歳のつどい

令和４年４月の民法改正に伴い、成年年齢が 18 歳に引き下げられたことを受けて、これまで行って

いた成人式を「二十歳（はたち）のつどい」と名称を改めて実施する。

約 3,400 人の 20 歳の方を対象に、改めて大人としての自覚と責任をもってもらう機会にするのと同時に、ふるさと長崎の良さを再発見してもらう機会とすることをねらいとする。

また、参加対象者有志による長崎市二十歳のつどい実行委員会を組織し、「つどい」の趣旨やマナーの啓発などについて説明を行うとともに、青年たちの意見が反映できるよう、青年たちの参画による開催をめざす。

３　長崎市立図書館（所在地：長崎市興善町 1 番 1 号）

長崎市の図書活動は、市民の読書活動を推進するため昭和 48 年度に公民館に図書室を設置し、社会教育課の図書整備室において「公民館図書整備事業」として開始した。昭和 61 年、図書センターを設置し、図書資料の系統的な収集、整理、配本など図書活動の効率化を図った。昭和 63 年度からコンピュータ図書オンラインシステムを導入、各館の所蔵図書が相互に検索、予約、貸出、返却できるようになった。

平成 20 年 1 月、「市民や地域に役立つ情報拠点」として、民間の持つ経営力、資金力、技術力を活用するＰＦＩ手法を導入して長崎市立図書館を設置し、これに伴い図書センターを閉館した。

長崎市立図書館では図書センターの事業を引き継ぎ、市内全図書室の地区の人口・利用に見合った資料の購入及び配本を行っており、現在の市民窓口サービスは、市立図書館・香焼図書館・公民館・ふれあいセンター等図書室の計 58 館となっている。

なお、15 年間のＰＦＩ事業期間満了により令和 5 年 1 月からは指定管理者制度を導入し管理運営を行っている。

(1)　施設概要

ア　開館時間　午前 9 時 30 分～午後 8 時(生涯学習エリアは午後 9 時まで)

イ　休　館　日　火曜日（祝日は開館）　12 月 29 日～1 月 4 日　特別整理期間(5 日間)

ウ　敷地面積　5,886.92 ㎡　　建築面積　3,650.27 ㎡　　延べ面積　11,658.94 ㎡

エ　構造・規模　鉄骨鉄筋コンクリート造・地上 4 階 地下 1 階

オ　所蔵能力　開架 約 25 万冊　閉架 約 55 万冊

カ　主要施設等　図書閲覧室（こどもとしょかん、おはなしのへや、対面朗読室、グループ学習室を含む)、有料貸室（多目的ホール、研修室、スタジオ、パソコン室、新興善メモリアル)、救護所メモリアル、スタディルーム、レストラン

(2)　事業概要

資料提供サービス、調査・相談、資料整備、読書関連企画・展示、公民館等図書室支援、学校図書館支援、はじめまして絵本事業、図書館を使った調べる学習コンクール、ボランティア研修会、リサイクル市、図書オンラインシステム管理、貸室、視聴覚ライブラリー

(3)　令和 7 年度の図書活動

ア　所蔵点数　市立図書館　　907,844 点　　市内図書館・図書室計　1,409,565 点

イ　貸出点数　市立図書館　1,073,439 点　　市内図書館・図書室計　1,628,039 点

4　香焼図書館（所在地：長崎市香焼町 1070 番地 32）

旧香焼町では昭和 53 年度に町中央集会所の一部を成人用図書館とすることから図書館事業を開始し、児童図書館や分館の設置・統合、大幅な改造工事を経て、旧集会所全体を図書館とした。

旧町による運営では、図書貸出の重視、児童の読書推進、町内全体へのサービスを基本に行ってきた。これらの実践により、日本図書館協会や文部科学省から優秀図書館として表彰された。

旧施設の老朽化等のため、令和 2 年 3 月に香焼地域センター内へ移転したが、長く親しまれてきた地域の図書館として、市立図書館等とのネットワークによる利便性も生かしながら運営を行っている。

延床面積　　419.57 ㎡（香焼地域センターのうち図書館機能部分）

所蔵点数　　26,623 点（令和 8 年 3 月末現在）

貸出点数　　16,934 点（令和 7 年度実績）

5　公　民　館

(1)　市立公民館の概要

名　　称	所　在　地	開設年月	延面積（㎡）	職員数（R8.4.1 現在）	令和 7 年度利用人員	備　　考
中央公民館	魚の町 5-1	S32. 1	3,915.43	指定管理者 職員　4 人	65,726	各種施設併設 H28 年度より指定管理者制度を導入
東公民館	矢上町 19-1	S46. 4	3,378.56	常勤　1 非常勤　11	103,674	各種施設併設 H24.1～新築移転
西公民館	丸尾町 5-5	S47. 4	1,087.96	常勤　1 非常勤　7	23,889	老人憩の家併設
南公民館	浪の平町 7-19	S48. 4	964.85	常勤　1 非常勤　5	18,294	老人憩の家併設
北公民館	千歳町 5-1	S44.11	1,667.12	指定管理者 職員　18 人	161,083	各種施設併設 R２年度より指定管理者制度を導入
滑石公民館	滑石 2 丁目 1-8	S54. 4	1,268.67	常勤　2 非常勤　4	33,399	児童館併設 H22.7～新築移転
香焼公民館	香焼町 501-2	S58. 4	1,518.35	常勤(兼)　4 非常勤　2	15,308	独立館
外海公民館	神浦江川町 2	S46. 4	707.00	常勤(兼)　6 非常勤　1 非常勤(兼)2	2,886	独立館
三和公民館	布巻町 88-1	S57. 2	2,835.99	常勤(兼)　5 非常勤　7 非常勤(兼)2	41,738	独立館
戸石地区公民館	戸石町 1740-1	S49. 4	490.52	常勤(兼)　3 非常勤(兼)2	1,614	地区事務所併設
三重地区公民館	三重町 1142-1	S48. 3	871.50	常勤(兼)　6 非常勤　1 非常勤(兼)1	8,522	独立館

名　　称	所　在　地	開 設 年 月	延 面 積 (㎡)	職 員 数 (R8.4.1 現在)	令和 7 年度 利用人員	備　　考
高浜地区公民館	高浜町 3203-73	S51. 3	755.20	常勤(兼) 5 非常勤 1 非常勤(兼)1	6,635	連絡員事務所 併　　設
野母地区公民館	野母町 2244-1	S57. 8	994.76	常勤(兼) 5 非常勤 1	5,146	独　立　館
黒崎地区公民館	下黒崎町 5157-1	S48. 4	543.38	常勤(兼) 6 非常勤 2 非常勤(兼)2	3,403	独　立　館
川原地区公民館	川原町 234-5	S58. 3	461.15	常勤(兼) 5 非常勤 1 非常勤(兼)2	2,394	独　立　館
為石地区公民館	為石町 2020-2	S52. 1	690.00	常勤(兼) 5 非常勤 1 非常勤(兼)2	3,335	独　立　館

(2)　事業概要

ア　市民への学習機会の提供

現代的課題・教養・地域づくりなどの講座の開設、講演会・研修会の開催、大学や他の社会教育機関と連携した専門講座の開設、図書室の運営

イ　心豊かな青少年の育成

子ども英会話教室、子ども映画会、夏休み子ども講座などの開設

ウ　地域団体との連携と活動支援

家庭教育学級の開設、育成協の活動支援、町立公民館講座・ふれあいセンター講座の開設支援

エ　学習情報の提供と学習相談

公民館だよりの発行、学習相談窓口の充実

オ　自主学習グループの育成と学習成果の活用促進

学習グループ活動支援、公民館まつりの開催、各種研修会・ボランティア活動への参加奨励

６　長崎市科学館（所在地：長崎市油木町 7 番 2 号）

国際文化都市長崎にふさわしい科学に関する知識の普及及び啓発並びに科学教育の振興を図り、文化の向上に資するため、平成 9 年 4 月 26 日に開館した。

平成 22 年度からは指定管理者制度を導入し、民間の豊富な企業運営の経験や知識を生かして館の運営・維持管理を行うとともに、科学に関する講座やイベント等の充実を図ることにより科学教育の充実に努めている。

平成 30 年 12 月 22 日に展示室を「自然の探求と発展する科学技術の学び」を基本理念とするリニューアルを行い、長崎らしさを取り入れた体験型装置等を展示している。

(1)　施設概要

ア　展示室

大地・暮らし・未来の 3 ゾーン及び「サイエンスショーステージ」から構成。

各ゾーンはテーマに関する事象を紹介する基本展示や体験型装置を展示。

※長崎で発見された恐竜・翼竜の化石を大地のゾーンに常設展示。

イ　スペースシアター（直径 23m、席数 234 席）

プラネタリウムの投影、全天周映画の上映

ウ　天文台　第 1 天文台（ドーム直径 9m、50 ㎝反射望遠鏡）

第 2 天文台（ドーム直径 4m、15 ㎝屈折望遠鏡）

エ　星空広場　10 ㎝屈折望遠鏡を 10 台設置可

オ　科学実験室、科学工作室、学習室、収蔵室、会議室等

カ　駐車場

(2)　事業概要　展示室、スペースシアターでの事業ほか、天体観望会、講座（科学教室、発明クラブ等）、自由研究相談室、採集品分類会、科学講演会などを実施している。

(3)　開館時間　午前 9 時 30 分～午後 5 時

(4)　休 館 日　指定管理者の定める日（ただし、原則として以下の取扱いによる。）

・月曜日

・休日の翌日

・年始及び年末（1 月 1 日及び 12 月 31 日）

(5)　観 覧 料

区分	展　　示	スペースシアター	年間観覧料（１人１年間につき）
一　　般	円 610	円 720	円 3,330
小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	円 310	円 360	円 1,680

(6)　観覧者数　(R7 年度)

展示室	プラネタリウム	全天周映画	合計
43,530 人	25,209 人	2,288 人	71,027 人

(7)　参加者数　(R7 年度)

天体観望会	科学教室	イベント・講演会等	発明クラブ等	合計
3,866 人	6,396 人	49,450 人	710 人	60,422 人

7　市民会館

長崎市民会館は、長崎開港 400 年記念事業の一環として昭和 49 年 2 月に建設されたもので、文化ホール、市民体育館、中央公民館及び男女共同参画推進センターをもって構成される複合機能施設である。

平成 28 年度からは指定管理者制度を導入し、民間の能力やノウハウを活用することで、市民サービスの向上を図るとともに、経済的かつ効率的な運営を図っている。

(1) 構造及び規模

鉄骨鉄筋コンクリート造、地下2階、地上7階建

敷地面積　5,048.37㎡　　建築延面積　25,415.46㎡

(2) 利用者数　　(R7年度)

文化ホール	中央公民館	市民体育館	アマランス	合計
122,749人	51,308人	134,087人	33,901人	342,045人

8　日吉自然の家

日吉自然の家は、豊かな自然環境の中での集団宿泊生活及び野外活動を通じた少年の健全な育成を図るとともに、自然に親しむ機会を提供することによる市民の生涯学習の振興を目的とする。

市内全小学校が宿泊体験学習を行える宿泊人員120人の自然体験型宿泊研修施設として、平成28年4月1月から供用を開始している。

平成29年度からは指定管理者制度を導入し、民間の豊富な企業運営の経験や知識を生かして館の維持管理を行うとともに、自然体験学習の充実に努めている。

(1) 施設の概要

所在地	飯香浦町3715番地
敷地面積	32,247.23㎡
施設内容	1階:ロビー、食堂、浴室　事務室　2階：研修室、和室、宿泊室、 体育館　3階：和室、宿泊室 本館棟（2,066.30 ㎡）、体育館棟（1,508.90㎡）、つどいの広場、野外炊さん場
休所日	年末年始（12月29日～1月3日）及び指定管理者が定める日
宿泊人員	定員120人
令和6年度の主な事業	リース・門松作り、スターウォッチング、日吉里山ボランティア、アドベンチャーキャンプ、地域の食材でクッキングなど

(2) 宿泊研修等数　　(R7年度)

宿泊延研修人数	日帰研修人数	合計人数
20,237人	10,144人	30,381人

9　長崎市恐竜博物館（所在地：長崎市野母町568番地1）

恐竜を中心とする古生物学及び地学に関する資料の収集、保管、展示及び調査研究を行い、学術及び文化の発展に寄与する新たな施設として、令和3年10月に開館した。

(1) 施設概要

ア　常設展示室　　長崎で発見された恐竜・翼竜等の化石を中心として、生命の記録や恐竜の時代等5つのテーマに沿った標本や体験エリアを設置。

イ　企画展示室　　企画展及びワークショップ等を実施。

ウ　オープンラボ　化石の調査研究を実施。

岩石鉱物処理室、化石クリーニング室、X線機器室、分析室、収蔵庫等があり、化石の調査研究の様子を見学可能。

(2)　事業概要　恐竜を中心とする古生物学や地学に関する生涯学習の拠点施設及び白亜紀後期の恐竜化石研究の拠点施設と位置付け、市民の学習の場を提供するとともに、恐竜化石研究の場として国内外に向け積極的に情報発信を行う。

(3)　開館時間　午前9時～午後5時

(4)　休 館 日　指定管理者が定める日（ただし、原則としては次の取扱いによる。）

月曜日及び年末年始（12月31日及び1月1日）を原則とする

(5)　観 覧 料

区　分		観覧料（1人1回につき）	年間観覧料（1人1年間につき）
常設展示	一　　般	500円	1,250円
	小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒	250円	630円

(6)　観覧者数　(R7年度)

常設展	企画展	合計
129,671人	81,496人	211,167人

１０　その他の生涯学習施設

名　　称	所　在　地	開 設 年 月	延 面 積 (㎡)	令和7年度利用人員	備考
野母崎文化センター	野母町555	H2.9	1,681.95	12,439	・各種講座を開催 主要施設 ・多目的ホール ・会議室 ・視聴覚室 令和3年10月29日より指定管理者制度を導入
琴海文化センター	長浦町3777-9	H2.3	1,741.42	14,664	・各種講座を開催 主要施設 ・多目的ホール ・会議室 ・和室 ・図書室
琴海南部文化センター	琴海村松町703-14	H7.3	921.03	23,948	・各種講座を開催 主要施設 ・図書室 ・会議室 ・和室 ・調理室

５　環境経済委員会関係

環　　境　　部
経　済　産　業　部
文　化　観　光　部
水　産　農　林　部
総　合　事　務　所

環　境　保　全

1　長崎市環境基本計画

本市では、長崎市環境基本条例の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に、平成 12 年 3 月に「長崎市環境基本計画」を策定し、平成 23 年 2 月（平成 29 年 2 月改訂）に「長崎市第二次環境基本計画」を、令和 4 年 2 月に「長崎市第三次環境基本計画」を策定した。

(1)　計画の位置付け

ア　長崎市環境基本条例に定める基本理念の実現に向けた計画

イ　長崎市第五次総合計画を環境面から実現する計画

ウ　市民・団体、事業者、市役所の環境の保全及び創造に関する行動の指針

(2)　計画の期間

第三次環境基本計画の計画期間は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 9 年間で、必要に応じて見直すことで、本市の環境や社会情勢の変化等に柔軟に対応する。

(3)　計画の目標

ア　めざす環境像（21 世紀半ばを展望し設定）

「人と自然と文化が輝き続けるまち長崎」

～豊かな環境を守り活かし、みんなで未来を切り開く～

イ　基本目標・施策と環境分野

・脱炭素社会の実現……**〔地球環境〕**

・資源の有効活用……**〔循環型社会〕**

・豊かな地域環境の保全と活用……**〔地域環境〕**

・環境にやさしいまちづくりの推進…**〔都市環境〕**

・環境意識・行動の定着……**〔環境意識・行動〕**

ウ　個別目標・施策

基本目標・施策ごとに個別目標・施策を設定している。

例）　基本目標・施策（資源の有効活用）―個別目標・施策①（ごみ排出量の削減とリサイクルの推進）

個別目標・施策②（廃棄物適正処理の推進）

(4)　計画の推進体制と進行管理

ア　庁内に市長を委員長とする「長崎市環境基本計画推進会議」を設置

イ　長崎市環境白書（年次報告書）の作成・点検

ウ　長崎市環境審議会による計画の進捗状況の評価、公表

２　長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画

(1)　計画策定の変遷及び目的

本市では、地域特性に応じた温室効果ガスの排出削減等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成 21 年 3 月（令和 4 年 3 月改訂）に「長崎市地球温暖化対策実行計画」を策定した。

令和 5 年 10 月には、施策の相互補完や相乗効果、波及効果などによる更なる取組みの強化、加速化を図るため、長崎市、長与町及び時津町の一市二町共同で「長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画【圏域編（区域施策編）】」を策定し、市単独の計画から長崎広域連携中枢都市圏の計画へと移行している。

また、市役所の取り組みとなる【事務事業編】については、令和 5 年 10 月に改訂を行った。

(2)　計画の位置付け

ア　地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく地球温暖化対策に関する地方公共団体実行計画

イ　長崎市第三次環境基本計画に基づく地球温暖化対策に関する個別計画

(3)　計画の期間及び目標

温室効果ガス削減目標は、長期目標を令和 32 年度（2050 年度）までに平成 19 年度（2007 年度）比 80%削減し、残りの 20%を二酸化炭素の吸収や利活用により差し引きゼロにすることで、「ゼロカーボンシティ長崎」の実現を目指すこととしている。この目標の達成に向けた中期目標として、計画期間を令和 12 年度（2030 年度）までとし、温室効果ガスを令和 12 年度（2030 年度）までに平成 19 年度（2007 年度）比 43%削減（平成 25 年度（2013 年度）比 55%削減）することとしている。

(4)　温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出を抑制する緩和策

ア　まち歩きを楽しめる脱炭素な都市の形成

イ　環境にやさしいエネルギーの活用と環境関連産業の活性化

ウ　省資源・循環型のまちづくり

エ　日常生活や事業活動の脱炭素化への転換

(5) 気候変動の影響に対する適応策

既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対する適応策

(6)　計画の推進体制と進行管理

令和 5 年 10 月の長崎広域連携中枢都市圏の計画への移行に伴い、市域全体の排出削減を推進するために設置していた「長崎市地球温暖化対策実行計画協議会」を新たに一市二町の協議会である「長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画協議会」へと移行した。同協議会より意見を聴取しながら、施策の推進及び進捗状況、温室効果ガス（二酸化炭素等）排出状況の把握、評価を行い、年次報告書を作成し、公表する。

3　公害の概況と監視体制

(1)　公害苦情の発生状況

本市における公害関係の苦情は、環境基本法をはじめ関係法令の整備、公害対策の進展とあわせて本市の基幹産業である大型機械製造業等重工業を中心とした関連企業の経済活動の停滞などもあって、バブル崩壊以降、全般的に減少の傾向を示していたが、近年は都市・生活型の公害の増加のため、ほぼ横ばいとなっている。令和 7 年度における発生率についてみると、騒音 46.7%、悪臭 23.0%、大気汚染 15.2%などとなっている。

過去 10 年間の苦情発生件数（年度別・種類別）

種類＼年度		H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
典型7公害	騒音	55 (37.7)	61 (42.1)	65 (42.5)	67 (46.2)	70 (43.8)	68 (45.0)	70 (39.3)	82 (49.1)	85 (50.6)	77 (46.7)
	振動	3 (2.0)	4 (2.7)	6 (3.9)	5 (3.4)	3 (1.9)	2 (1.3)	4 (2.2)	8 (4.8)	4 (2.4)	3 (1.8)
	水質汚濁	29 (19.9)	28 (19.3)	32 (20.9)	18 (12.4)	25 (15.6)	16 (10.6)	29 (16.3)	18 (10.8)	12 (7.1)	22 (13.3)
	大気汚染	13 (8.9)	9 (6.2)	10 (6.5)	4 (2.8)	9 (5.6)	14 (9.3)	19 (10.7)	13 (7.8)	20 (11.9)	25 (15.2)
	悪臭	45 (30.8)	41 (28.3)	39 (25.5)	46 (31.7)	53 (33.1)	49 (32.5)	56 (31.5)	45 (26.9)	41 (24.4)	38 (23.0)
	土壌汚染	1 (0.7)	1 (0.7)	1 (0.7)	4 (2.8)	0 (　0)	2 (1.3)	0 (0)	1 (0.6)	4 (2.4)	0 (0)
	地盤沈下	0 (　0)	1 (0.7)	0 (　0)	1 (0.7)	0 (　0)	0 (　0)	0 (0)	0 (0)	2 (1.2)	0 (0)
	計	146 (100)	145 (100)	153 (100)	145 (100)	160 (100)	151 (100)	178 (100)	167 (100)	168 (100)	165 (100)
その他		5	0	2	1	1	0	0	0	0	0
合計		151	145	155	146	161	151	178	167	168	165

※　（　）内はパーセント（典型 7 公害の計に対する割合）

(2)　公害の現況

近年、事業活動に伴う産業公害と併せ、近隣騒音など都市型の公害も発生しており、その発生源は身近で広範囲なものとなっている。

(3)　監視体制

ア　大気汚染常時監視

市内の主要地点に設置している一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局において測定された大気汚染物質、気象などのデータを監視センターへ送信して常時監視体制をとっている。

測定局の種類	測定局名	測定項目									
		二酸化いおう	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	一酸化窒素	二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素	炭化水素	風向	風速
一般環境大気測定局	東長崎		●	●	●	●	●			●	●
	小ヶ倉		●	●	●	●	●			●	●
	稲佐小学校	●	●	●	●	●	●			●	●
	村松	●	●	●	●	●	●		●	●	●
自動車排出ガス測定局	長崎駅前		●		●	●		●	●		
	中央橋		●		●	●			●		

イ　河川等の水質調査

市内の 13 河川の 18 地点及び 4 海域の 21 地点について定期的に実施している。

ウ　交通騒音及び振動の測定

市内幹線道路沿線で騒音 11 地点、振動 11 地点及びその他の地点で必要に応じて測定している。

エ　環境騒音調査

市内 40 地点で毎年 1 回環境騒音の測定を行っている。

4　浄化槽に関する指導及び補助金

(1)　指導

浄化槽は、令和７年度末現在 3,209 基が設置されているが、一部の浄化槽で、清掃の不履行、消毒薬を補填しない等、維持管理の不徹底がみられ、環境汚染の要因となる恐れがある。こうした浄化槽管理者に対し、関係法令に基づき、徹底した指導を行い、水質汚濁の防止と環境の保全を図っている。

ア　文書指導または立入検査

法定検査において不適正と判定された浄化槽について文書指導または立入検査を実施し、不適正事項の是正を指導している。

イ　事前協議

浄化槽の放流先等について、設置届の事前に協議している。

ウ　浄化槽の清掃業者及び保守点検業者に対する指導

清掃業者（9 業者）については 2 年に１度の許可申請に伴い営業所への立入検査を実施、保守点検業者（31 業者）については 3 年に 1 度の登録申請に伴い営業所への立入検査を実施している。

(2)　補助金（浄化槽設置整備事業）

浄化槽の計画的な整備を図り、し尿及び雑排水をあわせて処理することにより、公共用水域の水質汚濁の防止及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽を設置する者に対して、補助金を交付している。

ア　国庫補助ならびに県費補助対象事業（長崎市浄化槽設置整備事業補助金）

この事業は、浄化槽の計画的な整備を図るため、下水道事業計画区域以外で、浄化槽を設置しようとする者に対し、下表のとおり人槽区分ごとに限度額を定め、予算の範囲内で補助金を交付する。

人槽区分	限度額
5 人槽	332,000 円
6～7 人槽	414,000 円
8～50 人槽	548,000 円

イ　市単独補助対象事業（長崎市浄化槽設置費補助金）

この事業は、浄化槽を設置する者に対し、長崎市浄化槽設置整備事業補助金に加え、下表のとおり人槽区分ごとに限度額を定め、予算の範囲内で市単独の補助金を交付する。また、下水道事業計画区域内においても、当分の間下水道が整備されない者に対し交付する。（平成 13 年 4 月から実施）

人槽区分	限度額
5 人槽	414,000 円
6～7 人槽	641,000 円
8～50 人槽	995,000 円

ごみ処理

本市のごみ処理事業は、昭和 40 年以前は各戸収集を行っていたが、車両の入らない狭隘な道路や階段等の本市の持つ特徴的な地形要因が障害となっていた。そのため、作業の効率化や衛生的な収集処理を目的として、昭和 41 年よりポリ袋によるステーション方式のごみ収集に段階的に切り替え、昭和 46 年 4 月に全市がポリ袋によるステーション方式の週 2 回収集となった。その後、昭和 56 年 9 月から燃やせるごみを週 3 回、燃やせないごみを週 1 回、そして粗大ごみを事前申し込みにより随時に収集する分別収集を実施し、昭和 59 年 7 月より廃乾電池を有害ごみとして、平成 5 年 4 月より空き缶、空きびんを、平成 10 年 4 月からはペットボトルを、資源ごみの分別品目に加えた。また、平成 6 年 7 月からは、ごみ収集、運搬、処理部門の土曜閉庁方式による週休 2 日制の導入により、燃やせるごみの収集回数を週 3 回から週 2 回へと変更している。さらに平成 13 年 10 月からは廃蛍光管と古紙類（新聞、雑誌、段ボール）も分別収集を開始した。

平成 14 年 2 月から、市民の意識高揚を図り、ごみの分別促進によるリサイクル及びごみの減量化の推進等を目的とした、ごみ袋の指定有料化を実施している。

平成 15 年 6 月からは、プラスチック製容器包装の分別収集を市内約 50%の地区で本格実施し、平成 16 年 4 月から全市で実施している。

平成 21 年 4 月からは、金属の一部（鍋、釜、やかん、フライパン）を、資源ごみの分別品目に加えた。

平成 28 年 7 月からは、燃やせないごみの一部（プラスチック製品、ゴム製品、革製品）を、燃やせるごみの分別品目に変更している。

令和 8 年 4 月からは、プラスチック製容器包装とプラスチック製品の一括回収を市内約 60%の地区で開始、同年 10 月からは市内全域で実施することとなっており、更なる資源循環の推進に取り組んでいく。

1　ごみの収集状況（令和７年度実績）

区分		収集量		収集世帯数	
合計		124,855 トン	100 %	204,669 世帯	100 %
市直営	計	29,954	24.0	71,360	34.87
	燃やせるごみ（含粗大ごみ）	24,066	19.3	—	—
	燃やせないごみ（含粗大ごみ、有害ごみ）	1,636	1.3	—	—
	資源ごみ（含古紙類、容器包装プラ類）	4,252	3.4	—	—
委託	計	53,575	42.9	133,309	65.13
	燃やせるごみ（含粗大ごみ）	41,949	33.6	—	—
	燃やせないごみ（含粗大ごみ）	2,890	2.3	—	—
	資源ごみ（含古紙類、容器包装プラ類）	8,735	7.0	—	—
持込み	計	41,327	33.1	—	—
	燃やせるごみ（含粗大ごみ）	39,038	31.3	—	—
	燃やせないごみ（含粗大ごみ）	1,525	1.2	—	—
	資源ごみ（含古紙類）	763	0.6	—	—

※四捨五入の関係で、計と内数が一致しない場合がある。

2　市のごみ収集体制

(1)　作業員数（定数）　(R8. 4. 1)

計	運転士	自動車整備士	環境整備士
			収集
83 人	20 人	1 人	62 人

(2)　収集車両　(R8. 4. 1)

計	ごみ収集		
	塵芥車	小型ダンプ（ライガー）	軽トラック等
53 台	28 台	2 台	23 台

3　委託業者　(R8. 4. 1)

業者数	従業員数	収集車両				委託料
		軽トラック	ﾀﾞﾝﾌﾟ･ﾄﾗｯｸ	塵芥車	計	
19	173 人	20 台	1 台	71 台	92 台	1,201,602,315円

4　ごみの収集作業

(1)　燃やせるごみ

ア　収集回数　　週 2 回（平成 6 年 7 月 4 日から実施）

イ　収集方法　　ステーション方式による市指定ごみ袋収集

ウ　ステーション数　　17,651 ヵ所（可燃 10,557 ヵ所　令和 8 年 7 月 21 日現在）

なお、収集作業は、市直営と委託により行われ、直営地区は市内を東部、中央に区分し、地区ごとに 10 台の車両（パッカー車）を配置し、全市週 2 回曜日収集を計画的に実施している。本市は地形的条件が悪く、車両の通行困難な地区においては、作業員がステーションに集められた各戸のごみを「引出しかご」に移し、車両積込地点まで引き出して車両に積込む方式を採用している。

(2)　燃やせないごみ

収集作業は、ステーション方式（注）により週 1 回曜日収集を計画的に実施している。

(3)　資源ごみ

収集作業は、ステーション方式（注）により平成 5 年 4 月から週 1 回曜日収集を実施している。

(4)　プラスチック製容器包装

収集作業は、ステーション方式（注）により平成 16 年 4 月から週 1 回曜日収集を実施している。

（注）(2) 燃やせないごみ、(3) 資源ごみ、(4) プラスチック製容器包装のステーション数 7,094 ヵ所（令和 8 年 7 月 21 日現在）

(5) 粗大ごみ

机、タンス及び建具等の大型家庭ごみは、各地区の委託業者へ電話申し込みにより戸別収集する。なお、手数料については、ステッカー制による前納制としている。

(6) 事業系ごみ

事業活動に伴って排出されるごみ（産業廃棄物を除く）は、排出者において自己処理または処理施設へ搬入させているが、処理施設への自己搬入ができないもので、市による収集が難しい場合は、一般廃棄物処理業の許可を得た業者が収集している。令和 8 年 3 月 31 日現在、業者数は 320 業者で、車両保有台数は 1,287 台である。

(7) 戸別収集（長崎市ふれあい訪問収集事業）

ごみ出しが常時困難な高齢者及び障害者等を対象に、声かけ及び安否確認を行いながら、ごみの戸別収集を実施している。平成 20 年 4 月に開始し、令和 8 年 3 月 31 日現在 2,304 世帯

5 ごみの処理手数料

種　別	単　位	手　数　料
事業活動に伴って生じたごみ	指定袋 1 袋につき	200 円
搬入ごみ	1 回の搬入につき、10kgまでごとに	80 円
粗大ごみ	1 個につき	市長が別に定める品目、重量等の区分に応じ、 730 円又は 1,460 円
飼犬・飼猫等（死がい）	1 体につき	620 円 野良犬・野良猫などは無料

6 分別収集についてのＰＲ

(1) チラシ（「長崎市のごみの分け方」、「ごみの分別一覧表＜50 音順＞」、「リサちゃんニュース」）、広報紙掲載

(2) 新聞、雑誌、デジタルサイネージへの広告

(3) ステーションにおける貼り紙等や清掃指導員による個別指導

(4) ホームページへの掲載

(5) 長崎市公式ＬＩＮＥアカウントでのごみの分別検索

7 ごみの処分状況（令和７年度実績）

処 理 区 分	焼却処理	破砕処理	埋立処分	資源回収	有害ごみ回収
年　間（ｔ）	107,703	5,872	19,306	13,751	160
１日平均（ｔ）	295.1	16.1	52.9	37.7	0.4

8　ごみ処理施設

(1)　ごみ焼却施設

施設名		西工場	東工場
設置場所		神ノ島町3丁目526-23	戸石町34-2
処理能力		240ｔ／24ｈ	300ｔ／24ｈ
		（120ｔ／24ｈ×2）	（150ｔ／24ｈ×2）
形式		全連続燃焼式ストーカ方式	連続燃焼式三菱マルチン
着工年月		平成25年9月	昭和60年7月 （平成13年6月）
完成年月		平成28年9月	昭和63年3月 （平成15年3月）
設計施工		三菱・フジタ・菱興特定建設工事共同企業体	三菱重工業株式会社
敷地面積		14,500m^2	114,310m^2
事業費内訳	主体工事費	8,181,429,114円	6,260,800,000円 (2,898,000,000円)
	附帯工事費	―	397,121,000円 (0円)
	道路整備工事費	―	246,008,000円 (0円)
	用地費ほか	358,953,279円	29,397,000円 (11,580,000円)
	計	8,540,382,393円	6,933,326,000円 (2,909,580,000円)
財源内訳	国庫補助金	2,186,729,000円	1,337,293,000円 (430,474,000円)
	起債	5,165,800,000円	4,868,900,000円 (2,366,675,000円)
	一般財源	1,187,853,393円	727,133,000円 (112,431,000円)

(注) 東工場（　）書きは、東工場排ガス高度処理施設整備工事にかかる分。

(2) 粗大ごみ処理設備

施設名		東工場せん断式破砕機	西工場せん断式破砕機
設置場所		戸石町 34－2	神ノ島町 3 丁目 526-23
処理能力		6ｔ/ｈ	3ｔ/ｈ
形式		ウイング付三菱プレスシャ	島産業(株) 油圧往復動式切断
着工年月		昭和 60 年 7 月	平成 25 年 9 月
完成年月		昭和 63 年 3 月	平成 28 年 9 月
設計施工		三菱重工業株式会社	三菱・フジタ・菱興特定建設工事共同企業体
敷地面積		（東工場工場棟内）	（西工場工場棟内）
事業費内訳	主体工事費	227,200,000 円	※ 101,042,688 円
	附帯工事費	―	―
	道路整備工事費	―	―
	用地費ほか	―	―
	計	227,200,000 円	101,042,688 円
財源内訳	国庫補助金	56,800,000 円	40,366,068 円
	起債	127,700,000 円	52,680,757 円
	一般財源	42,700,000 円	7,995,863 円

※西工場主体工事費の内数

(3) 容器包装選別施設

施設名		東工場プラスチック製容器包装選別施設	三京リサイクルプラザ （令和 8 年 3 月末閉鎖）
設置場所		戸石町 34－2	三京町 43－4
処理能力		15ｔ／日（5ｈ） （年間予定稼働日数：250 日）	25ｔ／日（5ｈ） （12.5ｔ／日（5ｈ）×2）
形式		圧縮梱包	圧縮梱包
着工年月		平成 14 年 6 月	平成 15 年 7 月
完成年月		平成 15 年 3 月	平成 16 年 3 月
設計施工		プラント設備・設計施工　三井鉱山㈱ 建築工事　氏田建設㈱ 給排水衛生・空調工事　㈲浜設備 建築電気工事　㈱マルデン 地盤改良工事　㈱栄組 建築実施設計　㈱有馬建築設計事務所	プラント建築設計施工　新日本製鐵－西海建設 特定建設工事共同企業体
敷地面積		（東工場敷地内）	（三京クリーンランド埋立処分場敷地内）
事業費内訳	プラント工事費	119,452,725 円	240,708,344 円
	建築工事費 （地盤改良含む）	114,356,865 円	256,245,273 円
	建築設備工事費	31,542,000 円	82,992,673 円
	その他 （事務費等）	9,552,120 円	3,432,000 円
	計	274,903,710 円	583,378,290 円
財源内訳	国庫補助金	－	144,344,000 円
	起債	206,100,000 円	394,200,000 円
	一般財源	68,803,710 円	44,834,290 円

９　ごみ埋立処分地

(1)　東工場埋立処分地

当埋立地は、昭和 57 年 9 月供用開始し、平成 16 年 7 月に埋立を終了した。引き続き、排水処理施設（300m³／日）により、処分地からの浸出水を処理している。

供用開始	昭和 57 年 5 月
敷地面積（m²）	67,289
埋立容量（m³）	790,000

(2)　三京クリーンランド埋立処分地

当埋立地は、昭和 62 年 1 月供用開始し、一般家庭及び事業所等から排出される燃やせないごみ、焼却灰、粗大ごみを埋立処分している。

その他、排水処理施設（処理能力　920m³／日）、雨水調整池施設（常時貯水容量 83,000m³）があり、浸出水の処理をより安全にし、かつ洪水発生の防止、河川維持用水の確保を図っている。

○施設規模　計画面積　　1,170,000 m²

埋立面積　　289,000 m²

埋立容量　　3,775,990 m³

区　　分	整 備 期 間	埋 立 期 間※	埋立面積	埋立容量
第 1 期埋立地	昭和 57 年度～昭和 61 年度	昭和 61 年度～平成 5 年度	64,000 m²	646,990 m³
第 2 期埋立地	平成 2 年度～平成 5 年度	平成 5 年度～（令和 59 年度）	151,000	2,740,000
第 3 期埋立地	未　　定	（令和 60 年度～令和 79 年度）	74,000	389,000
計			289,000	3,775,990

※埋立期間の（ ）内は見込み

10　リサイクル事業

平成 5 年度からの缶・びんに、平成 10 年度からペットボトルを、平成 21 年度から金属の一部（鍋・釜・やかん・フライパン）を加えた「資源ごみ」、平成 13 年 10 月からの新聞、雑誌、段ボール等「古紙類」、平成 16 年 4 月から「プラスチック製容器包装」、令和 8 年 4 月からはプラスチック製容器包装にプラスチック製品を加えた「プラスチックごみ」の分別収集を一部地域で開始、同年 10 月からは市内全域で実施することとしており、昭和 53 年 4 月に実施自治会を指定して発足した集団回収と併せて、リサイクル事業の２本柱としている。

(1)　集団回収の促進

ア　資源物回収活動奨励金

資源物回収活動については、従来から自治会等の市民団体によって自主的な運営が行われてきた。この活動は、①資源の再利用　②ごみの減量化　③環境の美化　④地域におけるコミュニティ形成の場　⑤物を大切にする心の涵養を主な柱としているが、自治会等の自主的な活動の火が消えることなく回収活動を継続させていくために、回収団体に対する補助金制度（令和 8 年度より「奨励金」に変更）

を昭和62年1月から開始した。

古紙類について従来1㎏当たり上限3円の補助単価であったが、市場の動向にあわせて、平成4年度と平成13年度に1円ずつ引き上げた。(現在の交付：5円－古紙の㎏当たり平均売却単価＝㎏当たり奨励金の額)

また、古布についても、平成13年度より1㎏当たり3円の奨励金を交付している。

令和7年度 資源物集団回収活動実績

届出団体数	541団体
回収量	3,664t（うち古紙 3,617t）
延交付申請団体数	1,863団体
補助金交付額	18,029千円

イ　回収用具の譲与

資源物回収の促進と集団回収の育成を図るため、集団回収団体に対しリヤカーや一輪車などの回収用具の貸与を行い、平成7年度からは保管庫の貸与も開始し、平成20年度からは貸与期間をなくし、全品目譲与することとした。

ウ　資源物回収事業奨励金

回収業者の協力体制を確立し、資源回収を促進するため、回収業者に対する補助金制度を平成5年10月から開始した。これは、事業所からの回収を除き、集団回収団体から回収する古紙類について、平成5年においては、1㎏当たり2円であった補助金額を段階的に引き上げ、平成14年度からは1㎏当たり5円の補助を行った。しかしながら古紙市場が底を脱したため、平成17年度は補助単価を4円に、平成18年度は3.5円、平成19年度は3円に引き下げ、平成20年度には1円に引き下げている。また、古布の回収についても平成13年度から1㎏当たり3円、平成20年度からは1円の補助金を交付している（令和8年度より「奨励金」に変更)。

令和7年度の補助実績は、延べ67業者、3,675千円であった。

(2)　資源ごみのリサイクル

ごみ減量化、再資源化の推進を目的として、平成4年10月から約1万3千世帯を対象とするモデル地区において、従来の燃やせないごみの中から、空き缶、空きびんを資源ごみとして分別する 5 分別収集を試行し、平成5年度から市内全域で資源ごみ収集を開始した。

また、容器包装リサイクル法に対応するために、平成10年1月から3月まで市内100自治会、約2万4千世帯をモデル地区として、従来の資源ごみにペットボトルを加える分別収集を試行し、平成10年度から市内全域で空き缶、空きびん、ペットボトルの資源ごみ混合分別収集を開始した。

さらに、平成21年4月から、資源ごみに金属の一部（鍋、釜、やかん、フライパン）を追加した。

ア　資源ごみの処理方法

資源ごみは、本市が委託する専門の業者によって選別・圧縮等の処理がなされ、容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物については保管された後、指定法人もしくは再商品化事業者に引き渡し、有価で売却できるものについては買受業者に売却される。

イ　一時保管（中継）施設の設置

収集した資源ごみをアの委託業者に引き渡すまでの一時保管（中継）施設を、東工場と三京クリーンランドの敷地内に設置し、選別施設までの効率的な運搬を行っている。

(3)　古紙のリサイクル

直営収集及び一般搬入の資源化可能な古紙類は、平成 8 年度から試行的に、東工場内の古紙専用ストックヤードに搬入し、回収業者組合により資源化図られることとなった。平成 14 年度からは回収業者組合が運営する処理施設に直接搬入（東長崎地区は東工場）し、資源化を行っている。また、平成 30 年 5 月からは、雑がみ（新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック以外の紙類）の排出方法を簡便化し、古紙の回収量の拡大を図っている。

なお、新東工場整備に伴い、令和 4 年 4 月からは東工場への搬出を廃止し、民間処理施設への直接搬入へ一本化している。

ア　古紙類の処理方法

古紙類は、本市が委託する回収業者組合によって選別、圧縮等の処理がなされ、有価で売却できるものについては買受業者に売却し、一部は容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物として指定法人に引き渡している。

(4)　プラスチックごみのリサイクル

容器包装リサイクル法に対応し、埋立処分場の延命化及び資源の有効利用を推進するため、選別等の処理施設の整備を行い、プラスチックごみの分別収集を全市で実施している。

平成 15 年 6 月から、プラスチック製容器包装の分別収集を市内の約 50%地区で実施、平成 16 年 4 月から全市で実施した。

また、令和 8 年 4 月から、プラスチック資源の有効活用を図るべく、プラスチック資源循環法に基づきプラスチックごみ（プラスチック製容器包装とプラスチック製品）の一括回収を市内約 60%の地区で開始し、同年 10 月から市内全域で実施することとしている。

ア　プラスチック製容器包装の処理方法

令和 7 年度までは、プラスチック製容器包装は、東工場プラスチック製容器包装選別処理施設と三京リサイクルプラザに集められ、本市が委託する専門の業者によって選別・圧縮等の処理を行い、容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物として保管し、指定法人もしくは再商品化事業者に引き渡していた。なお、令和 8 年度からは、プラスチック一括回収に伴い、上半期は東工場プラスチック製容器包装選別処理施設と民間処理施設に、下半期からは民間処理施設のみに集め、選別・圧縮等の委託を実施するようにしている。

イ　プラスチック製品の処理方法

プラスチック製品は、プラスチック製容器包装と一括してプラスチックごみとして民間処理施設に集められ、選別・破砕等の処理を行い、再商品化製品利用事業者へ引き渡している。

(5)　資源物拠点回収及びピックアップ回収、協定事業者による回収

資源物拠点回収モデル事業として、小型家電は平成 25 年 7 月から、古布（古着）は平成 26 年 8 月から地域センター等に設置した回収ボックスによる拠点回収を開始し、一定の回収量を見込めたため、

小型家電は平成 29 年 2 月から、古布（古着）は平成 29 年 4 月から拠点回収を本格実施し、資源化を行っている。（令和 8 年度現在、小型家電は 30 箇所、古布は 24 箇所に回収ボックスを設置。）

また、「粗大ごみ」として排出又は「燃やせないごみ」として持ち込まれた小型家電（フロンガス使用製品、マッサージチェアを含む）を、三京クリーンランド埋立処分場において回収する「ピックアップ回収」を行い、平成 29 年 2 月からリサイクルを開始している。

また、令和 3 年 10 月からは、宅配業者を利用した小型家電回収サービスを行っている小型家電リサイクル法の認定事業者との協定により、市民が排出するパソコンをはじめとした小型家電の再資源化促進を図っている。

(6)　事業系ごみ対策事業

事業所から排出される一般廃棄物は、本市一般廃棄物総量の約 3 割を占め、事業系廃棄物の減量化・再資源化及び適正処理の推進が急務となっている。このため、以下のような対策を講じている。

ア　大規模事業所等に対する減量計画書の提出及び管理責任者の設置の義務付け

平成 6 年 6 月 1 日に施行した「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の規定に基づき、大規模事業所等を対象に、減量計画書の提出（毎年 6 月末まで）や廃棄物管理責任者の設置を義務付けている。

イ　搬入指導

事業系ごみの減量化及び適正処理の推進を図るため、平成 10 年度から東工場及び三京クリーンランドにおいて、展開検査や搬入指導を行い、ごみの搬入量の削減に効果を得ている。

ウ　産業廃棄物の適正処理の推進

平成 13 年 10 月から、事業所から排出される発泡スチロールや一斗缶など、産業廃棄物のごみステーションへの排出規制を徹底し、排出者自らの適正処理の推進を図っている。

エ　事業系一般廃棄物の出し方周知にかかる事業所訪問

事業所が排出する事業系一般廃棄物について、市内の事業所を訪問し、適正処理の推進を図るための周知を行っている。

(7)　リサイクル推進員制度

ごみ減量化や適正処理を図るための施策として、改正法及び条例の規定に基づき、平成 6 年度から廃棄物減量等推進員制度を発足させ、平成 14 年度から市民に親しめる名称とするためリサイクル推進員に名称変更を行った。ごみの分別や減量化に対する住民指導や啓発を主な活動内容としている。

任期は 2 年間で推進員は個人委嘱とし、所属する自治会に対して活動謝礼金を交付している。令和 8 年 3 月末現在、推進員数は 2,536 人である。

(8)　廃棄物減量化推進店舗の指定

百貨店やスーパーなどの大型店舗に対しては、消費者団体等と連携を取りながら、包装紙の簡素化や容器の店頭回収等について協力要請を行っていたが、条例の制定に基づき、新たに廃棄物の発生を抑制し、減量化に協力する店舗を「廃棄物減量化推進店舗」として指定している。

令和 8 年 3 月末現在、 46 店舗を指定しており、広報紙等を通じて市民へＰＲ、協力を呼びかけている。

(9)　ごみ焼却熱の有効利用

東工場及び西工場では、ごみの焼却熱を利用した発電を行っており、その電力は東西工場及び関連施設で消費し、余剰電力については㈱ながさきサステナエナジーに売電している。

(10)　不燃性ごみの有価物回収

三京クリーンランドに搬入された不燃性ごみから鉄分回収して業者に売却している。

令和 7 年度の鉄分回収処理量は 235 t であった。

(11)　リユース事業の拡大

ものを捨てる前に人に譲るなど、もう一度使用するリユースを選択肢として意識してもらうため、粗大ごみの中からまだ使えるものを選別、インターネット掲示板「ジモティー」に出品し、リユース品として希望する市民に無償で引き渡すリユース事業について、令和 6 年 6 月から、新たに整備した旧西工場ストックヤード（リユース倉庫きばち）を活用し、選別、保管、引渡しを効率的に行い、従来の自転車のみからリユースする品数を拡大して実施している。

(12)　指導啓発

ア　廃棄物条例の制定

ごみの排出抑制や資源化及び適正処理をより一層促進するため、法改正によってさらに明確化された市民、事業所、行政のそれぞれの責務等を盛り込んだ条例「長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を制定し、平成 6 年 6 月 1 日から施行した。

この条例によって、家庭系ごみ対策のみならず、事業活動に伴って生じる廃棄物の自己処理、廃棄物の発生の抑制、大規模事業所等のごみ減量等に関する計画書の提出、ごみ減量化や適正処理に関する市の施策への協力等、事業者の責務を明確化した。

イ　イベントによる啓発

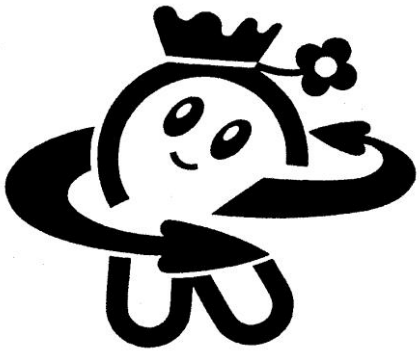
市民のリサイクル意識の高揚・啓発を図るため、平成 4 年から環境イベント『ばってんリサイクル』、平成 22 年度からは『ながさきエコライフ・フェスタ』を毎年開催し、協力団体による環境啓発ブースの出展やフリーマーケット等を実施した。

また、食品ロスの削減を推進し、ごみの減量化を図るため、平成 28 年 10 月から「ながさきエコライフ・フェスタ」や 6 月の環境月間、10 月の食品ロス削減月間等において、フードドライブ活動を実施し、食品の回収と福祉的活用を推進している。ウ　ごみ減量等に関する啓発

市民のごみの分別排出に対する意識の啓発及び活動を積極的に推進するため、平成 4 年にイメージキャラクター『ハローリサちゃん』を決定し、清掃車両やごみステーション看板、啓発チラシなどに活用している。

その他、新聞やテレビによるＰＲ活動、啓発チラシ「リサちゃんニュース」の作成・全世帯配布、分別啓発ビデオの作成及び貸し出しなどを行っている。また、自治会、学校及び各種団体の要望によりごみの分別や減量についての説明会を開催している。

愛称／ハローリサちゃん



Recycleの「R」上半分でごみ袋と、同時に地球を表し、リサイクルを表す両方の矢印の手でそれらの運動を喚起するアクションをもたせ、地球や資源に寄せる暖かい気持ちの子供の姿を表現しました。

11　使用済み電池の回収

乾電池には水銀が含まれており、このまま一般ごみとして処理していけば将来重大な環境汚染を招来しかねないということで、昭和 58 年暮れから、使用済み乾電池の処理が全国的な社会問題となった。

本市としては、昭和 59 年 2 月 27 日「廃乾電池対策協議会」を設置し、全庁的な取り組みの中で協議を重ねてきた。その結果、一般家庭から排出される乾電池のうち、電器店等で回収しない筒型乾電池を、従来の「燃やせないごみ」とは別に「有害ごみ」として、次により回収することを決め、同年 7 月から全市一斉に分別回収を開始した。また、水銀が含まれているボタン電池について、これまでの電器店等による回収に加え、平成 29 年 4 月から乾電池と同様の方法にて回収を開始している。

現在、国内で生産される乾電池については水銀は含まれていないが、国外産の乾電池等、一部水銀を含むものもあり、また、乾電池を構成する金属や亜鉛等のリサイクル推進の目的からも分別回収し、リサイクル処理を行っている。

(1)　排出場所……燃やせないごみステーションまたはその付近に使用済み電池回収缶（ペール缶改造品、約 5,500 箇所）を設置、いつでも出せるようにしている。

(2)　回収・運搬……燃やせないごみの収集時に同時に収集する。（週 1 回）

(3)　回収後の処理……広域回収処理計画に基づき、処理地である北海道の野村興産㈱イトムカ鉱業所へ搬送し処理した。（令和 7 年度実績 135.9ｔ）

12　廃蛍光管回収

これまで埋立処分していた廃蛍光管について、平成 13 年 10 月から分別収集し、業者委託により含有水銀、その他構成物質の再生利用を行っている。

(1)　排出場所……燃やせないごみステーションまたはその付近に廃蛍光管回収箱を設置。燃やせないごみ等の収集日に出す。回収箱が設置されていない箇所については、使用済み乾電池の回収箇所付近に、紙箱等に入れて排出する。

(2)　回収・運搬……燃やせないごみ等の収集時に同時に収集する。（週 1 回）

(3)　回収後の処理……北九州市の㈱ジェイ・リライツへ搬送し処理した。（令和 7 年度実績 24.5ｔ）

13　水銀体温計等の回収

水銀製品の量の把握や、効果的な回収方法の調査をするため、環境省のモデル事業として、平成 28 年 12 月に、一般社団法人長崎市薬剤師会会員薬局等において、水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計等の試験回収を行った。その結果、まだ家庭に眠っているものも数多くあるものと想定されたことから、平成 29 年 4 月から拠点回収を開始し、業者委託により含有水銀、その他構成物質の再生利用を行っている。

し　尿　処　理

し尿収集業務は、一般財団法人クリーンながさき及びその他民間の許可業者（9 業者）によって行われており、月 1 回の定期くみ取りを原則とし、全市的に計画収集を実施している。

収集地域としては、市内の大部分を株式会社長崎衛生公社（現一般財団法人クリーンながさき）が受け持ち、一部周辺地域並びに公衆便所及び公共施設の一部を直営の受け持ちとしていたが、平成元年 10 月からは、これまで市直営で行っていた収集業務をすべて株式会社長崎衛生公社に委託することとなった。また、平成 17 年 1 月及び平成 18 年 1 月の市町村合併により、7 町が加わり、その区域は許可業者である 8 業者によりし尿収集が行われている。

また、本市におけるくみ取り作業は、地形的な障害が大きく、車両の通行不能な地区がきわめて多く、その方式も「桶くみ方式」から「長ホース方式」へ、さらに昭和 43 年からは河川、側溝を利用して硬質塩化ビニールパイプを布設し、この固定されたパイプを通じてくみ取りを行う「固定パイプによるくみ取り方式」も採用しており、悪臭公害が少なく、かつ、能率的方法によるくみ取りを実施している。

1　し尿処理対象人口、世帯数

（R8.3.31）

区分		人口		世帯数	
		実数	構成比	実数	構成比
全市		人 383,154	100%	世帯 204,669	100%
くみ取り	計	13,009	3.4	5,359	2.6
	委託	1,010	0.3	416	0.2
	一般財団法人クリーンながさき（許可分）	6,964	1.8	2,869	1.4
	その他の許可業者	5,035	1.3	2,074	1.0
くみ取り以外	計	370,145	96.6	199,310	97.4
	下水道	356,200	93.0	189,707	92.7
	その他	13,945	3.6	9,603	4.7

2　し尿収集処理状況

（令和７年度実績・単位kl）

区分	処理量（陸上処理）	
	年間	1日平均
合計	21,586 (9,818)	59.1
琴海クリーンセンター	16,598 (6,652)	45.5
長崎半島クリーンセンター	4,989 (3,166)	13.7

（　）書きは、浄化槽汚泥の内書である。　　※四捨五入の関係で、計と内数が一致しない場合がある。

3　し尿収集処理（許可業者）の人員、車両

(R8.4.1)

区　　分	人　　員			車　　両
	計	事　　務	現　　業	バキューム車
計	71人	12人	59人	46台
クリーンながさき	27	3	24	17
その他許可業者	44	9	35	30

4　し尿処理手数料

一般家庭	世帯員1人につき1月	1,173円
	無臭便槽加算金1基1月につき	838円
一般家庭以外及び一般家庭の簡易水洗便所	くみ取り量18リットルまでごとに	419円

5　し尿処理施設

し尿処理は、平成28年3月までは、茂里町クリーンセンター及び高島クリーンセンターにて処理を行っていたが、し尿量等の減少に伴い安定的な処理が困難となったことから、茂里町クリーンセンターを閉鎖し、休止中であった琴海クリーンセンター及び平成 19 年度に閉鎖した長崎半島クリーンセンターをそれぞれ再稼働した。さらに、人口減少等によるし尿等の減少と費用対効果を考慮の上、令和３年３月末をもって高島クリーンセンターを廃止し、令和８年３月末には長崎半島クリーンセンターを再閉鎖した。現在は琴海クリーンセンターのみで、し尿等を処理している。

○クリーンセンター

施　　設　　名		琴海クリーンセンター (平成25年3月末休止 平成28年3月再開)	長崎半島クリーンセンター (平成20年3月末閉鎖 平成28年3月再開 令和8年3月末閉鎖)
設　置　場　所		琴海戸根町832	脇岬町704-4
処　理　能　力		60ｋｌ/日	40ｋｌ/日
形　　式		高負荷脱窒素処理 ＋高度処理	膜分離高負荷生物脱窒素 処理方式＋高度処理
脱　臭　設　備		アルカリ＋活性炭吸着酸、 アルカリ＋次亜洗浄	アルカリ･酸･次亜洗浄＋活性炭吸着
汚　泥　処　理		脱水	脱水
着　工　年　月		昭和63年6月	平成9年7月
完　成　年　月		平成2年3月	平成11年3月
設　計　施　工		株式会社クボタ	栗田工業株式会社
敷　地　面　積		8,200 ㎡	6,546 ㎡
事業費内訳	主体工事費	1,018,227,000円	2,457,000,000円
	附帯工事費	―円	―円
	道路整備工事費	―円	―円
	用地費ほか	―円	30,981,046円
	計	1,018,227,000円	2,487,981,046円
財源内訳	国庫補助金	320,000,000円	246,386,000円
	起　　債	547,600,000円	1,942,800,000円
	一般財源	150,627,000円	298,795,046円

一般財団法人クリーンながさき

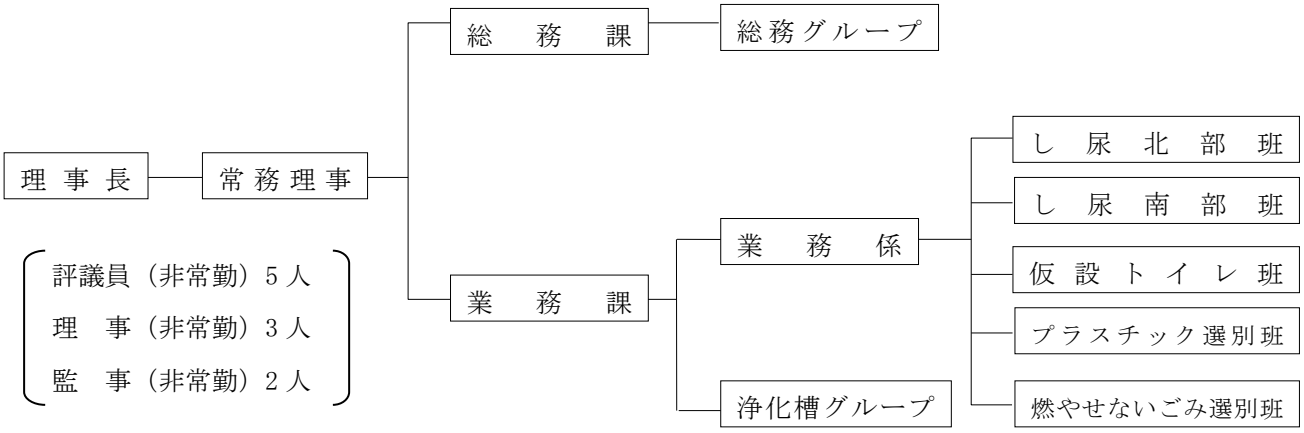
本市のし尿処理については、昭和38年以前25業者が存在し、それぞれ定められた地区を担当し、し尿の収集を行っていたが、くみ取り業務がとかく円滑を欠き、市民より料金等に対する苦情が絶えず、また諸物価の高騰、車両器材の近代化に伴い経営が次第に困難になってきたことから、業者より料金値上げの要求が出されるなど、諸問題をかかえていた。

この抜本的対策として、1社に統廃合し、経営体制の近代化、合理化を図り、事業の円滑な運営を確保するため昭和39年3月（資本金1,500万円資本金における市の出資額は3分の1）をもって株式会社長崎衛生公社を発足させた。（平成22年12月に、長崎市が全株式を取得）

しかしながら、下水道の普及に伴うし尿収集世帯の減少及び散在化が進み、採算性を確保することができず、営利企業としての存続は困難なことから、平成24年3月末で株式会社を解散し、平成24年4月からは、安定的な経営体制を樹立するため、人員体制や人件費を含む経費の見直しなどの経営安定化策を行ったうえで長崎市が全額（300万円）を出捐して設立した新たな財団法人「一般財団法人クリーンながさき」として事業を開始した。

1　機構・人員配置

(1)　機　　構　　（令和8年4月1日現在）



(2)　人員配置状況（正規職員）　　（令和8年4月1日現在）

課係名＼職種等			管理部門						業務部門	合計
			常勤理事		課長	係長・グループ長・専門官	事務員	計		
			理事長	常務理事						
常勤理事			1	1				2		2
総務課		総務グループ			1			1		1
業務課	業務係	し尿北部班 し尿南部班			1		1	2	7	9
		仮設トイレ班								0
		プラ選別班								0
	燃やせないごみ選別班								1	1
	浄化槽グループ								2	2
合計			1	1	2		1	5	10	15

(3) 車　両　　（令和8年4月1日現在）

区分＼車両		バキューム車			その他					合計
		2T	4T	8T	軽4	ダンプ	ユニック	軽トラック	貨物	
収集運搬		8		4						12
浄化槽	浄化槽清掃班（含水張用車両）	2	2	1			1			6
	浄化槽管理班				5					5
仮設トイレ、プラ		1				3		2	1	7
予備車等		3	1	1	3					8
合計		14	3	6	8	3	1	2	1	38

2　収集作業

通常地区（収集ホースの使用が3本以下の場合。主に低部地域。）、困難地区を混在させながら班を4班で編成し、基本的に1班6名体制で収集を行っている。車両は2Ｔ車を各班2台、8Ｔ車を周辺地区用として各班1台ずつ配車し、合計で、2Ｔ車8台、8Ｔ車4台で業務に当たっている。

3　収集回数

月1回の定期くみ取りを原則とし、全市的に計画収集を実施している。

4　決算状況　　（単位：千円）

年度＼内容	収入(A)	支出(B)	(A)－(B) 差引増△減
H28	634,711	588,466	46,245
H29	626,103	618,082	8,021
H30	588,525	536,820	51,705
R元	587,222	552,332	34,890
R2	542,602	508,383	34,219
R3	506,362	484,349	22,013
R4	497,412	476,041	21,371
R5	478,099	472,360	5,739
R6※	425,490	613,793	△188,303
R7	437,470	418,346	19,124

※R6 支出には、営業権等の減損処理に伴う特別損失 200,638 千円を含む

商　　工　　業

本市の産業構造を産業別の従業者数を令和６年経済センサス（基礎調査）で見ると、第３次産業が85.7％を占め、第２次産業は13.8％であり、第１次産業は0.5％となっている。

ものづくり分野において、造船は、増加しており、機械・重機・電機については弱めの動きとなっている。

商業においては、令和８年７月の日本銀行長崎支店「金融経済概況」によると、個人消費は一部に物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、企業の人手不足感の強まりと賃金・価格設定行動、金利上昇に伴う企業・家計の動向のほか、中東情勢の展開が金融為替市場や当地の経済・物価に及ぼす影響を注視していく必要があるとされるなど、市場を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いている。

貿易においては、令和８年上半期の長崎港全体の貿易額に係る輸出では、船舶類、一般機械などが増加したことにより、４期ぶりの増加となっており、輸入については、鉱物性燃料などが減少したことにより７期連続の減少となった。

地場の中小企業に対しては、経営基盤の強化を図るため、人材確保などの経営力強化の支援を行うとともに、産業人材育成や生産性向上、研究開発、販路開拓・拡大等の競争力強化の支援を行っている。

また、「創業サポート長崎」や「ながさき出島インキュベータＤ－ＦＬＡＧ」を核とした新規創業支援のほか、企業立地奨励条例に基づき、事業所の新増設等に対する奨励金の交付を行っている。

さらに、地場企業と誘致企業や都市部の企業などを引き合わせ、様々なアイデアやノウハウを取り込むことで、新規事業創出を図る「オープンイノベーションの推進」、また、起業を促し、新たなビジネスモデルを活用することで新規事業創出を図る「スタートアップ支援」を行っている。

商業振興としては、商店街等の組織力強化のための商店街の現状分析や課題解決に向けた再生プランの作成や商店街が行うイベント・施設整備に対する支援を通じて、商店街の魅力向上や体制強化を図るとともに、事業者に対して、首都圏など規模の大きな市場の販路開拓及び消費者視点を重視した高付加価値商品の開発等の支援を行っている。

貿易振興としては、グローバル経済が進展するなかで、国際物流の強化は必要不可欠であり、港湾施設の概要や各種助成制度の周知及び広報等を通じて、荷主企業の更なる掘り起こしや貨物量の増大を図るとともに、長崎港の更なる利用促進を図ることとしている。

中小企業振興としては、市内事業者の売上拡大及び収益増に向けた、新たな取組の支援や市内事業者の脱炭素化に向けた取り組みや、工場の職場環境の改善、成長が期待されるGX分野への参入に向けた取り組みを支援することとしている。

中小企業金融対策としては、中小企業の経営基盤の安定と強化を図るための融資制度を設けるとともに、中小企業の置かれた金融状況、経済状況に対応した融資制度の見直しを行うなどして、資金調達の円滑化に取り組んでいる。また、認定を受けることで融資に係る信用保証料が軽減されるセーフティネット保証の認定事務を実施し、事業者の資金繰り支援を行っている。

雇用においては、長崎公共職業安定所管内の年間有効求人倍率は、令和６年度と比較し新規求人数の減少により、令和７年度のハローワーク長崎管内（時津、長与町含む）において、1.04倍となっている。

1　事業所の概要

産業分類別	事業所		従業者	
	数（所）	構成比（%）	数（人）	構成比（%）
総数	13,252	100.0	167,239	100.0
第一次産業	64	0.5	912	0.5
第二次産業	1,766	13.3	23,021	13.8
第三次産業	11,422	86.2	143,306	85.7

※　出典　令和6年経済センサス‐基礎調査（総務省統計局）

※　ただし、日本標準産業分類(大分類)「公務」の数値を除く。

2　商店の概況

区分		商店数（店）	従業員数（人）	年間商品販売額（百万円）
総数		3,871	30,215	1,015,958
	卸売業	890	8,225	668,998
	小売業	2,981	21,990	346,959

※　出典　令和3年経済センサス‐活動調査（総務省統計局）

3　製造業の概要

区分	事業所数	従業者数	製造品出荷額等
実数	334事業所	10,373人	4,813億円

※　従業者数4人以上の製造業事業所。

※　出典　2025年経済構造実態調査　製造業事業所調査（経済産業省大臣官房調査統計グループ）

4　企業の倒産状況

長崎市内企業の倒産件数・負債総額（負債総額1千万円以上）

年度	R5	R6	R7	対前年度比
件数	13	15	23	53.3%増
負債総額（百万円）	1,346	919	2,739	198.0%増

※　出典　東京経済株式会社

5　雇用情勢

長崎公共職業安定所管内における令和7年度主要指標は、有効求職者数104,617人（対前年度比1.0%減)、有効求人数108,368人（対前年度比6.8%減）となっており、有効求人倍率は1.04倍（対前年度比

0.06ポイント減）であった。

雇用の動き

項目 / 年度	有効求職者数		有効求人数		有効求人倍率	
	含パート	除パート	含パート	除パート	含パート	除パート
R4	110,869	67,607	115,521	72,040	1.04	1.07
R5	107,677	65,360	120,084	75,870	1.12	1.16
R6	105,628	62,145	116,268	75,240	1.10	1.21
R7	104,617	59,834	108,368	70,743	1.04	1.18

（資料：長崎公共職業安定所）

6　製造業振興対策

(1)　ものづくり支援事業

○　事業目的及び概要

我が国の製造業発展の背景には中小ものづくり企業の存在があり、厳しい経営環境の中にありながらも高いレベルでの基盤的技術の蓄積がある。本市においては、造船・重機・電機を中心とした産業集積があるが、大手企業の関連企業として半製品の製造にとどまっているのが現状である。また、従業員の高齢化や若者の市外流出が進んでおり、将来的には技術や技能の伝承が難しくなることが危惧されている。

このようなことから、市内中小企業の経営の効率化、生産性の強化、技術・技能の伝承に向けた人材育成の取組を支援することで、本市の製造業を中心とした中小企業の振興を図るものである。

○　事業内容

ア　長崎地域造船造機技術研修事業補助

長崎地域造船造機技術研修センターが実施する造船関連中小企業の従業員の基本技術研修を支援する。

イ　長崎工業会補助

長崎工業会が実施する中小企業の生産現場の「カイゼン」推進及びその中核となる人材育成事業、管理・営業担当者向け講習会等を支援する。

ウ　優れモノ認証事業

中小企業が開発した新規性、独自性、市場性及び有用性が認められる製品・技術を市長が「優れモノ」として認証し、市内外への情報発信やＰＲ、認証事業者が実施する販路開拓の取組に要する経費等を支援する。また、認証された製品のうち、長崎市役所で使途が見込まれる新商品については、「トライアルオーダー認定品」として市が優先購入することで、販路開拓・拡大を支援する。

エ　若年者等技能向上奨励

各種技能大会に参加する個人又は団体及び障害者職業能力開発校に入校する者に対して、若年

者等技能向上奨励金を交付する。

(2)　企業立地奨励制度

地場企業の雇用の拡大、増設・移設を伴う設備投資等による事業拡張及び経営基盤の強化を促進し、さらに雇用の受け皿の確保に即効性の高い域外からの優良企業誘致を促進するための奨励制度として、企業立地奨励条例を制定し、地域経済の活性化及び雇用機会の拡大を図る。

○長崎市企業立地奨励条例（昭和 63 年制定・令和 3 年改正）

立地形態、法人の規模等の指定要件にもよるが、対象業種及び奨励制度は次のとおり

ア　対象業種

①造船・自動車等の輸送用機械関連産業、②産業用機械、新エネルギー・環境関連産業、

③情報通信関連産業、④食品関連産業、⑤医工連携関連産業、⑥陸上養殖業、⑦農業、

⑧その他の対象業種（製造業、道路貨物運送業・倉庫業・こん包業）

イ　奨励制度

（ア）施設等整備奨励金

投下固定資産総額（操業前）の売買価格と固定資産評価額のいずれか低い額に補助率を乗じた額を 5 年間で分割交付（①～⑦の業種は 15%、⑧の業種は 10%）。

（イ）建物等賃借奨励金　算定基礎額の上限…月額 10,000 円/坪

建物等賃借費用に補助率を乗じた額を 3 年間交付（①～⑦の業種は 50%、⑧の業種は 25%）

（ウ）雇用奨励金　※最大 3 年間交付

正社員　50 万円/人（障害者加算 50 万円）

非正規　30 万円/人（障害者加算 30 万円）

短時間　15 万円/人（障害者加算 20 万円）

○奨励金交付実績　(R8.3.31)

単位　企業数：社・奨励金：千円

種類	R5	R6	R7
奨励企業数	17	12	11
建物等賃借奨励金	72,386	19,101	52,945
雇用奨励金	33,000	60,600	66,600
施設等整備奨励金	108,213	189,333	147,253
特別通信費奨励金	111	0	0
総計	213,710	269,034	266,798

○長崎市内における工業団地等の概要　(R8.7.1)

工業団地等名	長崎テクノヒル茂木	田中町企業立地用地	神ノ島工業団地	小江工業団地	三重地区	
内　　容	分譲： 平成25年12月	分譲： 令和4年8月	分譲： 昭和56年9月	分譲： 昭和57年4月	三重地区 分譲：昭和49年	沖平地区 分譲：平成5年
目　　的	企業立地用地	企業立地用地	一般工業団地	一般工業団地	魚市の移転に伴う関連企業の誘致	漁村再開発施設用地
所　在　地	長崎市北浦町	長崎市田中町	長崎市小瀬戸町及び神ノ島町	長崎市小江町	長崎市畝刈町、京泊及び三京町	長崎市多以良町
用地面積	2.4ha	2.6ha	45.6ha	21.7ha	37.5ha	11.5ha
分譲済企業数	1社	2社	50社・2組合 長崎市(下水処理場)	25社・3組合 その他個人所有等	37社	14社・1組合 長崎県ほか
分譲面積	2.4ha	2.6ha	45.5ha	21.7ha	37.5ha (工業用地部分のみ)	11.5ha
分譲率 (残面積)	100%	100%	99.7% (0.07ha)	100%	100%	100%
都市計画上の用途地域	市街化調整区域 (開発協議済み)	市街化調整区域 (地区計画設定済み)	工業専用地域	準工業地域	工業地域	工業地域

※契約締結前のものを除く

※為石浄水場跡地について、企業立地用地として整備し令和12年度に分譲を開始する予定である。

資料：長崎県長崎振興局長崎港湾漁港事務所（長崎テクノヒル茂木及び田中町企業立地用地を除く）

(3)　産学連携・創業支援事業

○　事業目的

産学連携を推進し、大学等の持つ研究成果を活用した創業・新事業展開を支援することにより、本市の新たな産業の核となる企業を連鎖的に創出し、経済の活性化を図る。

○　事業概要

ア　「創業サポート長崎」による創業者支援

長崎市内における創業希望者に対し、本市新産業推進課が総合案内となり、12 の支援機関においてそれぞれの専門知識を活かしきめ細かい支援を行う。

支援機関：①長崎市新産業推進課、②長崎商工会議所、③長崎県（長崎県ビジネス支援プラザ)、④長崎県中小企業診断士協会、⑤日本政策金融公庫長崎支店、⑥十八親和銀行、⑦長崎銀行、⑧東長崎商工会、⑨長崎市北部商工会、⑩長崎南商工会、⑪長崎県よろず支援拠点、⑫商工組合中央金庫

（ア）創業者成長支援補助金

「創業サポート長崎」による支援を受け、さらに事業計画を作成した創業者に対して、販路開拓や経営改善の取り組みに要する経費の一部を支援する。

イ　ながさき出島インキュベータ（通称：D-ＦＬＡＧ）の入居者支援

ながさき出島インキュベータは、大学が持つシーズや研究成果と地域の企業が持つ技術力を活用して新事業の創出・育成を図ることを目的とした施設で、入居者に対する支援を県・市共同で行う。

（ア）賃料補助

ながさき出島インキュベータの入居者のうち要件を満たす者について、賃料の一部を補助する。

（イ）支援人材の配置等

入居者に対する起業支援活動が円滑に行われるよう、ながさき出島インキュベータにインキュベーション・マネージャー等を配置し支援業務を実施する。

(4)　新産業・起業チャレンジ促進事業

○　事業目的

既存企業の力や新たなビジネスモデルを活用した新規事業創出に向けたチャレンジに対して支援を行い、新たな産業の種を育てる取組を推進する。

○　事業概要

ア　新規事業創出への支援

（ア）イノベーション創出支援実証事業等推進費補助金

経済再生に向けて既存産業に革新をもたらす新分野・新事業への進出や新製品開発などに取り組む事業者を支援する。

（イ）サテライトオフィス等トライアル事業費補助金

地場企業と県外企業のコミュニティ創出に資する取組や県外企業のサテライトオフィス進出を促すため、市内サテライトオフィス等における試行的なリモートワークの実施に対する助成等を行う。

（ウ）チャレンジ機運醸成事業

起業や新規事業に対して一歩踏み出せない社会人や学生に対し、ノウハウや知識の提供により、チャレンジすることへのハードルを下げ、新たな参加者の流入を促進する等、新たに挑戦するプレイヤーが連鎖的に生まれる土壌づくりを行う。

（エ）共創マッチング促進事業

長崎スタジアムシティにおいて、市内企業や大学生等の多様な主体が地域課題や企業課題を共有、把握する機運を醸成し、新規事業創出へと繋げる取組を生み出していくため、コミュニティマネージャーの設置により、課題と資源の中からビジネスの種を得るためのマッチングを支援する。

（オ）共創プラットフォーム運営事業

共創マッチング促進事業でマッチングした関係者等が、新たなビジネス化を目指した課題解決策の社会実装に向けた取組を、長崎大学と連携して推進する。

（カ）外部人材を活用したハンズオン支援

総務省の事業である「地域活性化起業人」の制度を活用し民間企業から人材を受け入れ、新規事業創出をはじめとした地場企業の総合的な経営改善に向けた伴走支援や、外部人材との交流・協働による職員へのスキル移転やノウハウ獲得といった内部の人材育成につなげる。

イ　スタートアップ支援

（ア）スタートアップコミュニティ創出・醸成支援

実践的な起業家育成プログラムを開催するほか、支援機関との連携強化に取り組むことにより、新たなビジネスにチャレンジする起業希望者への支援を行う。

7　商業振興対策

(1)　長崎市商店街等再生プロジェクト支援事業費補助

○事業目的及び概要

本市における商店街が地域の関係者及び外部人材と連携しながら、地域課題の解決又は商店街の魅力及び特長を活かした取組みを行うことで、商店街の価値を高めるとともに、商店街再生プランに基づく取組みを推進し、地域コミュニティの中核となる商店街としての再生を図るため、商店街等が実施する事業に対して、事業費の一部を助成する。

事業名	補助率	補助限度額
こども場所づくり支援事業（空き店舗のリノベーション等）	補助対象経費の３分の２	8,000 千円
こども場所づくり支援事業（イベントの開催）		1,200 千円
地域課題解決事業		1,200 千円
商店街共同施設等整備事業		8,000 千円
新たなにぎわい創出事業		800 千円

(2) 長崎市産品振興による地域活性化事業

○事業の目的及び概要

豊富な魚種を誇る魚や、農水産物及びその加工品など長崎市内には魅力的な産品が多くあるが、国内の人口減少が進み、域内の顧客の減少とそれに伴う売り上げの減少に加え原材料価格の高騰、人手不足など様々な経営課題に直面している。そこで、少ない人員体制で販路開拓に取組める体制づくりと、首都圏などの規模の大きな市場への参入を支援するため、消費者視点を重視した商品開発や生産拡大、販売体制整備など、市内事業者が抱える様々な課題の解決に向けたコンサルティング及び首都圏等への販路開拓に対して食品流通専門団体による伴走支援を行う。

(3) 商店街等プレミアム付商品券発行支援費補助金

長引く物価高騰の影響を受けている事業者及び市民の生活を支えるため、商店街等が地域の実情に応じて実施するプレミアム付商品券の発行を支援する。

補　助　金　名	補　助　率	区　分	補助限度額
商店街等プレミアム付商品券発行支援費補助金	補助対象経費の 10 分の９	電子商品券の発行(紙商品券との併用含)	25,000 千円
		紙商品券の発行	22,000 千円

８　貿易振興対策

長崎港の地理的特性や海外との長い交流の歴史等の特性を活かして、海外貿易を積極的に推進することで、本市の経済発展を図ろうとするものである。

長崎港貿易の振興を目的として、平成 10 年 4 月に「長崎港活性化センター」を設立し、官民一体の貿易活動促進を進めている。平成 11 年 7 月からは「長崎～釜山国際定期コンテナ航路」が就航し、この航路の維持拡大に努めている。なお、令和８年７月より、週１便の運航となっている。

(1)　航路の維持拡大

貨物取扱量の増を図るため、集荷活動を積極的に行うとともに、長崎港を利用する荷主企業に対して各種助成を行う。また、国際定期コンテナ航路維持・強化に向けた運航船社等との協議や、ポートセミナーを主軸とした長崎港及び航路のＰＲ活動を行う。

(2)　貿易情報の収集活動及び広報活動

日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ）長崎貿易情報センターや長崎県貿易協会上海事務所等の協力のもと情報を収集するとともに、広報活動を行う。

(3)　講演会、研修会、説明会の開催

貿易に関する人材の育成を図るため各種団体との協力のもと貿易実務などの海外展開に必要な知識の習得を目指す各種セミナー、講演会を開催する。

(4)　輸出入の状況

令和７年の長崎港のコンテナ取扱量は、輸入貨物量として住宅関係・食品関係が堅調であったものの、造船造機・果実缶詰関係が低調であったことにより 3,126TEUと前年から 200TEU減少し、輸出貨物量としては、造船造機などの貨物量が低調であったものの、肥料・古紙・住宅関係が堅調であったことなどにより 550TEUと前年から 33TEU増加し、輸出入実績として 3,676TEUと前年から 167TEU減少した。

９　中小企業振興対策

(1)　長崎市中小企業サポート活動

豊富な知識・経験、高度な技術・技能をもった民間企業のＯＢ人材を活用した専門的な相談・助言により、中小企業や創業者が直面する経営や技術面での課題解決など、総合的かつ効果的な支援を行う。

○　相談員の専門分野

ア　金融相談員

本市中小企業融資制度等の利用希望者に対する相談、助言

セーフティネット保証の認定事務

イ　海洋・ものづくりコーディネーター

市内中小企業の情報収集、国県市等の支援制度の紹介や関係機関への斡旋等、商品開発・販路拡大に関する助言・指導

ウ　情報、環境コーディネーター

市内中小企業の生産性向上、業務効率化に関する相談、助言、指導

(2)　チャレンジ企業応援補助金

エネルギー価格や原材料費等の物価高騰の影響により、収益面において厳しい経営環境が続く中、従業員の雇用維持に向け持続的・構造的な賃上げを目的とした売上拡大や収益改善のための新事業の展開、新製品・新サービスの開発等の新たな取組を支援する。

補助対象事業	補助率	補助限度額
新事業展開事業	補助対象経費の３分の１または３分の２	1,000千円～50,000千円（中小企業枠、成長分野枠、地域経済牽引枠ごとに上限額が異なる）
新製品・新サービス開発事業		
生産性向上・業務効率化事業		

(3)　職場環境改善事業費補助金

市内中小事業者の中で、製造業・建設業・運輸業の工場で働く従業員の労働環境は、夏場は広大な空間と屋根からの熱吸収で高温になりやすく熱中症リスクを伴うなど厳しい状況にあることから、工場内における快適な職場環境づくりに資する取組を支援する。

補助対象事業	補助率	補助限度額
空調・換気装置等導入事業	補助対象経費の２分の１	3,000千円
遮断熱工事事業		

(4)　長崎市省エネ設備等更新支援補助金

物価高騰の影響など取り巻く環境が厳しい状況が続く中、原材料費や燃料費などのコスト高に直面している市内中小事業者のエネルギーコストに要する経費削減につながる省エネルギー設備等の更新の取組を支援する

補助対象事業	補助率	補助限度額	補助下限額
省エネ促進事業	補助対象経費の３分の２	5,000千円	1,000千円

(5)　長崎市省エネ・省力化推進事業費補助金

厳しい経営環境に直面している市内中小企業者に対し、経営力強化を目的とした省エネ・省力化の取り組みを支援する。

補助対象事業	補助率	補助限度額	補助下限額
省エネ推進事業	補助対象経費の３分の２	1,000千円	200千円
省力化推進事業			

(6)　長崎市伴走型DX化支援費補助金

市内中小企業者のDX推進による生産性向上の取組を促進させるため、DXに知見を有する外部専門家

による相談・アドバイスなどの伴走型支援を通じて、DXへの認知や理解を促進するとともに、経営課題の解決に向けた取り組みを支援する。

補助対象事業	補助率	補助限度額
ＤＸ基本計画の策定支援	補助対象経費の ２分の１	500 千円
データ又はデジタル技術を活用した組織革新支援		

(7)　長崎市中小企業融資制度の概要（R7.4.1）

資金名	融資要件概要	使途	限度額（万円）
小企業振興資金	小規模企業者で事業資金を必要とすること。	運転 設備	2,000
中小企業経営安定資金	事業資金を必要とすること。	運転 設備	5,000
中小企業短期資金	事業資金を必要とすること。	運転	1,000
中小企業災害復旧等支援資金	次の①～③までのいずれかに該当すること。 ①台風などの災害の被害を受け、「り災証明」を発行されていること。 ②長崎市長から危機関連保証（中小企業信用保険法第２条第６項）の認定を受けたこと ③新型コロナウイルス感染症に起因して長崎市長からｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ保証５号の認定を受けたこと	運転 設備	2,000
中小企業連鎖倒産防止資金	倒産企業に対し、売掛債権等を有していること。	運転	2,000
中小企業創業資金	次の①、②のいずれかに該当することなど。 ①事業を営んでいない個人で、新たに事業を開始又は会社を設立する具体的計画を有すること。 ②事業開始後又は会社設立後、５年未満であること。（事業を営んでいない個人が新たに事業を開始した後、５年を経過しない間に法人成りした場合を含む。）	運転 設備	3,500
中小企業エコ資金	次の①、②のいずれかを行うこと。 ①公害防止施設の整備、条例・法令等による改善措置の勧告・命令を受けた改善、事業車としての電動車等の購入、緑化、新・省エネルギー設備、雨水・再生水利用システム設備、廃棄物リサイクル設備の導入、ＩＳＯ14000 又はエコアクション 21 認証の取得など。 ②ネット･ゼロ・エネルギー･ビル（ZEB）の実現に向けた取組。	運転 設備	①2,000 ②6,000 ※①②の合算で 6,000

中小企業いきいき企業者支援資金	次の①から⑧までのいずれかに該当すること。 ①自己保有（共同保有）している特許権、実用新案権又は意匠権にかかる技術を利用し、新規事業に取り組むこと。 ②研究開発のために国、県、関係団体が交付する助成金等を受けて開発した商品・サービスの販路拡大に取り組むこと。 ③国、県、関係団体から農商工連携に係る支援を受けた者が、商品開発又は販路拡大に取り組むこと。 ④「製品・技術『優れモノ』認証」を受けた者が当該商品の販路拡大に取り組むこと。 ⑤長崎市ブランド振興会から「長崎市特産推奨品の認定」を受けた者が当該商品の販路拡大に取り組むこと。 ⑥公的機関の支援によって自社の経営戦略を作成した者が、具体的なビジネスプランに取り組むこと。 ⑦商店街の空き店舗を利用した出店を行うこと。 ⑧観光客向け宿泊施設、外国人観光客に対応する施設、コンベンション開催に対応する施設、バリアフリー等に対応する施設の改修事業を行うこと。	運転 設備	2,000
中小企業いきいき労働環境整備資金	次の①から④までのいずれかに該当していること。 ①従業員住宅や保健、給食、教養文化施設、託児所、心身障害者雇用のための施設などの整備事業を行うこと。 ②従業員が 100 人以下の事業者であって、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定し労働局に申請をしたもので、ワークライフバランスを推進していること。 ③常時雇用している障害者の割合が、全体の 3.6%以上であること。 ④ジョブカードの訓練計画の認定を受け、訓練を実施し、就職支援を積極的に行っていること。	運転 設備	2,000

(6)　事業承継支援

後継者の不在等による中小企業の技術・サービス及び雇用の喪失を防ぐため、国が設置した長崎県事業承継・引継ぎ支援センターや関係機関と連携しながら支援を行う。

(7)　若年者雇用促進事業

若年者の地元就職・定着を促進するため、地元で働く魅力を発信するとともに、雇用の受け皿となる企業の受入れ態勢の整備を支援する。

ア「地元で働く魅力の発信」

学生等のニーズ・動向を踏まえたＳＮＳ運用やＵＩターンマーケティング戦略策定、企業紹介サイトの管理運用、学生と企業をつなぐコミュニティづくりの拡大を推進するほか、学生の就職先の決定に影響力を持つ保護者に対しても情報発信を行うとともに、市内小中学生が地元の職業等を学べる教材を作成し、将来的な地元就職への意識の醸成を図る

イ「地元企業の受入態勢支援」

採用や定着をテーマとして、地元企業の経営者・人事担当者等を対象とした勉強会や基調講演などの意識啓発事業を実施するほか、採用コンサルティング等に要する経費、企業ＰＲ動画等の制作費、オンラインを含む企業説明会への参加費等、新しい働き方の導入支援に要する経費等の一部を支援する。

(8)　多様な人材雇用促進事業

経済再生に向け、人的基盤を整えるため、女性、高齢者などの潜在労働者の就業率の向上、外国

人材の確保に関する必要性について、企業への意識啓発を行うとともに、受入態勢の支援を行うことで、多様な人材の雇用促進を図る。

ア「地元企業の雇用促進に係る意識啓発」

長崎商工会議所と連携し、人手不足解消を図るため、企業の意識啓発を目的とした多様な人材の雇用に関するセミナーを実施する。

イ「地元企業の受入態勢支援」

女性の活躍促進のため、職場環境を改善し、女性の就労促進や活躍促進を図る取組に要する経費の一部を支援し、他企業のモデルとなる事例を創出することで横展開を図るほか、中学生に対し、女性活躍に取組む企業を知ってもらうとともに、男女平等意識を醸成するプログラムを実施する。

また、外国人材の受入促進のため、長崎県と連携し、企業が実施する就労・住居環境整備や文化体験などの取組に要する経費の一部を支援するほか、全国的にも不足が想定されているIT人材について、長崎県や長崎大学、企業等と連携し、バングラデシュ高度IT人材の受入を促進するため、受入企業の採用までに要する経費の一部を支援するとともに、バングラデシュ高度IT人材の定着促進を図るため、地域との交流会を実施する。

(9)　企業連携型奨学金返還支援事業

地元企業の人材確保支援を一層強化し、若年者等の地元就職・定着を促進する観点から、従業員への奨学金返還支援制度を有する企業と連携し、その経費の一部を支援する。

(10)　福利厚生

一般財団法人長崎市勤労者サービスセンター

中小企業と大企業との間で水準の差が激しい勤労者福祉について、中小企業勤労者の福祉の向上を図ることは、労働行政を推進していく上からも重要な施策の一つであり、人材の確保・定着・勤労意欲の向上を図るためには福利厚生面の充実が不可欠である。

長崎市勤労者サービスセンターは、中小企業勤労者等のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者等の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興・地域社会の活性化に寄与することを目的として創設された国の「中小企業勤労者総合福祉推進事業」の指定を受け、平成 2 年 8 月に長崎市が中心となって設立された団体であり、平成 7 年 12 月に財団法人化され、平成 23 年 8 月に一般財団法人へ移行した。現在は、会員事業所数 1,315 か所、会員数 8,756 人（令和 8 年 3 月末）を有している。

(11)　経済活性化審議会の設置

平成 5 年度に長崎市雇用問題審議会が設置され、労働問題や各種対策について、関係各界各層の委員により幅広く調査及び審議がなされ、本市の施策へ反映してきたが、雇用に限らず経済成長を切り口とした調査審議を実施するため、雇用問題審議会を発展的に廃止し、長崎市経済活性化審議会を平成 28 年 7 月に設置した。

長崎市経済活性化審議会においては、主に経済成長戦略の策定とその進捗管理に係る調査審議を実施している。

市　　場

1　中央卸売市場

生鮮食料品の流通及び消費上、特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するため、卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域以外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善に資するものとして、卸売市場法に基づき、昭和 50 年 7 月に開業した。当中央卸売市場の取扱品目の部類は、青果物とし、野菜・果実及びこれらの加工品等である。

(1)　市場の機構　　職員 8 人

市場長 1 ― 次長 1 ―係長 1― 職員 5（会計年度任用職員 1　を含む）

卸　売　会　社（1 社）　　(R8.7.1)

会　　社　　名	資本金（万円）	総員数（人）	役　員（人）	従業員（人）
長崎でじま青果㈱	5,000	125	6	119

仲 卸 業 者　　15

売買参加者　　107

関連事業者　　9

(2)　施設及び規模（R8.7.1 現在）

場　　所　長崎市田中町 279 番地 4

敷地面積　73,417 ㎡　　建物延面積　36,251 ㎡

施　設　の　種　類		規　　模	摘　　要　（構造等）
卸　　売　　場　　棟		31,026 ㎡	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造 2 階建
内訳	卸　　売　　場	14,145 ㎡	低温卸売施設 100 ㎡×2 基
	仲　卸　売　場	7,863 ㎡	
	買荷保管積込所	5,165 ㎡	
	関係業者事務所	2,118 ㎡	
	そ　　の　　他	1,735 ㎡	通路・便所・階段・塔屋・プロパン庫等
冷　　蔵　　庫　　棟		1,412 ㎡	鉄筋コンクリート造 2 階建
管　　理　　棟		855 ㎡	鉄筋コンクリート造 3 階建
関　連　事　業　者　棟		1,640 ㎡	鉄筋コンクリート造 2 階建
倉　　庫　　棟		1,045 ㎡	鉄骨造平家建
そ　　の　　他		273 ㎡	守衛棟･屋外便所等
計		36,251 ㎡	
屋　上　駐　車　場		3,714 ㎡	122 台
平　面　駐　車　場		16,220 ㎡	588 台（アスファルト舗装）
緑　　地		2,352 ㎡	
公　　園		1,617 ㎡	2 か所

(3)　市場建設時の事業費内訳

・工事期間　　昭和 49 年 1 月～50 年 6 月

・総工事費　　41億6,037万4,000円

（国庫補助金　10億6,500万円　地方債　30億9,400万円

一般財源　137万4,000円）

・内　　訳　　建設費　33億374万4,000円　　用地購入費　8億5,663万円

(4)　主要施設使用料（月額）

卸売業者　（卸売業者市場使用料）　　卸売金額（税抜）の1,000分の3

（卸売業者売場使用料）　　100円／m^2

仲卸業者　（仲卸業者市場使用料）　　仲卸業者が長崎市中央卸売市場業務条例第49条に規定する卸売業者以外の者から買い入れた物品の販売金額（税抜）の1,000分の3

（仲卸業者売場使用料）　　600円／m^2

関連事業者(関連事業者市場使用料)　1,290円／m^2

※　使用料は、上記により算定した額に、100分の110を乗じて得た額

(5)　総売上高実績表

（令和7年度）

野菜		果実		合計	
取扱量	取扱金額	取扱量	取扱金額	取扱量	取扱金額
トン	千円	トン	千円	トン	千円
41,152	9,951,393	14,558	6,570,009	55,710	16,521,402

2　市設小売市場

(R8.7.1)

名称	所在地	沿革	施設（建物・土地）	区画数 (事業者数)
長崎市設中央小売市場	築町3番18号「メルカつきまち」地下1階	大正13年10月総工費22万円で建設、終戦後占領軍のトラック置場として使用、昭和22年9月、再び開場した。建物の老朽化のため平成元年6月解体となり、平成元年4月1日より賑町地内の仮設店舗にて仮営業していたが、平成10年9月に築町の「メルカつきまち」内で営業することとなった。	鉄骨鉄筋コンクリート造 （賃貸借） 市場面積676.91㎡	14 (13)

市場使用料	種別	単位	金額
	店舗	1平方メートルにつき1月	3,333円
	倉庫	1平方メートルにつき1月	1,333円

使用料の額に1円未満の端数が生じたときは50銭未満については、その端数を切り捨て、50銭以上1円未満についてはその端数を切り上げる。

物　産　振　興

1　特産品の販路拡大

長崎市には、歴史・文化や自然・風土などその地域の特性を活かした特産品が数多くあるものの、製造販売業者の大半が小規模企業で、生産力や営業力が弱く、地元地域での認知にとどまっているものが多い。そのため、産官学で連携して特産品の周知啓発に取り組むとともに、経済産業部、文化観光部、水産農林部が連携して、県内外のイベント・物産展への出展や商談会の斡旋、特産品のPR、情報発信を行っている。

〈事業内容〉

(1)　物産振興推進に係る取組

ア　市内外での物産展及び商談会の開催

イ　長崎街道シュガーロードの歴史・文化の掘り起こしによる情報発信

ウ　市内事業者が抱える様々な課題の解決に向けたコンサルティング及び首都圏等への販路開拓に対して食品流通専門団体による伴走支援

2　特産品のブランド化の推進

平成 9 年 9 月に特産品製造・販売業者、長崎商工会議所、長崎市から構成される「長崎市ブランド振興会」（会員業者数 43：令和 8 年 7 月現在）を設立し、地場産業の振興を目的として、本市の優れた特産品の品質保持、販路拡大等の各種事業を実施している。

また、水産練り製品製造業者、市内経済団体、金融機関等と連携して、平成 23 年度に立ち上げた「長崎かんぼこ王国推進委員会」を通して水産練り製品のブランド化等に取り組んでおり、長崎かまぼこの認知度を高め、新たな需要の喚起、販路拡大を図る。

〈事業内容〉

(1)　長崎市ブランド振興会

ア　会員企業の商品の魅力発信・販路開拓の支援

イ　会員企業への物産展・商談会開催情報の情報提供

ウ　インターネット等を活用したＰＲ・販売促進

エ　地域商社及びふるさと納税の運営事業者との連携

オ　会員企業への各種支援制度等の情報提供

観　　光

長崎市は、1571年（元亀2年）のポルトガル船の来航以来、ポルトガルやオランダ、中国など海外との交流を通して、多種多様な伝統や文化を生み出しながら発展してきた。特異な歴史に育まれ、出島、唐人屋敷跡、グラバー園をはじめ数々の国際性豊かな観光資源が存在し、港を取り囲む斜面市街地は、美しい景観を醸し出し、歴史のまち、ロマン漂うまちとして多くの方々に親しまれる国際観光都市である。

また、平成17年1月及び平成18年1月に近隣する7町と合併したことにより、自然やキリシタン文化、温泉など今までなかった新たな観光資源が加わるとともに、長崎自動車道の延伸や、ながさき出島道路の開通によるアクセスの向上、出島の復元事業、長崎歴史文化博物館、長崎水辺の森公園、長崎県美術館及び世界でも有数の斜張橋の女神大橋及び出島メッセ長崎などが新たに整備された。令和４年９月には西九州新幹線が開業（長崎～武雄温泉）し、新しい長崎市へと大きく発展しようとしている。

長崎市を訪れた観光客数は、長崎「旅」博覧会が開催された平成2年の約628万人をピークに減少傾向を続け、平成16年は約493万人となった。しかし、平成18年には全国ではじめてのまち歩き博覧会である「長崎さるく博'06」の開催に加え、「長崎ランタンフェスティバル」、「長崎帆船まつり」など既存イベントの集客数増加も達成し、約570万人の観光客数となった。

その後は、「長崎さるく」の通年での実施や、端島見学施設、亀山社中記念館といった新たな観光施設のオープン（平成21年）、「世界新三大夜景」への認定（平成24年※令和３年11月に再認定）、「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界文化遺産登録（平成27年）、「日本新三大夜景都市」への認定（平成27年※令和６年12月に再認定）等、観光資源のさらなる磨き上げにより観光客数は増加傾向となり、平成29年は、国際クルーズ船の入港実績が全国第2位の267隻、乗員・乗務員数約105万人と過去最高となったこと等により、観光客数も708万人と過去最高となった。

また、平成30年は、7月に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録されたことにより、観光客数は平成29年に次ぐ約706万人となり、令和元年も、香港直行便の就航やローマ教皇の来崎、ラグビーワールドカップの開催等により、観光客数は過去3番目に多い692万人となった。しかし、その後の新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、過去に類を見ない観光客数の減少が生じ、令和２年、及び令和３年の観光客数は、それぞれ約256万人、約259万人となった。

そのような中、令和３年11月1日にMICE施設となる出島メッセ長崎が開業し、交流人口の拡大による地域経済の活性化が図られている。

令和４年は、全国的な宿泊割引キャンペーンの実施や移動制限の緩和、同年９月の西九州新幹線の開業などから訪問客数は約405万人となり、令和５年は新型コロナウイルス感染症対策の緩和、外国人訪問客への水際措置の撤廃などもあり、訪問客数は約532万人、令和６年は相次ぐ大型ホテルの開業や国際クルーズ客船入港数増などから訪問客数は約654万人、令和７年はインバウンドの拡大や令和６年10月に開業した長崎スタジアムシティの本格稼働によるスポーツコンベンションの拡大などから約690万人と、着実にコロナ禍前の状態に回復してきている。

今後は、民間主導による観光地域づくり推進主体であるＤＭＯ(Destination Management/Marketing Organization)において、産学官の更なる連携強化による「交流の産業化」の加速化を図り、地域一帯の魅

力的な観光地域づくりを実施することで、『世界とつながる持続可能な交流都市　長崎』を目指す。

1　訪問客数

(1)　年次別訪問客数及び消費額

年別	訪問客					訪問客の消費額（千円）
	計　(人)	宿　泊(人)	比率(%)	日帰り(人)	比率(%)	
R５	6,091,907	2,206,000	36.2	3,885,907	63.8	178,689,631
R６	6,540,425	2,337,924	35.7	4,202,501	64.3	213,084,226
R７	6,902,993	2,501,437	36.2	4,401,556	63.8	229,043,822

(2)　個人・団体別訪問客数

種別／年別	総　計	個　人		団体					
				計		一　般		修学旅行	
	人員(人)	人員(人)	比率(%)	人員(人)	比率(%)	人員(人)	比率(%)	人員(人)	比率(%)
R５	6,091,907	5,576,907	91.5	515,000	8.5	237,600	3.9	277,400	4.6
R６	6,540,425	5,954,625	91.0	585,800	9.0	327,000	5.0	258,800	4.0
R７	6,902,993	6,296,093	91.2	606,900	8.8	358,800	5.2	248,100	3.6

(3)　宿泊施設の状況　　（令和７年 12 月 31 日現在）

種　別	施設数（軒）	部屋数（室）	収容人員（人）
旅館・ホテル	155	4,408	12,593
ビジネスホテル	28	2,895	4,859
民宿・ペンション	17	114	270
国民宿舎・ホステル・保養所、その他	23	19	1,030
合　計	223	7,436	18,752

(4)　外国人訪問客

過去３ヵ年の外国人延べ宿泊者数

（単位：人）

順位	令和５年		令和６年		令和７年	
	国籍・地域	人　数	国籍・地域	人　数	国籍・地域	人　数
1	韓　国	77,578	韓　国	93,340	韓　国	124,938
2	アメリカ	36,502	台　湾	47,035	台　湾	47,839
3	中　国	21,409	アメリカ	31,721	アメリカ	46,910
4	香　港	16,079	香　港	30,627	中　国	46,445
5	タ　イ	14,586	中　国	21,512	シンガポール	18,578

6	台湾	9,740	シンガポール	16,043	香港	16,256
7	シンガポール	6,728	ドイツ	10,574	ドイツ	14,862
8	ブラジル	6,560	タイ	9,480	オーストラリア	13,469
9	オーストラリア	6,550	オーストラリア	8,021	イギリス	12,540
10	フィリピン	4,649	イギリス	7,292	カナダ	8,825
11	ドイツ	4,503	フランス	6,563	フランス	8,825
12	イギリス	3,404	ブラジル	4,740	タイ	7,431
13	ベトナム	3,285	マレーシア	4,011	マレーシア	5,109
14	フランス	3,037	カナダ	3,646	インドネシア	4,180
15	マレーシア	1,915	フィリピン	2,188	フィリピン	3,716
	その他	41,596	その他	67,816	その他	84,529
合計		258,121		364,609		464,452

(5) 国内・国際クルーズ客船乗客・乗務員数

	令和5年		令和6年		令和7年		
	隻数	推計	隻数	推計	隻数	推計	前年比
計	96隻	167,086人	160隻	472,120人	198隻	519,852人	47,732人増

２　令和８年度主要観光施策

私たちは「独自の歴史。文化を活かし、多様な交流と満足を生み出すまち」をめざします

交流のための都市機能を高め、賑わいを創出し、観光まちづくりを進めます

魅力あるコンテンツの創造と滞在環境の充実

1　長崎くんち踊り会場運営費

本市の代表的なまつりである「長崎くんち」を市民や観光客に幅広く知ってもらうための踊り会場の運営

2　世界・日本新三大夜景推進費

「世界新三大夜景」及び「日本新三大夜景」として認定された長崎の夜景の魅力を国内外へ発信し、さらなる観光客誘致、宿泊滞在型観光の推進を図る

3　観光施設等ライトアップ事業費

夜の賑わいを創出するために、観光施設等のライトアップを実施

4　長崎ランタンフェスティバル事業共催費負担金

冬季の観光オフシーズンの集客対策及び夜型観光の誘発対策として、ランタンやオブジェによる幻想的な灯りの演出や中国色豊かなイベントを実施

5　長崎ペーロン選手権大会共催費負担金

長崎の伝統行事であるペーロンを市民や観光客に広く認知してもらい、観光客の増加を図る

6　長崎伝統芸能振興会補助金

伝統芸能としての「長崎くんち」や市内各地に伝わる「郷土芸能」の保存振興を図り、観光客が楽しめるイベントとして育成するための支援

7　亀山社中記念館運営費

施設の適正な運営管理や、姉妹友好館との連携などを実施

8　端島見学施設運営費

世界文化遺産の構成資産である端島（通称：軍艦島）への上陸観光用施設の運営

9　世界遺産観光客受入費

「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の来訪者の円滑な受入態勢の整備

10　観光客受入環境整備費

外国人観光客がストレスなく滞在や観光を楽しむための環境整備

戦略的な魅力発信と誘致活動の推進

1　観光地域づくり推進費

観光地域づくり法人（ＤＭＯ）において、長崎市観光マスターブランドを柱とした一貫性のある戦略的な誘客プロモーションを継続的に実施し、四季折々の食やイベント、長崎ならではの楽しみ方等を紹介することで、長崎市への訪問意向を喚起する。また、デジタル技術を活かした一元的な情報収集・発信、訪問客の趣味・嗜好に合わせたサービスを提供する。

2　観光客誘致推進費

食を切り口に閑散期対策を図るとともに、著名人や長崎を舞台とした映像作品等を活用したプロモーションにより、国内外の誘客を促進する。

3　インバウンド誘致広域連携事業費

欧米豪市場に向けた旅マエの情報発信及び被爆 80 周年を契機に、西日本・九州の自治体間の広域連携を推進し、長崎市へのインバウンド誘客を図り、交流人口の拡大を目指す。

4　平和・観光魅力発信事業費

「ニューヨーク・タイムズ紙」電子版の「2026 年に行くべき 52 か所」に長崎市が選定（読者が選ぶ目的地トップ10の中で第5位）されたことを契機に、平和を切り口としてより深く、幅広く長崎の魅力を発信することで、認知度の向上を図り、欧米豪からのインバウンド誘客の増加と消費の拡大を図る。

観光・ＭＩＣＥ関連産業の活性化

1　観光地域づくり推進費

観光地域づくり法人（ＤＭＯ）が実施する、多様な関係者と連携した地域の魅力づくり、観光誘客とＭＩＣＥ誘致・受入の推進等への支援により地域経済の活性化につなげる

2　ＭＩＣＥ推進費

交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、ＭＩＣＥの誘致・受入を推進

3　コンベンション開催費補助金

コンベンション誘致のため、コンベンション開催団体への補助金の交付

4　長崎港クルーズ客船受入委員会負担金

長崎港に来航するクルーズ客船受入行事・接遇を実施

3　令和８年度観光行事等に対する負担金及び補助金

(1)　郷土芸能保存及び振興

長崎伝統芸能振興会補助金	40,240 千円

(2)　特色あるイベントの振興

長崎ペーロン選手権大会共催費負担金	13,000 千円
長崎ランタンフェスティバル事業共催費負担金	99,995 千円
長崎居留地まつり事業共催費負担金	500 千円
長崎ハタ揚げ大会事業共催費負担金	1,000 千円

4　主な観光行事（令和８年度）

イベント名	日　　程	場　　所	前回実績	イベント内容
長崎さるく	通　　年	市内一帯	―	ガイドの案内で、長崎の歴史や文化を楽しむまち歩き「さるく」。長崎ならではの体験や「食」を楽しめる、多彩なメニューを用意しています。
長崎ハタ揚げ大会	4月5日(日)	唐八景公園	約5,000人	ハタどうし掛け合って相手のハタを切るハタ合戦や親子ハタ揚げ教室など、家族で楽しめる催しが行われます。
ながさきみなとまつり	7月25日(土) ～26日(日)	長崎水辺の森公園	約190,000人	ステージイベントなどが行われます。花火も打ち上げられ、会場内には屋台も出店され、子どもから大人まで楽しめます。
長崎ペーロン選手権大会	7月26日(日)	松が枝国際観光埠頭	約15,000人	港を中心に栄えた長崎の夏の一大イベント。各地区の代表だけではなく、職域チームも熱戦を繰り広げます。
精霊流し	8月15日(金)	市内中心部一帯	不明	初盆の霊を船に乗せ、極楽浄土へ送り出す長崎の伝統行事です。夕闇がせまるころ、町のあちこちから出発を知らせる鐘の音が響いてきます。耳をつんざく爆竹の音、「チャンコンチャンコンドーイドーイ」の掛け声とともに行列は夜遅くまで続きます。
２０２６長崎居留地まつり	9月19日(土) ～21日(月・祝)	東山手 南山手 大浦一帯	約15,000人	異国情緒豊かな東山手・南山手・大浦地区で開催されるまつり。グラバー坂かけあがり大会や居留地大バザールなど多彩なイベントが催されます。
長崎くんち	10月7日(水) ～ 9日(金)	諏訪神社他	不明	諏訪神社の秋の大祭で、旧暦の９月９日に行ったことから、９日すなわち「くんち」と呼ばれるようになったといわれています。踊町（出演者）は７年に１度、出番がまわってきます。390余年の歴史と伝統があり、秋の長崎を代表するまつりです。「長崎くんちの奉納踊」は、昭和54年に国の重要無形民俗文化財に指定されています。
２０２７長崎ランタンフェスティバル	2月5日(金) ～2月21日(日)	湊公園、 中央公園他	約800,000人	長崎の冬の一大風物詩。長崎にゆかりの深い中国の旧正月を祝うまつりとして始まり、約１万５千個のランタン（中国提灯）が長崎の街を極彩色に染めます。中国にちなんだイベントも盛りだくさんです。

5　観光施設事業

(1)　グラバー園の概要

昭和 32 年 10 月 10 日、三菱重工業株式会社長崎造船所の創業 100 年祭の記念行事の一つとして、旧グラバー住宅の建物、庭園 4,224 ㎡を同社から寄贈を受け、一部を改修して、昭和 33 年に市営の観光施設としてオープンした。

その後毎年施設の整備充実を図り、昭和 40 年度に旧リンガー住宅・庭園 5,015 ㎡、昭和 45 年度に旧オルト住宅・庭園 6,131 ㎡等を加え、更に 5 ヶ年計画で約 7 億円を投じて、庭園の拡張、洋館 4 棟の移築、壁泉、動く歩道を設置して総面積も 29,397 ㎡と拡大され、昭和 49 年 9 月 4 日、「グラバー園」と名称を改めオープンした。さらに、昭和 63 年 4 月から入園者の利便を図るため、2 基の「エスカレーター」（長さ各 12.5m）を設置し、平成 5 年より、毎年 7 月中旬から 10 月中旬にかけて、夜間開園を実施している。平成 11 年 3 月には重要文化財旧グラバー住宅・旧リンガー住宅・旧オルト住宅について展示リニューアルを行った。また、平成 13 年度から 14 年度までの 2 ヶ年事業として大規模リニューアル工事を実施し、園内のバリアフリー化と入園者の利便性を図るため旧三菱第二ドックハウス横に第 2 ゲートの新設を行った。なお、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて園内に設置してある輸送機器「動く歩道」2 基の全面改修を、平成 26 年度から平成 28 年 4 月にかけて旧三菱第二ドックハウスの耐震改修を、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて旧スチイル記念学校の耐震化整備を行った。さらに、旧グラバー住宅について、平成 30 年度から令和 3 年度にかけて保存修理を実施し、併せて展示の整備も行ったうえで、令和３年 12 月 24 日にリニューアルオープンした。旧オルト住宅についても、令和 4 年度から令和 8 年度にかけて保存修理を実施し、併せて展示の整備を行い、令和 9 年 3 月にリニューアルオープンを予定している。

ア　管理運営の状況

平成 20 年 4 月 1 日より指定管理者制度の導入

指定管理者：長崎南山手グラバーパートナーズ共同事業体

※令和４年４月１日から令和９年３月 31 日まで

イ　収支状況（令和 7 年度決算見込）

歳入 3 億 1,111 万 9,342 円、歳出 2 億 16 万 3,811 円となっており、差額 1 億 1,095 万 5,531 円の一部については、ロープウェイ運営費に補填している。

ウ　グラバー園入場者数の推移　（単位：人）

年度	個　人	団　体	夜間独占使　用	無　料	計
5	515,107	171,248	2,330	40,954	729,639
6	584,190	178,804	1,142	41,680	805,816
7	661,749	137,868	1,035	39,386	840,038

(2)　長崎ロープウェイの概要

昭和 34 年から長崎観光開発株式会社により本市の景勝地稲佐山にロープウェイが運行されていたが平成 10 年 3 月 31 日付けで解散し、平成 10 年 4 月 1 日にその稲佐山資産が長崎市に無償譲渡された。

そのため、同日より観光振興及び市民の福祉の増進を図ることを目的にロープウェイ・スカイウェイ

の索道事業を引き継ぎ、運行を開始したが、スカイウェイについては、施設の老朽化により平成20年3月31日をもって廃止され、現在はロープウェイのみの運行となっている。また、平成23年11月1日には、ゴンドラのリニューアルを行った。平成27年5月から平成28年2月にかけては、全面運休して待合所及び駅舎の耐震化等工事を行った。

参考：ロープウェイ開業　昭和34年10月4日　／　スカイウェイ開業　平成　2年8月 1日
スカイウェイ廃止　平成20年3月31日

索道型式	三線交走式普通索道
搬　　器	31人乗り　2両
9：00 ～ 18：00　毎時輸送量	186人
18：00 ～ 22：00　毎時輸送量	248人

ア　管理運営の状況

平成18年4月1日より指定管理者制度の導入

指定管理者：アトラクト稲佐山共同事業体

※令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

イ　収支状況（令和7年度決算見込）

歳入1億771万1,988円、歳出1億3,576万463円となっており、2,804万8,475円の赤字となっている。なお、赤字分については、グラバー園費から全額補填している。

ウ　長崎ロープウェイ利用者数の推移　（単位：人）

年度	個　人	団　体	無　料	計
5	167,588	12,007	2,956	182,551
6	201,782	9,924	2,777	214,483
7	235,795	13,135	2,919	251,849

(3)　稲佐山スロープカーの概要

稲佐山中腹と山頂を結ぶ交通手段として、平成 24 年に世界新三大夜景に認定されたことを契機に展望台への来訪者増加への対応とアクセス向上を図るため、令和 2 年 1 月 31 日に長崎稲佐山スロープカーを供用開始した。

スロープカーとは傾斜地を移動できる斜面走行モノレールであり、急勾配の斜面も客室内は水平を保ち走行することができる特徴をもっている。

なお、車両デザインは長崎ロープウェイと同じく、世界的工業デザイナーである奥山清行氏率いるKEN OKUYAMA DESIGNが担当した。

型　　式	KMR-40×2 両編成
搬　　器	80 人乗り　 2 レーン
9：00 ～ 18：00　毎時輸送量 18：00 ～ 22：00　毎時輸送量	1 レーン運行 2 レーン運行

ア　稲佐山スロープカー利用者数の推移　　（単位：人）

年度	計
5	177,078
6	198,302
7	229,982

※令和 2 年 1 月供用開始。

(4)　主な市の観光施設

施　設　名	所　在　地	所管課	施　設　概　要
グラバー園	長崎市南山手町 8-1	観光政策課	旧グラバー住宅、旧リンガー住宅、旧オルト住宅
長崎ロープウェイ	長崎市淵町 8-1 長崎市稲佐町 364-1	観光政策課	淵町と稲佐山山頂を結ぶロープウェイ
長崎稲佐山スロープカー	長崎市大浜町 1200 番 1	土木総務課	稲佐山中腹と稲佐山山頂を結ぶスロープカー
永井隆記念館	長崎市上野町 22-6	平和推進課	如己堂、永井隆博士の遺品、写真、著書、映像ソフト、児童図書を中心とする図書室
平和公園（祈念像地区）	長崎市松山町 2400-2	土木総務課	平和祈念像、平和の泉、平和モニュメント、長崎の鐘
平和公園（中心地地区）	長崎市松山町 2400-3	土木総務課	原子爆弾落下中心地碑、浦上天主堂遺壁、被爆 50 周年記念事業碑
長崎原爆資料館	長崎市平野町 7-8	平和推進課	常設展示室（原爆被災資料）、企画展示室、ビデオルーム、資料館ホール、平和学習室、図書室
長崎歴史文化博物館	長崎市立山 1 丁目 1-1	文化財課	常設展示室、長崎奉行所復元展示室、企画展示室、レファレンスルーム、ホール、体験工房など
科学館（スターシップ）	長崎市油木町 7-2	生涯学習施設課	展示室、科学実験室、工作室、学習室、プラネタリウム、第 1 天文台、第 2 天文台、星空広場
恐竜博物館	長崎市野母町 568 番地 1	生涯学習施設課	常設展示室、企画展示室、オープンラボ
あぐりの丘	長崎市四杖町 2671-1	こども政策課	全天候型子ども遊戯施設、遊具施設、体験施設、バラ園など
歴史民俗資料館	長崎市平野町 7-8	文化財課	ポルトガル・中国・オランダ・長崎などの民俗資料、長崎の考古資料
稲佐山公園（展望台）	長崎市稲佐町 364	土木総務課	屋上展望所、多目的ホール
出　島	長崎市出島町 6-1	出島復元整備室	カピタン部屋、乙名部屋、拝礼筆者蘭人部屋、三番蔵、水門、ヘトル部屋、料理部屋、一番船船頭部屋、一番蔵、二番蔵、十六番蔵、筆者蘭人部屋、十四番蔵、乙名詰所、組頭部屋、銅蔵、旧長崎内外クラブ、旧出島神学校、表門、新石倉、旧石倉
土神堂、観音堂、天后堂	長崎市館内町	文化財課	旧唐人屋敷跡に存するお堂
東山手十二番館 （旧居留地私学歴史資料館）	長崎市東山手町 3-7	観光政策課	東山手地区の写真、私学の歴史に関する資料
東山手地区町並み保存センター （東山手洋風住宅群Ｂ棟）	長崎市東山手町 6-25	文化財課	居留地に関する古写真・映像、会議室など
旧香港上海銀行長崎支店記念館	長崎市松が枝町 4-27	観光政策課	多目的ホール、展示室、休憩室、長崎近代史の歴史資料
長崎市野口彌太郎記念美術館	長崎市大浦町 1-37	文化財課	野口彌太郎画伯の絵画など
旧長崎英国領事館	長崎市大浦町 1-37	文化財課	領事館展示室
南山手地区町並み保存センター（南山手 8 番館）	長崎市南山手町 4-33	文化財課	明治中期の長崎居留地模型、居留地時代の古写真・映像、会議室・研修室など
南山手レストハウス （南山手乙 27 番館）	長崎市南山手町 7-5	文化財課	休憩室、旧居留地に関する資料、近代化遺産のパネル展示など

施　設　名	所　在　地	所管課	施　設　概　要
中の茶屋(清水崑展示館)	長崎市中小島 1丁目4-2	文化財課	江戸時代中期の庭園、清水崑画伯の「かっぱ絵」や政治漫画の原画など展示
眼鏡橋	長崎市魚の町、栄町、諏訪町、古川町	土木総務課	日本最古の石造アーチ橋
風頭公園	長崎市伊良林 3丁目602-1他	地域整備2課	坂本龍馬之像、司馬遼太郎「龍馬がゆく」文学碑、展望台
亀山社中記念館	長崎市伊良林 2丁目7-24	観光政策課	坂本龍馬や亀山社中、海援隊と関わりのある人物等の資料を展示
シーボルト記念館	長崎市鳴滝 2丁目7-40	文化財課	ロビー（ビデオ上映）、常設展示室（蘭文免許状、シーボルト著「日本」、シーボルトの処方箋など）、企画展示室
長崎ペンギン水族館	長崎市宿町3-16	水産農林政策課	飼育生物約271種類、約3,848点（うちペンギン9種類、約180羽）、ビオトープ、人工海浜、カヤック体験
サント・ドミンゴ教会跡資料館	長崎市勝山町30-1	文化財課	勝山町遺跡発掘調査により出土したサント・ドミンゴ教会遺構、出土品など
飛島磯釣り公園	長崎市高島町1726他	水産農林政策課	東側釣り場、南側釣り場、北側釣り場、休憩所棟、事務所棟、店舗棟
高島海水浴場	長崎市高島町 2709-5	水産農林政策課	管理棟、女子温水シャワー棟、売店、ウッドデッキ
高島ふれあいキャンプ場	長崎市高島町 2709-5	水産農林政策課	パーゴラ、炊飯棟、常設テント、日陰用テント
野母崎高浜海岸交流施設	長崎市高浜町 3963-3	水産農林政策課	多目的スペース、シャワー・更衣室、芝生広場、コミュニティースペース
川原大池公園	長崎市宮崎町969-1	（南）地域整備課	キャンプ場、炊事棟、トイレ、駐車場 遊歩道、ウッドデッキ、東屋、パーゴラ、展望所 県指定天然記念物ハマナツメなどの樹林
長崎のもざき恐竜パーク	長崎市野母町562-1	（南）地域福祉課ほか	恐竜博物館、軍艦島資料館、野母崎文化センター、恐竜パーク体育館、こども広場、インフォメーションセンター、水仙の丘、駐車場で構成
端島（軍艦島）見学施設	長崎市高島町端島	観光政策課	炭鉱のための人工島、日本最大の廃墟、最古の鉄筋コンクリートアパート ※　上陸見学区域に限り立ち入り可能 ・桟橋 ・見学通路　　約250m ・見学広場　　3箇所
軍艦島資料館	長崎市野母町562-1	観光政策課	写真パネル、軍艦島資料、映像、模型など
外海歴史民俗資料館	長崎市西出津町2800	文化財課	外海地区の歴史、民俗資料など
ド・ロ神父記念館 （いわし網工場跡）	長崎市西出津町2633	文化財課	フランス人宣教師マルク・マリー・ド・ロ神父の遺品など
遠藤周作文学館	長崎市東出津町77	文化振興課	展示室（原稿、写真、愛用品など）、開架閲覧室、ショップ、思索空間
高島石炭資料館	長崎市高島町2706-8	文化財課	炭鉱資料、写真、模型など
伊王島灯台記念館 (伊王島灯台旧吏員退息所)	長崎市伊王島町 1丁目3240-1	文化財課	レンズなどの資料、模型、写真、解説パネルなど
心田庵	長崎市片淵 2丁目18-18	文化財課	茅葺建物（和室・茶室）と池泉回遊式庭園
池島炭鉱体験施設	長崎市池島町154	観光政策課	坑内体験施設（トロッコなど含む）、坑外見学用として第3棟炭鉱住宅・第2立坑見学広場
長崎(小島)養生所跡資料館	長崎市西小島 1丁目8-15	文化財課	養生所基礎遺構、出土遺物、医学教育に使われた人体模型（複製）、養生所模型など

６　ＭＩＣＥ事業

(1)　出島メッセ長崎の概要

国内外から多くの来訪者を呼び込むとともに、市民交流を促進する交流拠点施設を設置することで、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、ＰＦＩ事業（ＢＴＯ方式）によりＭＩＣＥ施設となる出島メッセ長崎を整備し、令和３年１１月１日にオープンした。

施設は、イベント・展示ホール棟とコンベンションホール棟で構成され、イベント・展示ホール棟には、約 3,800 ㎡のイベント・展示ホールを、コンベンションホール棟には、会議室 24 室と約 2,700 ㎡のコンベンションホール（天井高 10 m）を備えている。

イベント・展示ホールは、分割利用（2 分割）が可能な平土間のホール（天井高 12m）で、展示会、イベント、コンサート等に対応している。会議室は、大中小様々なタイプの 24 室（20～600 ㎡）を配置し、各種セミナーから控室利用まで多様な催事に対応し、コンベンションホールは、分割利用（4 分割）も可能な平土間のホール（天井高 10 m）となっており、講演会、大会、レセプション等の様々な利用形態に柔軟に対応することができる。

また、長崎の玄関口であるＪＲ長崎駅すぐそばに位置し、ペデストリアンデッキで駅西口に直結していることから、雨天時には雨に濡れずに施設まで移動することが可能。施設にはヒルトン長崎が隣接しており、隣接地には駐車場（300 台）を完備している。

ア　管理運営の状況

令和元年１月１日より指定管理者制度の導入

指定管理者：株式会社ながさきＭＩＣＥ

※令和元年１月１日から令和 23 年 10 月 31 日まで

イ　収支状況（令和７年度決算）

出島メッセ長崎の運営・維持管理は利用料金による独立採算で実施しており、令和７年度の施設の運営・維持管理の収支は 2,673 千円の黒字となっている。なお、赤字に対し市の補填はない。

ウ　出島メッセ長崎利用者数の推移　　（単位：人）

年度	学会	一般会議	イベント・展示	計
Ｒ３	3,487	29,649	183,241	216,377
Ｒ４	13,142	79,035	549,966	642,143
Ｒ５	52,372	65,462	544,301	662,135
Ｒ６	40,014	78,389	510,719	629,122
Ｒ７	26,794	93,883	492,689	613,366

文　化　財　保　護

1　文化財の保護・管理

長崎市に存在する文化財は3件の国宝をはじめ256件（令和8年7月1日現在）が指定を受けており、国選択文化財については5件、国登録文化財については32件が選択・登録されている。このうち市が所有・管理する指定文化財は、文化財保存のための整備及び維持管理等を行っており、民間が所有・管理する指定文化財に対しては整備、修理等の指導や助成を行っている。

また、未指定文化財については、系統的な調査を続け、貴重なものについては長崎市文化財審議会に諮問し順次指定し、文化財に対する市民の理解を深めるよう努めている。

(1)　出島史跡整備

出島は、日本の海外との交流及び近代化に大きな役割を果たした重要な歴史的文化遺産であり、大正11年に国の史跡に指定されている。

本市は、昭和26年に出島の復元事業に着手して以来、史跡内民有地の公有化を進め、平成13年度に、史跡内民有地の完全公有化を果たした。出島史跡の本格的整備については、昭和53年に、長崎市出島史跡整備審議会を設置し、昭和57年には出島史跡の長期・総合的な復元整備計画についての答申を受け、具体的な事業の推進を始めた。平成2年には市制施行百周年記念事業の一環として、出島のイメージを表すための表門を建設した。平成6年11月には、第2次長崎市出島史跡整備審議会を設置し、短中期と長期的な復元整備計画の原案を提示のうえ諮問し、平成8年2月末には、審議会の答申を得た。この答申を踏まえ、本市の史跡「出島和蘭商館跡」復元整備計画書を策定し、平成8年度から本格的な復元事業に着手した。日蘭交流400周年にあたる平成12年3月に、第Ⅰ期事業として出島の護岸石垣の一部復元、明治期等建物4棟の活用、史跡西側のヘトル部屋等5棟の復元を行い、平成18年3月には、第Ⅱ期事業として、カピタン部屋等5棟の復元、南側護岸石垣の顕在化、練塀の復元が完成し、19世紀初頭の街並みが再現されるとともに、扇形をした出島の姿を見ることができるようになった。平成22年度からは第Ⅲ期事業に着手し、平成28年10月に銅蔵、組頭部屋など6棟の復元建造物が完成した。また、平成27年度には出島保存活用計画を策定した。平成29年11月には出島表門橋が完成し、秋篠宮同妃両殿下及びオランダ王室のローレンティン妃殿下の御臨席のもと完成記念式典を開催し、約130年ぶりに出島と対岸の江戸町が橋でつながった。令和３年６月には、都市景観大賞（都市空間部門）において、「出島地区」が大賞（国土交通大臣賞）を受賞した。令和5年度からは、第Ⅳ期基本設計業務第Ⅳ期事業に着手し、町人部屋1棟の復元等を進めている。また、シーボルトが出島にいた当時、出島の西側にあった旗竿を令和5年10月に高さ12ｍで再現した。

(2)　埋蔵文化財の保護及び調査

市内に点在する約260ヵ所（令和８年３月31日現在）の埋蔵文化財包蔵地の周知を図るとともに、保護に関する指導や開発に伴う緊急発掘調査のほか、遺跡の内容確認調査を実施している。令和7年度は魚の町遺跡（B地点）及び桜馬場遺跡の発掘調査を実施し、遺物や遺跡から本市の歴史の一端を解

明することに努めている。

遺物等の活用として、歴史民俗資料館には、市内の遺跡から出土した遺物や、各遺跡の発掘成果を時代ごとに展示している。

深堀地区には、地域の歴史の流れを示す遺物の保存活用と郷土学習に役立たせるため、深堀貝塚遺跡資料館を開設し、令和 6 年度に展示内容の一部をリニューアルした。桜町小学校内には、校舎建設に先立つ発掘調査により出土したサント・ドミンゴ教会遺構の一部と遺物等を展示し、市民や観光客が本市の歴史の一端を理解する場として、平成 16 年 3 月 27 日にサント・ドミンゴ教会跡資料館を開館した。

また、仁田佐古小学校校舎建設に伴う埋蔵文化財発掘調査で検出した遺構や出土した遺物等を展示する「長崎（小島）養生所跡資料館」を、仁田佐古小学校体育館に併設して令和 2 年 4 月 6 日に開館した。

(3)　伝統的建造物群保存地区保存整備

安政の五箇国条約により東山手・南山手一帯に外国人居留地が造られ、各国の領事館、商館、住宅等の洋風建築物が建ち並び、異国情緒豊かな町並みが形成された。現在も残存する洋風建築物を中心にその面影を残しており、本市の貴重な文化遺産となっている。

そこで、これらの洋風建築物や居留地時代の名残りをとどめる工作物・樹木等の歴史的環境を保存するため保存条例を制定し東山手地区（7.5 ヘクタール)、南山手地区（17.0 ヘクタール）を「伝統的建造物群保存地区」として平成 2 年 10 月地区決定を行った。

平成 3 年 4 月、国の重要伝統的建造物群保存地区として文部大臣より選定を受け町並み保存に努めている。

同地区内の伝統的建造物のうち南山手 8 番館を南山手地区町並み保存センターとして、東山手洋風住宅群のうち 1 棟（Ｂ棟）を東山手地区町並み保存センターとして、南山手乙 27 番館を南山手レストハウスとして設置公開している。

また、平成 18 年度にオランダ坂沿いの明治中期の洋館である東山手甲十三番館を買収し、平成 19 年度に外壁及び屋根、平成 20 年度には内部の保存修理を行い、平成 21 年 4 月 23 日から広く一般に公開活用している。さらに、伝統的建造物、環境物件の修理等を行う所有者に対して補助を行っている。

(4)　文化財建造物整備

平成 25 年度より平成 26 年度までの 2 ヵ年事業として重要文化財旧グラバー住宅等保存活用計画を策定し、平成 31 年度（令和元年度）から令和 2 年度にかけて実施した耐震診断に基づき、令和 4 年度から令和 8 年度にかけ、重要文化財旧オルト住宅の保存修理事業を行っている。

また、平成 26 年度から令和 7 年度にかけ、重要文化財旧長崎英国領事館の保存修理事業を行った。令和元年度から令和 2 年度にかけては、重要文化財旧長崎英国領事館の保存活用計画の策定を行った。

2　文化財愛護活動

(1)　文化財愛護団体の活動

本市は、他都市にみられない歴史と伝統を持った都市であり、貴重な文化遺産が数多く残されている。

これらの文化遺産について市民の理解を深め、郷土愛の心を育てようと、文化財愛護団体が種々の活動を実施している。

現在、市内の自治会、高等学校などの愛護団体がおおむね次表のような活動を続けている。

種別	団　体　名	活　動　状　況
その他	長崎女子商業高等学校生徒会	年3回市内各所の文化財の清掃奉仕作業を実施している。
	文化財サポーター	市内各所の文化財の整備・維持活動を行っている。

(2)　その他の活動

ア　文化財保護強化週間の実施……11月1日から1週間

イ　文化財防火デーに伴う防火訓練・予防査察の実施……1月26日を中心に数日間

ウ　文化財施設の消防訓練の実施……年2～3回

エ　文化財サポーターの活動……指定文化財の清掃、現況調査、延べ活動人数34人

3　伝統文化の保護・継承

(1)　長崎郷土芸能大会

本市には、古くから住民が豊かに生きる心のよりどころとして、それぞれの地域に育まれてきた民俗芸能が数多く残されている。このように貴重な文化遺産である民俗芸能を保存継承していくために、昭和50年2月長崎郷土芸能保存協議会を設立した。

現在、この協議会には市内各地区から46団体が加盟しており（下表参照）、毎年加盟団体から概ね5団体が本協議会が主催する「長崎郷土芸能大会」に出演している。

計	中　央	東長崎	茂　木	小ケ倉	土井首	深　堀	西浦上	式　見	三　重	野母崎	高　島	三　和
46	3	12	3	1	2	1	3	8	8	3	1	1

令和7年度は、「みんなでつなごう 長崎の伝統芸能」と題し、第48　回大会を開催した。加盟団体からは、蠣道浮立保存会、間之瀬狂言保存会、高島鼓郷塾、十善寺龍踊会、特別出演の希望が丘高等特別支援学校和太鼓部、瑞宝太鼓の計6団体に出演していただいた。

4　長崎市文化財一覧

（令和８年７月現在）

指定区分		件数
国指定（49）	国宝	3
	重要文化財	33
	重要有形民俗文化財	1
	重要無形民俗文化財	1
	史跡	9
	天然記念物	2
国認定（4）	旧重要美術品	4
国選定（3）	重要伝統的建造物群保存地区	2
	重要文化的景観	1
県指定（70）	有形文化財	36
	有形民俗文化財	1
	無形文化財	2
	無形民俗文化財	5
	史跡	13
	名勝	1
	天然記念物	12
市指定（130）	有形文化財	52
	有形民俗文化財	7
	無形民俗文化財	7
	史跡	41
	名勝	1
	天然記念物	22
計		256
国選択無形文化財		1
国選択無形民俗文化財		4
登録有形文化財		31
登録記念物		1

5　文化施設

(1)　長崎歴史文化博物館（所在地：長崎市立山１丁目１番１号）

長崎の歴史及び文化に関する資料の保存、収集及び展示を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究を行うとともに、長崎の歴史及び文化に関する情報及び交流の場を提供し、学術及び文化の発展に寄与する博物館として、平成 17 年 11 月 3 日に開館した。

長崎の歴史の流れを一覧できる施設であり、旧県立美術博物館、県立図書館、旧市立博物館の資料を所蔵・展示している。

運営は指定管理者制度を導入し、県と市の共同で運営を行うもので、県市の運営費負担割合は 1：1 である。

展示内容については、平成 24 年 4 月にリニューアルした長崎の近世海外史をテーマとする「歴史文

化展示ゾーン」、復元された長崎奉行立山役所での関係展示及び寸劇などによる情景再現を行っている「長崎奉行所ゾーン」、大規模な全国巡回展や、長崎ならではの企画展を行う「企画展示ゾーン」などで構成されている。

○　開館時間　　午前8時30分～午後7時（12月～3月は午後6時まで）

○　休 館 日　　毎月第1・第3月曜日（祝日の場合は翌日）

○　観 覧 料（常設展）

	個　人	団体(15名以上)
大人	630円	500円
小・中・高校生	310円	250円

※長崎県内在住の小・中学生は無料

○　敷地面積　　14,413㎡

○　延床面積　　13,309㎡（駐車場2,581㎡を含む）

○　主要施設等　常設展示室、企画展示室、長崎奉行所復元展示室、リファレンスルーム、ホール、体験工房、レストラン、ミュージアムショップ、駐車場ほか

○　指定管理者　株式会社　乃村工藝社（東京都港区台場2丁目3番4号）

　　指定の期間　令和4年4月1日～令和10年3月31日

○　入館者数　　276,678人（令和7年度）

(2)　シーボルト記念館（所在地：長崎市鳴滝2丁目7番40号）

日本の近代化に貢献したフィリップ・フランツ・フォン・シーボルトを顕彰するために、市制施行100周年記念事業の一つとして平成元年10月1日に開館した。学校教育及び社会教育のための利用に供するほか、諸外国との交流をとおして国際親善をはかることも目的とする。

○　施設概要　　建物の外観は、オランダ・ライデン市にあるシーボルト旧宅を模したもので、1階にロビー・ホール・事務室等を配し、2・3階が展示室となっている。

　　延床面積約861.5㎡。

○　事業概要　　常設展のほか、企画展（年に1回）の開催などを実施している。

○　開館時間　　午前9時～午後5時

○　休 館 日　　毎週月曜日（祝日を除く）、12月29日～翌年1月3日

○　入 館 料　　常設展示　個人…一般　210円、小・中・高校生　100円

○　収蔵資料　　約4,400点【うち、重要文化財19件（44点）、旧重要美術品6件（10点、寄託含む）】

○　入館者数　6,175人（令和7年度）

(3)　長崎市歴史民俗資料館（所在地：長崎市平野町7番8号）

本市には、海外文化の影響を受け、市民生活の中に溶けこんで今日まで伝承されている風俗習慣や年中行事などの民俗資料をはじめ、長崎特有の歴史資料が数多く残されている。

これらの歴史・民俗資料を収集・保存し、あわせてこれらの調査研究を行い、市民の文化的教養の向上に資することを目的として、昭和53年6月に本館が旧香港上海銀行長崎支店、分館が旧長崎税関下り松派出所に設置された。本館は、昭和64年1月5日、国指定史跡出島和蘭商館内旧出島神学校へ移転した。

本館・分館とも平成 9 年 4 月から休館していたが、上銭座町（旧児童科学館跡）に移転統合の上、同年 8 月 1 日から一般公開し、平成 18 年 4 月 1 日に現在地である平和会館に移転している。

平成 25 年 10 月 25 日には、旧香港上海銀行長崎支店に展示されていた頓珍漢人形を移設し、常設展示している。また、平成 26 年 11 月 4 日から平成 27 年 4 月 20 日までの間、平和会館耐震補強工事に伴い休館し、平成 27 年 4 月 21 日に運営を再開した。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎週月曜日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　無料

○　入館者数　　18,941 人（令和 7 年度）

(4)　長崎市野口彌太郎記念美術館（所在地：長崎市大浦町 1 番 37 号　）

日本の近代洋画史に輝かしい足跡と長崎を題材にした数多くの優れた作品を残し、本県にゆかりの深い故野口彌太郎の作品を展示した記念美術館として平成 5 年 4 月 28 日開館した。

戦前の作品「フレンチカンカン」、長崎を題材とした大作「長崎の風」をはじめとする油絵から習作的なデッサンの小品に至るまで幅広く収蔵しており、定期的に展示替えを行い野口画伯の画業を見渡せるものとなっている。平成 19 年 4 月 1 日から、旧長崎英国領事館の保存修理工事のため、平和会館に仮移転していたが、保存修理工事の完了により令和8年1月30日から同館2階での展示を再開した。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　個人…一般　700 円、小・中・高校生　350 円

○　入館者数　　1,614 人（令和 7 年度）

○　収蔵作品　　油絵、水彩、デッサン、リトグラフ、パステル等 341 点

（このうち、約 20 点を展示している。）

(5)　長崎市南山手地区町並み保存センター（所在地：長崎市南山手町 4 番 33 号）

伝統的建造物群保存地区の歴史的環境を守るとともに、町並み保存に対する認識と理解を深めてもらうために設置したもの。南山手居留地内に所在していた洋風住宅を移設復元し、平成 4 年 5 月に開館した。

建物は、内装、外観ともに質の高い洋風住宅で明治中期に英国人ウィルソン・ウォーカーにより建築されており、伝統的建造物に特定されている。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　無料

○　入館者数　　6,672 人（令和 7 年度）

○　展示資料　　ア　明治中期の長崎居留地模型（1／500）

イ　居留地時代の古写真（パネル展示）

ウ　町並みに関する資料

エ　ビデオによる居留地等に関する情報の提供

○会議室・研修室使用料　1 時間…310 円/室（冷暖房費込み）

(6)　長崎市東山手地区町並み保存センター（所在地：長崎市東山手町 6 番 25 号）

東山手地区は、南山手地区とともに、幕末から明治にかけて外国人居留地が形成された。これら居留地にある歴史的な遺産及び町並みを大切に保存し、その価値を十分に知ってもらうことを目的として平成 5 年 4 月に開館した。

建物は、東山手洋風住宅群（7 棟）の内の 1 棟。内外とも意匠・仕上げが質素で、外国人の社宅または賃貸住宅として明治中期に建てられた洋風住宅であり、市指定有形文化財及び伝統的建造物である。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　無料

○　入館者数　　9,827 人（令和 7 年度）

○　展示資料　　ア　居留地に関する古写真（パネル写真）

イ　ビデオによる居留地等に関する情報の提供

○会議室使用料　1 時間…310 円/室（冷暖房費込み）

(7)　長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館・長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム

（所在地：長崎市松が枝町 4 番 27 号）

南山手伝統的建造物群保存地区内に存し、市内の洋館として最大級のものであり、国の重要文化財に指定されている。

明治 37 年（1904 年）香港上海銀行長崎支店として建築され昭和 6 年（1931 年）に銀行閉鎖後は、警察署庁舎、歴史民俗資料館として昭和 63 年まで利用された。その後 4 年間の保存修理工事などを経て、平成 8 年 10 月に開館した。

平成 25 年 10 月から孫文・梅屋庄吉等常設展示整備と既存展示品のリニューアルの実施のため休館し、平成 26 年 4 月 26 日に長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアムを併設してリニューアルオープンした。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　毎月第 3 月曜日（祝日の場合は翌日）

○　入 館 料　　個人…一般　410 円、小・中学生及び高校生　200 円

※「長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館」と「長崎近代交流史と孫文・梅屋庄吉ミュージアム」の両方に入館する入館料。

○　入館者数　　8,895 人（令和 7 年度）

○　展示内容　　1 階　当時の銀行業務を物語る資料を展示（多目的ホールとしてコンサートや講演会などの利用に貸し出している。）

2 階　応接室、「孫文・梅屋庄吉と長崎」「長崎の華僑」をテーマに展示

3 階　「東山手・南山手の暮らし」「貿易港長崎の歴史」「上海航路と国際通信」「建築家下田菊太郎」のテーマによる展示

(8)　長崎市中の茶屋（所在地：長崎市中小島 1 丁目 4 番 2 号）

歴史的な価値を有する市指定史跡の中の茶屋を保存し、広く市民の観覧に供するとともに、清水崑画伯の美術作品等の展示などに活用し、市民の文化的向上に資することを目的として設置したもので、平成 13 年 11 月 1 日に開館した。

「長崎市中の茶屋」は、「清水崑展示館」、「庭園」の 2 つの施設からなる。

「清水崑展示館」は、長崎市出身のかっぱ絵で有名な清水崑画伯の遺族から寄贈を受けた作品を展示している。平成 24 年には清水崑画伯の生誕 100 周年を記念し、特別企画展「筆をかついで～かっぱと歩いた生涯～」を開催した。

また、「清水崑展示館」にある「茶室・和室」は、施設の雰囲気にあった茶会や句会などの催し物に使用することができ、有料で貸出しを行っている。

「庭園」は、往時の中の茶屋が偲ばれるもので、無料で公開している。

○　開場時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 場 日　　毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　個人…一般　210 円、小・中・高校生　100 円

○　入館者数　　2,461 人（令和 7 年度）

○　茶室・和室使用料　　1 時間…480 円(冷暖房費込み)

※利用者が入場者から入場料金を徴収する場合は 1 時間…960 円

○　収蔵作品　　屏風、掛軸、本、絵画、新聞等に掲載された作品の原画等 3,704 点

（清水崑展示館は上記のうち、約 50 点を展示している。）

(9)　長崎市南山手レストハウス（所在地：長崎市南山手町 7 番 5 号）

南山手伝統的建造物群保存地区内に存する南山手乙 27 番館（旧清水氏宅）を南山手レストハウスとして、平成 15 年 5 月 31 日に開館した。

南山手地区の斜行エレベータ及び垂直エレベータが併用されたことに伴い、グラバー園に近接している南山手乙 27 番館を市民や観光客が気軽に休憩できる施設として活用している。

建物は、幕末の元治元年（1864 年）から慶応元年（1865 年）に建てられたとされ、石造外壁を持つ初期居留地住宅で、テラスに木柱と石柱を併用しているという独特な特徴を持っており、伝統的建造物に特定されている。

なお、令和 9 年 3 月 31 日に用途廃止の予定である。

○　開館時間　　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　　12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　　無料

○　入館者数　　19,977 人（令和 7 年度）

○　施設概要　　休憩所

(10)　サント・ドミンゴ教会跡資料館（所在地：長崎市勝山町 30 番地 1）

桜町小学校校舎建設に先立つ発掘調査により出土したサント・ドミンゴ教会遺構ほかの一部顕在化と「花十字紋瓦」をはじめとするその当時の出土品をメインに、併せてその後の代官屋敷時代につい

て展示した資料館として平成16年3月27日に開館した。

○　開館時間　　午前9時～午後5時

○　休 館 日　　毎週月曜日、12月29日～翌年1月3日

○　入 館 料　　無料

○　入館者数　　4,392人（令和7年度）

○　展示資料　　ア　サント・ドミンゴ教会遺構ほか

イ　花十字紋瓦、メダイ、クルス（十字架）などの出土遺物

ウ　映像コーナー

(11)　出島（所在地：長崎市出島町6番1号）

第Ⅲ期事業として、銅蔵、組頭部屋など6棟が平成28年10月に復元された。これまでの第Ⅰ期・第Ⅱ期事業とあわせて、19世紀初頭のオランダ商館の復元建造物16棟と明治期の建造物等を公開している。平成29年11月には出島表門橋が完成した。令和5年度から第Ⅳ期事業に着手している。また、令和5年10月に高さ12mの旗竿を再現した。

○　開場時間　午前8時～午後9時

○　休 場 日　なし

○　入 場 料　一般1,100円、小・中・高校生550円

年間入場料　一般2,750円、小・中・高校生1,370円

○　入場者数　540,584人（令和7年度）

○　19世紀初頭のオランダ商館の復元建造物

第Ⅰ期復元整備事業は、平成12年3月に完成し、供用開始。

①料理部屋……商館員に提供する食事を調理していた料理部屋。川原慶賀筆「唐蘭館絵巻」（長崎歴史文化博物館蔵）の「調理室図」をもとに、室内を再現し、調理台、鍋及び桶等の調理道具を展示している。

②ヘトル部屋……商館長次席（ヘトル）の居宅。1階はミュージアムショップとトイレ、2階は料理体験室として活用している。

③一番船船頭部屋……オランダ船船長及び商館員の居宅。テーブルやベッドなどの家具や生活用品を展示し、ここに居住していた船長や商館員の居宅を再現している。

④一番蔵……輸入品の砂糖を保管する蔵。19世紀初頭のオランダ商館の建造物復元に至る過程について展示している。

⑤二番蔵（貿易館）……主に輸入品の蘇木（染料）を保管する倉庫であった蔵。「貿易と文化の交流」をテーマに、出島に出入りしたさまざまな貿易品を紹介している。

第Ⅱ期復元整備事業は、平成18年3月に完成し、4月から供用開始。

⑥水門……西洋と日本の文化・学術・貿易品が最初に出入りした象徴的な建物。

⑦カピタン部屋……商館長（カピタン）の事務所や居宅として使用されていた出島で最も大きな建物。日本の役人や大名などが出島を訪れたときに、接待の場所としても使用されていた。1階は出島の歴史や生活に関する展示、2階は商館長の生活の様子を再現している。

⑧乙名部屋……出島において日本側の貿易事務や管理を担当していた出島乙名が拠点とした建物。乙名の仕事の様子を紹介している。

⑨三番蔵……砂糖のほか、さまざまな輸入品が収められていた蔵。当時の倉庫の様子を再現している。

⑩拝礼筆者蘭人部屋（蘭学館）……帳簿などの筆記を行うオランダ人の書記の長が住んでいた建物。出島から入ってきた蘭学を紹介している。

第Ⅲ期復元整備事業は、平成 28 年 10 月に完成し、供用開始。

⑪十六番蔵…丁子が納められていた蔵。企画展示室と収蔵庫として活用している。

⑫筆者蘭人部屋…商館員の住居。出島が貿易や文化交流を通じて世界や日本各地とつながっていた様子を紹介している。

⑬十四番蔵…かつての砂糖蔵。蔵の下の発掘遺構や出島築造の様子、出島と長崎の町をつなぐ橋を紹介している。

⑭乙名詰所…表門から出入りする人を監視するための出島の管理者であった乙名の詰所。室内を彩る唐紙を紹介している。

⑮組頭部屋…乙名の補佐役（組頭）の名前がついているが、銅を計量したり、梱包したりしていた場所であり、展示室として活用している。

⑯銅蔵…出島の主要な輸出品である銅を保管していた建物。銅を通じて日本・世界がつながっていた歴史を映像で紹介している。

○　幕末、明治期の建物

①新石倉（総合案内所・出島シアター）……慶応元年に建てられた石造倉庫を復元。総合案内所及び映像を使ったガイダンス施設として活用している。

②旧石倉（考古館）……安政の開国後に建てられた石造倉庫の一部を復元。1 階は出島から出土した遺物を中心に展示、2 階は西洋陶器の展示を行っている。

③旧長崎内外クラブ……明治 36 年に長崎に在留する外国人と日本人の親交の場として建てられた。1 階はレストラン、2 階は展示室として活用している。

④旧出島神学校……日本に現存する最古のキリスト教新教の神学校の建物。1 階は展示室、2 階は図書室・会議室として活用している。

○　その他

出島表門橋は、平成 29 年 11 月に完成、供用開始。出島へのメイン入場口となっている。

表門は、市制百周年事業として、平成 2 年に完成。平成 29 年出島表門橋の供用開始後は、料金所として活用している。なお、江戸時代の表門の場所は、現在地より北側（川の中）に位置していた。

旗竿は、令和 5 年 10 月に再現。高さは 12m。オランダ国旗を掲揚するのは、オランダの記念日（祝祭日）・日本の記念日（祝祭日）・日本の休日（土日）・各国要人の出島訪問日・出島のイベント開催日・出島と関わりのあるイベント開催日の年間約 100 日である。

(12)　長崎市伊王島灯台記念館（所在地：長崎市伊王島町 1 丁目 3240 番地 1）

歴史的文化的な価値を有する伊王島灯台旧吏員退息所を保存し、かつ、広く市民の観覧に供すると

ともに、伊王島灯台の歴史及び灯台に関する資料を展示する施設として活用を図るため、昭和 63 年 3 月に開館した。

建物は、昭和 57 年に県の有形文化財に指定されている。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　毎週月曜日（休日の場合は、以後最初の休日でない日）
12 月 31 日～翌年 1 月 1 日

○　入 館 料　無料

○　入館者数　4,972 人（令和 7 年度）

○　展示内容　「遠見台場と伊王島」、「洋式灯台の変遷」、「伊王島灯台の歴史」、「光源の変遷と灯器類」、「明治灯台退息所と伊王島灯台退息所」、「伊王島灯台に関係ある人物及び文献」の 6 つのテーマで展示している。

(13)　長崎市高島石炭資料館（所在地：長崎市高島町 2706 番地 8）

高島は、石炭産業を唯一の基幹産業として明治、大正、昭和にわたって発展したが、国の石炭政策の変更等により、昭和 61 年 11 月に歴史と伝統のある三菱高島炭鉱は閉山した。

この石炭資料館は、旧高島炭鉱の歴史及び石炭に関する資料を保存・展示し、市民の観覧に供するため、昭和 63 年 9 月に開館した。

平成 24 年 4 月に 2 階の端島（軍艦島）コーナーの展示リニューアルを行った。

平成 27 年 4 月に 2 階に北渓井坑跡の展示コーナーを新たに設けた。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　無料

○　入館者数　60,270 人（令和 7 年度）

○　展示内容　外庭　端島（軍艦島）の模型
１階　高島炭鉱の歴史資料、高島炭鉱職員クラブ模型、炭坑機材機具類、石炭等映像コーナー、図書資料
２階　高島の民具、高島の地勢、端島（軍艦島）コーナー、北渓井坑跡コーナー

(14)　長崎市ド・ロ神父記念館（所在地：長崎市西出津町 2633 番地）

ド・ロ神父の遺品その他の資料を市民の観覧に供することにより、同氏の偉業及び遺徳を顕彰し、もって市民の文化の向上に資することを目的として、昭和 43 年 11 月に開館した。

建物は、明治 18 年にド・ロ神父の設計により鰯網工場として建設されたもので、ド・ロ神父が創設した旧出津救助院の施設の一つとして国の重要文化財に指定されている。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　一般 650 円、小・中・高校生 330 円
（外海歴史民俗資料館及びド・ロ神父記念館に入館できる共通入館券）

○　入館者数　13,929 人（令和 7 年度）

○　展示内容　ド・ロ神父の遺品等を展示している。

(15)　長崎市外海歴史民俗資料館（所在地：長崎市西出津町 2800 番地）

外海地区には、先史時代の遺跡や中世の神浦氏の歴史、近世の大村・佐賀両藩の支配下におけるキリシタンの特徴ある歴史・文化など、祖先が残してくれた貴重な資料が豊富にみられる。

これらの歴史・民俗資料を収集・保存・展示し、あわせてこれらの調査研究を行い、市民の文化財についての知識と理解を深めることを目的として、昭和 54 年 7 月に開館した。

平成 28 年 7 月には、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産を紹介するインフォメーションを設置した。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　一般 650 円、小・中・高校生 330 円

（外海歴史民俗資料館及びド・ロ神父記念館に入館できる共通入館券）

○　入館者数　9,671 人（令和 7 年度）

○　展示内容　外海地区の歴史、民俗資料を豊富に展示する。古代から現代までの歴史や昔の生活やくらし、産業に関わる資料を展示している。

(16)　長崎市亀山社中記念館（所在地：長崎市伊良林 2 丁目 7 番 24 号）

坂本龍馬ら幕末の志士によって結成された日本初の貿易商社「亀山社中」、その跡地にある建物を幕末当時により近い形で改修し、広く市民の観覧に供するとともに、亀山社中に関する資料を展示する施設として、平成 21 年 8 月に開館した。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　な　し

○　入 館 料　個人…一般 650 円、小・中学生及び高校生 320 円

○　入館者数　39,123 人（令和 7 年度）

○　展示内容　坂本龍馬が身に付けていたピストル、刀等のレプリカや海援隊等に関わる資料を展示している。

(17)　長崎市心田庵(所在地：長崎市片淵 2 丁目 18 番 18 号)

何兆晋(がちょうしん)が長崎市片淵郷(現在の片淵 2 丁目)に建てた別荘を始まりとし、江戸時代からの由緒をもつ庭園と、和風建築物からなる。何兆晋は、寛永 5 年(1628)長崎に来た住宅唐人・何高材の長男で、万治元年(1658)に唐小通事となった。父・高材とともに長崎の清水寺本堂(国指定重要文化財)を寄進したことでも知られる。建物等は多くの手が加えられているが、景観及び雰囲気は損なわない状態で保たれている。

平成 25 年 2 月に長崎市の史跡に指定された。

※令和 3 年度より施設整備のため休場していたが、令和 8 年度より施設の貸し出しを再開。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 場 料　一般 650 円、小・中・高校生 330 円　※一般公開時のみ

○　使 用 料　貸館（1 時間につき）：1,530 円(冷暖房費込み)

※利用者が入場者から入場料金を徴収する場合：3,060 円

茶道具（1 時間につき）：350 円

○　施設概要　建物及び池泉回遊式の庭園で構成。茶会や撮影等で利用可能。

(18)　長崎（小島）養生所跡資料館（所在地：長崎市西小島 1 丁目 8 番 15 号）

長崎（小島）養生所は、長崎海軍伝習所の教官として来日したポンペ・ファン・メールデルフォールトの願いにより、1861 年（文久元）に開設された我が国最初の近代西洋式病院である。長崎市は、仁田佐古小学校校舎建設に先立つ発掘調査で、石垣・玉砂利などの遺構や遺物が検出され、長崎（小島）養生所跡跡として、平成 29 年 6 月に市の史跡に指定された。検出した遺構の一部や出土遺物のほか、医学・医療に関する資料を展示し、養生所の歴史的価値やポンペの功績などについて発信する資料館を令和 2 年 4 月 6 日に開館した。

○　開館時間　午前 9 時～午後 5 時

○　休 館 日　毎週月曜日（祝日を除く）、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

○　入 館 料　無料

○　入館者数　1,878 人（令和 7 年度）

○　展示内容　１　長崎（小島）養生所の建設

２　ポンペの医学教育

３　日本の近代医学・医療の発展

４　小島養生所跡の保存・活用

２つの世界遺産

長崎市は平成 27 年に世界遺産登録された「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」に続き、平成 30 年に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録されたことにより、日本で初めて「２つの世界遺産があるまち」となった。

１　構成資産の保全と受け入れ態勢の充実

(1)　「産業革命遺産」は、端島炭坑等の構成資産を適切に保存管理するため、調査や整備を実施するとともに、関係自治体と連携して周知啓発等を行い世界遺産価値の理解促進を進める。

(2)　「潜伏キリシタン関連遺産」は、構成資産及び重要文化的景観「長崎市外海の石積集落景観」の重要な構成要素を適切に保存管理するため、調査や整備を行う。また、便益施設や歩行者ルートの整備等により来訪者の受入態勢の充実を図るとともに、周知啓発を図る。

２　市民と協働するための体制づくり

世界遺産の価値の理解促進を市民と協働して進めていく体制を構築し、「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」ともに市民ガイドの育成などの取り組みを推進する。

３　世界遺産価値の理解促進

市民や来訪者に対して、構成資産の世界遺産価値の理解促進を進める。

(1)　ガイドブック、パンフレットの作成（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）

(2)　情報通信技術を活用した解説システムを含むガイダンス施設の展示内容整備（「産業革命遺産」）

(3)　出前講座等への職員派遣（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）

(4)　ポスター、パネルの掲示（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）

(5)　周知啓発用グッズの作成等（「産業革命遺産」、「潜伏キリシタン関連遺産」）

４　国及び関係県市町及び関係機関との連携

構成資産の保存活用のため、国、関係県市町及び関係機関と連携して取り組む。

(1)　「明治日本の産業革命遺産　製鉄・製鋼、造船、石炭産業」

ア　「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会

イ　「明治日本の産業革命遺産」保全委員会

ウ　長崎地区管理保全協議会

エ　産業遺産国民会議　等

(2)　「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」

ア　「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」世界遺産保存活用協議会

イ　長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産インフォメーションセンター

ウ　全国文化的景観地区連絡協議会

長 崎 学 調 査 研 究

1　長崎学とは

長崎学とは、長崎港を中心に発展してきた長崎市域を出発点とする、長崎の歴史や文化に関する学問・研究のことである。現在に至るまで、大学、博物館、郷土史研究団体を中心に、数多くの研究が発表・蓄積されてきた。

2　長崎学の課題と展望

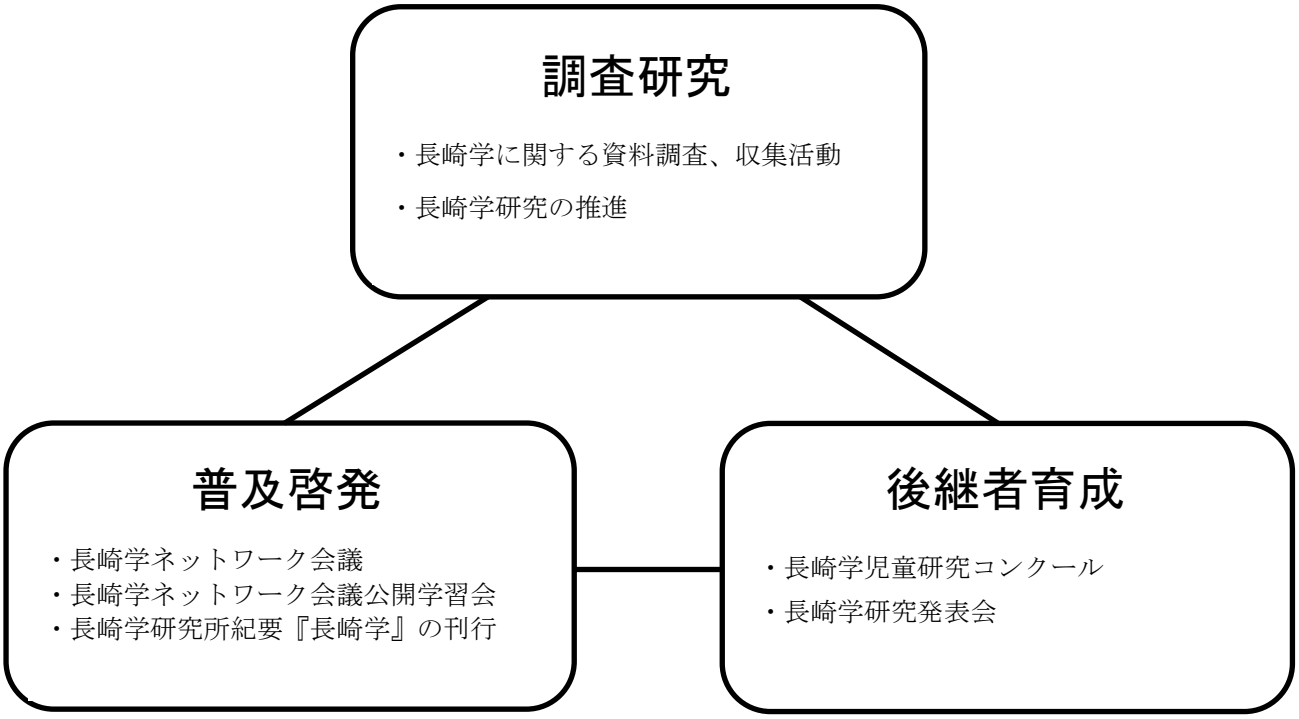
近年、長崎を研究テーマとする研究者の減少や、長崎学の普及啓発を市民レベルで支えてきた郷土史研究団体の高齢化が進んでいる状況にあって、長崎学研究の推進と担い手となる後継者の育成が、取り組むべき喫緊の課題となっている。

長崎学研究所では、長崎学にかかる調査研究、普及啓発、後継者の育成に努め、その成果を市内外に発信することで、長崎学の特殊性・重要性を高め、研究の裾野を広げることを目的として各種事業を行っている。

3　長崎学研究所の目的

長崎学の調査研究、普及啓発及び後継者の育成

4　長崎学研究所の主要事業



(1) 調査研究

ア　長崎学に関する資料調査、収集活動

長崎学に関連する資料が収蔵されている大学や博物館施設での資料調査や、研究資料の収集を行うことにより、市民をはじめ広く研究者へ長崎学情報を提供する。

イ　長崎学研究の推進

長崎学に関する資料に基づく研究を行うとともに、市民や関係機関の研究を支援することにより、長崎学の研究活動を推進する。

(2) 普及啓発

ア　長崎学ネットワーク会議

長崎学研究所を拠点として大学、博物館、郷土史研究団体、長崎県により組織された長崎学ネットワーク会議の運営を行う。また、各団体間の連携と協働を目的として、２か月に１回理事会を開催する。

イ　長崎学ネットワーク会議公開学習会

長崎学ネットワーク会議団体の理事、会員をはじめとして、広く市民を対象に、長崎学ネットワーク会議公開学習会を開催する。長崎学に関連する調査研究を行っている研究者を市内外から講師として招聘し、最新の成果を市民に報告・還元する機会を設ける。

ウ　長崎学研究所紀要『長崎学』の刊行

長崎学研究所による研究成果を発信するために、年に１回、論文集として長崎学研究所紀要『長崎学』を刊行する。長崎学研究所職員をはじめ、外部の研究者等による寄稿論文や長崎学関連の資料紹介等を掲載する。

(3) 後継者の育成

ア　長崎学児童研究コンクール

長崎の歴史や文化に関心を持ち、将来の長崎学研究の担い手となる人材を育てるため、市内の児童を対象に、長崎学児童研究コンクールを開催する。長崎の歴史、文化、芸術等の分野からテーマを選択し、それぞれの研究成果について、長崎学研究所にて発信・評価する。

イ　長崎学研究発表会

長崎学研究所職員及び長崎学ネットワーク会議所属団体等の、主に若手研究者の成果発表の場とするとともに、市民に幅広く参加を募り、長崎学研究に対する興味関心を喚起することを目的として、年１回、長崎学研究発表会を行う。

水　　産　　業

1　概　　況

長崎漁港は、東シナ海及び黄海を主漁場とする以西底びき網漁業、大中型まき網漁業の基地として発展し、我が国有数の水産基地（特定第三種漁港）として、令和 7 年の水揚金額は、全国主要漁港の中で第 3 位、水揚数量でも第 5 位と上位にランクしている。

近海・沿岸・養殖漁業も盛んで、またそれに関連して伝統的に行われている水産加工業、その他水産関連産業も発展しており、水産業は本市の基幹産業の一つとなっている。

しかし、漁業用資材等の高騰、漁業就業者の減少及び高齢化等、水産業全般について多くの問題を抱えており、水産業を取り巻く環境はなお厳しい情勢にある。そこで、本市では各問題に対応すべき事業を積極的に推進することにより、水産業の振興を図っている。

2　長崎魚市場の水揚高

(1)　業態別水揚数量（トン）

区　　分	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
底　び　き　物	2,616	2,485	2,812
ま　き　網　物	51,836	55,284	50,297
近　　海　　物	8,384	8,463	7,836
冷　　凍　　物	47,235	52,558	50,354
合　　計	110,071	118,790	111,299

(2)　業態別水揚数量及び生産者直送と長崎魚市取扱高（令和 7 年）

区　分	入港隻数（隻）	生産者直送（トン）	前年比（%）	長崎魚市取扱（トン）	前年比（%）	総　　計（トン）	前年比（%）
底びき物	292	354	108	2,458	114	2,812	113
まき網物	1,900	0	－	50,297	91	50,297	91
近 海 物	1,473	647	95	7,189	92	7,836	93
冷 凍 物	―	518	108	49,836	96	50,354	96
合　　計	3,665	1,519	102	109,780	94	111,299	94

(3)　最近 3 か年の水揚数量と販売金額

区分／年	生産者直送		長崎魚市取扱		合　　計	
	数　　量（トン）	販売金額（万円）	数　　量（トン）	販売金額（万円）	数　　量（トン）	販売金額（万円）
R5	1,626	166,122	108,445	3,195,594	110,071	3,361,716
R6	1,488	151,525	117,302	3,075,578	118,790	3,227,103
R7	1,519	155,430	109,780	3,193,849	111,299	3,349,279

(4)　長崎魚市取扱業態別の区分

（令和 7 年）

区　　分	魚　　類	数量（トン）	全体比(%)	金額（万円）	全体比(%)
底 び き 物	レンコダイ、タイ、 アカムツ、スルメイカ等	2,458	2	103,210	3
ま き 網 物	アジ、サバ、ブリ、イワシ、 キビナ等	50,297	46	790,018	25
近　海　物	タイ、ブリ、ヒラメ、 カツオ、タチ等	7,189	7	859,916	27
冷　凍　物	エビ、サケ、カニ、カレイ等	49,836	45	1,440,705	45
合　　計		109,780	100	3,193,849	100

3　漁業形態

本市における主な漁業は、以西底びき網漁業、大中型まき網漁業の沖合漁業及び沿岸漁業で、その概要は次のとおりである。（水揚量：属人）

(1)　沖合漁業

この漁業は、以西底びき網、大中型まき網などで、概ね 99 トン型又はそれ以上の船をもって、東シナ海・黄海等で操業する。水揚魚種としては、ブリ、サバ、アジ、イワシ等が多く、令和 4 年の水揚量は、合わせて約 1.8 万トンである。

(2)　沿岸漁業

この漁業は、一本釣、はえ縄、小型底びき網、まき網、刺網、魚類養殖などで、概ね 5 トン未満の船をもって橘湾、西彼及び大村湾の沿岸で操業する。水揚魚種としてはアジ、イワシ、サバ、フグ、タチウオ、タイ類等が多く、令和 5 年の水揚量は約 2.5 万トンである。

4　水産業振興対策

(1)　高品質な水産物の適正かつ効率的な生産・流通

ア　安全・安心で安定的に水産物を生産・供給できる環境づくり

・新規就業者の確保、意欲ある漁業者の育成

・漁港施設の計画的な整備

・藻場の保全

・陸上養殖の推進

イ　災害に強く、生産性・収益性の高い経営体の育成

・漁業者と連携した赤潮の防除体制の強化

・先端技術を活用したスマート水産業の推進

ウ　水産センターでの技術開発試験を活かした高品質な水産物の生産・流通体制づくり

・養殖業における新魚種開発

・放流効果を高めるための放流手法の改良

(2) 市場競争力強化の支援

ア 交流人口の拡大に伴う消費拡大

・漁業者や飲食事業者、宿泊事業者、ＤＭＯなどの多様な主体と連携による、新たな食のコンテンツの造成及び長崎の強みを活かした地場産品の認知度向上

イ 新たな顧客の獲得と域外への販路拡大

・地元水産物や加工品等の高付加価値化や販売力強化の支援

・ふるさと納税制度の活用や効果的なＰＲ等の支援

５ 水産施設

(1) 水産センター

ア 施設の概要

（ア）場　　所　長崎市牧島町 1619 番地

（イ）開　　設　昭和 49 年 4 月 1 日

（ウ）敷地面積　13,548.1㎡

（エ）総事業費　22 億 9,854 万円

（オ）主な施設の整備概要

年　度	施　設　名	規　　模　・　構　　造
昭和 48	魚類生産・餌料培養棟	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造 200ｔ×6 面、70ｔ×5 面、80ｔ×1 面他
昭和 53	管　理　・　研　修　棟	鉄筋コンクリート造 3 階建 683.5㎡、2･3 階は旧漁民研修所（現センター)
昭和 54	海水自動ろ過施設	鉄筋コンクリート造　110ｔ／h×2 基
昭和 56	甲　殻　類　生　産　棟	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造 100ｔ×4 面、42ｔ×5 面他
	ア　ワ　ビ　生　産　棟	鉄骨造 6ｔ×9 面、3ｔ×3 面、5ｔ×1 面 他
	取　　水　　施　　設	取水桟橋 L=42.3m、W=2.0m、水中ポンプ 15ｋW×1 台、7.5ｋW×2 台
昭和 61	管理人舎・作業員控室	木造 2 階建 108.3㎡
昭和 62	ウ　ニ　生　産　水　槽	ＦＲＰ製 5ｔ×20 面他
	餌　料　培　養　水　槽	ＦＲＰ製 60ｔ×6 面、30ｔ×8 面 他
	調　　餌　　棟	鉄骨造モイストペレット製造施設（調餌施設)、冷凍冷蔵庫他
平成 7	浮　　桟　　橋	ＦＲＰ被覆鋼製（8.0×4.0m）×1 基、連絡橋（15.0×1.6m）×1 基
平成 8	ウ　ニ　生　産　棟	鉄骨造一部 2 階建　4ｔ×10 面、45ｔ×5 面、恒温培養室
平成 9	ろ　過　機　械　棟	鉄筋コンクリート造 3 階建　360ｔ／h、取水施設：1 式、ボイラー他
平成 10	魚類生産・餌料培養棟	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造一部 2 階建 75ｔ×8 面、50ｔ×8 面 他
平成 11	親　魚　生　産　棟	鉄筋コンクリート造 2 階建 50ｔ×4 面、4ｔ×3 面 他
	一　次　ろ　過　施　設	ＦＲＰ製 120ｔ／h×3 基
	飼　育　管　理　船	ＦＲＰ製 4.9ｔ、80 馬力

年　度	施　設　名	規　　模　・　構　　造
他	海　　面　　筏	魚類：10.0×10.0m×5 台 作業筏：5.0×5.0m×1 台　網洗筏：10.0×10.0m×1 台 養殖試験筏：10.0×5.0m×1 台

イ　種苗分譲計画　　（令和 8 年度）

魚種／項目	クマエビ	ガ　ザ　ミ	イワガキ 養殖用	シマアジ
数量及び規格	放流用 70 万尾 体長　30mm	放流用 20 万尾 甲幅長　10mm	養殖用 1.3 万枚(種板)	養殖用 3 万尾 全長　70mm

ウ　水産技術試験研究

水産業における収益向上などを目的とした、水産種苗放流効果調査や養殖用新魚種養殖試験・開発等を行う。

(2)　長崎市クルマエビ幼稚仔保育場

ア　施設の概要

（ア）場　　所　　長崎市飯香浦町地先

（イ）開　　設　　昭和 52 年 4 月 1 日

（ウ）干潟面積　　4,877m^2

（エ）総事業費　　3 億 4,999 万円

（オ）エビ類等の中間育成試験

農　　業

本市の農業は、都市をとりまく都市近郊型農業で多岐にわたる品目が生産されており、総農家は、平成27年（2015年農林業センサス（2,947戸））と10年後の令和7年（2025年農林業センサス（1,645戸））とを比較すると、1,302戸（約44.2%）減少している。また市町村合併により、農業地域は増加したものの、全体的には、経営規模の小さい農家が多く、農業従事者の高齢化、担い手の不足により、農家戸数が減少している。

1　規　　模

(1)　農家戸数

区　　分		総　数	主副業別販売農家　※2				自給的農家
			計	主業農家	準主業農家	副業的農家	
長崎市全体	戸数(戸)	1,645	626	177	45	404	1,019
	構成比(%)	100.0	38.1	10.8	2.7	24.6	61.9

※1　2025年農林業センサスによる。

※2　主業農家　：農業収入 〉農外収入　かつ65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家
準主業農家：農業収入〈 農外収入　かつ65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家
副業的農家：65歳未満の農業従事60日以上の者がいない農家

(2)　経営耕地面積

区　　分		計	田	畑	樹　園　地
長崎市全体	面　積(ha)	418	58	124	236
	構成比(%)	100.0	13.9	29.7	56.4

※ 2025年農林業センサスによる。自給的農家を除く販売農家のみ。

(3)　主要作物の生産状況

○主な果樹の生産状況

	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	伸び率 (2025年/2015年)
	作付農家数	作付農家数	作付農家数	
びわ	577経営体	412経営体	287経営体	49.7%
みかん	360経営体	236経営体	158経営体	43.9%
もも	34経営体	15経営体	12経営体	35.3%

果樹全般栽培面積	435ha	—	218	50.1%

資料：農林業センサス

○普通作物の生産状況

	令和2年(2020年)		令和7年(2025年)		伸び率	
	作付農家数(経営体)	栽培面積(ha)	作付農家数(経営体)	栽培面積(ha)	作付農家数(%)	栽培面積(%)
米	147	63	93	43	63.3	68.3

資料：農林業センサス

○かんしょの生産状況

	令和2年(2020年)		令和7年(2025年)		伸び率	
	作付農家数(経営体)	栽培面積(ha)	作付農家数(経営体)	栽培面積(ha)	作付農家数(%)	栽培面積(%)
かんしょ	49	3	35	2	71.4	66.7

資料：農林業センサス

○野菜の生産状況

	平成27年(2015年)	令和2年(2020年)	令和7年(2025年)	伸び率(2025年/2015年)
	作付農家数(経営体)	作付農家数(経営体)	作付農家数(経営体)	作付農家数(%)
いちご	87	73	42	48.3
ばれいしょ	146	70	45	30.8
ほうれんそう	187	104	45	24.1
ねぎ	131	77	35	26.7
たまねぎ	185	72	43	23.2
すいか	49	27	19	38.8
トマト	92	45	24	26.1
さといも	135	78	42	31.1
きゅうり	144	72	37	25.7
なす	135	62	31	23.0
にんじん	64	36	9	14.1

資料：農林業センサス

○花きの生産状況

	平成 27 年 (2015 年)		令和 2 年 (2020 年)		令和 7 年 (2025 年)		伸び率 (2025 年/2015 年)	
	作付 農家数 (経営体)	作付 面積 (ha)	作付 農家数 (経営体)	作付 面積 (ha)	作付 農家数 (経営 体)	作付 面積 (ha)	作付 農家数 (%)	作付 面積 (%)
【切り花】 主な品目 キク トルコギキョウ ユリ 水仙	206	58	156	52	82	29	39.8	50.0

資料：農林業センサス

○畜産の生産状況

	令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
	飼　養 戸　数	飼　養 頭羽数	飼　養 戸　数	飼　養 頭羽数	飼　養 戸　数	飼　養 頭羽数	飼　養 戸　数	飼　養 頭羽数
肉 用 牛	20 戸	3,567 頭	21 戸	3,676 頭	21 戸	3,440 頭	18 戸	3,227 頭
乳 用 牛	1 戸	43 頭	0 戸	0 頭	0 戸	0 頭	0 戸	0 頭
豚	4 戸	3,567 頭	4 戸	3,606 頭	4 戸	3,306 頭	4 戸	3,601 頭
鶏　　卵	1 戸	1,600 羽	1 戸	1,800 羽	1 戸	1,500 羽	1 戸	1,500 羽
ブロイラー	3 戸	370,000 羽	3 戸	378,000 羽	3 戸	372,000 羽	3 戸	369,000 羽

資料：長崎県家畜・家きん飼養頭羽数等調べ

２　農産物販売金額

農産物販売金額（ＪＡ・市場・直売所等）の推移

（単位：千円）

調査先／区分	令和４年度	令和５年度	伸び率Ｒ４→Ｒ５	令和６年度	伸び率Ｒ５→Ｒ６	令和７年度	伸び率Ｒ６→Ｒ７	備考
農産物販売額	5,157,609	4,832,285	93.7%	5,137,490	106.3%	4,957,317	96.5%	
長崎市中央卸売市場	564,461	572,329	101.4%	807,900	141.2%	692,030	85.7%	
野菜	113,817	121,340	106.6%	180,833	149.0%	177,949	98.4%	
果実	450,644	450,989	100.1%	627,067	139.0%	514,081	82.0%	
農協系統（農産物）	1,835,411	1,647,419	89.8%	1,678,762	101.9%	1,723,533	102.7%	
果実類	766,087	598,343	78.1%	719,556	120.3%	737,839	102.5%	
温州みかん	122,107	105,029	86.0%	87,978	83.8%	159,882	181.7%	
ハウスみかん	0	0	－	0	－	0	－	
露地びわ	318,339	183,676	57.7%	326,477	177.7%	275,681	84.4%	長崎西彼農協
ハウスびわ	229,332	224,436	97.9%	227,577	101.4%	210,431	92.5%	
ハウスもも	11,397	11,894	104.4%	9,880	83.1%	12,403	125.5%	
その他果実	84,911	73,307	86.3%	67,643	92.3%	79,441	117.4%	中晩柑、ぶどう、いちじく
野菜類	830,600	810,352	97.6%	746,285	92.1%	801,427	107.4%	
いちご	698,027	686,438	98.3%	605,307	88.2%	679,305	112.2%	
アスパラガス	66,346	67,014	101.0%	69,608	103.9%	63,965	91.9%	
トマト	31,760	28,245	88.9%	29,538	104.6%	15,841	53.6%	
その他野菜	34,467	28,655	83.1%	41,832	146.0%	42,316	101.2%	生姜、すいか、かぼちゃ、ブロッコリー
花き類	238,724	238,724	100.0%	212,921	89.2%	184,267	86.5%	
農協系統（畜産物）	2,268,153	2,161,256	95.3%	2,212,431	102.4%	2,161,399	97.7%	
肉用牛の部	2,140,140	2,098,927	98.1%	2,142,106	102.1%	2,102,246	98.1%	●長崎西彼農協 ●開拓ながさき農協
子牛	72,033	20,351	28.3%	24,431	120.0%	12,835	52.5%	
乳用牛の部	12,565	0	0.0%	0	－	0	－	ながさき県酪農協 R4.11廃業
豚	43,415	41,978	96.7%	45,894	109.3%	46,318	100.9%	長崎西彼農協
農協系統直売所	324,504	311,360	95.9%	306,105	98.3%	265,485	86.7%	
果実類	70,816	69,505	98.1%	74,360	107.0%	67,004	90.1%	●びわっちファーム ●東長崎ふれあい市（東長崎・新大工・住吉） ●夕陽が丘そとめ
葉菜類	27,092	25,140	92.8%	25,160	100.1%	19,810	78.7%	
果菜類	35,135	33,779	96.1%	32,797	97.1%	29,087	88.7%	
豆類	7,977	7,393	92.7%	5,644	76.3%	5,508	97.6%	
根菜類	18,113	15,250	84.2%	16,617	109.0%	15,655	94.2%	
いも類	12,843	11,477	89.4%	10,062	87.7%	9,701	96.4%	
穀類	3,175	3,819	120.3%	6,544	171.4%	5,828	89.1%	
花卉類	131,355	129,942	98.9%	125,741	96.8%	105,335	83.8%	
林産物類	12,689	10,240	80.7%	5,455	53.3%	4,683	85.8%	
たまご類	5,309	4,815	90.7%	3,725	77.4%	2,874	77.2%	
長崎花市場	165,080	139,921	84.8%	132,292	94.5%	114,870	86.8%	

※長崎市中央卸売市場、農協系統（農産物、畜産物、直売所）、長崎花市場の取扱高又は販売実績資料による。

※取扱高（または販売実績）のうち、長崎花市場は税抜き（商品の取り扱い上、税込みによる集計が困難であるため）、そのほかについては税込みによる。

3　農業振興対策

(1)　安心して農業を営む人・産地の育成

ア　産地の効率性や収益性の向上

・生産基盤の強化やスマート農業技術の導入支援

・集落の実情に応じた土地基盤整備の推進

イ　新規就業者の確保及び意欲ある農業者の育成

・就農初期の経営サポートや施設整備の支援

ウ　耕作条件の悪い農地の改善や老朽化した農道・水利施設等の機能保全

・営農環境の改善に向けた地域活動への支援

・小規模水利施設の補修支援や農道の維持・管理等

エ　地域ぐるみの有害鳥獣対策の強化

・地域の農業者や自治会との連携による「防護」・「捕獲」・「棲み分け」の３対策の推進

(2)　市場競争力強化の支援

ア　交流人口の拡大に伴う消費拡大

・農業者や飲食事業者、宿泊事業者、ＤＭＯなどの多様な主体との連携による、長崎の強みを活かした地場産品の認知度向上

イ　新たな顧客の獲得と域外への販路拡大

・地元農産物や加工品等の高付加価値化や販売力強化の支援

・ふるさと納税制度の活用や効果的なＰＲ等の支援

4　主な品目別の振興

(1)　果　　樹

日本一のびわ産地の継続をめざし、大玉で食味に優れる優良品種「なつたより」の生産を推進している。また、作業の省力化及び安定的な生産と収益を得るため、省力化資材の導入、農業用ドローンによる樹園地防除、ハウスの長寿命化等を推進する。

また、みかんや中晩柑等は、資材の導入及び優良品種への転換による高品質果実生産を推進するとともに、「ゆうこう」等歴史のある果実の消費拡大や加工品開発に向けた取組みを促し、生産地域の活性化を図る。

(2)　野　　菜

いちご、アスパラガス、ミニトマトを中心とした野菜の生産振興と出荷とともに、一部地域で生産されている伝統野菜の活用促進を図る。

また、都市型農業での野菜の農産物直売所及び地元市場等への、計画的な野菜の生産、出荷を促す。

(3)　花き、花木（植木を含む）

生産組織の活動強化と生産の高度化による省力化、自動化を進め、花き産地の基盤強化を図るとともに、情報化の進展に対応した出荷体制の確立、販路の検討を進める。

(4) 畜　　産

安全で良質な畜産物を安定的に供給するため、自衛防疫体制を強化し、家畜の疾病予防を図る。

特に、「長崎和牛・出島ばらいろ」は、地域ブランドとして、取扱い店舗の定着化及び観光客を対象とした情報発信の強化を図ることにより、高級感と歴史性、希少性を売りにするなど、知名度向上と消費拡大を図る。

5　農業施設

(1) 長崎市農業センター

ア　事業の目的

農業従事者の高齢化や担い手不足の解消を図るため、労力支援となる農業ヘルパーの育成のための農業研修を開催し、農業の担い手の育成・確保を促進するとともに、保育園・小学校などから農作業の体験学習を受け入れるなど、農業や地産地消への関心を高めることにより、本市農業の活性化を目指している。

イ　施設の場所

長崎市戸石町 34 番地 2　ＴＥＬ　095-830-1124　ＦＡＸ　095-830-1124

ウ　施設の概要

敷地面積　約 1.8ha

内　　訳	規　　模
野菜栽培研修圃場	ビニールハウス　500㎡、露地 2,400㎡
事務室	事務室　54㎡
室内研修室	研修室①184㎡、研修室②138㎡

エ　主な事業内容

・農業ヘルパー研修会の開催（令和 7 年度までの研修会修了生 408 名）

・農業ヘルパー無料職業紹介業務

・長崎伝統野菜の栽培

・小型耕運機貸出し業務

・農作業体験学習の実施

(2) 市民農園

遊休農地の有効活用並びに都市住民の農業体験による心身のリフレッシュ及び農業への理解等を図ることを目的として市民農園を開設した。

区　　分	平山農園	三重農園	高島農園	琴海赤水ふれあい農園
開設年度	昭和 52 年 4 月	平成 13 年 4 月	昭和 58 年 4 月	平成 17 年 4 月
区画数	185	213	43	75
1 区画面積	約 20㎡	約 30㎡	約 30㎡(特別区画有)	約 30㎡
年間利用料	1 区画　3,000 円	1 区画　5,000 円	1 区画　200 円	1 区画　5,000 円

(3)　長崎市有害鳥獣相談センター

ア　事業の目的

有害鳥獣による被害は農業被害のみならず生活環境にまで及んでおり、市民からの被害相談が絶えない状況にあるとともに人的被害も懸念されていることから、イノシシ・シカ等の有害鳥獣による農業及び生活環境への被害対策として、受託者の専門的な知識を生かした業務を行うことにより、迅速・的確に鳥獣被害の軽減を図ることを目的とする。

イ　施設の場所

長崎市四杖町 2671－31（あぐりの丘隣接地内）

ＴＥＬ：095-841-0477（電話等対応時間　平日８：45～17：30）　ＦＡＸ：095-804-9661

ウ　受託業者

合同会社　ながさき夢ファーム（令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

(4)　長崎市植木センター

植木園芸に関する情報及び研修の場を提供し、もって植木園芸の振興に資するため、平成 16 年度に開設した。

ア　所 在 地：長崎市松原町 2624 番地 1

イ　開館時間：午前 9 時～午後 5 時

ウ　休 館 日：毎週月曜日、12 月 29 日～翌年 1 月 3 日

エ　会議施設：研修室 1、研修室 2

オ　管理運営

指定管理者：農事組合法人古賀植木園芸組合（令和 4 年～8 年度）

(5)　長崎市道の駅夕陽が丘そとめ

地元産品にふれあう場及び地域の情報を提供し、もって地域の振興及び道路利用者の利便性の向上を図るため、平成 18 年度に開設した。

ア　供用開始：平成 18 年 4 月 1 日

イ　所在地：長崎市東出津町 149-2

ウ　施設の概要：敷地面積　6711.72 ㎡

物産販売所　207.7 ㎡

レストラン　138.8 ㎡　58 席

トイレ　33.9 ㎡

事務室等　85.1 ㎡

テイクアウト館　18.9 ㎡

駐車場　110 台(県整備分含む)

エ　管理運営

指定管理者：そとめ「食」と「農」の架け橋共同事業体（令和 7 年～11 年度）

(6) 農道

市管理の農道については、農業振興に不可欠な基盤施設として、適正に維持管理を行っている。

なお、地元管理の農業用道路の整備や維持についても、長崎市の助成事業としてコンクリート等の材料支給を行い舗装等の整備を促進している。

○市管理農道の開設状況　（令和８年９月１日）

区　分	路　線　数	延長（m）	舗装延長（m）	舗装率
市 管 理 農 道	249	116,958	112,083	96%

林　　業

森林は木材生産のほか、水資源の確保、大気の浄化、土砂流出防止等の多大な公益的機能を発揮し、地域住民の生活環境の維持・向上に大きく貢献している。

本市における森林面積は、21,940ha で森林率 54.1%を占めており、国有林 1,156ha、民有林 20,785ha となっている。民有林の林種別面積は、天然林(自然林) 11,818ha、ヒノキ、スギを主体とした人工林 7,301ha、竹林及び無立木地 1,665ha となっている。

人工林については、下刈り、枝打ち、間伐等の保育を実施するとともに、保育作業及び木材搬出のための林道や作業道を計画的に整備している。

しかしながら、林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による経営意欲の減退、林業従事者の高齢化、後継者不足などにより厳しい経営状況にあるため、維持管理の行われない森林の増加による森林の機能の低下が懸念されている。

長崎市の森林については、地形的に傾斜地が多く、土壌の肥沃度が低いことに加え、森林の所有形態が小規模で点在しているなど必ずしも生産性が高いと言えない状況にある。

このようなことから、将来にわたり、森林の持つ公益的機能を発揮するため、長崎市の森林整備の方向性として、市有林の人工林については、一部の生産性に優れた地区を除き、公益的機能の保全に重点を置き、間伐を繰り返し行なうことで、徐々に天然生林に移行することとしており、個人や団体、企業所有林等についても、生産性に優れた地域や林業経営意欲の高い経営体を除き、自然条件を踏まえつつ育成複層林への誘導を推進する必要がある。

また、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、木材の利用の促進の意義や基本的事項を定める「長崎市建築物等木材利用促進方針」を策定し、建築物等に木材を積極的に利用することで、木材の需要拡大を図り、森林整備を促進することとしている。

さらに、森林レクリエーションの場の提供に対する期待の高まりにより、市民ふれあいの森(長崎市民の森など 5 地区)を整備し、市民の保健休養の場所として提供している。

1　民有林の現況

(1)　所有形態別森林面積

単位：ha

公有林						
市営林	その他市有地	県営林,県有地	財産区有林	学　校　林	計	
1,584	251	1,034	13	33	2,915	
私有林						総　計
団体･集落･社寺等	会　　社	林業公社	独法)森林総合研究所	個　人	計	
2,097	1,308	1,206	256	13,003	17,870	20,785

※令和 6 年度長崎県の森林・林業統計（令和 8 年 2 月刊行）

数値は、四捨五入のため計と内訳は一致しない。

(2)　林種別森林面積-

単位：ha

人　工　林		天　然　林	竹	無立木地	総　計
針葉樹	広葉樹				
7,221	81	11,818	754	911	20,785

※令和6年度長崎県の森林・林業統計（令和8年2月刊行）

2　林業振興対策

(1)　市有林野の管理

長崎市が直接管理する森林については、集約化実施計画や今後、随時策定する森林経営計画に基づき、木材の生産性に優れた地区については、育成単層林として整備するなど森林資源の循環利用を図ることとし、地形的条件等不利な地区については、公益的機能の保全に重点を置き、間伐を繰り返し行なうことで、徐々に天然生林に移行することとしている。

また、市有林の保育作業等で発生する間伐材等については、木材市場等への出荷のほか、長崎市独自に有効利用や地域材のＰＲを図るため、間伐材加工所を設置し、板材等への製材やフラワーポット、バンコ椅子等の加工品の製作を行い、市施設や自治会等公共的団体への無償提供及び貸出し、一般市民等への販売を実施している。

なお、市有林の保護監視については、山林監視員 18 名に委嘱し、土地、立木竹、境界等の巡視を行なっている。

(2)　私有林の振興・機能保全

民有林のうち、17,870ha（86％）は私有林であり、長崎南部森林組合等関係機関と連携し、森林経営計画を樹立し、計画的な間伐等の保育管理等が実施できるよう協力・支援を行っている。

また、令和７年４月に策定した森林環境譲与税の活用に向けた基本方針に基づき、集積計画を作成した森林の整備を行うとともに、適切な管理が必要な森林の抽出や整備の優先度等を引き続き検討しながら森林の整備を進める。加えて、林業従事者の新規参入促進・人材育成を促す支援を行うとともに、民有林の適切な維持管理を促す支援を行う。

(3)　林業の担い手対策

林業従事者の高齢化や後継者不足の中、林業の担い手を確保するため、その担い手の労働安全や福利厚生等の対策を講じることにより林業労働力を安定的に確保し、林業の振興を図る観点から林業の担い手である長崎南部森林組合の基幹作業員に対し、福利厚生事業の支援を行っている。

(4)　特用林産物の振興

本市における特用林産物としては、たけのこ及び生しいたけが県から主要作物の指定を受けており、これらの生産性の向上を図るため、竹林改良や施設整備を実施するとともに、加工技術や流通の改善を促進する。

(5)　林道・森林作業道の整備

戦後植林された人工林資源が利用可能な段階にあることから、林業経営、森林整備の基盤である林道・森林作業道について改良及び修繕等を実施し、間伐等の保育管理を推進している。

○市管理の林道等の開設状況　　（令和８年６月末）

区　分	路　線　数	延長（m）	舗装延長（m）	舗装率
市管理林道	31	90,695	71,510	79%
市管理森林作業道	34	51,842	15,674	30%
計	65	142,537	87,184	61%

(6)　森林レクリエーション施設

市民の憩いの場を提供するために「市民ふれあいの森」として、長崎市民の森、日見金比羅の森、三ツ山の森、岩屋山の森、戸石金比羅の森の５地区を設定し、施設整備や森林整備を実施している。

この森は、森林資源の整備・充実と、保健休養の場を提供するもので、中でも施設整備が最も進んでいる「長崎市民の森」は、眺望がよく市街地から近いことから、多くの市民に利用されている。

また、長崎市民の森内にある「体験の森」は、森林体験館や宿泊施設の充実、森林や広場の整備、林内歩道の開設等の充実を図っている。さらに施設の有効利用、森林への理解を深めてもらうため、指定管理者により、親子体験型の自然体験学習等を通して、市民に自然と親しむ機会を提供している。

６　建設水道委員会関係

土　　木　　部
まちづくり部
建　　築　　部
総　合　事　務　所
上　下　水　道　局

道　　路

本市の道路交通網は、中心市街地から東西南北へ放射線状に幹線道路が走り、これに一般県道・市道が接続するという副線に乏しい都市部一点に集中する交通体系になっている。このため、国・県・市においては幹線道路、バイパス道の新設・改良などの整備を進めるとともに、良好な生活環境確保のため、安全性、利便性を備えた生活関連道路の整備も推進している。

1　道路の現況

(1)　市域内道路の状況　　令和 8 年 4 月 1 日現在

区　分	路線数	実延長
		m
高速自動車道	1	12,257
一般有料道路	4	20,334
国道	6	129,642
県道	26	204,274
市道	6,390	1,893,974

※市道以外については、令和 7 年 4 月 1 日現在の数値

（市道）

橋梁		トンネル	
永久橋数	延長	個数	延長
914	10,913m	9	2,409m

(2)　都市計画道路

ア　路線数　77 路線

イ　計画及び進捗状況（長崎市域）　　令和 8 年 4 月 1 日現在

幅員別内訳	計画		改良済		未改良		進捗率
	延長(A)(m)	面積(m²)	延長(B)(m)	面積(m²)	延長 (m)	面積(m²)	B／A(%)
40m以上	1,750	66,200	1,750	66,200	0	0	100.0
30m以上～40m未満	10,100	273,340	9,700	261,340	400	12,000	96.0
22m以上～30m未満	28,870	649,073	28,288	635,920	582	13,153	98.0
16m以上～22m未満	47,740	878,420	26,280	480,879	21,460	397,541	55.0
12m以上～16m未満	47,940	650,405	43,524	585,600	4,416	64,805	90.8
8m以上～12m未満	17,540	200,045	15,775	184,079	1,765	15,966	89.9
4m以上～8m未満	5,620	36,470	5,620	36,470	0	0	100.0
4m未満	－	－	－	－	－	－	－
計	159,560	2,753,953	130,937	2,250,488	28,623	503,465	82.1

ウ　路線別進捗状況（事業認可路線のみ）　（R8. 4. 1）

名称	区間		幅員（m）	延長（m）	進捗率（%）	事業期間（年度）
	起点	終点				
銅座町松が枝町線	銅座町	籠町	15	420	52.0	H26～R11
片淵線	新大工町	片淵2丁目	8	270	39.7	H28～R12
新地町稲田町線	籠町	稲田町	15	400	82.5	H12～R9
道の尾駅前線	岩屋町	葉山1丁目	12	200	42.0	H22～R12
大黒町恵美須町線	大黒町	恵美須町	26.25	110	25.5	H26～R14
計				1,400		

(3)　道路の維持補修

ア　生活道路の環境改善

令和8年4月1日現在、長崎市には市道が6,390路線、実延長1,893,974mあり、道路を良好な状態に保つために、現場事務所による直営作業や請負工事によって維持管理を行っている。

市民生活に密着した公共性のある里道・私道などの整備については、自治会からの要望に基づき修繕が必要と判断した個所について現場事務所による直営作業及び請負工事やコンクリートなどの材料支給を行い、生活道路の環境改善を図っている。また、階段道を安全に歩くための目印として白ペンキの塗装を希望する自治会へは、白ペンキや刷毛を支給している。

イ　道路パトロール

道路の破損、ガードレールなどの損傷、排水の不良、路上への不法投棄や占用工事の不良などの箇所を積極的に発見し処理するため、定期的に巡回している。また、年に一度は市道全路線の一斉パトロールも実施している。

ウ　道路の長寿命化

市が管理する橋梁その他道路施設において、定期的な点検を行い施設の健全性を把握し、また、修繕計画を策定し予防保全的な維持管理を行うことで、道路の安全性を確保するとともに維持管理費のコスト縮減を行い、道路施設の長寿命化を図っている。

(4)　市道路線認定に関する要綱の概要

ア　路線の条件

（ア）国道、県道、市道その他これらに類する道路のいずれかに接続する道路

（イ）一般の通行に供するために市が築造する道路、国又は県から移管を受ける道路及び民間から寄付を受ける私道

イ　構造条件等

（ア）道路の幅員が原則として4m以上あること

（イ）道路の縦断勾配が、自動車交通量に応じて規定された値以下であること

（ウ）道路の側溝が、コンクリート3面張り又はこれに準ずる程度の構造であること

（エ）道路に不陸がなく、車両及び歩行者の通行に支障がないこと

（オ）道路敷地の境界が明確であること

（カ）袋路状道路については、車両が容易に転回できる場所があること

(5)　道路照明灯・街路灯

道路交通の安全性を確保するため、市道の主要な箇所に道路照明灯を、また市道や公共性の高い里道・私道には街路灯を設置している。

道路照明概況　　令和 8 年 4 月現在

区　分	R7 年度末
道路照明灯	灯 4,269
街路灯	38,276
合計	42,545

2　車みち整備事業

(1) 概要

斜面市街地において、住民の居住環境の改善と防災性の向上を図るため、車が乗り入れできない市道や里道を「車みち」として整備する。

(2) 事業内容

事業期間：平成 25 年度～令和 10 年度

整備路線：32 路線

(3) 実績　　令和 8 年 4 月現在

	完成路線数	路線名
平成 26 年度	1	西山 7 号線
平成 27 年度	3	入船町 15 号線、桜木町 1 号線、高尾町三原町 1 号線
平成 28 年度	4	下町元町 1 号線ほか 1 線、本尾町坂本 1 号線 白鳥町油木町 1 号線
平成 29 年度	7	入船町 8 号線、本河内 5 号線、上小島 3 号線、出雲 6 号線 上戸町戸町 1 号線、御船蔵町銭座町 1 号線、上小島 27 号線
平成 30 年度	3	立山西山 1 号線、上小島 17 号線ほか 1 線
令和元年度	7	城山町 8 号線、石神町辻町 1 号線ほか 1 線、風頭町 3 号線 江平 13 号線、新戸町 33 号線ほか 1 線
令和 4 年度	3	三原 27 号線ほか 2 線
令和 5 年度	1	戸町 41 号線
計	29	

３　電線類地中化事業

電線類の地中化については、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、計画的に推進している。

区分	計画年度	箇所	路線延長
第 1 期電線類地中化計画	昭和 61 年度～平成 2 年度	5 箇所	2,330m
第 2 期電線類地中化計画	平成 3 年度～平成 6 年度	6 箇所	1,690m
第 3 期電線類地中化計画	平成 7 年度～平成 10 年度	3 箇所	1,090m
新電線類地中化計画	平成 11 年度～平成 15 年度	6 箇所	1,150m
無電柱化推進計画	平成 16 年度～平成 20 年度	2 箇所	180m
無電柱化に係るガイドライン	平成 21 年度～平成 29 年度	2 箇所	750m
無電柱化推進計画	平成 30 年度～令和 2 年度	10 箇所	2,090m
無電柱化推進計画	令和 3 年度～令和 7 年度	3 箇所	590m

４　斜面移送システムの状況　主として階段部の市道通行環境の改善を目指し、高齢者・障害者等、斜面地での歩行に支障のある方の支援を目的として、簡易な斜面移送機器を本市独自のシステムとして構築している。現在、市道に設置し、稼働しているものは次の 2 か所で、いずれも懸垂型（柱を階段道の横に建て、吊り下げ式とするもの）である。

平成 13 年度　天神地区（てんじんくん）・・・延長 60m

平成 16 年度　水の浦地区（水鳥号）・・・・・延長 60m

公　　園

都市住民の生活に潤いとやすらぎを与え、安全で快適な都市環境を形成する公園は、市民にとって重要な都市施設である。

本市では、緑豊かな街づくりを目指し、安全で快適な公園の整備を進めており、令和８年４月の市民１人当たりの都市公園面積は 10.9 ㎡となっている。

市街地周辺部においては、緑豊かな山々に囲まれ自然環境に恵まれているものの、中心部における公園・緑地等は地形的制約から小規模なものが多いため、今後は、特に質的向上を図ることとしている。

１　公園開設状況

（R8. 4. 1）

区　　分		数（箇所）	面　積（ha）
都市公園		515	413.24
種別	街区公園	451	78.55
	近隣公園	29	54.94
	地区公園	5	28.18
	総合公園	7	174.19
	運動公園	1	43.80
	特殊公園	3	12.23
	都市林	1	15.22
	都市緑地	18	6.15
都市公園以外の公園		301	243.01
合　　計		816	656.25

２　１人当たりの都市公園面積

（R8. 4. 1）

区　　分	内　　容
人口	379,998 人
都市公園面積	413.24 ha
１人あたりの都市公園面積	10.9 ㎡

３　公園整備計画

本市の緑は、長崎港を中心に南北に伸びる市街地の周辺を標高 500m程度の山々が取り囲んで形成されており、この山並みには、市民のレクリエーション活動拠点、自然環境の保全を目的として総合公園（稲佐山公園、唐八景公園、金比羅公園等）を配置し、整備を進めている。

一方、中心市街地や斜面市街地における身近な公園については、斜面都市である本市の地形的制約から、まとまったオープンスペースの確保が困難な状況である。

本市はだれもが快適に利用できる公園への再整備に向け、街区公園を中心に適正配置を進めることとしている。

(1)　長崎市総合運動公園

本市で唯一の運動公園として、安全・快適に過ごせる公園環境を整えるため、計画的に老朽化した施設の改修を行う。

(2)　稲佐山公園

レクリエーションの拠点として、子どもや若者、子育て世代に魅力的な付加価値のある公園を創出するため、民間と連携しながら季節のイベントを開催するなど、様々なサービス機能の向上を図る。

(3)　長崎東公園

東長崎地区のレクリエーションの拠点として、安全・快適に過ごせる公園環境を整えるため、計画的に老朽化した施設の改修を行う。

(4)　平和公園

願い・祈り・学びのゾーンとしての東地区とスポーツ・レクリエーションゾーンとしての西地区、それぞれの整備理念に基づき維持管理を行う。

また、長崎南北幹線道路の計画に支障となる西地区のスポーツ施設の再配置を「平和公園（西地区）再整備基本計画」に基づき進める。

(5)　公園施設長寿命化計画

公園施設の計画的な改修等による安全性の確保とライフサイクルコストの縮減を図るため、公園施設長寿命化計画に基づき、片淵近隣公園等の整備を行う。

(6)　都市公園機能再編

子どもから高齢者までが快適で暮らしやすい居住空間の構築を目的として、横尾地区の既存都市公園において、それぞれ特色を持った公園に再整備を行う。

4　夜間照明施設

施設名	施設名
東望山運動場	立山市民運動場
長崎市営ソフトボール場	長崎東公園運動場
長崎東公園庭球場	長崎市営ラグビー・サッカー場
長崎市総合運動公園かきどまり庭球場	田中町ソフトボール場
長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場	元宮公園庭球場
香焼総合公園運動場	元宮公園運動場
岳路運動公園運動場	琴海北部運動公園運動場
琴海中部運動公園運動場	神の島公園小榊グラウンド
琴海南部運動公園運動場	長崎市営庭球場

５　緑化推進

街を美しくする運動を推進するため、花と緑の安らぎあるまちづくり促進事業及び花のあるまちづくり事業を実施している。

(1)　花と緑の安らぎあるまちづくり促進事業

・出生記念樹贈呈

・「ながさきグリーンキャンペーン」の実施

・公共花壇デザインコンクールの実施

・長崎市緑の協力会による植栽活動の実施

(2)　花のあるまちづくり事業

・市道大黒町麹屋町線ほか 9 路線の道路花壇、フラワーポットへの花苗植栽

・花苗の配布（令和 7 年度実績　夏期：約 72,700 株を 180 団体、冬期：約 78,000 株を 197 団体へ配布）

河　　川

河川整備は、市民の生命財産の確保の観点から重要であり、特に上流部における宅地開発など流域状況の変化に対応した、整備・改良が必要である。このため、年次計画による改修を逐次施行しており、あわせて都市下水路の改修も計画的に行っている。

1　河川数と延長

(R 8. 4. 1)

区　　分	本　数　(本)	延　長　(m)	備　考
1　級　河　川	－	－	本市に該当河川なし
2　級　河　川	49	126,386	県　管　理
準　用　河　川	53	34,249	市　管　理
普　通　河　川	不明	1,363,000	市　管　理
都　市　下　水　路	25	26,838	市　管　理

都　市　計　画

本市は、長崎都市計画区域において、昭和 46 年に市街化区域・市街化調整区域を指定し、開発許可制度の適切な運用並びに市街地開発事業等の促進により、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るとともに、地区独自のきめ細やかなルールである地区計画の指定により、地区の特性を活かしたまちづくりを推進してきた。また、平成 17 年から 18 年にかけて、周辺 7 町との市町合併を行い、市域が 1.7 倍に拡大し伊王島、高島、三和、琴海の４都市計画区域が加わったところである。

近年、全国的に人口減少や少子高齢化の進展、都市機能の郊外への拡散などによる中心市街地の空洞化が進み、これまでの拡散型から集約型へと都市構造を転換することを目的として、都市計画法や中心市街地活性化法などいわゆる「まちづくり三法」が平成 18 年に改正された。

本市においても、人口減少と少子高齢化、中心市街地の衰退や都市拠点機能の不足、特色あるまちなみの喪失、斜面市街地の都市基盤の不足、宅地開発の外延的拡大と自然環境の減少、人間関係の希薄化や市民意識の多様化など、多くの課題を抱えている状況にある。

このようななかで、高齢者をはじめ全ての人が暮らしやすく、地球環境に優しい、持続発展可能なまちづくりを推進するため、平成 28 年 12 月に「都市計画マスタープラン」を改訂し、集約連携型の将来都市構造「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の実現に向けた具体的な取り組みとして、平成 30 年 4 月に「立地適正化計画（令和 6 年 3 月改訂)」を策定した。

今後はこれを指針として、市民・企業・ＮＰＯ・団体・行政等の多様な主体が連携することにより、本市の特性を生かした魅力ある都市づくりを推進する。

1　都市計画決定一覧

（R8. 4. 1）

種　別	決定事項	摘　要	種　別	決定事項	摘　要
都市計画区域	28,248ha	行政区域 40,569ha	下水道 （都市下水路）	1,624.4ha	11下水路 延長17,379m
市街化区域	6,232ha		ごみ焼却場	1.87ha	長崎市西工場外2箇所
用途地域	6,232ha		ごみ処理場	19.73ha	長崎市東工場・長崎市三京クリーンランドリサイクル施設
特別用途地区	250ha	2地区			
高度地区	0.6ha				
高度利用地区	4.66ha	6地区	汚物処理場	1.6ha	長崎市伊王島クリーンセンター外3箇所
防火・準防火地域	2,763ha		記念施設	1.54ha	国際文化会館
風致地区	2,079.3ha	14地区	その他の教育文化施設	3.35ha	2箇所
駐車場整備地区	341ha		病院	0.81ha	長崎市立病院
臨港地区	484.3ha	5地区	その他の医療施設	2.7ha	2箇所
伝統的建造物群保存地区	24.5ha	2地区	市場	30.15ha	3箇所
			火葬場	0.4ha	長崎市営火葬場
道路	159,560m	77路線	一団地の住宅施設	22.0ha	愛宕住宅
都市高速鉄道	4.330m		防火水槽	351㎡	15ヶ所
駐車場	2.94ha	5箇所	市街地再開発事業	3.76ha	5地区
公園	1,017.32ha	222箇所	土地区画整理事業	866.7ha	
緑地	2.2ha	4箇所	地区計画	453.8ha	36地区
下水道 （公共下水道）	6,644ha	中部処理区 外9箇所	再開発等促進区 （地区計画）	5.1ha	3地区

2　土地利用

(1)　市街化区域、市街化調整区域

（R8. 4. 1）

計	市街化区域	市街化調整区域
24,610ha（100.0%）	6,232ha（25.3%）	18,378ha（74.7%）

※公有水面埋立予定区域を含む。

(2)　用途地域

（R8. 4. 1）

決定告示年月日番号	区分	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計
令和6年3月8日 長崎市告示第114号	面積(ha)	約 1,693	約 48	約 1,163	約 65	約 1,454	約 151	約 360	約 158	約 360	約 250	約 214	約 316	約 6,232
	%	27.2	0.8	18.7	1.0	23.3	2.4	5.8	2.5	5.8	4.0	3.4	5.1	100

(3)　防火地域・準防火地域

（R8. 4. 1）

計	防火地域	準防火地域
2,763ha	97ha	2,666ha

3　市街地開発

(1)　土地区画整理事業

本市の土地区画整理事業は、昭和 21 年の戦災復興事業 430.9haに始まり、市民の理解と協力のもとに、その後、8 地区 164.7haに及ぶ広範囲な地域を次々と施行した。また、組合施行による事業としては、米山地区をはじめ、昭和 55 年度から平成 9 年度までに、5 地区 46.3haが完成、昭和 55 年度に事業認可を得た県住宅公社施行の矢上団地（102.6ha）は、平成 4 年度に完成している。

東長崎地区については、昭和 50 年に市街化区域のほぼ全域である約 750haを土地区画整理事業の施行区域として決定しており、このうちの矢上地区（105.5ha）については、昭和 53 年度から事業を進め、平成 20 年 2 月に換地処分を終えたので、現在は、清算金業務を進めている。

また、矢上地区に隣接する平間・東地区（30.0ha）については、平成 14 年度に事業認可を取得し、平成 15 年度から事業を進め、令和 5 年 3 月に換地処分を終えたので、現在は、清算金業務を進めている。

なお、東長崎地区の土地区画整理事業未着手地区については、社会経済情勢の変化等から事業の見直しを行い、令和元年度に施行区域を縮小した。

長崎駅周辺地区（19.1ha）については、西九州新幹線（長崎～武雄温泉）及びJR長崎本線連続立体交差事業と一体となって、鉄道施設の受け皿を整備するとともに、長崎駅周辺の低未利用地を解消し、土地利用の転換と有効利用を図り、国際観光文化都市長崎の玄関口にふさわしい都市拠点の形成を図るため、平成 21 年度に認可を受け事業に着手した。長崎駅の西側から整備を進め令和 2 年 3 月 28 日に在来線駅舎が開業した。その後、駅東側の整備に着手し令和 4 年 9 月 23 日に新幹線駅舎が開業した。現在は、駅東側において、広場・街路・宅地等の整備を進めている。

〈東長崎矢上地区土地区画整理事業〉　(R8. 3. 31)

事　業　名	東長崎矢上地区土地区画整理事業
施行区域の決定	昭和 50 年 12 月 16 日
事業計画の決定	昭和 53 年 4 月 25 日
施　行　地　区	田中町、矢上町、東町、かき道 1 丁目、 かき道 2 丁目及び平間町の各一部
施　行　面　積	約 105.5ha
施　行　期　間	昭和 53 年度～令和 10 年度（予定）
総　事　業　費	約 224 億円
減　歩　率	平均 14.7%
権　利　者　数	1,257 人
地　区　内　人　口	約 4,200 人
進　捗　状　況	100.0% ※平成 20 年 2 月に換地処分を終え、現在は、 清算金業務を進めている。

【整備概要】

都市計画道路：	8,313m
区画道路等：	18,118m
水　　路：	4,453m
公園・緑地：	32,601㎡
橋梁架設：	18 橋
建物等移転：	493 戸

※　平成 20.2.1　換地処分公告

〈東長崎平間・東地区土地区画整理事業〉 (R8. 3. 31)

事業名	東長崎平間・東地区土地区画整理事業
施行区域の決定	昭和 50 年 12 月 16 日
事業計画の決定	平成 14 年 5 月 31 日
施行地区	矢上町、平間町及び東町の各一部
施行面積	約 30.0ha
施行期間	平成 14 年度～令和 8 年度(予定)
総事業費	約 110 億円
減歩率	平均 22.55%
権利者数	448 人
地区内人口	約 700 人
進捗状況	100.0% ※令和 5 年 3 月に換地処分を終え、現在は、清算金業務を進めている。

【整備概要】

都市計画道路： 3,225m
区画道路等： 6,639m
水路： 414m
公園・緑地： 9,712㎡
橋梁架設： 1 橋
建物等移転： 213 戸

※ 令和 5.3.24 換地処分公告

〈長崎駅周辺土地区画整理事業〉 (R8. 3. 31)

事業名	長崎駅周辺土地区画整理事業
施行区域の決定	平成 20 年 12 月 26 日
事業計画の決定	平成 21 年 10 月 30 日
施行地区	尾上町、大黒町、八千代町及び西坂町の各一部
施行面積	約 19.1ha
施行期間	平成 21 年度～令和 10 年度
総事業費	約 185 億円
減歩率	37.9%
権利者数	11 人
進捗状況	約 91%（令和 7 年度末）

【整備概要】

都市計画道路：1,612m
区画道路等： 83m
公園・緑地：5,745 ㎡

(2) 市街地再開発事業

低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した平面的な市街地において、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築及び公園、緑地、広場、街路等の公共施設と有効なオープンスペースの確保の三者を一体的総合的に行い、安全で快適な都市環境を創造しようとする事業である。

平成 4 年度に長崎市北部の千歳町に最初の再開発ビル「チトセピア」が完成し、その後隣接する住吉 3 番街区に「サン住吉」、新大工地区に「シーボルタウン」、旭町地区に、長崎市では初めての高層ビル「タワーシティ長崎」が平成 17 年度に完成している。

直近の事例では、新大工町地区において、玉屋百貨店及び近隣店舗による再開発事業が平成 25 年

度より開始され、令和元年度に新築工事に着手し、令和 4 年 10 月に工事が完成した。令和 5 年 7 月に再開発組合は解散し、決算報告の承認を経て令和 5 年度で事業が完了している。

また、大黒町地区において、令和 7 年 5 月 30 日に都市計画決定がなされ、現在、大黒町地区市街地再開発準備組合により事業化に向けた検討が進められている。

［事業概要］

市街地再開発事業の名称	ビル名称	地区面積	事業年度
千歳地区	チトセピア	1.59ha	昭和 58 年度～平成 4 年度
住吉 3 番街区	サン住吉	0.22ha	平成元年度～平成 8 年度
新大工地区	シーボルタウン	0.26ha	平成 6 年度～平成 12 年度
旭町地区	タワーシティ長崎	0.99ha	平成 5 年度～平成 17 年度
新大工町地区	Ｊプロ新大工 新大工町ファンスクエア	0.72ha	平成 25 年度～令和 5 年度
大黒町地区	未定	0.90ha	令和 5 年度～

(3) 優良建築物等整備事業

この事業は、市街地環境の整備改善や良好な市街地住宅の供給等を促進するために、土地利用の共同化や高度化を行う小規模再開発である。長崎駅に近接する御船蔵地区では平成 10 年度に「アクロスベール」が、五島町地区においては平成 13 年度に「中村ビル」が完成している。

また、幸町地区においては、令和 6 年 10 月に㈱ジャパネットホールディングスによる「長崎スタジアムシティ」が完成している。

［事業概要］

優良建築物等整備事業の名称	ビル名称	地区面積	事業年度
御船蔵地区	アクロスベール	0.22ha	平成 7 年度～平成 10 年
五島町地区	中村ビル	0.35ha	平成 11 年度～平成 13 年度
幸町地区	長崎スタジアムシティ	8.16ha	令和 4 年度～令和 6 年度

－土地区画整理事業実施状況一覧－

（R8. 3. 31）

項目＼施行地区名		戦災復興	西浦上	出島	城山	本原	旭町（補助事業）
1 施行者		長崎市長（知事委託）	長崎市	長崎市	長崎市	長崎市	長崎市（県委託）
2 施行面積（㎡）		4,308,505	404,921	98,366	175,051	319,114	63,220
3 事業認可（年月日）		S.21.12. 4	S.26.12.20	S.29.11.29	S.33. 2.18	S.33. 3.13	S.33.11.21
4 総事業費（千円）		1,642,975	65,255	91,728	117,000	187,630	253,008
5 整理前後の宅地地積及び筆数	前	3,534,733㎡ (12,805筆)	383,308㎡ (1,381筆)	51,418㎡ (216筆)	162,477㎡ (394筆)	291,053㎡ (874筆)	52,066㎡ (127筆)
	後	2,704,468㎡ (－)	251,938㎡ (839筆)	47,042㎡ (155筆)	118,355㎡ (338筆)	212,988㎡ (584筆)	39,384㎡ (78筆)
6 平均減歩率（実質）（%）		21.27	20	1.4	23.13	26.16	25.3
7 建物要移転戸数（戸）		1,039	96	32	39	95	157
8 換地処分公告（年月日）		S50. 2.7	S41. 7. 8	S42. 8.19	S44. 9. 3	S45. 1.29	S42. 2.22
9 事業終了年度		S 49年度	S 41年度	S 42年度	S 44年度	S 44年度	S 41年度

項目＼施行地区名		日見	大波止（補助事業）	宮の下（補助事業）	米山	矢上地区（補助事業）	鶴ノ尾
1 施行者		長崎市	長崎市（県委託）	長崎市	組合	長崎市	組合
2 施行面積（㎡）		410,840	73,619	102,422	251,623	1,054,757	123,350
3 事業認可（年月日）		S.37. 3.31	S.37. 6.30	S.40. 4. 2	S.50. 9.20	S.53. 4.18	S.55.11.18
4 総事業費（千円）		321,500	974,100	1,343,115	2,868,150	22,369,000	2,224,299
5 整理前後の宅地地積及び筆数	前	363,818㎡ (858筆)	50,255㎡ (337筆)	82,627㎡ (586筆)	192,419㎡ (550筆)	804,201㎡ (2,866筆)	82,343㎡ (180筆)
	後	261,868㎡ (530筆)	45,888㎡ (217筆)	73,946㎡ (473筆)	113,272㎡ (399筆)	686,413㎡ (1,871筆)	40,374㎡ (350筆)
6 平均減歩率（実質）（%）		28.02	8.69	11.52	53.8	14.7	65.0
7 建物要移転戸数（戸）		44	228	138	20	493	－
8 換地処分公告（年月日）		S47.12.25	S48. 2.28	H6. 3.22	S56. 3.31	H20.2.1	S60. 8.16
9 事業終了年度		S 47年度	S 47年度	H 5年度	S 55年度	R 10年度（予定）	H 3年度

項目＼施行地区名		矢上団地	多以良	東長崎尾崎	西町	平間・東地区（補助事業）	長崎駅周辺地区（補助事業）
1 施行者		個人	組合	組合	組合	長崎市	長崎市
2 施行面積（㎡）		1,026,385	34,561	15,198	38,356	299,601	191,495
3 事業認可（年月日）		S．55.12.27	H.元. 6.20	H. 7. 6. 2	H. 7. 7.14	H.14. 5.17	H.21.10.14
4 総事業費（千円）		18,934,774	231,917	149,360	1,738.159	11,000,000	18,536,675
5 整理前後の宅地地積及び筆数	前	648,775㎡ (277筆)	30,595.29㎡ (52筆)	14,841.28㎡ (24筆)	16,122.51㎡ (21筆)	234,414㎡ (1,023筆)	168,907㎡ (38筆)
	後	782,962㎡ (1,554筆)	24,485.1㎡ (97筆)	11,429.19㎡ (72筆)	25,507.81㎡ (150筆)	187,257㎡ (595筆)	124,843㎡ (45筆)
6 平均減歩率（実質）（%）		21.57	31.62	36.36	71.81	22.55	37.9
7 建物要移転戸数（戸）		－	－	－	－	213	12（予定）
8 換地処分公告（年月日）		H4.12.15	H3. 1.29	H8.11. 8	H9.11. 3	R5.3. 24	R 10年度
9 事業終了年度		H 4年度	H 3年度	H 8年度	H 9年度	R 8年度（予定）	R 10年度

4　景観まちづくり

(1)　景観形成の取り組み

長崎市では、「長崎市都市景観条例」を昭和 63 年 12 月に制定し、都市景観基本計画を平成 2 年 4 月に定め、良好な景観づくりに取り組んできた。その後、平成 17 年～18 年の 7 町との合併や、市民の景観に対する意識の高まり、社会状況の変化などから、合併町を含む市内全域を対象とした、「長崎市景観基本計画」及び、景観法に基づく「長崎市景観計画」を策定し、また、前条例を「長崎市景観条例」に改定し、それぞれ、平成 23 年 4 月 1 日に施行した。

(2)　景観形成の理念と方針

第 5 次総合計画における長崎市の将来の都市像である「個性輝く世界都市、希望あふれる人間都市」の実現に向けて、景観基本計画の「多彩な物語を育む長崎の景観づくり」を基本理念として掲げ、「魅せる大景観づくり」や「個性を磨く景観づくり」、「愛着のあるまちづくり」などを基本方針としている。

(3)　景観形成重点地区の指定

長崎市の景観を特徴づける地区を景観上重要な地区として位置づけ、条例及び基本計画に基づき、長崎市景観計画において「景観形成重点地区」に指定している。

景観形成重点地区指定状況

地区名/ゾーン名	指 定 年 月 日	指 定 面 積
東山手・南山手地区	平成 23 年 4 月 1 日	約　80ha
中島川・寺町地区	平成 23 年 4 月 1 日	約　69ha
平和公園地区	平成 23 年 4 月 1 日	約　86ha
館内・新地地区	平成 23 年 4 月 1 日	約　 7ha
外海地区	平成 24 年 4 月 1 日	約 995ha
深堀地区	平成 24 年 4 月 1 日	約　46ha
高島北渓井坑跡地区	平成 26 年 4 月 1 日	約　 6ha

(4)　景観協議

市内全域で一定規模を超える大規模建築物等を計画する場合は、景観条例に基づく届け出が必要であり、魅力あるまちづくりを進めるため、景観形成基準に適合するよう助言や指導を行っている。

景観協議件数

年　　度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
件数	307	304	216	192	150

(5)　景観重要建造物の指定

建築物等の外観が景観上の特徴を有し、良好な景観の形成に重要なものを、「景観重要建造物」として 20 件を指定している。指定後は、外観の修繕等にかかる費用の一部を助成している。

(6)　景観まちづくり地域団体の認定及び助成

一定の地区において、景観の形成を推進する活動を継続している団体を、景観まちづくり団体として認定し、3 年間に限り活動費の一部を助成している。

(7)　長崎市都市景観賞

長崎の歴史的背景と地理的特色を生かし、周辺のまちなみに調和した建築物等に対して賞を贈ることにより、市民の景観に対する関心を高め、よりいっそう快適で美しいまちなみを守り育てることを目的としたものである。令和 7 年度までに 24 回実施しており、これまでに 139 作品を表彰している。

(8)　都市サインの整備

都市サインのデザインや体系の再整備を行うため、平成 7 年 3 月策定の「長崎市案内・誘導サイン整備基本計画」及び平成 26 年 3 月策定の「まちなか誘導案内板整備計画」に基づき、観光面における市街地の主要地区で順次整備を進めている。

■令和 7 年度末現在の設置数

歩行者系	案内サイン	38 箇所
	誘導サイン	280 箇所
自動車系　誘導サイン		30 箇所

(9)　屋外広告物

中核市移行に伴い、長崎市屋外広告物条例を平成 9 年 4 月に施行し、屋外広告物の許可や指導を行っている。また、令和元年度をもって、違反広告物除却推進員による、簡易広告物の違反広告物除却推進運動を廃止した。令和 2 年度より、市民からの違反広告物の通報を受け、職員による現地調査、指導、除却を行っている。

屋外広告物許可物件数

年　度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
件	2,590	2,782	2,444

違反広告物簡易除却物件数

年　度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
件	0	0	0

(10)　公共掲示板

広告物の公的掲示場所を提供することにより、まちの美観維持と文化活動の向上に寄与することを目的に、「ふれあい掲示板」を 58 基設置している。

(11)　歴史的風致維持向上推進

長崎市歴史的風致維持向上計画（令和 2 年 3 月 24 日主務大臣認定）に基づき、重点区域である山手・中央・館内区域において、令和 2 年 8 月に重点区域歴史まちづくり協議会として設立された「長崎居留地歴史まちづくり協議会」と連携し、歴史・伝統を守り、磨き、生かすことで、営みと賑わいが共生できるまちづくりを進めている。

(12)　夜間景観　夜景の更なる魅力向上を図るため、平成 29 年 5 月に策定した環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、「遠景の夜景みがき」と「中・近景の夜間景観づくり」の２つの視点で夜間景観を推進している。

５　地区計画

地区計画は、昭和 55 年の「都市計画法及び建築基準法の一部改正」により創設され、地区または街区を単

位として、それぞれの地区の特性に応じたきめ細かな街づくりを行うための都市計画制度の一つである。

地区計画の内容は、住民の総意のもと、道路・公園等の地区施設の配置や規模に関する事項、建築物の形態・用途・敷地に関する事項、土地利用に関する事項などのうち、地区の状況、特性に応じて必要なものを選択して定め、これに基づき開発行為や建築行為等を規制・誘導することにより良好な市街地の形成または保全を図るものである。

本市では、昭和 62 年に「長崎市地区計画等の案の作成手続に関する条例」を制定し、昭和 63 年「八千代町地区計画」の都市計画決定をはじめとして、以降、令和 3 年 3 月「長崎スタジアムシティ地区計画」の策定など、現時点で 39 地区の地区計画を定めており、今後さらに住民と一体となったまちづくりを進める上での有効な手段として、広範な活用を図っていく。

また、平成 4 年に「長崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例」を制定し、地区計画の内容を建築確認の審査事項に加え、良好な市街地の形成をより確実なものとしている。

6　斜面市街地再生事業

本市は、地形的な制約から車のアクセスが困難な斜面居住地が市街地の大半を占めている。これらの斜面市街地では、緊急車両のアクセス不可、災害の危険性、市民サービスの低下等の問題を有している。

このような問題の改善に向け、平成 2 年に斜面市街地の整備の基本的な考え方を「長崎市住環境整備方針」としてとりまとめ、平成 3 年度以降、地区ごとのまちづくり計画を策定し、斜面市街地再生事業を進めている。このうち十善寺地区においては、平成 7 年度から事業に取り組み、生活道路が完成した。このほか、7 地区（江平地区、稲佐・朝日地区、南大浦地区、北大浦地区、水の浦地区、岩瀬道・立神地区、立山地区）において、計画に基づき生活道路の整備を進めてきたが、未着手の生活道路については、事業完了までに、長期間、莫大な事業費を要することが予想されることから、地元のまちづくり協議会や自治会と事業の見直しについて協議を進めた結果、令和 5 年度に 4 地区（十善寺地区、江平地区、立神地区、水の浦地区）の整備を完了した。

7　住宅市街地総合整備事業

住宅市街地総合整備事業は、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成等を図りつつ職住近接型の良質な市街地住宅の供給を推進するため、住宅等の建設及び公共施設の整備等を総合的に行う事業である。

（泉・住吉地区）

泉・住吉地区の 11.9haを対象に、短大・工場・社宅の移転した跡地における土地利用転換と、周辺の道路・公園・下水道等の公共施設の整備を図るため、平成 7 年度に「泉・住吉地区住宅市街地総合整備事業整備計画」を策定し、平成 8 年 7 月に大臣承認を受けた。

住宅等の建設については、平成 10 年度から外語短大跡地の分譲住宅の建設工事に着手し、平成 12 年度に完成している。また、公共施設の整備についても、平成 10 年度から都市計画道路、雨水幹線工事、平成 16 年度からは市道の拡幅工事に着手しており、平成 22 年度までに全てが完成している。

［事業概要］

①　対象地区　　住吉町、花丘町、泉 1 丁目及び 2 丁目の各一部　約 11.9ha

整備計画の大臣承認　平成 8 年度

② 拠点地区　短大跡地、工場跡地、社宅跡地　約 2.0ha

③ 計画概要　○住宅供給計画（平成 12 年度完成）

・短大跡地（県公社）　：120 戸

・工場・社宅跡地（民間等）：110 戸

○公共施設整備計画

・都市計画道路住吉町高田郷線：Ｌ＝820m　Ｗ＝13m　拡幅整備(平成 22 年度完成)

・泉町公園（近隣公園）：Ａ＝1.06ha　再整備（平成 15 年度完成）

・住吉公園（街区公園）：Ａ＝0.44ha　再整備（平成 14 年度完成）

・岩屋 6 号雨水幹線：Ｌ＝445m　雨水幹線新設（平成 21 年度完成）

・花丘町住吉町線：Ｌ＝106m　Ｗ＝9m　拡幅整備（平成 21 年度完成）

（滑石地区）

滑石地区は、市内中心部から北北西へ 7～8㎞に位置し、かつてニュータウンとして開発された住宅市街地である。

当地区は、開発後 50 年を経過しつつあり、公的住宅の老朽化に伴い居住水準の向上やニーズに対応した建替え及び公共施設の整備を中心とした居住環境の再整備が課題となっている。

このことから、公的住宅団地の建替えによる良質な市街地住宅の供給に併せて、道路・河川・公園等を再整備すると共に、アーバンデザインの観点から民間住宅や商業施設の更新及び景観形成を誘導する。

［事業概要］

① 対象地区　滑石 3、4、5、6 丁目、横尾 1 丁目及び大園町の一部　約 112ha

整備計画の大臣承認　平成 17 年度

② 拠点地区　約 24.5ha

③ 計画概要　○住宅供給計画（約 2,440 戸）

Ａ工区～Ｈ工区　長崎県、長崎市、長崎県公社、特定施行者

○公共施設整備計画

・都市計画道路滑石町線　：Ｌ＝850m　Ｗ＝30m　拡幅整備

・大井手川　：Ｌ＝2,150m　再整備

・滑石中央公園（街区公園）：Ａ＝0.25ha　再整備（平成 14 年度完成）

・北陽公園（街区公園）　：Ａ＝0.31ha　再整備（平成 16 年度完成）

・大園公園（街区公園）　：Ａ＝0.18ha　再整備

8　中心市街地の再生

歴史的な文化や伝統に培われた「まちなか」は、社会情勢の変化により求心力を失いつつあったため、専門家や市民等で構成される「まちなか再生計画策定検討委員会」からの提案を踏まえ、平成 20 年 12 月に、「まちなか再生の行動に関する基本方針」を策定し、道路や交通、景観と地域文化、まちなか居住と賑わいの創出などの諸問題に対応しつつ、自主まちづくりや重点施策等の展開を図り、平成 25 年度から「まちぶらプロジェクト」として取り組みを進めてきた。今後も「まちなか再生」に取組み、新幹線開業

や長崎駅周辺の整備によって生み出される賑わいを「まちなか」に波及させるため、まちぶらプロジェクトを推進する。

また、これまで市街地の整備改善、まちなか居住の推進、商業の活性化等を目的として、平成 27 年より「第 1 期長崎市中心市街地活性化基本計画」及び「第２期長崎市中心市街地活性化基本計画」を内閣総理大臣による認定を受け各種施策を推進してきており、令和８年には「第３期長崎市中心市街地活性化基本計画」の認定を受け、交流人口拡大の効果が中心市街地全体に波及するよう快適で回遊したくなるまちづくりを行うとともに持続可能で力強い経済成長をを促すため経済活力に溢れるまちづくりを推進している。

令和６年４月には、長崎駅周辺再整備や長崎スタジアムシティなど、新たな集客拠点から生まれる賑わいを「まちなか」を含む都心部全体へ波及させ、将来も賑やかで暮らしやすいまちづくりを進めていくための指針として、「長崎都心まちづくり構想」を策定した。

９　唐人屋敷顕在化事業

唐人屋敷跡は、日本と中国の交流の歴史において大きな意味を持つことから、まちづくりの方向性を示した「都市計画マスタープラン」や「新地・十善寺地区まちづくりマスタープラン」の中にも歴史を活かした地区として位置づけられている。

こうした地区の整備の方向性を踏まえ、平成 12 年度の長崎市唐人屋敷跡活用検討協議会からの「唐人屋敷跡の活用に関する提言」および、平成 14 年度の長崎市唐人屋敷顕在化事業推進会議からの「唐人屋敷顕在化事業の推進に関する助言」に基づき、平成 13 年度から、具体的な事業に着手し、歴史を活かした観光拠点の整備、居住環境の整備などを図るため、道路、広場、拠点施設などの整備や、沿道建築物等の修景に対して、経費の一部を助成するまちなみ整備助成事業を行うとともに、まち歩きなどのソフト事業についても地域住民と一体となって推進してきた。

これまでに四隅モニュメント、天后堂前広場、唐人屋敷象徴門（誘導門、大門）、十善寺地区まちづくり情報センター、蔵の資料館、土神堂前公園等が完成している。

10　老朽危険空き家対策事業

老朽危険空き家対策事業では、長年放置され老朽化し、倒壊等の危険性がある空き家のうち、所有者からその建物及び土地の寄附が受けられる等の条件を満たすものについて除却し、跡地をポケットパーク等の公共性のあるものとして整備し、その日常的な管理を地元自治会に委ねている。当初は、特に整備が必要な既成市街地（約 1,070ha、105 町丁目）を対象区域としていたが、平成 24 年度からは、既成市街地（約 3,900ha、330 町丁目）に区域を拡大し、令和 2 年度からは、全市域を対象区域としている。

この事業は、平成 18 年度から地域住民の安全性の向上と地域コミュニティの支援を目的として創設され、平成 19 年度から地域住宅交付金（平成 22 年度から社会資本整備総合交付金、平成 29 年度から空き家対策総合支援事業補助金に移行）を活用している。

また、5 年間を事業期間として始めた事業であるが、地域住民の事業に対する評価が高いことから、事業期間を延長し、住環境整備の推進を図っている。

年　度	申込件数	除却件数	備　　考
H18～R6	597	56	－
R7	1	0	－
計	598	56	－

住　居　表　示

住居表示に関する法律（昭和37年5月10日法律第119号）に基づき本市では、昭和38年中島川から長崎駅周辺の復興土地区画整理第１工区及びその周辺地区について、第１回目の町界町名整理と住居表示を実施し、次に掲げているように61回に渡って関係者の協力を得ながら、住居表示の実施並びにこれと関連した町界町名の整理を行ってきている。

１　進捗率

（令和8年4月1日現在）

区　　分	面　　積		世　　帯　　数		町 数
①実施済区域	41.884　k㎡	進捗率	142,995 世帯	進捗率	325
②市内全域	405.690　k㎡	①／②　10.32%	204,696 世帯	①／②　69.86%	478
③市街化区域	62.320　k㎡	①／③　67.21%			－
④全体計画区域	43.013　k㎡	①／④　97.38%	147,665 世帯	①　／④　96.84%	336

２　住居表示の実施状況

実施年月日		町　　名	実施面積（k㎡）	世帯数	町数
1	S38.11. 1	江戸町外 15 町	0.942	4,154	16
2	S39. 2. 1	西坂町外 7 町	0.590	2,676	8
3	S39. 4. 1	出島町、新地町	0.180	714	2
4	S39. 7. 1	大橋町外 10 町	1.196	7,673	11
5	S39.10. 1	目覚町外 6 町	0.781	4,762	7
6	S39.12. 1	松山町外 8 町	1.258	6,168	9
7	S40. 4. 1	坂本町外 9 町	1.014	6,635	10
8	S40.11. 1	稲佐町外 13 町	1.212	4,388	14
9	S41. 3. 1	淵町外 12 町	1.527	8,190	13
10	S41.11. 1	八幡町外 13 町	0.600	5,296	14
追加	S47.11. 1	淵町、江の浦町、平戸小屋町（追加分）	0.135	－	－
11	S48. 4. 1	高平町外 28 町	1.949	10,025	29
12	S48. 2. 1	五島町、樺島町、元船町	0.176	1,412	3
13	S48.11. 1	松が枝町、相生町、上田町、出雲 1・2 丁目	0.332	1,310	5
14	S49. 3. 1	南山手町外 7 町	0.404	1,555	8
15	S49.12. 1	川上町外 6 町	0.535	2,023	7
16	S51. 6. 1	滑石 1 丁目外 10 町	1.919	9,531	11
17	S52. 9. 1	新中川町外 11 町／八幡町（追加分）	1.334	3,852	12
18	S53. 6. 1	西山台 1・2 丁目	0.319	743	2
19	S54. 1. 1	鶴見台 1・2 丁目	0.236	887	2
20	S55.11. 1	横尾 1～5 丁目／滑石 3 丁目（追加分）	0.712	2,397	5
21	S56.11. 1	伊勢町外 14 町	1.067	4,893	15
22	S57. 6. 1	三景台町	0.160	417	1
23	S58.10. 1	女の都 2～4 丁目	0.564	1,728	3
24	S59. 3. 1	かき道 2・3 丁目	0.540	1,262	2
25	S59. 8. 1	鶴の尾町	0.126	418	1
26	S59.10. 1	平山台 1・2 丁目	0.400	868	2
27	S60. 9. 1	大宮町（追加分）	0.021	－	－
28	S60.10. 1	鳴見台 1・2 丁目	0.627	1,654	2
29	S62. 3. 2	城山台 1・2 丁目／金堀町（追加分）	0.777	1,203	2
30	S63. 6. 6	葉山 1・2 丁目、岩屋町、エミネント葉山町	0.795	3,395	4
31	H元. 2. 6	下西山町	0.055	218	1

実施年月日		町　　名	実施面積（k㎡）	世帯数	町数
32	H元.12. 4	立山1～5丁目	0.470	966	5
33	H 2.10. 8	かき道4・6丁目	0.333	792	2
追加	H 2.10. 8	元町外4町（追加分）	0.140	－	－
34	H 3. 2. 4	ダイヤランド1～4丁目	1.038	2,108	4
35	H 4. 2. 3	新戸町1丁目外5町／若竹町外1町（追加分）	0.965	2,785	6
36	H 4. 8. 3	坂本2丁目外3町／本尾町外3町（追加分）	0.845	1,183	4
37	H 5. 8. 2	界1・2丁目	0.332	1,077	2
38	H 5.11. 1	大手2・3丁目／石神町外1町（追加分）	0.288	943	2
39	H 6. 2.28	上銭座町外2町／天神町外2町（追加分）	0.400	724	3
39	H 6. 2.28	西町、緑が丘町	0.286	1,067	2
39	H 6. 2.28	かき道1・5丁目	0.345	903	2
40	H 6.10.31	赤迫1丁目外7町／泉1丁目外2町（追加分）	0.741	4,021	8
40	H 6.10.31	つつじが丘1～5丁目	0.367	1,213	5
41	H 7. 2. 6	上西山町、西山本町、西山1～3丁目	0.732	2,285	5
42	H 7.10.30	田上1丁目外5町／椎の木町外1町（追加分）	0.836	1,809	6
43	H 8. 2. 5	錦1～3丁目	0.202	999	3
43	H 8. 2. 5	寺町／高平町、愛宕1・2丁目（追加分）	0.413	32	1
44	H 9.11. 4	三景台町、錦3丁目（追加分）	0.040	－	－
45	H10. 3. 2	東立神町外3町／東琴平1丁目外2町（追加分）	1.007	578	4
46	H10.10. 5	上戸町1～4丁目	0.371	1,266	4
47	H11.11. 8	国分町外4町／梁川町外3町（追加分）	0.839	1,930	5
48	H12. 2. 7	稲佐町外3町（追加分）	0.292	－	－
49	H13. 2. 5	京泊1丁目外4町／大園町（追加分）	1.829	2,373	5
50	H14. 1.15	三原1丁目外2町／西山台1丁目（追加分）	0.832	3,110	3
追加	H14.10. 9	片淵3丁目（追加分）	0.029	－	－
51	H15. 1.14	本河内1～3丁目	0.682	1,267	3
52	H16. 1.13	小江原1～5丁目	1.395	3,221	5
53	H16.10.12	春木町外6町／岩見町（追加分）	1.524	3,505	7
追加	H17. 4.22	出島町外1町（追加分）	0.107	－	－
54	H18. 3.20	愛宕4丁目／弥生町外2町（追加分）	0.279	326	1
55	H18. 6.19	小菅町（追加分）	0.076	－	－
56	H19. 1. 9	銀屋町、東古川町（旧町名復活）	(0.024)	(310)	2
57	H20. 1.15	けやき台町外2町／出雲1丁目外3町（追加分）	0.541	845	3
58	H20. 2. 2	矢上町／かき道1丁目（追加分）	0.604	928	1
59	H21. 1.13	泉1丁目（追加分）	0.108	－	－
60	H22. 7.20	船大工町（旧町界への変更）	(0.008)	(94)	－
61	H23. 1.11	新戸町4丁目	0.113	252	1
計			41.884	142,955	325

※　世帯数は、令和8年4月1日現在の数であり、住居表示を追加実施した町の世帯数については、初回に実施した回数に一括で記載している。

※　住居表示の実施により消滅した町名が、後年、復活した場合、その町の面積及び世帯数については、消滅した時点で計上されているため、復活した時点では（　）で表示し、集計しないこととする。

住居表示を一部実施している町（未実施区域が残る町）
青山町、秋月町、飽の浦町、油木町、出雲2丁目、出雲3丁目、入船町、岩屋町、大谷町、大鳥町、片淵3丁目、片淵4丁目、片淵5丁目、上戸町4丁目、川上町、小菅町、昭和3丁目、白木町、新戸町3丁目、田上1丁目、田上3丁目、戸町2丁目、滑石4丁目、鳴滝3丁目、虹が丘町、西山1丁目、西山台2丁目、星取2丁目、本河内3丁目、水の浦町、八つ尾町(計３１町)

地　籍　調　査

地籍調査とは、国土調査法に基づく国土調査の一つで、一筆ごとの土地の所有者、地番及び地目の調査並びに境界の確認・測量及び面積の測定を行うものである。調査の結果は、地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）として取りまとめられ、この写しが法務局に送られることで、法務局の登記簿と地図が更新されることになる。

長崎市では、合併前にすでに調査を完了している香焼、野母崎、三和、外海、琴海の各地区を除いて、市内全域において地籍調査を実施することとし、平成22年度から調査を進めている。

地籍調査の実施地区は、町単位を基本とするが、面積が大きい町は分割し、小さい町は複数の町で1地区を構成する。1地区につき3、4年をかけて調査を行うことになる。

なお、地籍調査を実施することで、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や災害復旧の迅速化、公共事業の効率化などへの効果が期待される。

（1）進捗状況　　（R8. 3. 31）

調査対象面積	調査済（換算）面積	進捗率
386.75㎢	168.50㎢	43.6%

（2）実施地区

令和7年度までの調査完了地区	令和8年度実施予定地区
香焼、野母崎、三和、外海、琴海の各地区、古賀町の一部、松原町の一部、西山台1・2丁目、つつじが丘1～5丁目、中里町の一部、船石町の一部、東町の一部、天神町、浜平1丁目、御船蔵町、田中町の一部、緑が丘町、江里町、白鳥町、塩浜町、入船町、飽の浦町、秋月町、幸町、宝町、八千代町、銭座町、星取1丁目、川上町、椎の木町、小江原3丁目、小江町の一部、立山1～5丁目、三原2丁目、西町、稲佐町、油木町、千々町の一部、稲田町、中新町、十人町、館内町、水の浦町、大谷町、坂本2・3丁目、目覚町、緑町、上銭座町、大鳥町、丸尾町、元町、日の出町、高丘1・2丁目、浜平2丁目、磯道町の一部、城栄町、城山町、旭町、弁天町、飯香浦町の一部、曙町、光町、淵町、立岩町、虹が丘町、八景町、田上2丁目、青山町の一部、大崎町の一部、宮摺町の一部、大浦町、東山町、下町、平戸小屋町、江の浦町、南が丘町、南町、柳谷町、花園町	金堀町の一部、西山1丁目の一部、片淵4丁目、梁川町、竹の久保町、岩川町、浜口町、東山手町、梅香崎町、宝栄町、千々町の一部、坂本1丁目、若草町、富士見町、石神町、扇町

交　通　対　策

本市の主要幹線道路は、東方向から国道 34 号（日見街道）、国道 34 号長崎バイパス、西方向から国道 202 号（外海～長崎駅前～都心）、北方向から国道 206 号（琴海～横道～赤迫～都心）、また南方向から国道 324 号（茂木街道）、一般国道 499 号（野母～江川～都心）が、いずれも市街地部に迫る山々の谷あいや海岸を走り、都心部に集まる一点集中型の道路体系（放射線型）となっている。そのために、放射環状型の幹線道路網の整備に取り組んでいる。

1　幹線道路の整備状況

路　線　名	概　要
九州横断自動車道 長崎大分線 （長崎自動車道）	長崎市～大分市　延長 254km　幅員 22.0m（4 車線） 長崎多良見ＩＣ～武雄北方ＩＣ　延長約 56km　H2 年 1 月供用開始 （うち長崎多良見ＩＣ～大村ＩＣ　S57 年 11 月供用開始） 長崎ＩＣ～長崎多良見ＩＣ　延長約 11.3km（2 車線）　H16 年 3 月供用開始 長崎芒塚ＩＣ～長崎多良見ＩＣ　延長約 8.3 ㎞　R1 年 6 月　全線 4 車線運用開始 長崎ＩＣ～長崎芒塚ＩＣ　延長約 3.0 ㎞　R4 年 3 月　全線 4 車線運用開始
浦上川線	松山町～茂里町　延長約 0.9km　幅員 16.5～34.0m　H元年度供用開始 茂里町～元船町　延長約 2.4km　幅員 16.5～40.0m　H22 年 11 月供用開始
長崎時津縦貫線	茂里町～時津町　延長約 7.0km　幅員 12.0～18.0m　R3 年 11 月都市計画決定 茂里町～滑石 2 丁目　延長約 5.3km　幅員 12.0～18.0m　R4 年 4 月事業化
長崎外環状線	時津町～江川町　延長約 22.2km　幅員 19.0m（4 車線）S50 年 12 月都市計画決定 時津町～川平町（川平有料道路）　延長約 4.7km（2 車線）　H2 年 7 月供用開始 川平町～西山（代替ルート）　延長約 3.8km（2 車線）　H3 年 3 月供用開始 早坂町～田上 3 丁目　延長約 1.3km（2 車線）　H15 年 3 月供用開始 田上 3 丁目～新戸町　延長約 2.5km（2 車線）　H23 年 2 月供用開始 新戸町～江川町　延長約 5.2km（2 車線）　H28 年 4 月事業化
一般国道 34 号 日見バイパス	田中町～馬町　延長約 7.1km　幅員 25.0～35.0m　S52 年 10 月･S55 年 3 月都市計画決定 本河内～芒塚町　延長約 2.3km　幅員 25.0m　H11 年 11 月　暫定 2 車線で供用開始 妙相寺～奥山　　延長約 1.3km　幅員 25.0m　H18 年 3 月 4 車線供用開始 本河内町～芒塚町（新日見トンネル）　延長 1.6km　R3 年 3 月 4 車線供用開始
一般国道 499 号	H3 年 3 月都市計画決定　小ケ倉町 2 丁目～平山町　延長約 5.4km 幅員 19.0m（4 車線） 江川町～平山町　延長約 2.5km　幅員 25.0m　H23 年 3 月供用開始 平山町～布巻町　延長約 1.3km　幅員 22.0m　H20 年 4 月事業化 蚊焼町　　延長約 0.6km　幅員 14.5m　H24 年 3 月供用開始 蚊焼町～黒浜町　延長約 2.1 ㎞　幅員 9.75m　R4 年 3 月供用開始
一般国道 324 号 出島バイパス	新地町～早坂町　延長約 3.4km　幅員 20.0m（4 車線） H3 年 3 月都市計画決定　H16 年 3 月供用開始
女神大橋線	新戸町～大浜町　延長約 5.0km　幅員 25.0m（4 車線）H3 年 12 月都市計画決定 戸町 4 丁目～大浜町　延長約 4.0km　H17 年 12 月供用開始 新戸町～戸町 4 丁目　延長約 1.1km　H20 年 3 月供用開始
一般県道伊王島香焼線 （伊王島大橋）	伊王島町 2 丁目～香焼町　延長約 2.7km　幅員 10.0m（2 車線） H23 年 3 月供用開始

2　主要地点の交通量（R3 年度全国道路交通情勢調査、12 時間・24 時間の自動車類台数）

路線	地点	車線数	自動車類(12h)			自動車類(24h)		
			小型車	大型車	計	小型車	大型車	計
206 号	六地蔵前	4	30,481	2,513	32,994	38,291	4,601	42,892
202 号	長崎駅前	6	34,766	4,980	39,746	45,314	6,087	51,401
202 号	稲佐町	4	10,416	1,203	11,619	12,807	1,717	14,524
324 号	愛宕 3 丁目	2	7,472	324	7,796	9,251	401	9,652
34 号	新大工町	4	24,476	2,099	26,575	31,389	3,159	34,548
34 号	田中町	2	8,695	748	9,443	11,332	1,086	12,418
長崎バイパス	間の瀬IC～川平ＩＣ	4	21,996	2,679	24,675	28,726	3,498	32,224
499 号	松が枝町	6	24,110	2,393	26,503	30,320	3,869	34,189

3　公共輸送機関別輸送状況（長崎市統計資料）

区分	輸送量（人／日）					輸送量分担率（%）				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
合計	159,954	159,233	176,691	185,496	185,332	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
バス	99,060	98,740	106,773	110,096	109,687	61.9	62.0	60.4	59.3	59.2
路面電車	29,089	30,982	37,300	40,923	41,429	18.2	19.5	21.1	22.1	22.3
鉄道	11,063	11,154	13,010	14,153	14,955	6.9	7.0	7.4	7.6	8.1
タクシー	20,742	18,357	19,608	20,323	19,221	13.0	11.5	11.1	11.0	10.4

※　バス・路面電車・鉄道は各年度末の集計、タクシーは各年 12 月末の集計。
※　本市の平均運行速度　　バス約 15km／h　　路面電車約 15km／h

4　九州新幹線西九州ルート

〈目的〉

全国の高速交通体系の主軸として国土の背骨を形成し、国土の均衡のとれた発展と西九州地域の一体的振興を促すとともに本市をはじめとする長崎県勢の浮揚を図る。

〈概要〉

・区　　間　長崎市～福岡市　総延長約 143km
・認可区間　武雄温泉～長崎間（西九州新幹線）
　延　　長　約 66km（工事延長約 67km）
　事業費　　約 6,197 億円
　駅の位置　武雄温泉駅（併設）、嬉野温泉駅（新設）
　　新大村駅（新設）、諫早駅（併設）、長崎駅（併設）
　線路規格　標準軌
　認可日　　平成 24 年 6 月 29 日（工事実施計画（その 1））
　　平成 29 年 5 月 19 日（工事実施計画（その 2））
　変更認可　平成 31 年 4 月 12 日（工事実施計画の変更認可）
　認可内容　用地、土木構造物関係(工事実施計画(その 1))

軌道、電気、信号・通信、車両検修などの開業設備(工事実施計画(その 2))
工事費の変更　約 5,009 億円→約 6,197 億円（変更認可）
事業期間　　平成 24 年度～令和 7 年度（令和 4 年 9 月 23 日に対面乗換式にて開業）

〈これまでの経緯〉

九州新幹線西九州ルートについては、昭和 48 年の整備計画決定以来、これまで多くの関係者の積極的な取組みが続けられた結果、平成 24 年 6 月に、武雄温泉～長崎間を軌間可変電車方式（フリーゲージトレイン）により整備する内容の認可がなされた。

しかしながら、技術的な問題から平成 30 年 7 月にフリーゲージトレイン導入を断念するに至り、令和 4 年 9 月 23 日より武雄温泉駅でフル規格新幹線と在来線特急を同じホームで乗り換える対面乗換方式（リレー方式）にて運行が開始された。

現在は、新幹線効果が最大限発揮されるよう、未整備区間（新鳥栖～武雄温泉間）の早期整備を国に求めるとともに、東アジアの陸の玄関口にふさわしい、地域の魅力や個性を活かした長崎駅周辺のまちづくりに取り組んでいるところである。

５　ＪＲ長崎本線連続立体交差事業

ＪＲ長崎本線連続立体交差事業は、鉄道の高架化による東西市街地の一体化や、踏切除却による交通混雑や踏切事故の解消を図るとともに、西九州新幹線（長崎～武雄温泉）及び長崎駅周辺土地区画整理事業と一体となって長崎駅周辺地区の再整備を行うもので、平成 21 年度から事業に着手し、令和 2 年 3 月 28 日に在来線の高架化による運行が開始され、令和 7 年度末に事業が完了した。

【ＪＲ長崎本線連続立体交差事業の概要】

・事業主体　　長崎県
・事業区間　　松山町～尾上町　約 2.5 ㎞
・工事方法　　仮線方式
・除却踏切　　竹岩橋踏切、梁川橋踏切、宝町踏切、幸町踏切
・高架化駅　　長崎駅、浦上駅
・事業期間　　平成 21 年度～令和 7 年度（令和 2 年 3 月 28 日高架化完了）
・総事業費　　約549億円

駐　　車　　場

本市中心市街地では、これまで、駐車対策を推進するために、昭和 42 年に都心部 158haを駐車場整備地区に指定し、市営桜町駐車場、市民会館地下駐車場及び松が枝町駐車場の 3 箇所の都市計画駐車場を含む 4 箇所の市営駐車場を供用した。その後、昭和 49 年に松が枝地区、平成 6 年には住吉地区と浦上地区の駐車対策を推進するために駐車場整備地区の拡大を行い、現在 341haを指定している。

また、民間施設の駐車対策として昭和 45 年には「長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」を定め、一定規模以上の建物に駐車場の設置を義務付けた。この条例は、附置義務基準の強化と適用地区の拡大を図るため平成 5 年 3 月に全部改正、平成 13 年 6 月には、荷捌きのための駐車施設の附置を義務付ける改正、令和 4 年 12 月には、現状の駐車場の供給量の充足等を踏まえ、原単位の変更、低減措置の追加を行うとともに、車いすを利用する方などの駐車施設設置を義務付ける改正を行い、令和 5 年 4 月より施行している。

また、平成 6 年 10 月には、駐車場法に基づき駐車場整備地区内における駐車場整備の基本方針、目標等を定めた「長崎市駐車場整備計画」を策定し、平成 6 年 8 月に平和公園駐車場、平成 8 年 4 月に桜町駐車場（増設）、平成 9 年 11 月に松山町駐車場、平成 10 年 9 月に茂里町地下駐車場、平成 18 年 4 月に松が枝町第 2 駐車場（県から移管）を供用し、さらに、長崎駅周辺土地区画整理事業により、令和 2 年 3 月に長崎駅西口自動車整理場を供用した。

また、市営茂里町地下駐車場を地下機械式から平面自走式に変更する再整備を行い、市営茂里町駐車場として、令和 3 年 2 月に供用した。

1　市営駐車場

（R8.4.1 現在）

名称／区分	桜町駐車場	市民会館地下駐車場	松が枝町駐車場	松が枝町第2駐車場	平和公園駐車場	茂里町駐車場	松山町駐車場	長崎駅西口自動車整理場
施設構造	鉄骨鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート地下2層式	鉄筋コンクリート地下1層式 広場式1箇所	鉄筋コンクリート地上2階地下1階式	鉄骨鉄筋コンクリート地下1層式 広場式2箇所	平面式	鉄筋コンクリート地上2階地下1階式	平面式
駐車場面積	3,688.83㎡	6,617.3㎡	3,878.8㎡	4,200㎡	7,384㎡	2,770㎡	9,300.88㎡	
収容台数	普通車　170台 二輪車　44台	普通車　168台 二輪車　73台	バス　15台 マイクロバス 1台 普通車　40台 二輪車　5台	バス　11台 普通車　98台 二輪車　17台	バス　32台 普通車　88台 二輪車　6台	普通車　135台	バス　10台 普通車　292台	普通車　16台
事業費	7億4,395万円	4億799万円	6億3,825万円	30億円	約44億4,491万円	2億2,064万円	28億3,000万円	2,330万円
供用開始	平成8年4月1日	昭和49年1月14日	昭和51年7月1日	平成2年3月	平成6年8月1日	令和3年2月1日	平成9年11月3日	令和2年3月28日
R7年度実績（1日平均利用台数）	普通車　114台	普通車　172台	普通車　66台 バス（マイクロ含む） 25台	普通車 149台 バス（マイクロ含む） 5台	普通車　182台 バス（マイクロ含む） 34台	普通車　148台	普通車　350台 バス（マイクロ含む） 2台	普通車　99台

2　市営駐車場の利用料金

(1)　長崎市桜町駐車場　　(R8. 4. 1適用)

種別／車種	昼間駐車料金					夜間駐車料金	定期駐車料金	
	平日		休日					
			2時間30分以内		2時間30分を超える場合			
	最初の30分まで	その後30分までごと	最初の30分まで	その後30分までごと			全日	昼間（午前8時から午後7時まで）又は夜間（午後6時から翌日の午前8時まで）
普通自動車 小型自動車 軽自動車	円 140	円 130	円 140	円 130	円 730	円 830	円 19,420	円 14,020

(2)　長崎市民会館地下駐車場　　(R8. 4. 1適用)

種別／車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金	定期駐車料金	
	最初の30分まで	その後30分までごと		全日	昼間（午前8時から午後7時まで）又は夜間（午後6時から翌日の午前8時まで）
普通自動車 小型自動車 軽自動車	円 140	円 130	円 830	円 19,420	円 14,020

(3)　長崎市松が枝町駐車場　　(R8. 4. 1適用)

種別／車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	最初の1時間まで	その後30分までごと	夜間（午後5時から翌日の午前8時まで）
バス	円 1,500	円 750	円 1,040
普通自動車 小型自動車 軽自動車	300	150	830

(4)　長崎市平和公園駐車場

(ア)　地上部分　　(R8. 4. 1適用)

種別（入出庫1回につき）／車種	午前7時から午後8時までの1日当たりの駐車料金				午後8時から翌日の午前7時までの駐車料金
	1時間まで	1時間を超え1時間30分まで	1時間30分を超え2時間まで	2時間を超える場合	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	260円	380円	510円	620円	1時間につき 70円

（イ） 地下部分

a　バス　　（R8. 4. 1適用）

種別／車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	1時間まで	その後30分までごと	
バス	円 1,500	円 750	円 1,040

b　その他

種別／車種	昼間駐車料金				夜間駐車料金
	1時間まで	1時間を超え1時間30分まで	1時間30分を超え2時間まで	2時間を超える場合	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	円 260	円 380	円 510	円 620	円 830

(5)　長崎市茂里町駐車場　　（R8. 4. 1適用）

種別／車種	昼間駐車料金		午後10時から翌日の午前8時までの駐車料金	定期駐車料金
	最初の30分まで	その後30分までごと		
普通自動車 小型自動車 軽自動車	円 140	円 130	円 30分につき40	円 11,000

(6)　長崎市松山町駐車場

a　バス　　（R8. 4. 1適用）

種別（入出庫1回につき）／車種	午前7時30分から午後10時までの1日当たりの駐車料金		午後10時から翌日の午前7時30分までの駐車料金
	1時間まで	1時間超	
バス	円 30分につき750	円 2,100	円 30分につき50

b　普通自動車、小型自動車及び軽自動車

種別／車種	入出庫1回ごとの駐車料金			定期駐車料金	
	午前7時30分から午後10時まで（1日当たり）		午後10時から翌日の午前7時30分まで		
	2時間まで	2時間を超える場合		全日	昼間（午前7時30分から午後10時まで）
普通自動車 小型自動車 軽自動車	円 30分につき120	円 620	円 30分につき40	円 15,710	円 13,610

(7)　長崎市松が枝町第2駐車場　　(R8. 4. 1適用)

種別／車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金	定期駐車料金
	最初の1時間まで	その後30分までごと		
バス	円 1,500	円 750	円 1,040	
マイクロバス	750	370	1,040	
普通自動車 小型自動車 軽自動車	300	140	830	円 12,000

(8)　長崎駅西口自動車整理場　　(R8 4. 1適用)

種別／車種	入出庫1回ごとの駐車料金
普通自動車、小型自動車、軽自動車	入庫後30分につき200円

駐車時間が20分以内の場合は無料

(9)　長崎市桜町駐車場、長崎市民会館地下駐車場、長崎市松が枝町駐車場、長崎市平和公園駐車場及び長崎市松が枝町第2駐車場の二輪自動車駐車料金　　(R8.4.1適用)

単位	駐車料金	
	最初の1時間30分まで	1時間30分を超える場合
入出庫1回につき	30分につき60円	200円

入庫した日の翌日以降に出庫する場合の駐車料金の額は、この表の1時間30分を超える場合に掲げる額に入庫した日から起算して出庫した日までの日数を乗じて得た額とする。

3　駐車場等の整備状況

(R8. 4. 1)

都市計画駐車場				附置義務駐車施設		届出駐車場		路上駐車場	総供用数	
供用中		未供用								
箇所	台数	箇所	台数	箇所	台数	箇所	台数	台数	箇所	台数
(5) 5	(758) 758	－	－	(58) 595	(12,779) 36,480	49	8,950	－	649	46,188

（注）都市計画駐車場欄、附置義務駐車施設欄の（　）は届出駐車場（内数）である。

届出駐車場は都市計画駐車場及び附置義務駐車場施設を除く。

4　二輪車等駐車場

道路残地などの市有地を利用して、計 21 箇所、1,040 台分の駐輪場の整備を行っている。

一方、近年、有料の民間駐輪場の整備が進んでいることから、受益者への適切な負担を求め、民間による駐輪場整備の機運を高めるとともに、駐輪場の適切な管理・運営に資するため、市街地中心部にある施設について、順次、有料化を進めている。現在の設置場所、台数及び有料無料の別は、次のとおりである。

(R8.4.1)

名　称	台数	有料・無料
長崎市築町二輪車等駐車場	172 台	有料
長崎市古川町二輪車等駐車場	45 台	有料
長崎市万才町二輪車等駐車場	84 台	有料
長崎市元船町二輪車等駐車場	83 台	有料
長崎市尾上町二輪車等駐車場	66 台	有料
長崎市恵美須町二輪車等駐車場	29 台	有料
長崎市新地町二輪車等駐車場	21 台	有料
長崎市元船町第 2 二輪車等駐車場	17 台	有料
長崎市住吉町二輪車等駐車場	20 台	有料
長崎市興善町二輪車等駐車場	18 台	有料
長崎市新大工町二輪車等駐車場	22 台	有料
長崎駅二輪車等駐車場	88 台	有料
長崎市浦上駅二輪車等駐車場	90 台	有料
長崎市矢の平 1 丁目二輪車等駐車場	17 台	無料
長崎市西山 2 丁目二輪車等駐車場	23 台	無料
長崎市若葉町二輪車等駐車場	97 台	無料
長崎市大橋町二輪車等駐車場	65 台	無料
長崎市東山町二輪車等駐車場	10 台	無料
長崎市東山町第 2 二輪車等駐車場	15 台	無料
長崎市立山地区二輪車等駐車場	20 台	無料
長崎市松原町二輪車等駐車場	38 台	無料
計	1,040 台	

５　二輪車等駐車場の利用料金

(1)　通常の駐車　　(R8. 4. 1適用)

区分			入出庫1回ごとの金額
長崎市築町二輪車等駐車場、長崎市古川町二輪車等駐車場、長崎市万才町二輪車等駐車場、長崎市恵美須町二輪車等駐車場、長崎市新地町二輪車等駐車場、長崎市元船町第2二輪車等駐車場、長崎市住吉町二輪車等駐車場、長崎市興善町二輪車等駐車場、長崎市新大工町二輪車等駐車場及び長崎市浦上駅二輪車等駐車場	24時間以内の場合	最初の1時間まで	円 100
		1時間を超えるとき	200
	24時間を超える場合		24時間につき　200
長崎市元船町二輪車等駐車場、長崎市尾上町二輪車等駐車場及び長崎駅二輪車等駐車場	8時間以内の場合	最初の1時間まで	100
		1時間を超えるとき	200
	8時間を超える場合		8時間につき　100

(2)　長崎市築町二輪車等駐車場に係る定期駐車券及び回数駐車券

区分	金額（円）
長崎市築町二輪車等駐車場に係る定期駐車券	月額　3,140
回数駐車券（11枚つづり）	2,000

土　地　対　策

開発許可制度は都市計画法に基づくもので、優先的、計画的に市街化を図る「市街化区域」と市街化を抑制する「市街化調整区域」（いわゆる「線引き都市計画区域」）、「非線引き都市計画区域」及び「都市計画区域外」において無秩序な市街化を防止し、公共・公益施設が整備され、かつ、安全性の確保された健全な市街地を計画的・段階的に形成していくことを目的にした制度である。

1　都市計画法に基づく開発許可

長崎市内において開発行為を行おうとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。（法第 29 条）

（許可が必要な開発区域の面積について）

- 市街化区域　　1,000 ㎡以上
- 市街化調整区域　　全て
- 非線引き都市計画区域　　3,000 ㎡以上
- 都市計画区域外　　10,000 ㎡以上

令和 8 年 4 月 1 日現在

事項＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
開発許可（協議）（法第 29 条、法第 34 条の 2）	8	7	10	8	6
開発変更許可（協議）（法第 35 条の 2）	1	7	2	6	2
建築等許可（法第 43 条）	5	4	6	2	4
開発行為又は建築等に関する証明書交付件数（法施行規則第 60 条）	56	59	54	37	40

大規模開発の状況（宅地開発 1ｈａ以上）　　（開発許可(協議)後を記入）　　令和 8 年 4 月 1 日現在

番号	申請者	申請地	面積（㎡）	計画戸数	備考	通称
1	日生不動産㈱	古賀町	12,703	48	昭和 49 年 8 月完了	古賀団地（つつじが丘）
2	西日本菱重興産㈱	大浜町	31,238	116	昭和 50 年 7 月完了	大浜団地
3	柿田康郎　他 4 名	滑石町	25,753	67	昭和 50 年 12 月完了	―
4	㈲くみあいマート	滑石町	15,657	51	昭和 51 年 5 月完了	―
5	重橋正男　他 9 名	滑石町	20,229	61	昭和 51 年 5 月完了	―
6	西日本菱重興産㈱	大浜町	19,024	49	昭和 52 年 6 月完了	―
7	㈲安部組	滑石町	30,600	74	昭和 53 年 1 月完了	―
8	長崎パルコン㈱	鳴見町	10,989	27	昭和 53 年 11 月完了	パルコン第１、第２
9	長崎パルコン㈱	鳴見町	36,777	82	昭和 54 年 5 月完了	
10	京王帝都電鉄㈱	三景台町	158,355	409	昭和 56 年 3 月完了	三景台団地
11	共立建設㈱　他 1 名	新戸町､小ヶ倉町	25,424	57	昭和 56 年 7 月完了	共立団地
12	日本国土開発㈲	金堀町､立岩町	329,970	733	昭和 57 年 3 月完了	グリーンハイツ城山台
13	富士開発㈱	古賀町	21,265	60	昭和 57 年 10 月完了	富士団地
14	琴の海産業開発㈱	平山町	326,289	773	昭和 58 年 1 月完了	平山台団地
15	長崎県労働生活組合	川平町	14,927	46	昭和 58 年 8 月完了	労生協団地
16	東亜地所㈱ 明豊開発㈱	鳴見町	497,665	1,264	昭和 59 年 2 月完了	光風台
17	ヒラカタ産業㈱	大宮町	20,395	79	昭和 59 年 3 月完了	パークタウン大宮
18	中尾地所 崎陽地所㈱	金堀町	34,377	97	昭和 59 年 6 月完了	中尾団地

番号	申請者	申請地	面積（㎡）	計画戸数	備考	通称
19	丸善産業開発㈱	大手町	14,898	39	昭和58年11月第1工区完了 昭和60年4月第2工区完了	丸善団地
20	㈱林兼商会	葉山町	105,910	318	昭和60年6月完了	エミネント葉山
21	東海建設㈱	坂本町	18,320	65	昭和60年8月完了	陽光台
22	亀谷建設㈱	大手町	13,577	48	昭和60年8月完了	文教台
23	㈱葵物産	葉山町	37,385	95	昭和60年12月完了	滑石葵団地
24	ヒラカタ産業㈱	住吉町、泉町	17,419	108	昭和61年7月完了	—
25	誠商事㈲	住吉町、赤迫町	14,692	54	昭和63年4月完了	アベニュー住吉
26	長崎市	錦町	16,082	106	昭和63年9月完了	中河内団地
27	三菱開発㈱	小ヶ倉町2・3丁目、磯道町、古道町	911,800	1,960	平成元年4月完了	南長崎ダイヤランド
28	㈱飛鳥建設 飛栄産業㈱	小江原町、小江町	468,800	1,309	平成2年1月完了	小江原ニュータウン
29	誠商事㈲ ダイア建設㈱	赤迫町	12,980	154	平成3年3月完了	ダイアパレス住吉
30	西日本産業㈱	八つ尾町	29,841	137	平成4年2月完了	八ツ尾団地
31	真和商事㈱	東琴平町、西琴平町	12,075	55	平成4年3月完了	琴平団地
32	㈲中島建設	向町	14,153	56	平成4年7月完了	式見台
33	長崎市	戸町2丁目	45,594	236	平成5年3月完了	市営二本松団地
34	㈱穴吹工務店	西北町、若竹町	10,290	156	平成5年10月完了	サーパス住吉台
35	㈱グリーンハウス	多以良町	36,187	94	平成6年5月完了	ハーベン長崎
36	㈲ゾーニング	鳴見町	11,604	37	平成6年6月完了	—
37	㈱馬場住研 ㈱高木工務店	田中町	15,821	195	平成7年2月完了	フォーレ東望
38	西日本菱重興産㈱	小瀬戸町、木鉢2丁目	11,030	44	平成7年10月完了	—
39	㈲女都産業	三原町	17,508	43	平成7年11月完了	—
40	㈱サンヒルズ長崎	国分町、小菅町、戸町1・2丁目	100,508	449	平成8年4月完了	サンマリーナ長崎
41	㈱田浦組	戸町3丁目	27,262	346	平成8年6月完了	—
42	鹿島道路㈱ ㈾三星産業 ㈱吾功創建	女の都2丁目	22,972	68	平成8年7月完了	—
43	㈱ユニカ	川平町	18,686	245	平成9年7月完了	コアマンション長崎ガーデンヒルズ
44	㈱ユニカ	田中町	19,900	258	平成14年1月完了	コアマンション長崎ネクステージ
45	㈱じゅう	大園町	16,736	148	平成9年8月完了	じゅうグランドマンション
46	㈱小川工務店	三和町	13,795	47	平成11年2月完了	千代の幸
47	㈱田川産業	城山台	12,520	58	平成11年7月完了	オークヒルズ城山台
48	㈱アルファ九州	川平町、女の都1丁目	92,047	242	平成11年9月完了	西浦上ＮＴけやき台
49	大英産業㈱	東町	96,874	261	平成11年11月完了	彩が丘
50	㈱穴吹工務店 西津建設㈱ ㈱日本住宅	滑石2・3丁目	19,623	190	平成11年12月完了	サーパス滑石
51	㈱西海興業	油木町	18,049	150	平成11年12月完了	青山ニュータウン
52	鍵山木材㈲	鶴の尾町	13,126	45	平成11年12月完了	第２鶴の尾
53	双日㈱ 清水建設㈱	三原町、高尾町	110,474	64	平成16年7月完了	三原台ニュータウン
54	(株)理研ハウス	小菅町、戸町2丁目	35,209	262	平成21年2月完了	アプローズ長崎小菅
55	㈲梁川商事	岩見町、立岩町	88,475	148	施行中 (全12工区中5,8工区未完)	パークタウン岩見

番号	申　請　者	申　請　地	面積（㎡）	計画戸数	備　考	通　称
56	九州ランド開発㈱	田中町、矢上町、平間町	454,055	753	平成13年8月完了	オナーズヒル長崎新山手
57	長崎市	小浦町	19,435	267	平成12年11月完了	市営小浦団地
58	桜の里パークタウン開発㈱	京泊町、三京町、畝刈町	498,548	1,036	平成13年4月完了	パークコミュニティー桜の里
59	菱進不動産㈱ 松尾商事㈱ 西日本菱重興産㈱ 長崎市教育委員会	木鉢町2丁目、大浜町、小瀬戸町	494,789	976	平成26年8月完了	ポートウェストみなと坂
60	東亜地所㈱	畝刈町、多以良町、鳴見町	429,172	930	平成20年1月完了	サンコート豊洋台
61	㈱ラバン	上戸町	13,892	205	未着工	ラバンロイヤルマンション
62	若築建設㈱ ㈱都市空間	戸石町	273,130	585	平成16年10月完了	ガーデンシティ東長崎
63	㈱山脇建設 矢上開発㈱	小江原町、小江町、柿泊町	77,993	239	平成14年8月完了	スイートタウン夢が丘
64	㈱吉田産業	小江町	21,557	67	平成12年7月完了	ボン・小江原団地
65	㈲ミヤザキ	泉2丁目	13,595	200	平成13年5月完了	―
66	㈲大石開発	田中町	14,183	53	平成12年9月完了	―
67	㈲慈愛会	鳴見台2丁目	54,237	147	平成14年4月完了	鳴見の丘
68	ヒラカタ興産㈱	彦見町	13,232	47	平成16年5月完了	パークタウン彦見
69	パークタウン泉開発㈱	泉1丁目	110,486	256	平成21年6月完了	コモンシティ住吉の杜
70	学校法人 活水学院 長崎新戸町ニュータウン開発特定目的会社	新戸町3丁目	129,859	217	平成22年9月完了	ウェリスパーク新戸町
71	㈱地中海	木鉢町1丁目	15,242	70	平成20年10月完了	―
72	長崎県土木部住宅課	深堀町1丁目	35,481	486	令和5年3月完了	県営深堀団地
73	長崎市まちづくり部住宅課	大園町	40,977	440	令和3年3月完了	市営大園団地
74	㈱なるみライフサービス	戸石町	10,644	44	平成27年12月完了	―
75	(有)ｋｕｒｉｙａ	戸石町	22,547	70	令和7年8月完了	―
76	未来工建（株）	上戸石町	15,676	51	令和7年3月完了	―
77	（株）ユー・エム企画	小瀬戸町	11,902	39	令和6年7月完了	―
合計			6,944,491	19,561		

資料：建築部建築指導課

開発行為の状況(昭和 49 年 12 月以降)　　令和８年４月１日現在

区　　分		申請		備　　考
		件　数	面　積（㎡）	
1	大規模住宅団地（1ha）	77	6,944,317	
2	小規模住宅団地（1ha未満）	194	723,874.98	+9,987.65 ㎡　田上 1 丁目、小瀬戸町、中里町、辻町、三原２丁目
3	共同住宅（専用住宅含む）	170	828,372	+5,634.14 ㎡　籠町、船大工町、古賀町
4	宿泊施設	13	206,407.14	
5	事業所施設	130	2,091,428.89	
6	学校施設	27	576,457.84	
7	運動・レジャー施設	21	3,794,314.47	
8	医療施設	17	201,055.78	
9	社会福祉施設	79	428,454.40	
10	神社・寺院	9	21,868.28	
11	墓地・墓苑	26	251,481.92	
合　　計		763	16,068,032.70	15,621.79 ㎡

２　開発審査会

（１）　概　要

本会は、都市計画法第 78 条の規定に基づき設置され、委員は長崎市開発審査会条例に基づき市長が任命（任期２年）しており、現在７名が任命されている。

令和８年４月１日現在

事項＼年度		R3	R4	R5	R6	R7
開催回数		2	0	0	0	2
付議件数	都計法第２９条	1	0	0	0	0
	都計法第３４条の２	0	0	0	0	0
	都計法第４３条	1	0	0	0	2
	都計法第３５条の２	0	0	0	0	0
	都計法第４２条	0	0	0	0	0
	計	2	0	0	0	2

３　宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に基づく許可

（１）　目　的

この法律は宅地、農地、森林などの土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしう

る区域を規制区域として指定し、区域内において行われる宅地造成、特定盛土等、又は土石の堆積（以下、宅地造成等）に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とした制度です。

（2） 概　要

規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事を行おうとする場合は、あらかじめ、市長の許可を受けなければなりません。（法第 12 条、法第 30 条）

（許可が必要な盛土等について）

＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞

・切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが 2mを超える崖を生ずることとなるもの

・盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが 1mを超える崖を生ずることとなるもの

・切土と盛土とを同時にする場合、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが 2mを超える崖を生ずることとなるもの

・前記に該当しない切土・盛土工事であって工事部分の面積が 500 ㎡を超えるもの

＜土石の堆積（一時堆積）＞

・高さが 2mを超える土石の堆積

・前記に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 500 ㎡を超えるもの

宅地造成及び特定盛土等規制法　　令和 8 年 4 月 1 日現在

事　項＼年　度	R3	R4	R5	R6	R7
宅地造成又は特定盛土等許可（協議）（法第 12 条、法第 30 条）	―	―	―	―	9
宅地造成又は特定盛土等変更許可（法第 16 条、法第 35 条）	―	―	―	―	0
土石の堆積許可（協議）（法第 12 条、法第 30 条）	―	―	―	―	2
土石の堆積許可（協議）（法第 16 条、法第 35 条）	―	―	―	―	0
宅地造成又は特定盛土等に関する証明書交付　（法施行規則第 88 条）	―	―	―	―	424

宅地造成等規制法（旧法）

事　項＼年　度	R3	R4	R5	R6	R7
宅地造成許可（協議）（法第 8 条、法第 11 条）	18	11	19	12	2
宅地造成変更許可（法第 12 条）	1	0	3	5	2
宅地造成に関する証明書交付（法施行規則第 30 条）	242	233	194	198	16

宅地造成等規制法は、令和３年７月に静岡県熱海市で発生した土石流災害などを踏まえ、盛土等による災害から国民の生命・財産を守るため、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称　盛土規制法）に改正し、令和５年５月に施行。法改正に伴い、令和７年５月に現行の宅地造成工事規制区域は効力を失うことから、令和７年５月２３日に新たな規制区域を指定し、盛土規制法に基づく規制を開始しました。

市　営　住　宅

市営住宅は、主に公営住宅法、住宅地区改良法及び都市再開発法等に基づき建設され、関係法及び長崎市営住宅条例等により、適正な管理に努めている。

令和８年４月１日現在、95団地8,954戸を管理しており、その種類は目的別に「国及び地方公共団体が協力して健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する」ことを目的とした公営住宅、「不良住宅が密集して、危険又は有害な状況にある地区を指定し、不良住宅を除却することに伴い、その居住する住宅を失い住宅に困窮すると認められる者に賃貸する」ことを目的とした改良住宅、「市街地再開発事業の施行区域等内に居住する借家人等で、住宅に困窮することとなる者に賃貸する」ことを目的とした再開発住宅、「密集住宅市街地整備促進事業の施行に伴い、その居住する住宅を失い、住宅に困窮すると認められる者に賃貸する」ことを目的としたコミュニティ住宅、「国及び地方公共団体が協力して居住環境が良質な住宅を整備し、これを中堅所得者に賃貸する」ことを目的とした特定公共賃貸住宅、及び「公営住宅には収入基準が超過しており入居できない者等に対する住宅の提供、教職員住宅等の用途廃止後における施設の有効活用等を図ろうとするもので、住宅を必要とする者に賃貸する」ことを目的とした単独住宅の６つに分けられ、それぞれの管理戸数は下記のとおりである。

１　管理戸数

（単位：戸）（R8. 4. 1現在）

構造別＼種別		計	公営	改良	再開発	コミュニティ住宅	特公賃	単独
計		8,954(1,825)	7,772(918)	865(727)	36(0)	30(0)	106(35)	145(145)
耐火		8,772(1,643)	7,492(738)	865(727)	36(0)	30(0)	106(35)	143(143)
簡易耐火	平屋	0(0)	0(0)	0	0	0	0	0
	2階	172(172)	172(172)	0	0	0	0	0
木造		10(10)	8(8)	0	0	0	0	2(2)

（ ）は旧町地区の内数

※県営住宅（長崎市に建設分）　（単位：戸）（R8. 4. 1現在）

		計	公営	改良	準公営	特公賃
計		6,389	6,219	110	30	30
耐火		6,343	6,173	110	30	30
簡易耐火	平屋	0	0	0	0	0
	2階	28	28	0	0	0
木造		18	18	0	0	0

2　団地ごと管理戸数

【東　部】(計 1,485 戸)　　(R8. 4. 1 現在)

住　宅　名	管理戸数（戸）	建　築　年　度　別　戸　数（戸）
日　見　大　曲	178	16(S38 年度) 32(S39 年度) 70(S50 年度)60(H4 年度)
本　　河　　内	60	60(H28 年度)
宿　　町	460	70(S47 年度) 80(S51 年度) 100(S52 年度) 94(S53 年度)116(S54 年度)
宿　町　第　2	191	30(S57 年度) 80(S58 年度) 45(S59 年度) 36(S60 年度)
宿　町　第　3	101	101(S63 年度)
網　　場	30	30(S50 年度)
西　　山　　台	84	84(S53 年度)
矢　　上	124	124(S60 年度)
矢　上　第　2	50	50(H2 年度)
矢　上　第　3	165	77(H4 年度) 88(H5 年度)
鶴　　の　　尾	42	42(S61 年度)

【西　部】(計 1,450 戸)　　(R8. 4. 1 現在)

住　宅　名	管理戸数（戸）	建　築　年　度　別　戸　数（戸）
小 江 原 第　1	103	51(H6 年度) 52(H8 年度)
小 江 原 第　2	520	290(S48 年度) 190(S49 年度) 40(S50 年度)
小 江 原 第　3	104	104(H元年度)
小　　浦	267	80(H6 年度) 65(H8 年度) 122(H10 年度)
福　田　本　町	141	81(S49 年度) 60(S50 年度)
大　　浜	80	80(S50 年度)
三　　重	220	80(S61 年度) 70(S62 年度) 70(H元年度)
木　　鉢	15	15(H5 年度)

【南　部】(計 944 戸)　　(R8. 4. 1 現在)

住　宅　名	管理戸数（戸）	建　築　年　度　別　戸　数（戸）
新　　戸　　町	184	60 (S47 年度)　50 (S51 年度)　24 (S52 年度)　50 (S53 年度)
草　　住	45	45 (S53 年度)
毛　　井　　首	140	50 (S54 年度)　90 (S55 年度)
茂　　木	60	28 (S59 年度)　32 (S60 年度)
小　　ケ　　倉	256	58 (S61 年度) 126 (S62 年度)　72 (S63 年度)
二　　本　　松	239	86 (H2 年度)　81 (H3 年度)　72 (H4 年度)
十　　善　　寺	20	20 (H10 年度)

【北　部】（計 3,250 戸）　　（R8. 4. 1 現在）

住　宅　名	管理戸数（戸）	建　築　年　度　別　戸　数（戸）
滑　　石	514	188（H10 年度） 117（H13 年度） 209（H15 年度）
三　　原	60	60（S43 年度）
川　　平	220	70（S45 年度） 150（S46 年度）
大　　園	440	197（H21 年度）175（H24 年度）68（H27 年度）
富　士　見	40	40（S45 年度）
女　の　都	200	40（S47 年度） 120（S48 年度） 20（S51 年度） 20（S52 年度）
青　　山	103	24（S50 年度） 44（S51 年度） 35（S52 年度）
シ　ュ　モ　ー	40	40（S51 年度）
城　　栄	30	30（S52 年度）
銭　　座	32	20（S53 年度） 12（S56 年度）
横　　尾	418	72（S53 年度） 110（S54 年度） 176（S55 年度） 60（S56 年度）
清　　水	61	61（S54 年度）
西　　北	107	32（S55 年度） 30（S56 年度） 45（S57 年度）
狩　　股	121	45（S55 年度） 40（S56 年度） 36（S57 年度）
花　　丘	40	40（S56 年度）
若　　竹	109	60（S57 年度） 49（S58 年度）
西　　町	21	21（S57 年度）
西　町　第　2	74	23（S58 年度） 51（S59 年度）
文　　教	122	50（S58 年度） 72（S59 年度）
中　河　内	106	50（S61 年度） 56（S62 年度）
千　　歳	204	168（S63 年度）※36 戸はS63 年度に買い取り
若　　葉	58	58（H3 年度）
城　山　台	27	27（H7 年度）
三　　芳	93	63（H7 年度） 30（H8 年度）
江　　平	10	10（H13 年度）

【香焼地区】（計 475 戸）　　（R8. 4. 1 現在）

住　宅　名	管理戸数（戸）	建　築　年　度　別　戸　数（戸）
田　ノ　浦	54	54（17 年度）
深　　浦	242	60（S46 年度）70（S47 年度）80（S48 年度）30（S52 年度）2（S58 年度）
恵　里　上	119	25（S61 年度）20（S63 年度）20（H2 年度）24（H4 年度）30（H10 年度）
本　　村	60	60（H25 年度）

【伊王島地区】（計 174 戸）　　（R8. 4. 1 現在）

住　宅　名	管理戸数（戸）	建　築　年　度　別　戸　数（戸）
多　　尾	10	4（H6 年度） 6（H9 年度）
瀬　戸　屋　敷	6	6（H7 年度）
塩　　町	158	30（S49 年度） 30（S60 年度）30（S63 年度） 24（H3 年度） 44（H28 年度）

【高島地区】(計 439 戸)　　(R8. 4. 1 現在)

住宅名	管理戸数（戸）	建築年度別戸数（戸）
本町第 1	66	26（S42 年度） 20（S43 年度） 20（S44 年度）
本町第 2	12	12（S44 年度）
高島光町	198	108（S40 年度） 30（S58 年度） 30（S59 年度） 30（S60 年度）
西浜	126	42（S44 年度） 84（S46 年度）
日吉岡	15	9（S57 年度） 6（S59 年度）
尾浜	12	12（H20 年度）
仲山	10	10（H20 年度）

【野母崎地区】(計 107 戸)　　(R8. 4. 1 現在)

住宅名	管理戸数（戸）	建築年度別戸数（戸）
樺島	9	5（S54 年度） 4（S58 年度）
高浜第 1	9	5（S55 年度） 4（S56 年度）
高浜第 2	7	3（S57 年度） 4（S58 年度）
高浜第 3	15	6（S60 年度） 5（S61 年度） 4（S62 年度）
野母第 2	17	5（S55 年度） 6（S56 年度） 6（S57 年度）
脇岬	22	5（S54 年度）4（S56 年度）5（S57 年度）4（S58 年度）4（S59 年度）
脇岬北港	8	8（H6 年度）
野母	20	20（R3 年度）

【外海地区】(計 453 戸)　　(R8. 4. 1 現在)

住宅名	管理戸数(戸)	建築年度別戸数(戸)
永田第 1	16	8 (H4 年度)　8 (H8 年度)
永田第 2	8	8 (H13 年度)
永田第 3	8	8 (H15 年度)
高尾	4	4 (S51 年度)
松本	16	16 (S52 年度)
松山迫	16	16 (S55 年度)
出津	28	12 (H元年度)　8 (H2 年度)　8 (H6 年度)
西出津	14	14 (H13 年度)
丸尾	14	14 (H13 年度)
神浦	16	8 (S52 年度)　8 (S63 年度)
夏井	26	12 (H5 年度)　8 (H11 年度)　6 (H13 年度)
池島第 1	24	24 (S45 年度)
池島第 2	68	6 (S37 年度)　12 (S38 年度) 12 (S40 年度)　14 (S45 年度) 24 (S46 年度)
池島第 3	179	19 (S40 年度)　72 (S41 年度)　32 (S42 年度)　32 (S43 年度) 24 (S44 年度)
池島第 4	16	16 (S54 年度)

【三和地区】(計 168 戸)　　(R8. 4. 1 現在)

住宅名	管理戸数(戸)	建築年度別戸数(戸)
蚊焼	24	24 (H元年度)
須浜第 1	50	50 (H14 年度)
年崎	4	4 (S40 年度)
為石	52	32 (H8 年度)　20 (H10 年度)
宮崎第 1	18	18 (S63 年度)
牟田尻	20	20 (H16 年度)

【琴海地区】(計 9 戸)　　(R8. 4. 1 現在)

住宅名	管理戸数(戸)	建築年度別戸数(戸)
長浦	9	9 (H4 年度)

3　高齢者・障害者対応住戸設置状況

(R8. 4. 1 現在)

区分	計	高齢者対応	障害者対応[車椅子]	シルバーハウジング
公営	180	88	63 (8)	29

(　　) 合併地区の内数

4　公募状況

公募は、新築については完成時に、空家については平成 11 年度から年 6 回行い、いずれも抽選により入居者を決定している。　（R７年度）

区分＼内容	新築		空家				
	公営	改良	公営	改良	再開発	特公賃	単独
公募戸数	0	0	186	9	0	3	0
申込人数	0	0	576	3	0	0	0
倍率	0.00	0.00	3.10	0.33	0.00	0.00	0.00

5　家賃

(1) 家賃の額　（R8. 4. 1現在）

住宅の種類	家賃の種類	平均	最高		最低	
公営住宅	応能応益	27,824円	大園	89,300円	本町第２	5,400円
改良住宅	応能応益	17,479円	塩町	57,200円	西浜	7,300円
	固定	8,973円	深浦	11,300円	池島第３	4,600円
再開発住宅	固定	50,688円	千歳	61,000円	千歳	34,600円
特定公共賃貸住宅	固定	68,551円	三芳	90,900円	多尾	37,000円
コミュニティ住宅	応能応益	32,340円	江平	47,600円	江平	23,400円
	固定	43,121円	十善寺	50,300円	十善寺	36,000円
単独住宅	応能応益	20,280円	出津	40,400円	高島光町	6,000円
	固定	29,500円	瀬戸屋敷	37,000円	深浦	9,500円

※平均額は、減免適用前の家賃額で算定。

(2) 公営住宅の収入基準・家賃制度　（R8. 4. 1現在）

① 収入基準	入居者資格における収入基準 ア　高齢者・障害者世帯等（裁量階層）→月額収入 186,000 円以下 イ　過疎地域（裁量階層）　→月額収入 259,000 円以下 ウ　ア、イ以外の者（原則階層）　→月額収入 139,000 円以下
②家賃	家賃＝家賃算定基準額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数
③ 収入超過者の家賃	・収入超過者→3 年以上の入居者で①の収入基準を超えた者 ・家賃＝本来家賃（②で算出した家賃）＋（近傍同種の住宅の家賃－本来家賃）×政令で定める率
④ 高額所得者の家賃	・高額所得者→5 年以上の入居者で引き続き 2 年以上条例で定める額の月額収入を超えた者 条例で定める額　259,000 円～313,000 円 ・家賃＝近傍同種の住宅の家賃（ただし、明渡し請求期限後は、近傍同種の住宅の家賃の 2 倍の範囲内で設定した額）

６　市営住宅附設駐車場

（R8. 4. 1 現在）

①　【東　部】　1,123 区画

住宅名	区画	使用料（円）
本河内	22	9,500
綱場	20	4,000
宿町	280	3,500（一部 4,500）
宿町第 2	210	3,500
宿町第 3	27	3,500
鶴の尾	42	3,500
西山台	63	5,000（一部 6,500）
日見大曲（住宅）	36	3,500
日見大曲（アパート）	98	3,500
矢上	108	3,500
矢上第 2	52	3,500
矢上第 3	165	3,500（一部 4,500）

②　【西　部】　1,209 区画

住宅名	区画	使用料（円）
木鉢	15	4,000
小浦	269	3,500（一部 4,500）
小江原	103	4,000（一部 5,200）
小江原第 2	415	3,500（一部 3,000、4,500）
小江原第 3	106	3,500
福田本町	87	3,500
三重	214	3,500

③　【南　部】　748 区画

住宅名	区画	使用料（円）
草住	19	4,500
毛井首	140	4,000
小ケ倉	224	3,500
十善寺	10	10,000
新戸町	108	4,000
二本松	203	3,500
茂木	44	3,500

④　【北　部】　1,997 区画

住宅名	区画	使用料（円）
川平	32	5,000
清水	25	5,000
城山台	38	5,000（一部 6,500）
中河内	77	4,500
滑石	461	6,000（一部 10,000）
大園	293	6,000
花丘	21	7,500（一部 9,500）
文教	53	6,000
三原	45	5,000
三芳	83	5,500（一部 7,000）
女の都	188	4,000（一部 5,200）
横尾	382	5,000（一部 6,500）
若竹	63	5,000（一部 6,500）
西町	16	4,500

④　【北　部】

西町第 2	36	4,500
若葉	29	7,000
西北	70	5,000
江平	8	5,000
狩股	77	5,000

⑤　【香焼地区】　316 区画

住宅名	区画数	使用料（円）
田ノ浦	49	2,000
深浦	128	1,500（一部 2,000）
恵里上	91	1,500（一部 2,000）
本村	48	2,000

⑥　【伊王島地区】　114 区画

住宅名	区画数	使用料（円）
塩町	98	1,000
多尾	10	1,000
瀬戸屋敷	6	1,000

⑦　【野母崎地区】　85 区画

住宅名	区画数	使用料（円）
高浜第 1	6	3,000
高浜第 2	5	3,000
高浜第 3	16	2,000（一部 3,000）
野母第 2	10	2,000（一部 3,000）
脇岬	20	2,000（一部 3,000）
脇岬北港	8	3,000
野母	20	3,000

⑧　【外海地区】　251 区画

住宅名	区画数	使用料（円）
永田第 1	30	1,500
永田第 2	11	1,500
永田第 3	8	1,500
高尾	6	1,500
松本	17	1,500
松山迫	16	1,500
出津	42	1,500
西出津	18	1,500
丸尾	19	1,500
神浦	22	1,500
夏井	42	1,500
池島第 4	20	1,000

⑨　【三和地区】　157 区画

住宅名	区画数	使用料（円）
蚊焼	17	2,000
須浜第 1	50	2,000
為石	52	3,700
宮崎第 1	16	2,000
牟田尻	22	2,000

⑩　【琴海地区】　9 区画

住宅名	区画数	使用料（円）
長浦	9	1,000（一部 1,500）

新設団地は昭和 61 年度、既設団地は平成 2 年度から有料駐車場を設置。対象者は市営住宅の入居者又は同居者で、自己の所有する自動車のために使用する場としている。

建　築　指　導

本市は、建築主事を置く「特定行政庁」として、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的として、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低限の基準を定めている建築基準法に基づく事務を行っている。

また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律及び長崎市中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例等の関係法令に基づく審査、指導業務を行っている。

1　建築確認・検査等件数

(1)　建築確認等交付件数　（令和 7 年度）

区　分		建築物	工作物	建築設備	計
確認	長崎市建築主事	40	2	1	43
	指定確認検査機関	506	4	38	548
小　計		546	6	39	591
計画通知	長崎市建築主事	12	0	10	22
	指定確認検査機関	1	0	0	1
小　計		13	0	10	23
合　計		559	6	49	614

(2)　完了検査交付件数　（令和 7 年度）

区　分		建築物	工作物	建築設備	計
完了検査	長崎市建築主事	38	3	1	42
	指定確認検査機関	550	5	38	593
小　計		588	8	39	635
完了検査《計画通知》	長崎市建築主事	18	4	10	32
	指定確認検査機関	1	0	0	1
小　計		19	4	10	33
合　計		607	12	49	668

2　許可・認定等件数

建築基準法に基づく許可・認定等（令和 7 年度）

(1)　許可件数　23 件(内訳)　・43 条　10 件
・仮設　12 件
・その他　1 件

(2)　認定・承認件数　6 件(内訳)　・認定　2 件
・承認　4 件

(3)　仮使用の認定件数　7 件

(4)　道路の位置指定件数（法第 42 条第 1 項第 5 号）　4 件

3　違反建築物・特定空家等の指導

(1)　違反建築物の措置　　(令和 7 年度)

指　　導	是　　正
215 件	43 件

(2)　特定空家等の調査・指導　　(令和 7 年度)

調 査	指導等(※)	解体・改修済 (※)
147 件	322 件	151 件

※口頭指導、文書送付含む。

※指導等及び解体・改修済には、過年度に調査したものを含む。

(3)　苦情・相談件数…　空き家　36 件、その他　50 件

4　その他建築関連の条例等に基づく届出等（令和 7 年度）

(1)　中高層建築物等の建築紛争の予防に関する条例に基づく届出件数…47 件

(2)　長崎県福祉のまちづくり条例に基づく届出・報告件数…36 件（民間 29 件 ＋ 公共 7 件）

(3)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定件数…208 件

(4)　都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定件数…2 件

(5)　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出件数

…936 件

(6)　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(建築物省エネ法)に基づく適合性判定件数

…1件

5　安全・安心住まいづくり支援費

(1) 目　的

地震による住宅の倒壊等を防止し、被害の軽減を図るため、旧耐震基準により建築された木造戸建住宅の耐震診断、耐震改修設計・耐震改修工事及び除却工事に要する費用の一部を助成する。

(2) 事業概要

ア　耐震診断費に係る助成

助成額　　診断費136,000円のうち113,000円(令和7年度から)

※45,000円（国費）＋34,000円（県費）＋34,000円（市費）

＝113,000円

実　績　　令和 7年度　 21件

イ　耐震改修計画及び耐震改修工事費に係る助成（耐震化に係る総合支援メニュー）

助成額　　耐震改修工事費の4/5（上限　100万円）

※防災改修工事を併せて実施する場合、工事費（防火）の1/2（上限　30万円）の上乗せ（地域要件あり）

実　績　　令和 7年度　 4件

ウ　除却工事費に係る助成

助成額　　工事費の23%（上限　30万円）ただし地域要件あり

実　績　　令和 7年度　 1件

６　民間建築物耐震化推進事業費補助金

(1) 目　的

地震による建築物の倒壊等を防止し、被害の軽減を図るため、旧耐震基準により建築された、多数の者が利用する一定規模以上の民間建築物の耐震診断及び耐震改修設計に要する費用の一部を助成する。

(2) 事業概要

ア　耐震診断費に係る助成

（ア）　特定既存耐震不適格建築物（緊急輸送道路沿道の建築物を除く。）

助成額　　診断費の2/3（上限　160万円）

実　績　　令和7年度　0件

（イ）　緊急輸送道路沿道の建築物

助成額　　診断費の2/3（上限　240万円）

実　績　　令和7年度　1件

イ　耐震改修設計費に係る助成

（ア）　緊急輸送道路沿道の建築物

助成額　　設計費の2/3（上限　400万円）

実　績　　令和7年度　0件

７　特定空家等除却費補助金

(1) 目　　的

長年放置され老朽化し、周辺の住環境を悪化させている危険な空き家住宅の除却に要する経費の一部を助成する。

(2) 事業概要

除却工事費に係る助成

助成額　　補助対象経費（除却工事費の8/10）の1/2（上限　50万円）

実　績　　令和7年度　45件

８　長崎市宅地のがけ災害対策費補助金（平成 27 年 4 月 1 日施行）

(1) 目　　的

個人が所有する宅地等のがけ面において、崩壊したがけの早期復旧又は崩壊を未然に防ぐ工事を促し、安全で快適な住まいとまちをつくるため、その対策工事に要する費用の一部を助成する。

(2) 事業概要

災害対策工事費に係る助成

対象　　：次のいずれにも該当するもの

・個人が所有する宅地等のがけであること

・崩壊した部分又は崩壊のおそれがある部分であること

※その両側の一定範囲を含む

・第三者（第三者が居住している建築物や道路、公園）に被害が及んでいる又は被害が及ぶおそれがあること

対象地域　：市内全域

助成額　　：災害対策工事費の1/3（上限　200万円）

実績　　令和8年4月1日現在

事項＼年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
崩壊したがけの復旧工事件数	26件	20件	13件	13件	18件	14件
崩壊のおそれがあるがけの防災工事件数	18件	11件	12件	9件	14件	4件
計	44件	31件	25件	22件	32件	18件

※令和2年度より、「崩壊のおそれがあるがけ」の防災工事も対象

水　　道

1　沿革・業務実績

本市は、海沿いの急斜面が多いという地形上の特徴のため、昔から水には不自由してきた。そのため水道の歴史は古く、その起源は延宝元年（1673 年）本五島町の乙名で廻船問屋を営んでいた倉田次郎右衛門が私財を投じ、長崎奉行所の援助を受けて創設した「倉田水樋」とされている。その後、この水道は近代水道が創設されるまでの 218 年もの間、人々の暮しを支えてきた。

明治 18 年（1885 年)、『コレラ』が猛威を奮ったが、このような悪疫の流行は人々の衛生思想の欠如と不良飲料水が主な原因とされ、在住の外国人等は水道設備の必要性を提唱、翌明治 19 年に着任した日下義雄県令は、水道布設が港湾都市長崎発展の緊急課題であるとの見地から、金井俊行区長と協議、意見の一致をみたので水道設置を決意し、吉村長策氏を長崎県技師に任用して水道の設計にあたらせた。

吉村技師の設計は総工事費が 30 万円にも上るもので、当時の区の年間予算約 4 万円では到底賄えるものではなく、また、人々の衛生思想が未発達であったため、町には反対の火の手が上がり賛成派との対立が激化していった。この間にあっても日下県令、金井区長の水道布設に対する強い決意は変わることなく、明治 22 年（1889 年）1 月の臨時区議会において『区立水道布設議案』が可決された。

その後、工事期間 2 年余りにして明治 24 年（1891 年）3 月に本河内水源地が完成し、横浜（明治 20 年 10 月)、函館（明治 22 年 9 月）に次ぐ我が国 3 番目の近代水道（水道専用ダムの建設は我が国初）として同年 5 月 16 日から待望の給水が開始された。

平成 3 年に本市の水道は記念すべき創設 100 周年を迎え、水道 2 世紀目への第一歩を記した。その間には、昭和 20 年 8 月 9 日の原子爆弾による被災、昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけての「長崎砂漠」と称されたほどの渇水、昭和 57 年 7 月 23 日の大水害、平成 6 年から平成 7 年にかけての渇水等、多くの難問に直面してきたが、施設の整備拡充とともに、市域内外に水源を求め、安定した給水の確保に努めてきた。

平成 17 年 1 月 4 日に近隣 6 町と、平成 18 年 1 月 4 日に近隣 1 町と合併、上水道事業 4、簡易水道事業 12、飲料水供給事業 3 を有することとなったことから、効率的かつ安定的な水の供給及び管理体制の強化を図るため、平成 17 年度から令和３年度にかけて、水道施設統合整備事業を実施した。

また、破損事故の未然防止、漏水防止対策の強化及び出水不良の解消を図るため、令和 5 年度から令和 9 年度の期間で第 12 次配水施設整備事業として老朽管の布設替え、管網の整備を行っている。さらに、更新時期を迎えた浦上浄水場及び道ノ尾浄水場と長与町の浄水場を統廃合し、長与町と共同で官民連携による新たな浄水場の整備を進めている。

（各年度末）

区分＼年度	R5	R6	R7
行政人口 (人)	389,895	385,105	379,998
給水人口 (人)	381,512	377,403	372,398
普及率 (%)	97.85	98.00	98.00
給水戸数 (戸)	216,250	215,915	215,979
年間給水量 (m^3)	41,707,340	41,554,380	41,267,410
有収水量 (m^3)	36,272,634	36,027,990	35,588,834
有収率 (%)	86.97	86.70	86.24
1日平均給水量 (m^3)	113,954	113,848	113,061
1日最大給水量 (m^3)	124,090	124,790	123,570
1人1日平均給水量 (l)	299	302	304
1人1日最大給水量 (l)	325	331	332
1日配水施設能力 (m^3)	176,150	176,150	176,150

区分＼年度	R5	R6	R7
職員数（人）	173	173	171

2　料金・加入金

(1)　水道料金　　（H22.9月分から適用）

用途	基本料金		従量料金	
	メーターの口径	金額（1か月につき）	単位	金額
一般用	20ミリ以下	805円	（1㎥につき）	
	25ミリ	1,000円	1㎥～10㎥	70円
	40ミリ	2,500円	11㎥～50㎥	260円
	50ミリ	4,500円	51㎥～100㎥	330円
	75ミリ	9,500円	101㎥以上	396円
	100ミリ	16,000円		
	150ミリ	33,000円		
	200ミリ以上	45,000円		
公衆浴場用	一般用と同じ		1㎥につき	70円
船舶用	一般用と同じ		1㎥につき	170円
臨時用	——		1㎥につき	396円

備考
1　「一般用」とは、公衆浴場用、船舶用及び臨時用以外のものをいう。
2　「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。
3　「船舶用」とは、船舶の給水の用に供するものをいう。
4　「臨時用」とは、工事その他臨時の用に供するものをいう。

※水道料金の額は、上の表より算定して得た額に消費税相当額を加算して得た額。

(2)　水道用加入金

ア　対　象　　給水装置の新設工事、給水せん増設に伴うメーター口径の増径工事

イ　実　施　　昭和51年5月1日以降の申し込みより

ウ　金　額

（S59. 4. 1改定）

メーター口径（㎜）	13	20	25	40	50	75	100	150	200以上
金額（千円）	60	133	250	760	1,160	2,800	4,850	10,500	管理者が別に定める額

※　加入金の額は、上の表に定める額に消費税相当額を加算して得た額。

3　経営状況

令和7年度における経営状況は、収益においては、営業収益が8,686,272千円で前年度比0.7パーセント、57,068千円の減収となっており、うち、給水収益は8,292,829千円で前年度比1.0パーセント、83,758千円の減収となっている。また、営業外収益が1,383,613千円で前年度比5.7パーセント、83,806千円の減収となっており、特別利益が3,111千円で前年度比178.7パーセント、1,995千円の増収となっている。この結果、総収益は10,072,996千円となり、前年度比1.4パーセント、138,879千円の減収となっている。

費用においては、総費用は9,412,229千円で前年度比1.1パーセント、105,590千円の増加となっている。この結果、損益勘定は660,767千円の純利益が生じた。

一方、資本的収支では、本年度4,769,815千円の財源不足が生じたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額333,737千円、損益勘定留保資金3,257,258千円、減債積立金58,941千円、建設改良積立金1,066,494千円及び基金積立金53,385千円で補てんした。

長崎市水道事業基金は、60,158千円を積み立て、30,500千円処分したため基金総額は、1,202,614千円となった。

水道事業会計の概要

区分＼年度			令和6年度決算	令和7年度決算	令和8年度（当初）予算
水道事業収益			10,211,876千円	10,072,996千円	10,891,489千円
	水道料金収入		8,376,587	8,292,829	9,020,008
	一般会計負担金		23,320	23,648	23,673
	一般会計補助金		6,813	548	-
	その他		1,805,156	1,755,971	1,847,808
水道事業費用			9,306,639	9,412,229	10,256,999
	職員給与費		1,180,268	1,172,921	1,176,563
	支払利息		130,729	113,316	100,714
	減価償却費		4,613,066	4,669,349	4,693,851
	動力費		605,175	638,825	712,515
	薬品費		144,512	189,339	245,114
	その他		2,632,889	2,628,479	3,328,242
資本的収入			1,637,638	617,902	1,197,406
	企業債		100,000	27,000	289,900
	補助金		582,056	318,168	221,403
	その他		955,582	272,734	686,103
資本的支出			7,568,751	5,387,717	4,507,695
	建設改良費		5,126,445	4,340,539	3,497,756
	うち	工事費等	4,886,907	4,088,339	3,170,536
		人件費	226,525	243,315	282,151
		純事務費	13,013	8,885	45,069
	企業債償還金		991,595	948,929	870,981
	その他		1,450,711	98,249	138,958

区分＼年度			令和6年度決算	令和7年度決算	令和8年度（当初）予算
経営分析	当年度純利益		905,237千円	660,767千円	634,490千円
	利益剰余金合計		2,951,274	2,762,301	1,677,407
	企業債現在高		7,762,309	6,840,379	6,459,298
	供給単価		232.50円/ m^3	233.02円/ m^3	234.22円/ m^3
	給水原価		222.19円/ m^3	232.31円/ m^3	243.00円/ m^3
	対料金収入比	企業債元利償還金	13.40%	12.81%	10.77%
		職員給与費	14.09%	14.14%	13.04%

（注）　決算の欄においては、「水道事業収益」及び「水道事業費用」は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載し、「資本的収入」及び「資本的支出」は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載している。

予算の欄においては、全て消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載し、当年度純利益の欄は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額の収支差引額を記載している。

平成26年度からは、新会計制度を適用している。

給水原価においては、総務省の経営指標の算定方法によるもの。

4　施　　設

(1)　水源施設

本市には、水源になるような大きな河川がなく、また、地下水にも恵まれていないため、水源の大部分は、13箇所のダム貯水池（市内10、市外3）に依存している。

ア　ダム　　(R8.3.31)

貯水池	総貯水量	有効貯水量	水道有効量	1日最大取水量
本河内高部	496,000㎥	386,000㎥	386,000㎥	5,500㎥
本河内低部	607,000	577,000	43,000	1,000
西山	1,580,000	1,470,000	760,000	8,100
小ヶ倉	2,040,000	1,940,000	1,690,000	10,500
浦上	1,972,000	1,900,000	1,900,000	22,500
神浦	6,840,000	6,280,000	5,070,000	48,000
河通				
雪浦	3,900,000	3,220,000	1,620,000	32,700
萱瀬	6,810,000	5,940,000	813,000	12,000
式見	2,150,000	2,050,000	1,380,000	9,000
鹿尾	1,140,000	1,000,000	630,000	7,600
鳴見	2,250,000	2,190,000	1,740,000	11,500
中尾	1,580,000	1,470,000	1,000,000	8,700
落矢（休止中）	－	－	－	－
計	31,365,000	28,423,000	17,032,000	177,100

イ　取水状況　　(R7 年度)

区　分		取水量	構成比	区　分	取水量	構成比
表流水	自　流	3,776,090m³	8.74%	地下水	0m³	0.00%
	ダ　ム	39,417,110m³	91.26%	その他	0m³	0.00%
				合　計	43,193,200m³	100.0%

(2)　浄水施設

浄水場は、大きな水源はないため分散しており、老朽化した施設については、年次的な計画により整備・改良を行い、給水能力の維持を図っている。

主な浄水場　　(R8.3.31)

浄水場名	浄水方法	公称施設能力
本河内	急速ろ過	14,100m³／日
浦上	〃	21,500
東長崎	〃	19,460
道ノ尾	〃	11,160
手熊	〃	92,930
三重	〃	
小ヶ倉	〃	17,000

(3)　配水施設

本市は、山に囲まれた地形的な特殊性があるため、多くの配水池・配水槽・減圧槽を設置している。

配水池・配水槽・減圧槽の設置状況　　(R8.3.31)

標高	設置箇所数	貯水容量
251m以上	28	16,269.0m³
201m～250m	19	16,290.8m³
151m～200m	48	24,239.0m³
101m～150m	59	31,862.1m³
51m～100m	74	57,752.4m³
50m以下	5	30,186.0m³
計	233	170,599.3m³

(4)　管路延長状況　　(R8.3.31)

区　　分	計	導　水　管	送　水　管	配　水　管
計	2,629,825m	80,999m	243,020m	2,305,806m
1,000 以上	30,809m	19,935m	6,720m	4,154m
900～500	81,560m	22,999m	9,735m	48,826m
450～250	285,268m	38,065m	77,794m	169,409m
200～ 75	1,412,259m	0m	128,954m	1,283,305m
75mm未満	819,929m	0m	19,817m	800,112m

※　ずい道等も含む。

(5)　漏水防止対策

令和 7 年度の漏水量は 3,778,065 ㎥であり、年間総給水量に占める割合は 9.16%であった。

このような中、予防的対策として、配水施設整備事業による老朽管の布設替えを実施している。

また、対症療法的対策として、旧市内及び旧町一部の給水区域を対象に送配水管延長約 2,549km、約 700 の区画（2～3km／区画）において、路面・戸別音聴調査等を実施し、漏水箇所を発見し、修繕を行っている。

5　拡張事業

(1)　拡張事業の沿革

本市は、地形的に水資源に恵まれないため、市域拡大等による人口増加や産業の発達による水の需要量の増加に対応するためには、常に水源開発に努めなければならないといった状況下にあり、今日まで 7 回に及ぶ拡張事業を行ってきている。

水道創設後、第 4 回拡張事業までに 5 つのダムを建設し、給水状況は、一応の緩和をみたが、第 2 次世界大戦後の人口増加や商工業の発達等により、水の需要量は増加の一途をたどった。

そこで、第 5 回拡張事業では、大村市の萱瀬ダムから道ノ尾浄水場に 1 日 12,000m³ の原水を導入するために、大村湾の海底約 6kmに導水管を布設するという大事業を行い、次の第 6 回拡張事業では、遠く西彼杵半島にも水源を求め、市外の神浦、河通、雪浦ダム、並びに、市内の式見ダムの合わせて 4 つのダムを建設し、これらのダムから本市全体の取水量の約 50%に相当する 1 日 92,700m³ を取水できるようになり、現在、一応安定した給水状況になった。

しかしながら、下水道の普及にも見られるように近年著しい生活水準の向上とともに、都市用水の使用は増加することが予想されるため、供給についての不安が生じないよう第 7 回拡張事業を策定し、昭和 56 年 3 月 31 日に認可を受けた。

なお、この事業は、未給水地区の解消と、7.23 長崎大水害を教訓とする長崎水害緊急ダム建設事業（長崎県施行）および合併後の安全で安定した水の供給等を図る水道施設統合整備事業の推進を目的としており、現在、平成 19 年 10 月 16 日に第 7 回拡張事業第 4 次変更認可を受け施行中である。

名　　称	起工年月	完成年月	事　業　費	計　　画		築造施設
				給水人口	1日最大給水量	
創　　設	明治 22年4月	明治 24年3月	千円 282	人 60,000	m^3 5,460	本河内高部水源池
第 1 回拡張	明治 33年8月	明治 37年3月	1,461	182,000	20,000	西山水源池 本河内低部水源池 西山低部浄水場
第 2 回拡張	大正 9年10月	大正 15年3月	5,179	269,000	29,000	小ヶ倉水源池 出雲浄水場
第 3 回拡張	昭和 16年9月	昭和 20年2月	5,444	294,300	55,900	浦上水源池 鹿尾川分水
第 4 回拡張	29年3月	39年3月	541,011	314,000	82,300	八郎川取水 矢上浄水場 川平川・長与川取水
第 5 回拡張	38年4月	42年3月	1,603,400	367,500	96,340	大村市萱瀬ダム取水 宮摺川取水 道ノ尾浄水場
第 6 回拡張	42年4月	56年3月	17,390,000	439,800	182,520	神浦ダム、河通ダム 雪浦ダム、式見ダム 手熊浄水場
第 7 回拡張	54年4月	令和 8年3月	75,423,000	413,600	148,000	鹿尾ダム、鳴見ダム 小ケ倉浄水場 三重浄水場 中尾ダム、東長崎浄水場

(2)　第7回拡張事業

ア　計画のあらまし

本事業は、当初昭和 60 年度を目標年次として認可を得、鹿尾ダム、鳴見ダムの建設により新規水源を開発するとともに、あわせて、相川・樫山・平地・東部の各簡易水道事業の中央水道への統合を 59 年度までに完了した。

第 1 次変更では、目標年次を平成 7 年度に定め、鳴見ダム、式見ダムの取水量の見直しと、鹿尾川水道組合から継承した水量の中央水道へ組み入れ、水質・水量に不安定な太田尾・飯香浦両簡易水道の中央水道への統合（平成 4 年 3 月完了）及び市周辺地域の未給水地区（東部）の解消（平成 8 年 3 月完了）を行い、普及率の向上を図った。

第 2 次変更では、長崎県施行の長崎水害緊急ダム建設事業において、水道専用の本河内高部、本河内低部、西山、浦上ダムの多目的化及び既設の雪浦ダムの改良並びに代替水源としての中尾ダム及び雪浦第 2 ダムの建設による 1 日 1,400m^3 の新規水源を開発し、あわせて水道施設の統廃合と関連する導水施設等の整備を行うとともに、茂木地区の給水の万全を期するため茂木水道事業を中央水道に統合（平成 7 年度完了）し、長崎市上水道事業として一元化を図ることとした。

第 3 次変更では、第 2 次変更による施策に加え、未給水地区の解消を図るため給水区域の拡張を含む長期的な水需給計画の見直しを実施し、目標年次を平成 22 年度、計画給水人口 423,100 人、計画 1 日最大給水量 187,800m^3 として施行した。

第 4 次変更では、第 3 次変更による施策に加え、水道未普及地域の解消、水道事業の一元化に伴う給水区域の拡張を含む長期的な水需給計画の見直しを実施し、目標年次を令和 13 年度、計画給水人口 389,300 人、計画 1 日最大給水量 131,400m^3 として施行中である。

―事 業 の 概 要―

<table>
<tr><td>計画目標年次</td><td>令和13年度</td><td>計画給水人口</td><td>389,300人</td></tr>
<tr><td>事業期間</td><td>昭和54年度～令和13年度</td><td>公称施設能力</td><td>176,150m³</td></tr>
<tr><td>工事期間</td><td>昭和54年度～令和13年度</td><td>1日最大給水量</td><td>131,400m³</td></tr>
<tr><td rowspan="5">計画給水区域</td><td rowspan="5">現在の給水区域に周辺地区加え、相川・樫山・平地・東部簡易水道区域、及び太田尾・飯香浦の各簡易水道区域の統合（太田尾・飯香浦統合簡易水道施設整備事業）と、未給水地区の解消（未給水地区無水源簡易水道事業）、茂木水道を中央水道へ統合（上水道統合整備事業）および合併町の水道事業を統合する（水道施設統合整備事業）</td><td>1人1日最大給水量</td><td>337ℓ</td></tr>
<tr><td>新規開発取水量</td><td>20,500m³／日</td></tr>
<tr><td>新規開発給水量</td><td>19,000m³／日</td></tr>
<tr><td>全体事業費</td><td>約 904億円</td></tr>
<tr><td colspan="2">第7回拡張事業 約 244億円
太田尾・飯香浦統合簡易水道施設整備事業 約 6億円
未給水地区無水源簡易水道事業 約 70億円
上水道統合整備事業 約 317億円
水道施設統合整備事業 約 127億円</td></tr>
</table>

イ 施設の概要（上水道統合整備事業）

・貯水施設　多目的ダム　（新設）1箇所（中尾ダム）
　〃　（改築）2箇所（西山、本河内高部ダム）
　〃　（改良）2箇所（本河内低部、浦上ダム）

・導水施設
　導水管　φ500～250mm　総延長　約3,150m
　ポンプ場　4箇所（浦上、西山、中尾、矢上）

・浄水施設
　浄水場　1箇所（東長崎）

・送水施設
　送水管　φ800～200mm　総延長　約 5,026m
　ポンプ場　2箇所（小江、浦上）

・配水施設
　配水管　φ800～250mm　総延長　約20,494m
　配水池　2箇所（東長崎、浦上）

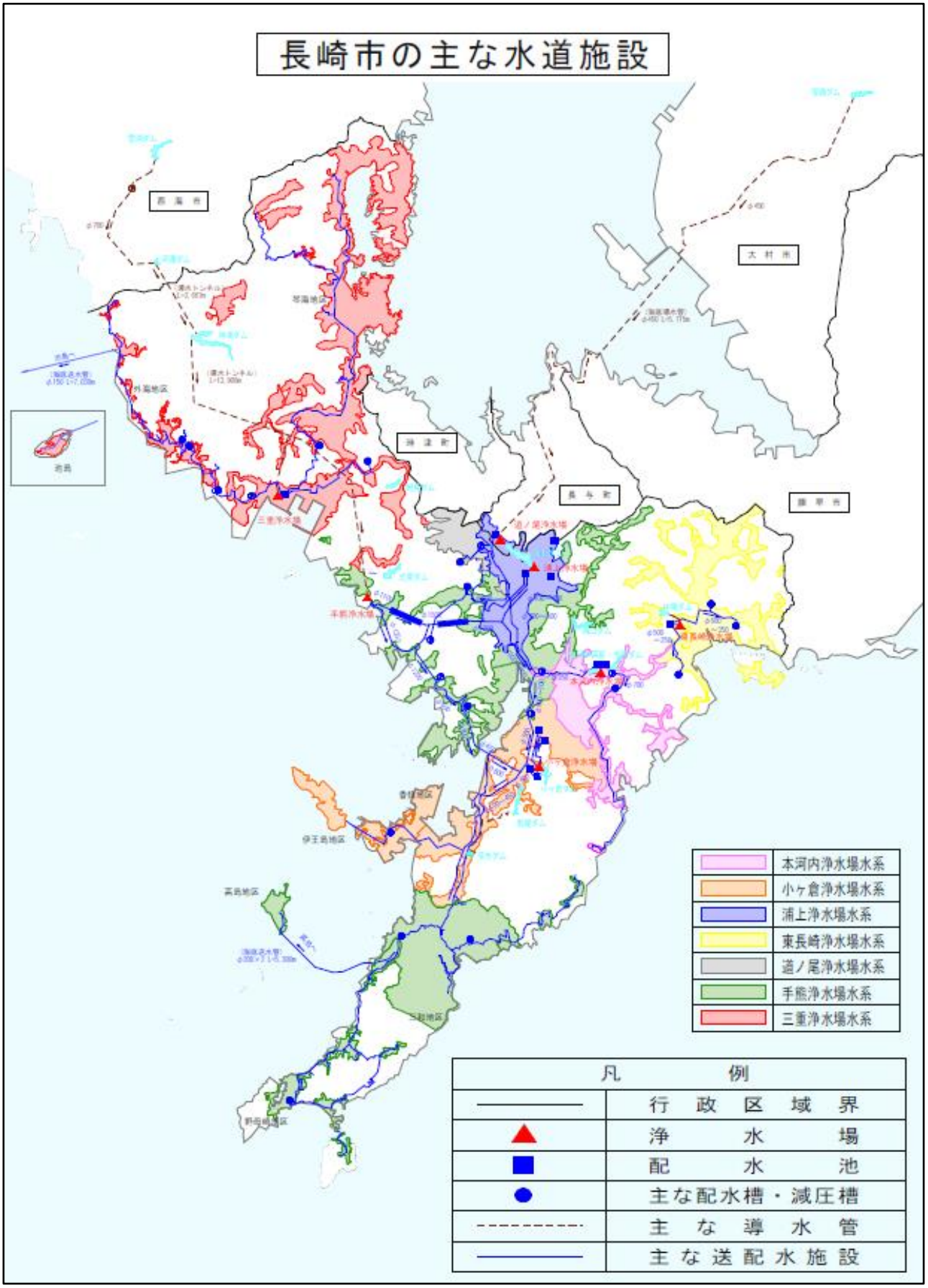
ウ　水源の新規開発（長崎水害緊急ダム建設事業）　（単位：㎥）

区分		ダム名	工法	1日最大取水量			1日最大給水量増減
				現行取水量	計画取水量	差引増減	
既設ダム	多目的化されるダム	本河内高部	改築	㎥／日 5,200	㎥／日 6,500	㎥／日 △2,900	1,300
		本河内低部	改良	4,200			
		西山	改築	11,400	8,100	△3,300	
		浦上	改良	25,000	23,900	△1,100	
新設ダム（振替ダム）		中尾	新築	0	8,700	8,700	
合計				45,800	47,200	1,400	1,300

※長崎県は平成 20 年度に、雪浦第 2 ダムの建設を中止し、その代替水源として浦上ダムの再開発により利水容量を確保する計画変更を行っている。なお、浦上ダムが平成 21 年 12 月 25 日に国土交通省の方針で検証の対象ダムとなったことに伴い、長崎県においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」、「長崎県公共事業評価監視委員会」等を経て現行計画案どおり事業継続とする対応方針を決定し、平成 23 年 7 月 26 日付けで国土交通大臣に報告。平成 24 年 10 月 29 日に開催された「第 26 回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」において、浦上ダムの事業継続が了承され、同年 11 月 12 日に国土交通省は浦上ダムの対応方針を「継続」と決定した。
令和 6 年度より浦上ダム堤体の 30 ㎝嵩上げと貯水池内掘削（約 50 万㎥）により洪水調節容量を新たに確保する工事に着手している。

エ　施設の概要（水道施設統合整備事業）

・導水施設 ―― 導水管　φ200㎜　総延長　約 4,000m
・送水施設 ― 配水池　8 箇所（琴海等）
　　送水管　φ450～50㎜　総延長　約 119,400m
　　ポンプ場　17 箇所（琴海等）
・配水施設 ― 配水管　φ150～50㎜　総延長　約 8,900m
　　配水池　5 箇所（大崎等）


長崎市の主な水道施設
本河内浄水場水系
小ヶ倉浄水場水系
浦上浄水場水系
東長崎浄水場水系
道ノ尾浄水場水系
手熊浄水場水系
三重浄水場水系
凡例
行政区域界
浄水場
配水池
主な配水槽・減圧槽
主な導水管
主な送配水施設

下　　水　　道

1　沿革・業務実績

公共下水道は、衛生的な環境づくり、公共用水域の水質の保全、市街地の浸水防止を目的とし、汚水の排除及び浄化、雨水の排除を行う都市施設である。

公共下水道による雨水と汚水の排除方式として、両者を 1 本の管渠で流す合流式と、別々の管渠で流す分流式とがあるが、本市では、分流式を採用している。

本市の公共下水道計画では、市域のうち市街化区域を基本に全体計画区域を定め、それを主に地形的要因により処理区を分割しており、また、周辺 7 町との合併により、令和 7 年度末現在で、全体計画区域面積 6,912.44ha、14 処理区となっている。

雨水の排除については、緊急性の高い地域より順次、計画区域とし、令和 7 年度末現在、32 排水区を設定している。昭和 27 年に着手した本市の下水道事業は、その後、区域の拡大を図り、令和 7 年度末現在、汚水排水 6,901.76ha、雨水排水 1,225haについて事業計画を策定し、事業を実施している。

令和 7 年度末における事業の進捗状況は、処理区域面積 5,602.43ha、処理人口 364,045 人、普及率 95.0％である。

老朽化した中部下水処理場の機能を西部下水処理場へ一元化し、中部下水処理場は、令和５年度末に廃止したことで、供用中の処理場が 10 箇所、汚水中継ポンプ場が 16 箇所、雨水排水ポンプ場が 2 箇所となっている。

なお、平成 16 年度から下水道事業に地方公営企業法を全面適用するとともに、水道局との組織統合を行っている。また、下水道事業と集落排水事業の一体的な事業運営を行うため、集落排水事業について令和６年度から地方公営企業法を全面適用し、公共下水道への接続をすることで経済効果が見込まれる施設の工事に令和７年度より着手している。

2　経営状況

令和 7 年度における経営状況は、収益においては、営業収益が 9,183,996 千円で前年度比 0.5 パーセント、46,634 千円の減収となっており、うち下水道使用料は 7,514,939 千円で前年度比 0.4 パーセント、29,179 千円の減収となっている。また、営業外収益が 2,726,169 千円で前年度比 0.1 パーセント、3,707 千円の増収となっており、特別利益が 32,117 千円で前年度比 1,000 パーセント以上、29,962 千円の増収となっている。この結果、総収益は 11,942,282 千円となり、前年度比 0.1 パーセント、12,965 千円の減収となっている。

費用においては、総費用は 10,875,162 千円で前年度比 1.6 パーセント、168,734 千円の増加となっている。この結果、損益勘定は、1,067,120 千円の純利益が生じた。

一方、資本的収支では、本年度 4,986,298 千円の財源不足が生じたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 210,802 千円、繰越工事資金 346,951 千円、損益勘定留保資金 4,428,545 千円で補てんした。

下水道事業会計の概要

区分＼年度			令和6年度決算	令和7年度決算	令和8年度（当初）予算
下水道事業収益			11,955,247千円	11,942,282千円	12,516,196千円
	下水道使用料収入		7,544,119	7,514,939	8,194,615
	一般会計補助金		108,132	110,351	180,513
	その他		4,302,996	4,316,992	4,141,068
下水道事業費用			10,706,428	10,875,162	12,173,873
	職員給与費		477,694	520,631	570,721
	支払利息		670,331	597,807	584,864
	減価償却費		6,153,638	6,142,548	6,230,398
	動力費		58,610	59,239	69,451
	薬品費		1,772	2,326	3,552
	その他		3,344,383	3,552,611	4,714,887
資本的収入			4,127,735	4,647,281	6,930,365
	企業債		769,700	1,127,300	2,523,400
	国（県）補助金		1,062,789	1,255,520	1,886,901
	その他		2,295,246	2,264,461	2,520,064
資本的支出			8,436,926	9,564,839	9,543,280
	建設改良費		2,590,392	3,919,517	4,000,485
	うち	工事費等	2,414,725	3,730,100	3,794,461
		人件費	170,456	177,066	183,697
		純事務費	5,211	12,351	22,327
	企業債償還金		5,786,980	5,637,602	5,532,195
	その他		59,554	7,720	10,600

区分＼年度			令和6年度決算	令和7年度決算	令和8年度（当初）予算
経営分析	当年度純利益		1,248,819千円	1,067,120千円	342,323千円
	利益剰余金合計		2,341,519	2,315,939	2,246,878
	企業債現在高		51,740,352	47,276,050	47,615,555
	使用料単価		207.94円/ m^3	209.10円/ m^3	214.09円/ m^3
	汚水処理原価		168.99円/ m^3	177.70円/ m^3	213.57円/ m^3
	対使用料収入比	企業債元利償還金	85.59%	82.97%	74.65%
		職員給与費	6.33%	6.93%	6.96%

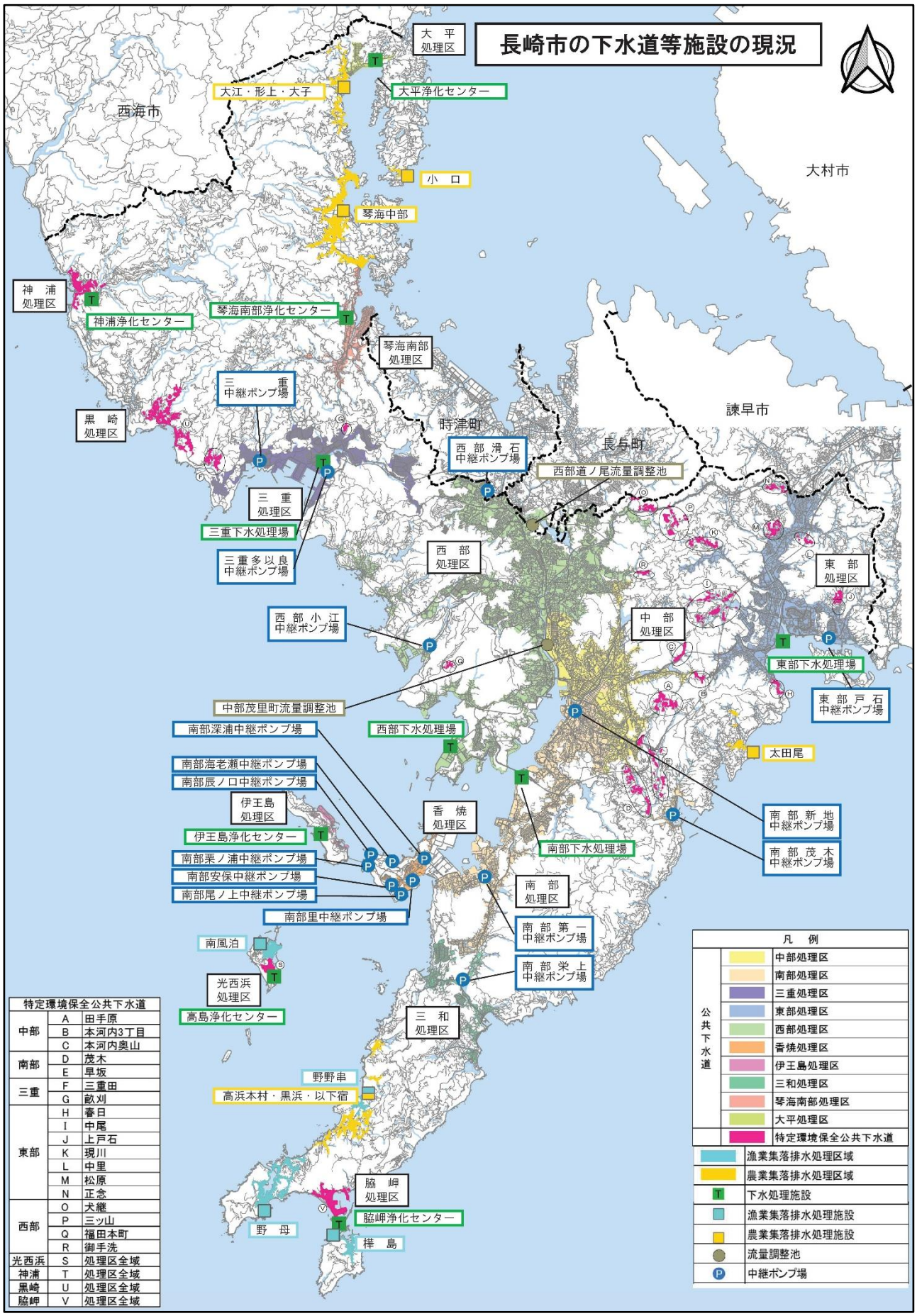
（注）　決算の欄においては、「下水道事業収益」及び「下水道事業費用」は消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載し、「資本的収入」及び「資本的支出」は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載している。
　予算の欄においては、全て消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記載し、当年度純利益の欄は消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額の収支差引額を記載している。

3　計画と現況・普及状況

（令和 7 年度末現在）

事業 / 区分	全体計画	事業計画	令和 7 年度末実績	備　考
a　処理区域面積（ha）	6,912.44	6,901.76	5,602.43	
b　告示世帯（世帯）	－	－	194,038	
c　処理区域人口（人）	304,560	371,100	364,045	
d　汚水管延長（km）	－	－	1,854.20	
e　雨水管延長（km）	－	－	252.52	
f　処理場（箇所）	10	10	稼働 10	
g　汚水ポンプ場（箇所）	16	16	稼働 16	
h　雨水ポンプ場（箇所）	2	2	稼働 2	
i　水洗化世帯（世帯）	－	－	189,707	
j　水洗化人口（人）	－	－	356,200	

整　備　指　標			
k　市域面積（ha）	40,569	普 及 率 c ／ m （%）	95.0
l　市域世帯（世帯）	204,669	水洗化率 j ／ c （%）	97.8
m　市域人口（人）	383,154		


長崎市の下水道等施設の現況
大 平 処理区
大平浄化センター
大江・形上・大子
西海市
小 口
琴海中部
大村市
神 浦 処理区
神浦浄化センター
琴海南部浄化センター
琴海南部 処理区
三 重 中継ポンプ場
黒 崎 処理区
時津町
諫早市
西 部 滑 石 中継ポンプ場
長与町
西部道ノ尾流量調整池
三 重 処理区
三重下水処理場
三 重 多 以 良 中継ポンプ場
西 部 処理区
東 部 処理区
西 部 小 江 中継ポンプ場
中 部 処理区
東部下水処理場
東 部 戸 石 中継ポンプ場
中部茂里町流量調整池
南部深浦中継ポンプ場
西部下水処理場
太田尾
南部海老瀬中継ポンプ場
南部辰ノ口中継ポンプ場
伊王島 処理区
伊王島浄化センター
香 焼 処理区
南 部 新 地 中継ポンプ場
南部下水処理場
南 部 茂 木 中継ポンプ場
南部栗ノ浦中継ポンプ場
南部安保中継ポンプ場
南部尾ノ上中継ポンプ場
南 部 処理区
南部里中継ポンプ場
南 部 第 一 中継ポンプ場
南風泊
南 部 栄 上 中継ポンプ場
光西浜 処理区
高島浄化センター
三 和 処理区
野野串
高浜本村・黒浜・以下宿
脇 岬 処理区
脇岬浄化センター
野 母
樺 島
凡 例
公共下水道
中部処理区
南部処理区
三重処理区
東部処理区
西部処理区
香焼処理区
伊王島処理区
三和処理区
琴海南部処理区
大平処理区
特定環境保全公共下水道
漁業集落排水処理区域
農業集落排水処理区域
下水処理施設
漁業集落排水処理施設
農業集落排水処理施設
流量調整池
中継ポンプ場
特定環境保全公共下水道
中部 A 田手原
B 本河内3丁目
C 本河内奥山
南部 D 茂木
E 早坂
三重 F 三重田
G 畝刈
東部 H 春日
I 中尾
J 上戸石
K 現川
L 中里
M 松原
N 正念
西部 O 犬継
P 三ッ山
Q 福田本町
R 御手洗
光西浜 S 処理区全域
神浦 T 処理区全域
黒崎 U 処理区全域
脇岬 V 処理区全域

4　長崎市公共下水道整備状況

(1)　汚　　水　　（令和 7 年度末現在）

処　　理　　区			全体計画	事業計画	令和7年度末実績	備考
合　　計		処理面積（ha）	6,912.44	6,901.76	5602.43	普及率
		処理人口（人）	304,560	371,100	364,045	95.0%
旧長崎市	中部処理区	処理面積（ha）	982.15	982.15	851.42	普及率
		処理人口（人）	54,280	66,080	67,092	98.6%
	南部処理区	処理面積（ha）	1,171.12	1,169.92	939.91	普及率
		処理人口（人）	54,860	66,700	63,972	98.0%
	三重処理区	処理面積（ha）	536.33	536.33	414.05	普及率
		処理人口（人）	14,490	17,650	18,910	98.0%
	東部処理区	処理面積（ha）	989.87	988.37	730.87	普及率
		処理人口（人）	33,550	40,770	40,845	99.2%
	西部処理区	処理面積（ha）	2,415.36	2,415.06	2047.33	普及率
		処理人口（人）	129,730	157,600	151,968	98.4%
香焼地区	香焼処理区	処理面積（ha）	113.40	113.40	113.40	普及率
		処理人口（人）	2,140	2,940	2,818	99.3%
伊王島地区	伊王島処理区	処理面積（ha）	43.20	39.70	30.20	普及率
		処理人口（人）	270	440	519	94.2%
高島地区	光西浜処理区	処理面積（ha）	21.91	21.91	11.50	普及率
		処理人口（人）	180	250	134	61.2%
外海地区	神浦処理区	処理面積（ha）	24.10	24.10	24.10	
		処理人口（人）	300	490	510	普及率
	黒崎処理区	処理面積（ha）	36.46	36.46	34.30	46.4%
		処理人口（人）	450	740	802	
野母崎地区	脇岬処理区	処理面積（ha）	84.43	84.43	36.60	普及率
		処理人口（人）	1,600	2,260	987	23.9%
三和地区	三和処理区	処理面積（ha）	186.35	186.35	170.27	普及率
		処理人口（人）	5,450	8,010	7,995	89.5%
琴海地区	琴海南部処理区	処理面積（ha）	251.41	247.23	166.47	
		処理人口（人）	6,200	5,800	6,596	普及率
	大平処理区	処理面積（ha）	56.35	56.35	32.01	64.7%
		処理人口（人）	1,060	1,370	897	

5　下水道使用料

（H13.5月分から適用）

種　　別	基本使用料	従　量　使　用　料	
		単　　位	金　　額
一 般 汚 水	1,000円	1㎥～10㎥（1㎥につき）	20円
		11㎥～50㎥（1㎥につき）	180円
		51㎥～100㎥（1㎥につき）	395円
		101㎥以上（1㎥につき）	460円
浴 場 業 汚 水	1,000円	1㎥につき	10円

備考
1　「一般汚水」とは、浴場業汚水以外の汚水をいう。
2　「浴場業汚水」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第2条に規定する公衆浴場から排除される汚水をいう。

※下水道使用料の額は、上の表より算定して得た額に消費税相当額を加算して得た額。

6　水洗便所改築資金貸付制度

(1)　規程制定年月　　昭和37年3月
(2)　貸付限度額　　60万円以内
(3)　利　　子　　無利子
(4)　償還方法　　60カ月以内均等償還（貸付月の翌月から）

7　受益者負担金・分担金

(1)　条例制定年月　　昭和44年12月（昭和52年12月・平成12年12月一部改正）
(2)　徴収開始年月日　　昭和46年4月1日
(3)　徴収年限　　3年（年4回12回分割）
(4)　単位負担金額　　1㎡当たり200円（昭和53年4月1日改定）
(5)　前納報奨金制度
負担金を3年全額または数期（当該年度分＋次年度分以降）を一括して納付した場合、次の算式により前納報奨金を支給する。
期別納付額×0.6／100×前納延月数

８　下水処理場の現況

(1)　施設

区分＼名称		中部 下水処理場	南部 下水処理場	三重 下水処理場	東部 下水処理場	西部 下水処理場	香　焼 浄化センター
場　　所		茂里町 2番2号	戸町5丁目 985番地	京泊２丁目 8番50号	田中町 279番地46	神ノ島町1丁目 367番地11	香焼町 924番地1
事業開始年度		S28年度	S51年度	S52年度	S59年度	S61年度	S49年度
供用開始時期		S36年12月	S59年4月	S59年8月	H元年4月	H4年7月	S55年7月
敷地面積(㎡)		28,000	43,200	37,400	37,000	92,100	10,400
排水方式		分流式	同　左	同　左	同　左	同　左	同　左
処理方式		標準活性汚泥法	同　左	同　左	同　左	同　左	同　左
処理能力	全体計画(㎥／日)	廃止	27,000	7,300	14,000	70,800	廃止
	現況(㎥／日)	R6.3.31 機能停止	31,400	11,000	18,700	83,700	H19.6.1 機能停止

区分＼名称		伊王島 浄化センター	高　島 浄化センター	神　浦 浄化センター	脇　岬 浄化センター	琴海南部 浄化センター	大　平 浄化センター
場　　所		伊王島町2丁目1178番地5	高島町 2707番地34	神浦向町 293番地2	脇岬町 3803-6	琴海村松町 760番地3	琴海大平町 1250番地
事業開始年度		H10年度	H9年度	H8年度	H10年度	H10年度	H16年度
供用開始時期		H15年3月	H12年1月	H14年4月	H21年3月	H17年3月	H22年3月
敷地面積(㎡)		3,500	3,000	6,150	3,100	9,300	2,500
排水方式		分流式	同　左	同　左	同　左	同　左	同左
処理方式		ＯＤ法	同　左	同　左	同　左	長時間 エアレーション法	ＯＤ法
処理能力	全体計画(㎥／日)	600	200	600	900	2,400	700
	現況(㎥／日)	600	200	600	900	2,400	700

(2) 公害対策（脱臭施設）

名称／区分	南　部 下水処理場	三　重 下水処理場	東　部 下水処理場	西　部 下水処理場
内　　容	生物脱臭法	生物脱臭法 湿式吸着方式 （薬液洗浄） 活性炭	湿式吸着方式 （薬液洗浄）	生物脱臭法 湿式吸着方式 （薬液洗浄） 活性炭
設 置 年 度	H22	S58・H30	S63	H27・28

※このほか、防臭のため施設に覆蓋を施している。

名称／区分	神　浦 浄化センター	高　島 浄化センター	伊王島 浄化センター	脇　岬 浄化センター	琴海南部 浄化センター	大　平 浄化センター
内　　容	立形上向流吸着式 （直置上積方式）	同　　左	同　　左	土壌脱臭法	同　　左	同　　左
設置年度	H14	H12	H11	H20	H16	H21

(3) 脱水ケーキ処理

ア　処分方法　民間の産業廃棄物処理業者へ委託し、コンポスト化又は焼却後有効利用

イ　1日平均脱水ケーキ発生量

約80.3ｔ/日（コンポスト　約52.9ｔ　焼却　約27.4ｔ）

集落排水処理施設

1　農業集落排水事業

農業用用排水の水質保全と農業集落の生活環境の向上を図るための事業

地　区　名	太田尾地区	野母崎地区	琴海地区
計　画　人　口	650 人	1,160 人	6,180 人
処　理　施　設	1 箇所	1 箇所	3 箇所
管　路　延　長	6,261m	23,344m	47,978m
中 継 ポ ン プ	2 箇所	32 箇所	66 箇所

2　漁業集落排水事業

漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の向上を図るための事業

地　区　名 （整備地区）	高島地区 （南風泊）	野母崎地区 （野野串）	野母崎地区 （野母）	野母崎地区 （樺島）
計　画　人　口	849 人	290 人	4,630 人	1,200 人
処　理　施　設	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
管　路　延　長	8,400m	4,556m	23,586m	5,126m
中 継 ポ ン プ	1 箇所	1 箇所	10 箇所	9 箇所

3　集落排水処理施設使用料

（H13.5 月分から適用）

種　別	基本使用料	従　量　使　用　料	
		単　位	金　額
一 般 汚 水	1,000 円	1 ㎥～10 ㎥（1 ㎥につき）	20 円
		11 ㎥～50 ㎥（1 ㎥につき）	180 円
		51 ㎥～100 ㎥（1 ㎥につき）	395 円
		101 ㎥以上（1 ㎥につき）	460 円
浴 場 業 汚 水	1,000 円	1 ㎥につき	10 円

備考
1　「一般汚水」とは、浴場業汚水以外の汚水をいう。
2　「浴場業汚水」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和 56 年法律第 68 号）第 2 条に規定する公衆浴場から排除される汚水をいう。

※集落排水処理施設使用料の額は、上の表より算定して得た額に消費税相当額を加算して得た額。

4　水洗便所改築資金利子補給制度

(1)　規程制定年月　　平成 13 年４月

(2)　制 度 概 要　　集落排水施設処理区域内における水洗化工事資金の貸し付けに係る利子分を金融機関へ交付する。

5　受益者分担金

(1)　条例制定年月　　平成 12 年 12 月

(2)　徴収開始年月日　　平成 13 年 4 月 1 日

(3)　徴 収 年 限　　3 年（年 4 回 12 回分割）

(4)　単位負担金額　　1㎡当たり 200 円（昭和 53 年 4 月 1 日改定）

(5)　前納報奨金制度

負担金を 3 年全額または数期（当該年度分＋次年度分以降）を一括して納付した場合、次の算式により前納報奨金を支給する。

期別納付額×0.6／100×前納延月数

市　政　概　要

令和８年（2026 年版）

発 行 日　令和８年９月
編　　集　長崎市議会事務局議事調査課
発　　行　長　崎　市　議　会　事　務　局
〒850-8685 長崎市魚の町４番１号
ＴＥＬ　０９５－８２９－１２００
ＦＡＸ　０９５－８２９－１１９９